別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　山形市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・山形市公共交通活性化協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山形市）
・山形市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（山形市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（山形市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（山形市）
・本市作成の GTFS-JP を活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載（山形市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山形市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、山形市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入（山形市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（山形市）
・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通したモビリティマネジメントを行う（山形市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の山形市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・山形市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 12,245 人、県内 3,016 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の山形市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・山形市の目標値（目標年度 R7 年度末）
5.03 回／人（直近年度の実績 1,117,478 人）

別　紙

○山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の山形市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 円）

・山形市目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,477 万 9 千円（直近年度の実績 8,334 万 2 千円）

コミュニティバス：4,063 万 5 千円（直近年度の実績 4,836 万 4 千円）

デマンド交通：263 万 8 千円（直近年度の実績 301 万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

コミュニティバス高瀬線の年間利用者数：3,794 人以上（直近年度の実績 3,340 人）

コミュニティバス高瀬線の収支率：6.9%以上（直近年度の実績 6.5%）

コミュニティバス高瀬線への山形市負担額 432 万 8 千円（直近年度の実績 432 万 8 千円）

スマイルグリーン号の年間利用者数：1,717 人以上（直近年度の実績 1,565 人）

スマイルグリーン号の収支率：6.9%以上（直近年度の実績 6.5%）

スマイルグリーン号への山形市負担額：291 万 7 千円（直近年度の実績 301 万円）

山交ビル～関沢線の年間利用者数：48,645 人以上（直近年度の実績 48,645 人）

山交ビル～関沢線の収支率：69.2%以上（直近年度の実績 75.4%）

山交ビル～関沢線の山形市負担額 385 万 5 千円（直近年度の実績 282 万 5 千円）

山交ビル～山寺線の年間利用者数：47,645 人以上（直近年度の実績 47,645 人）

山交ビル～山寺線の収支率：41,1%以上（直近年度の実績 44.7%）

山交ビル～山寺線の山形市負担額 869 万 8 千円（直近年度の実績 748 万 2 千円）

山交ビル～新山線の年間利用者数：11,822 人以上（直近年度の実績 11,822 人）

山交ビル～新山線の収支率：82.1%以上（直近年度の実績 89.4%）

山交ビル～新山線の山形市負担額 17 万 3 千円（直近年度の実績 9 万 3 千円）

山交ビル（県庁）関沢線の年間利用者数：4,636 人以上（直近年度の実績 4,636 人）

山交ビル（県庁）関沢線の収支率：75.4%以上（直近年度の実績 82.2%）

山交ビル（県庁）関沢線の山形市負担額 30 万 6 千円（直近年度の実績 20 万 4 千円）

山交ビル～唐松観音線の年間利用者数：46,066 人以上（直近年度の実績 46,066 人）

山交ビル～唐松観音線の収支率：84.6%以上（直近年度の実績 92.2%）

山交ビル～唐松観音線の山形市負担額 175 万 9 千円（直近年度の実績 81 万 7 千円）

山交ビル（県庁）唐松観音線の年間利用者数：3,383 人以上（直近年度の実績 3,383 人）

山交ビル（県庁）唐松観音線の収支率：90.2%以上（直近年度の実績 98.3%）

山交ビル（県庁）唐松観音線の山形市負担額 7 万 6 千円（直近年度の実績 1 万 2 千円）

山交ビル～宝沢線の年間利用者数：68,252 人以上（直近年度の実績 68,252 人）
山交ビル～宝沢線の収支率：90.2%以上（直近年度の実績 98.3%）
山交ビル～宝沢線の山形市負担額 116 万 7 千円（直近年度の実績 28 万 1 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区、及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス７路線について、その運行に係る費用総額 6,787 万 4 千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス７路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

別　紙

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論 〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和 3 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内） ・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更 ・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更 〇 山形市公共交通活性化協議会 ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 5 月 7 日（第 1 回）：規約の改正 ・令和 3 年 5 月 26 日（第 2 回）：R2 事業・収支決算、R3 事業計画・収支予算、地域内フィーダー系統補助に関して ・令和 4 年 1 月 19 日（第 3 回）：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等 ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 10 日（第 1 回）：地域内フィーダー系統補助について 〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会 ・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

別　紙

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　山形県山形市旅篭町二丁目 3-25
（所　属）　山形市企画調整部企画調整課
（氏　名）　大場　千華
（電　話）　023-641-1212（内線 221）
（e-mail）kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	未定	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	217日	108.5回			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク（JR仙山線）と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）（左回り）	高沢	山形駅前	高沢	往 36.3km 循環	244日	258回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 21.7km	244日	129回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）（右回り）	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 36.2km	244日	500回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	293日	1,292.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.6km 復 17.4km	364日	1,451回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 － 復 11.4km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル（県庁）関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 － 復 14.7km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	364日	1,915回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル（県庁）唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 － 復 9.2km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	293日	1,413回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 中山町	未定	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			144日	576回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	未定	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	217日	108.5回			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク（JR仙山線）と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）（左回り）	高沢	山形駅前	高沢	往 36.3km 循環	243日	264回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 21.7km	243日	132回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）（右回り）	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 36.2km	243日	504回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	290日	1,279.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.6km 復 17.4km	365日	1,447回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 － 復 11.4km	239日	119.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル（県庁）関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 － 復 14.7km	239日	119.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365日	1,941回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル（県庁）唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 － 復 9.2km	239日	119.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	290日	1,399回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 中山町	未定	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			140日	560回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形市	未定	(1) コミュニティバス高瀬線（通学便）	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218日	109回			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク（JR仙山線）と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線（1便）（左回り）	高沢	山形駅前	高沢	往 36.3km 循環	244日	272回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線（2便）	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 21.7km	244日	136回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線（3便、4便）（右回り）	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 36.2km	244日	512回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	293日	1,292.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.6km 復 17.4km	364日	1,451回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 － 復 11.4km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル（県庁）関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 － 復 14.7km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	364日	1,915回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル（県庁）唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 － 復 9.2km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	293日	1,413回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク（JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線）と接続	③
山形市 中山町	未定	(12) スマイルグリーン号（1，3，5，7便）		中山町・明治・大郷地区			142日	568回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

紅花バス（山形市コミュニティバス高瀬線）

運行日	平日毎日運行〔土曜日・日曜日・祝日（振替休日含む）・12/29～1/3を除く〕 ※午前7時40分発の便は、高瀬小学校・高楯中学校がともに休校の日は運休します。
運賃	**大人（中学生以上）300円　一定区間だけの乗降 200円** **小学生は大人運賃の半額　未就学児は無料** 一定区間は次のとおりです 高瀬・高楯地区 ：高沢～風間入口の間 市街地地区 ：鈴川ことぶき荘～山形駅前の間 乗車時に、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した方（介助の同行者1名を含む）と、車いすの利用者（介助の同行者2名までを含む）は、上記運賃の半額（10円未満切り上げ）になります。

★コミュニティバス等専用の高齢者乗車証・子育て支援乗車証を発行しています。
詳しくは、企画調整課へお問い合わせください。

運　行　時　刻　表（令和4年4月1日～）

通学便	午前					午後			
	1便		2便	停留所名		3便		4便	
（上り）	（上り）	（下り）	（上り）			（下り）	（上り）	（下り）	（上り）
			(B)				(C)		(E)
7:40	8:32	10:18	10:32	高瀬・楯山地区	①高沢	14:31	14:48	16:31	16:48
7:45	8:35	10:15	10:35		②平石水公民館前	14:28	14:51	16:28	16:51
7:47	8:37	10:13	10:37		③平石水	14:26	14:53	16:26	16:53
7:49	8:39		10:39		④蔦の木十字路	14:24		16:24	
↓	8:40		10:40		⑤上蔦の木多目的集会所前	14:23		16:23	
↓	8:43		10:43		⑥上切畑神明神社前	14:20		16:20	
↓	8:45		10:45		⑦下切畑集会所前	14:18		16:18	
↓	8:46		10:46		⑧休石八幡神社前	14:17		16:17	
↓	8:48		10:48		⑨元高瀬公民館前	14:15		16:15	
7:53	8:49		10:49		⑩高瀬小学校前	14:14		16:14	
7:54	8:50		10:50		⑪高瀬駅前	14:13		16:13	
↓	8:51		10:51		⑫田中	14:12		16:12	
↓	8:54		10:54		⑬大森住宅前	14:09		16:09	
↓	8:56		10:56		⑭大森	14:07		16:07	
↓	8:57		10:57		⑮二本堂	14:06		16:06	
↓	8:59		10:59		⑯中里	14:04		16:04	
↓	9:00		11:00		⑰高楯中学校前	14:03		16:03	
↓	9:01		11:01		⑱法伝寺前	14:02		16:02	
↓	9:02		11:02		⑲風間	14:00		16:00	
↓	9:03		11:03		⑳風間入口	13:59		15:59	
	9:10		11:10	市街地地区	㉑鈴川ことぶき荘	13:53		15:53	
	9:14		11:14		㉒東北中央病院	13:49		15:49	
	9:16		11:16		㉓双月町	13:47		15:47	
	9:23	9:55	11:23		㉔市役所前	13:40	15:10	15:40	17:10
	9:25	9:53	11:25		㉕七日町　上り：済生館西側 下り：旧大沼デパート前	13:38	15:13	15:38	17:13
	9:27	↓	11:27		㉖NHK前	↓	15:15	↓	17:15
	9:30	9:49	11:30		㉗山交ビル前	13:34	15:18	15:34	17:18
	9:32	9:47	11:32		㉘山形駅前	13:32	15:20	15:32	17:20

（ベにばなトンネル経由）

(A)　(D)

※（A）～（E）の区間は引き続き乗車することができます。（山形駅前および高沢で10分程度の調整時間あり）

- ㉔市役所前は、上り線は6番のりば、下り線は3番のりばになります。
- ㉘山形駅前は、2番線のりばになります。
- 高沢から法伝寺前の区間は、自由乗降区間として停留所以外の場所でも自由に乗降できる区間になります。乗車の際は手をあげてお知らせください。ただし、午前7時40分発の便を除きます。
- ㉖NHK前は、下りの便は停車しません。
- ⑲風間、⑳風間入口の停留所は、鈴川ことぶき荘・東北中央病院にて降車する方のみ乗車できます。また、鈴川ことぶき荘・東北中央病院から乗車した方のみ降車できます。

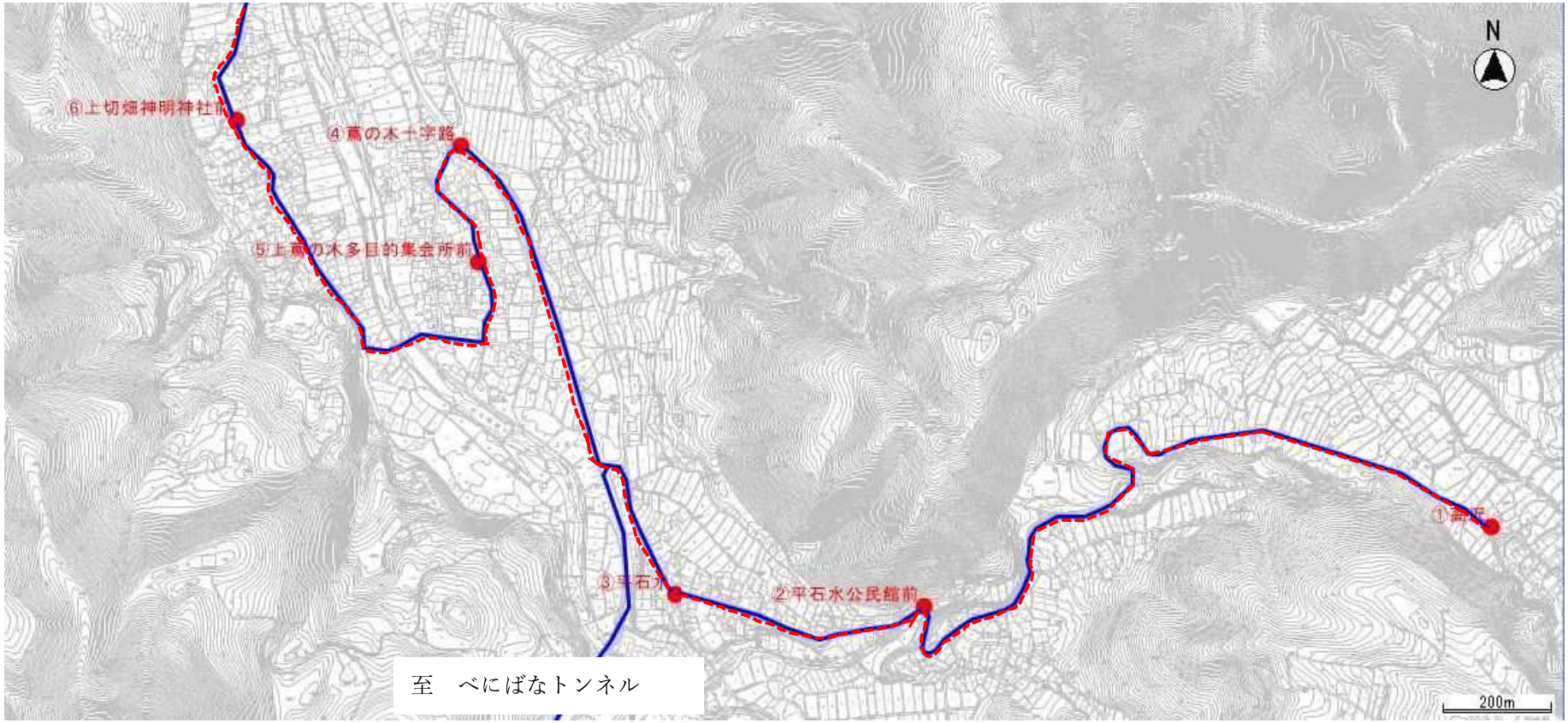
【お問い合わせ先】
山形市役所 企画調整課
☎641－1212（内線222）

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

＜全体略図＞

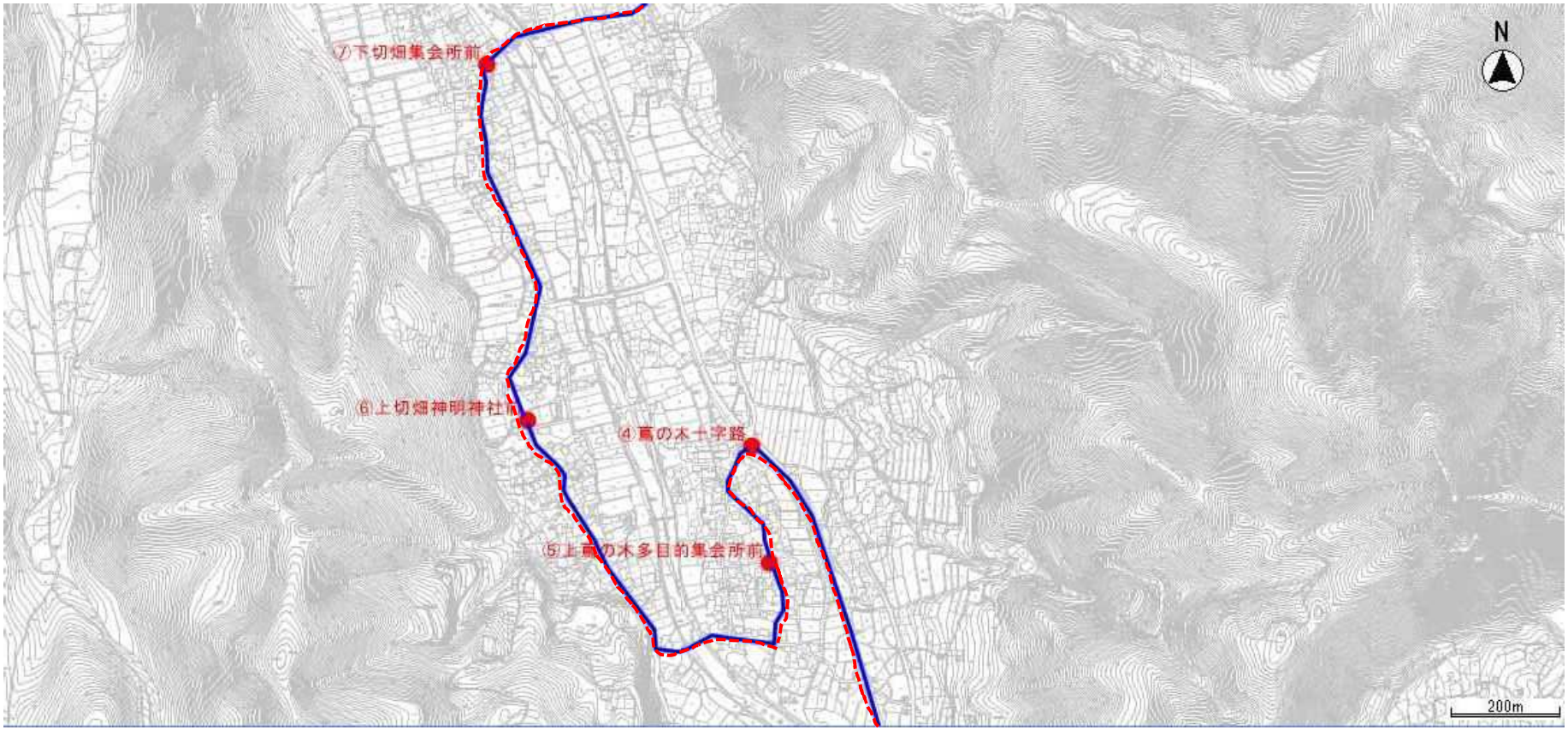


コミュニティバス高瀬線　運行経路図



運行経路　　停留所　　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図



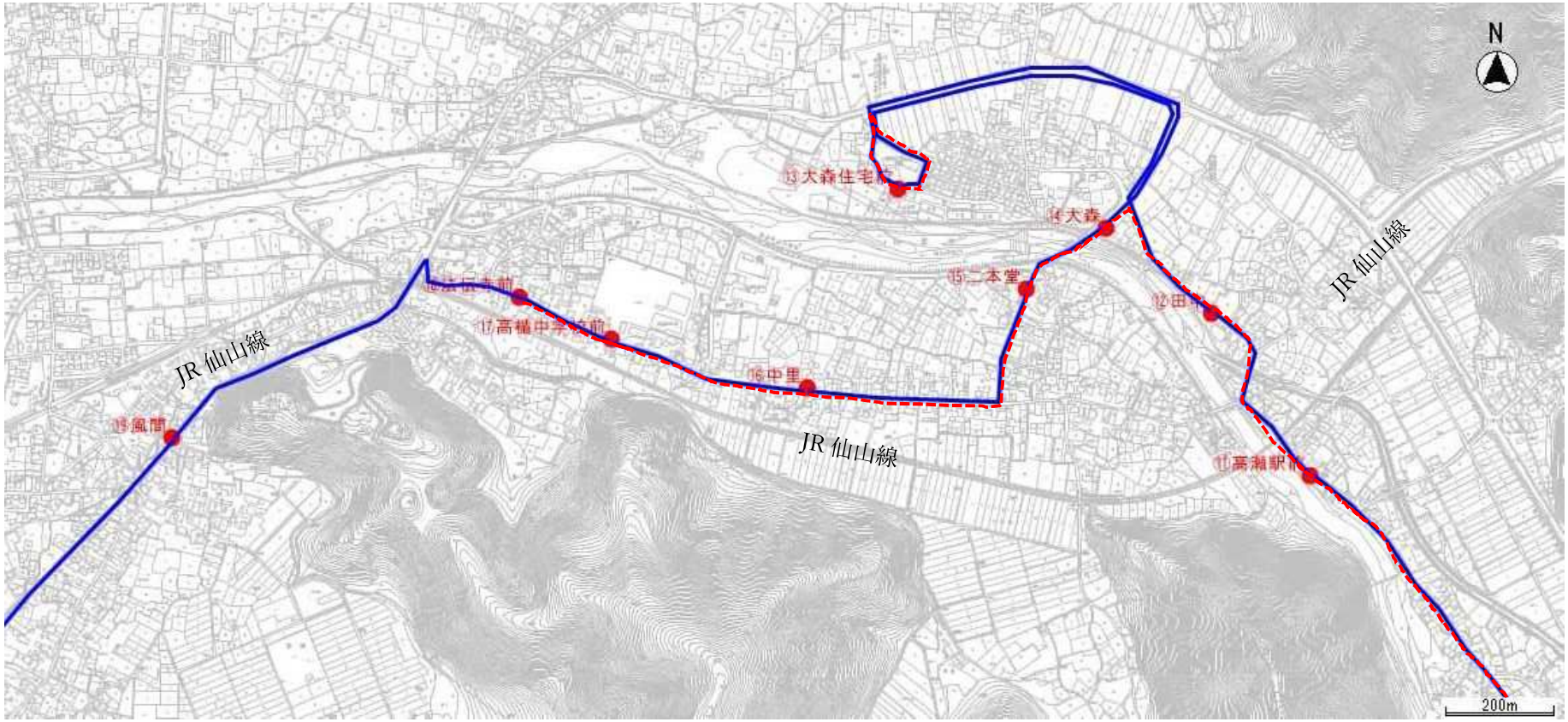
運行経路　停留所　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図



運行経路　停留所　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図



運行経路　　停留所　　自由乗降区間

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

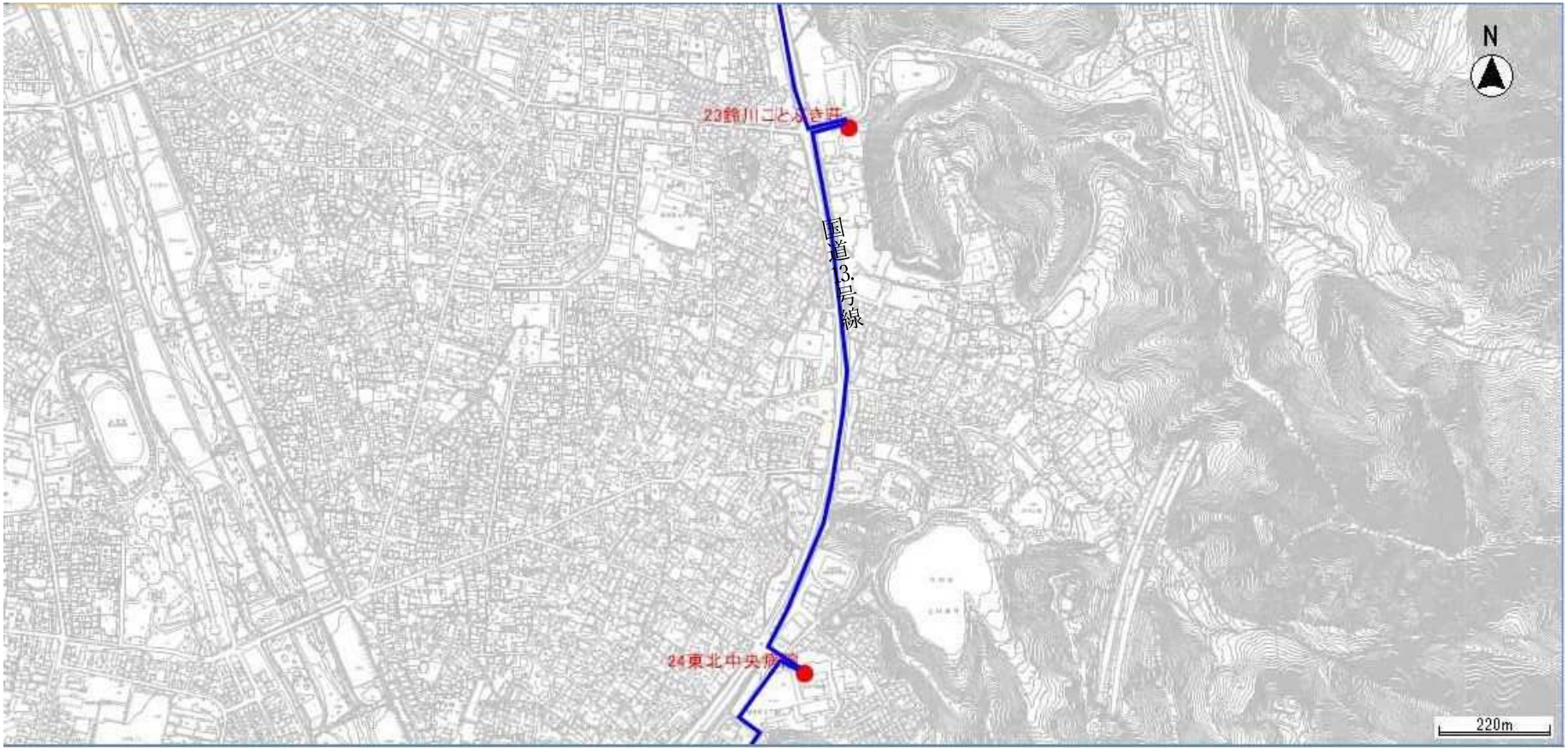


運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

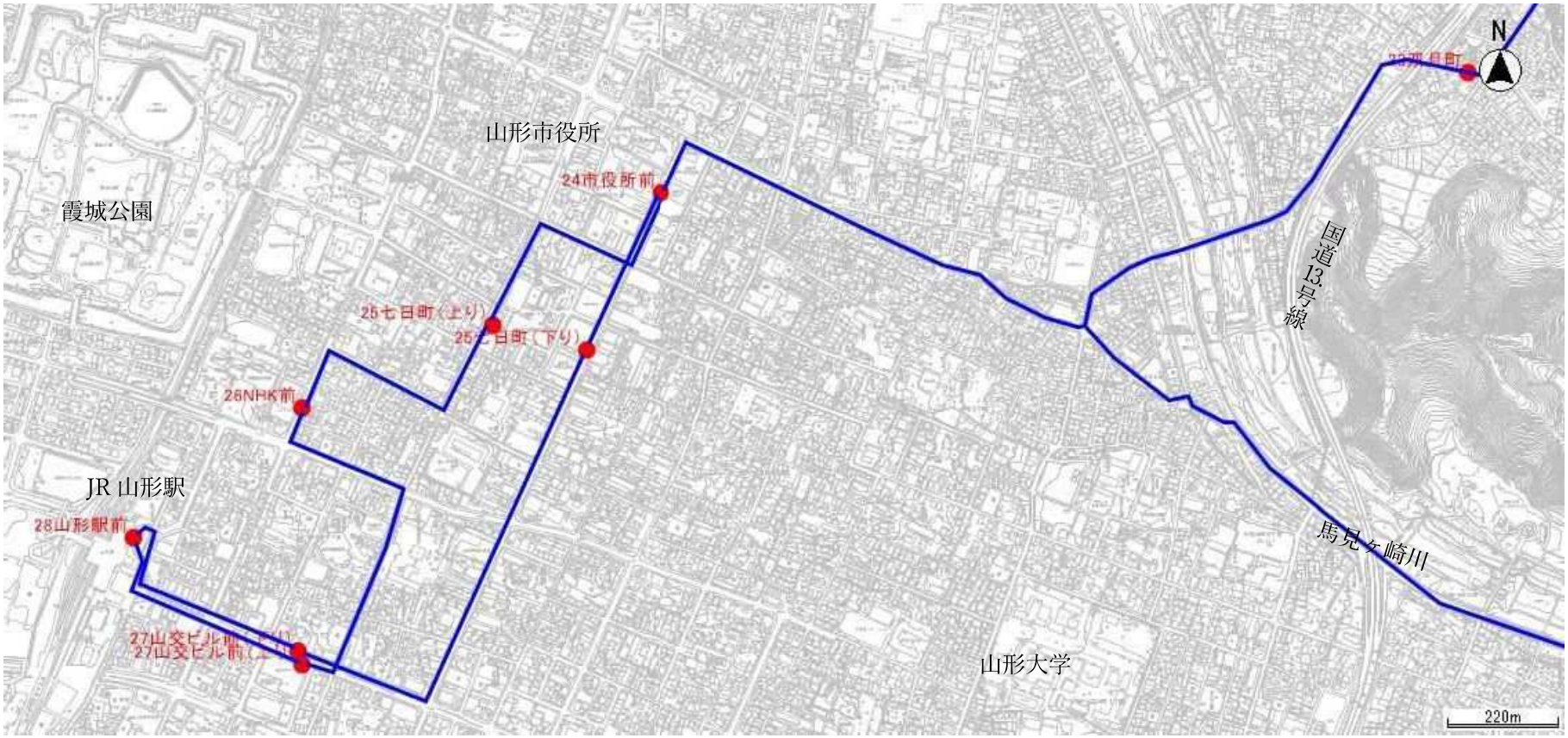


コミュニティバス高瀬線　運行経路図



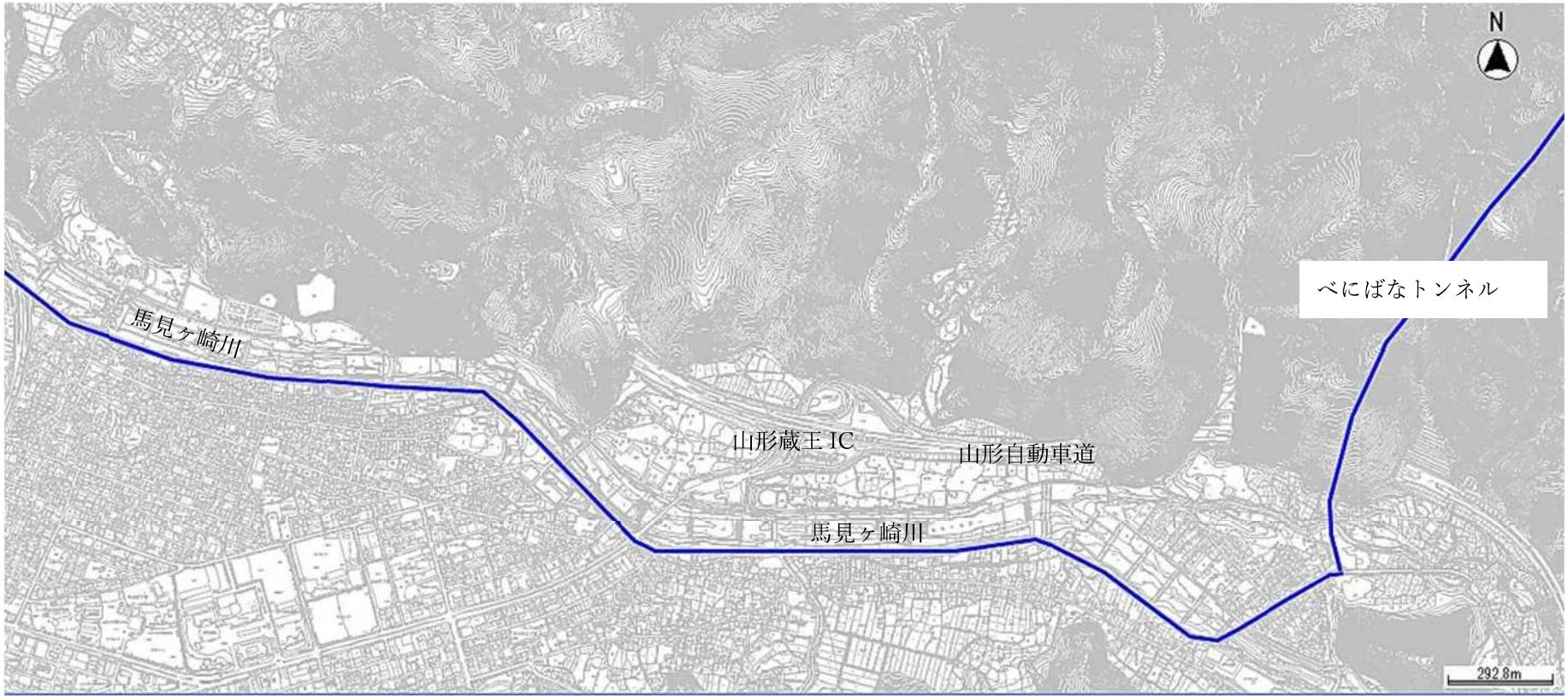
運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

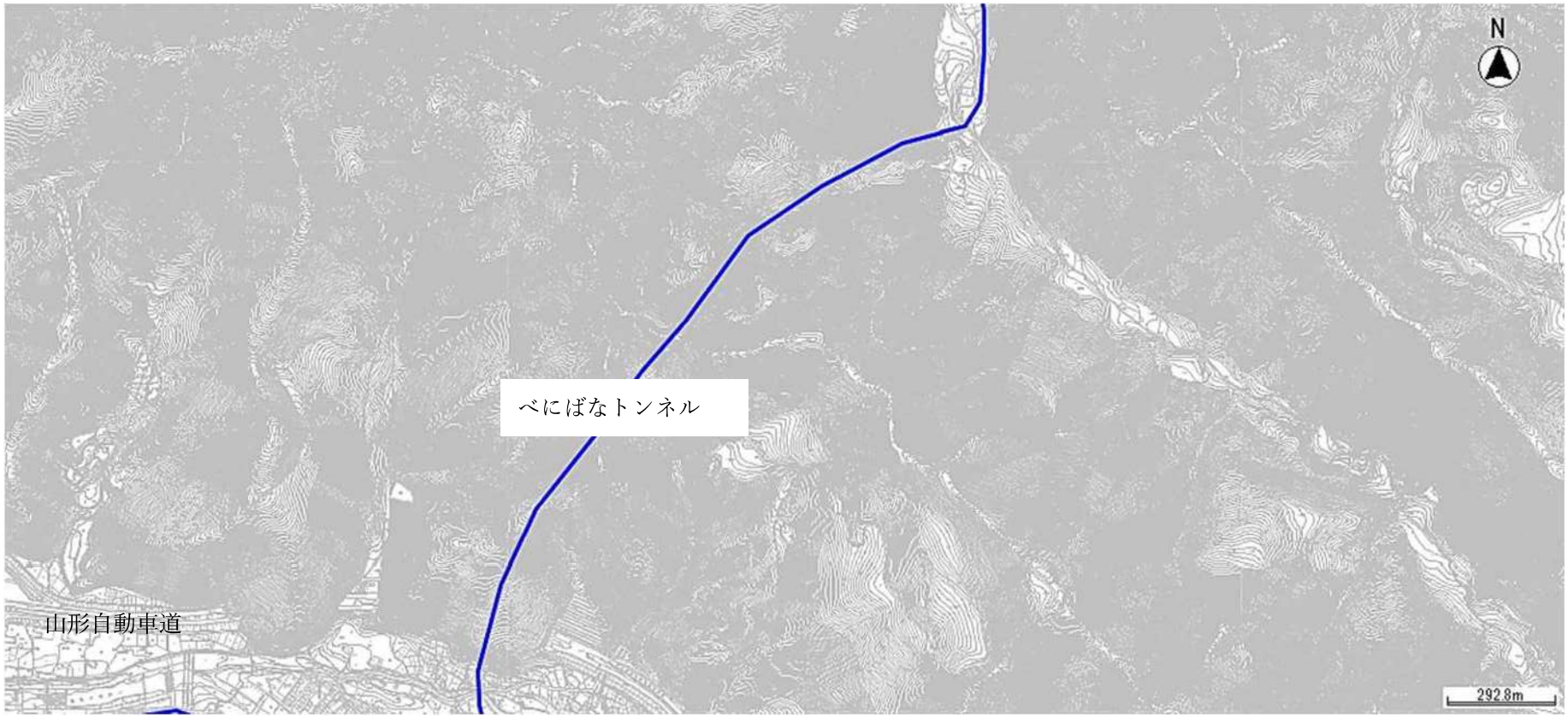


運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図

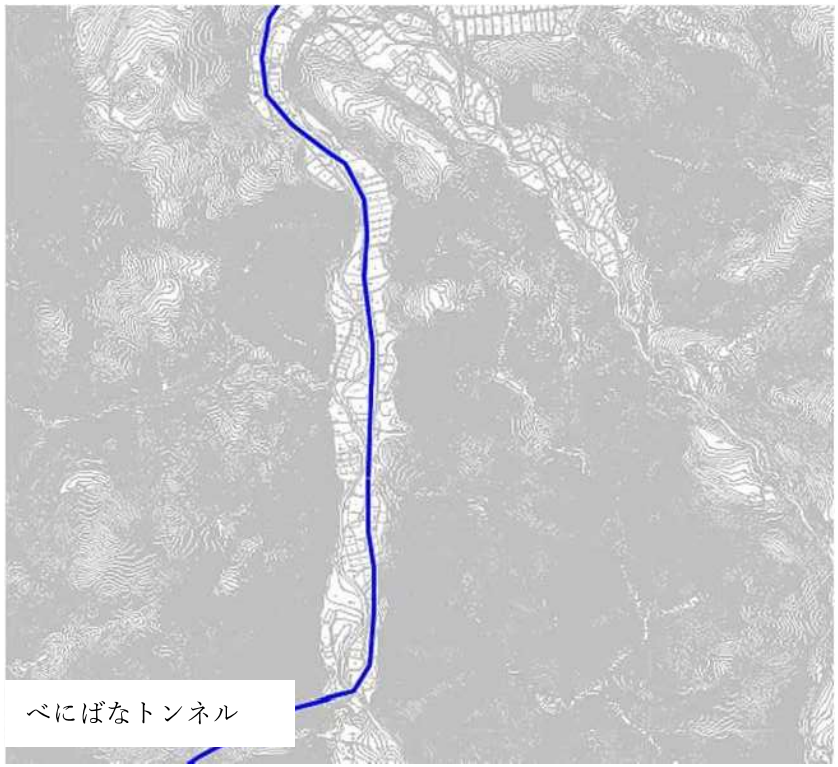


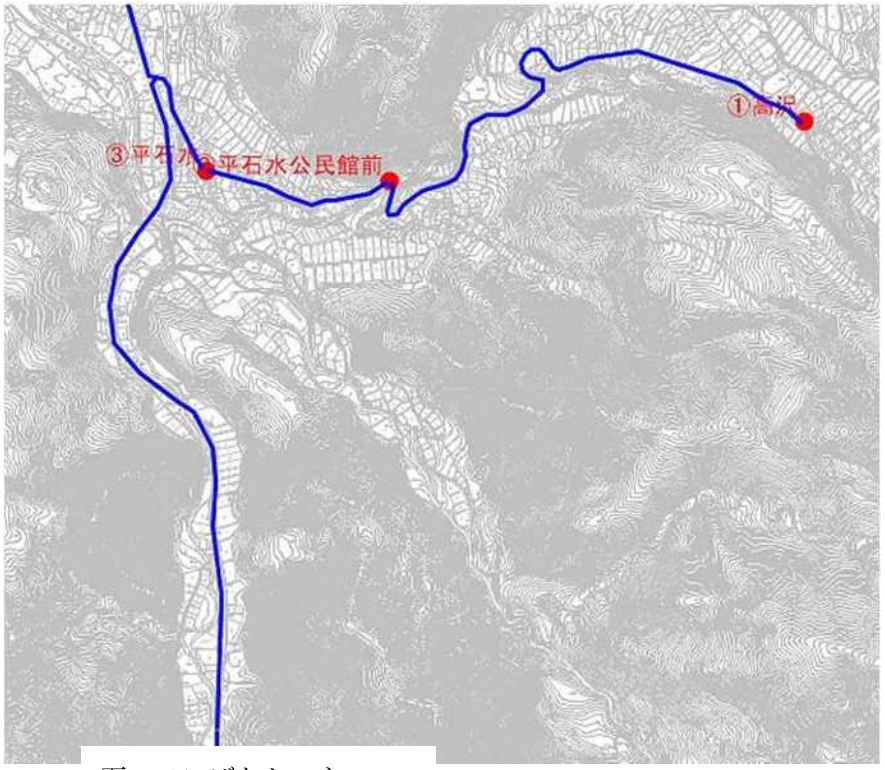
コミュニティバス高瀬線　運行経路図



運行経路　　停留所

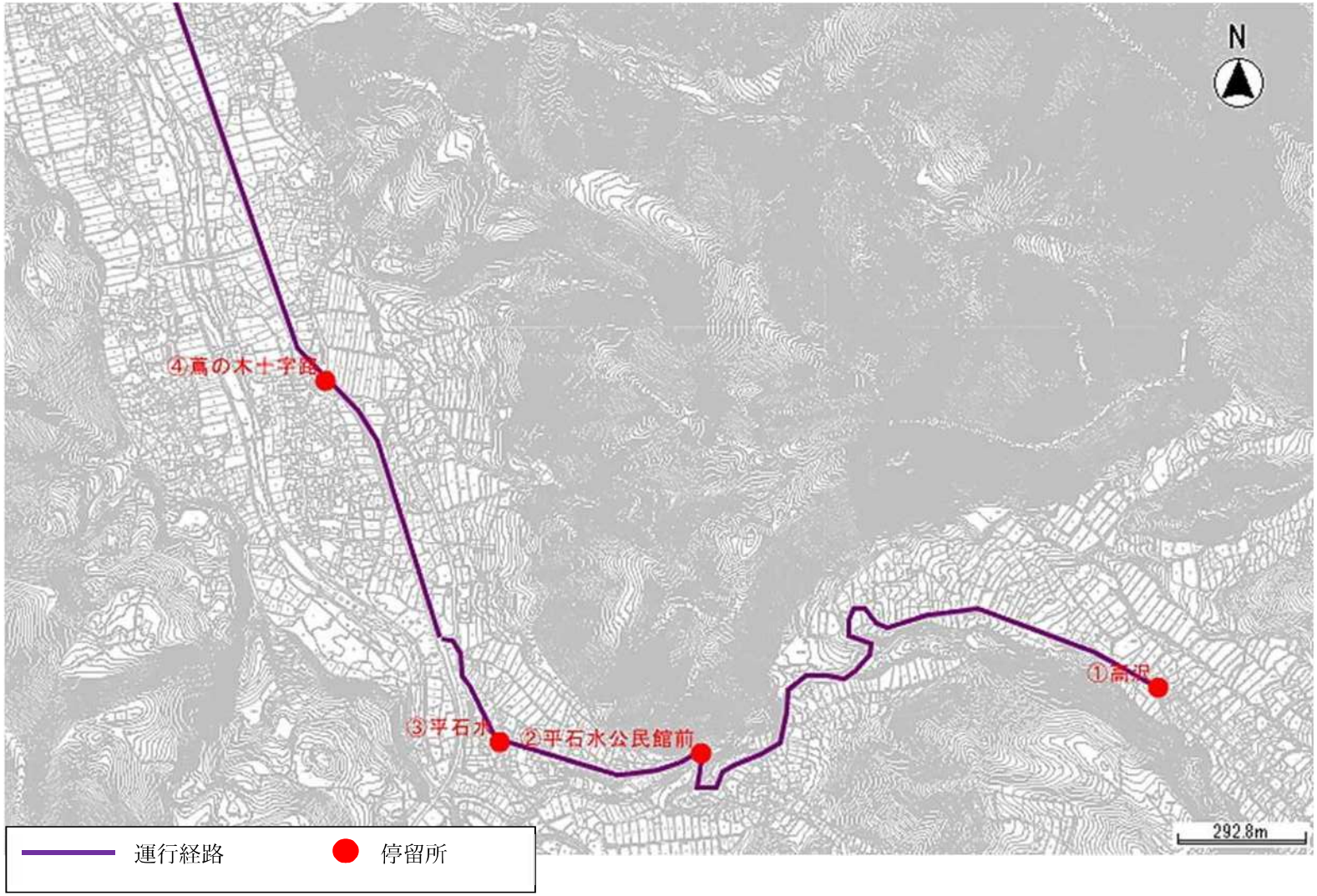
コミュニティバス高瀬線　運行経路図



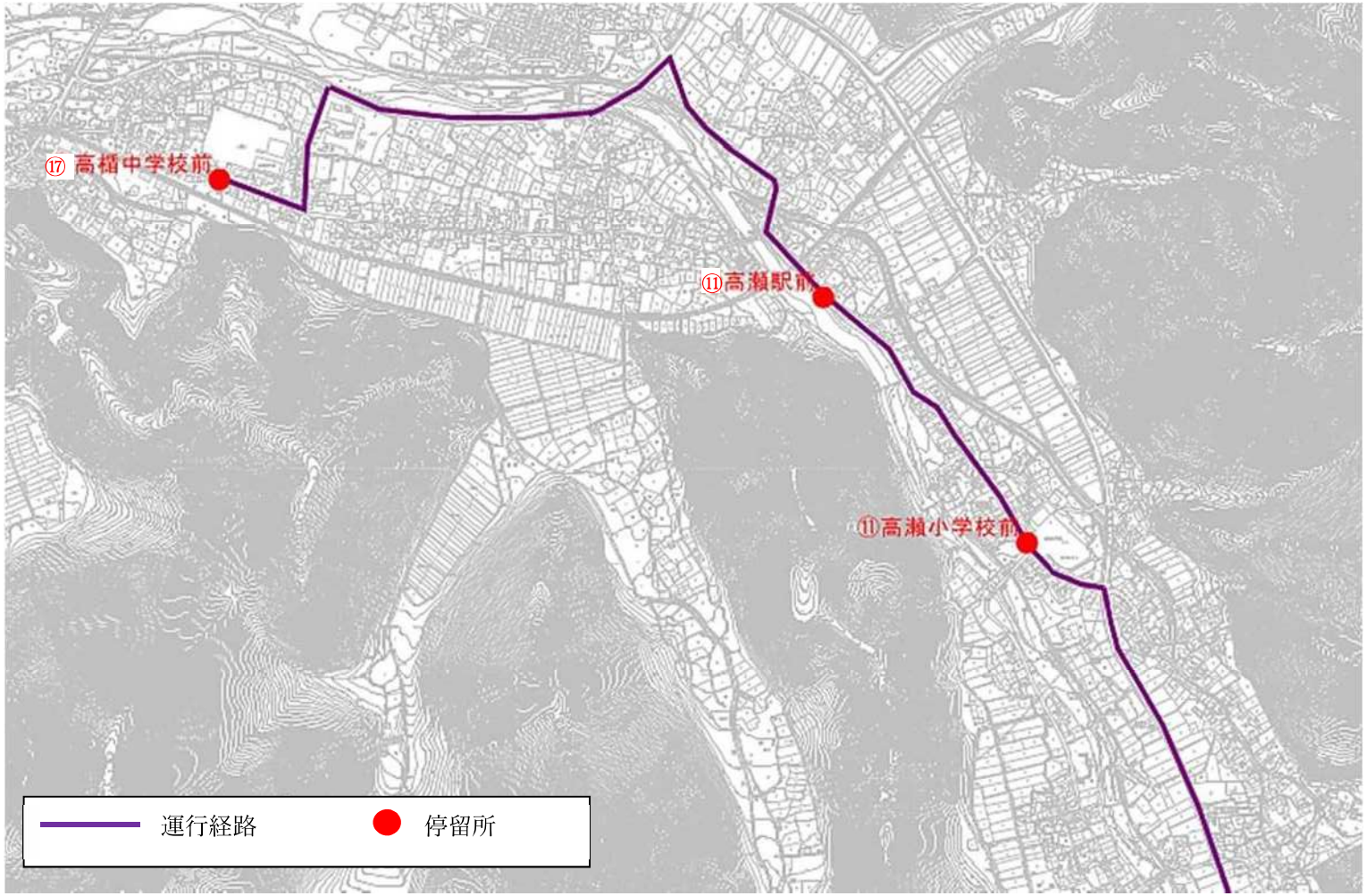


運行経路　　停留所

コミュニティバス高瀬線　運行経路図（通学便）



コミュニティバス高瀬線　運行経路図（通学便）



2022年3月19日改正

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜祝日ダイヤで運行。　1月1日（元日）は全便運休

【平日ダイヤ】 山交ビル ⇒ （小白川） ⇒ 県庁北口／唐松観音／宝沢／関沢

行先番号		山交ビル⑤	山形駅前⑤	霞城公園前	旅籠町四辻	旭銀座	小白川至誠堂病院前	ジャバ入口	松原口	水源池	あさひ町東	県庁北口	防原	唐松観音	宝沢	新山釣堀前	関沢
		運賃（円）	190	190	190	190	250	250	250	270	270	270	340	410	510	540	640
E31		7:40	7:42	7:45	7:47	7:49	7:52	7:55	7:56	7:58	–	–	8:03	–	8:09	…	…
E32		8:15	8:17	8:20	8:22	8:24	8:27	8:30	8:31	8:33	–	–	8:38	–	–	8:44	8:47
E12	県	9:10	9:12	9:15	9:17	9:19	9:22	9:25	9:26	9:28	9:28	9:29	…	…	…	…	…
E32		10:10	10:12	10:15	10:17	10:19	10:22	10:25	10:26	10:28	–	–	10:33	–	–	10:39	10:42
E31		11:10	11:12	11:15	11:17	11:19	11:22	11:25	11:26	11:28	–	–	11:33	–	11:39	…	…
E12	県	11:40	11:42	11:45	11:47	11:49	11:52	11:55	11:56	11:58	11:58	11:59	…	…	…	…	…
E32		12:10	12:12	12:15	12:17	12:19	12:22	12:25	12:26	12:28	–	–	12:33	–	–	12:39	12:42
E30		13:10	13:12	13:15	13:17	13:19	13:22	13:25	13:26	13:28	–	–	13:33	13:35	…	…	…
E12	県	13:40	13:42	13:45	13:47	13:49	13:52	13:55	13:56	13:58	13:58	13:59	…	…	…	…	…
E31		14:10	14:12	14:15	14:17	14:19	14:22	14:25	14:26	14:28	–	–	14:33	–	14:39	…	…
E12	県	14:40	14:42	14:45	14:47	14:49	14:52	14:55	14:56	14:58	14:58	14:59	…	…	…	…	…
E32		15:10	15:12	15:15	15:17	15:19	15:22	15:25	15:26	15:28	–	–	15:33	–	–	15:39	15:42
E12	県	15:40	15:42	15:45	15:47	15:49	15:52	15:55	15:56	15:58	15:58	15:59	…	…	…	…	…
E32		16:10	16:12	16:15	16:17	16:19	16:22	16:25	16:26	16:28	–	–	16:33	–	–	16:39	16:42
E30		16:40	16:42	16:45	16:47	16:49	16:52	16:55	16:56	16:58	–	–	17:03	17:05	…	…	…
E31		17:10	17:12	17:15	17:17	17:19	17:22	17:25	17:26	17:28	–	–	17:33	–	17:39	…	…
E32		17:45	17:47	17:50	17:52	17:54	17:57	18:00	18:01	18:03	–	–	18:08	–	–	18:14	18:17
E31		18:15	18:17	18:20	18:22	18:24	18:27	18:30	18:31	18:33	–	–	18:38	–	18:44	…	…
E30		18:45	18:47	18:50	18:52	18:54	18:57	19:00	19:01	19:03	–	–	19:08	19:10	…	…	…
E30		19:25	19:27	19:30	19:32	19:34	19:37	19:40	19:41	19:43	–	–	19:48	19:50	…	…	…
E30		20:05	20:07	20:10	20:11	20:12	20:15	20:18	20:19	20:20	–	–	20:25	20:27	…	…	…

県：県庁北口行き

【平日ダイヤ】 関沢／宝沢／唐松観音／県庁北口 ⇒ （小白川） ⇒ 山交ビル

行先番号		関沢	新山釣堀前	宝沢	唐松観音	防原	県庁北口	あさひ町東	県庁北口	水源池	松原口	ジャバ入口	小白川至誠堂病院前	山形市役所前⑥	霞城公園前	飾らん街	山交ビル
		640	540	510	410	340	270	270	270	270	240	240	190	運賃（円）	190	190	190
C4		…	…	…	6:58	7:00	–	–	–	7:06	7:08	7:09	7:12	7:17	7:20	7:22	7:25
		…	7:18	–	–	7:25	–	–	–	7:31	7:33	7:34	7:37	7:42	7:45	7:47	7:50
		…	…	7:29	–	7:35	–	–	–	7:41	7:43	7:44	7:47	7:52	7:55	7:57	8:00
		…	…	…	8:13	8:15	–	–	–	8:21	8:23	8:24	8:27	8:32	8:35	8:37	8:40
		…	…	8:29	–	8:35	–	–	–	8:41	8:43	8:44	8:47	8:52	8:55	8:57	9:00
		9:05	9:08	–	–	9:15	–	–	–	9:21	9:23	9:24	9:27	9:32	9:35	9:37	9:40
		…	…	9:39	–	9:45	–	–	–	9:51	9:53	9:54	9:57	10:02	10:05	10:07	10:10
		…	…	…	10:08	10:10	–	–	–	10:16	10:18	10:19	10:22	10:27	10:30	10:32	10:35
		11:00	11:03	–	–	11:10	–	–	–	11:16	11:18	11:19	11:22	11:27	11:30	11:32	11:35
		…	…	12:04	–	12:10	–	–	–	12:16	12:18	12:19	12:22	12:27	12:30	12:32	12:35
		13:00	13:03	–	–	13:10	–	–	–	13:16	13:18	13:19	13:22	13:27	13:30	13:32	13:35
		…	…	…	14:08	14:10	–	–	–	14:16	14:18	14:19	14:22	14:27	14:30	14:32	14:35
		…	…	15:04	–	15:10	–	–	–	15:16	15:18	15:19	15:22	15:27	15:30	15:32	15:35
	県	…	…	…	…	…	16:15	16:15	–	16:16	16:18	16:19	16:22	16:27	16:30	16:32	16:35
		17:05	17:08	–	–	17:15	–	17:21	17:23	–	17:25	17:26	17:29	17:34	17:37	17:39	17:42
		…	…	…	17:43	17:45	–	17:51	17:53	–	17:55	17:56	17:59	18:04	18:07	18:09	18:12

県：県庁北口発

【土曜ダイヤ】 山交ビル ⇒ （小白川） ⇒ 県庁北口／唐松観音／宝沢／関沢

行先番号		山交ビル⑤	山形駅前⑤	霞城公園前	旅籠町四辻	旭銀座	小白川至誠堂病院前	ジャバ入口	松原口	水源池	あさひ町東	県庁北口	防原	唐松観音	宝沢	新山釣堀前	関沢
		運賃（円）	190	190	190	190	250	250	250	270	270	270	340	410	510	540	640
E12	県	9:10	9:12	9:15	9:17	9:19	9:22	9:25	9:26	9:28	9:28	9:29	…	…	…	…	…
E32		10:10	10:12	10:15	10:17	10:19	10:22	10:25	10:26	10:28	–	–	10:33	–	–	10:39	10:42
E31		11:10	11:12	11:15	11:17	11:19	11:22	11:25	11:26	11:28	–	–	11:33	–	11:39	…	…
E32		12:10	12:12	12:15	12:17	12:19	12:22	12:25	12:26	12:28	–	–	12:33	–	–	12:39	12:42
E30		13:10	13:12	13:15	13:17	13:19	13:22	13:25	13:26	13:28	–	–	13:33	13:35	…	…	…
E31		14:10	14:12	14:15	14:17	14:19	14:22	14:25	14:26	14:28	–	–	14:33	–	14:39	…	…
E32		15:10	15:12	15:15	15:17	15:19	15:22	15:25	15:26	15:28	–	–	15:33	–	–	15:39	15:42
E32		16:10	16:12	16:15	16:17	16:19	16:22	16:25	16:26	16:28	–	–	16:33	–	–	16:39	16:42
E30		16:40	16:42	16:45	16:47	16:49	16:52	16:55	16:56	16:58	–	–	17:03	17:05	…	…	…
E31		17:10	17:12	17:15	17:17	17:19	17:22	17:25	17:26	17:28	–	–	17:33	–	17:39	…	…
E32		17:45	17:47	17:50	17:52	17:54	17:57	18:00	18:01	18:03	–	–	18:08	–	–	18:14	18:17
E30		18:15	18:17	18:20	18:22	18:24	18:27	18:30	18:31	18:33	–	–	18:38	18:40	…	…	…
E30		19:25	19:27	19:30	19:32	19:34	19:37	19:40	19:41	19:43	–	–	19:48	19:50	…	…	…

県：県庁北口行き

【土曜ダイヤ】 関沢／宝沢／唐松観音／県庁北口 ⇒ （小白川） ⇒ 山交ビル

行先番号		関沢	新山釣堀前	宝沢	唐松観音	防原	県庁北口	あさひ町東	水源池	松原口	ジャバ入口	小白川至誠堂病院前	山形市役所前⑥	旅籠町四辻	霞城公園前	飾らん街	山交ビル
		640	540	510	410	340	270	270	270	240	240	190	運賃（円）	190	190	190	190
C4		…	…	7:29	–	7:35	–	–	7:41	7:42	7:43	7:46	7:50	7:51	7:52	7:54	7:57
		…	…	8:29	–	8:35	–	–	8:41	8:43	8:44	8:47	8:52	8:54	8:55	8:57	9:00
		…	…	9:39	–	9:45	–	–	9:51	9:53	9:54	9:57	10:02	10:04	10:05	10:07	10:10
		…	…	…	10:08	10:10	–	–	10:16	10:18	10:19	10:22	10:27	10:29	10:30	10:32	10:35
		11:00	11:03	–	–	11:10	–	–	11:16	11:18	11:19	11:22	11:27	11:29	11:30	11:32	11:35
		…	…	12:04	–	12:10	–	–	12:16	12:18	12:19	12:22	12:27	12:29	12:30	12:32	12:35
		13:00	13:03	–	–	13:10	–	–	13:16	13:18	13:19	13:22	13:27	13:29	13:30	13:32	13:35
		…	…	…	14:08	14:10	–	–	14:16	14:18	14:19	14:22	14:27	14:29	14:30	14:32	14:35
		…	…	15:04	–	15:10	–	–	15:16	15:18	15:19	15:22	15:27	15:29	15:30	15:32	15:35
	県	…	…	…	…	…	16:15	16:15	16:16	16:18	16:19	16:22	16:27	16:29	16:30	16:32	16:35
		17:05	17:08	–	–	17:15	–	–	17:21	17:23	17:24	17:27	17:32	17:34	17:35	17:37	17:40

県：県庁北口発

【日曜・祝日ダイヤ】 山交ビル ⇒ （小白川） ⇒ 県庁北口／唐松観音

行先番号		山交ビル⑤	山形駅前⑤	NHK前	霞城公園前	美術館前	旅籠町四辻	旭銀座	小白川至誠堂病院前	ジャバ入口	松原口	水源池	あさひ町東	県庁北口	防原	唐松観音
		運賃（円）	190	190	190	190	190	190	250	250	250	270	270	270	340	410
E12	県	9:10	9:12	9:14	9:15	9:16	9:17	9:19	9:22	9:25	9:26	9:28	9:28	9:29	…	…
E30		10:10	10:12	10:14	10:15	10:16	10:17	10:19	10:22	10:25	10:26	10:28	–	–	10:33	10:35
E30		11:10	11:12	11:14	11:15	11:16	11:17	11:19	11:22	11:25	11:26	11:28	–	–	11:33	11:35
E30		12:10	12:12	12:14	12:15	12:16	12:17	12:19	12:22	12:25	12:26	12:28	–	–	12:33	12:35
E30		13:10	13:12	13:14	13:15	13:16	13:17	13:19	13:22	13:25	13:26	13:28	–	–	13:33	13:35
E30		14:10	14:12	14:14	14:15	14:16	14:17	14:19	14:22	14:25	14:26	14:28	–	–	14:33	14:35
E30		15:10	15:12	15:14	15:15	15:16	15:17	15:19	15:22	15:25	15:26	15:28	–	–	15:33	15:35
E30		16:10	16:12	16:14	16:15	16:16	16:17	16:19	16:22	16:25	16:26	16:28	–	–	16:33	16:35
E30		17:10	17:12	17:14	17:15	17:16	17:17	17:19	17:22	17:25	17:26	17:28	–	–	17:33	17:35
E30		18:15	18:17	18:19	18:20	18:21	18:22	18:24	18:27	18:30	18:31	18:33	–	–	18:38	18:40

県：県庁北口行き

【日曜・祝日ダイヤ】 唐松観音／県庁北口 ⇒ （小白川） ⇒ 山交ビル

行先番号		唐松観音	防原	県庁北口	あさひ町東	水源池	松原口	ジャバ入口	小白川至誠堂病院前	七日町三丁目	山形市役所前⑥	旅籠町四辻	霞城公園前	NHK前	飾らん街	山交ビル
		410	340	270	270	270	240	240	190	190	運賃（円）	190	190	190	190	190
C4		7:33	7:35	–	–	7:41	7:42	7:43	7:46	7:48	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:57
		8:33	8:35	–	–	8:41	8:43	8:44	8:47	8:50	8:52	8:54	8:55	8:56	8:57	9:00
		9:43	9:45	–	–	9:51	9:53	9:54	9:57	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:10
		10:08	10:10	–	–	10:16	10:18	10:19	10:22	10:25	10:27	10:29	10:30	10:31	10:32	10:35
		11:08	11:10	–	–	11:16	11:18	11:19	11:22	11:25	11:27	11:29	11:30	11:31	11:32	11:35
		12:08	12:10	–	–	12:16	12:18	12:19	12:22	12:25	12:27	12:29	12:30	12:31	12:32	12:35
		13:08	13:10	–	–	13:16	13:18	13:19	13:22	13:25	13:27	13:29	13:30	13:31	13:32	13:35
		14:08	14:10	–	–	14:16	14:18	14:19	14:22	14:25	14:27	14:29	14:30	14:31	14:32	14:35
		15:08	15:10	–	–	15:16	15:18	15:19	15:22	15:25	15:27	15:29	15:30	15:31	15:32	15:35
	県	…	…	16:15	16:15	16:16	16:18	16:19	16:22	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:32	16:35
		17:13	17:15	–	–	17:21	17:23	17:24	17:27	17:30	17:32	17:34	17:35	17:36	17:37	17:40

県：県庁北口発

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス案内センター　・・・　023-632-7272

2022年3月19日改正

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜祝日ダイヤで運行。　1月1日（元日）は全便運休

【平日ダイヤ】 山交ビル ⇒（大の目・荒谷）⇒ 天童駅前 ／ 山交ビル ⇒（高原団地）⇒ 山寺

行先番号		山交ビル⑤	山形駅前②	霞城公園前	山形市役所前③	薬師堂	印役寺前	鈴川ことぶき荘	高原団地前	五十鈴三丁目	大の目	鷲の森	立谷川工業団地口	芭蕉記念館前	荒谷四辻	天童温泉	天童駅前
		運賃(円)	190	190	190	250	280	300	340	300	300	340	490	730	540	590	590
D55		7:10	7:12	7:15	7:20	7:23	7:26	–	–	7:27	7:28	7:34	7:42	–	7:44	7:55	7:59
D55		7:55	7:57	8:00	8:05	8:08	8:11	–	–	8:12	8:13	8:19	8:27	–	8:29	8:40	8:44
D55		8:25	8:27	8:30	8:35	8:38	8:41	–	–	8:42	8:43	8:49	8:57	–	8:59	9:10	9:14
D55		8:55	8:57	9:00	9:05	9:08	9:11	–	–	9:12	9:13	9:19	9:27	–	9:29	9:40	9:44
D56	寺	9:35	9:37	9:40	9:45	9:48	9:51	9:53	9:57	–	–	10:01	10:08	10:19	…	…	…
D55		10:15	10:17	10:20	10:25	10:28	10:31	–	–	10:32	10:33	10:39	10:47	–	10:49	11:00	11:04
D55		10:55	10:57	11:00	11:05	11:08	11:11	–	–	11:12	11:13	11:19	11:27	–	11:29	11:40	11:44
D56	寺	11:35	11:37	11:40	11:45	11:48	11:51	11:53	11:57	–	–	12:01	12:08	12:19	…	…	…
D55		12:15	12:17	12:20	12:25	12:28	12:31	–	–	12:32	12:33	12:39	12:47	–	12:49	13:00	13:04
D55		12:55	12:57	13:00	13:05	13:08	13:11	–	–	13:12	13:13	13:19	13:27	–	13:29	13:40	13:44
D56	寺	13:35	13:37	13:40	13:45	13:48	13:51	13:53	13:57	–	–	14:01	14:08	14:19	…	…	…
D55		14:15	14:17	14:20	14:25	14:28	14:31	–	–	14:32	14:33	14:39	14:47	–	14:49	15:00	15:04
D55		14:55	14:57	15:00	15:05	15:08	15:11	–	–	15:12	15:13	15:19	15:27	–	15:29	15:40	15:44
D56	寺	15:30	15:32	15:35	15:40	15:43	15:46	15:48	15:52	–	–	15:56	16:03	16:14	…	…	…
D55		16:15	16:17	16:20	16:25	16:28	16:31	–	–	16:32	16:33	16:39	16:47	–	16:49	17:00	17:04
D55		16:55	16:57	17:00	17:05	17:08	17:11	–	–	17:12	17:13	17:19	17:27	–	17:29	17:40	17:44
D56	寺	17:25	17:27	17:30	17:35	17:38	17:41	17:43	17:47	–	–	17:51	17:58	18:09	…	…	…
D55		17:55	17:57	18:00	18:05	18:08	18:11	–	–	18:12	18:13	18:19	18:27	–	18:29	18:40	18:44
D55		18:40	18:42	18:45	18:50	18:53	18:56	–	–	18:57	18:58	19:04	19:12	–	19:14	19:25	19:29
D55		20:00	20:02	20:05	20:10	20:13	20:16	–	–	20:17	20:18	20:24	20:32	–	20:34	20:45	20:49

寺：山寺・芭蕉記念館前行き

【平日ダイヤ】 天童駅前 ⇒（荒谷・大の目）⇒ 山交ビル ／ 山寺 ⇒（高原団地）⇒ 山交ビル

行先番号		天童駅前	天童温泉	荒谷四辻	芭蕉記念館前	立谷川工業団地口	鷲の森	大の目	五十鈴三丁目	高原団地前	鈴川ことぶき荘	印役寺前	薬師堂	山形市役所前⑥	霞城公園前	鈴らん街	山交ビル
		590	590	540	730	490	340	300	300	340	280	250	190	運賃(円)	190	190	190
C4		6:10	6:13	6:23	–	6:24	6:30	6:34	6:35	–	–	6:36	6:39	6:44	6:47	6:48	6:51
C4		6:44	6:47	6:57	–	6:58	7:05	7:09	7:10	–	–	7:11	7:14	7:19	7:22	7:23	7:26
C4	寺	…	…	…	7:00	7:07	7:15	–	–	7:19	7:23	7:25	7:28	7:33	7:36	7:38	7:41
C4		7:15	7:18	7:30	–	7:32	7:40	7:44	7:45	–	–	7:46	7:49	7:54	7:57	7:59	8:02
C4		8:10	8:13	8:25	–	8:27	8:35	8:39	8:40	–	–	8:41	8:44	8:49	8:52	8:54	8:57
C4		8:45	8:48	9:00	–	9:02	9:10	9:14	9:15	–	–	9:16	9:19	9:24	9:27	9:29	9:32
C4		9:45	9:48	10:00	–	10:02	10:10	10:14	10:15	–	–	10:16	10:19	10:24	10:27	10:29	10:32
C4	寺	…	…	…	10:40	10:47	10:55	–	–	10:59	11:03	11:05	11:08	11:13	11:16	11:18	11:21
C4		11:05	11:08	11:20	–	11:22	11:30	11:34	11:35	–	–	11:36	11:39	11:44	11:47	11:49	11:52
C4		11:45	11:48	12:00	–	12:02	12:10	12:14	12:15	–	–	12:16	12:19	12:24	12:27	12:29	12:32
C4	寺	…	…	…	12:40	12:47	12:55	–	–	12:59	13:03	13:05	13:08	13:13	13:16	13:18	13:21
C4		13:05	13:08	13:20	–	13:22	13:30	13:34	13:35	–	–	13:36	13:39	13:44	13:47	13:49	13:52
C4		13:45	13:48	14:00	–	14:02	14:10	14:14	14:15	–	–	14:16	14:19	14:24	14:27	14:29	14:32
C4	寺	…	…	…	14:40	14:47	14:55	–	–	14:59	15:03	15:05	15:08	15:13	15:16	15:18	15:21
C4		15:05	15:08	15:20	–	15:22	15:30	15:34	15:35	–	–	15:36	15:39	15:44	15:47	15:49	15:52
C4		15:45	15:48	16:00	–	16:02	16:10	16:14	16:15	–	–	16:16	16:19	16:24	16:27	16:29	16:32
C4	寺	…	…	…	16:35	16:42	16:50	–	–	16:54	16:58	17:00	17:03	17:08	17:11	17:13	17:16
C4		16:45	16:48	17:00	–	17:02	17:10	17:14	17:15	–	–	17:16	17:19	17:24	17:27	17:29	17:32
C4		17:25	17:28	17:40	–	17:42	17:50	17:54	17:55	–	–	17:56	17:59	18:04	18:07	18:09	18:12
C4		18:05	18:08	18:20	–	18:22	18:30	18:34	18:35	–	–	18:36	18:39	18:44	18:47	18:49	18:52
C4		18:45	18:48	19:00	–	19:02	19:10	19:14	19:15	–	–	19:16	19:19	19:24	19:27	19:29	19:32

寺：山寺・芭蕉記念館前発

【土曜・日曜・祝日ダイヤ】 山交ビル ⇒（大の目・荒谷）⇒ 天童駅前 ／ 山交ビル ⇒（高原団地）⇒ 山寺

行先番号		山交ビル⑤	山形駅前②	霞城公園前	山形市役所前③	薬師堂	印役寺前	鈴川ことぶき荘	高原団地前	五十鈴三丁目	大の目	鷲の森	立谷川工業団地口	芭蕉記念館前	荒谷四辻	天童温泉	天童駅前
		運賃(円)	190	190	190	250	280	300	340	300	300	340	490	730	540	590	590
D55		8:45	8:47	8:50	8:55	8:58	9:01	–	–	9:02	9:03	9:09	9:17	–	9:19	9:30	9:34
D56	寺	9:35	9:37	9:40	9:45	9:48	9:51	9:52	9:56	–	–	10:00	10:07	10:18	…	…	…
D55		10:15	10:17	10:20	10:25	10:28	10:31	–	–	10:32	10:33	10:39	10:47	–	10:49	11:00	11:04
D55		10:55	10:57	11:00	11:05	11:08	11:11	–	–	11:12	11:13	11:19	11:27	–	11:29	11:40	11:44
D55		12:15	12:17	12:20	12:25	12:28	12:31	–	–	12:32	12:33	12:39	12:47	–	12:49	13:00	13:04
D55		12:45	12:47	12:50	12:55	12:58	13:01	–	–	13:02	13:03	13:09	13:17	–	13:19	13:30	13:34
D55		14:15	14:17	14:20	14:25	14:28	14:31	–	–	14:32	14:33	14:39	14:47	–	14:49	15:00	15:04
D56	寺	15:30	15:32	15:35	15:40	15:43	15:46	15:47	15:51	–	–	15:55	16:02	16:13	…	…	…
D55		16:15	16:17	16:20	16:25	16:28	16:31	–	–	16:32	16:33	16:39	16:47	–	16:49	17:00	17:04
D55		16:55	16:57	17:00	17:05	17:08	17:11	–	–	17:12	17:13	17:19	17:27	–	17:29	17:40	17:44
D55		17:55	17:57	18:00	18:05	18:08	18:11	–	–	18:12	18:13	18:19	18:27	–	18:29	18:40	18:44
D55		19:10	19:12	19:15	19:20	19:23	19:26	–	–	19:27	19:28	19:34	19:42	–	19:44	19:55	19:59

寺：山寺・芭蕉記念館前行き

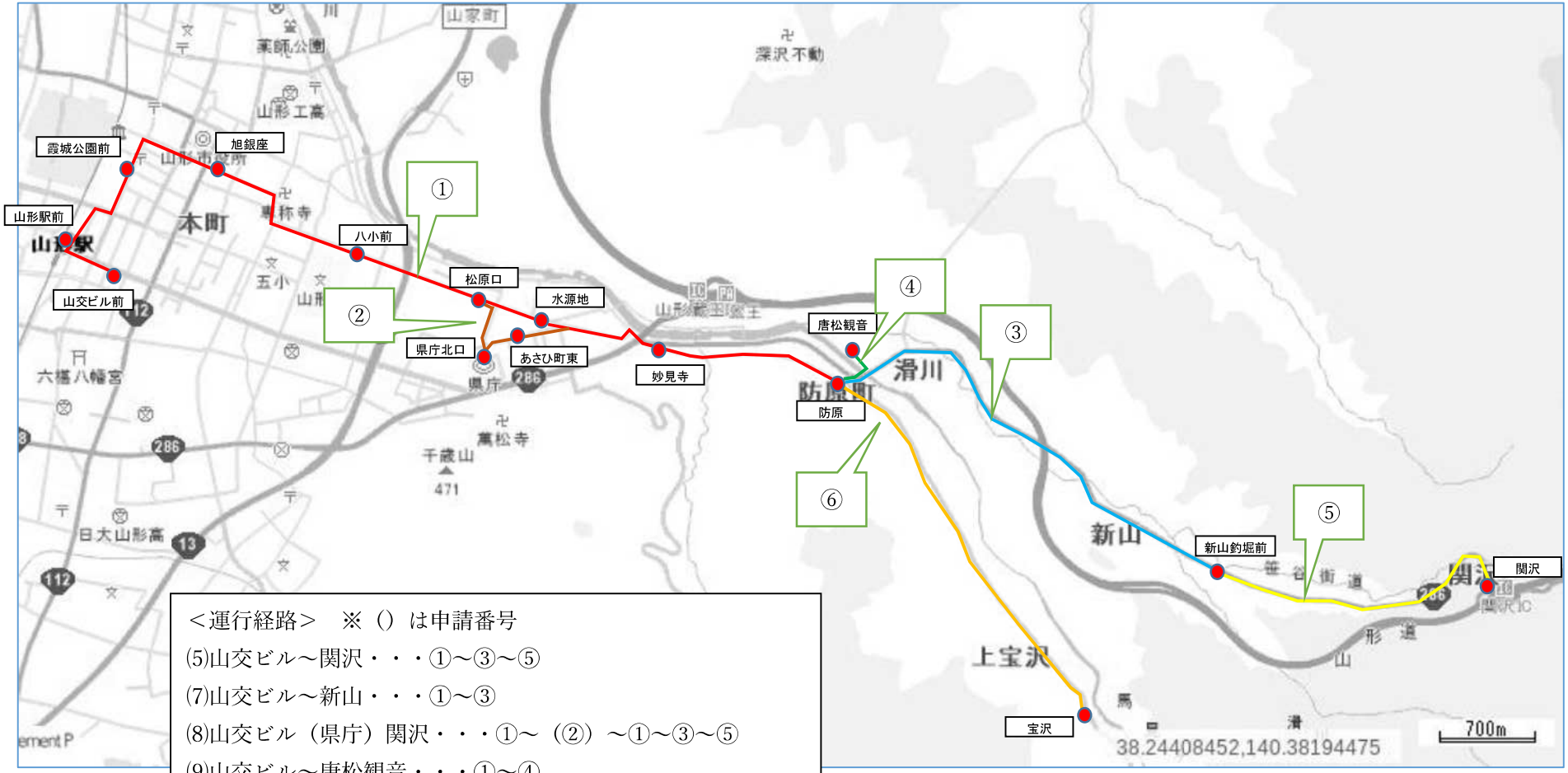
【土曜・日曜・祝日ダイヤ】 天童駅前 ⇒（荒谷・大の目）⇒ 山交ビル ／ 山寺 ⇒（高原団地）⇒ 山交ビル

行先番号		天童駅前	天童温泉	荒谷四辻	芭蕉記念館前	立谷川工業団地口	鷲の森	大の目	五十鈴三丁目	高原団地前	鈴川ことぶき荘	印役寺前	薬師堂	山形市役所前⑥	霞城公園前	鈴らん街	山交ビル
		590	590	540	730	490	340	300	300	340	280	250	190	運賃(円)	190	190	190
C4		7:15	7:18	7:30	–	7:32	7:39	7:43	7:44	–	–	7:45	7:48	7:53	7:56	7:58	8:01
C4		8:45	8:48	9:00	–	9:02	9:09	9:13	9:14	–	–	9:15	9:18	9:23	9:26	9:28	9:31
C4		9:45	9:48	10:00	–	10:02	10:09	10:13	10:14	–	–	10:15	10:18	10:23	10:26	10:28	10:31
C4	寺	…	…	…	10:40	10:47	10:54	–	–	10:58	11:02	11:04	11:07	11:12	11:15	11:17	11:20
C4		11:05	11:08	11:20	–	11:22	11:29	11:33	11:34	–	–	11:35	11:38	11:43	11:46	11:48	11:51
C4		11:45	11:48	12:00	–	12:02	12:09	12:13	12:14	–	–	12:15	12:18	12:23	12:26	12:28	12:31
C4		13:05	13:08	13:20	–	13:22	13:29	13:33	13:34	–	–	13:35	13:38	13:43	13:46	13:48	13:51
C4		15:05	15:08	15:20	–	15:22	15:29	15:33	15:34	–	–	15:35	15:38	15:43	15:46	15:48	15:51
C4		15:45	15:48	16:00	–	16:02	16:09	16:13	16:14	–	–	16:15	16:18	16:23	16:26	16:28	16:31
C4	寺	…	…	…	16:35	16:42	16:49	–	–	16:53	16:57	16:59	17:02	17:07	17:10	17:12	17:15
C4		16:45	16:48	17:00	–	17:02	17:09	17:13	17:14	–	–	17:15	17:18	17:23	17:26	17:28	17:31
C4		18:05	18:08	18:20	–	18:22	18:29	18:33	18:34	–	–	18:35	18:38	18:43	18:46	18:48	18:51

寺：山寺・芭蕉記念館前発

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス案内センター　･･･　023-632-7272

路線バス　運行経路図（山交ビル～唐松観音、宝沢、関沢方面）



＜運行経路＞　※（）は申請番号

⑸山交ビル～関沢・・・①～③～⑤

⑺山交ビル～新山・・・①～③

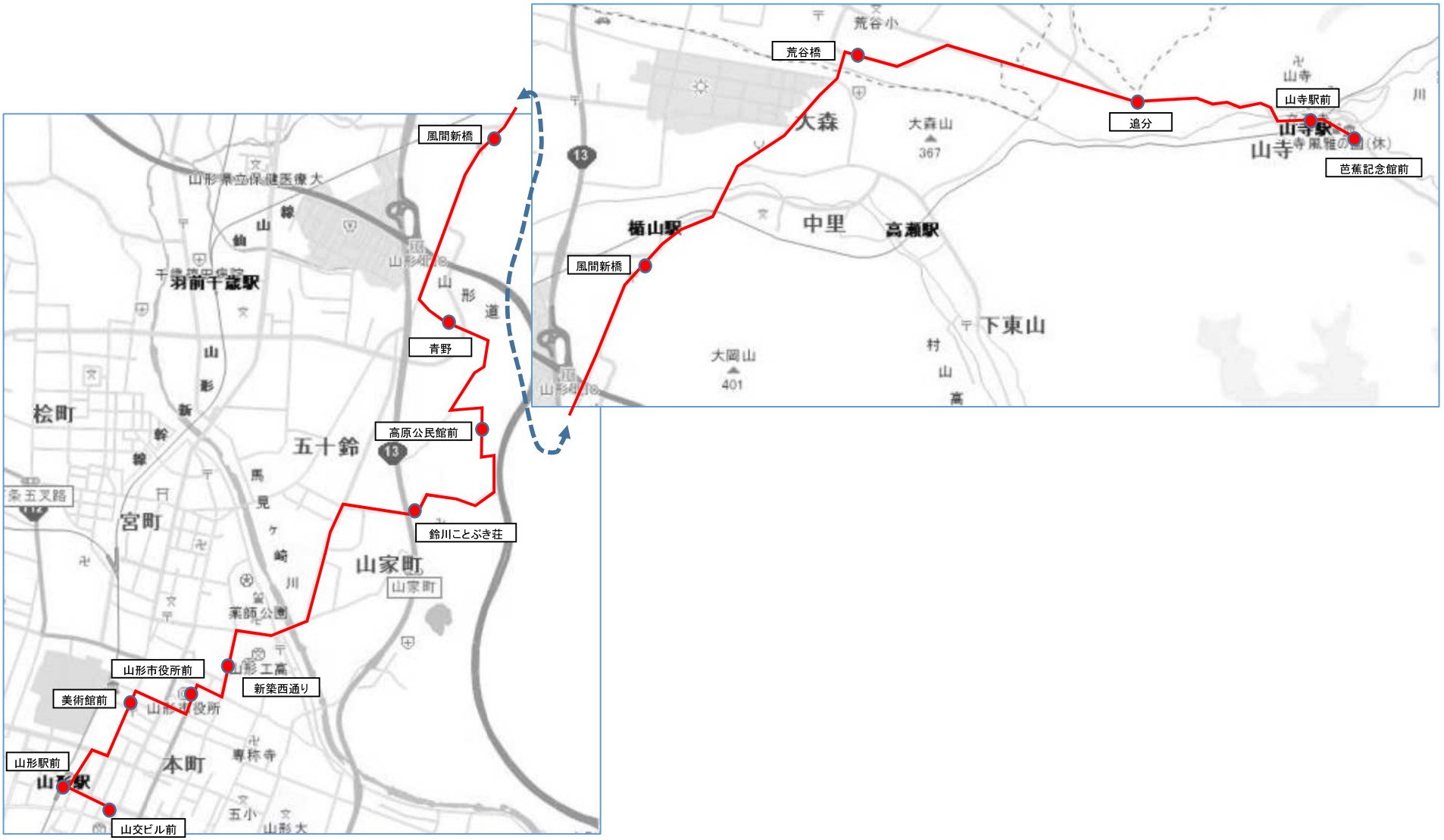
⑻山交ビル（県庁）関沢・・・①～（②）～①～③～⑤

⑼山交ビル～唐松観音・・・①～④

⑽山交ビル（県庁）唐松観音・・・①～（②）～①～④

⑾山交ビル～宝沢・・・①～⑥

路線バス　運行経路図（(6)山交ビル～山寺）



デマンド型乗合タクシー

スマイルグリーン号

令和４年４月１日 発行（保存）

- 主要病院まで乗り継ぎなし
- 月・水・金の完全予約制



中山町
あおば

バス停を追加！

明治　成安
天神町　見崎
東中野

新たに乗り入れ！

県　立
中央病院

済生病院

イオン
山形北店

ヨークベニマル
山形嶋店

4月から新たに停車！

山　形
市役所

市立病院
済生館

山形駅

スマイルグリーン号は、山形市の
大郷明治交通サービス運営協議会が運営する
デマンド型乗合タクシーです。
乗車する便とバス停を事前に予約し、他の
利用者と乗り合わせて目的地に向かいます。
（予約のないところには停まりません）

ご利用の仕方

利用会員登録（初回のみ）

ご利用いただくにはまず会員登録が必要です。
下記の場所で受付いたしますので、直接来庁いただくか、電話又はFAXでお申し込みください。

山形市民の方

明治コミュニティセンター内
大郷明治交通サービス運営協議会

電話　０２３－６８４－７３３３

中山町民の方

中山町役場（２階）
総合政策課　まちづくり推進グループ

電話　０２３－６６２－５１７６

※氏名・住所・連絡先・生年月日・利用頻度・最寄りのバス停　をお聞きいたします。
※登録完了まで数日かかる場合があります。

1 利用予約

ご利用の日時が決まったら、電話又はFAXで予約します。

中山明子です。〇月〇日の第〇便（〇時の便）に乗りたいです。
～のバス停から乗って、
～までお願いします！

【スマイルグリーン号予約センター】
（　山交ハイヤー株式会社内）

☎　０２３－６８１－３８０９

FAX　０２３－６８１－１５７０

◇予約は、利用する前日の夜７時までにお願いします
（定員が予約に満たない場合に限り、第１便は当日朝５時まで、
第２便以降は当日朝７時まで予約が可能です）
◇予約の変更・キャンセルの場合は必ず、一時間以上前までに予約センターへご連絡ください

2 バス停から乗車

発車の目安時刻までにご予約のバス停でお待ちください。

3 目的地到着

車内で運賃を支払います。

時刻表・バス停

デマンド型乗合タクシー　スマイルグリーン号

時刻は目安です。予約・道路状況によって変わりますので、予約時またはドライバーにご確認ください。

行き（山形市中心部方面）

番号	バス停留所名	行き		
		第１便	第3便	第8便
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）	7:35	9:50	16:50
502	町立図書館			
503	JR長崎駅前（秋葉医院前）			
504	ライズ（ヤマザワ中山店）	7:40	9:55	17:00
505	上町（安達歯科医院前）			
506	中山町役場	7:45	10:00	17:05
507	旭町（安藤医院前）			
508	旭町東（小松石材店前）			
509	文新田北（生活改善センター）			
510	あおば（しぶや歯科医院前）			
1～14	明治地区内	7:50	10:05	17:10
15～24	明治・成安地区内	7:55	10:10	17:15
25	渋江真福寺前駐車場			
26～29	渋江・天神町地区内			
34	大郷コミュニティセンター前	8:05		
35～37	東中野地区		10:20	
201	かとう内科クリニック	8:15	10:30	
202	ヤマザワ漆山店			
203	県立中央病院	8:20	10:35	
30～33	見崎地区内	8:30	10:45	
101	済生病院	8:35	10:50	
102	イオン山形北店			
103	ヨークベニマル山形嶋店		10:55	
305	山形市役所前	8:50	11:15	
304	七日町（旧大沼デパート前）			
303	済生館	8:55	11:20	
302	NHK前	9:00	11:25	
301	山形駅前			

帰り（明治・大郷地区、中山町方面）

番号	バス停留所名	帰り			
		第2便	第5便	第7便	第9便
301	山形駅前		11:55	14:15	16:35
302	NHK前				
303	済生館				
304	七日町（旧大沼デパート前）		12:05	14:25	16:45
305	山形市役所前				
103	ヨークベニマル山形嶋店		12:25	14:45	17:05
102	イオン山形北店		12:30	14:50	17:10
101	済生病院				
30～33	見崎地区内		12:35	14:55	17:15
203	県立中央病院		12:45	15:05	17:25
202	ヤマザワ漆山店		12:50	15:10	17:30
201	かとう内科クリニック				
35～37	東中野地区		13:00	15:20	17:40
34	大郷コミュニティセンター前				
26～29	渋江・天神町地区内		13:10	15:30	17:50
25	渋江真福寺前駐車場	10:00			
15～24	明治・成安地区内				
1～14	明治地区内	10:05	13:15	15:35	17:55
510	あおば（しぶや歯科医院前）	10:15	13:20	15:40	
509	文新田北（生活改善センター）				
508	旭町東（小松石材店前）				
507	旭町（安藤医院前）				
506	中山町役場				
505	上町（安達歯科医院前）	10:20	13:25	15:45	
504	ライズ（ヤマザワ中山店）				
503	JR長崎駅前（秋葉医院前）	10:25	13:30	15:50	
502	町立図書館				
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）				

◇運行日　　月・水・金　（予約のない日は運行しません）

◇運休日　　祝日、８月１３～１７日、１２月２９日～１月３日

運　賃

区分	運行発着地	明治地区	大郷地区	経由地	山形市中心市街地
		・石澤さん宅前～大日堂前 ・秋葉さん宅前～渋江真福寺前駐車場	・三沢さん宅前～板垣さん宅南側 ・大郷コミュニティセンター前～中野（八幡）神社前 ・天神町集会所前～安藤さん宅前	かとう内科クリニック前・ヤマザワ漆山店・県立中央病院・済生病院・イオン山形北店・ヨークベニマル山形嶋店前	山形市役所・七日町（済生館前）・NHK前・山形駅
		（1～16・23～25）	（17～22・34～37・28～33）	（201・202・203・101・102・103）	（305・304・303・302・301）
大人	中山町 ゆらら～あおば （501～510）	200円	ー	500円	600円
	明治・大郷（成安・東中野）地区 石澤さん宅前～北川さん宅南 大郷コミュニティセンター前～中野（八幡）神社前 （1～27・34～37）	200円 （2・8便を除く）	200円 （2・8便を除く）	300円	500円
	大郷（天神町・見崎）地区 天神町集会所前～安藤さん宅前 （28～33）	200円 （2・8便を除く）	200円 （2・8便を除く）	200円	500円
子ども	小学生（大人運賃の半額）、未就学児（無料）				
その他	・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した方（介助の同行者1名を含む）（大人運賃の半額） ・車いすの利用者（介助の同行者2名までを含む）（大人運賃の半額） ・500円券（6回分）を1,800円で購入できる回数券を設定する ・上記に記載する以外の区域内利用料金（200円）				

便利でお得な回数券　（６回券　１，８００円）

◇車内で販売しております

◇１枚で５００円分の区間まで乗車できます

（回数券の払い戻し、おつりはありません）

◇６００円区間では１００円を追加でお支払いください



【スマイルグリーン号予約センター】

（　山交ハイヤー株式会社内）

☎　０２３－６８１－３８０９

FAX　０２３－６８１－１５７０

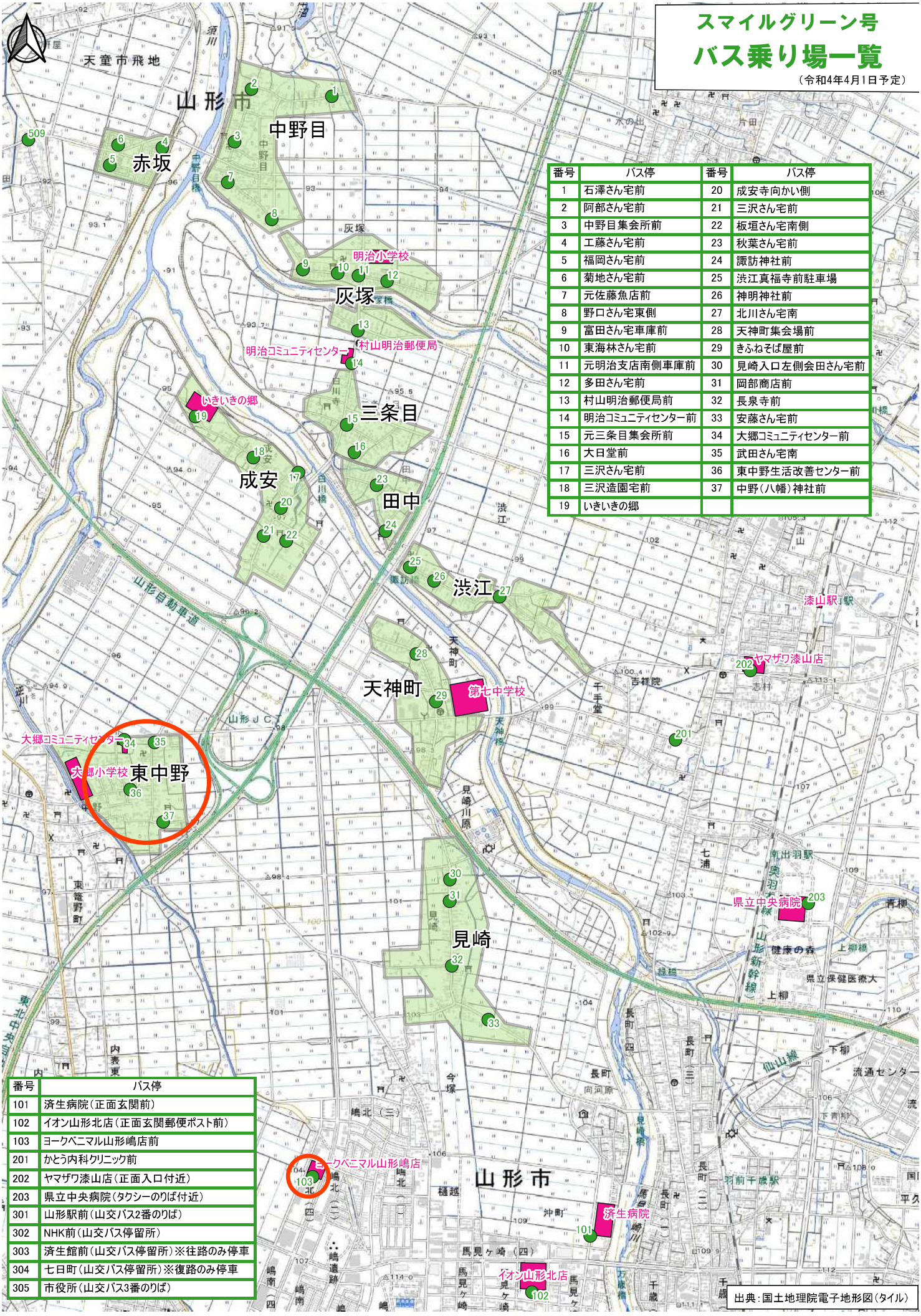
【お問合せ】

◇ 大郷明治交通サービス運営協議会（明治コミュニティセンター内）
☎　023-684-7333　FAX　023-684-2899

◇ 中山町総合政策課　まちづくり推進グループ
☎　023-662-4271　FAX　023-662-5176

スマイルグリーン号
バス乗り場一覧

（令和4年4月1日予定）



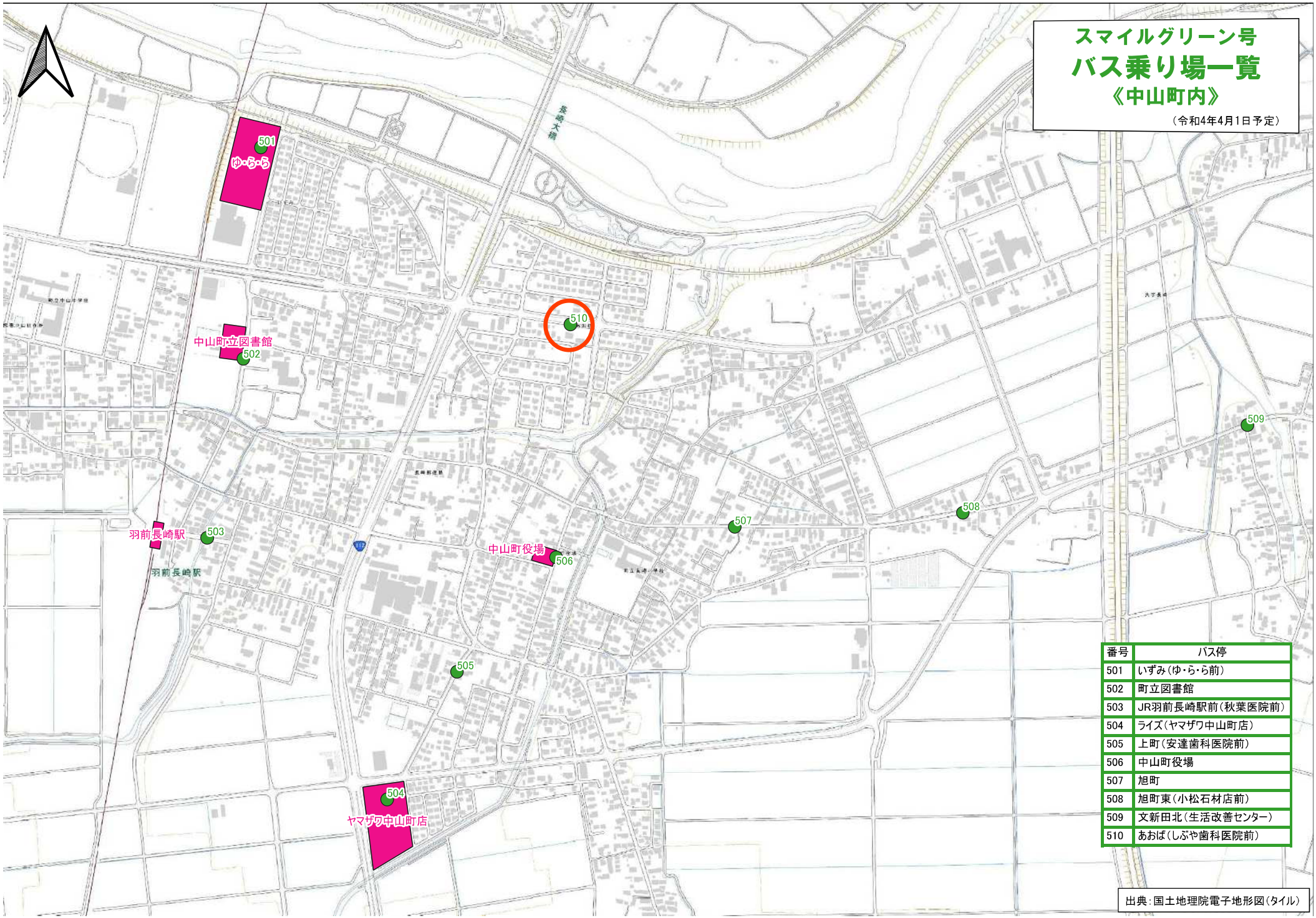
番号	バス停	番号	バス停
1	石澤さん宅前	20	成安寺向かい側
2	阿部さん宅前	21	三沢さん宅前
3	中野目集会所前	22	板垣さん宅南側
4	工藤さん宅前	23	秋葉さん宅前
5	福岡さん宅前	24	諏訪神社前
6	菊地さん宅前	25	渋江真福寺前駐車場
7	元佐藤魚店前	26	神明神社前
8	野口さん宅東側	27	北川さん宅南
9	富田さん宅車庫前	28	天神町集会場前
10	東海林さん宅前	29	きふねそば屋前
11	元明治支店南側車庫前	30	見崎入口左側会田さん宅前
12	多田さん宅前	31	岡部商店前
13	村山明治郵便局前	32	長泉寺前
14	明治コミュニティセンター前	33	安藤さん宅前
15	元三条目集会所前	34	大郷コミュニティセンター前
16	大日堂前	35	武田さん宅南
17	三沢さん宅前	36	東中野生活改善センター前
18	三沢造園宅前	37	中野（八幡）神社前
19	いきいきの郷		

番号	バス停
101	済生病院（正面玄関前）
102	イオン山形北店（正面玄関郵便ポスト前）
103	ヨークベニマル山形嶋店前
201	かとう内科クリニック前
202	ヤマザワ漆山店（正面入口付近）
203	県立中央病院（タクシーのりば付近）
301	山形駅前（山交バス2番のりば）
302	NHK前（山交バス停留所）
303	済生館前（山交バス停留所）※往路のみ停車
304	七日町（山交バス停留所）※復路のみ停車
305	市役所（山交バス3番のりば）

出典：国土地理院電子地形図（タイル）

スマイルグリーン号
バス乗り場一覧
《中山町内》

（令和4年4月1日予定）



番号	バス停
501	いずみ（ゆ・ら・ら前）
502	町立図書館
503	JR羽前長崎駅前（秋葉医院前）
504	ライズ（ヤマザワ中山町店）
505	上町（安達歯科医院前）
506	中山町役場
507	旭町
508	旭町東（小松石材店前）
509	文新田北（生活改善センター）
510	あおば（しぶや歯科医院前）

出典：国土地理院電子地形図（タイル）

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山形市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	63,208
交通不便地域等	6,721

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,323	旧東沢村	山村振興法
3,267	旧高瀬村	山村振興法
1,131	旧山寺村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

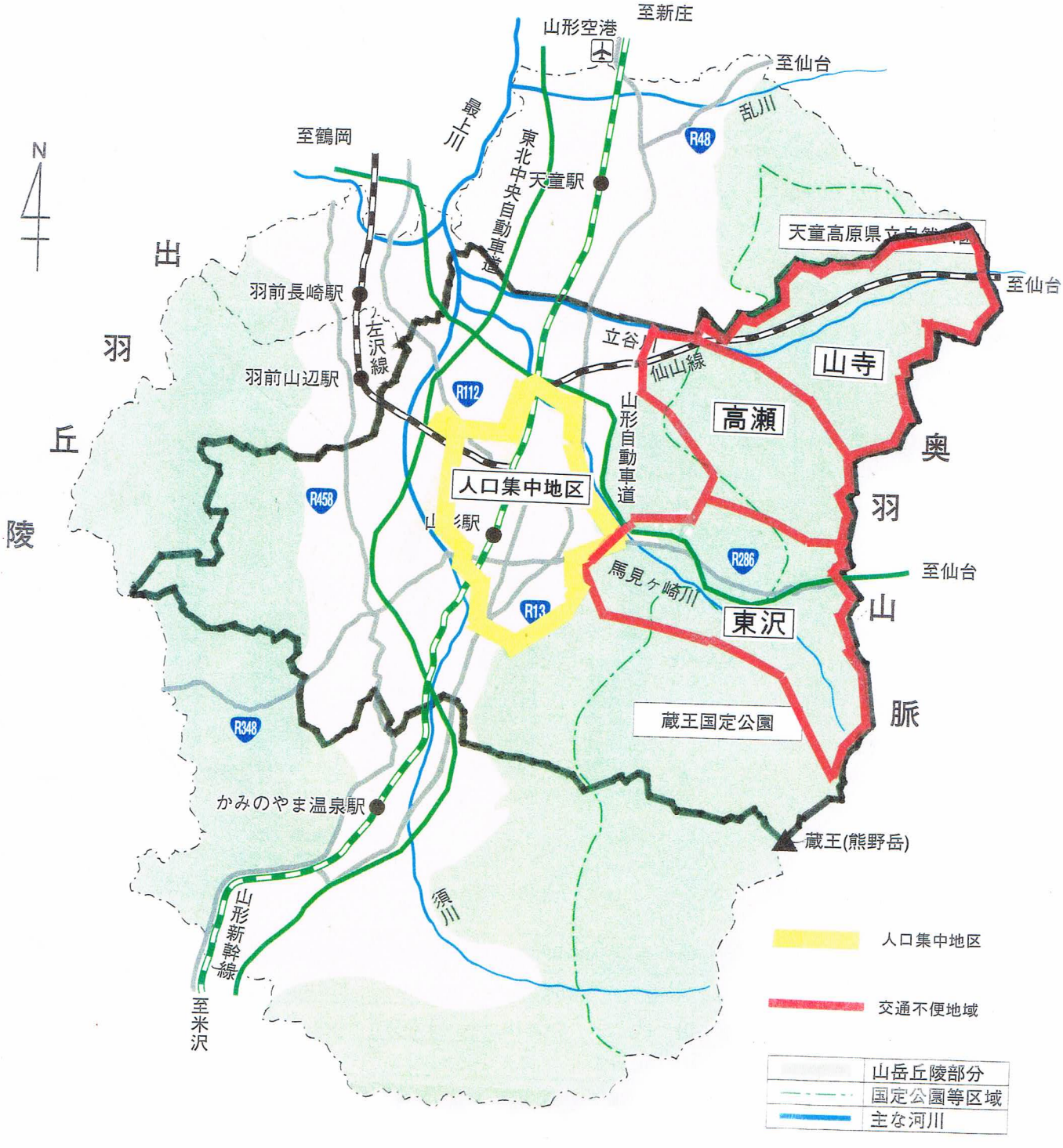
（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

地　図


N
出羽丘陵
奥羽山脈
山形空港
至新庄
至仙台
乱川
R48
最上川
東北中央自動車道
天童駅
至鶴岡
天童高原県立自然公園
至仙台
羽前長崎駅
左沢線
羽前山辺駅
立谷
仙山線
山寺
R112
高瀬
山形自動車道
人口集中地区
R458
駅
R286
馬見ヶ崎川
至仙台
R13
東沢
蔵王国定公園
R348
かみのやま温泉駅
蔵王(熊野岳)
須川
山形新幹線
至米沢
人口集中地区
交通不便地域
山岳丘陵部分
国定公園等区域
主な河川

【人口集中地区　拡大図】

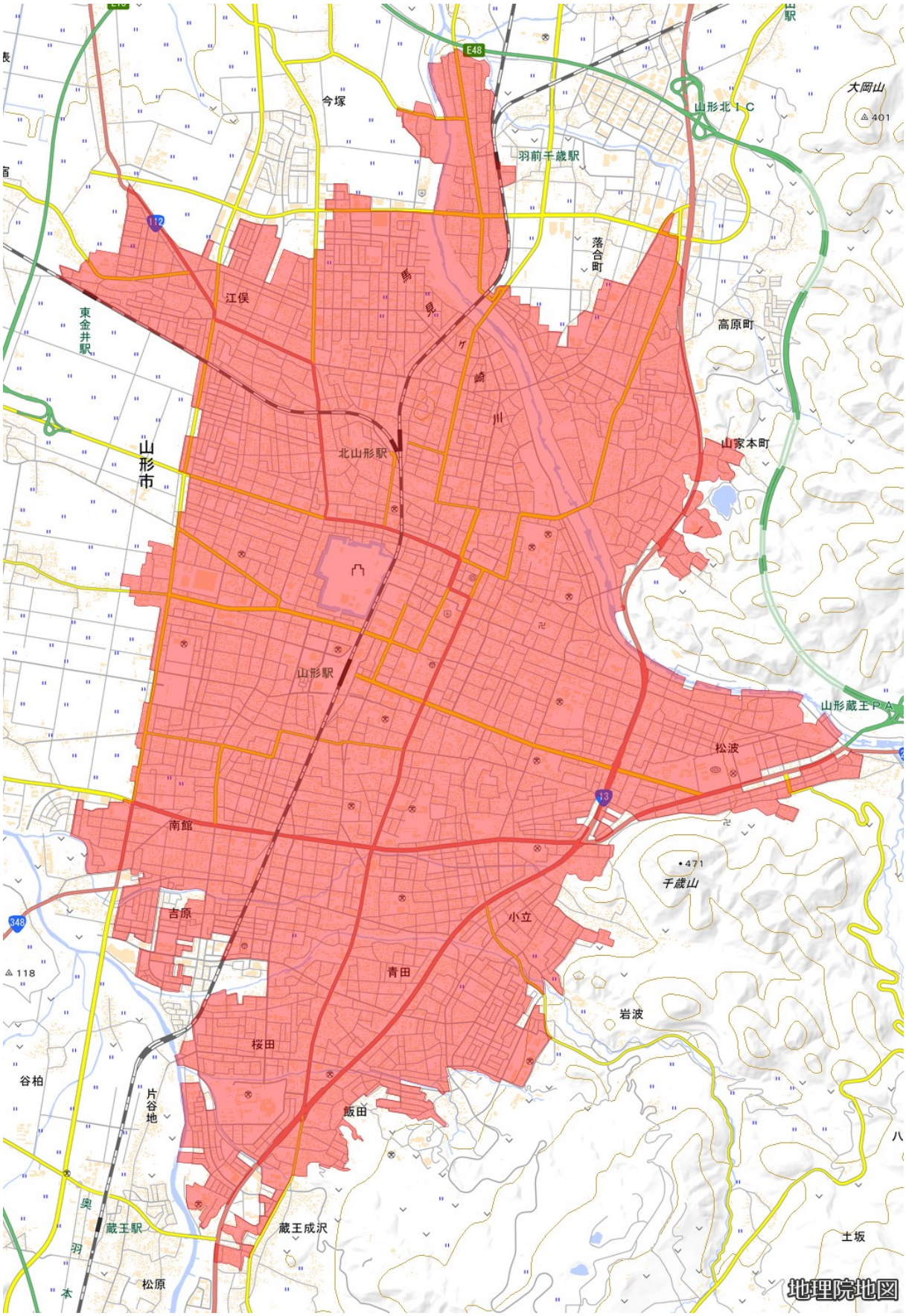

E48
今塚
羽前千歳駅
山形北ＩＣ
大岡山
△401
落合町
高原町
江俣
東金井駅
駒込ケ崎川
山家本町
北山形駅
山形市
山形駅
山形蔵王ＰＡ
松波
南館
千歳山
吉原
小立
青田
岩波
桜田
谷柏
片谷地
飯田
蔵王駅
蔵王成沢
松原
土坂
地理院地図

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中山町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	10,746
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

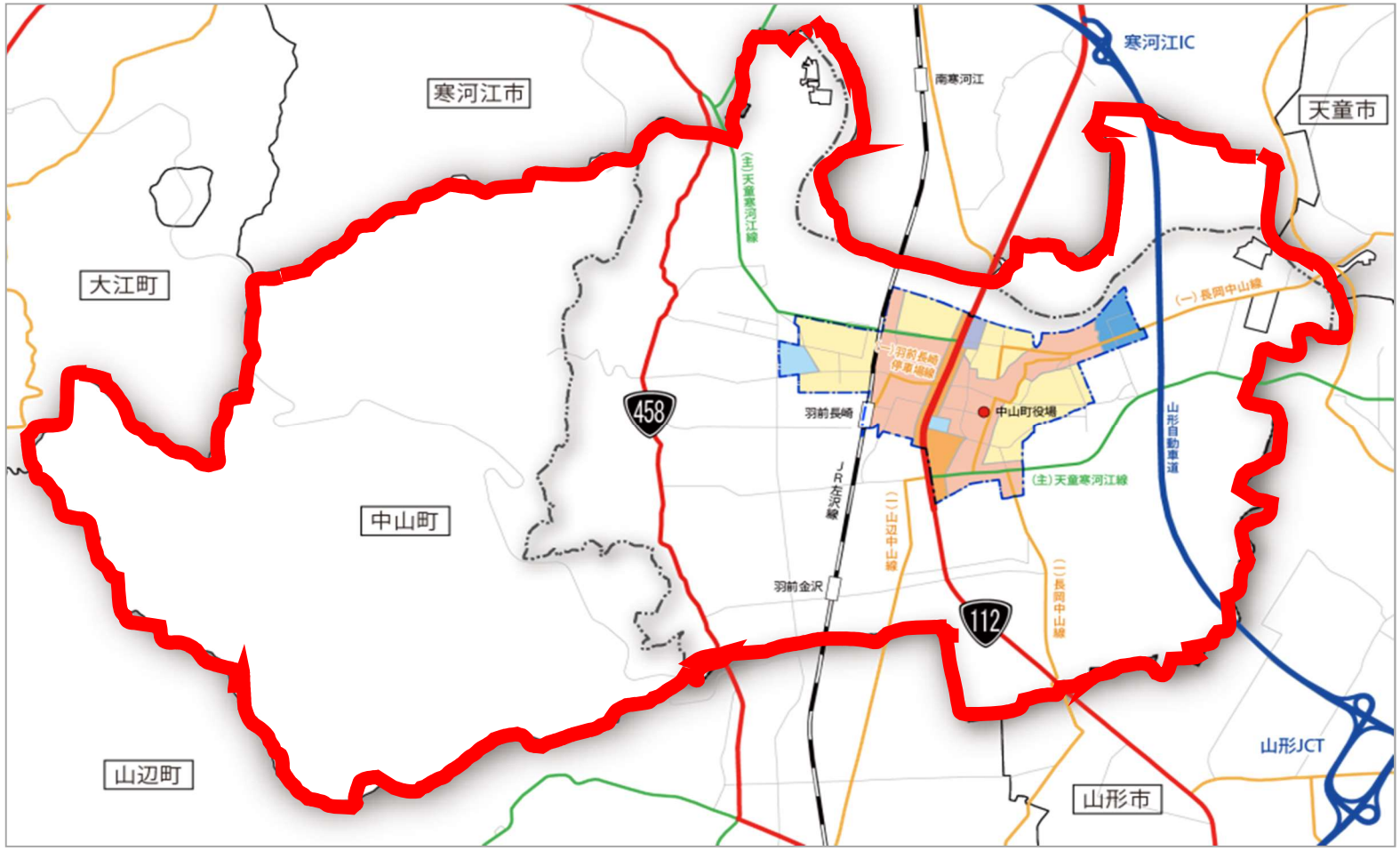
計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）


寒河江市
大江町
中山町
山辺町
天童市
山形市
寒河江IC
南寒河江
羽前長崎
羽前金沢
中山町役場
458
112
JR左沢線
(主)天童寒河江線
(一)長岡中山線
山形自動車道
山形JCT

人口集中地区以外

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　米沢市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・米沢市地域公共交通活性化協議会や米沢市地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年５回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。
・GTFS-JP の作成・提供（米沢市、事業者）
・本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。
・交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（米沢市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（米沢市）
・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市）
・バスの乗り方教室（交通系ＩＣカードの使い方）の実施（米沢市、事業者）
・バスの待合環境の整備（米沢市）

２．運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・米沢市の目標値（目標年度:R7）

RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・米沢市の目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績 210,588 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・米沢市の目標値（目標年度:R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,262 万円（直近年度の実績 4,299 万 3 千円）

コミュニティバス：3,814 万円（直近年度の実績 5,587 万 7 千円）

デマンド交通：726 万円（直近年度の実績 1,594 万 7 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①米沢（南原）白布温泉線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：53,000 人以上（直近年度の実績 31,415 人）

収支率：55%以上（直近年度の実績 36.2%）

米沢市補助額 1,211 万 5 千円（直近年度の実績 1,918 万 3 千円）

②米沢（備越）小野川線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：37,000 人以上（直近年度の実績 22,001 人）

収支率：72.7%以上（直近年度の実績 51.1%）

米沢市補助額 394 万 8 千円（直近年度の実績 789 万 8 千円）

③米沢（市立病院・六郷）小松線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 1,492 人）

収支率：24.3%以上（直近年度の実績 10.7%）

米沢市補助額 358 万 3 千円（直近年度の実績 532 万 2 千円）

④米沢～上郷線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 2,327 人）

収支率：12%以上（直近年度の実績 12.0%）

米沢市補助額 500 万円（直近年度の実績 553 万 5 千円）

⑤米沢（市立病院）窪田線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：16,000 人以上（直近年度の実績 10,322 人）

収支率：40.0%以上（直近年度の実績 29.1%）

米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 480 万 8 千円）

⑥米沢（市立病院）糠野目線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,948 人）

収支率：95%以上（直近年度の実績 80.1%）

米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 24 万 7 千円）

・コミュニティバス

⑦市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 19,141 人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績 14.7%）

米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 2,234 万円）

⑧市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 35,702 人）

収支率：62%以上（直近年度の実績 33.6%）

米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 1,109 万 4 千円）

⑨市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 33,173 人）

収支率：58%以上（直近年度の実績 31.0%）

米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 1,246 万 3 千円）

⑩米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 23,389 人）

収支率：26.5%以上（直近年度の実績 24.6%）

米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,389 万円）

・デマンド交通

⑪山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 15,282 人）

収支率：25%以上（直近年度の実績 23.3%）

米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,212 万 9 千円）

⑫田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,976 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 28.2%）

米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 325 万 8 千円）

⑬広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 810 人）

収支率：14%以上（直近年度の実績 15.8%）

米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 176 万 4 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。 ①～⑥の路線バスの運行に係る費用総額 7,013 万 3 千円のうち、米沢市から運行事業者への補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 ⑦～⑨のコミュニティバスの運行に係る費用 6,093 万 8 千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。 ⑩～⑬のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 4,088 万 2 千円のうち、米沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。 また、①～⑬の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
万世線を運行するバス車両については、令和 4 年度には耐用年数を大幅に年数を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入する必要がある。
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・米沢市の目標値（目標年度:R7）

RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・米沢市の目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績 210,588 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・米沢市の目標値（目標年度:R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,262 万円（直近年度の実績 4,299 万 3 千円）

コミュニティバス：3,814 万円（直近年度の実績 5,587 万 7 千円）

デマンド交通：726 万円（直近年度の実績 1,594 万 7 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①米沢（南原）白布温泉線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：53,000 人以上（直近年度の実績 31,415 人）

収支率：55%以上（直近年度の実績 36.2%）

米沢市補助額 1,211 万 5 千円（直近年度の実績 1,918 万 3 千円）

②米沢（備越）小野川線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：37,000 人以上（直近年度の実績 22,001 人）

収支率：72.7%以上（直近年度の実績 51.1%）

米沢市補助額 394 万 8 千円（直近年度の実績 789 万 8 千円）

③米沢（市立病院・六郷）小松線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 1,492 人）

収支率：24.3%以上（直近年度の実績 10.7%）

米沢市補助額 358 万 3 千円（直近年度の実績 532 万 2 千円）

④米沢～上郷線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 2,327 人）

収支率：12%以上（直近年度の実績 12.0%）

米沢市補助額 500 万円（直近年度の実績 553 万 5 千円）

⑤米沢（市立病院）窪田線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：16,000 人以上（直近年度の実績 10,322 人）

収支率：40.0%以上（直近年度の実績 29.1%）

米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 480 万 8 千円）

⑥米沢（市立病院）糠野目線（山交バス㈱国庫補助対象路線）

年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,948 人）

収支率：95%以上（直近年度の実績 80.1%）

米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 24 万 7 千円）

・コミュニティバス

⑦市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 19,141 人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績 14.7%）

米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 2,234 万円）

⑧市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 35,702 人）

収支率：62%以上（直近年度の実績 33.6%）

米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 1,109 万 4 千円）

⑨市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 33,173 人）

収支率：58%以上（直近年度の実績 31.0%）

米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 1,246 万 3 千円）

⑩米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 23,389 人）

収支率：26.5%以上（直近年度の実績 24.6%）

米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,389 万円）

・デマンド交通

⑪山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 15,282 人）

収支率：25%以上（直近年度の実績 23.3%）

米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,212 万 9 千円）

⑫田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,976 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 28.2%）

米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 325 万 8 千円）

⑬広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 810 人）

収支率：14%以上（直近年度の実績 15.8%）

米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 176 万 4 千円）

（２）事業の効果

万世線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

市民バスは、万世線も含めて計 6 台（予備車 2 台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があることや、修繕費の負担が年々大きくなっている現状から、購入することによるコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

別　紙

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る万世線の車両の取得に係る費用総額2,300万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和３年度＞

・令和３年６月28日（第１回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和３年８月25日（第２回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和４年１月31日（第３回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和４年３月24日（第４回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和３年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇米沢市地域公共交通活性化協議会

＜令和３年度＞

・令和３年５月31日（第１回・書面協議）：事業報告・収支決算、事業計画・収支予算について

・令和３年８月30日（第２回）：地域公共交通計画（骨子案）、ＩＣカード導入について等

・令和３年11月12日（第３回）：地域公共交通計画（案）について

・令和４年１月17日（第４回）：地域公共交通計画（案）に係るパブコメについて

・令和４年２月17日（第５回・書面協議）：地域公共交通計画（案）に係るパブコメの結果について

＜令和４年度＞

・令和４年６月29日（第１回開催を予定）

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和３年度＞

・地域公共交通計画策定にあたり、市民からの意見を広く聞き、計画に反映させるとともに、公共交通に関する関心を持っていただくため、市内全域を対象とした市民説明会を令和３年12月８日～17日の間に８回開催した。

〇米沢市地域公共交通会議

＜令和３年度＞

・令和３年８月11日（第１回・書面協議）：乗合タクシーの時間変更について

・令和３年12月28日（第２回・書面協議）：乗合タクシーの増便と時間変更について等

・令和４年２月14日（第３回・書面協議）：企画乗車券の発券について

別　紙

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県米沢市金池五丁目２番２５号
（所　属）企画調整部地域振興課
（氏　名）菊地　一斗
（電　話）0238-22-5111　内線 2801
（e-mail）chiiki-ka@city.yonezawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
米沢市	山交バス㈱	（1）米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（2）米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2425回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（3）米沢（市立病院・六郷）小松線	米沢営業所	市立病院 六郷	川西診療所前	往21.4km 復21.8km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（4）　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	843.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（5）米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（6）米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（7）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（8）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	290回	1160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（9）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（10）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	290回	580回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（11）　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（12）市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往14.7km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（13）市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往15.9km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（14）米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	（15）山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	293回	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（16）田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	293回	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（17）広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
米沢市	山交バス㈱	（1）米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（2）米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2425回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（3）米沢（市立病院・六郷）小松線	米沢営業所	市立病院 六郷	川西診療所前	往21.4km 復21.8km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（4）　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	843.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（5）米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（6）米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（7）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（8）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	290回	1160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（9）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（10）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	290回	580回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（11）　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（12）市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往14.7km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（13）市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往15.9km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（14）米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	（15）山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	293回	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（16）田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	293回	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（17）広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

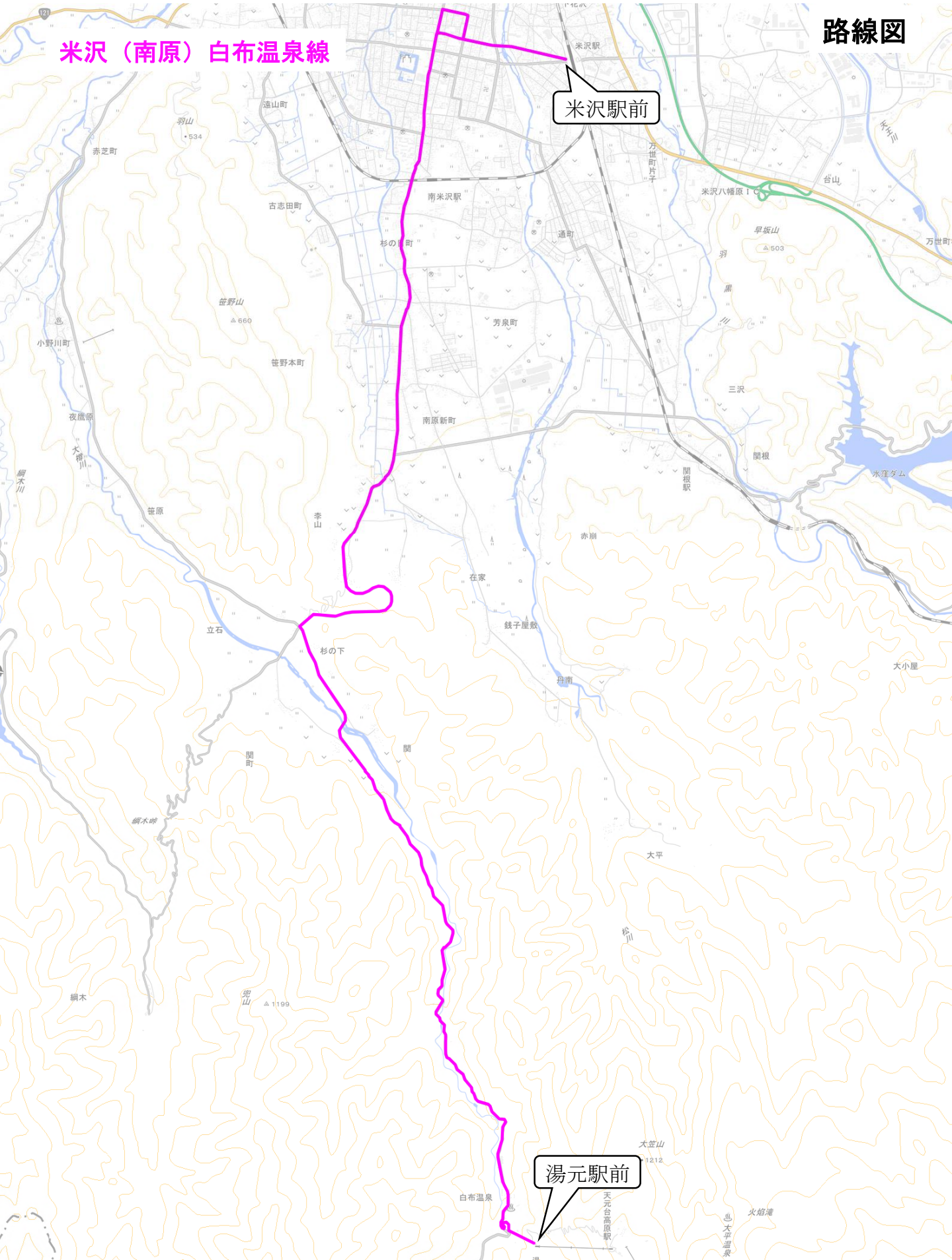
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
米沢市	山交バス㈱	（1）米沢（南原）白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（2）米沢（備越）小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2425回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（3）米沢（市立病院・六郷）小松線	米沢営業所	市立病院 六郷	川西診療所前	往21.4km 復21.8km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（4）　米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	843.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（5）米沢（市立病院）窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（6）米沢（市立病院）糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（7）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スキー場前	往18.1km 復19.2km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（8）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スキー場前	往23.9km 復22.5km	290回	1160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（9）　万世線	米沢市役所前	米沢駅	福祉の里入口	往13.0km	290回	290回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（10）　万世線	米沢市役所前	アルカディア	福祉の里入口	往16.7km 復16.5km	290回	580回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（11）　万世線（直行便）	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（12）市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往14.7km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	米沢市	（13）市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往15.9km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	山交バス㈱	（14）米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
	㈲今村タクシー、㈱吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢タクシー㈱、米沢酒類販売㈱	（15）山上地区乗合タクシー		山上地区		往　km 復　km	293回	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（16）田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往　km 復　km	293回	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③
		（17）広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往　km 復　km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間幹線系統米沢市役所前・仙台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

米沢（南原）白布温泉線

路線図

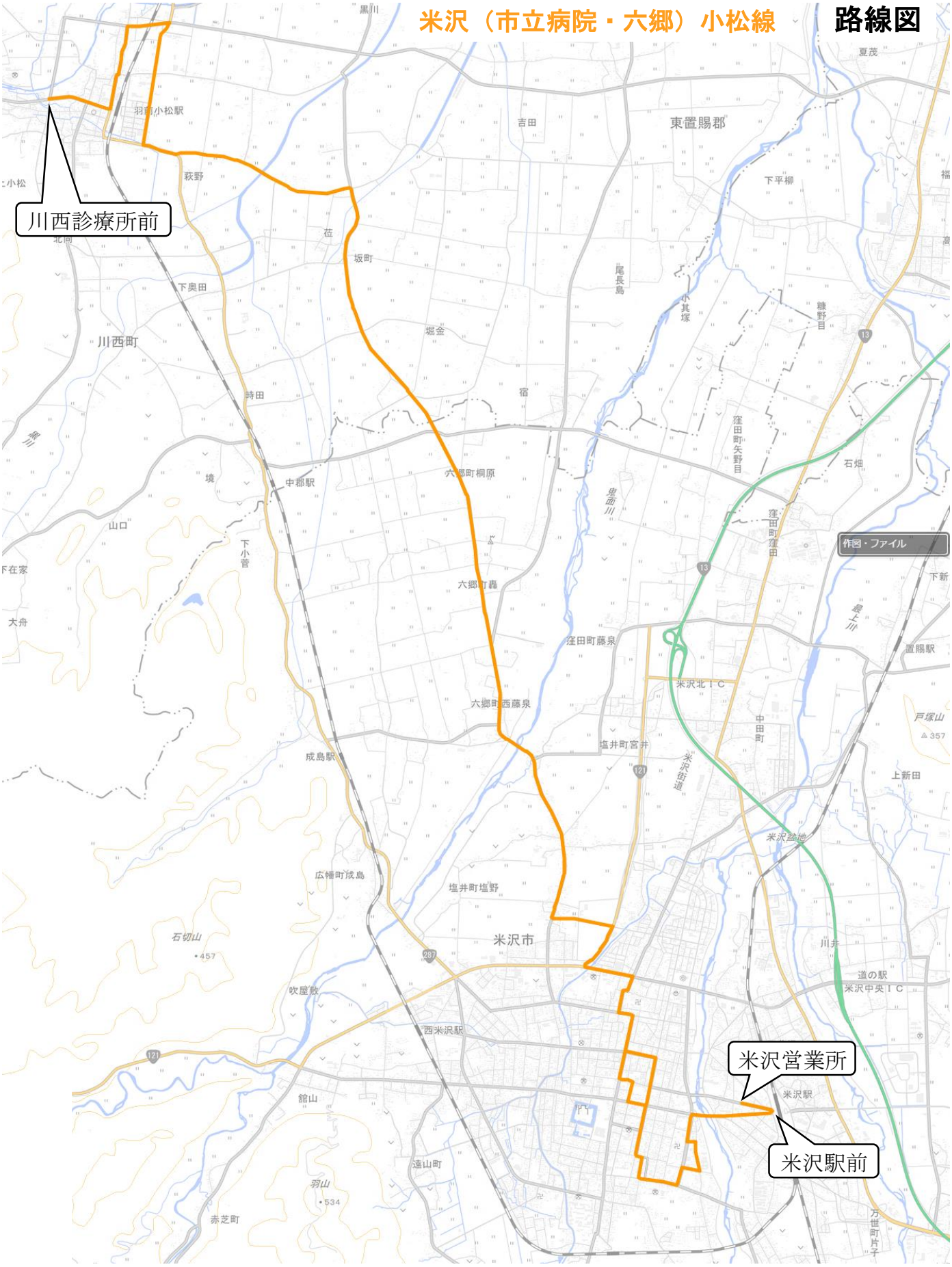


米沢（備越）小野川線

路線図

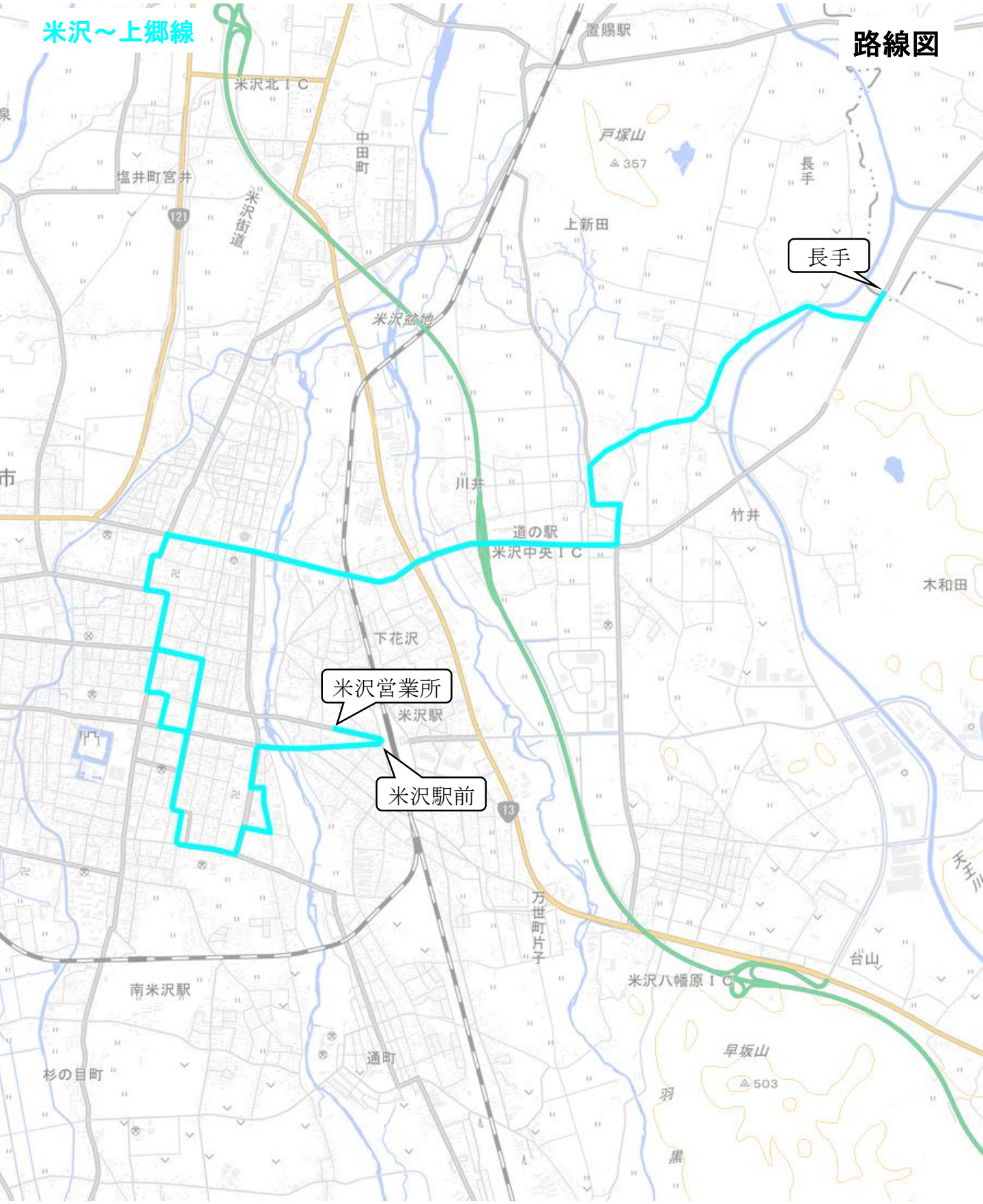


米沢（市立病院・六郷）小松線　路線図



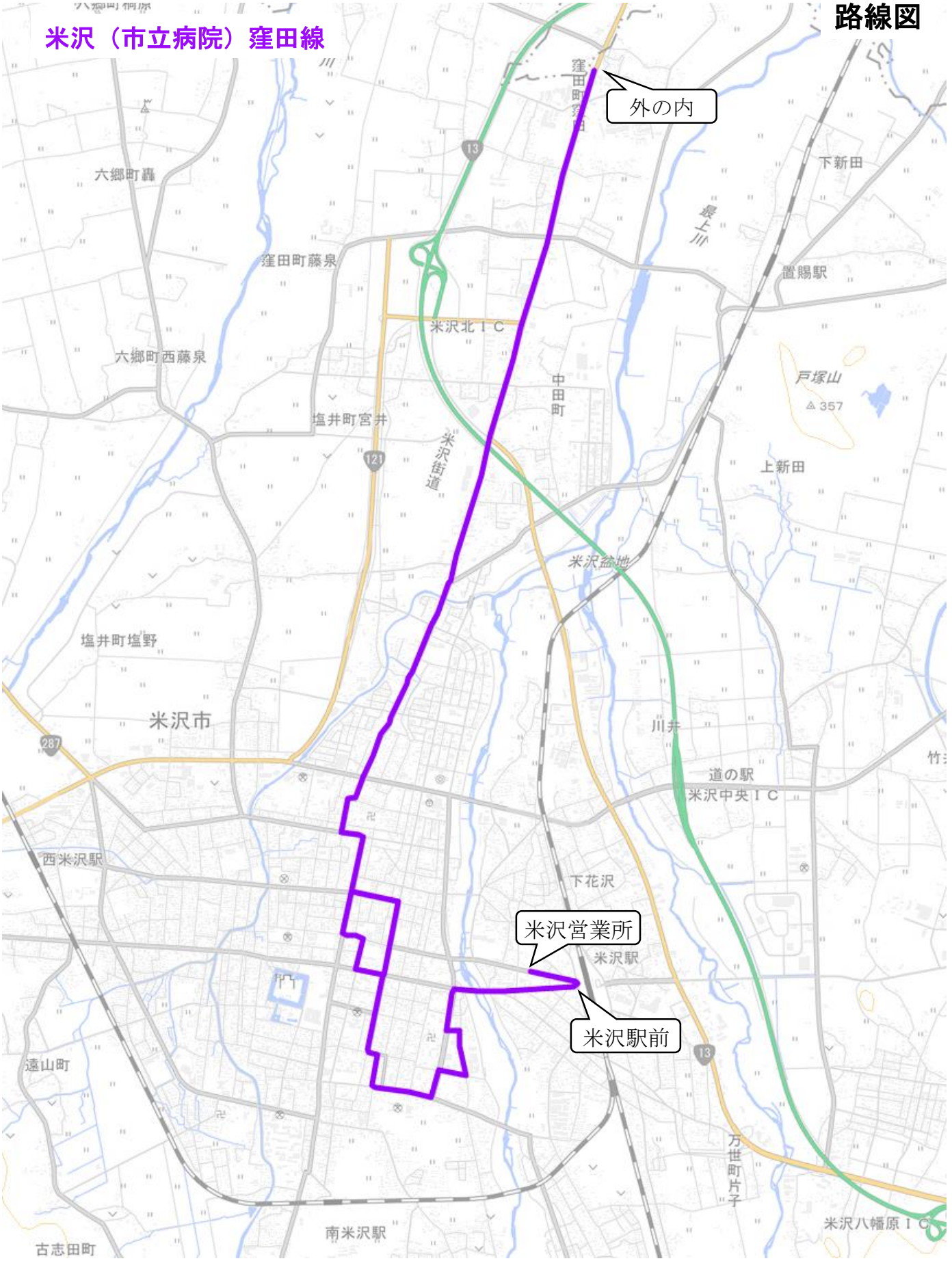
米沢～上郷線

路線図


置賜駅
米沢北ＩＣ
戸塚山
△357
長手
中田町
塩井町宮井
121
米沢街道
上新田
長手
米沢盆地
川井
竹井
道の駅
米沢中央ＩＣ
木和田
下花沢
米沢営業所
米沢駅
米沢駅前
13
万世町片子
台山
南米沢駅
米沢八幡原ＩＣ
早坂山
△503
通町
杉の目町
羽
黒

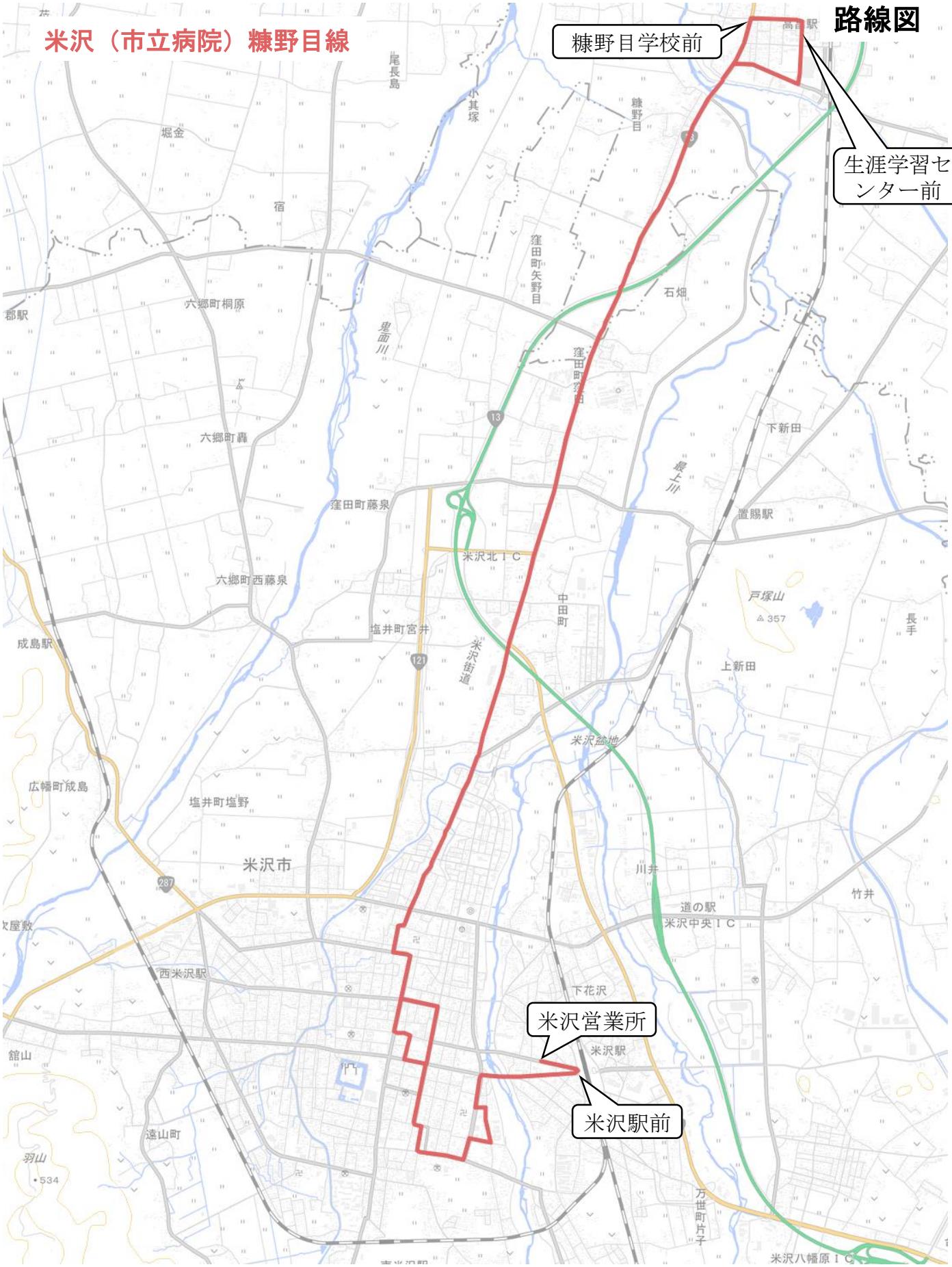
米沢（市立病院）窪田線

路線図

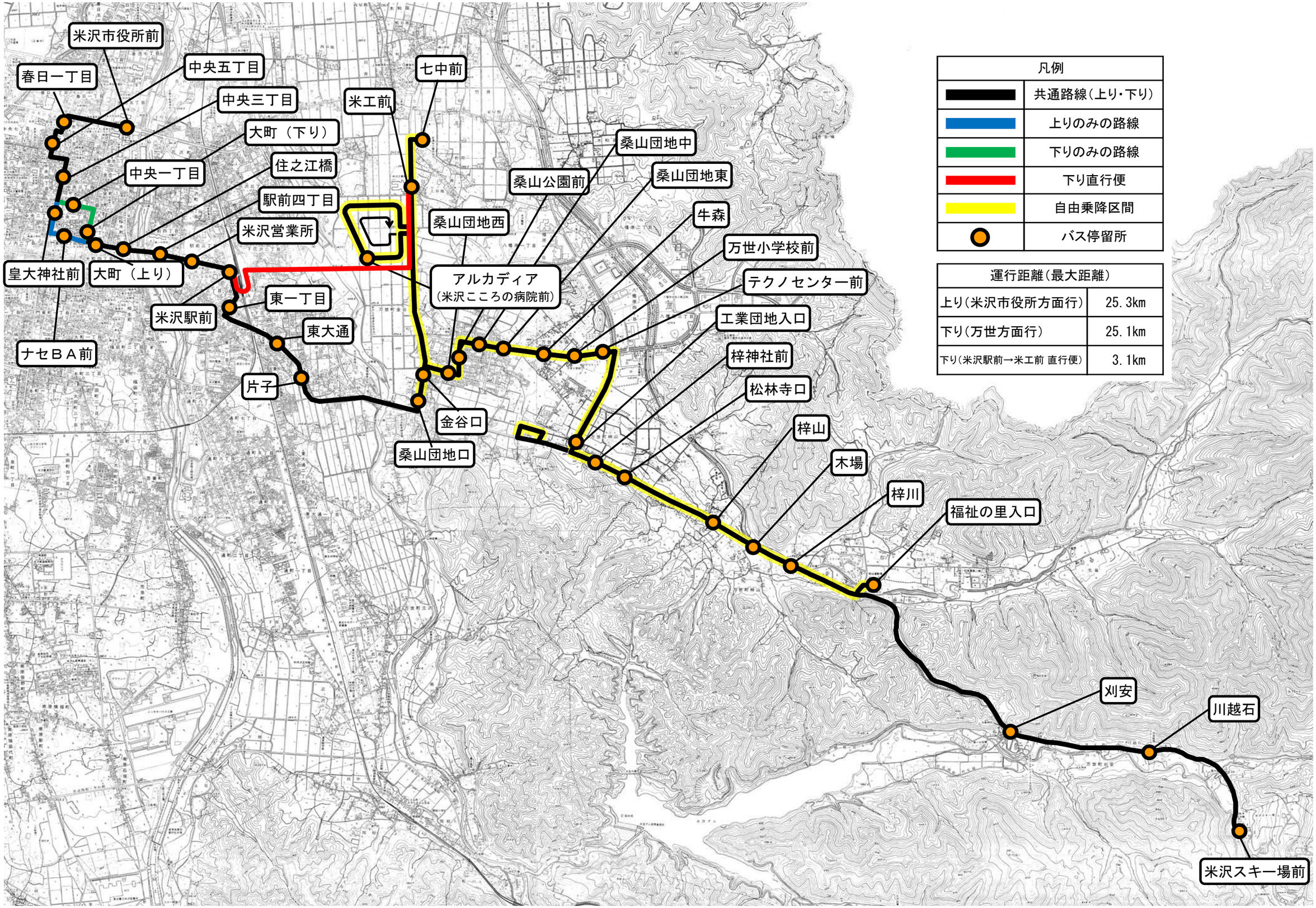


米沢（市立病院）糠野目線

路線図



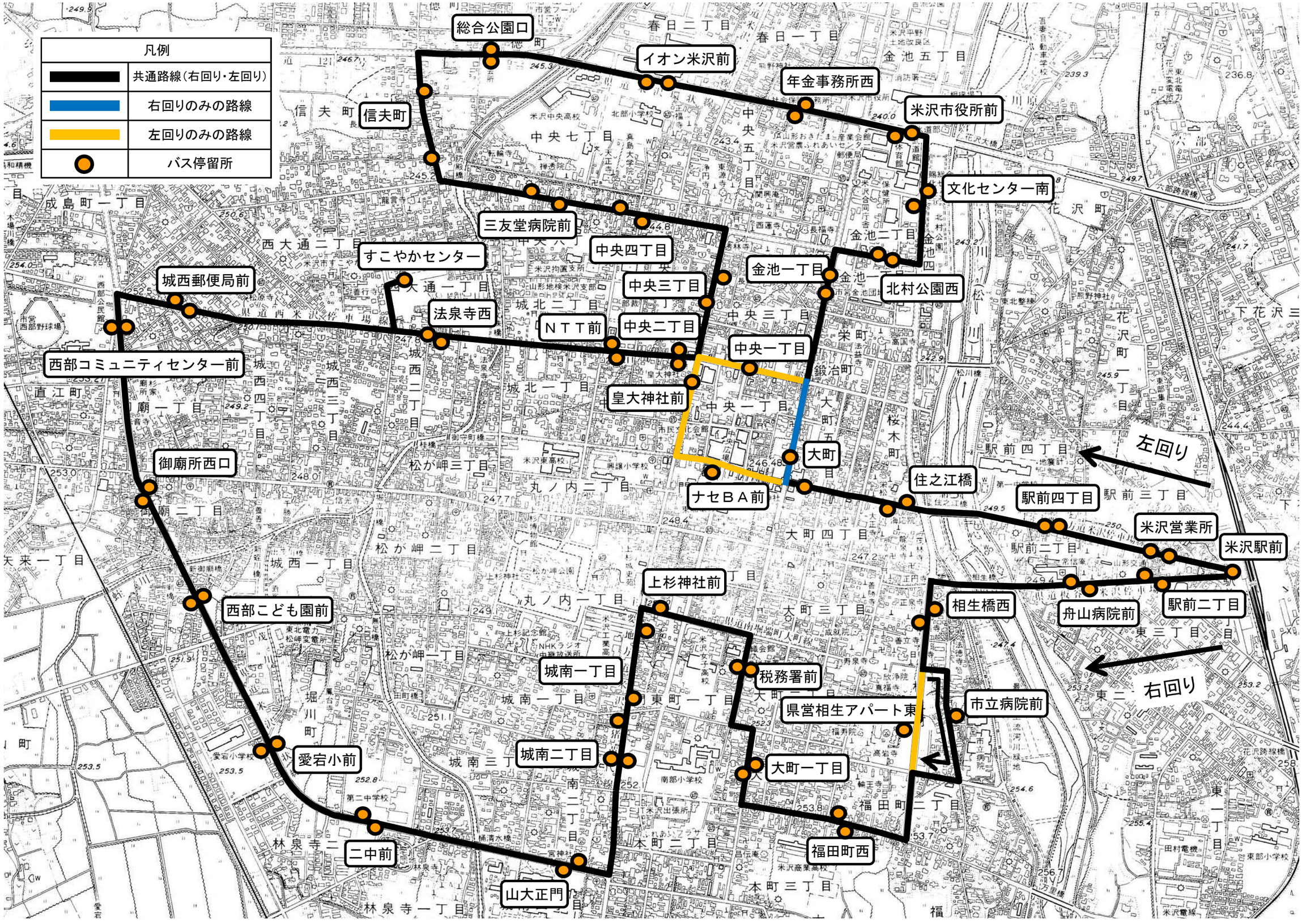
市民バス・万世線　運行経路図



凡例	
	共通路線（上り・下り）
	上りのみの路線
	下りのみの路線
	下り直行便
	自由乗降区間
	バス停留所

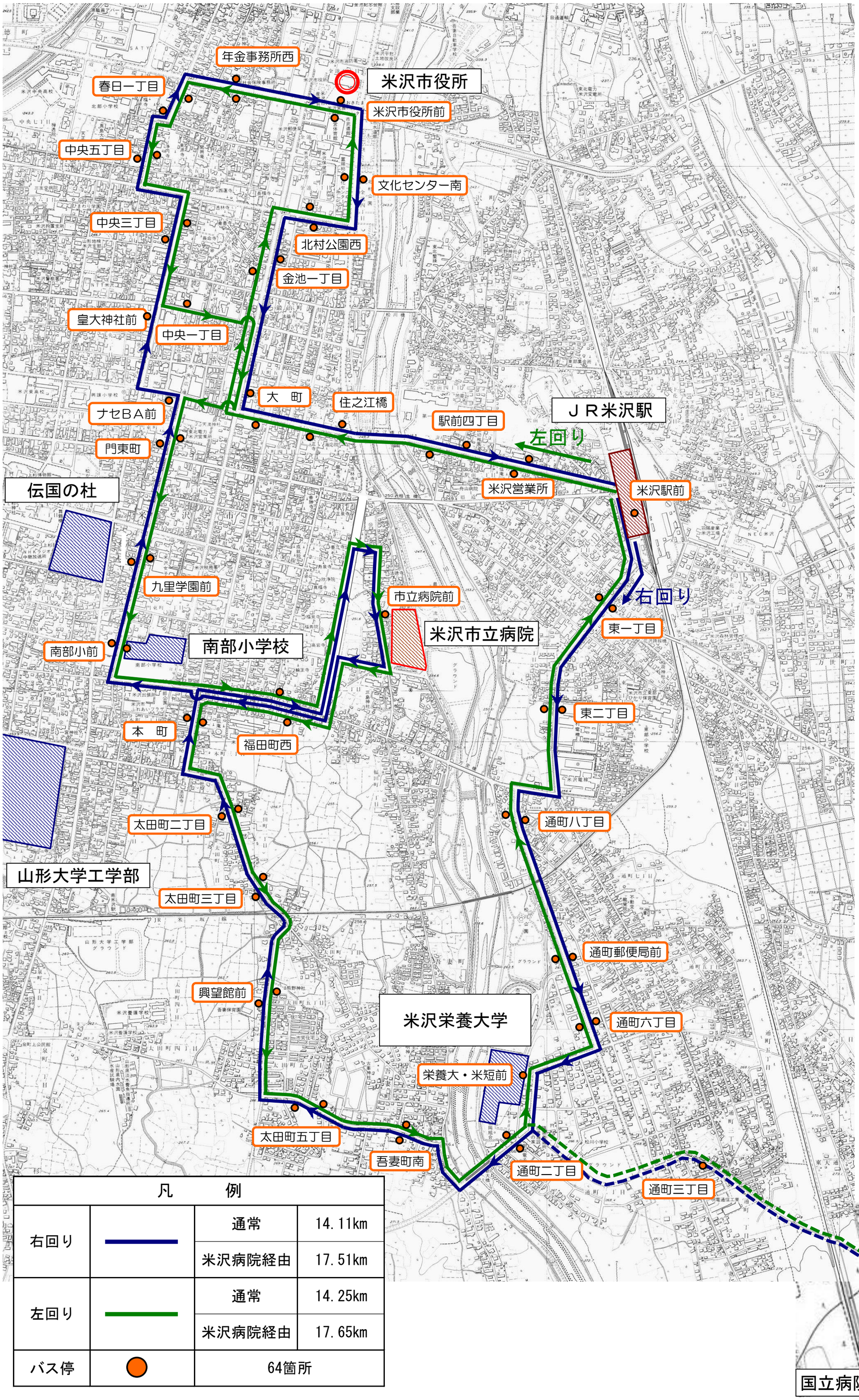
運行距離（最大距離）	
上り（米沢市役所方面行）	25.3km
下り（万世方面行）	25.1km
下り（米沢駅前→米工前 直行便）	3.1km

市街地循環路線（右回り・左回り）　運行経路図



別紙

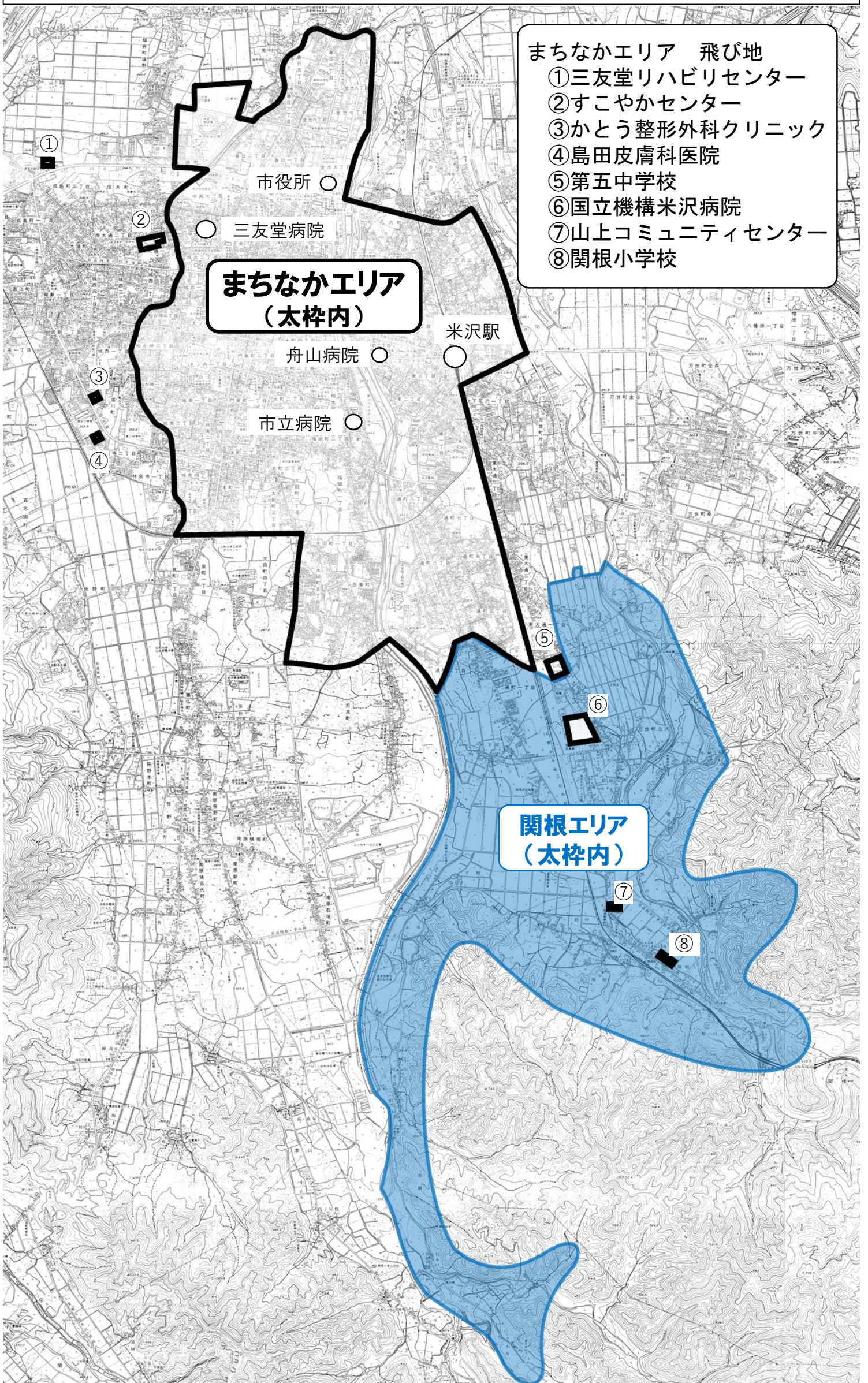
米沢市街地循環バス南回り路線　路線図



凡　例			
右回り		通常	14.11km
		米沢病院経由	17.51km
左回り		通常	14.25km
		米沢病院経由	17.65km
バス停		64箇所	

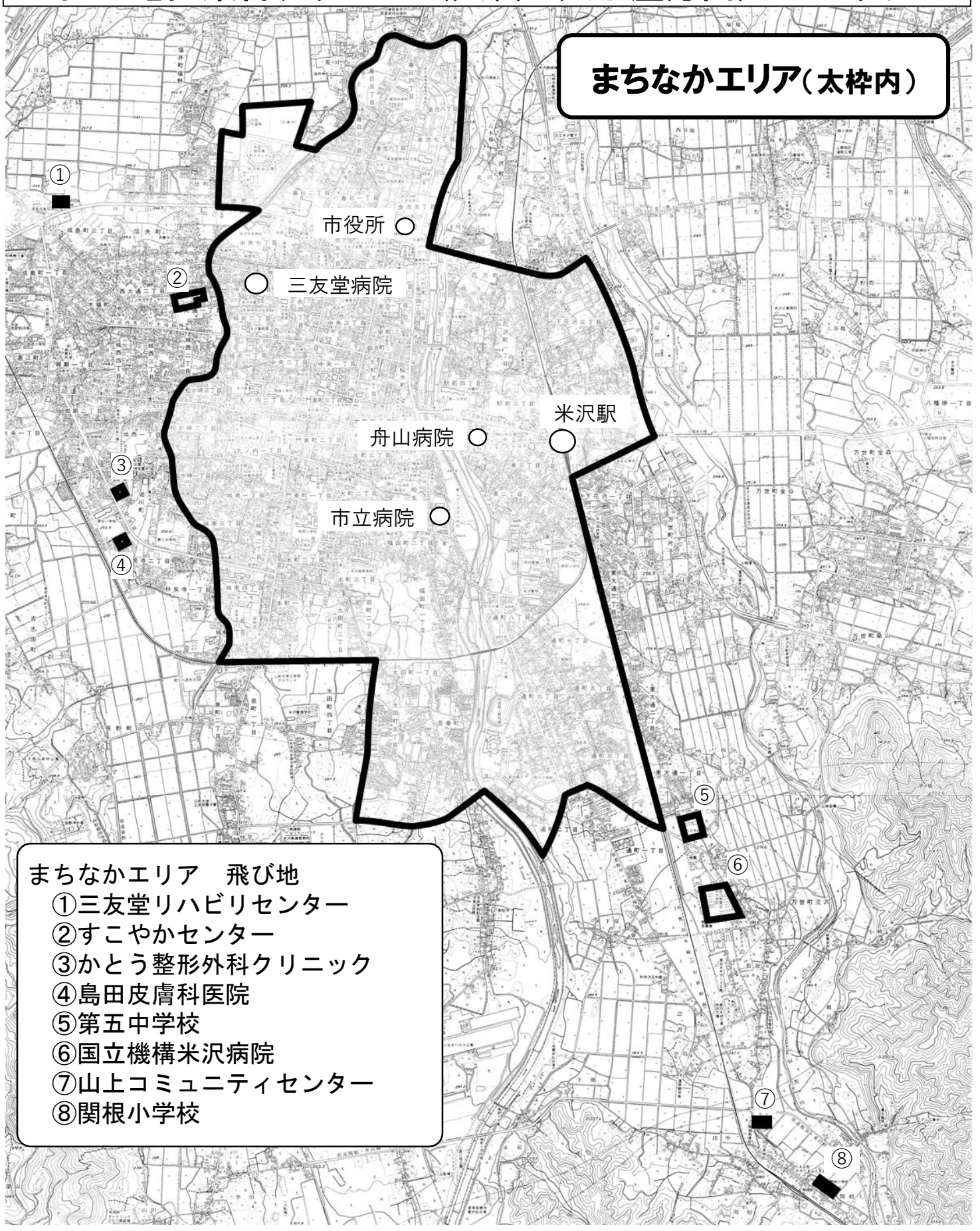
運行区域図１

山上地区乗合タクシー（関根方面）　エリア



運行区域図２

山上地区乗合タクシー（大沢・大小屋方面）　エリア

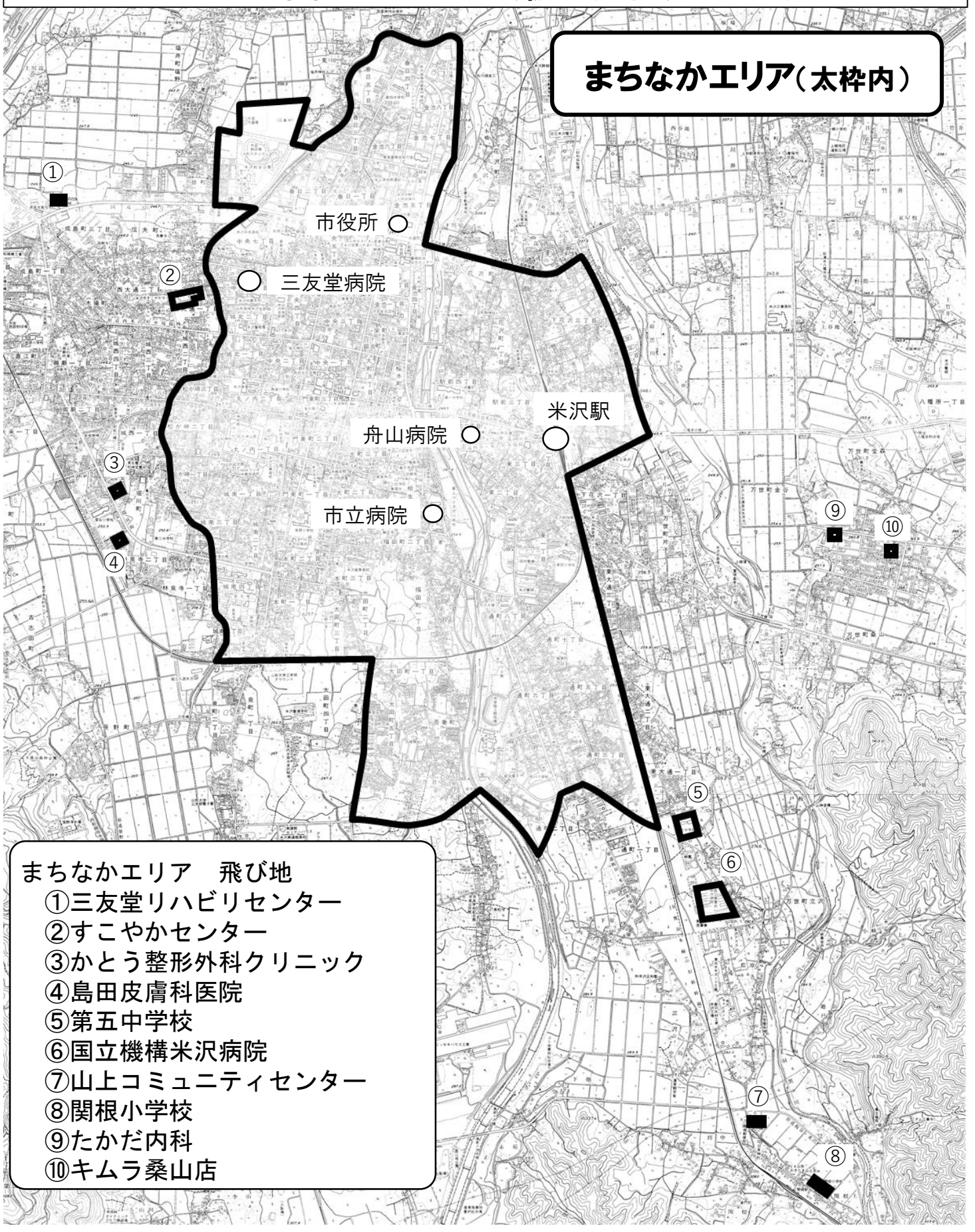


まちなかエリア　飛び地
- ①三友堂リハビリセンター
- ②すこやかセンター
- ③かとう整形外科クリニック
- ④島田皮膚科医院
- ⑤第五中学校
- ⑥国立機構米沢病院
- ⑦山上コミュニティセンター
- ⑧関根小学校

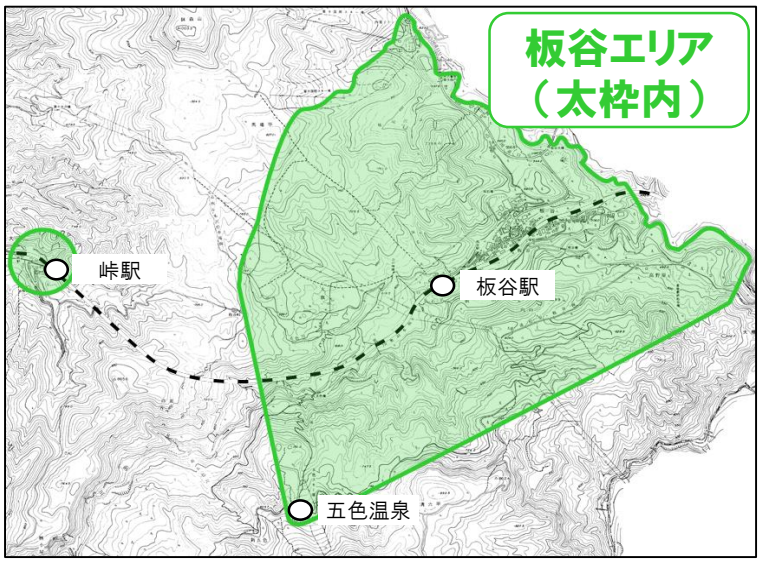


運行区域図３

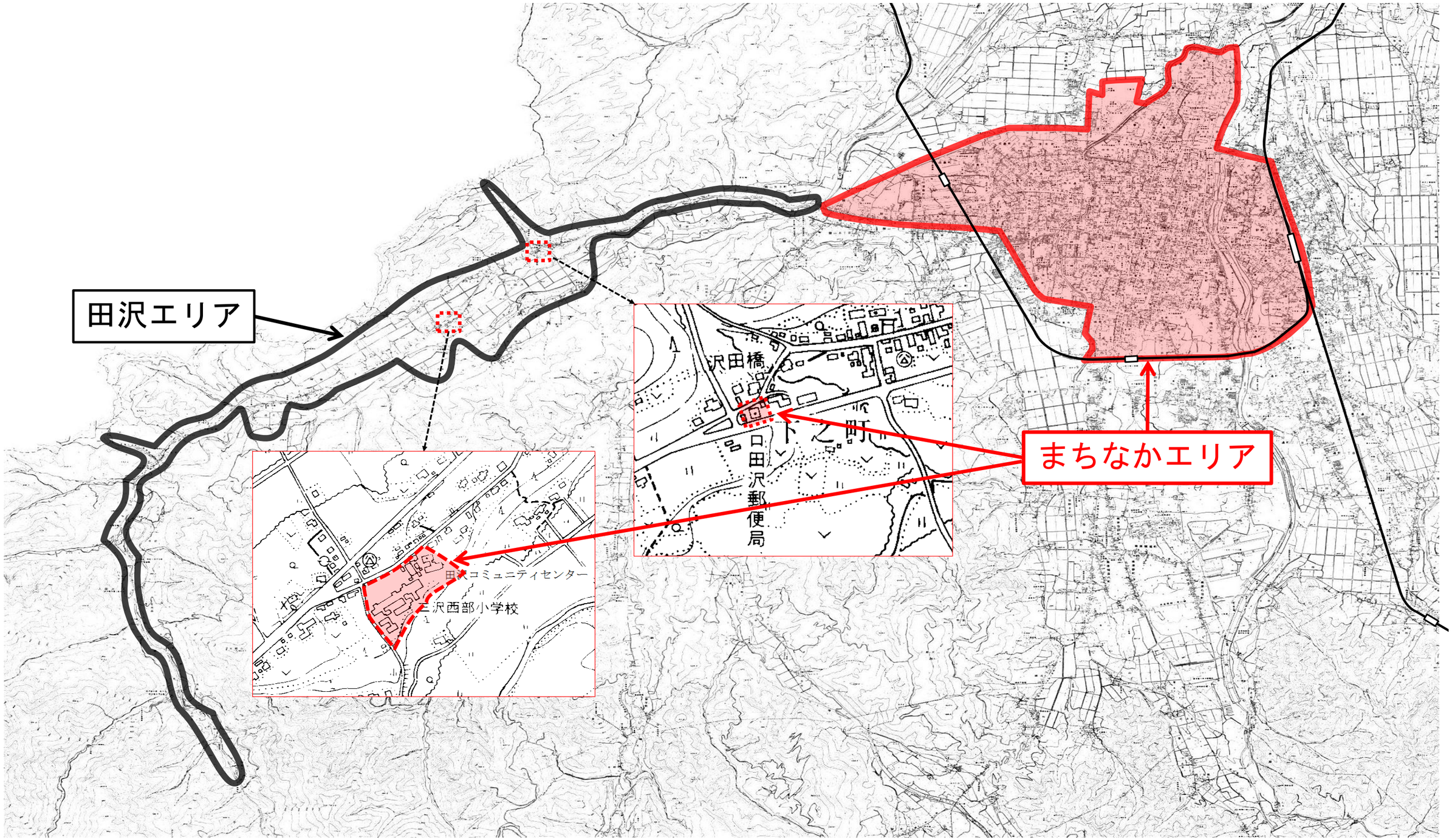
山上地区乗合タクシー（板谷方面）　エリア



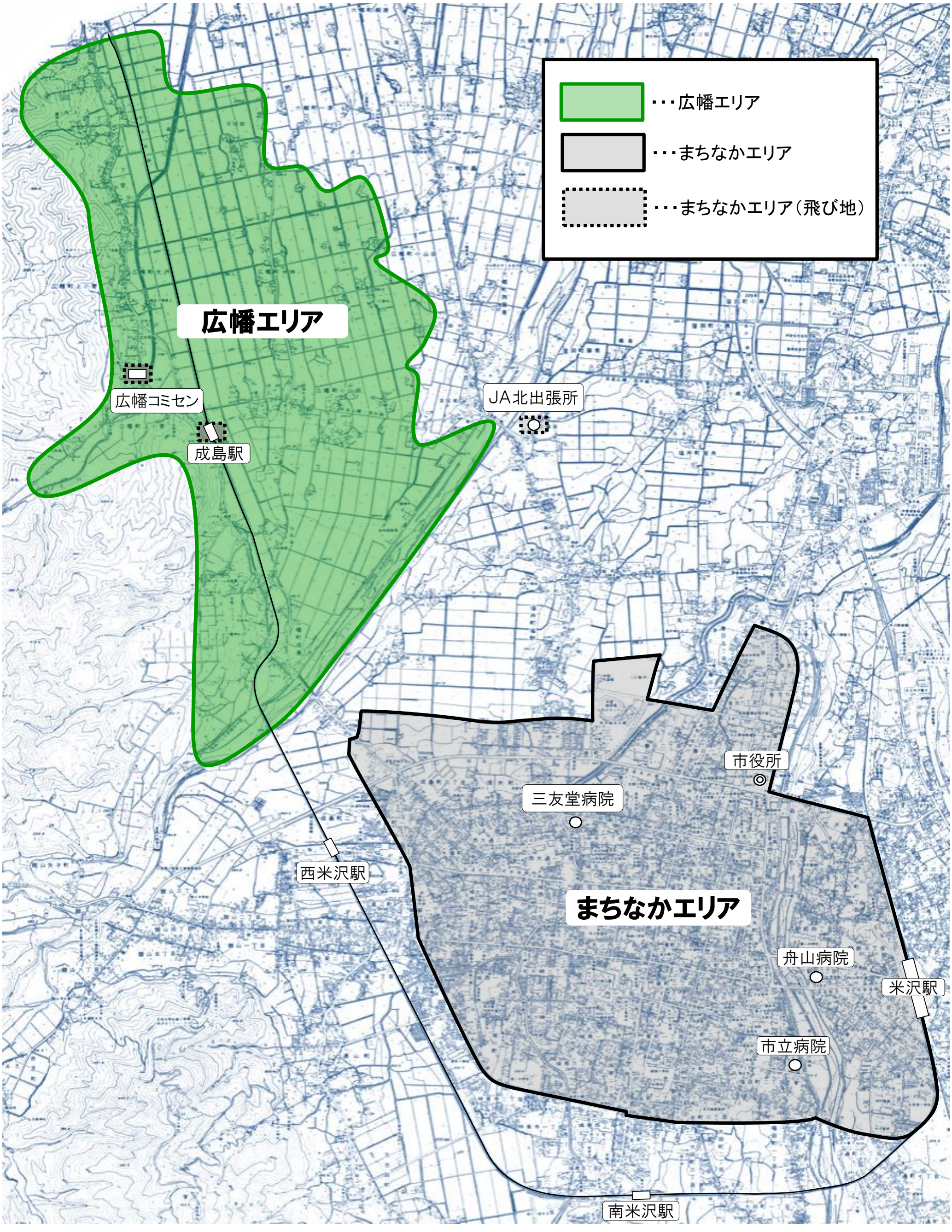
まちなかエリア　飛び地
- ①三友堂リハビリセンター
- ②すこやかセンター
- ③かとう整形外科クリニック
- ④島田皮膚科医院
- ⑤第五中学校
- ⑥国立機構米沢病院
- ⑦山上コミュニティセンター
- ⑧関根小学校
- ⑨たかだ内科
- ⑩キムラ桑山店



（別紙）田沢のりあいタクシー運行区域図



（別紙）運行区域図


・・・広幡エリア
・・・まちなかエリア
・・・まちなかエリア（飛び地）
広幡エリア
広幡コミセン
成島駅
JA北出張所
西米沢駅
三友堂病院
市役所
まちなかエリア
舟山病院
米沢駅
市立病院
南米沢駅

2022年3月19日改正

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　米沢駅前　⇒　白布温泉

	米沢駅前	米沢営業所	駅前四丁目	住之江橋	大町	門東町三丁目ナセＢＡ前	上杉神社前	城南二丁目	城南四丁目	中泉町	泉町	杉の目	興譲館高校口	諸仏	笹野大門前	上笹野	南原	三角	八ケ代	あづま診療所前	繰返	坂下口	坂下	横道	杉の下	三宝荒神	小白布	大白布	上畑	高橋	白布口	白布温泉待合所	白布温泉	石切	森の館前	湯元駅前
	8:10	8:12	8:12	8:13	8:14	8:16	8:18	8:20	8:21	8:22	8:23	8:23	8:24	8:25	8:26	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:30	8:31	8:31	8:35	8:36	8:37	8:38	8:39	8:41	8:43	8:47	8:48	8:48	8:49	8:50	8:51
	9:00	9:02	9:02	9:03	9:04	9:06	9:08	9:10	9:11	9:12	9:13	9:13	9:14	9:15	9:16	9:16	9:17	9:18	9:19	9:20	9:20	9:21	9:21	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:31	9:33	9:37	9:38	9:38	9:39	9:40	9:41
	10:45	10:47	10:47	10:48	10:49	10:51	10:53	10:55	10:56	10:57	10:58	10:58	10:59	11:00	11:01	11:01	11:02	11:03	11:04	11:05	11:05	11:06	11:06	11:10	11:11	11:12	11:13	11:14	11:16	11:18	11:22	11:23	11:23	11:24	11:25	11:26
	12:20	12:22	12:22	12:23	12:24	12:26	12:28	12:30	12:31	12:32	12:33	12:33	12:34	12:35	12:36	12:36	12:37	12:38	12:39	12:40	12:40	12:41	12:41	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:51	12:53	12:57	12:58	12:58	12:59	13:00	13:01
	13:30	13:32	13:32	13:33	13:34	13:36	13:38	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:44	13:45	13:46	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:50	13:51	13:51	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:01	14:03	14:07	14:08	14:08	14:09	14:10	14:11
	15:40	15:42	15:42	15:43	15:44	15:46	15:48	15:50	15:51	15:52	15:53	15:53	15:54	15:55	15:56	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:00	16:01	16:01	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:11	16:13	16:17	16:18	16:18	16:19	16:20	16:21
	17:30	17:32	17:32	17:33	17:34	17:36	17:38	17:40	17:41	17:42	17:43	17:43	17:44	17:45	17:46	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:50	17:51	17:51	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:01	18:03	18:07	18:08	18:08	18:09	18:10	18:11

【平日ダイヤ】　白布温泉　⇒　米沢駅前

	湯元駅前	森の館前	石切	白布温泉	白布温泉待合所	白布口	高橋	上畑	大白布	小白布	三宝荒神	杉の下	横道	坂下	坂下口	繰返	あづま診療所前	八ケ代	三角	南原	上笹野	笹野大門前	諸仏	興譲館高校口	杉の目	泉町	中泉町	城南四丁目	城南二丁目	城南一丁目	上杉神社前	丸の内二丁目	皇大神社前	中央一丁目	大町	住之江橋	駅前四丁目	米沢営業所	米沢駅前
	7:25	7:26	7:27	7:28	7:30	7:31	7:34	7:36	7:38	7:39	7:40	7:41	7:42	7:46	7:46	7:47	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:51	7:52	7:53	7:54	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	7:59	8:00	8:01	8:02	8:04	8:05	8:06	8:06	8:09
	9:20	9:21	9:22	9:23	9:25	9:26	9:29	9:31	9:33	9:34	9:35	9:36	9:37	9:41	9:41	9:42	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:49	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:55	9:56	9:57	9:59	10:00	10:01	10:01	10:04
	10:10	10:11	10:12	10:13	10:15	10:16	10:19	10:21	10:23	10:24	10:25	10:26	10:27	10:31	10:31	10:32	10:32	10:33	10:34	10:35	10:36	10:36	10:37	10:38	10:39	10:39	10:40	10:41	10:42	10:43	10:44	10:45	10:46	10:47	10:49	10:50	10:51	10:51	10:54
	11:45	11:46	11:47	11:48	11:50	11:51	11:54	11:56	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:06	12:06	12:07	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:14	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:19	12:20	12:21	12:22	12:24	12:25	12:26	12:26	12:29
	13:20	13:21	13:22	13:23	13:25	13:26	13:29	13:31	13:33	13:34	13:35	13:36	13:37	13:41	13:41	13:42	13:42	13:43	13:44	13:45	13:46	13:46	13:47	13:48	13:49	13:49	13:50	13:51	13:52	13:53	13:54	13:55	13:56	13:57	13:59	14:00	14:01	14:01	14:04
	14:30	14:31	14:32	14:33	14:35	14:36	14:39	14:41	14:43	14:44	14:45	14:46	14:47	14:51	14:51	14:52	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:56	14:57	14:58	14:59	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:04	15:05	15:06	15:07	15:09	15:10	15:11	15:11	15:14
	16:40	16:41	16:42	16:43	16:45	16:46	16:49	16:51	16:53	16:54	16:55	16:56	16:57	17:01	17:01	17:02	17:02	17:03	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:08	17:09	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:14	17:15	17:16	17:17	17:19	17:20	17:21	17:21	17:24
	18:25	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:34	18:36	18:38	18:39	18:40	18:41	18:42	18:46	18:46	18:47	18:47	18:48	18:49	18:50	18:51	18:51	18:52	18:53	18:54	18:54	18:55	18:56	18:57	18:58	18:59	19:00	19:01	19:02	19:04	19:05	19:06	19:06	19:09

【土曜・日曜・祝日ダイヤ】　米沢駅前　⇒　白布温泉

	米沢駅前	米沢営業所	駅前四丁目	住之江橋	大町	門東町三丁目ナセＢＡ前	上杉神社前	城南二丁目	城南四丁目	中泉町	泉町	杉の目	興譲館高校口	諸仏	笹野大門前	上笹野	南原	三角	八ケ代	あづま診療所前	繰返	坂下口	坂下	横道	杉の下	三宝荒神	小白布	大白布	上畑	高橋	白布口	白布温泉待合所	白布温泉	石切	森の館前	湯元駅前
	8:10	8:12	8:12	8:13	8:14	8:16	8:18	8:20	8:21	8:22	8:23	8:23	8:24	8:25	8:26	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:30	8:31	8:31	8:35	8:36	8:37	8:38	8:39	8:41	8:43	8:47	8:48	8:48	8:49	8:50	8:51
	10:45	10:47	10:47	10:48	10:49	10:51	10:53	10:55	10:56	10:57	10:58	10:58	10:59	11:00	11:01	11:01	11:02	11:03	11:04	11:05	11:05	11:06	11:06	11:10	11:11	11:12	11:13	11:14	11:16	11:18	11:22	11:23	11:23	11:24	11:25	11:26
	13:30	13:32	13:32	13:33	13:34	13:36	13:38	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:44	13:45	13:46	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:50	13:51	13:51	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:01	14:03	14:07	14:08	14:08	14:09	14:10	14:11
	15:40	15:42	15:42	15:43	15:44	15:46	15:48	15:50	15:51	15:52	15:53	15:53	15:54	15:55	15:56	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:00	16:01	16:01	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:11	16:13	16:17	16:18	16:18	16:19	16:20	16:21
	17:30	17:32	17:32	17:33	17:34	17:36	17:38	17:40	17:41	17:42	17:43	17:43	17:44	17:45	17:46	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:50	17:51	17:51	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:01	18:03	18:07	18:08	18:08	18:09	18:10	18:11

【土曜・日曜・祝日ダイヤ】　白布温泉　⇒　米沢駅前

	湯元駅前	森の館前	石切	白布温泉	白布温泉待合所	白布口	高橋	上畑	大白布	小白布	三宝荒神	杉の下	横道	坂下	坂下口	繰返	あづま診療所前	八ケ代	三角	南原	上笹野	笹野大門前	諸仏	興譲館高校口	杉の目	泉町	中泉町	城南四丁目	城南二丁目	城南一丁目	上杉神社前	丸の内二丁目	皇大神社前	中央一丁目	大町	住之江橋	駅前四丁目	米沢営業所	米沢駅前
	9:20	9:21	9:22	9:23	9:25	9:26	9:29	9:31	9:33	9:34	9:35	9:36	9:37	9:41	9:41	9:42	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:49	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:55	9:56	9:57	9:59	10:00	10:01	10:01	10:04
	11:45	11:46	11:47	11:48	11:50	11:51	11:54	11:56	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:06	12:06	12:07	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:14	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:19	12:20	12:21	12:22	12:24	12:25	12:26	12:26	12:29
	14:30	14:31	14:32	14:33	14:35	14:36	14:39	14:41	14:43	14:44	14:45	14:46	14:47	14:51	14:51	14:52	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:56	14:57	14:58	14:59	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:04	15:05	15:06	15:07	15:09	15:10	15:11	15:11	15:14
	16:40	16:41	16:42	16:43	16:45	16:46	16:49	16:51	16:53	16:54	16:55	16:56	16:57	17:01	17:01	17:02	17:02	17:03	17:04	17:05	17:06	17:06	17:07	17:08	17:09	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:14	17:15	17:16	17:17	17:19	17:20	17:21	17:21	17:24
	18:25	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:34	18:36	18:38	18:39	18:40	18:41	18:42	18:46	18:46	18:47	18:47	18:48	18:49	18:50	18:51	18:51	18:52	18:53	18:54	18:54	18:55	18:56	18:57	18:58	18:59	19:00	19:01	19:02	19:04	19:05	19:06	19:06	19:09

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス米沢営業所　・・・　0238-22-3392

2022年3月19日改正

※8月13日～16日、12月29日～31日、1月2日～3日は日曜・祝日ダイヤでの運行となります。
◆1月1日（元日）は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　米沢駅前　⇒　小野川温泉

	米沢駅前	米沢営業所	駅前四丁目	住之江橋	大町	門東町三丁目ナセBA前	興譲小前	松ケ岬	城西町	御廟前	矢来	中矢来	館山一丁目	館山局前	館山四丁目	館山六丁目	館山浄水場口	赤芝	松の下	小中沢	備越	学校前	中の原	窪	小野川温泉	駐車場前
	8:05	8:07	8:07	8:08	8:09	8:11	8:12	8:14	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:24	8:25	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:31
	9:35	9:37	9:37	9:38	9:39	9:41	9:42	9:44	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:54	9:55	9:55	9:56	9:57	9:58	9:59	10:01
	12:15	12:17	12:17	12:18	12:19	12:21	12:22	12:24	12:25	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:34	12:35	12:35	12:36	12:37	12:38	12:39	12:41
	14:00	14:02	14:02	14:03	14:04	14:06	14:07	14:09	14:10	14:11	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19	14:19	14:20	14:20	14:21	14:22	14:23	14:24	14:26
	15:45	15:47	15:47	15:48	15:49	15:51	15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:05	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:11
	17:35	17:37	17:37	17:38	17:39	17:41	17:42	17:44	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:54	17:55	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:01
	18:35	18:37	18:37	18:38	18:39	18:41	18:42	18:44	18:45	18:46	18:47	18:48	18:49	18:50	18:51	18:52	18:53	18:54	18:54	18:55	18:55	18:56	18:57	18:58	18:59	19:01

【平日ダイヤ】　小野川温泉　⇒　米沢駅前

	駐車場前	小野川温泉	窪	中の原	学校前	備越	小中沢	松の下	赤芝	館山浄水場口	館山六丁目	館山四丁目	館山局前	館山一丁目	中矢来	矢来	御廟前	城西町	松ケ岬	上杉神社北口	丸の内二丁目	皇大神社前	中央一丁目	大町	住之江橋	駅前四丁目	米沢営業所	米沢駅前
	7:40	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:46	7:47	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	7:59	8:00	8:01	8:03	8:04	8:05	8:05	8:07
	8:45	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:51	8:52	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	8:57	8:58	8:59	9:00	9:01	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:08	9:09	9:10	9:10	9:12
	10:15	10:17	10:18	10:19	10:20	10:21	10:21	10:22	10:22	10:23	10:24	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33	10:34	10:35	10:36	10:38	10:39	10:40	10:40	10:42
	12:55	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:01	13:02	13:02	13:03	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	13:09	13:10	13:11	13:12	13:13	13:14	13:15	13:16	13:18	13:19	13:20	13:20	13:22
	14:40	14:42	14:43	14:44	14:45	14:46	14:46	14:47	14:47	14:48	14:49	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:57	14:58	14:59	15:00	15:01	15:03	15:04	15:05	15:05	15:07
	16:30	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:40	16:41	16:42	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:48	16:49	16:50	16:51	16:53	16:54	16:55	16:55	16:57
	18:20	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:26	18:27	18:27	18:28	18:29	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:39	18:40	18:41	18:43	18:44	18:45	18:45	18:47

【土曜・日曜・祝日ダイヤ】　米沢駅前　⇒　小野川温泉

	米沢駅前	米沢営業所	駅前四丁目	住之江橋	大町	門東町三丁目ナセBA前	興譲小前	松ケ岬	城西町	御廟前	矢来	中矢来	館山一丁目	館山局前	館山四丁目	館山六丁目	館山浄水場口	赤芝	松の下	小中沢	備越	学校前	中の原	窪	小野川温泉	駐車場前
	8:05	8:07	8:07	8:08	8:09	8:11	8:12	8:14	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24	8:24	8:25	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:31
	9:35	9:37	9:37	9:38	9:39	9:41	9:42	9:44	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:54	9:55	9:55	9:56	9:57	9:58	9:59	10:01
	12:15	12:17	12:17	12:18	12:19	12:21	12:22	12:24	12:25	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:34	12:35	12:35	12:36	12:37	12:38	12:39	12:41
	14:00	14:02	14:02	14:03	14:04	14:06	14:07	14:09	14:10	14:11	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19	14:19	14:20	14:20	14:21	14:22	14:23	14:24	14:26
	15:45	15:47	15:47	15:48	15:49	15:51	15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:05	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:11
	17:35	17:37	17:37	17:38	17:39	17:41	17:42	17:44	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:54	17:55	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:01

【土曜・日曜・祝日ダイヤ】　小野川温泉　⇒　米沢駅前

	駐車場前	小野川温泉	窪	中の原	学校前	備越	小中沢	松の下	赤芝	館山浄水場口	館山六丁目	館山四丁目	館山局前	館山一丁目	中矢来	矢来	御廟前	城西町	松ケ岬	上杉神社北口	丸の内二丁目	皇大神社前	中央一丁目	大町	住之江橋	駅前四丁目	米沢営業所	米沢駅前
	8:45	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:51	8:52	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	8:57	8:58	8:59	9:00	9:01	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:08	9:09	9:10	9:10	9:12
	10:15	10:17	10:18	10:19	10:20	10:21	10:21	10:22	10:22	10:23	10:24	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33	10:34	10:35	10:36	10:38	10:39	10:40	10:40	10:42
	12:55	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:01	13:02	13:02	13:03	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	13:09	13:10	13:11	13:12	13:13	13:14	13:15	13:16	13:18	13:19	13:20	13:20	13:22
	14:40	14:42	14:43	14:44	14:45	14:46	14:46	14:47	14:47	14:48	14:49	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:57	14:58	14:59	15:00	15:01	15:03	15:04	15:05	15:05	15:07
	16:30	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:40	16:41	16:42	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:48	16:49	16:50	16:51	16:53	16:54	16:55	16:55	16:57
	18:20	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:26	18:27	18:27	18:28	18:29	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:39	18:40	18:41	18:43	18:44	18:45	18:45	18:47

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス米沢営業所　・・・　0238-22-3392

2022年3月19日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　米沢　⇒　小松

	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	市立病院前	福田町西	大町一丁目	税務署前	門東町	門東町三丁目ナセＢＡ前	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	イオン米沢前	米沢市営プール前	米沢市営野球場	塩井団地前	塩野上町	塩野	塩野下	上藤泉	六郷橋	下台	六郷	六郷小学校前	亀茶屋前	桐原	三枚床	中郡熊の堂	中郡	下笹	遠江小屋	上萩野	美女木	川西町役場・プラザ前	川西中学校前	八日町	新山口	三日町	小松駅前	五日町	川西診療所前
	8:10	8:12	8:14	8:14	8:15	8:16	8:18	8:19	8:20	8:21	8:23	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:30	8:31	8:32	8:33	8:33	8:34	8:35	8:36	8:37	8:38	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:45	8:46	8:47	8:49	8:50	8:51	8:52	8:54	8:54	8:55	8:56	8:57	8:58
	12:05	12:07	12:09	12:09	12:10	12:11	12:13	12:14	12:15	12:16	12:18	12:20	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	12:26	12:27	12:28	12:28	12:29	12:30	12:31	12:32	12:33	12:33	12:34	12:35	12:36	12:38	12:40	12:41	12:42	12:44	12:45	12:46	12:47	12:49	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53
	15:15	15:17	15:19	15:19	15:20	15:21	15:23	15:24	15:25	15:26	15:28	15:30	15:31	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:38	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:43	15:43	15:44	15:45	15:46	15:48	15:50	15:51	15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:59	15:59	16:00	16:01	16:02	16:03

【平日ダイヤ】　小松　⇒　米沢

	川西診療所前	五日町	小松駅前	三日町	新山口	八日町	川西中学校前	川西町役場・プラザ前	美女木	上萩野	遠江小屋	下笹	中郡	中郡熊の堂	三枚床	桐原	亀茶屋前	六郷小学校前	六郷	下台	六郷橋	上藤泉	塩野下	塩野	塩野上町	塩井団地前	米沢市営野球場	米沢市営プール前	イオン米沢前	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	中央一丁目	大町	税務署前	大町一丁目	福田町西	相生町南	市立病院前	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前
	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:24	9:26	9:27	9:28	9:29	9:31	9:32	9:33	9:35	9:37	9:38	9:39	9:40	9:40	9:41	9:42	9:43	9:44	9:45	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:55	9:56	9:57	9:58	9:59	10:00	10:01	10:02	10:03	10:03	10:05
	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:24	13:26	13:27	13:28	13:29	13:31	13:32	13:33	13:35	13:37	13:38	13:39	13:40	13:40	13:41	13:42	13:43	13:44	13:45	13:45	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:51	13:52	13:53	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:00	14:01	14:02	14:03	14:03	14:05
	16:30	16:31	16:32	16:33	16:34	16:34	16:36	16:37	16:38	16:39	16:41	16:42	16:43	16:45	16:47	16:48	16:49	16:50	16:50	16:51	16:52	16:53	16:54	16:55	16:55	16:56	16:57	16:58	16:59	17:00	17:01	17:02	17:03	17:05	17:06	17:07	17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	17:13	17:15

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス米沢営業所・・・0238-22-3392

2022年3月19日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　米沢営業所　⇒　上郷

	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	市立病院前	福田町西	大町一丁目	税務署前	門東町	門東町三丁目ナセＢＡ前	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	年金事務所西	米沢市役所前	花沢大橋	細原	ＪＡ米沢東支店前	上郷倉庫前	上郷	上郷小学校前	八幡原入口	竹井	川西	天神前	長手
	10:10	10:12	10:14	10:14	10:15	10:16	10:18	10:19	10:20	10:21	10:23	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:33	10:35	10:35	10:36	10:37	10:37	10:38	10:38	10:39	10:39
	14:00	14:02	14:04	14:04	14:05	14:06	14:08	14:09	14:10	14:11	14:13	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19	14:20	14:21	14:23	14:25	14:25	14:26	14:27	14:27	14:28	14:28	14:29	14:29
	17:30	17:32	17:34	17:34	17:35	17:36	17:38	17:39	17:40	17:41	17:43	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:53	17:55	17:55	17:56	17:57	17:57	17:58	17:58	17:59	17:59

【平日ダイヤ】　上郷　⇒　米沢駅前

	長手	天神前	川西	竹井	八幡原入口	上郷小学校前	上郷	上郷倉庫前	ＪＡ米沢東支店前	細原	花沢大橋	米沢市役所前	年金事務所西	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	中央一丁目	大町	税務署前	大町一丁目	福田町西	相生町南	市立病院前	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前
	7:15	7:16	7:17	7:18	7:18	7:19	7:19	7:20	7:20	7:22	7:24	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:32	7:33	7:34	7:35	7:36	7:37	7:38	7:39	7:40	7:40	7:41
	11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:04	11:04	11:05	11:05	11:07	11:09	11:10	11:11	11:12	11:13	11:14	11:15	11:17	11:18	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:24	11:25	11:25	11:26
	14:50	14:51	14:52	14:53	14:53	14:54	14:54	14:55	14:55	14:57	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:04	15:05	15:07	15:08	15:09	15:10	15:11	15:12	15:13	15:14	15:15	15:15	15:16
	16:30	16:31	16:32	16:33	16:33	16:34	16:34	16:35	16:35	16:37	16:39	16:40	16:41	16:42	16:43	16:44	16:45	16:47	16:48	16:49	16:50	16:51	16:52	16:53	16:54	16:55	16:55	16:56

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス米沢営業所・・・0238-22-3392

2022年4月1日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　米沢営業所　⇒　窪田

	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	市立病院前	福田町西	大町一丁目	税務署前	門東町	門東町三丁目ナセＢＡ前	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	春日二丁目	春日三丁目	四中前	芦付	北産業通り	中田	笹原	上窪田	窪田	外の内
窪	6:45	6:47	6:49	6:49	6:50	6:51	6:53	6:54	6:55	6:56	6:58	7:00	7:01	7:02	7:03	7:04	7:05	7:06	7:07	7:08	7:09	7:10	7:11	7:13	7:14
窪	8:30	8:32	8:34	8:34	8:35	8:36	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	8:58	8:59
窪	12:30	12:32	12:34	12:34	12:35	12:36	12:38	12:39	12:40	12:41	12:43	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:58	12:59
窪	15:20	15:22	15:24	15:24	15:25	15:26	15:28	15:29	15:30	15:31	15:33	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:43	15:44	15:45	15:46	15:48	15:49
窪	17:15	17:17	17:19	17:19	17:20	17:21	17:23	17:24	17:25	17:26	17:28	17:30	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:43	17:44

【平日ダイヤ】　窪田　⇒　米沢駅前

	外の内	窪田	上窪田	笹原	中田	北産業通り	芦付	四中前	春日三丁目	春日二丁目	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	中央一丁目	大町	税務署前	大町一丁目	福田町西	相生町南	市立病院前	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前
窪	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	8:00	8:01	8:02	8:03	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08	8:10
窪	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32	9:33	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:43	9:43	9:45
窪	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:31	13:32	13:33	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:45
窪	16:10	16:11	16:12	16:13	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	16:30	16:31	16:32	16:33	16:33	16:35
窪	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:20	18:21	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:38	18:40

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス米沢営業所・・・0238-22-3392

2022.12.1　ダイヤ改正

米沢　→　窪田　（平日）土日祝運休

	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	市立病院前	福田町西	大町一丁目	税務署前	門東町	門東町三丁目ナセBA前	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	春日二丁目	春日三丁目	四中前	芦付	北産業通り	中田	笹原	上窪田	窪田	外の内	三軒屋	矢の目口	黒井橋	糠野目	生涯学習センター前	糠野目学校前
糠	6:45	6:47	6:49	6:49	6:50	6:51	6:53	6:54	6:55	6:56	6:58	7:00	7:01	7:02	7:03	7:04	7:05	7:06	7:07	7:08	7:09	7:10	7:11	7:13	7:14	7:15	7:16	7:18	7:19	7:20	7:22
窪	8:30	8:32	8:34	8:34	8:35	8:36	8:38	8:39	8:40	8:41	8:43	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	8:58	8:59	…	…	…	…	…	…
窪	12:30	12:32	12:34	12:34	12:35	12:36	12:38	12:39	12:40	12:41	12:43	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:58	12:59	…	…	…	…	…	…
窪	15:20	15:22	15:24	15:24	15:25	15:26	15:28	15:29	15:30	15:31	15:33	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:43	15:44	15:45	15:46	15:48	15:49	…	…	…	…	…	…
糠	17:15	17:17	17:19	17:19	17:20	17:21	17:23	17:24	17:25	17:26	17:28	17:30	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:43	17:44	17:45	17:47	17:48	17:51	17:52	17:54

2022.12.1　ダイヤ改正

窪田　→　米沢　（平日）土日祝運休

	生涯学習センター前	糠野目学校前	糠野目	黒井橋	矢の目口	三軒屋	外の内	窪田	上窪田	笹原	中田	北産業通り	芦付	四中前	春日三丁目	春日二丁目	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	中央一丁目	大町	税務署前	大町一丁目	福田町西	相生町南	市立病院前	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前
糠	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	8:00	8:01	8:02	8:03	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08	8:10
窪	…	…	…	…	…	…	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32	9:33	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:43	9:43	9:45
窪	…	…	…	…	…	…	13:20	13:21	13:22	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:31	13:32	13:33	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:40	13:41	13:42	13:43	13:43	13:45
窪	…	…	…	…	…	…	16:10	16:11	16:12	16:13	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	16:30	16:31	16:32	16:33	16:33	16:35
糠	18:08	18:10	18:11	18:12	18:13	18:14	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:20	18:21	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:28	18:30	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:38	18:38	18:40

市民バス時刻表　万世線

万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所　（上り）　　4月～11月

バス停名	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:40
川越石（万世大路記念公園）		7:37				12:52	16:02	16:42
刈安		7:39				12:54	16:04	16:44
福祉の里入口（栄光の里入口）	7:25	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:50
梓川	7:26	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:51
木場	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
梓山	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
松林寺口	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
梓神社前	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
工業団地入口	7:29	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:54
テクノセンター前	7:30	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:33	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:34	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア（米沢こころの病院前）	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:37	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:38	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:39	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:40	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセＢＡ前	7:45	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:47	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:48	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:50	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:51	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:52	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

第1便は、12月から冬時刻に変更予定です。

市民バス時刻表　万世線

万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所　（上り）　　12月～3月

バス停名	第１便 12月～3月	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:40
川越石 （万世大路記念碑公園）		7:37				12:52	16:02	16:42
刈安		7:39				12:54	16:04	16:44
福祉の里入口 （栄光の里入口）	7:05	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:50
梓川	7:06	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:51
木場	7:07	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
梓山	7:07	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
松林寺口	7:08	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
梓神社前	7:08	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
工業団地入口	7:09	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:54
テクノセンター前	7:10	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:11	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:11	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:12	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:12	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:13	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:14	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア （米沢こころの病院前）	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:15	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:15	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:17	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:18	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:19	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:20	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:22	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:22	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:23	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:23	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセＢＡ前	7:25	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:27	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:28	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:30	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:31	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:32	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

市民バス時刻表　万世線

米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世　（下り）　　4月～11月

バス停名	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢市役所前	9:00	10:15	11:55	13:30	15:00	15:45	17:10	18:10
春日一丁目	9:02	10:17	11:57	13:32	15:02	15:47	17:12	18:12
中央五丁目	9:03	10:18	11:58	13:33	15:03	15:48	17:13	18:13
中央三丁目	9:04	10:19	11:59	13:34	15:04	15:49	17:14	18:14
中央一丁目	9:05	10:20	12:00	13:35	15:05	15:50	17:15	18:15
大町	9:07	10:22	12:02	13:37	15:07	15:52	17:17	18:17
住之江橋	9:08	10:23	12:03	13:38	15:08	15:53	17:18	18:18
駅前四丁目	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢営業所	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢駅前	9:11	10:26	12:06	13:41	15:16	15:56	17:21	18:30
東一丁目	9:12	10:27	12:07	13:42	15:17	15:57	17:22	18:31
東大通	9:13	10:28	12:08	13:43	15:18	15:58	17:23	18:32
片子	9:14	10:29	12:09	13:44	15:19	15:59	17:24	18:33
桑山団地口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
金谷口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
アルカディア（米沢こころの病院前）	9:19	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	—	—	—	—	—	16:05	17:30	18:39
七中前	—	—	—	—	—	16:10	17:34	18:40
桑山団地西	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山公園前	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山団地中	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
桑山団地東	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
牛森	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
万世小学校前	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
テクノセンター前	9:27	10:42	12:15	13:57	15:32	16:15	17:39	18:45
工業団地入口	9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:17	17:41	18:47
梓神社前	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
松林寺口	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
梓山	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
木場	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
梓川	9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:20	17:44	18:50
福祉の里入口（栄光の里入口）	9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:21	17:45	18:51
刈安	9:39		12:29		15:44	16:27	17:51	18:57
川越石（万世大路記念公園）	9:41		12:31		15:46	16:29	17:53	18:59
米沢スキー場前	9:43		12:33		15:48	16:31	17:55	19:01

運休日：日曜日、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

12月から3月の冬期間は、第1便の前に『米沢駅→米工前』直行便を増便する予定です。

市民バス時刻表　万世線

米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世　（下り）　　12月～3月

バス停名	直行便 12月～3月	第１便	第２便	第３便	第４便	第５便	第６便	第７便	第８便
米沢市役所前		9:00	10:15	11:55	13:30	15:00	15:45	17:10	18:10
春日一丁目		9:02	10:17	11:57	13:32	15:02	15:47	17:12	18:12
中央五丁目		9:03	10:18	11:58	13:33	15:03	15:48	17:13	18:13
中央三丁目		9:04	10:19	11:59	13:34	15:04	15:49	17:14	18:14
中央一丁目		9:05	10:20	12:00	13:35	15:05	15:50	17:15	18:15
大町		9:07	10:22	12:02	13:37	15:07	15:52	17:17	18:17
住之江橋		9:08	10:23	12:03	13:38	15:08	15:53	17:18	18:18
駅前四丁目		9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢営業所		9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢駅前	8:10	9:11	10:26	12:06	13:41	15:16	15:56	17:21	18:30
東一丁目	—	9:12	10:27	12:07	13:42	15:17	15:57	17:22	18:31
東大通	—	9:13	10:28	12:08	13:43	15:18	15:58	17:23	18:32
片子	—	9:14	10:29	12:09	13:44	15:19	15:59	17:24	18:33
桑山団地口	—	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
金谷口	—	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
アルカディア （米沢こころの病院前）	—	9:19	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	8:19	—	—	—	—	—	16:05	17:30	18:39
七中前		—	—	—	—	—	16:10	17:34	18:40
桑山団地西		9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山公園前		9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山団地中		9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
桑山団地東		9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
牛森		9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
万世小学校前		9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
テクノセンター前		9:27	10:42	12:15	13:57	15:32	16:15	17:39	18:45
工業団地入口		9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:17	17:41	18:47
梓神社前		9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
松林寺口		9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
梓山		9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
木場		9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
梓川		9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:20	17:44	18:50
福祉の里入口 （栄光の里入口）		9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:21	17:45	18:51
刈安		9:39		12:29		15:44	16:27	17:51	18:57
川越石 （万世大路記念碑公園）		9:41		12:31		15:46	16:29	17:53	18:59
米沢スキー場前		9:43		12:33		15:48	16:31	17:55	19:01

運休日：日曜日、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第１地区まで乗り入れする便

市民バス時刻表　循環右回り

年中無休　　4月～11月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便	11便
1	米沢駅前	7:00	8:07	9:15	10:35	11:35	12:45	13:45	15:20	16:25	17:30	19:00
2	駅前二丁目	7:01	8:08	9:16	10:36	11:36	12:46	13:46	15:21	16:26	17:31	19:01
3	舟山病院前	7:02	8:09	9:17	10:37	11:37	12:47	13:47	15:22	16:27	17:32	19:02
4	相生橋西	7:03	8:10	9:18	10:38	11:38	12:48	13:48	15:23	16:28	17:33	19:03
5	市立病院前	7:04	8:11	9:19	10:39	11:39	12:49	13:49	15:24	16:29	17:34	19:04
6	福田町西	7:06	8:13	9:21	10:41	11:41	12:51	13:51	15:26	16:31	17:36	19:06
7	大町一丁目	7:07	8:14	9:22	10:42	11:42	12:52	13:52	15:27	16:32	17:37	19:07
8	税務署前	7:08	8:15	9:23	10:43	11:43	12:53	13:53	15:28	16:33	17:38	19:08
9	上杉神社前	7:09	8:16	9:24	10:44	11:44	12:54	13:54	15:29	16:34	17:39	19:09
10	城南一丁目	7:10	8:17	9:25	10:45	11:45	12:55	13:55	15:30	16:35	17:40	19:10
11	城南二丁目	7:11	8:18	9:26	10:46	11:46	12:56	13:56	15:31	16:36	17:41	19:11
12	山大正門	7:13	8:20	9:28	10:48	11:48	12:58	13:58	15:33	16:38	17:43	19:13
13	二中前	7:14	8:21	9:29	10:49	11:49	12:59	13:59	15:34	16:39	17:44	19:14
14	愛宕小前	7:15	8:22	9:30	10:50	11:50	13:00	14:00	15:35	16:40	17:45	19:15
15	西部こども園前	7:16	8:23	9:31	10:51	11:51	13:01	14:01	15:36	16:41	17:46	19:16
16	御廟所西口	7:17	8:25	9:32	10:52	11:52	13:02	14:03	15:38	16:43	17:48	19:17
17	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:18	8:26	9:33	10:53	11:53	13:03	14:04	15:39	16:44	17:49	19:18
18	城西郵便局前	7:19	8:27	9:34	10:54	11:54	13:04	14:05	15:40	16:45	17:50	19:19
19	すこやかセンター	7:20	8:28	9:35	10:55	11:55	13:05	14:06	15:41	16:46	17:51	19:20
20	法泉寺西	7:21	8:29	9:36	10:56	11:56	13:06	14:07	15:42	16:47	17:53	19:21
21	ＮＴＴ前	7:22	8:30	9:37	10:57	11:57	13:07	14:08	15:43	16:48	17:54	19:22
22	中央二丁目	7:23	8:31	9:38	10:58	11:58	13:08	14:09	15:44	16:49	17:55	19:23
23	中央三丁目	7:24	8:32	9:39	10:59	11:59	13:09	14:10	15:45	16:50	17:56	19:24
24	中央四丁目	7:25	8:33	9:40	11:00	12:00	13:10	14:11	15:46	16:51	17:57	19:25
25	三友堂病院前	7:26	8:34	9:41	11:01	12:01	13:11	14:12	15:47	16:52	17:58	19:26
26	信夫町	7:27	8:35	9:42	11:02	12:02	13:12	14:13	15:48	16:53	17:59	19:27
27	総合公園口	7:28	8:36	9:43	11:03	12:03	13:13	14:14	15:49	16:54	18:01	19:28
28	イオン米沢前	7:29	8:37	9:44	11:04	12:04	13:14	14:15	15:50	16:55	18:02	19:29
29	年金事務所西	7:30	8:38	9:45	11:05	12:05	13:15	14:16	15:51	16:56	18:03	19:30
30	米沢市役所前	7:31	8:40	9:46	11:06	12:06	13:16	14:18	15:53	16:58	18:05	19:31
31	文化センター南	7:32	8:41	9:47	11:07	12:07	13:17	14:19	15:54	16:59	18:06	19:32
32	北村公園西	7:33	8:42	9:48	11:08	12:08	13:18	14:20	15:55	17:00	18:07	19:33
33	金池一丁目	7:34	8:43	9:49	11:09	12:09	13:19	14:21	15:56	17:01	18:08	19:34
34	大町	7:35	8:44	9:50	11:10	12:10	13:20	14:22	15:57	17:02	18:09	19:35
35	住之江橋	7:37	8:46	9:52	11:12	12:12	13:22	14:24	15:59	17:04	18:11	19:37
36	駅前四丁目	7:38	8:47	9:53	11:13	12:13	13:23	14:25	16:00	17:05	18:12	19:38
37	米沢営業所	7:39	8:48	9:54	11:14	12:14	13:24	14:26	16:01	17:06	18:13	19:39
1	米沢駅前	7:40	8:49	9:55	11:15	12:15	13:25	14:27	16:02	17:07	18:14	19:40

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス時刻表　循環右回り

年中無休　　12月～3月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便
1	米沢駅前	6:45	8:07	9:20	10:35	12:10	13:35	15:00	16:20	17:30	19:00
2	駅前二丁目	6:46	8:08	9:21	10:36	12:11	13:36	15:01	16:21	17:31	19:01
3	舟山病院前	6:47	8:09	9:22	10:37	12:12	13:37	15:02	16:22	17:32	19:02
4	相生橋西	6:48	8:10	9:23	10:38	12:13	13:38	15:03	16:23	17:33	19:03
5	市立病院前	6:49	8:11	9:24	10:39	12:14	13:39	15:04	16:24	17:34	19:04
6	福田町西	6:51	8:13	9:26	10:41	12:16	13:41	15:06	16:26	17:36	19:06
7	大町一丁目	6:52	8:14	9:27	10:42	12:17	13:42	15:07	16:27	17:37	19:07
8	税務署前	6:53	8:15	9:28	10:43	12:18	13:43	15:08	16:28	17:38	19:08
9	上杉神社前	6:54	8:16	9:29	10:44	12:19	13:44	15:09	16:29	17:39	19:09
10	城南一丁目	6:55	8:17	9:30	10:45	12:20	13:45	15:10	16:30	17:40	19:10
11	城南二丁目	6:56	8:18	9:31	10:46	12:21	13:46	15:11	16:31	17:41	19:11
12	山大正門	6:59	8:21	9:34	10:49	12:24	13:49	15:14	16:34	17:44	19:14
13	二中前	7:00	8:22	9:35	10:50	12:25	13:50	15:15	16:35	17:45	19:15
14	愛宕小前	7:01	8:23	9:36	10:51	12:26	13:51	15:16	16:36	17:46	19:16
15	西部こども園前	7:02	8:24	9:37	10:52	12:27	13:52	15:17	16:37	17:47	19:17
16	御廟所西口	7:03	8:26	9:38	10:53	12:28	13:53	15:18	16:38	17:49	19:18
17	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:04	8:27	9:39	10:54	12:29	13:54	15:19	16:39	17:50	19:19
18	城西郵便局前	7:05	8:28	9:40	10:55	12:30	13:55	15:20	16:40	17:51	19:20
19	すこやかセンター	7:07	8:30	9:42	10:57	12:32	13:57	15:22	16:42	17:53	19:22
20	法泉寺西	7:08	8:31	9:43	10:58	12:33	13:58	15:23	16:43	17:54	19:23
21	ＮＴＴ前	7:09	8:32	9:44	10:59	12:34	13:59	15:24	16:44	17:55	19:24
22	中央二丁目	7:10	8:33	9:45	11:00	12:35	14:00	15:25	16:45	17:56	19:25
23	中央三丁目	7:12	8:35	9:47	11:02	12:37	14:02	15:27	16:47	17:58	19:27
24	中央四丁目	7:13	8:36	9:48	11:03	12:38	14:03	15:28	16:48	17:59	19:28
25	三友堂病院前	7:14	8:37	9:49	11:04	12:39	14:04	15:29	16:49	18:00	19:29
26	信夫町	7:15	8:39	9:50	11:05	12:40	14:05	15:30	16:50	18:02	19:30
27	総合公園口	7:16	8:41	9:52	11:07	12:42	14:07	15:32	16:52	18:04	19:31
28	イオン米沢前	7:17	8:42	9:53	11:08	12:43	14:08	15:33	16:53	18:05	19:32
29	年金事務所西	7:18	8:43	9:54	11:09	12:44	14:09	15:34	16:54	18:06	19:33
30	米沢市役所前	7:20	8:46	9:57	11:12	12:47	14:12	15:37	16:57	18:09	19:35
31	文化センター南	7:21	8:47	9:58	11:13	12:48	14:13	15:38	16:58	18:10	19:36
32	北村公園西	7:22	8:48	9:59	11:14	12:49	14:14	15:39	16:59	18:11	19:37
33	金池一丁目	7:23	8:49	10:00	11:15	12:50	14:15	15:40	17:00	18:12	19:38
34	大町	7:24	8:50	10:01	11:16	12:51	14:16	15:41	17:01	18:13	19:39
35	住之江橋	7:26	8:52	10:03	11:18	12:53	14:18	15:43	17:03	18:15	19:41
36	駅前四丁目	7:27	8:53	10:04	11:19	12:54	14:19	15:44	17:04	18:16	19:42
37	米沢営業所	7:28	8:54	10:05	11:20	12:55	14:20	15:45	17:05	18:17	19:43
1	米沢駅前	7:29	8:55	10:06	11:21	12:56	14:21	15:46	17:06	18:18	19:44

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス時刻表　循環左回り

年中無休　　4月～11月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便	11便
1	米沢駅前	7:00	8:07	9:30	10:40	12:15	13:25	14:30	15:45	16:55	18:10	19:35
37	米沢営業所	7:01	8:08	9:31	10:41	12:16	13:26	14:31	15:46	16:56	18:11	19:36
36	駅前四丁目	7:02	8:09	9:32	10:42	12:17	13:27	14:32	15:47	16:57	18:12	19:37
35	住之江橋	7:03	8:10	9:33	10:43	12:18	13:28	14:33	15:48	16:58	18:13	19:38
34	大町	7:04	8:11	9:34	10:44	12:19	13:29	14:34	15:49	16:59	18:14	19:39
38	ナセＢＡ前	7:05	8:12	9:35	10:45	12:20	13:30	14:35	15:50	17:00	18:15	19:40
39	皇大神社前	7:06	8:13	9:36	10:46	12:21	13:31	14:36	15:51	17:01	18:16	19:41
40	中央一丁目	7:07	8:15	9:37	10:47	12:22	13:32	14:38	15:53	17:03	18:18	19:42
33	金池一丁目	7:08	8:16	9:38	10:48	12:23	13:33	14:39	15:54	17:04	18:19	19:43
32	北村公園西	7:09	8:17	9:39	10:49	12:24	13:34	14:40	15:55	17:05	18:20	19:44
31	文化センター南	7:10	8:18	9:40	10:50	12:25	13:35	14:41	15:56	17:06	18:21	19:45
30	米沢市役所前	7:11	8:19	9:41	10:51	12:26	13:36	14:42	15:57	17:07	18:23	19:46
29	年金事務所西	7:13	8:20	9:43	10:53	12:28	13:38	14:43	15:58	17:08	18:24	19:48
28	イオン米沢前	7:14	8:21	9:44	10:54	12:29	13:39	14:44	15:59	17:09	18:25	19:49
27	総合公園口	7:15	8:23	9:45	10:55	12:30	13:40	14:46	16:01	17:11	18:27	19:50
26	信夫町	7:16	8:24	9:46	10:56	12:31	13:41	14:47	16:02	17:12	18:28	19:51
25	三友堂病院前	7:17	8:25	9:47	10:57	12:32	13:42	14:48	16:03	17:13	18:30	19:52
24	中央四丁目	7:18	8:26	9:48	10:58	12:33	13:43	14:49	16:04	17:14	18:31	19:53
23	中央三丁目	7:19	8:27	9:49	10:59	12:34	13:44	14:50	16:05	17:15	18:32	19:54
22	中央二丁目	7:20	8:28	9:50	11:00	12:35	13:45	14:51	16:06	17:16	18:33	19:55
21	ＮＴＴ前	7:21	8:29	9:51	11:01	12:36	13:46	14:52	16:07	17:17	18:34	19:56
20	法泉寺西	7:22	8:30	9:52	11:02	12:37	13:47	14:53	16:08	17:18	18:35	19:57
19	すこやかセンター	7:23	8:32	9:53	11:03	12:38	13:48	14:55	16:10	17:20	18:37	19:58
18	城西郵便局前	7:24	8:33	9:54	11:04	12:39	13:49	14:56	16:11	17:21	18:38	19:59
17	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:25	8:34	9:55	11:05	12:40	13:50	14:57	16:12	17:22	18:39	20:00
16	御廟所西口	7:27	8:35	9:57	11:07	12:42	13:52	14:58	16:13	17:23	18:40	20:02
15	西部こども園前	7:28	8:36	9:58	11:08	12:43	13:53	14:59	16:14	17:24	18:41	20:03
14	愛宕小前	7:29	8:37	9:59	11:09	12:44	13:54	15:00	16:15	17:25	18:42	20:04
13	二中前	7:30	8:39	10:00	11:10	12:45	13:55	15:02	16:17	17:27	18:44	20:05
12	山大正門	7:31	8:40	10:01	11:11	12:46	13:56	15:03	16:18	17:28	18:45	20:06
11	城南二丁目	7:32	8:41	10:02	11:12	12:47	13:57	15:04	16:19	17:29	18:46	20:07
10	城南一丁目	7:33	8:42	10:03	11:13	12:48	13:58	15:05	16:20	17:30	18:47	20:08
9	上杉神社前	7:34	8:43	10:04	11:14	12:49	13:59	15:06	16:21	17:31	18:48	20:09
8	税務署前	7:35	8:44	10:05	11:15	12:50	14:00	15:07	16:22	17:32	18:49	20:10
7	大町一丁目	7:36	8:45	10:06	11:16	12:51	14:01	15:08	16:23	17:33	18:50	20:11
6	福田町西	7:37	8:47	10:07	11:17	12:52	14:02	15:10	16:25	17:35	18:52	20:12
41	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:38	8:48	10:08	11:18	12:53	14:03	15:11	16:26	17:36	18:53	20:13
5	市立病院前	7:39	8:49	10:09	11:19	12:54	14:04	15:12	16:27	17:37	18:54	20:14
41	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:40	8:50	10:10	11:20	12:55	14:05	15:13	16:28	17:38	18:55	20:15
4	相生橋西	7:41	8:51	10:11	11:21	12:56	14:06	15:14	16:29	17:39	18:56	20:16
3	舟山病院前	7:42	8:53	10:12	11:22	12:57	14:07	15:16	16:31	17:41	18:58	20:17
2	駅前二丁目	7:43	8:54	10:13	11:23	12:58	14:08	15:17	16:32	17:42	18:59	20:18
1	米沢駅前	7:44	8:55	10:14	11:24	12:59	14:09	15:18	16:33	17:43	19:00	20:19

：右回りは止まりません

問合せ：米沢市役所地域振興課　電話：0238-22-5111

市民バス時刻表　循環左回り

年中無休　　12月～3月

	バス停名	１便	２便	３便	４便	５便	６便	７便	８便	９便	10便
1	米沢駅前	6:45	8:07	9:40	11:00	12:20	13:40	15:00	16:15	18:00	19:35
37	米沢営業所	6:46	8:08	9:41	11:01	12:21	13:41	15:01	16:16	18:01	19:36
36	駅前四丁目	6:47	8:09	9:42	11:02	12:22	13:42	15:02	16:17	18:02	19:37
35	住之江橋	6:48	8:10	9:43	11:03	12:23	13:43	15:03	16:18	18:03	19:38
34	大町	6:49	8:11	9:44	11:04	12:24	13:44	15:04	16:19	18:04	19:39
38	ナセＢＡ前	6:50	8:12	9:45	11:05	12:25	13:45	15:05	16:20	18:05	19:40
39	皇大神社前	6:51	8:13	9:46	11:06	12:26	13:46	15:06	16:21	18:06	19:41
40	中央一丁目	6:52	8:15	9:47	11:07	12:27	13:47	15:07	16:22	18:08	19:42
33	金池一丁目	6:53	8:16	9:48	11:08	12:28	13:48	15:08	16:23	18:09	19:43
32	北村公園西	6:54	8:17	9:49	11:09	12:29	13:49	15:09	16:24	18:10	19:44
31	文化センター南	6:55	8:19	9:50	11:10	12:30	13:50	15:10	16:25	18:12	19:45
30	米沢市役所前	6:57	8:21	9:52	11:12	12:32	13:52	15:12	16:27	18:14	19:47
29	年金事務所西	6:58	8:22	9:53	11:13	12:33	13:53	15:13	16:28	18:15	19:48
28	イオン米沢前	6:59	8:23	9:54	11:14	12:34	13:54	15:14	16:29	18:16	19:49
27	総合公園口	7:00	8:25	9:55	11:15	12:35	13:55	15:15	16:30	18:18	19:50
26	信夫町	7:01	8:26	9:56	11:16	12:36	13:56	15:16	16:31	18:19	19:51
25	三友堂病院前	7:02	8:27	9:57	11:17	12:37	13:57	15:17	16:32	18:21	19:52
24	中央四丁目	7:03	8:28	9:58	11:18	12:38	13:58	15:18	16:33	18:22	19:53
23	中央三丁目	7:04	8:29	9:59	11:19	12:39	13:59	15:19	16:34	18:23	19:54
22	中央二丁目	7:05	8:30	10:00	11:20	12:40	14:00	15:20	16:35	18:24	19:55
21	ＮＴＴ前	7:06	8:32	10:02	11:22	12:42	14:02	15:22	16:37	18:26	19:56
20	法泉寺西	7:07	8:33	10:03	11:23	12:43	14:03	15:23	16:38	18:27	19:57
19	すこやかセンター	7:09	8:36	10:06	11:26	12:46	14:06	15:26	16:41	18:30	19:59
18	城西郵便局前	7:10	8:37	10:07	11:27	12:47	14:07	15:27	16:42	18:31	20:00
17	西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ前	7:11	8:38	10:08	11:28	12:48	14:08	15:28	16:43	18:32	20:01
16	御廟所西口	7:13	8:40	10:10	11:30	12:50	14:10	15:30	16:45	18:34	20:03
15	西部こども園前	7:14	8:41	10:11	11:31	12:51	14:11	15:31	16:46	18:35	20:04
14	愛宕小前	7:15	8:42	10:12	11:32	12:52	14:12	15:32	16:47	18:36	20:05
13	二中前	7:16	8:43	10:13	11:33	12:53	14:13	15:33	16:48	18:38	20:06
12	山大正門	7:17	8:44	10:14	11:34	12:54	14:14	15:34	16:49	18:39	20:07
11	城南二丁目	7:18	8:45	10:15	11:35	12:55	14:15	15:35	16:50	18:40	20:08
10	城南一丁目	7:19	8:46	10:16	11:36	12:56	14:16	15:36	16:51	18:41	20:09
9	上杉神社前	7:20	8:47	10:17	11:37	12:57	14:17	15:37	16:52	18:42	20:10
8	税務署前	7:21	8:48	10:18	11:38	12:58	14:18	15:38	16:53	18:43	20:11
7	大町一丁目	7:22	8:49	10:19	11:39	12:59	14:19	15:39	16:54	18:44	20:12
6	福田町西	7:24	8:51	10:21	11:41	13:01	14:21	15:41	16:56	18:46	20:14
41	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:25	8:52	10:22	11:42	13:02	14:22	15:42	16:57	18:47	20:15
5	市立病院前	7:26	8:53	10:23	11:43	13:03	14:23	15:43	16:58	18:48	20:16
41	県営相生ｱﾊﾟｰﾄ東	7:27	8:54	10:24	11:44	13:04	14:24	15:44	16:59	18:49	20:17
4	相生橋西	7:28	8:55	10:25	11:45	13:05	14:25	15:45	17:00	18:50	20:18
3	舟山病院前	7:30	8:57	10:27	11:47	13:07	14:27	15:47	17:02	18:52	20:20
2	駅前二丁目	7:31	8:58	10:28	11:48	13:08	14:28	15:48	17:03	18:53	20:21
1	米沢駅前	7:32	8:59	10:29	11:49	13:09	14:29	15:49	17:04	18:54	20:22

：右回りは止まりません

別紙

米沢市街地循環バス南回り路線　運行ダイヤ

右回り				
バス停名	１便	２便	３便	５便
米沢駅前	8:12	9:35	11:00	13:35
東一丁目	8:13	9:36	11:01	13:36
東二丁目	8:14	9:37	11:02	13:37
通町八丁目	8:16	9:39	11:04	13:39
通町郵便局前	8:17	9:40	11:05	13:40
通町六丁目	8:18	9:41	11:06	13:41
栄養大・米短前	8:20	9:43	11:08	13:43
通町三丁目	8:22	9:45	—	—
国立米沢病院前	8:25	9:48	—	—
通町三丁目	8:28	9:51	—	—
通町二丁目	8:30	9:53	11:09	13:44
吾妻町南	8:32	9:55	11:11	13:46
太田町五丁目	8:33	9:56	11:12	13:47
興望館前	8:34	9:57	11:13	13:48
太田町三丁目	8:35	9:58	11:14	13:49
太田町二丁目	8:36	9:59	11:15	13:50
本町	8:37	10:00	11:16	13:51
福田町西	8:38	10:01	11:17	13:52
市立病院前	8:40	10:03	11:19	13:54
福田町西	8:42	10:05	11:21	13:56
南部小前	8:44	10:07	11:23	13:58
九里学園前	8:45	10:08	11:24	13:59
門東町	8:47	10:10	11:26	14:01
ナセＢＡ前	8:48	10:11	11:27	14:02
皇大神社前	8:49	10:12	11:28	14:03
中央三丁目	8:50	10:13	11:29	14:04
中央五丁目	8:51	10:14	11:30	14:05
春日一丁目	8:52	10:15	11:31	14:06
年金事務所西	8:54	10:17	11:33	14:08
米沢市役所前	8:56	10:19	11:35	14:10
文化センター南	8:58	10:21	11:37	14:12
北村公園西	8:59	10:22	11:38	14:13
金池一丁目	9:00	10:23	11:39	14:14
大町	9:01	10:24	11:40	14:15
住之江橋	9:02	10:25	11:41	14:16
駅前四丁目	9:03	10:26	11:42	14:17
米沢営業所	9:04	10:27	11:43	14:18
米沢駅前	9:05	10:28	11:44	14:19

左回り				
バス停名	４便	６便	７便	８便
米沢駅前	12:10	14:45	16:00	17:25
米沢営業所	12:11	14:46	16:01	17:26
駅前四丁目	12:12	14:47	16:02	17:27
住之江橋	12:13	14:48	16:03	17:28
大町	12:14	14:49	16:04	17:29
金池一丁目	12:15	14:50	16:05	17:30
北村公園西	12:16	14:51	16:06	17:31
文化センター南	12:17	14:52	16:07	17:32
米沢市役所前	12:18	14:53	16:08	17:33
年金事務所西	12:19	14:54	16:09	17:34
春日一丁目	12:20	14:55	16:10	17:35
中央五丁目	12:21	14:56	16:11	17:36
中央三丁目	12:23	14:58	16:13	17:38
中央一丁目	12:24	14:59	16:14	17:39
大町	12:26	15:01	16:16	17:41
門東町	12:28	15:03	16:18	17:43
九里学園前	12:30	15:05	16:20	17:45
南部小前	12:31	15:06	16:21	17:46
福田町西	12:33	15:08	16:23	17:48
市立病院前	12:35	15:10	16:25	17:50
福田町西	12:37	15:12	16:27	17:52
本町	12:38	15:13	16:28	17:53
太田町二丁目	12:39	15:14	16:29	17:54
太田町三丁目	12:40	15:15	16:30	17:55
興望館前	12:41	15:16	16:31	17:56
太田町五丁目	12:43	15:18	16:33	17:58
吾妻町南	12:44	15:19	16:34	17:59
通町二丁目	12:46	15:21	16:36	18:01
通町三丁目	12:48	—	—	—
国立米沢病院前	12:51	—	—	—
通町三丁目	12:54	—	—	—
栄養大・米短前	12:56	15:22	16:37	18:02
通町六丁目	12:57	15:23	16:38	18:03
通町郵便局前	12:58	15:24	16:39	18:04
通町八丁目	12:59	15:25	16:40	18:05
東二丁目	13:01	15:27	16:42	18:07
東一丁目	13:03	15:29	16:44	18:09
米沢駅前	13:05	15:31	16:46	18:11

※太枠部分の便のみ国立米沢病院まで運行

山上地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><td>エリア
項　目</td><td>関根エリア</td><td>大沢・大小屋エリア</td><td>板谷エリア</td></tr>
<tr><td>１　名称</td><td>山上のりあいタクシー（関根方面）</td><td>山上のりあいタクシー（大沢・大小屋方面）</td><td>山上のりあいタクシー（板谷方面）</td></tr>
<tr><td>２　運行日</td><td>月曜日～土曜日</td><td>火曜日・金曜日・土曜日</td><td>月曜日～金曜日</td></tr>
<tr><td>３　運休日</td><td>日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td><td>月曜日、水曜日、木曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td><td>土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>４　運行エリア</td><td>関根エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図１」のとおり）</td><td>大沢・大小屋エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図２」のとおり）</td><td>板谷エリア及びまちなかエリア
（別紙「運行区域図３」のとおり）</td></tr>
<tr><td>５　運行方面</td><td>上り：関根エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→関根エリア</td><td>上り：大沢・大小屋エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→大沢・大小屋エリア</td><td>上り：板谷エリア→まちなかエリア
下り：まちなかエリア→大沢・板谷エリア</td></tr>
<tr><td>６　運行時刻</td><td><table><tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th><th>６便</th><th>７便</th></tr><tr><td>上り</td><td>7:40</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:00</td><td>15:00</td><td>17:00</td></tr><tr><td>下り</td><td>10:30</td><td>11:30</td><td>13:00</td><td>14:00</td><td>15:00</td><td>16:00</td><td>18:40</td></tr></table></td><td><table><tr><th>便</th><th>１便</th></tr><tr><td>上り</td><td>9:00</td></tr><tr><td>下り</td><td>13:30</td></tr></table></td><td><table><tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th></tr><tr><td>上り</td><td>8:00</td><td>9:00</td></tr><tr><td>下り</td><td>12:00</td><td>15:00</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
ただし、板谷方面において、五色温泉や峠駅周辺からも予約があった場合は、板谷駅周辺を 8：00 発基点とした時間調整を行う</td></tr>
<tr><td>７　運行方法</td><td colspan="3">予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>８　乗降場</td><td colspan="3">運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所
※同一エリア内での乗降はできない</td></tr>
<tr><td>９　利用対象者</td><td>関根エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td><td>大沢・大小屋エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td><td>板谷エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>１０　運行車両</td><td colspan="3">セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>１１　予約受付</td><td colspan="3">①受付期間：利用日の７日前から前日まで
②受付時間：午前９時から午後４時３０分まで</td></tr>
<tr><td>１２　当日予約</td><td>上り４便から７便と下り全便は、「１１の②」の時間内において、利用便の１時間前まで予約を受付けることができる</td><td colspan="2">下りは、「１１の②」の時間内において、利用便の１時間前まで予約を受付けることができる</td></tr>
<tr><td>１３　予約取消</td><td colspan="3">予約の取消があった場合は、利用時間１時間前までに受付するものとする</td></tr>
<tr><td>１４　利用料区分の定義</td><td colspan="3"><table><tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr><tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr><tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr></table>・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳</td></tr>
<tr><td>１５　乗車１回当たりの利用料</td><td colspan="3"><table><tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr><tr><td>子供・幼児・障がい者</td><td>250 円</td></tr></table>・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする</td></tr>
<tr><td>１６　回数券利用料</td><td colspan="3"><table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>500 円券</td><td>5,000 円（11 枚綴り）</td></tr><tr><td>250 円券</td><td>2,500 円（11 枚綴り）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>１７　定期券利用料</td><td colspan="3"><table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">金額（大人）</th></tr><tr><th>１か月</th><th>３か月</th><th>６か月</th></tr><tr><td>普通</td><td>14,700 円</td><td>41,890 円</td><td>79,380 円</td></tr><tr><td>通学</td><td>12,600 円</td><td>35,910 円</td><td>68,040 円</td></tr></table>・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する</td></tr>
</table>

田沢地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>運　　行　　要　　領</th></tr>
<tr><td>1　運行日</td><td>月曜日～土曜日
※運休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>2　運行エリア</td><td>田沢エリア及びまちなかエリア　（別紙「運行区域図」のとおり）</td></tr>
<tr><td>3　運行の態様</td><td>①　運行方面
上り：「田沢エリア」発「まちなかエリア」行
下り：「まちなかエリア」発「田沢エリア」行
※同一エリア内の目的地への運行は行わない
②　運行時刻
<table>
<tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th><th>６便</th></tr>
<tr><td>上り</td><td>7:30</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:30</td><td>16:30</td></tr>
<tr><td>下り</td><td>11:30</td><td>12:30</td><td>13:30</td><td>15:30</td><td>16:30</td><td>18:35（17:50）</td></tr>
</table>
※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
※（　　）内は１１月～３月までの時刻とする
③　運行方法
予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>4　乗降場</td><td>運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所</td></tr>
<tr><td>5　利用対象者</td><td>田沢エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>6　運行車両</td><td>セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>7　利用料</td><td>①　利用料区分の定義
<table>
<tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr>
</table>
・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳
②　乗車１回当たりの利用料
<table>
<tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>子供</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>幼児</td><td>250 円</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>250 円</td></tr>
</table>
・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする。
③回数券利用料
<table>
<tr><th>種類</th><th>金額</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

500 円券	5,000 円（11 枚綴り）
250 円券	2,500 円（11 枚綴り）

④定期券利用料（大人）

種類	金額		
	１か月	３か月	６か月
普通	14,700 円	41,890 円	79,380 円
通学	12,600 円	35,910 円	68,040 円

・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する。
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する。

広幡地区乗合タクシー運行計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th>運　　行　　要　　領</th></tr>
<tr><td>1　運行日</td><td>月曜日～土曜日
※運休日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）</td></tr>
<tr><td>2　運行エリア</td><td>広幡エリア及びまちなかエリア　（別紙「運行区域図」のとおり）</td></tr>
<tr><td>3　運行の態様</td><td>①　運行方面
上り：「広幡エリア」発「まちなかエリア」行
下り：「まちなかエリア」発「広幡エリア」行
※同一エリア内の目的地への運行は行わない
②　運行時刻
<table><tr><th>便</th><th>１便</th><th>２便</th><th>３便</th><th>４便</th><th>５便</th></tr><tr><td>上り</td><td>7:30</td><td>8:30</td><td>9:30</td><td>10:30</td><td>13:30</td></tr><tr><td>下り</td><td>11:30</td><td>12:30</td><td>13:30</td><td>15:30</td><td>16:30</td></tr></table>※運行時刻は、運行ルート上で最初の利用者が指定する場所への到着時刻とする
③　運行方法
予約に基づき運行するものとし、予約のない便は運行しない</td></tr>
<tr><td>4　乗降場</td><td>運行エリア内の指定場所
ただし、車両停車に支障がある場合は、指定箇所付近で停車可能な場所</td></tr>
<tr><td>5　利用対象者</td><td>広幡エリア内の住民で、事前に利用登録した者</td></tr>
<tr><td>6　運行車両</td><td>セダンタイプ（乗車定員４名）又はワゴンタイプ（乗車定員９名）
※予約者数に応じて車両を運行するものとし、運行中は、当該車両に乗合タクシー運行車両であることを示す指定ステッカーを貼付する</td></tr>
<tr><td>7　利用料</td><td>①　利用料区分の定義
<table><tr><td>大人</td><td>中学校の生徒以上の年齢の者</td></tr><tr><td>子供</td><td>小学校の児童</td></tr><tr><td>幼児</td><td>小学校入学前の者</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者</td></tr></table>・身体障害者手帳：身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による手帳
・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する知的障害をいう。）と判定された者に対して支給される手帳
・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による手帳
②　乗車１回当たりの利用料
<table><tr><td>大人</td><td>500 円</td></tr><tr><td>子供</td><td>250 円</td></tr><tr><td>幼児</td><td>250 円</td></tr><tr><td>障がい者</td><td>250 円</td></tr></table>・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人１人又は子供１人につき幼児１人を無料とする</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>③回数券利用料
<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>500 円券</td><td>5,000 円（11 枚綴り）</td></tr><tr><td>250 円券</td><td>2,500 円（11 枚綴り）</td></tr></table>④定期券利用料（大人）
<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>１か月</th><th>３か月</th><th>６か月</th></tr><tr><td>普通</td><td>14,700 円</td><td>41,890 円</td><td>79,380 円</td></tr><tr><td>通学</td><td>12,600 円</td><td>35,910 円</td><td>68,040 円</td></tr></table>・子供及び幼児は、大人の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額（10 円未満は 10 円単位に切上）
・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要と認められる区間について発行する
・定期券は、有効期間の初日の１月前から発行する</td></tr>
<tr><td>８　予約受付</td><td>①受付期間
利用日の７日前から前日までの午前９時から午後４時３０分までとする
ただし、「３　運行の態様②運行時刻」の上り４便から５便と下り全便については、上記受付時間内において、利用便の１時間前まで当日予約を受付ける
②予約取消
予約の取消があった場合は、利用時間１時間前までに受付するものとする</td></tr>
</table>

表６　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
米沢市	米沢市	1	(7)～(11)　万世線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	R4.6（契約年月）			一括
		2	（ ）								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	米沢市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	37782
交通不便地域等	12056

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
12,056	万世村、山上村、南原村、三沢村	山村振興法第７条第１項

旧町村の境界図等がないため、現在の地区にあてはめました。
また、本市統計担当では地区別の人口を公表しておりますが、まだ確定値が出ていないため、暫定の数値のなります。

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（１）記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表７（ハ②（１））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表７（ハ②（２）（実施要領の２．（１）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表７リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表７（ハ②（１））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

６．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

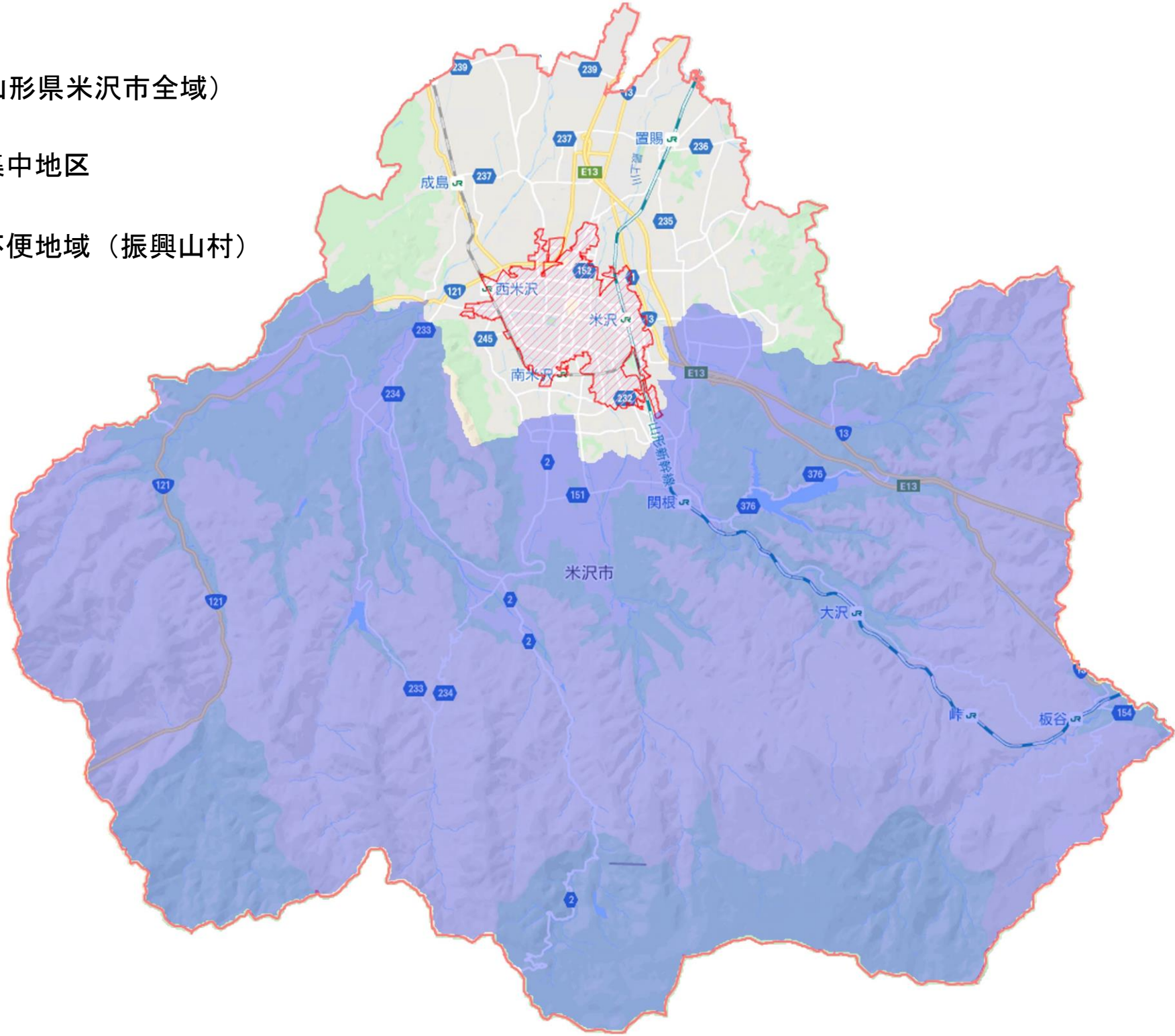
（２）添付書類

１．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5にかかる図（山形県米沢市全域）

人口集中地区

交通不便地域（振興山村）



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　鶴岡市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・庄内交通）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、鶴岡市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（鶴岡市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】
〇「既存路線ネットワークの再編」
公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
〇「多くの機関と連動したサービス展開」
温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
〇「公共交通に対する市民意識の醸成」
モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
〇「公共交通について議論する場の創出」
地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
〇「交通案内の改善・充実」
公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

県外 5,000 人、県内 5,000 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01　現況値　2.48 回/人）

・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）

3.3 回／人（直近年度の実績　3.31 回／人　　実績 404,833 人／人口 122,347 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

路線バス　　：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円）

コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績　　1,212 万 2 千円）

デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績　415 万 3 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）

◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.8%）

◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 381 円）

〇事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやＪＲとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別　紙

別表１に記載の路線について、その運行に係る費用総額２億5,486万円（R03年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧04条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧21条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表１に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が20年を超える車両も15台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

（平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間で、2 台ずつ計 6 台の車両更新済み）

（令和４年度中に計８台の車両を購入予定）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01　現況値　2.48 回/人）

・鶴岡市の目標値（目標年度 R7）

3.3 回／人（直近年度の実績　3.31 回／人　　実績 404,833 人／人口 122,347 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 円）

・鶴岡市目標値（目標年度 R7）

路線バス　　：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円）

コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績　1,212 万 2 千円）

デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績　415 万 3 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加：413 人（直近年度の実績 394 人）

◇◇駅や商店街の歩行者数：4,480 人（直近年度の実績 3,720 人）

（２）事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

別　紙

１.【取得計画】平成 29 年度からの 3 年間で、2 台ずつ計 6 台の車両更新
【事業者名】庄内交通株式会社
【取得総額】114,540,000 円（H29 年度～H31 年度）
【市負担額】 22,500,000 円（H29 年度～H35 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

２.【取得計画】令和４年度に計８台の車両購入
【事業者名】庄内交通株式会社
【取得総額】 80,400,000 円（R4 年度）
【市負担額】 18,000,000 円（R4 年度～R8 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和 3 年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）
・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

〇 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（県鶴岡市市地域公共交通会議）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 5 月 31 日（第 1 回）：
令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
・令和 3 年 8 月 17 日（第 2 回・書面協議）：
温海地域乗合タクシーの登録申請(案)について
・令和 3 年 8 月 27 日（第 3 回・書面協議）：
(1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
(2) 櫛引地域デマンド交通について
(3) 令和 3 年度朝日地域夏季観光バスの運行中止について
・令和 3 年 12 月 21 日(第 4 回)：
(1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
(2) 鶴岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について
(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
(4) 庄内交通バス路線について（廃止・変更等）
(5) 櫛引中学校～たらのき代線の経路変更について
・令和 4 年 2 月 21 日(第 5 回・書面協議)：
(1) 櫛引地域スクールバス有償旅客運送における長期使用者割引の変更について

別　紙

(2) 朝日地域　土曜試験運行について（継続）

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成 22 年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成 27 年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和 2 年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をＨＰでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてＨＰに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号
（所　属）鶴岡市企画部地域振興課
（氏　名）横田　淳一郎
（電　話）0235-35-1191　内線 522
（e-mail）chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復　km	240日	120.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	240日	120.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往18.2km 復18.3km	365日	1,548.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	212日	212.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,965.0回			路線定期運行	①，②(1)	いでは文化記念館停留所で補助対象地域間幹線系統鶴岡羽黒線と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.7 km 左14.7 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.6 km 左12.9 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(2)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.6km 左14.5km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(3)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぼかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(23) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往　km 復　km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	238日	238.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復　km	238日	119.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,571.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	238日	714.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	238日	357.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	366日	1,089.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	238日	119.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	366日	2,663.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	366日	1,757.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往18.2km 復18.3km	366日	1,546.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	213日	213.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	366日	1,975.5回			路線定期運行	①, ②(1)	いでは文化記念館停留所で補助対象地域間幹線系統鶴岡羽黒線と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.7 km 左14.7 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.6 km 左12.9 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①, ②(2)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.6km 左14.5km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①, ②(3)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぼかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(23) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往　km 復　km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	(1)　鶴岡大鳥線	エスモール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(2)　鶴岡上田沢線	エスモール	山添	上田沢	往 30.4 km 復　km	240日	120.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(3)　鶴岡大網線	エスモール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ～Town線	エスモール	勝福寺	ゆ～Town	往 9.4 km 復 9.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスモール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	240日	120.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往22.0km 復21.9km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(13)　鶴岡(山添)落合	エスモール	山添	朝日庁舎	往18.2km 復18.3km	365日	1,546.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(14)　鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	216日	216.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往　7.6 km 復　7.6 km	365日	1,972.5回			路線定期運行	①，②(1)	いでは文化記念館停留所で補助対象地域間幹線系統鶴岡羽黒線と接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスモール		エスモール	右14.7 km 左14.7 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスモール		エスモール	右12.6 km 左12.9 km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(2)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスモール		エスモール	右14.6km 左14.5km	365日	2,920.0回			路線定期運行	①，②(3)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(19) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代	ゆぽか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス上川代・小増川線	上川代		ゆぽか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぽかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス今野線	川代山	ゆぽか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス今野線	川代山		ゆぽか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回			路線定期運行	①，②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-羽黒線にゆぽかで接続	③
	庄交ハイヤー株式会社	(23) 藤島東栄地区デマンド交通		東栄地区		往　km 復　km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤島駅と接続	③

（注）

1．区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

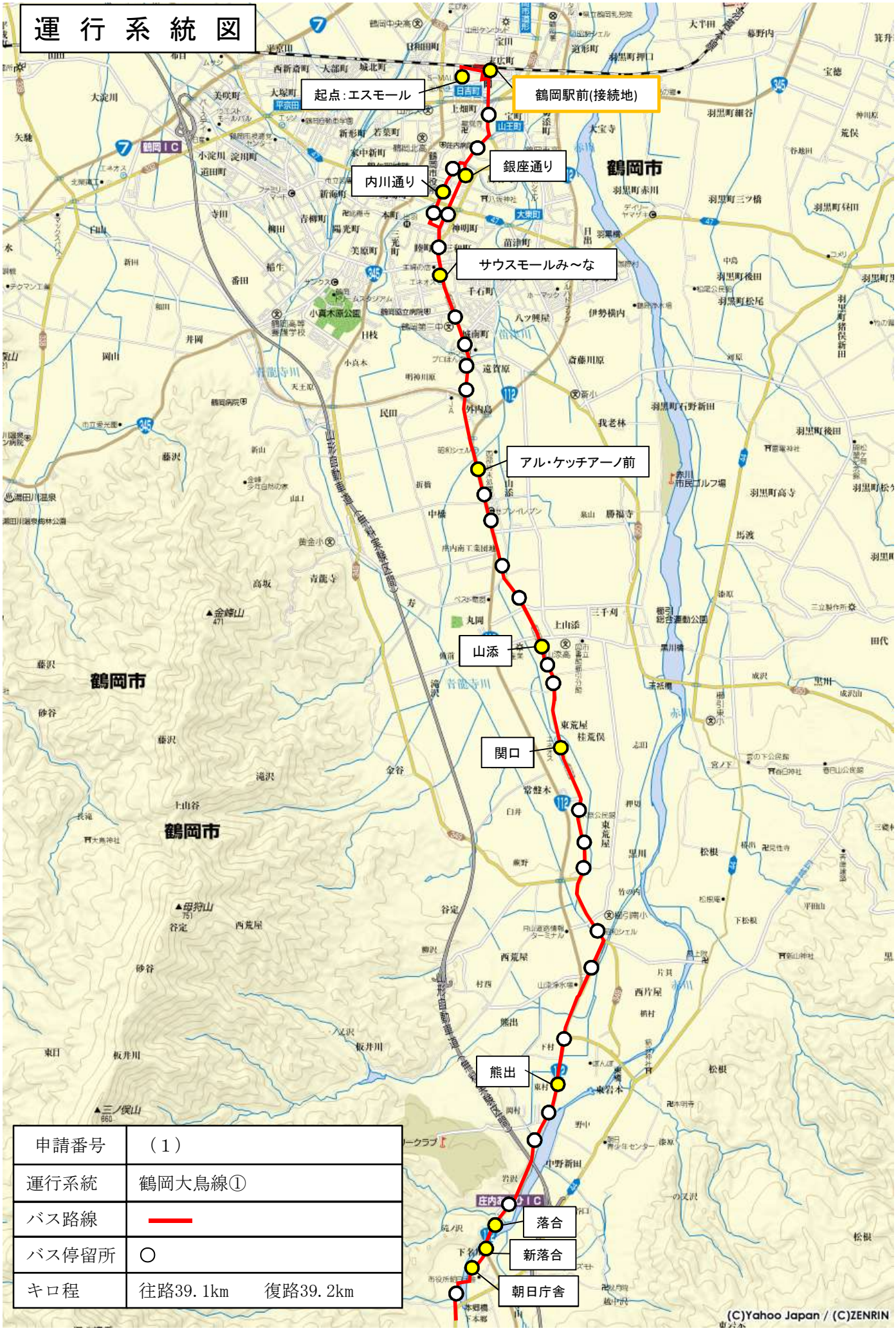
4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

5．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

6．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

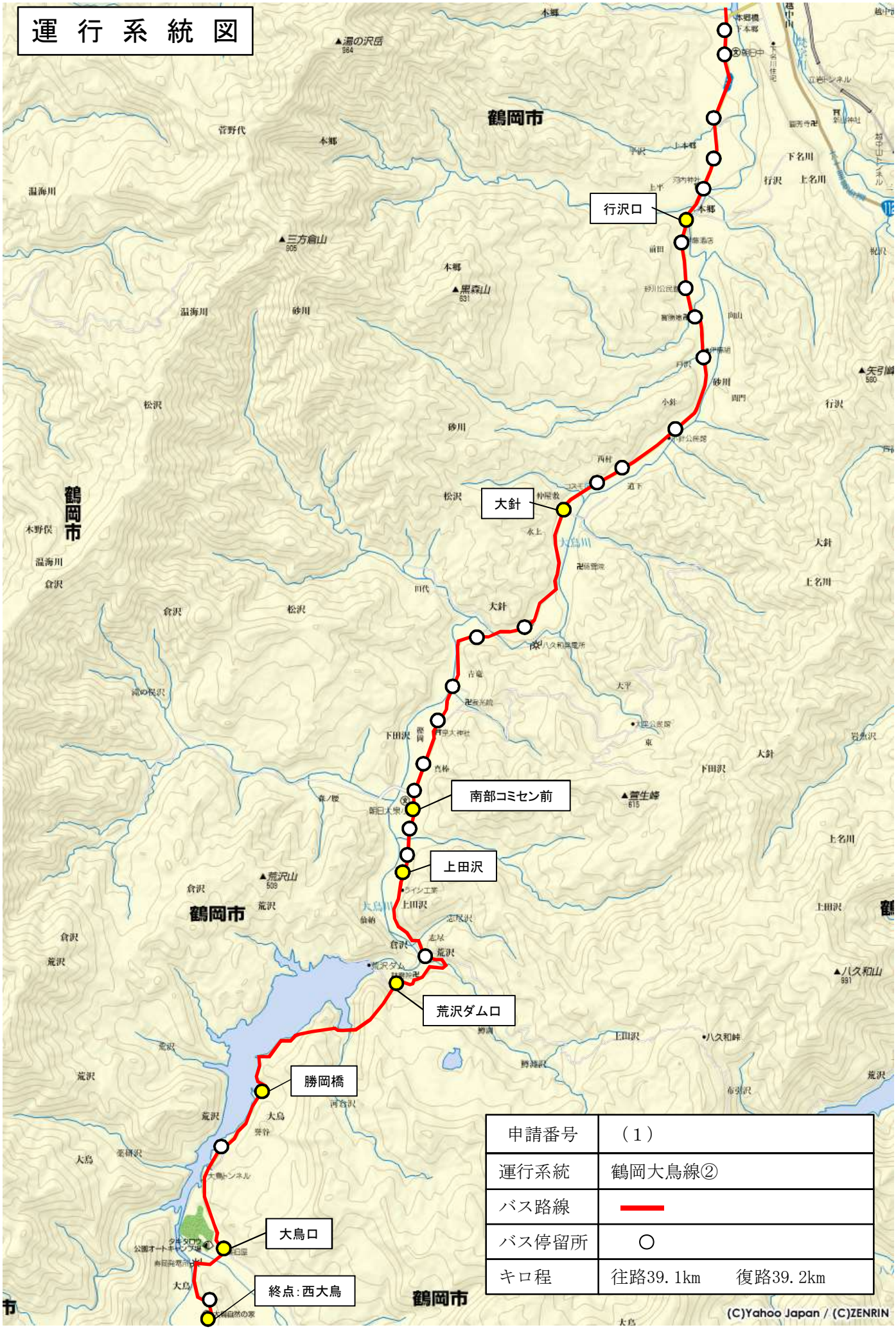
7．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運 行 系 統 図



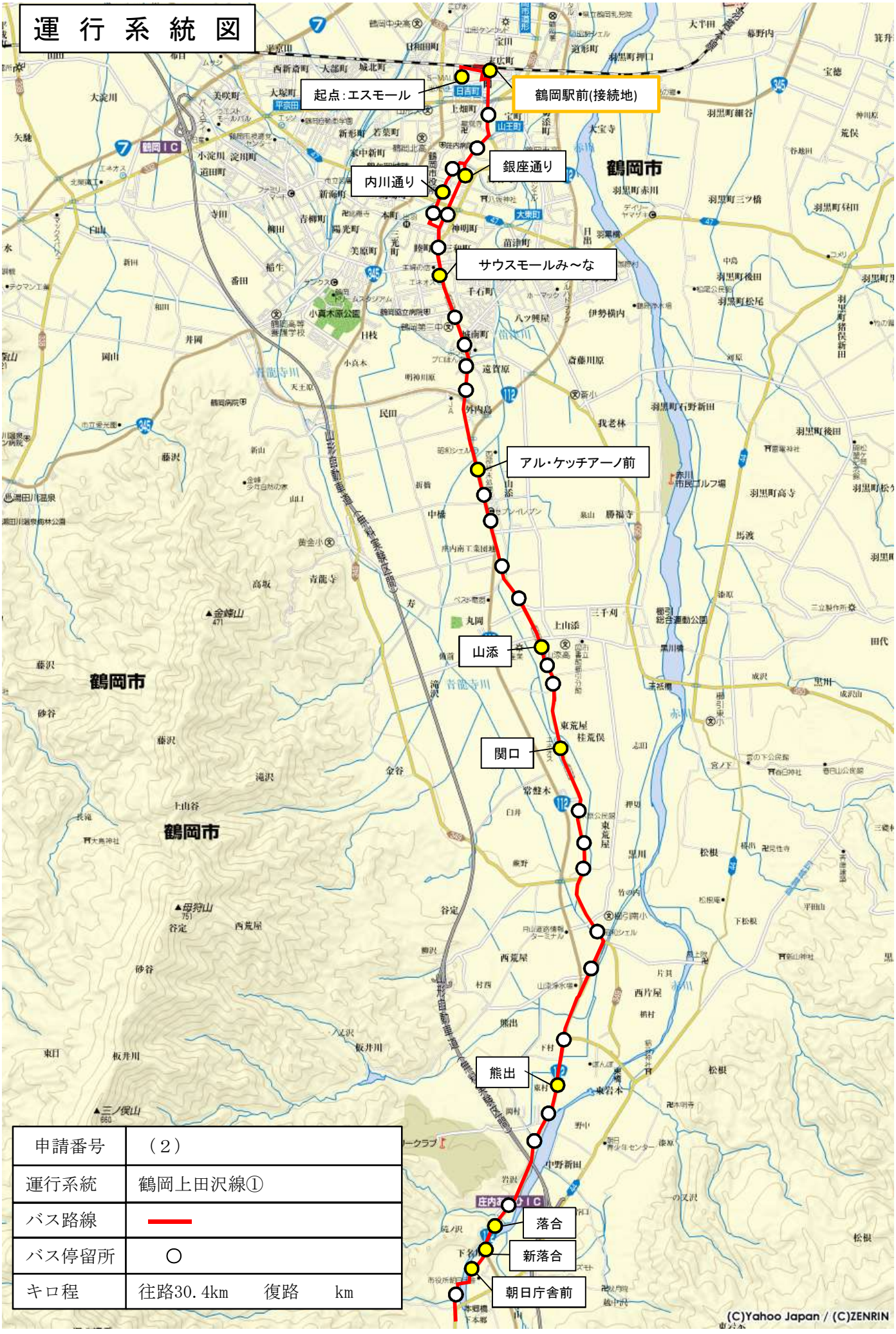
申請番号	（1）
運行系統	鶴岡大鳥線①
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路39.1km　　復路39.2km

運 行 系 統 図



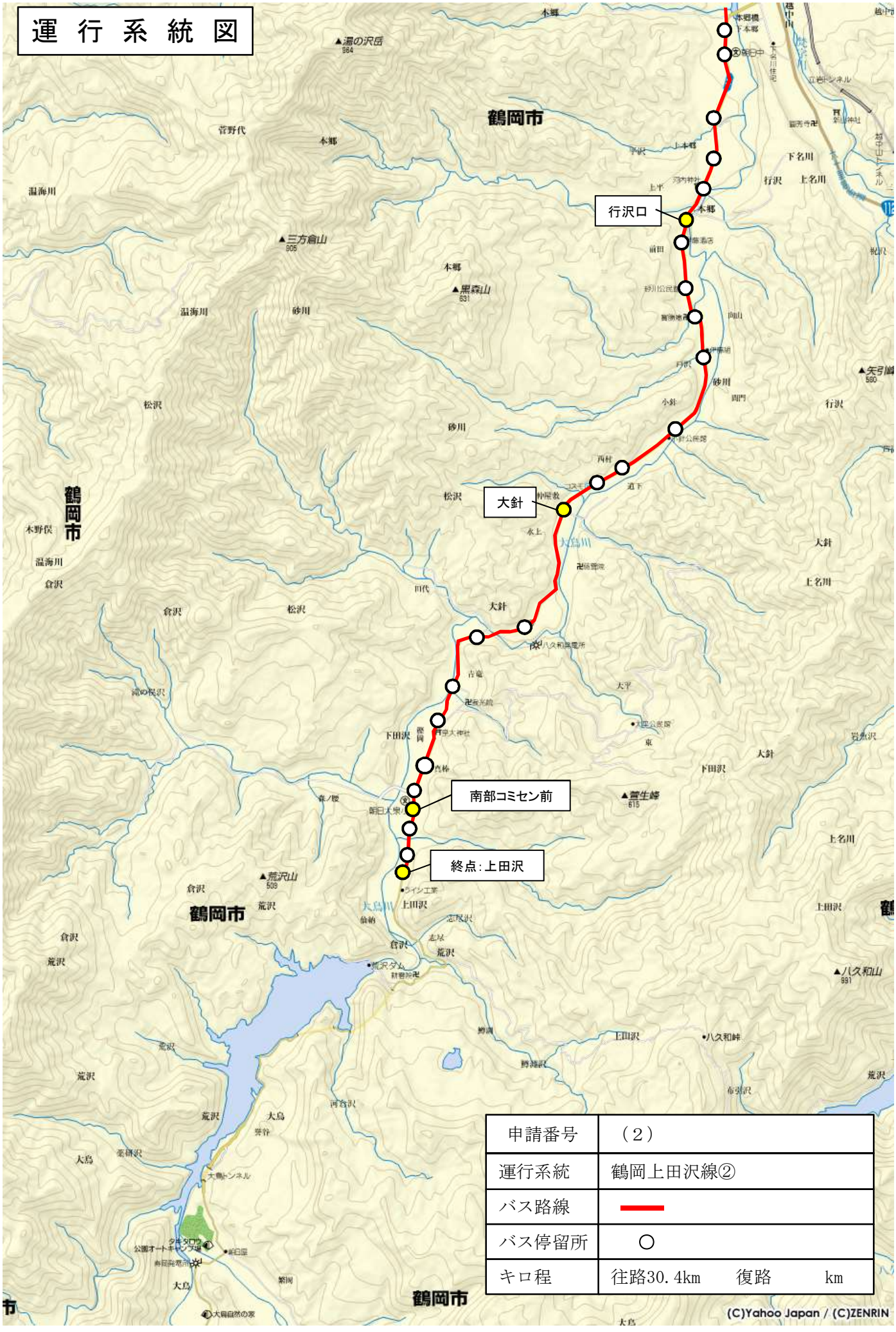
申請番号	（1）
運行系統	鶴岡大鳥線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路39.1km　　復路39.2km

運 行 系 統 図



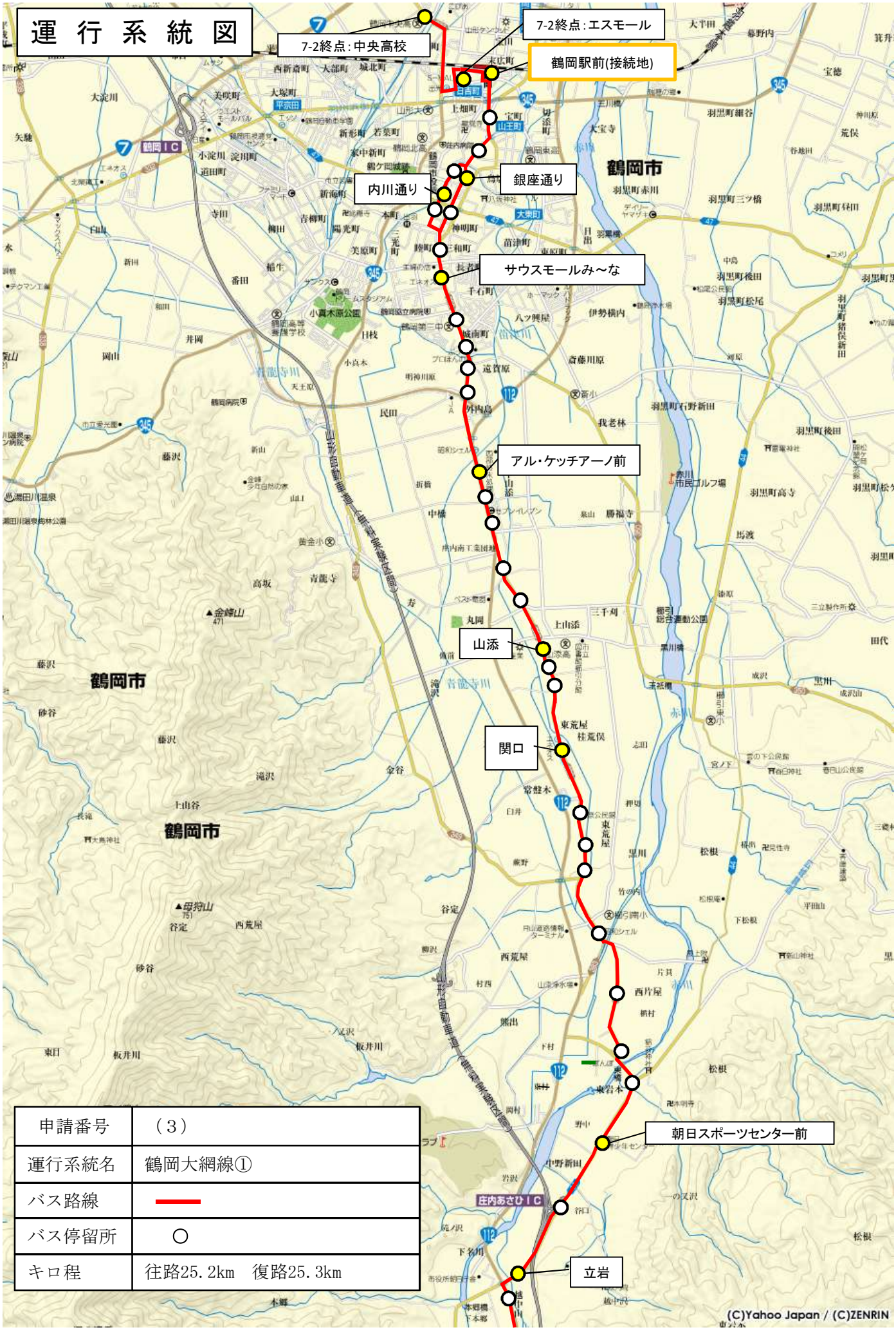
申請番号	（2）
運行系統	鶴岡上田沢線①
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路30.4km　　復路　　km

運 行 系 統 図



申請番号	（2）
運行系統	鶴岡上田沢線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路30.4km　　復路　　km

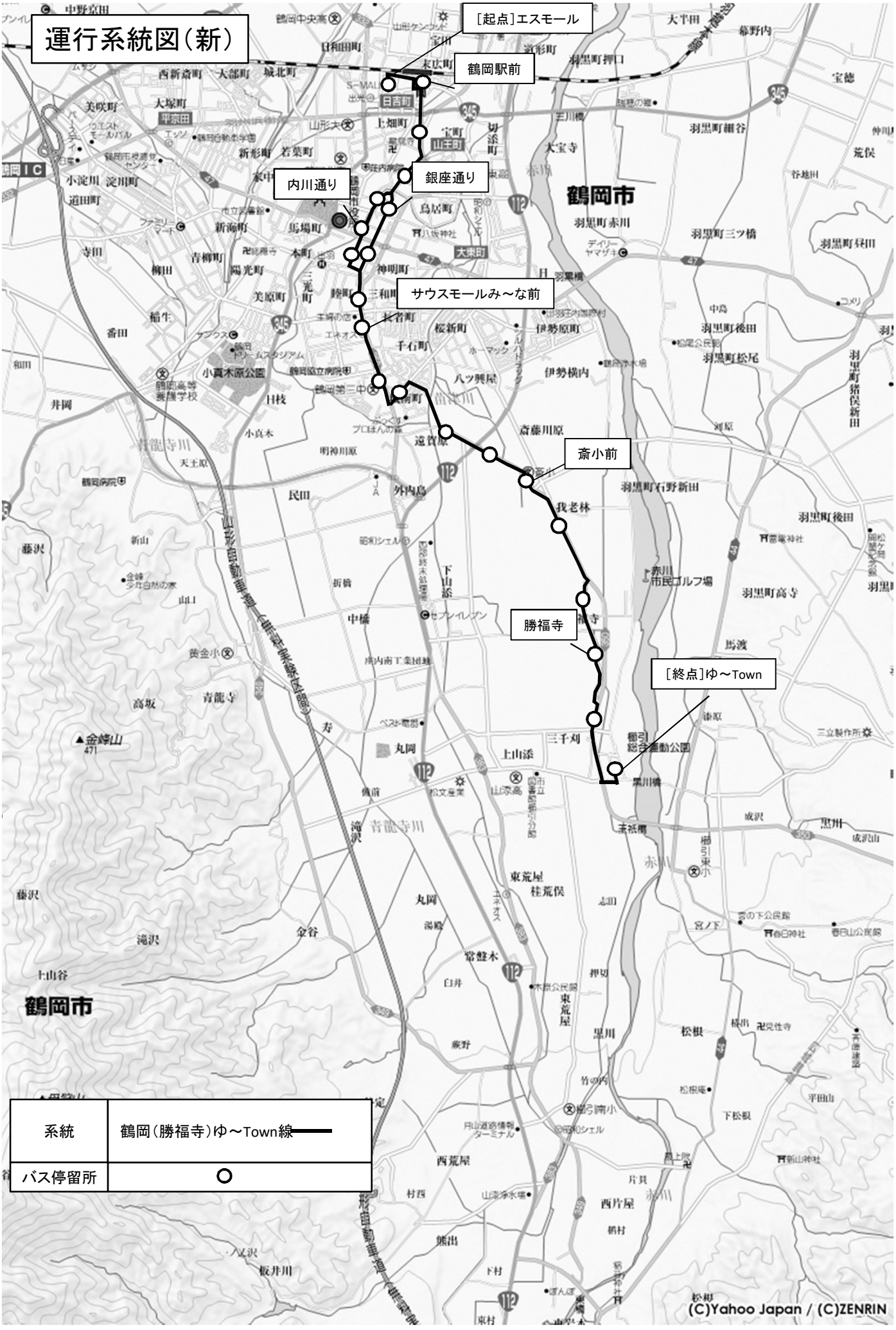
運 行 系 統 図

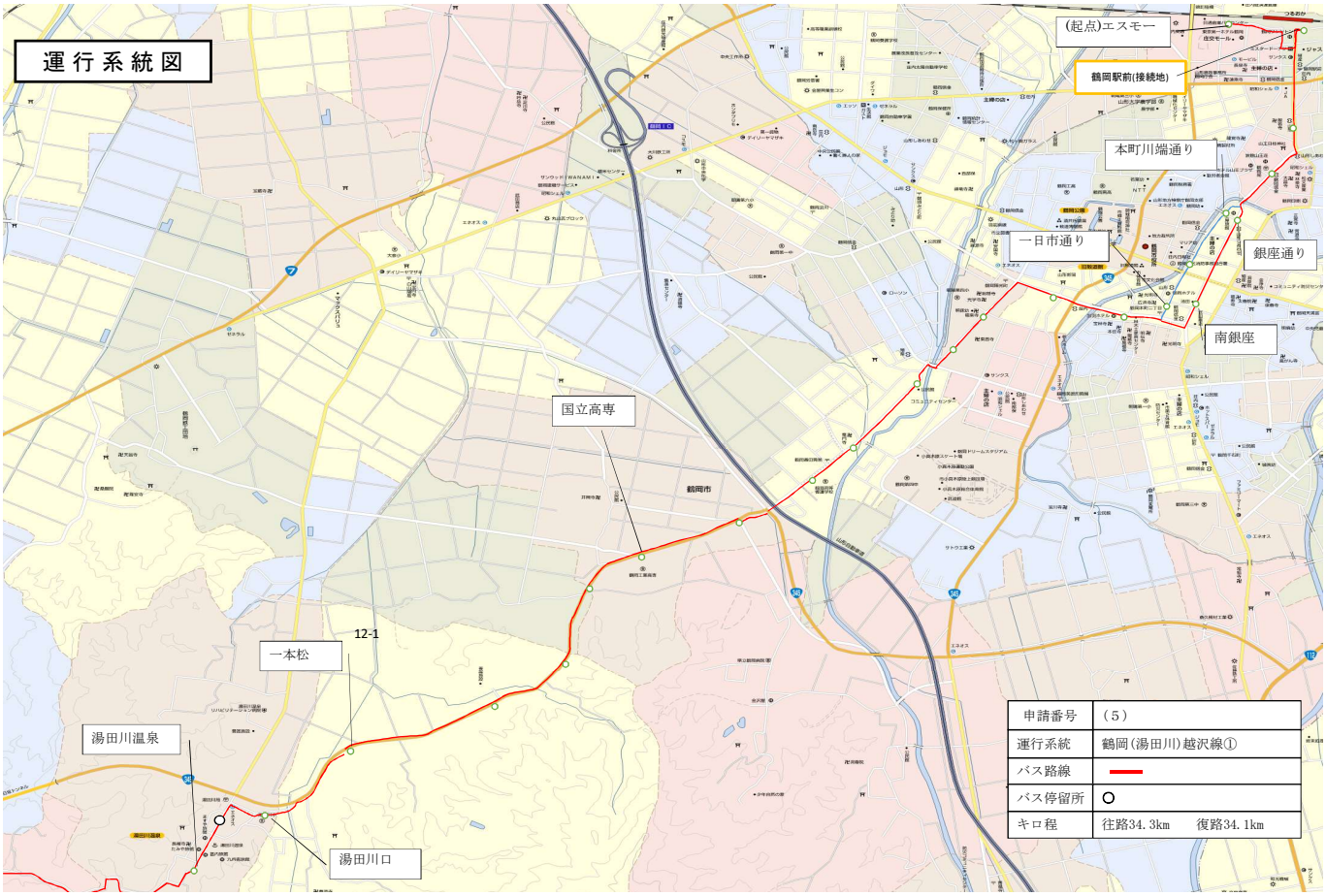


申請番号	（３）
運行系統名	鶴岡大網線①
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路25.2km　復路25.3km

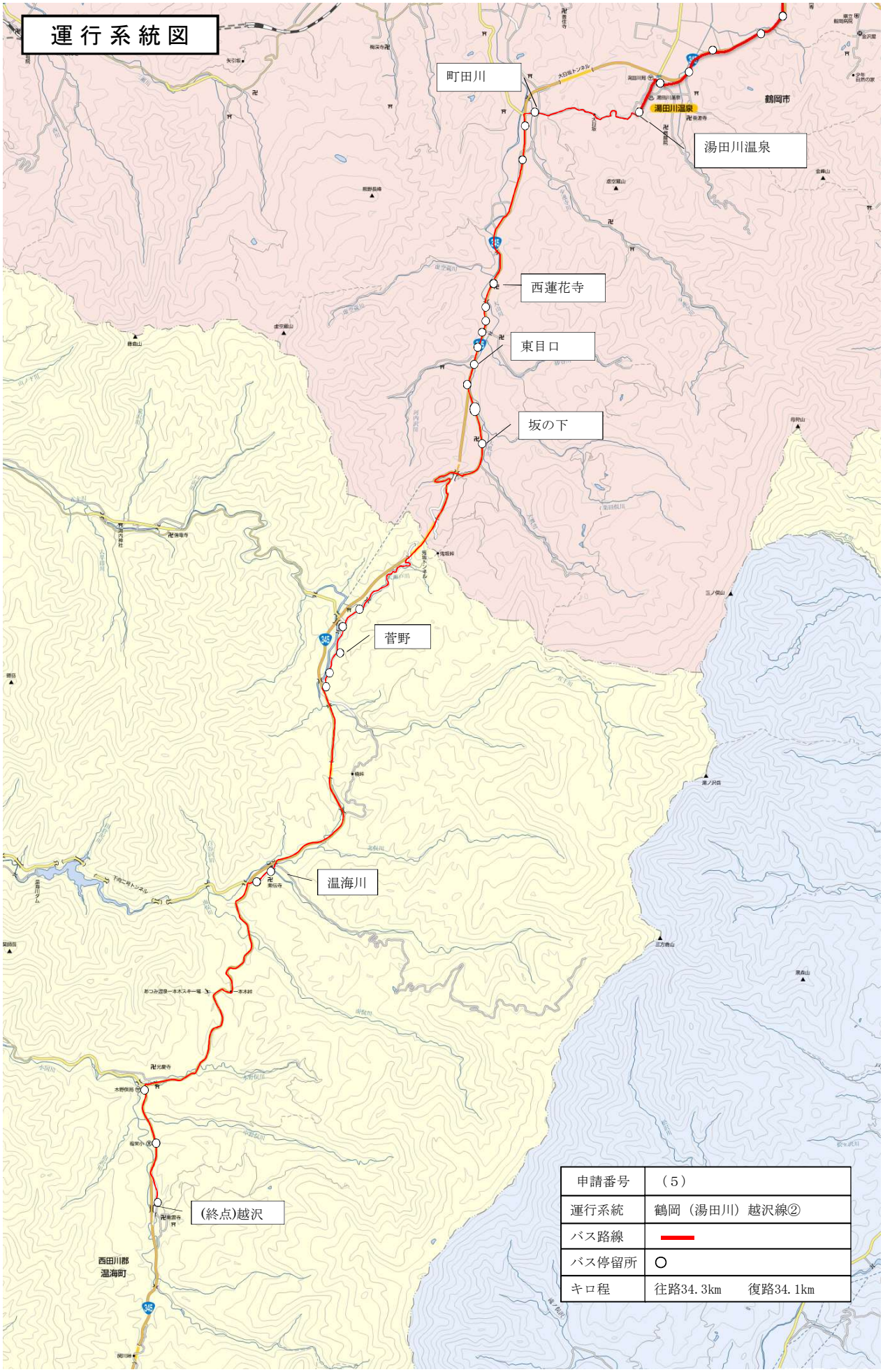


申請番号	（３）
運行系統名	鶴岡大網線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路25.2km　復路25.3km

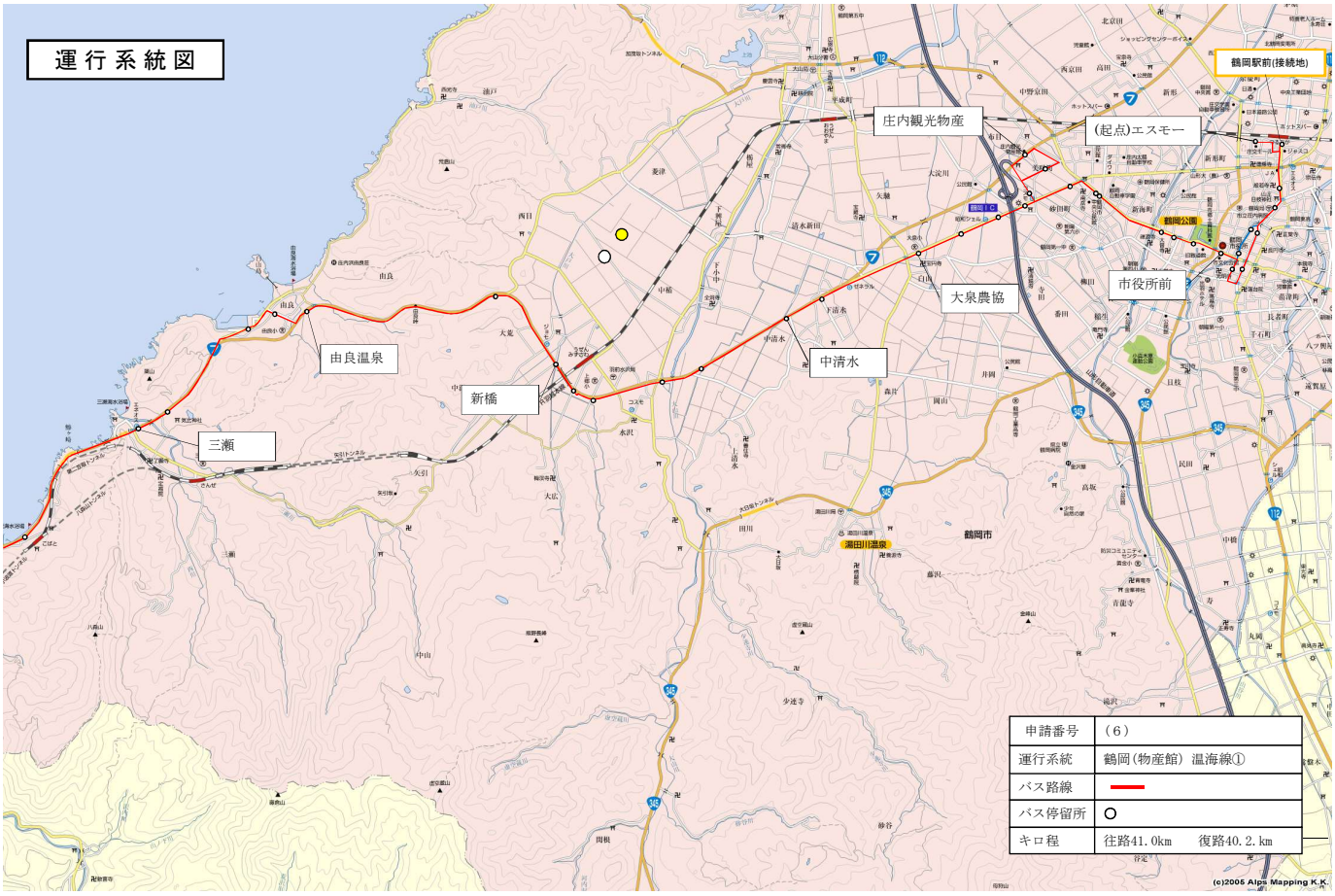

運行系統図（新）
[起点]エスモール
鶴岡駅前
銀座通り
内川通り
サウスモールみ～な前
斎小前
勝福寺
[終点]ゆ～Town
鶴岡市
系統
鶴岡（勝福寺）ゆ～Town線
バス停留所
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN


運行系統図
(起点)エスモー
鶴岡駅前(接続地)
本町川端通り
一日市通り
銀座通り
南銀座
国立高専
鶴岡市
12-1
一本松
湯田川温泉
湯田川口
申請番号
(5)
運行系統
鶴岡(湯田川)越沢線①
バス路線
バス停留所
キロ程
往路34.3km　復路34.1km

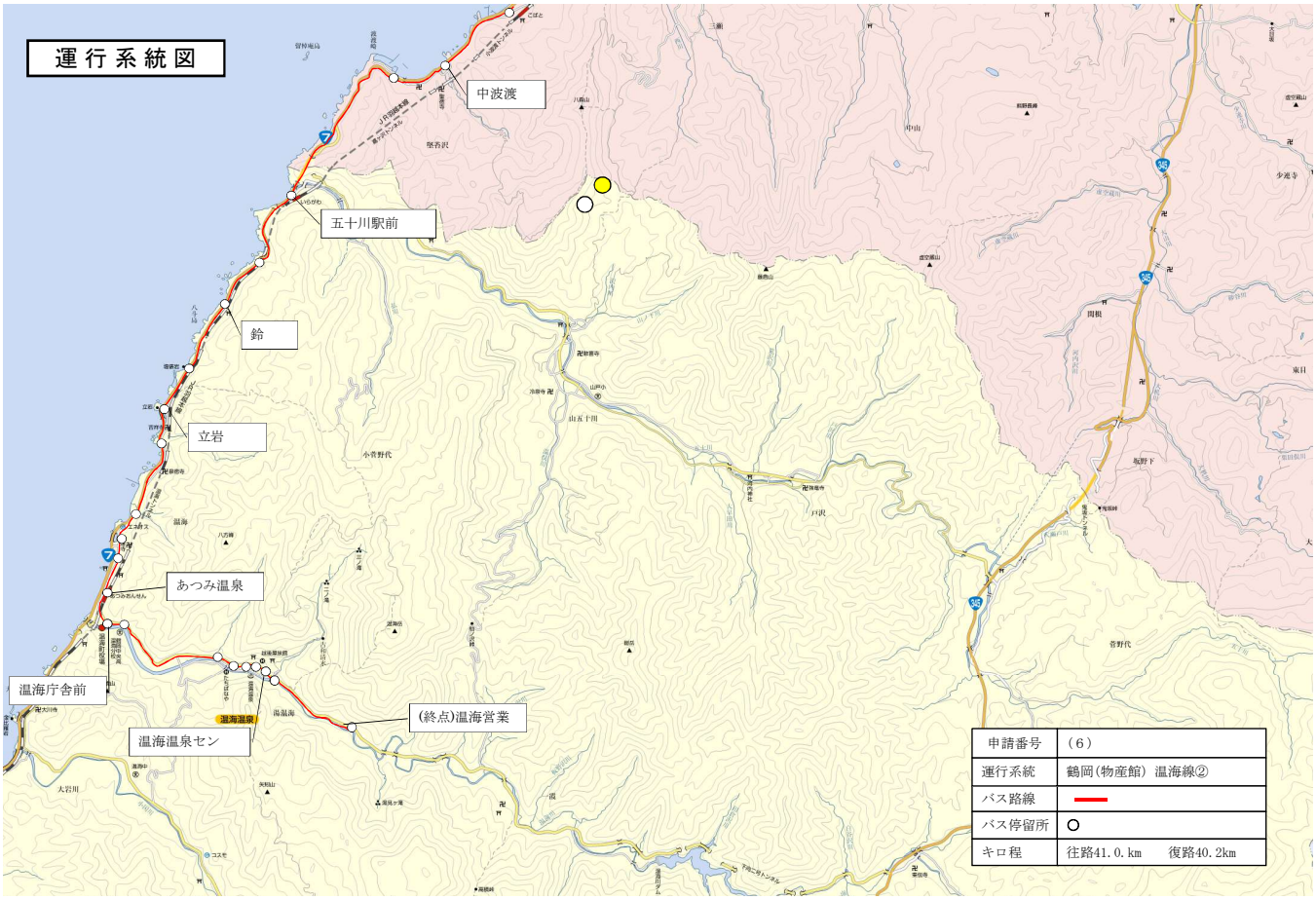
運行系統図

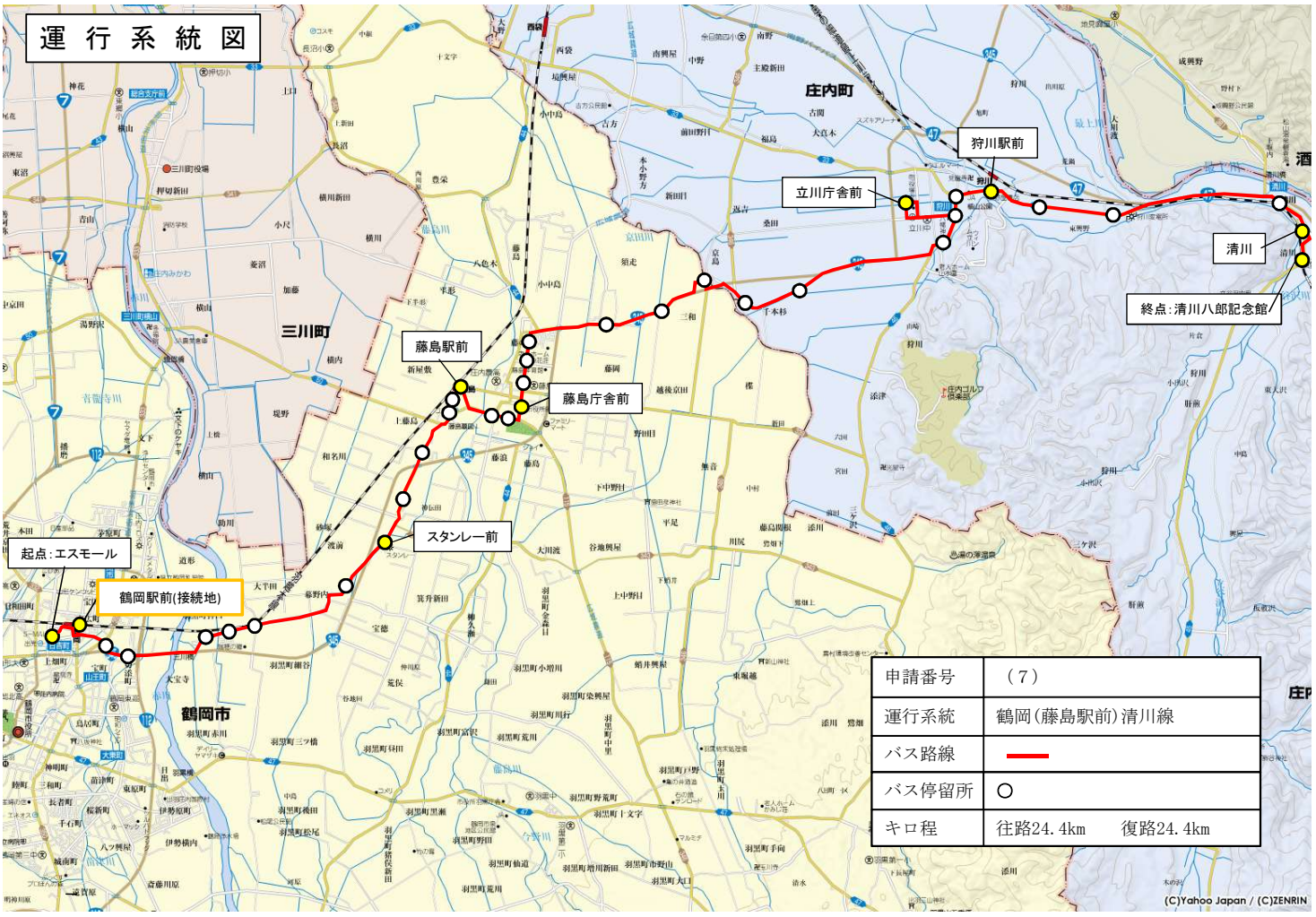


申請番号	（５）
運行系統	鶴岡（湯田川）越沢線②
バス路線	━━
バス停留所	○
キロ程	往路34.3km　　復路34.1km

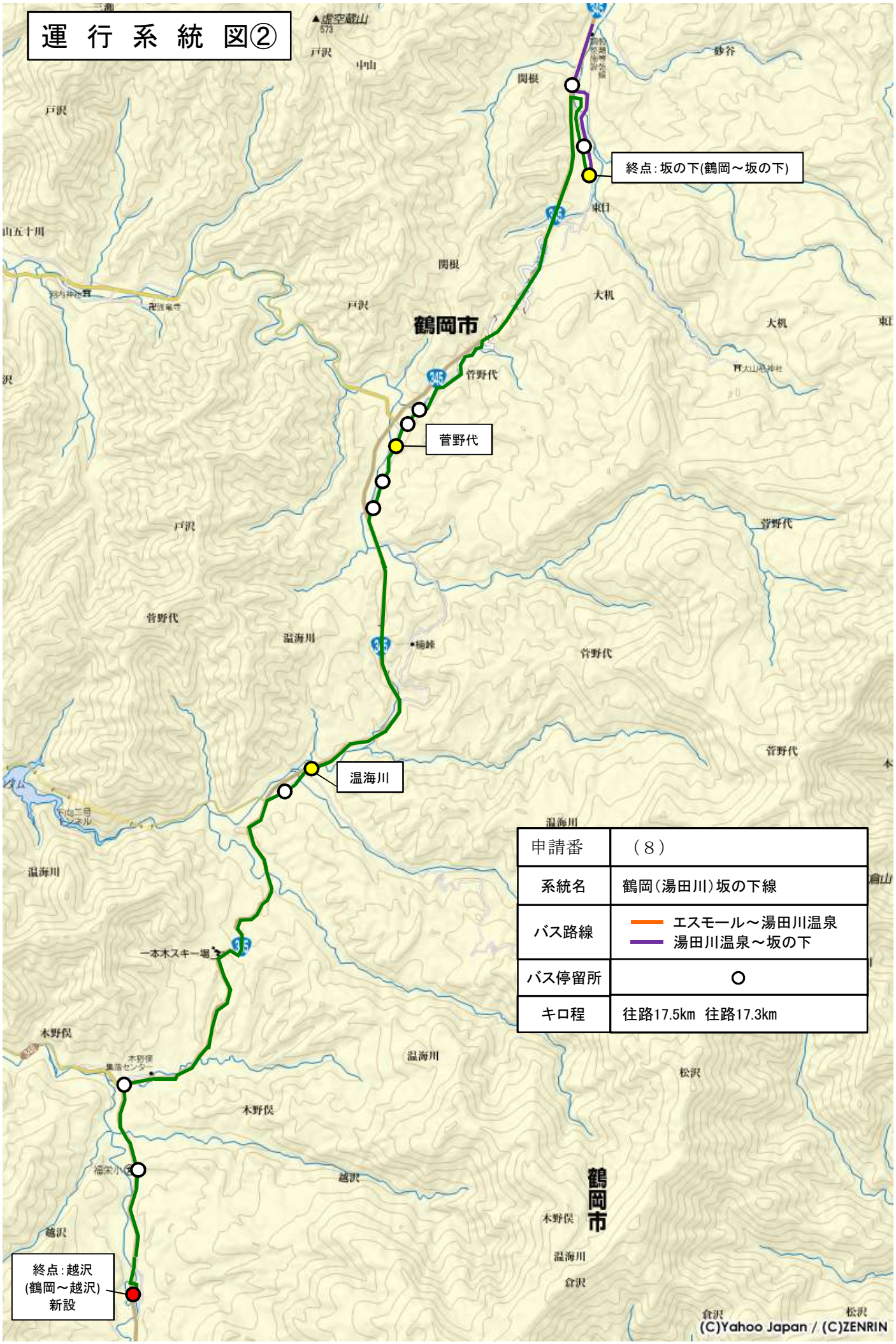

運行系統図
鶴岡駅前(接続地)
庄内観光物産
(起点)エスモー
大泉農協
市役所前
由良温泉
中清水
新橋
三瀬
鶴岡市
湯田川温泉
申請番号 (6)
運行系統 鶴岡(物産館) 温海線①
バス路線
バス停留所
キロ程 往路41.0km 復路40.2km
(c)2006 Alps Mapping K.K.

運行系統図


中波渡
五十川駅前
鈴
立岩
あつみ温泉
温海庁舎前
温海温泉センター
(終点)温海営業所
温海温泉
申請番号 (6)
運行系統 鶴岡(物産館) 温海線②
バス路線
バス停留所
キロ程 往路41.0.km 復路40.2km

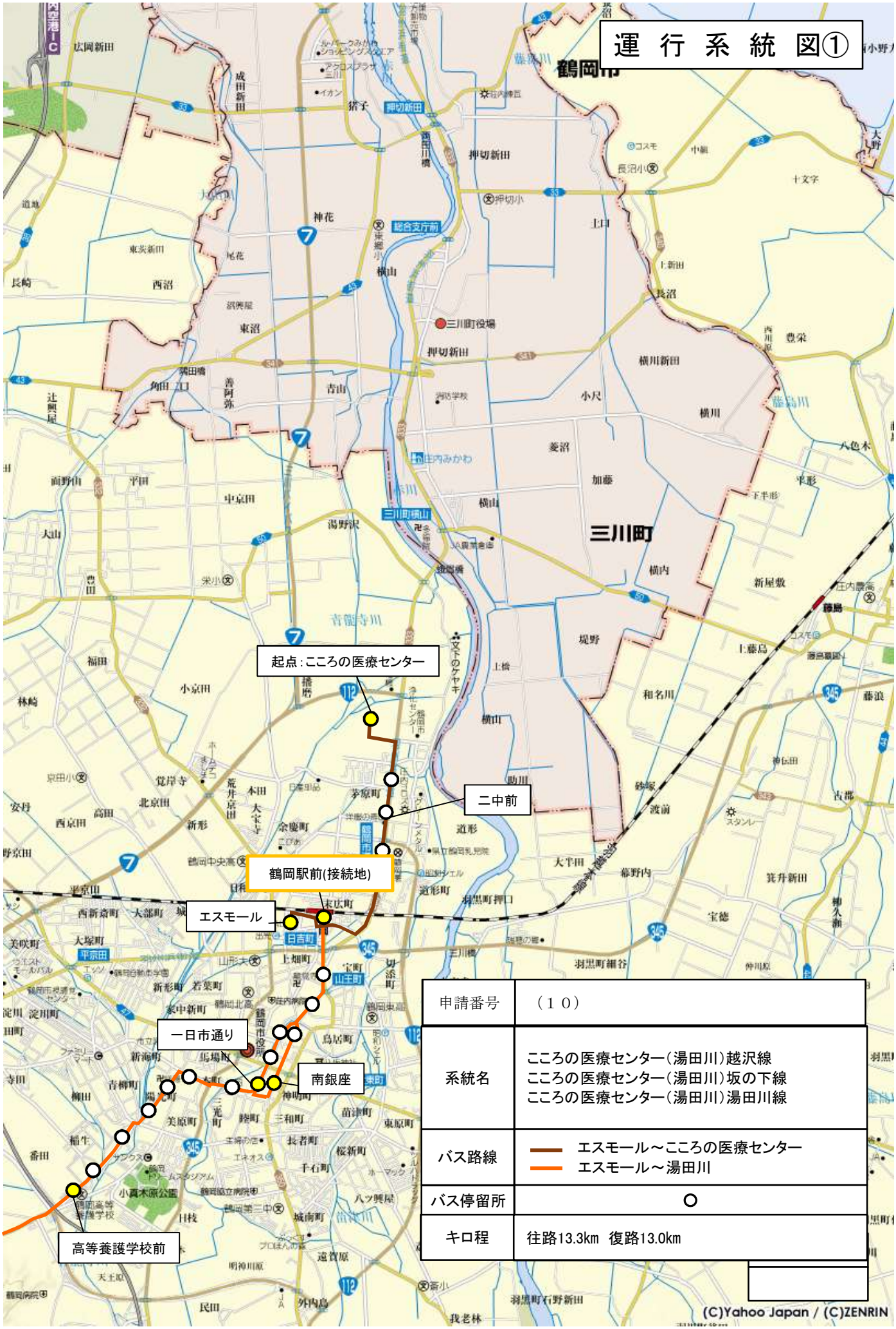

運 行 系 統 図
起点:エスモール
鶴岡駅前(接続地)
スタンレー前
藤島駅前
藤島庁舎前
狩川駅前
立川庁舎前
清川
終点:清川八郎記念館
鶴岡市
三川町
庄内町
申請番号 （7）
運行系統 鶴岡(藤島駅前)清川線
バス路線
バス停留所 ○
キロ程 往路24.4km 復路24.4km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN


運 行 系 統 図①
起点：エスモール
鶴岡駅前(接続地)
本町川端通り
銀座通り
南銀座
一日市通り
国立高専前
一本松
湯田川学校下
終点：湯田川温泉(鶴岡～湯田川温泉)
町田川
西蓮花寺
東目口
鶴岡IC
鶴岡市
申請番号 （8）
運行系統名 鶴岡（湯田川）坂の下線
バス路線 エスモール～湯田川温泉
湯田川温泉～坂の下
バス停留所 ○
キロ程 往路17.5km 復路17.3km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

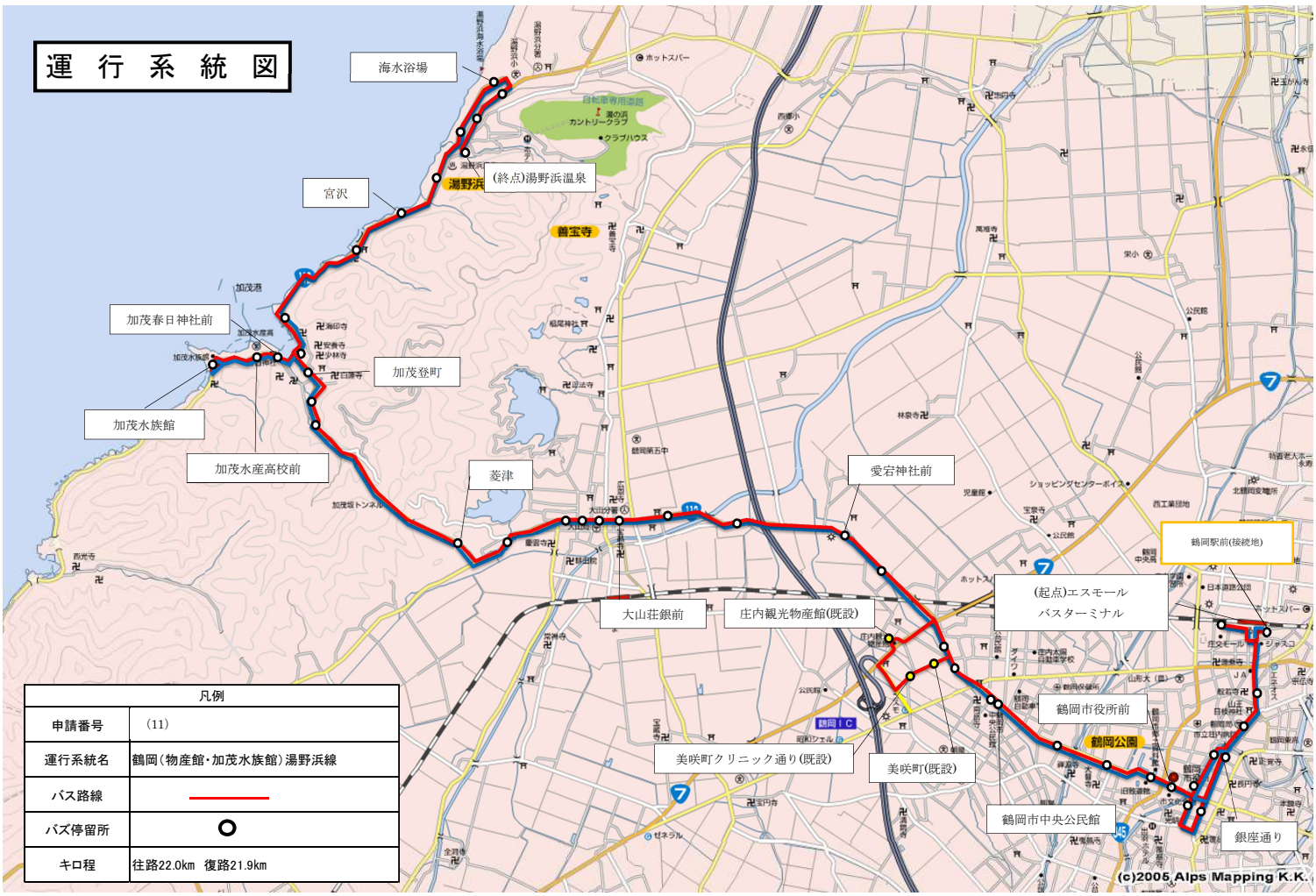

運 行 系 統 図②
終点：坂の下(鶴岡～坂の下)
菅野代
温海川
終点：越沢
(鶴岡～越沢)
新設
鶴岡市
申請番 （8）
系統名 鶴岡（湯田川）坂の下線
バス路線 エスモール～湯田川温泉
湯田川温泉～坂の下
バス停留所 ○
キロ程 往路17.5km 往路17.3km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN


運 行 系 統 図
エスモールバスターミナル
鶴岡駅前(接続地)
本町川端通り
銀座通り
南銀座
一日市通り
国立高専前
一本松
湯田川学校下
町田川
終点：湯田川温泉(鶴岡～湯田川温泉)
西蓮花寺
東目口
鶴岡IC
鶴岡市
申請番号
（9）
系統名
鶴岡（稲生町）湯田川線
バス路線
エスモール～湯田川温泉
バス停留所
キロ程
往路10.0km 復路9.8km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

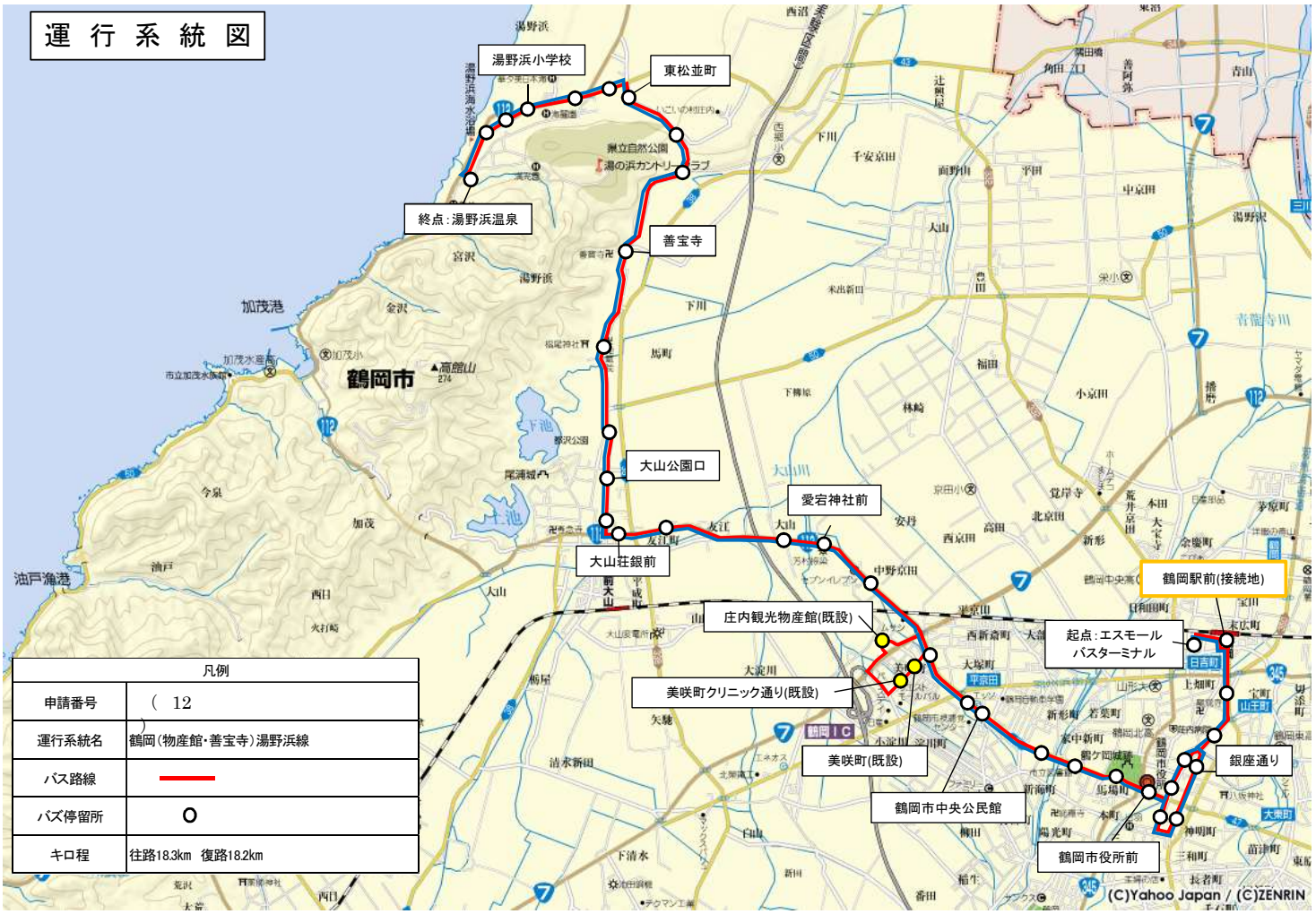
運 行 系 統 図①



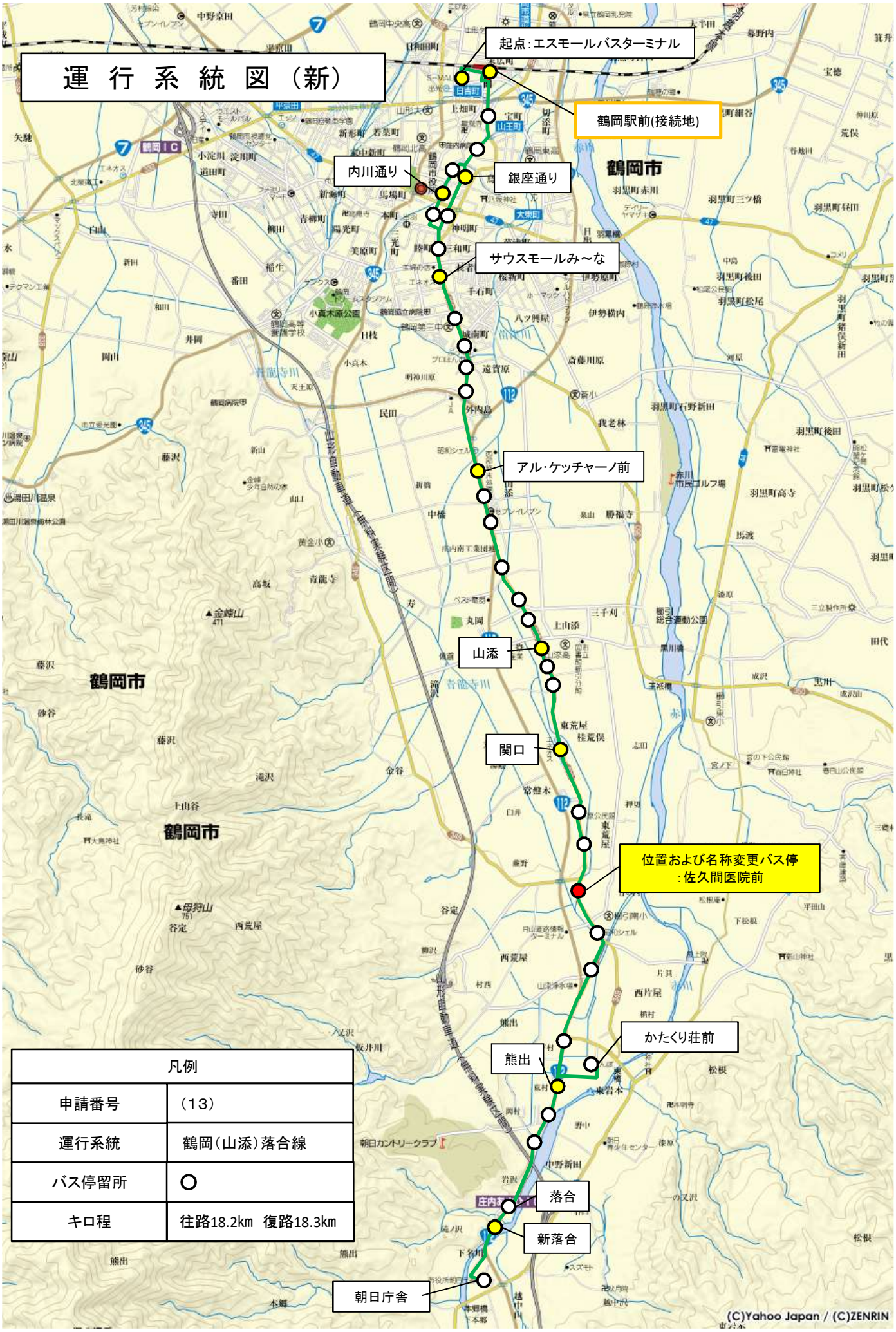
申請番号	（１０）
系統名	こころの医療センター（湯田川）越沢線 こころの医療センター（湯田川）坂の下線 こころの医療センター（湯田川）湯田川線
バス路線	エスモール～こころの医療センター エスモール～湯田川
バス停留所	○
キロ程	往路13.3km　復路13.0km


運　行　系　統　図
海水浴場
(終点)湯野浜温泉
宮沢
加茂春日神社前
加茂登町
加茂水族館
加茂水産高校前
菱津
愛宕神社前
大山荘銀前
庄内観光物産館(既設)
(起点)エスモール
バスターミナル
鶴岡駅前(接続地)
鶴岡市役所前
美咲町クリニック通り(既設)
美咲町(既設)
鶴岡市中央公民館
銀座通り
凡例
申請番号
(11)
運行系統名
鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線
バス路線
バズ停留所
キロ程
往路22.0km　復路21.9km
(c)2005 Alps Mapping K.K.

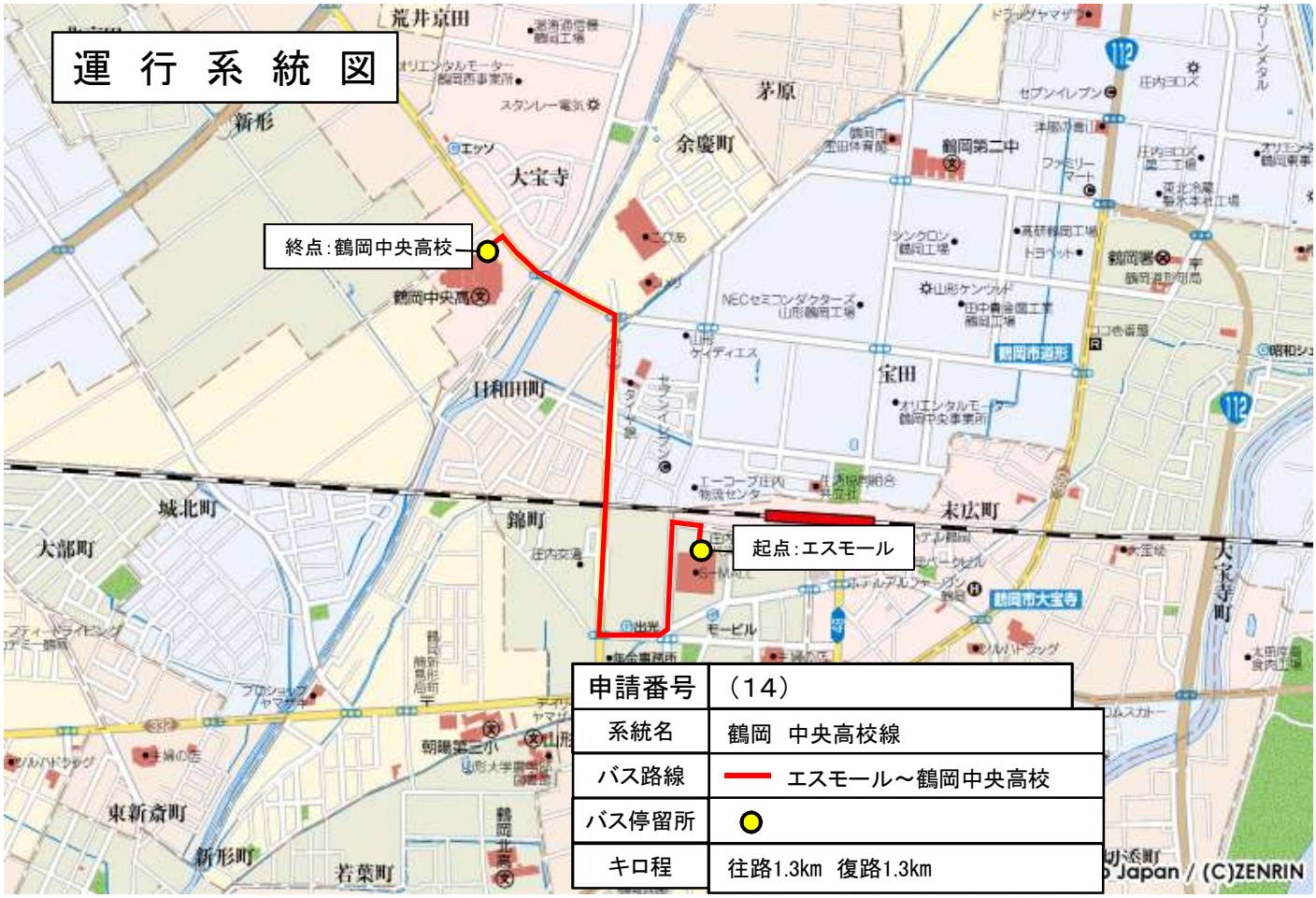
運 行 系 統 図

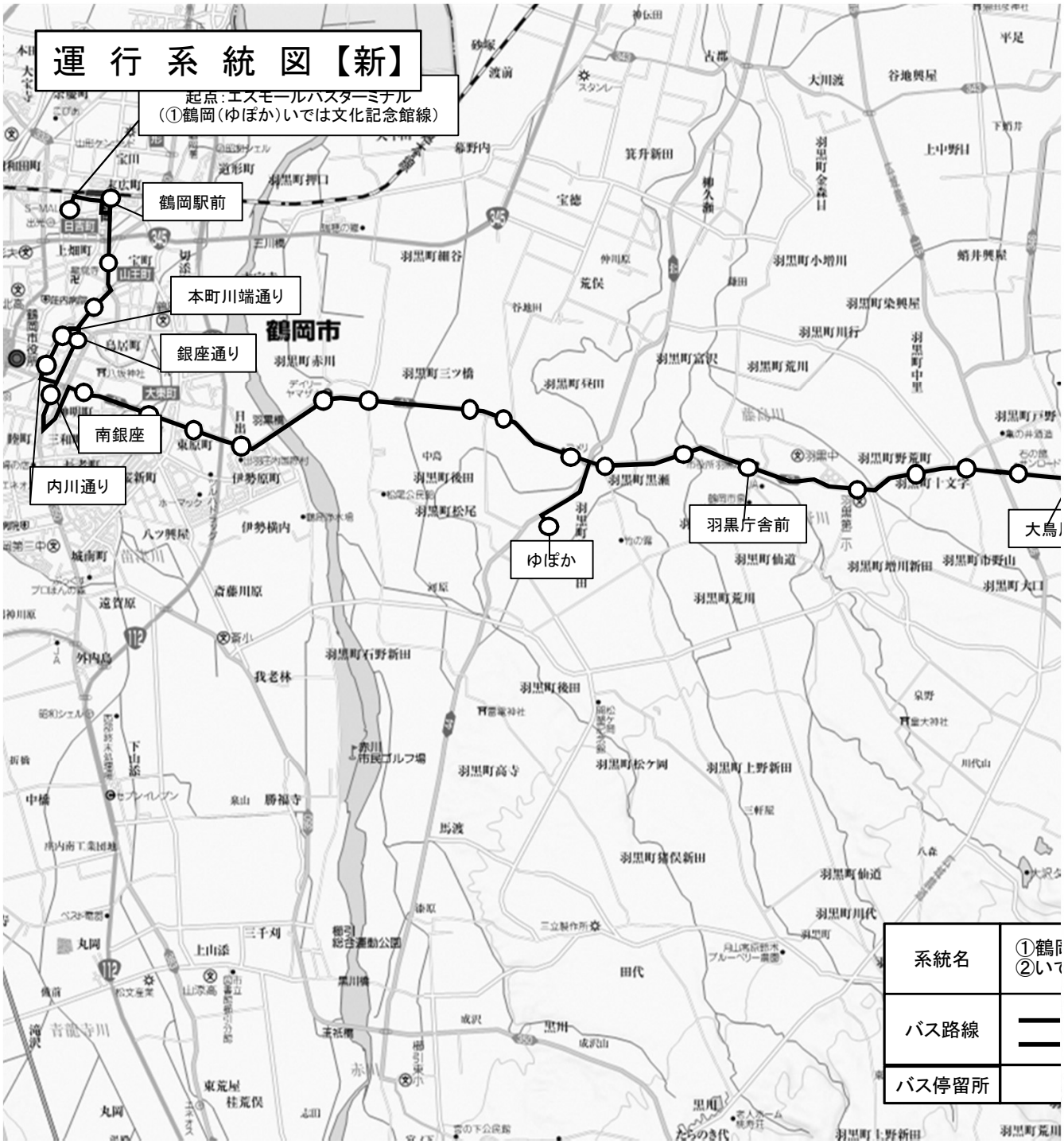


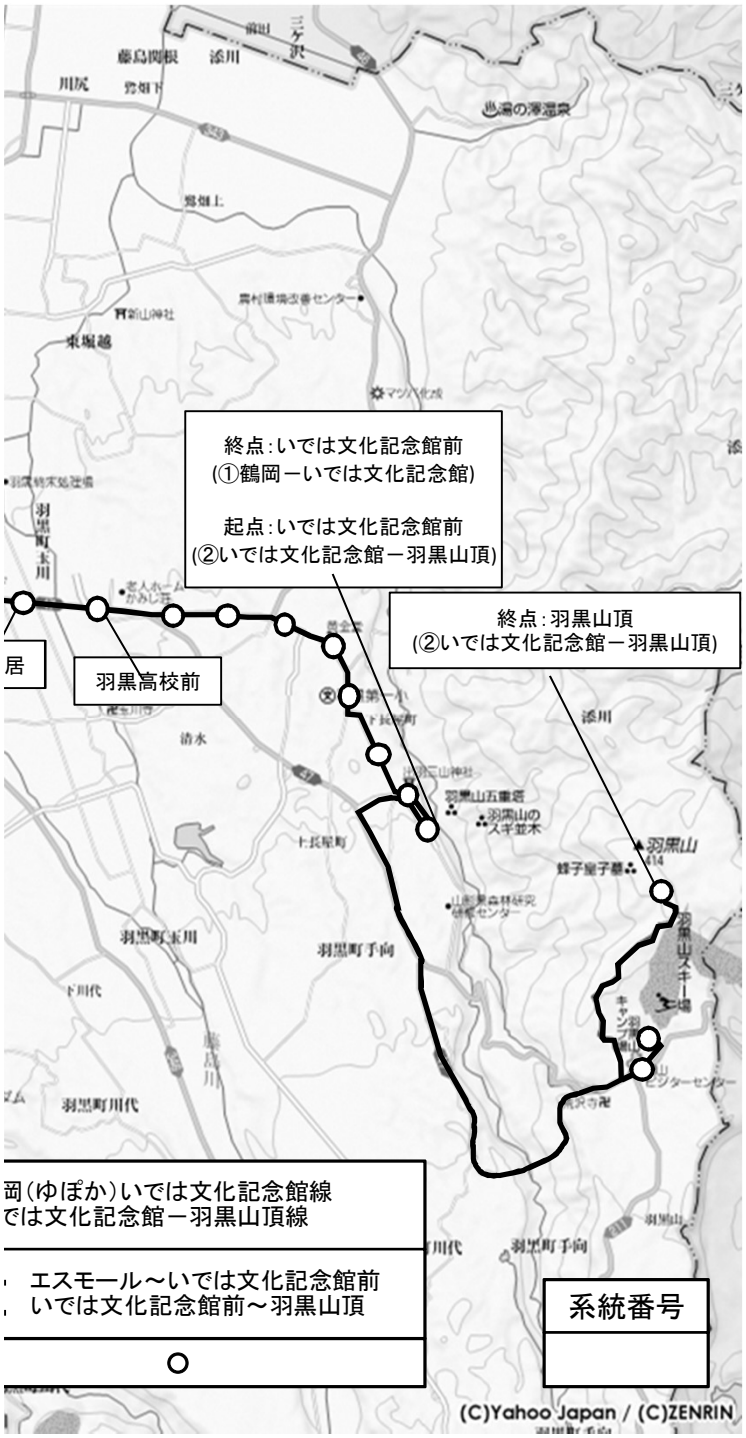
凡例	
申請番号	（ 12 ）
運行系統名	鶴岡（物産館・善宝寺）湯野浜線
バス路線	
バス停留所	O
キロ程	往路18.3km　復路18.2km


運 行 系 統 図（新）
起点：エスモールバスターミナル
鶴岡駅前(接続地)
内川通り
銀座通り
サウスモールみ～な
アル･ケッチャーノ前
山添
関口
位置および名称変更バス停
：佐久間医院前
かたくり荘前
熊出
落合
新落合
朝日庁舎
鶴岡市
鶴岡ＩＣ
凡例
申請番号
（13）
運行系統
鶴岡（山添）落合線
バス停留所
○
キロ程
往路18.2km　復路18.3km
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

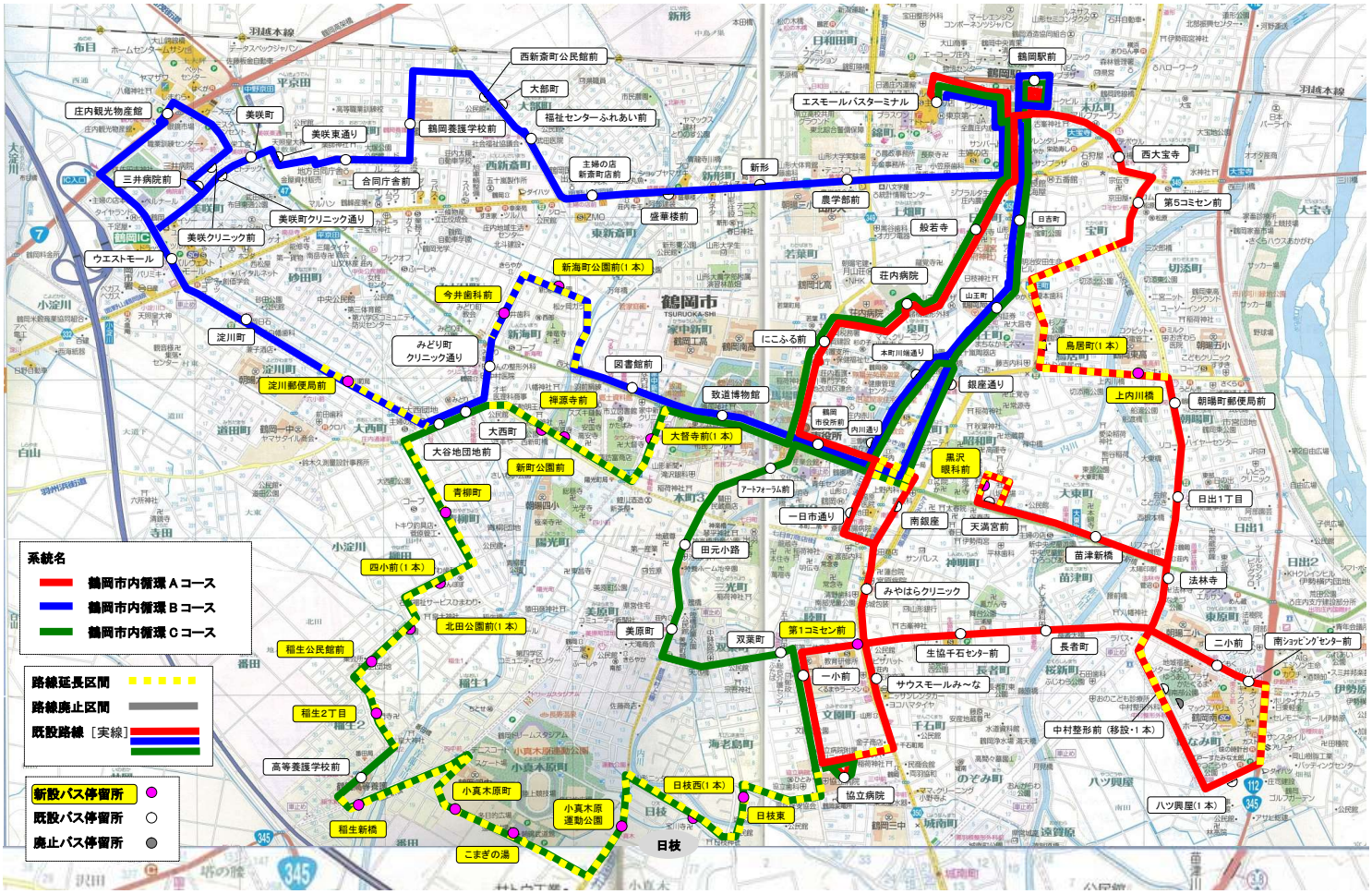
運 行 系 統 図

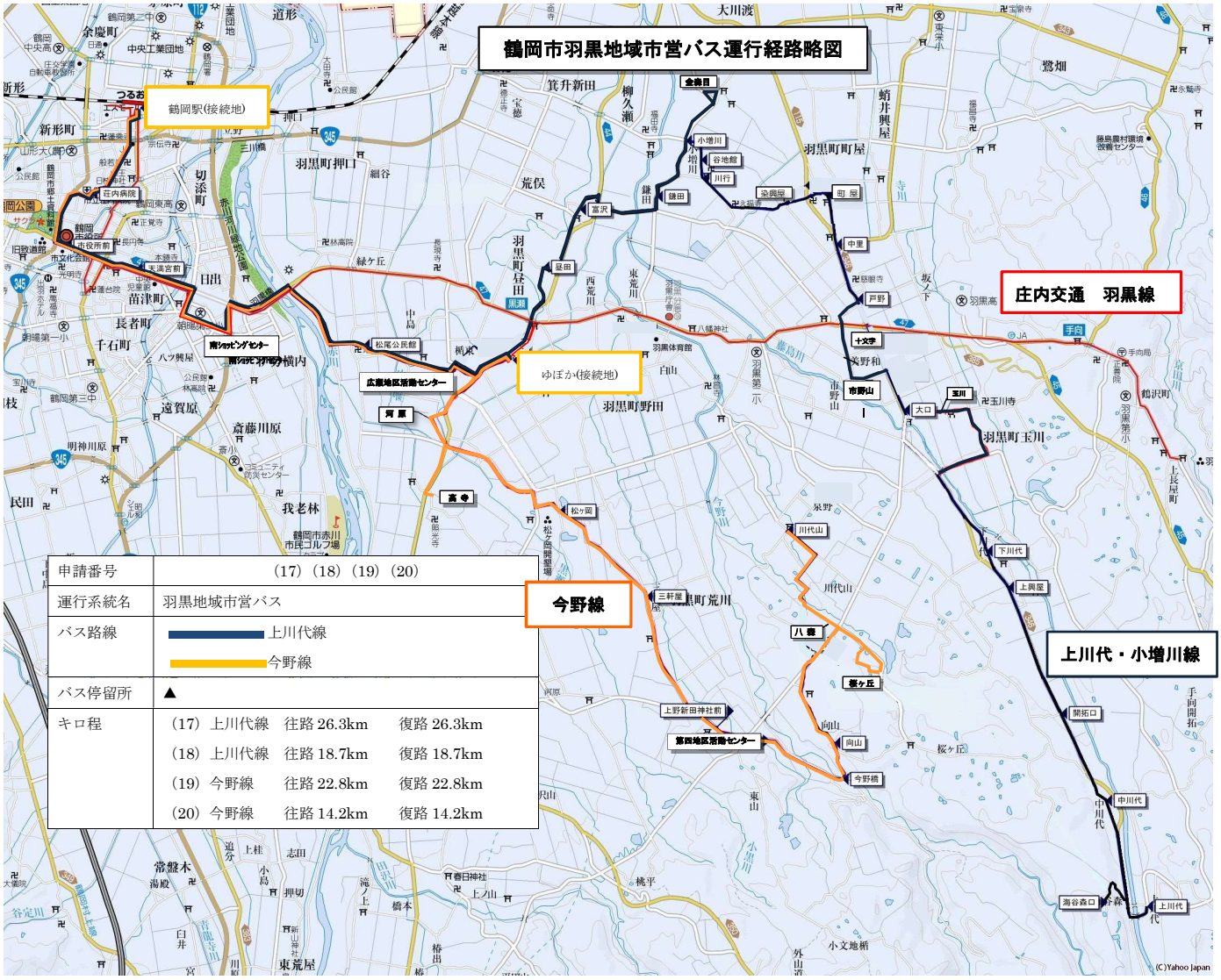

終点:鶴岡中央高校
起点:エスモール
荒井京田
新形
茅原
余慶町
大宝寺
鶴岡第二中
鶴岡中央高
日和田町
宝田
城北町
錦町
末広町
大部町
東新斎町
新形町
若葉町
鶴岡市道形
鶴岡市大宝寺
112
申請番号
（14）
系統名
鶴岡　中央高校線
バス路線
エスモール～鶴岡中央高校
バス停留所
キロ程
往路1.3km　復路1.3km
Japan / (C)ZENRIN


運 行 系 統 図【新】
起点：エスモールバスターミナル
（①鶴岡（ゆぽか）いでは文化記念館線）
鶴岡駅前
本町川端通り
銀座通り
南銀座
内川通り
ゆぽか
羽黒庁舎前
鶴岡市
系統名
バス路線
バス停留所


終点：いでは文化記念館前
(①鶴岡ーいでは文化記念館)
起点：いでは文化記念館前
(②いでは文化記念館－羽黒山頂)
終点：羽黒山頂
(②いでは文化記念館－羽黒山頂)
羽黒高校前
岡（ゆぽか）いでは文化記念館線
では文化記念館－羽黒山頂線
エスモール～いでは文化記念館前
いでは文化記念館前～羽黒山頂
系統番号
(C)Yahoo Japan / (C)ZENRIN

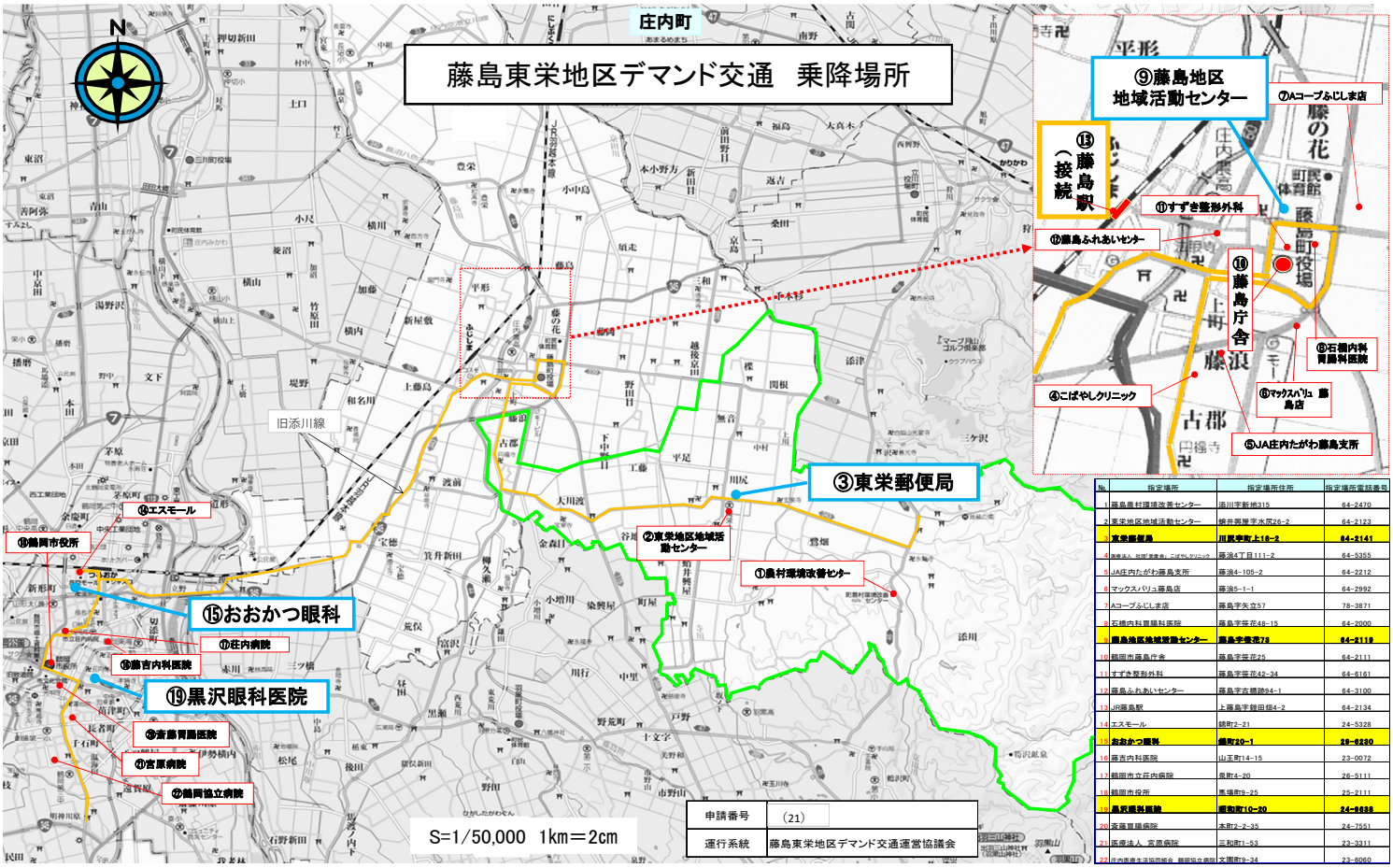
鶴岡市内循環線　運行系統図





申請番号	（17）（18）（19）（20）
運行系統名	羽黒地域市営バス
バス路線	上川代線 今野線
バス停留所	▲
キロ程	（17）上川代線　往路 26.3km　復路 26.3km （18）上川代線　往路 18.7km　復路 18.7km （19）今野線　往路 22.8km　復路 22.8km （20）今野線　往路 14.2km　復路 14.2km

藤島東栄地区デマンド交通　乗降場所



申請番号	（21）
運行系統	藤島東栄地区デマンド交通運営協議会

No.	指定場所	指定場所住所	指定場所電話番号
1	藤島農村環境改善センター	添川字新地315	64-2470
2	東栄地区地域活動センター	横井興屋字水尻26-2	64-2123
3	**東栄郵便局**	**川尻字町上18-2**	**64-2141**
4	医療法人 社団「慈恵会」こばやしクリニック	藤浦4丁目111-2	64-5355
5	JA庄内たがわ藤島支所	藤浦4-105-2	64-2212
6	マックスバリュ藤島店	藤浦5-1-1	64-2992
7	Aコープふじしま店	藤島字矢立57	78-3871
8	石橋内科胃腸科医院	藤島字笹花48-15	64-2000
9	**藤島地区地域活動センター**	**藤島字笹花78**	**64-2119**
10	鶴岡市藤島庁舎	藤島字笹花25	64-2111
11	すずき整形外科	藤島字笹花42-34	64-6161
12	藤島ふれあいセンター	藤島字古堀跡94-1	64-3100
13	JR藤島駅	上藤島字館田84-2	64-2134
14	エスモール	錦町2-21	24-5328
15	**おおかつ眼科**	**錦町20-1**	**29-6230**
16	藤吉内科医院	山王町14-15	23-0072
17	鶴岡市立荘内病院	泉町4-20	26-5111
18	鶴岡市役所	馬場町9-25	25-2111
19	**黒沢眼科医院**	**銀座町10-20**	**24-6838**
20	斎藤胃腸病院	本町2-2-35	24-7551
21	医療法人 宮原病院	三和町1-53	23-3311
22	庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院	文園町9-34	23-6060

R4.6.1改訂版

鶴岡市羽黒地域市営バス

にこにこバス ご利用のしおり

★にこにこバスは、羽黒地域内の公共交通として、2路線を隔日運行しています。お気軽にご利用ください。

≪路線・運行日≫

○上川代・小増川線　：　月・水・金曜（ただし祝祭日、年末年始は運休）

○今野線　：　火・木・土曜（ただし祝祭日、年末年始は運休）

＊停留所および運行ダイヤは中頁「時刻表」をご覧ください。

＊羽黒地域内の運行経路上であれば停留所以外でも乗降ができます。

＊料金は初乗り100円～最大500円です。末頁「料金表」をご覧ください。

【各種割引制度】
以下に該当する方は、料金が「半額」になります。
○ 障がいをお持ちの方（※）及びその介護人
※療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
○ 小学生以下
なお、小学生未満の幼児は保護者が同伴する場合２名まで無料

【回数乗車券・その他定期券】
○市営バスで利用できるお得な回数乗車券（100円22枚綴り：2,000円）を販売しています。
バス車内（乗務員取扱）や羽黒庁舎総務企画課でお求めください。

○庄内交通㈱が販売する「ゴールドパス（70歳以上専用バス割引定期券）」「運転免許証返納者割引定期券」をお持ちの方は、市営バスの利用料金が免除（無料）されます。
※令和4年5月以降、各定期券はICカード「shoko cherica」での発券となります。
市営バス降車時に「shoko cherica」と定期券内容が記載された「ＩＣカード内容控」を乗務員にご提示ください。

【にこにこバス限定：ポイントカード制度】
にこにこバスをご利用のたびにポイントが付き、一定ポイントがたまると以下の景品と交換できます。是非ご活用ください。
（乗車料金200円までの支払いは1ポイント、200円を越える支払いは2ポイントを付与）

★15ポイント・・・ゴミ袋等日用品　★20ポイント・・・ゆぽか入浴券または日用品

ポイントカードはバス車内で発行します。ポイント付与・景品の交換は、カードをご提示のうえ乗務員にお申しつけください。

～皆様のご利用をお待ちしております。～



鶴岡市羽黒庁舎総務企画課
〒997-0192 山形県鶴岡市羽黒町荒川字前田元89
TEL：0235-26-8772　FAX：0235-62-3755

上川代・小増川線　時刻表 【月・水・金運行】 ※祝祭日と年末年始（12/31～1/3）を除く

※ 通過時刻は、交通事情により前後する場合があります。予めご了承下さい。

のぼり	1便	2便	3便
上　川　代	7:15	9:15	12:43
海 谷 森 口	7:19	9:19	12:47
中　川　代	7:23	9:23	12:51
開　拓　口	7:24	9:24	12:52
上　興　屋	7:26	9:26	12:54
下　川　代	7:27	9:27	12:55
玉　　川	7:30	9:30	12:58
大　　口	7:33	9:33	13:01
市　野　山	7:35	9:35	13:03
十　文　字	7:37	9:37	13:05
戸　　野	7:39	9:39	13:07
中　　里	7:40	9:40	13:08
町　　屋	7:41	9:41	13:09
染　興　屋	7:42	9:42	13:10
川　　行	7:43	9:43	13:11
谷　地　館	7:44	9:44	13:12
金　森　目	7:46	9:46	13:14
小　増　川	7:47	9:47	13:15
鎌　　田	7:48	9:48	13:16
富　　沢	7:51	9:51	13:19
昼　　田	7:54	9:54	13:22
ゆ　ぽ　か	7:57	9:57	13:25
広瀬地区地域活動C	8:00	10:00	(庄交バス) ゆぽか発 13:33 鶴岡駅着 13:55 乗り換え
松尾公民館	8:02	10:02	
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	8:08	10:08	
天 満 宮 前	8:11	10:11	
市 役 所 前	8:13	10:13	
荘 内 病 院	8:17	10:17	
鶴　岡　駅	8:22	10:22	

くだり	1便	2便	3便
鶴　岡　駅	11:32	(庄交バス) 鶴岡駅発 14:33 ゆぽか着 14:51 乗り換え	(庄交バス) 鶴岡駅発 15:33 ゆぽか着 15:51 乗り換え
荘 内 病 院	11:37		
市 役 所 前	11:41		
天 満 宮 前	11:43		
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	11:46		
松尾公民館	11:52		
広瀬地区地域活動C	11:54		
ゆ　ぽ　か	11:57	15:10	16:30
昼　　田	12:00	15:13	16:33
富　　沢	12:03	15:16	16:36
鎌　　田	12:06	15:19	16:39
小　増　川	12:07	15:20	16:40
金　森　目	12:08	15:21	16:41
谷　地　館	12:10	15:23	16:43
川　　行	12:11	15:24	16:44
染　興　屋	12:12	15:25	16:45
町　　屋	12:13	15:26	16:46
中　　里	12:14	15:27	16:47
戸　　野	12:15	15:28	16:48
十　文　字	12:17	15:30	16:50
市　野　山	12:19	15:32	16:52
大　　口	12:21	15:34	16:54
玉　　川	12:24	15:37	16:57
下　川　代	12:27	15:40	17:00
上　興　屋	12:28	15:41	17:01
開　拓　口	12:30	15:43	17:03
中　川　代	12:31	15:44	17:04
海 谷 森 口	12:35	15:48	17:08
上　川　代	12:39	15:52	17:12

＊乗車区間の注意等について、「今野線時刻表」下段をご参照ください。

今野線　時刻表【火･木･土運行】

※祝祭日と年末年始（12/31～1/3）を除く）

※ 通過時刻は、交通事情により前後する場合があります。予めご了承下さい。

のぼり	1便	2便	3便
川　代　山	7:27	9:27	12:50
八　森　①	7:30	9:30	12:53
八　森　②	7:32	9:32	12:55
桜　ヶ　丘	7:34	9:34	12:57
向　　山	7:37	9:37	13:00
今　野　橋	7:39	9:39	13:02
第四地区地域活動C	7:41	9:41	13:04
上野新田神社前	7:43	9:43	13:06
三　軒　屋	7:46	9:46	13:09
松　ケ　岡	7:49	9:49	13:12
高　　寺	7:53	9:53	13:16
河　　原	7:55	9:55	13:18
ゆ　ぽ　か	7:58	9:58	13:21
広瀬地区地域活動C	8:01	10:01	(庄交バス) ゆぽか発 13:33 鶴岡駅着 13:55 乗り換え
松尾公民館	8:03	10:03	
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	8:09	10:09	
天満宮前	8:12	10:12	
市役所前	8:14	10:14	
荘内病院	8:18	10:18	
鶴　岡　駅	8:23	10:23	

くだり	1便	2便	3便
鶴　岡　駅	11:50	(庄交バス) 鶴岡駅発 14:33 ゆぽか着 14:51 乗り換え	(庄交バス) 鶴岡駅発 15:33 ゆぽか着 15:51 乗り換え
荘内病院	11:55		
市役所前	11:59		
天満宮前	12:01		
南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞC・二小前	12:04		
松尾公民館	12:10		
広瀬地区地域活動C	12:12		
ゆ　ぽ　か	12:15	15:10	16:30
河　　原	12:18	15:13	16:33
高　　寺	12:20	15:15	16:35
松　ケ　岡	12:24	15:19	16:39
三　軒　屋	12:27	15:22	16:42
上野新田神社前	12:30	15:25	16:45
第四地区地域活動C	12:32	15:27	16:47
今　野　橋	12:34	15:29	16:49
向　　山	12:36	15:31	16:51
桜　ヶ　丘	12:39	15:34	16:54
八　森　②	12:41	15:36	16:56
八　森　①	12:43	15:38	16:58
川　代　山	12:46	15:41	17:01

【乗降区間の注意】

庄内交通の路線と重複する区間となるため、「ゆぽか」から市街地の「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」へ行くための乗車、市街地から「ゆぽか」へ来るための乗車はできません。また、「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」で乗車して、市街地で降りることもできません。「広瀬地区地域活動センター」「松尾公民館」と市街地間との乗車は可能です。

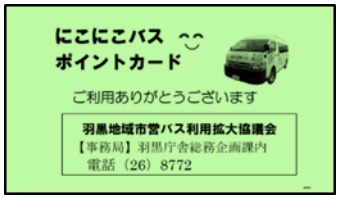
【フリー乗降区間】

羽黒地域内はフリー乗降区間とし、運転経路上であればバス停以外の場所でも乗降車ができます。料金は、乗車の場合は手前のバス停から、降車の場合は次のバス停までの運賃となります。

上川代・小増川線　料金表

上川代	海谷森口	中川代	開拓口	上興屋	下川代	玉川	大口	市野山	十文字	戸野	中里	町屋	染興屋	川行	谷地館	金森目	小増川	鎌田	富沢	昼田	ゆぽか	広瀬C	松尾公民館	
100																								
100	100																							
100	100	100																						
100	100	100	100																					
200	200	100	100	100																				
200	200	200	100	100	100																			
200	200	200	100	100	100	100																		
200	200	200	100	100	100	100	100																	
200	200	200	100	100	100	100	100	100																
200	200	200	100	100	100	100	100	100	100															
200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100														
200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100													
300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100												
300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100											
300	300	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100										
300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100									
300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100								
300	300	300	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100							
300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100						
300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100					
400	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100				
400	400	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100	100			
400	400	400	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100		
500	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	南SC・二小前
500	500	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	-	100	100		天満宮前
500	500	500	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	200	100		市役所
500	500	500	400	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	-	200	200		荘内病院
500	500	500	500	500	400	400	400	400	400	400	300	300	300	300	300	300	300	300	200	-	200	200		鶴岡駅

【にこにこバスポイントカード】
乗車のたびにポイントがつき、
たまると景品と交換できます。



今野線　料金表

川代山	八森①②	桜ケ丘	向山	今野橋	第四C	上野新田	三軒屋	松ケ岡	高寺	河原	ゆぽか	広瀬C	松尾公民館	
100														
100	100													
100	100	100												
100	100	100	100											
100	100	100	100	100										
100	100	100	100	100	100									
100	100	100	100	100	100	100								
100	100	100	100	100	100	100	100							
200	200	200	200	200	200	100	100	100						
200	200	200	200	200	200	100	100	100	100					
200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100				
200	200	200	200	200	200	200	200	100	100	100	100			
300	300	300	300	300	300	200	200	200	100	100	100	100		
300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	200	100	100	100	南SC・二小前
300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	100	100	天満宮前
300	300	300	300	300	300	300	300	200	200	200	-	200	100	市役所
400	400	400	400	400	300	300	300	300	200	200	-	200	200	荘内病院
400	400	400	400	400	400	300	300	300	300	200	-	200	200	鶴岡駅

【市営バス回数乗車券】
お得な回数券です。バス車内で
販売しています。



【乗降区間の注意】
庄内交通の路線と重複する区間となるため、「ゆぽか」から市街地の「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」へ行くための乗車、市街地から「ゆぽか」へ来るための乗車はできません。また、「天満宮前」「市役所前」「荘内病院」「鶴岡駅」で乗車して、市街地で降りることもできません。「広瀬地区地域活動センター」「松尾公民館」と市街地間との乗車は可能です。

【フリー乗降区間】
羽黒地域内はフリー乗降区間とし、運転経路内であればバス停以外の場所でも乗降車ができます。
料金は、乗車の場合は手前のバス停から、降車の場合は次のバス停までの運賃となります。

令和4年(2022年)10月1日改正

鶴岡市内循環Aコース

≪右回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	16:30	17:30
鶴岡駅前②のりば	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:33	17:33
西大宝寺	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	16:35	17:35
第５コミセン前	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:36	17:36
鳥居町	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	16:38	17:38
上内川橋	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
朝暘町郵便局前	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
日出１丁目	8:41	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	16:41	17:41
苗津新橋	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	16:42	17:42
黒沢眼科前	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
天満宮前	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
苗津新橋	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	16:44	17:44
法林寺	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46
中村整形前	8:48	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	16:48	17:48
八ツ興屋	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:49	17:49
南ショッピングセンター前	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:51	17:51
二小前	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	16:52	17:52
長者町	8:53	9:53	10:53	11:53	13:53	14:53	16:53	17:53
生協千石センター前	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:54	17:54
第１コミセン前	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:55	17:55
一小前	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:55	17:55
協立病院	8:57	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	16:57	17:57
サウスモールみ～な	8:59	9:59	10:59	11:59	13:59	14:59	16:59	17:59
みやはらクリニック	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	17:00	18:00
一日市通り	9:02	10:02	11:02	12:02	14:02	15:02	17:02	18:02
鶴岡市役所前	9:04	10:04	11:04	12:04	14:04	15:04	17:04	18:04
にこふる前	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	17:05	18:05
荘内病院	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	17:07	18:07
般若寺	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	17:08	18:08
鶴岡駅前	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	17:11	18:11
エスモールバスターミナル	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	17:14	18:14

鶴岡市内循環Aコース

≪左回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:00	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	16:00	17:00
鶴岡駅前②のりば	8:03	9:03	10:03	11:03	13:03	14:03	16:03	17:03
般若寺	8:05	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	16:05	17:05
荘内病院	8:07	9:07	10:07	11:07	13:07	14:07	16:07	17:07
にこふる前	8:09	9:09	10:09	11:09	13:09	14:09	16:09	17:09
鶴岡市役所前	8:11	9:11	10:11	11:11	13:11	14:11	16:11	17:11
南銀座	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	16:13	17:13
みやはらクリニック	8:15	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	16:15	17:15
サウスモールみ～な	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	16:17	17:17
協立病院	8:19	9:19	10:19	11:19	13:19	14:19	16:19	17:19
一小前	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	16:20	17:20
第１コミセン前	8:21	9:21	10:21	11:21	13:21	14:21	16:21	17:21
生協千石センター前	8:22	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	16:22	17:22
長者町	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	16:23	17:23
二小前	8:24	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	16:24	17:24
南ショッピングセンター前	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	16:25	17:25
八ツ興屋	8:27	9:27	10:27	11:27	13:27	14:27	16:27	17:27
中村整形前	8:28	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	16:28	17:28
法林寺	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	16:30	17:30
苗津新橋	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	16:31	17:31
黒沢眼科前	8:32	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	16:32	17:32
天満宮前	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:33	17:33
苗津新橋	8:34	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	16:34	17:34
日出１丁目	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	16:35	17:35
朝暘町郵便局前	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:36	17:36
上内川橋	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:37	17:37
鳥居町	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	16:38	17:38
第５コミセン前	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
西大宝寺	8:41	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	16:41	17:41
鶴岡駅前	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
エスモールバスターミナル	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46

令和4年(2022年)10月1日改正

鶴岡市内循環Bコース

≪右回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:10	9:10	10:10	11:10	13:10	14:10	16:10	17:10
鶴岡駅前②のりば	8:13	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	16:13	17:13
日吉町	8:15	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	16:15	17:15
山王町	8:16	9:16	10:16	11:16	13:16	14:16	16:16	17:16
銀座通り	8:17	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	16:17	17:17
鶴岡市役所前	8:19	9:19	10:19	11:19	13:19	14:19	16:19	17:19
致道博物館	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	16:20	17:20
図書館前	8:21	9:21	10:21	11:21	13:21	14:21	16:21	17:21
新海町公園前	8:22	9:22	10:22	11:22	13:22	14:22	16:22	17:22
今井歯科前	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	16:23	17:23
みどり町クリニック通り	8:24	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	16:24	17:24
大西町	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	16:25	17:25
大谷地団地前	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	16:25	17:25
淀川町郵便局前	8:26	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	16:26	17:26
淀川町	8:27	9:27	10:27	11:27	13:27	14:27	16:27	17:27
ウエストモール	8:29	9:29	10:29	11:29	13:29	14:29	16:29	17:29
庄内観光物産館	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:33	17:33
美咲クリニック前	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	16:35	17:35
三井病院前	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:36	17:36
美咲町	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:37	17:37
美咲東通り	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:37	17:37
合同庁舎前	8:39	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	16:39	17:39
鶴岡養護学校前	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
大部町	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	16:42	17:42
福祉センターふれあい前	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
主婦の店新斎町店前	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	16:44	17:44
新形	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46
農学部前	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46
鶴岡駅前	8:48	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	16:48	17:48
エスモールバスターミナル	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:51	17:51

鶴岡市内循環Bコース

≪左回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
鶴岡駅前②のりば	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
農学部前	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46
盛華楼前	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	16:47	17:47
主婦の店新斎町店前	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	16:47	17:47
福祉センターふれあい前	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:49	17:49
西新斎町公民館前	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:49	17:49
鶴岡養護学校前	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:51	17:51
合同庁舎前	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	16:52	17:52
美咲町	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:54	17:54
美咲町クリニック通り	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:54	17:54
庄内観光物産館	8:58	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	16:58	17:58
美咲クリニック前	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	17:00	18:00
三井病院前	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	17:01	18:01
ウエストモール	9:02	10:02	11:02	12:02	14:02	15:02	17:02	18:02
淀川町	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	17:03	18:03
淀川町郵便局前	9:04	10:04	11:04	12:04	14:04	15:04	17:04	18:04
大谷地団地前	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	17:05	18:05
大西町	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	17:05	18:05
みどり町クリニック通り	9:06	10:06	11:06	12:06	14:06	15:06	17:06	18:06
今井歯科前	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	17:07	18:07
新海町公園前	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	17:08	18:08
図書館前	9:09	10:09	11:09	12:09	14:09	15:09	17:09	18:09
致道博物館	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	17:10	18:10
鶴岡市役所前	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	17:11	18:11
内川通り	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	15:13	17:13	18:13
本町川端通り	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	17:14	18:14
山王町	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	17:16	18:16
日吉町	9:17	10:17	11:17	12:17	14:17	15:17	17:17	18:17
鶴岡駅前	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	17:20	18:20
エスモールバスターミナル	9:23	10:23	11:23	12:23	14:23	15:23	17:23	18:23

令和4年(2022年)10月1日改正

鶴岡市内循環Cコース

≪右回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:50	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	16:50	17:50
鶴岡駅前②のりば	8:53	9:53	10:53	11:53	13:53	14:53	16:53	17:53
日吉町	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:55	17:55
山王町	8:56	9:56	10:56	11:56	13:56	14:56	16:56	17:56
銀座通り	8:57	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	16:57	17:57
鶴岡市役所前	8:59	9:59	10:59	11:59	13:59	14:59	16:59	17:59
アートフォーラム前	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	17:00	18:00
田元小路	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	17:01	18:01
美原町	9:02	10:02	11:02	12:02	14:02	15:02	17:02	18:02
双葉町	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	17:03	18:03
一小前	9:04	10:04	11:04	12:04	14:04	15:04	17:04	18:04
協立病院	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	17:07	18:07
日枝東	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	17:08	18:08
日枝西	9:09	10:09	11:09	12:09	14:09	15:09	17:09	18:09
小真木原運動公園	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	17:10	18:10
こまぎの湯	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	17:11	18:11
小真木原町	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	15:11	17:11	18:11
稲生新橋	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	17:12	18:12
高等養護学校前	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	17:12	18:12
稲生２丁目	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	15:13	17:13	18:13
稲生公民館前	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	15:13	17:13	18:13
北田公園前	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	17:14	18:14
四小前	9:15	10:15	11:15	12:15	14:15	15:15	17:15	18:15
青柳町	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	17:16	18:16
大谷地団地	9:17	10:17	11:17	12:17	14:17	15:17	17:17	18:17
大西町	9:17	10:17	11:17	12:17	14:17	15:17	17:17	18:17
禅源寺前	9:18	10:18	11:18	12:18	14:18	15:18	17:18	18:18
大督寺前	9:19	10:19	11:19	12:19	14:19	15:19	17:19	18:19
致道博物館	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	17:20	18:20
にこふる前	9:21	10:21	11:21	12:21	14:21	15:21	17:21	18:21
荘内病院	9:23	10:23	11:23	12:23	14:23	15:23	17:23	18:23
般若寺	9:24	10:24	11:24	12:24	14:24	15:24	17:24	18:24
鶴岡駅前	9:27	10:27	11:27	12:27	14:27	15:27	17:27	18:27
エスモールバスターミナル	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	17:30	18:30

鶴岡市内循環Cコース

≪左回り≫

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
エスモールバスターミナル③のりば	8:20	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	16:20	17:20
鶴岡駅前②のりば	8:23	9:23	10:23	11:23	13:23	14:23	16:23	17:23
般若寺	8:25	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	16:25	17:25
荘内病院	8:27	9:27	10:27	11:27	13:27	14:27	16:27	17:27
にこふる前	8:29	9:29	10:29	11:29	13:29	14:29	16:29	17:29
致道博物館	8:31	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	16:31	17:31
大督寺前	8:32	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	16:32	17:32
新町公園	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	16:33	17:33
大西町	8:34	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	16:34	17:34
大谷地団地	8:34	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	16:34	17:34
青柳町	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	16:35	17:35
四小前	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:36	17:36
北田公園前	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	16:36	17:36
稲生公民館前	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:37	17:37
稲生２丁目	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	16:37	17:37
高等養護学校前	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	16:38	17:38
稲生新橋	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	16:38	17:38
小真木原町	8:39	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	16:39	17:39
こまぎの湯	8:39	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	16:39	17:39
小真木原運動公園	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	16:40	17:40
日枝西	8:41	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	16:41	17:41
日枝東	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	16:42	17:42
協立病院	8:43	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	16:43	17:43
一小前	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	16:44	17:44
双葉町	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	16:44	17:44
美原町	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	16:46	17:46
田元小路	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	16:47	17:47
アートフォーラム前	8:48	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	16:48	17:48
鶴岡市役所前	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	16:49	17:49
内川通り	8:51	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	16:51	17:51
本町川端通り	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	16:52	17:52
山王町	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	16:54	17:54
日吉町	8:55	9:55	10:55	11:55	13:55	14:55	16:55	17:55
鶴岡駅前	8:58	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	16:58	17:58
エスモールバスターミナル	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	17:01	18:01

令和4年(2022年)4月1日改正

鶴岡市内廻り1コース

鶴岡東高校→伊勢原町→協立病院→荘内病院

【平日のみ運行】

系統番号	051	051	051
停留所	1便	2便	3便
エスモールバスターミナル③のりば	○9:00	○11:30	○14:30
鶴岡駅前②のりば	○9:03	○11:33	○14:33
西大宝寺	○9:05	○11:35	○14:35
第5コミセン前	○9:06	○11:36	○14:36
鶴岡東高校前	○9:08	○11:38	○14:38
朝暘町郵便局前	○9:09	○11:39	○14:39
日出1丁目	○9:10	○11:40	○14:40
法林寺	○9:10	○11:40	○14:40
二小前	○9:12	○11:42	○14:42
南ショッピングセンター前	○9:13	○11:43	○14:43
伊勢原町	○9:14	○11:44	○14:44
伊勢原町東	○9:15	○11:45	○14:45
東部運動広場前	○9:15	○11:45	○14:45
伊勢横内公園前	○9:16	○11:46	○14:46
田種院前	○9:16	○11:46	○14:46
八ツ興屋	○9:18	○11:48	○14:48
中村整形前	○9:19	○11:49	○14:49
二小前	○9:20	○11:50	○14:50
長者町	○9:21	○11:51	○14:51
生協千石センター前	○9:22	○11:52	○14:52
サウスモールみ～な	○9:24	○11:54	○14:54
市内三中前	○9:25	○11:55	○14:55
協立病院	○9:28	○11:58	○14:58
一小前	○9:29	○11:59	○14:59
双葉町	○9:29	○11:59	○14:59
美原町	○9:31	○12:01	○15:01
田元小路	○9:32	○12:02	○15:02
アートフォーラム前	○9:33	○12:03	○15:03
鶴岡市役所前	○9:35	○12:05	○15:05
マリア幼稚園前	○9:36	○12:06	○15:06
荘内病院	○9:38	○12:08	○15:08
般若寺	○9:39	○12:09	○15:09
鶴岡駅前	○9:42	○12:12	○15:12
エスモールバスターミナル	○9:45	○12:15	○15:15

鶴岡市内廻り2コース

荘内病院→協立病院→伊勢原町→鶴岡東高校

【平日のみ運行】

系統番号	052	052	052
停留所	1便	2便	3便
エスモールバスターミナル③のりば	○10:00	○12:50	○15:30
鶴岡駅前②のりば	○10:03	○12:53	○15:33
般若寺	○10:05	○12:55	○15:35
荘内病院	○10:07	○12:57	○15:37
マリア幼稚園前	○10:09	○12:59	○15:39
鶴岡市役所前	○10:11	○13:01	○15:41
アートフォーラム前	○10:12	○13:02	○15:42
田元小路	○10:13	○13:03	○15:43
美原町	○10:14	○13:04	○15:44
双葉町	○10:15	○13:05	○15:45
一小前	○10:16	○13:06	○15:46
協立病院	○10:19	○13:09	○15:49
市内三中前	○10:20	○13:10	○15:50
サウスモールみ～な	○10:22	○13:12	○15:52
生協千石センター前	○10:23	○13:13	○15:53
長者町	○10:24	○13:14	○15:54
二小前	○10:25	○13:15	○15:55
中村整形前	○10:25	○13:15	○15:55
八ツ興屋	○10:27	○13:17	○15:57
田種院前	○10:28	○13:18	○15:58
伊勢横内公園前	○10:28	○13:18	○15:58
東部運動広場前	○10:29	○13:19	○15:59
伊勢原町東	○10:29	○13:19	○15:59
伊勢原町	○10:30	○13:20	○16:00
南ショッピングセンター前	○10:31	○13:21	○16:01
二小前	○10:31	○13:21	○16:01
法林寺	○10:32	○13:22	○16:02
日出1丁目	○10:33	○13:23	○16:03
朝暘町郵便局前	○10:34	○13:24	○16:04
鶴岡東高校前	○10:36	○13:26	○16:06
第5コミセン前	○10:37	○13:27	○16:07
西大宝寺	○10:38	○13:28	○16:08
鶴岡駅前	○10:40	○13:30	○16:10
エスモールバスターミナル	○10:43	○13:33	○16:13

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

鶴岡市内廻り3コース

庄内観光物産館→協立病院→荘内病院

【平日のみ運行】

系統番号	053	053	053
停留所	1便	2便	3便
エスモールバスターミナル③のりば	○10:30	○13:30	○16:05
鶴岡駅前②のりば	○10:33	○13:33	○16:08
錦町エスモール前	○10:35	○13:35	○16:10
農学部前	○10:37	○13:37	○16:12
盛華楼前	○10:38	○13:38	○16:13
主婦の店 新斎町店前	○10:38	○13:38	○16:13
福祉センター ふれあい前	○10:40	○13:40	○16:15
西新斎町公民館前	○10:40	○13:40	○16:15
鶴岡養護学校前	○10:42	○13:42	○16:17
合同庁舎前	○10:43	○13:43	○16:18
美咲町	○10:45	○13:45	○16:20
美咲町クリニック通り	○10:45	○13:45	○16:20
庄内観光物産館	○10:49	○13:49	○16:24
美咲クリニック前	○10:51	○13:51	○16:26
三井病院前	○10:52	○13:52	○16:27
ウエストモール	○10:53	○13:53	○16:28
淀川町	○10:54	○13:54	○16:29
六小前	○10:56	○13:56	○16:31
庄内通建前	○10:57	○13:57	○16:32
大谷地団地	○10:58	○13:58	○16:33
大西町	○10:58	○13:58	○16:33
みどり町クリニック通り	○10:59	○13:59	○16:34
新海町	○11:01	○14:01	○16:36
図書館前	○11:01	○14:01	○16:36
タウンキャンパス西口	○11:02	○14:02	○16:37
市民プール前	○11:03	○14:03	○16:38
アートフォーラム前	○11:04	○14:04	○16:39
田元小路	○11:05	○14:05	○16:40
美原町	○11:06	○14:06	○16:41
双葉町	○11:07	○14:07	○16:42
一小前	○11:08	○14:08	○16:43
協立病院	○11:11	○14:11	○16:46
市内三中前	○11:12	○14:12	○16:47
サウスモールみ～な	○11:14	○14:14	○16:49
みやはらクリニック	○11:15	○14:15	○16:50
一日市通り	○11:17	○14:17	○16:52
鶴岡市役所前	○11:19	○14:19	○16:54
にこふる前	○11:20	○14:20	○16:55
荘内病院	○11:22	○14:22	○16:57
般若寺	○11:23	○14:23	○16:58
鶴岡駅前	○11:26	○14:26	○17:01
エスモールバスターミナル	○11:29	○14:29	○17:04

鶴岡市内廻り4コース

荘内病院→協立病院→庄内観光物産館

【平日のみ運行】

系統番号	054	054	054
停留所	1便	2便	3便
エスモールバスターミナル③のりば	○9:30	○11:00	○15:05
鶴岡駅前②のりば	○9:33	○11:03	○15:08
般若寺	○9:35	○11:05	○15:10
荘内病院	○9:37	○11:07	○15:12
にこふる前	○9:39	○11:09	○15:14
鶴岡市役所前	○9:41	○11:11	○15:16
南銀座	○9:43	○11:13	○15:18
みやはらクリニック	○9:45	○11:15	○15:20
サウスモールみ～な	○9:47	○11:17	○15:22
市内三中前	○9:48	○11:18	○15:23
協立病院	○9:51	○11:21	○15:26
一小前	○9:52	○11:22	○15:27
双葉町	○9:52	○11:22	○15:27
美原町	○9:54	○11:24	○15:29
田元小路	○9:55	○11:25	○15:30
アートフォーラム前	○9:56	○11:26	○15:31
市民プール前	○9:57	○11:27	○15:32
タウンキャンパス西口	○9:58	○11:28	○15:33
図書館前	○9:59	○11:29	○15:34
新海町	○10:00	○11:30	○15:35
みどり町クリニック通り	○10:02	○11:32	○15:37
大西町	○10:03	○11:33	○15:38
大谷地団地	○10:03	○11:33	○15:38
庄内通建前	○10:04	○11:34	○15:39
六小前	○10:05	○11:35	○15:40
淀川町	○10:06	○11:36	○15:41
ウエストモール	○10:08	○11:38	○15:43
庄内観光物産館	○10:12	○11:42	○15:47
美咲クリニック前	○10:14	○11:44	○15:49
三井病院前	○10:15	○11:45	○15:50
美咲町	○10:16	○11:46	○15:51
美咲東通り	○10:16	○11:46	○15:51
合同庁舎前	○10:18	○11:48	○15:53
鶴岡養護学校前	○10:19	○11:49	○15:54
大部町	○10:20	○11:50	○15:55
福祉センター ふれあい前	○10:21	○11:51	○15:56
主婦の店 新斎町店前	○10:22	○11:52	○15:57
新形	○10:24	○11:54	○15:59
農学部前	○10:24	○11:54	○15:59
錦町エスモール前	○10:26	○11:56	○16:01
鶴岡駅前	○10:28	○11:58	○16:03
エスモールバスターミナル	○10:31	○12:01	○16:06

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－庄内観光物産館－善宝寺－湯野浜温泉

【平日時刻表】

系統番号	033	033	033	033	033	033
停留所	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	9:45	12:00	13:45	16:30	17:30	18:30
鶴岡駅前②のりば	9:48	12:03	13:48	16:33	17:33	18:33
日吉町	9:50	12:05	13:50	16:35	17:35	18:35
山王町	9:51	12:06	13:51	16:36	17:36	18:36
銀座通り	9:52	12:07	13:52	16:37	17:37	18:37
南銀座	9:55	12:10	13:55	16:40	17:40	18:40
一日市通り	9:58	12:13	13:58	16:43	17:43	18:43
鶴岡市役所前	10:00	12:15	14:00	16:45	17:45	18:45
致道博物館	10:01	12:16	14:01	16:46	17:46	18:46
図書館前	10:02	12:17	14:02	16:47	17:47	18:47
新海町	10:03	12:18	14:03	16:48	17:48	18:48
鶴岡市中央公民館	10:05	12:20	14:05	16:50	17:50	18:50
庄内銀行酉支店・志田整形外科医院前	10:05	12:20	14:05	16:50	17:50	18:50
美咲町	10:06	12:21	14:06	16:51	17:51	18:51
美咲町クリニック通り	10:07	12:22	14:07	16:52	17:52	18:52
庄内観光物産館	10:11	12:26	14:11	16:56	17:56	18:56
中野京田	10:13	12:28	14:13	16:58	17:58	18:58
愛宕神社前	10:14	12:29	14:14	16:59	17:59	18:59
柳原	10:15	12:30	14:15	17:00	18:00	19:00
友江町	10:16	12:31	14:16	17:01	18:01	19:01
大山荘銀前	10:17	12:32	14:17	17:02	18:02	19:02
大山上本町	10:18	12:33	14:18	17:03	18:03	19:03
大山公園口	10:19	12:34	14:19	17:04	18:04	19:04
大山馬町	10:20	12:35	14:20	17:05	18:05	19:05
椙尾神社前	10:21	12:36	14:21	17:06	18:06	19:06
善宝寺	10:25	12:40	14:25	17:10	18:10	19:10
西郷学校口	10:27	12:42	14:27	17:12	18:12	19:12
スパール前	10:28	12:43	14:28	17:13	18:13	19:13
東松並町	10:29	12:44	14:29	17:14	18:14	19:14
松並町	10:30	12:45	14:30	17:15	18:15	19:15
西松並町	10:31	12:46	14:31	17:16	18:16	19:16
湯野浜小学校	10:31	12:46	14:31	17:16	18:16	19:16
湯野浜一丁目	10:32	12:47	14:32	17:17	18:17	19:17
うしお荘前	10:32	12:47	14:32	17:17	18:17	19:17
湯野浜温泉	10:33	12:48	14:33	17:18	18:18	19:18

系統番号	031	033	033	033	033
停留所	エスモール経由	エスモール経由・善宝寺・物産館	エスモール経由・善宝寺・物産館	エスモール経由・善宝寺・物産館	エスモール経由・善宝寺・物産館
湯野浜温泉	7:15	11:00	13:00	14:45	17:30
うしお荘前	7:15	11:00	13:00	14:45	17:30
湯野浜一丁目	7:16	11:01	13:01	14:46	17:31
湯野浜温泉口	7:16	11:01	13:01	14:46	17:31
湯野浜小学校	7:17	11:02	13:02	14:47	17:32
西松並町	7:17	11:02	13:02	14:47	17:32
松並町	7:18	11:03	13:03	14:48	17:33
東松並町	7:19	11:04	13:04	14:49	17:34
スパール前	7:20	11:05	13:05	14:50	17:35
西郷学校口	7:21	11:06	13:06	14:51	17:36
善宝寺	7:23	11:08	13:08	14:53	17:38
椙尾神社前	7:25	11:10	13:10	14:55	17:40
大山馬町	7:26	11:11	13:11	14:56	17:41
大山公園口	7:27	11:12	13:12	14:57	17:42
大山上本町	7:28	11:13	13:13	14:58	17:43
大山荘銀前	7:29	11:14	13:14	14:59	17:44
友江町	7:30	11:15	13:15	15:00	17:45
柳原	7:31	11:16	13:16	15:01	17:46
愛宕神社前	7:32	11:17	13:17	15:02	17:47
中野京田	7:33	11:18	13:18	15:03	17:48
美咲町	—	11:19	13:19	15:04	17:49
美咲町クリニック通り	—	11:19	13:19	15:04	17:49
庄内観光物産館	—	11:23	13:23	15:08	17:53
美咲東通り	7:35	11:25	13:25	15:10	17:55
鶴岡市中央公民館	7:37	11:27	13:27	15:12	17:57
新海町	7:38	11:28	13:28	15:13	17:58
図書館前	7:39	11:29	13:29	15:14	17:59
致道博物館	7:40	11:30	13:30	15:15	18:00
鶴岡市役所前	7:41	11:31	13:31	15:16	18:01
内川通り	7:43	11:33	13:33	15:18	18:03
本町川端通り	7:44	11:34	13:34	15:19	18:04
山王町	7:46	11:36	13:36	15:21	18:06
日吉町	7:47	11:37	13:37	15:22	18:07
鶴岡駅前	7:50	11:40	13:40	15:25	18:10
エスモールバスターミナル	7:52	11:42	13:42	15:27	18:12

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	033	033	033	033
停留所	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館	湯野浜温泉経由・善宝寺・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	9:45	11:30	14:00	17:30
鶴岡駅前②のりば	9:48	11:33	14:03	17:33
日吉町	9:50	11:35	14:05	17:35
山王町	9:51	11:36	14:06	17:36
銀座通り	9:52	11:37	14:07	17:37
南銀座	9:55	11:40	14:10	17:40
一日市通り	9:58	11:43	14:13	17:43
鶴岡市役所前	10:00	11:45	14:15	17:45
致道博物館	10:01	11:46	14:16	17:46
図書館前	10:02	11:47	14:17	17:47
新海町	10:03	11:48	14:18	17:48
鶴岡市中央公民館	10:05	11:50	14:20	17:50
庄内銀行酉支店・志田整形外科医院前	10:05	11:50	14:20	17:50
美咲町	10:06	11:51	14:21	17:51
美咲町クリニック通り	10:07	11:52	14:22	17:52
庄内観光物産館	10:11	11:56	14:26	17:56
中野京田	10:13	11:58	14:28	17:58
愛宕神社前	10:14	11:59	14:29	17:59
柳原	10:15	12:00	14:30	18:00
友江町	10:16	12:01	14:31	18:01
大山荘銀前	10:17	12:02	14:32	18:02
大山上本町	10:18	12:03	14:33	18:03
大山公園口	10:19	12:04	14:34	18:04
大山馬町	10:20	12:05	14:35	18:05
椙尾神社前	10:21	12:06	14:36	18:06
善宝寺	10:25	12:10	14:40	18:10
西郷学校口	10:27	12:12	14:42	18:12
スパール前	10:28	12:13	14:43	18:13
東松並町	10:29	12:14	14:44	18:14
松並町	10:30	12:15	14:45	18:15
西松並町	10:31	12:16	14:46	18:16
湯野浜小学校	10:31	12:16	14:46	18:16
湯野浜一丁目	10:32	12:17	14:47	18:17
うしお荘前	10:32	12:17	14:47	18:17
湯野浜温泉	10:33	12:18	14:48	18:18

系統番号	033	033	033
停留所	エスモール経由・善宝寺・物産館	エスモール経由・善宝寺・物産館	エスモール経由・善宝寺・物産館
湯野浜温泉	10:45	13:00	15:00
うしお荘前	10:45	13:00	15:00
湯野浜一丁目	10:46	13:01	15:01
湯野浜温泉口	10:46	13:01	15:01
湯野浜小学校	10:47	13:02	15:02
西松並町	10:47	13:02	15:02
松並町	10:48	13:03	15:03
東松並町	10:49	13:04	15:04
スパール前	10:50	13:05	15:05
西郷学校口	10:51	13:06	15:06
善宝寺	10:53	13:08	15:08
椙尾神社前	10:55	13:10	15:10
大山馬町	10:56	13:11	15:11
大山公園口	10:57	13:12	15:12
大山上本町	10:58	13:13	15:13
大山荘銀前	10:59	13:14	15:14
友江町	11:00	13:15	15:15
柳原	11:01	13:16	15:16
愛宕神社前	11:02	13:17	15:17
中野京田	11:03	13:18	15:18
美咲町	11:04	13:19	15:19
美咲町クリニック通り	11:04	13:19	15:19
庄内観光物産館	11:08	13:23	15:23
美咲東通り	11:10	13:25	15:25
鶴岡市中央公民館	11:12	13:27	15:27
新海町	11:13	13:28	15:28
図書館前	11:14	13:29	15:29
致道博物館	11:15	13:30	15:30
鶴岡市役所前	11:16	13:31	15:31
内川通り	11:18	13:33	15:33
本町川端通り	11:19	13:34	15:34
山王町	11:21	13:36	15:36
日吉町	11:22	13:37	15:37
鶴岡駅前	11:25	13:40	15:40
エスモールバスターミナル	11:27	13:42	15:42

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前→（庄内観光物産館）→加茂水族館→湯野浜温泉

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034	034
停留所	湯野浜温泉 経由 加茂水族館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	7:15	7:45	8:50	10:35	13:00	14:45	16:00	18:05	
鶴岡駅前②のりば	7:18	7:48	8:53	10:38	13:03	14:48	16:03	18:08	
日吉町	7:20	7:50	8:55	10:40	13:05	14:50	16:05	18:10	
山王町	7:21	7:51	8:56	10:41	13:06	14:51	16:06	18:11	
銀座通り	7:22	7:52	8:57	10:42	13:07	14:52	16:07	18:12	
南銀座	7:25	7:55	9:00	10:45	13:10	14:55	16:10	18:15	
一日市通り	7:28	7:58	9:03	10:48	13:13	14:58	16:13	18:18	
鶴岡市役所前	7:30	8:00	9:05	10:50	13:15	15:00	16:15	18:20	
致道博物館	7:31	8:01	9:06	10:51	13:16	15:01	16:16	18:21	
図書館前	7:32	8:02	9:07	10:52	13:17	15:02	16:17	18:22	
新海町	7:33	8:03	9:08	10:53	13:18	15:03	16:18	18:23	
鶴岡市中央公民館	7:35	8:05	9:10	10:55	13:20	15:05	16:20	18:25	
庄内銀行西支店・志田整形外科医院前	7:35	8:05	9:10	10:55	13:20	15:05	16:20	18:25	
美咲町	—	—	9:11	10:56	13:21	15:06	16:21	18:26	
美咲町クリニック通り	—	—	9:12	10:57	13:22	15:07	16:22	18:27	
庄内観光物産館	—	—	9:16	11:01	13:26	15:11	16:26	18:31	
美咲東通り	7:36	8:06	—	—	—	—	—	—	
中野京田	7:38	8:08	9:18	11:03	13:28	15:13	16:28	18:33	
愛宕神社前	7:39	8:09	9:19	11:04	13:29	15:14	16:29	18:34	
柳原	7:40	8:10	9:20	11:05	13:30	15:15	16:30	18:35	
友江町	7:41	8:11	9:21	11:06	13:31	15:16	16:31	18:36	
大山荘銀前	7:42	8:12	9:22	11:07	13:32	15:17	16:32	18:37	
大山郵便局前	7:43	8:13	9:23	11:08	13:33	15:18	16:33	18:38	
大山西町	7:44	8:14	9:24	11:09	13:34	15:19	16:34	18:39	
大山NTT前	7:44	8:14	9:24	11:09	13:34	15:19	16:34	18:39	
菱津口	7:45	8:15	9:25	11:10	13:35	15:20	16:35	18:40	
菱津	7:46	8:16	9:26	11:11	13:36	15:21	16:36	18:41	
加茂新屋敷	7:48	8:18	9:28	11:13	13:38	15:23	16:38	18:43	
加茂緑町	7:49	8:19	9:29	11:14	13:39	15:24	16:39	18:44	
加茂登町	7:50	8:20	9:30	11:15	13:40	15:25	16:40	18:45	
加茂春日神社前	7:51	8:21	9:31	11:16	13:41	15:26	16:41	18:46	
加茂水産高校前	7:52	8:22	9:32	11:17	13:42	15:27	16:42	18:47	
加茂水族館	7:54	8:24	9:34	11:19	13:44	15:29	16:44	18:49	
加茂水産高校前	7:55	8:25	9:35	11:20	13:45	15:30	16:45	18:50	
加茂春日神社前	7:56	8:26	9:36	11:21	13:46	15:31	16:46	18:51	
加茂石野屋前	7:57	8:27	9:37	11:22	13:47	15:32	16:47	18:52	
北防波堤前	7:58	8:28	9:38	11:23	13:48	15:33	16:48	18:53	
金沢	7:59	8:29	9:39	11:24	13:49	15:34	16:49	18:54	
宮沢	8:00	8:30	9:40	11:25	13:50	15:35	16:50	18:55	
レストハウス前	8:01	8:31	9:41	11:26	13:51	15:36	16:51	18:56	
湯野浜海岸	8:02	8:32	9:42	11:27	13:52	15:37	16:52	18:57	
海水浴場	8:03	8:33	9:43	11:28	13:53	15:38	16:53	18:58	
湯野浜一丁目	8:04	8:34	9:44	11:29	13:54	15:39	16:54	18:59	
うしお荘前	8:04	8:34	9:44	11:29	13:54	15:39	16:54	18:59	
湯野浜温泉	8:05	8:35	9:45	11:30	13:55	15:40	16:55	19:00	

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	034	034	034	034	034
停留所	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館	湯野浜温泉 経由 加茂水族館・物産館
エスモールバスターミナル①のりば	8:35	10:35	13:00	14:45	16:00
鶴岡駅前②のりば	8:38	10:38	13:03	14:48	16:03
日吉町	8:40	10:40	13:05	14:50	16:05
山王町	8:41	10:41	13:06	14:51	16:06
銀座通り	8:42	10:42	13:07	14:52	16:07
南銀座	8:45	10:45	13:10	14:55	16:10
一日市通り	8:48	10:48	13:13	14:58	16:13
鶴岡市役所前	8:50	10:50	13:15	15:00	16:15
致道博物館	8:51	10:51	13:16	15:01	16:16
図書館前	8:52	10:52	13:17	15:02	16:17
新海町	8:53	10:53	13:18	15:03	16:18
鶴岡市中央公民館	8:55	10:55	13:20	15:05	16:20
庄内銀行西支店・志田整形外科医院前	8:55	10:55	13:20	15:05	16:20
美咲町	8:56	10:56	13:21	15:06	16:21
美咲町クリニック通り	8:57	10:57	13:22	15:07	16:22
庄内観光物産館	9:01	11:01	13:26	15:11	16:26
中野京田	9:03	11:03	13:28	15:13	16:28
愛宕神社前	9:04	11:04	13:29	15:14	16:29
柳原	9:05	11:05	13:30	15:15	16:30
友江町	9:06	11:06	13:31	15:16	16:31
大山荘銀前	9:07	11:07	13:32	15:17	16:32
大山郵便局前	9:08	11:08	13:33	15:18	16:33
大山西町	9:09	11:09	13:34	15:19	16:34
大山NTT前	9:09	11:09	13:34	15:19	16:34
菱津口	9:10	11:10	13:35	15:20	16:35
菱津	9:11	11:11	13:36	15:21	16:36
加茂新屋敷	9:13	11:13	13:38	15:23	16:38
加茂緑町	9:14	11:14	13:39	15:24	16:39
加茂登町	9:15	11:15	13:40	15:25	16:40
加茂春日神社前	9:16	11:16	13:41	15:26	16:41
加茂水産高校前	9:17	11:17	13:42	15:27	16:42
加茂水族館	9:19	11:19	13:44	15:29	16:44
加茂水産高校前	9:20	11:20	13:45	15:30	16:45
加茂春日神社前	9:21	11:21	13:46	15:31	16:46
加茂石野屋前	9:22	11:22	13:47	15:32	16:47
北防波堤前	9:23	11:23	13:48	15:33	16:48
金沢	9:24	11:24	13:49	15:34	16:49
宮沢	9:25	11:25	13:50	15:35	16:50
レストハウス前	9:26	11:26	13:51	15:36	16:51
湯野浜海岸	9:27	11:27	13:52	15:37	16:52
海水浴場	9:28	11:28	13:53	15:38	16:53
湯野浜一丁目	9:29	11:29	13:54	15:39	16:54
うしお荘前	9:29	11:29	13:54	15:39	16:54
湯野浜温泉	9:30	11:30	13:55	15:40	16:55

この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

湯野浜温泉→加茂水族館→（庄内観光物産館）→鶴岡駅前・エスモールバスターミナル

【平日時刻表】

系統番号	032	032	034	034	034	034	034	034	034
停留所	エスモール 経由 加茂水族館	エスモール 経由 加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 加茂水族館・物産館
湯野浜温泉	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
うしお荘前	7:10	8:20	9:00	10:05	12:15	14:15	16:00	17:15	19:20
湯野浜一丁目	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
湯野浜温泉口	7:11	8:21	9:01	10:06	12:16	14:16	16:01	17:16	19:21
海水浴場	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
湯野浜海岸	7:12	8:22	9:02	10:07	12:17	14:17	16:02	17:17	19:22
レストハウス前	7:13	8:23	9:03	10:08	12:18	14:18	16:03	17:18	19:23
宮沢	7:14	8:24	9:04	10:09	12:19	14:19	16:04	17:19	19:24
金沢	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
北防波堤前	7:16	8:26	9:06	10:11	12:21	14:21	16:06	17:21	19:26
加茂石野屋前	7:17	8:27	9:07	10:12	12:22	14:22	16:07	17:22	19:27
加茂春日神社前	7:18	8:28	9:08	10:13	12:23	14:23	16:08	17:23	19:28
加茂水産高校前	7:19	8:29	9:09	10:14	12:24	14:24	16:09	17:24	19:29
加茂水族館	7:21	8:31	9:11	10:16	12:26	14:26	16:11	17:26	19:31
加茂水産高校前	7:22	8:32	9:12	10:17	12:27	14:27	16:12	17:27	19:32
加茂春日神社前	7:23	8:33	9:13	10:18	12:28	14:28	16:13	17:28	19:33
加茂登町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂緑町	7:24	8:34	9:14	10:19	12:29	14:29	16:14	17:29	19:34
加茂新屋敷	7:25	8:35	9:15	10:20	12:30	14:30	16:15	17:30	19:35
菱津	7:27	8:37	9:17	10:22	12:32	14:32	16:17	17:32	19:37
菱津口	7:28	8:38	9:18	10:23	12:33	14:33	16:18	17:33	19:38
大山NTT前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山西町	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山郵便局前	7:29	8:39	9:19	10:24	12:34	14:34	16:19	17:34	19:39
大山荘銀前	7:30	8:40	9:20	10:25	12:35	14:35	16:20	17:35	19:40
友江町	7:31	8:41	9:21	10:26	12:36	14:36	16:21	17:36	19:41
柳原	7:32	8:42	9:22	10:27	12:37	14:37	16:22	17:37	19:42
愛宕神社前	7:33	8:43	9:23	10:28	12:38	14:38	16:23	17:38	19:43
中野京田	7:34	8:44	9:24	10:29	12:39	14:39	16:24	17:39	19:44
美咲町	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	19:45
美咲町クリニック通り	—	—	9:25	10:30	12:40	14:40	16:25	17:40	19:45
庄内観光物産館	—	—	9:29	10:34	12:44	14:44	16:29	17:44	19:49
美咲東通り	7:36	8:46	9:31	10:36	12:46	14:46	16:31	17:46	19:51
鶴岡市中央公民館	7:38	8:48	9:33	10:38	12:48	14:48	16:33	17:48	19:53
新海町	7:39	8:49	9:34	10:39	12:49	14:49	16:34	17:49	19:54
図書館前	7:40	8:50	9:35	10:40	12:50	14:50	16:35	17:50	19:55
致道博物館	7:41	8:51	9:36	10:41	12:51	14:51	16:36	17:51	19:56
鶴岡市役所前	7:42	8:52	9:37	10:42	12:52	14:52	16:37	17:52	19:57
内川通り	7:44	8:54	9:39	10:44	12:54	14:54	16:39	17:54	19:59
本町川端通り	7:45	8:55	9:40	10:45	12:55	14:55	16:40	17:55	20:00
山王町	7:47	8:57	9:42	10:47	12:57	14:57	16:42	17:57	20:02
日吉町	7:48	8:58	9:43	10:48	12:58	14:58	16:43	17:58	20:03
鶴岡駅前	7:51	9:01	9:46	10:51	13:01	15:01	16:46	18:01	20:06
エスモールバスターミナル	7:53	9:03	9:48	10:53	13:03	15:03	16:48	18:03	20:08

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	034	034	034	034	034
停留所	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館	エスモール 経由 物産館・加茂水族館
湯野浜温泉	9:50	12:15	14:15	16:00	17:15
うしお荘前	9:50	12:15	14:15	16:00	17:15
湯野浜一丁目	9:51	12:16	14:16	16:01	17:16
湯野浜温泉口	9:51	12:16	14:16	16:01	17:16
海水浴場	9:52	12:17	14:17	16:02	17:17
湯野浜海岸	9:52	12:17	14:17	16:02	17:17
レストハウス前	9:53	12:18	14:18	16:03	17:18
宮沢	9:54	12:19	14:19	16:04	17:19
金沢	9:56	12:21	14:21	16:06	17:21
北防波堤前	9:56	12:21	14:21	16:06	17:21
加茂石野屋前	9:57	12:22	14:22	16:07	17:22
加茂春日神社前	9:58	12:23	14:23	16:08	17:23
加茂水産高校前	9:59	12:24	14:24	16:09	17:24
加茂水族館	10:01	12:26	14:26	16:11	17:26
加茂水産高校前	10:02	12:27	14:27	16:12	17:27
加茂春日神社前	10:03	12:28	14:28	16:13	17:28
加茂登町	10:04	12:29	14:29	16:14	17:29
加茂緑町	10:04	12:29	14:29	16:14	17:29
加茂新屋敷	10:05	12:30	14:30	16:15	17:30
菱津	10:07	12:32	14:32	16:17	17:32
菱津口	10:08	12:33	14:33	16:18	17:33
大山NTT前	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山西町	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山郵便局前	10:09	12:34	14:34	16:19	17:34
大山荘銀前	10:10	12:35	14:35	16:20	17:35
友江町	10:11	12:36	14:36	16:21	17:36
柳原	10:12	12:37	14:37	16:22	17:37
愛宕神社前	10:13	12:38	14:38	16:23	17:38
中野京田	10:14	12:39	14:39	16:24	17:39
美咲町	10:15	12:40	14:40	16:25	17:40
美咲町クリニック通り	10:15	12:40	14:40	16:25	17:40
庄内観光物産館	10:19	12:44	14:44	16:29	17:44
美咲東通り	10:21	12:46	14:46	16:31	17:46
鶴岡市中央公民館	10:23	12:48	14:48	16:33	17:48
新海町	10:24	12:49	14:49	16:34	17:49
図書館前	10:25	12:50	14:50	16:35	17:50
致道博物館	10:26	12:51	14:51	16:36	17:51
鶴岡市役所前	10:27	12:52	14:52	16:37	17:52
内川通り	10:29	12:54	14:54	16:39	17:54
本町川端通り	10:30	12:55	14:55	16:40	17:55
山王町	10:32	12:57	14:57	16:42	17:57
日吉町	10:33	12:58	14:58	16:43	17:58
鶴岡駅前	10:36	13:01	15:01	16:46	18:01
エスモールバスターミナル	10:38	13:03	15:03	16:48	18:03

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

（中央高校）エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－庄内観光物産館－あつみ温泉

【平日時刻表】

系統番号	061	061	061	061	061
停留所					
エスモールバスターミナル①のりば	11:05	12:40	13:50	17:05	18:45
鶴岡駅前①のりば	11:08	12:43	13:53	17:08	18:48
日吉町	11:10	12:45	13:55	17:10	18:50
山王町	11:11	12:46	13:56	17:11	18:51
銀座通り	11:12	12:47	13:57	17:12	18:52
南銀座	11:15	12:50	14:00	17:15	18:55
一日市通り	11:18	12:53	14:03	17:18	18:58
鶴岡市役所前	11:20	12:55	14:05	17:20	19:00
致道博物館	11:21	12:56	14:06	17:21	19:01
図書館前	11:22	12:57	14:07	17:22	19:02
新海町	11:23	12:58	14:08	17:23	19:03
鶴岡市中央公民館	11:25	13:00	14:10	17:25	19:05
庄内銀行西支店・忠田整形外科医院前	11:25	13:00	14:10	17:25	19:05
南岳寺	11:26	13:01	14:11	17:26	19:06
ウエストモール	11:28	13:03	14:13	17:28	19:08
庄内観光物産館	11:31	13:06	14:16	17:31	19:11
美咲町クリニック通り	11:34	13:09	14:19	17:34	19:14
ウエストモール	11:35	13:10	14:20	17:35	19:15
小淀川口	11:36	13:11	14:21	17:36	19:16
淀川	11:37	13:12	14:22	17:37	19:17
白山興屋	11:38	13:13	14:23	17:38	19:18
大泉小前	11:39	13:14	14:24	17:39	19:19
下清水	11:41	13:16	14:26	17:41	19:21
中清水	11:42	13:17	14:27	17:42	19:22
上清水	11:43	13:18	14:28	17:43	19:23
新橋	11:44	13:19	14:29	17:44	19:24
水沢口	11:46	13:21	14:31	17:46	19:26
水沢駅口	11:47	13:22	14:32	17:47	19:27
大荒	11:48	13:23	14:33	17:48	19:28
お釈迦様・荒倉口	11:50	13:25	14:35	17:50	19:30
由良温泉	11:53	13:28	14:38	17:53	19:33
由良郵便局前	11:54	13:29	14:39	17:54	19:34
由良漁協前	11:55	13:30	14:40	17:55	19:35
ユースホステル	11:57	13:32	14:42	17:57	19:37
三瀬	11:58	13:33	14:43	17:58	19:38
小波渡	12:00	13:35	14:45	18:00	19:40
中波渡	12:01	13:36	14:46	18:01	19:41
大波渡	12:02	13:37	14:47	18:02	19:42
五十川駅前(国道)	12:05	13:40	14:50	18:05	19:45
鈴漁港前	12:07	13:42	14:52	18:07	19:47
鈴	12:07	13:42	14:52	18:07	19:47
塩俵岩	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49
立岩	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49
暮坪	12:09	13:44	14:54	18:09	19:49
米子	12:11	13:46	14:56	18:11	19:51
長喜屋前	12:12	13:47	14:57	18:12	19:52
不動岩前	12:13	13:48	14:58	18:13	19:53
あつみ温泉駅	12:14	13:49	14:59	18:14	19:54
温海庁舎前	12:15	13:50	15:00	18:15	19:55
あつみ小学校前	12:18	13:53	15:03	18:18	19:58
温海柳原	12:19	13:54	15:04	18:19	19:59
温海ＮＴＴ交換所	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00
あつみ観光協会前	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00
足湯あんべ湯前	12:20	13:55	15:05	18:20	20:00
熊野神社前	12:21	13:56	15:06	18:21	20:01
月見橋	12:21	13:56	15:06	18:21	20:01
温海営業所	12:23	13:58	15:08	18:23	20:03

系統番号	061	092	061	061	061	061
停留所						
温海営業所	6:35	･･･	7:20	8:55	10:10	15:50
月見橋	6:37	･･･	7:22	8:57	10:12	15:52
熊野神社前	6:37	･･･	7:22	8:57	10:12	15:52
足湯あんべ湯前	6:38	･･･	7:23	8:58	10:13	15:53
あつみ観光協会前	6:38	･･･	7:23	8:58	10:13	15:53
温海ＮＴＴ交換所	6:38	･･･	7:23	8:58	10:13	15:53
温海柳原	6:39	･･･	7:24	8:59	10:14	15:54
あつみ小学校前	6:40	･･･	7:25	9:00	10:15	15:55
温海庁舎前	6:43	･･･	7:28	9:03	10:18	15:58
あつみ温泉駅	6:44	･･･	7:29	9:04	10:19	15:59
不動岩前	6:45	･･･	7:30	9:05	10:20	16:00
長喜屋前	6:46	･･･	7:31	9:06	10:21	16:01
米子	6:48	･･･	7:33	9:08	10:23	16:03
暮坪	6:49	･･･	7:34	9:09	10:24	16:04
立岩	6:50	･･･	7:35	9:10	10:25	16:05
塩俵岩	6:50	･･･	7:35	9:10	10:25	16:05
鈴	6:51	･･･	7:36	9:11	10:26	16:06
鈴漁港前	6:51	･･･	7:36	9:11	10:26	16:06
五十川駅前(国道)	6:54	･･･	7:39	9:14	10:29	16:09
大波渡	6:57	･･･	7:42	9:17	10:32	16:12
中波渡	6:58	･･･	7:43	9:18	10:33	16:13
小波渡	6:59	･･･	7:44	9:19	10:34	16:14
三瀬	7:01	･･･	7:46	9:21	10:36	16:16
ユースホステル	7:02	･･･	7:47	9:22	10:37	16:17
由良漁協前	7:04	･･･	7:49	9:24	10:39	16:19
由良郵便局前	7:05	･･･	7:50	9:25	10:40	16:20
由良温泉	7:06	･･･	7:51	9:26	10:41	16:21
お釈迦様・荒倉口	7:09	･･･	7:54	9:29	10:44	16:24
大荒	7:10	･･･	7:55	9:30	10:45	16:25
水沢駅口	7:11	･･･	7:56	9:31	10:46	16:26
水沢口	7:13	･･･	7:58	9:33	10:48	16:28
新橋	7:14	･･･	7:59	9:34	10:49	16:29
上清水	7:15	･･･	8:00	9:35	10:50	16:30
中清水	7:16	･･･	8:01	9:36	10:51	16:31
下清水	7:17	･･･	8:02	9:37	10:52	16:32
大泉小前	7:20	･･･	8:05	9:40	10:55	16:35
白山興屋	7:21	･･･	8:06	9:41	10:56	16:36
淀川	7:22	･･･	8:07	9:42	10:57	16:37
小淀川口	7:23	･･･	8:08	9:43	10:58	16:38
ウエストモール	7:24	･･･	8:09	9:44	10:59	16:39
庄内観光物産館	7:27	･･･	8:12	9:47	11:02	16:42
美咲町クリニック通り	7:30	･･･	8:15	9:50	11:05	16:45
ウエストモール	7:31	･･･	8:16	9:51	11:06	16:46
南岳寺	7:32	･･･	8:17	9:52	11:07	16:47
鶴岡市中央公民館	7:34	･･･	8:19	9:54	11:09	16:49
新海町	7:35	･･･	8:20	9:55	11:10	16:50
図書館前	7:36	･･･	8:21	9:56	11:11	16:51
致道博物館	7:37	･･･	8:22	9:57	11:12	16:52
鶴岡市役所前	7:38	･･･	8:23	9:58	11:13	16:53
内川通り	7:40	･･･	8:25	10:00	11:15	16:55
本町川端通り	7:41	･･･	8:26	10:01	11:16	16:56
山王町	7:43	･･･	8:28	10:03	11:18	16:58
日吉町	7:44	･･･	8:29	10:04	11:19	16:59
鶴岡駅前	7:47	･･･	8:32	10:07	11:22	17:02
エスモールバスターミナル	7:49	7:49	8:34	10:09	11:24	17:04
中央高校	･･･	7:56	･･･	･･･	･･･	･･･

【土曜・日曜・祝休日時刻表】

系統番号	061	061	061
停留所			
エスモールバスターミナル①のりば	11:05	12:40	17:05
鶴岡駅前①のりば	11:08	12:43	17:08
日吉町	11:10	12:45	17:10
山王町	11:11	12:46	17:11
銀座通り	11:12	12:47	17:12
南銀座	11:15	12:50	17:15
一日市通り	11:18	12:53	17:18
鶴岡市役所前	11:20	12:55	17:20
致道博物館	11:21	12:56	17:21
図書館前	11:22	12:57	17:22
新海町	11:23	12:58	17:23
鶴岡市中央公民館	11:25	13:00	17:25
庄内銀行西支店・忠田整形外科医院前	11:25	13:00	17:25
南岳寺	11:26	13:01	17:26
ウエストモール	11:28	13:03	17:28
庄内観光物産館	11:31	13:06	17:31
美咲町クリニック通り	11:34	13:09	17:34
ウエストモール	11:35	13:10	17:35
小淀川口	11:36	13:11	17:36
淀川	11:37	13:12	17:37
白山興屋	11:38	13:13	17:38
大泉小前	11:39	13:14	17:39
下清水	11:41	13:16	17:41
中清水	11:42	13:17	17:42
上清水	11:43	13:18	17:43
新橋	11:44	13:19	17:44
水沢口	11:46	13:21	17:46
水沢駅口	11:47	13:22	17:47
大荒	11:48	13:23	17:48
お釈迦様・荒倉口	11:50	13:25	17:50
由良温泉	11:53	13:28	17:53
由良郵便局前	11:54	13:29	17:54
由良漁協前	11:55	13:30	17:55
ユースホステル	11:57	13:32	17:57
三瀬	11:58	13:33	17:58
小波渡	12:00	13:35	18:00
中波渡	12:01	13:36	18:01
大波渡	12:02	13:37	18:02
五十川駅前(国道)	12:05	13:40	18:05
鈴漁港前	12:07	13:42	18:07
鈴	12:07	13:42	18:07
塩俵岩	12:09	13:44	18:09
立岩	12:09	13:44	18:09
暮坪	12:09	13:44	18:09
米子	12:11	13:46	18:11
長喜屋前	12:12	13:47	18:12
不動岩前	12:13	13:48	18:13
あつみ温泉駅	12:14	13:49	18:14
温海庁舎前	12:15	13:50	18:15
あつみ小学校前	12:18	13:53	18:18
温海柳原	12:19	13:54	18:19
温海ＮＴＴ交換所	12:20	13:55	18:20
あつみ観光協会前	12:20	13:55	18:20
足湯あんべ湯前	12:20	13:55	18:20
熊野神社前	12:21	13:56	18:21
月見橋	12:21	13:56	18:21
温海営業所	12:23	13:58	18:23

系統番号	061	061	061
停留所			
温海営業所	7:20	8:55	10:10
月見橋	7:22	8:57	10:12
熊野神社前	7:22	8:57	10:12
足湯あんべ湯前	7:23	8:58	10:13
あつみ観光協会前	7:23	8:58	10:13
温海ＮＴＴ交換所	7:23	8:58	10:13
温海柳原	7:24	8:59	10:14
あつみ小学校前	7:25	9:00	10:15
温海庁舎前	7:28	9:03	10:18
あつみ温泉駅	7:29	9:04	10:19
不動岩前	7:30	9:05	10:20
長喜屋前	7:31	9:06	10:21
米子	7:33	9:08	10:23
暮坪	7:34	9:09	10:24
立岩	7:35	9:10	10:25
塩俵岩	7:35	9:10	10:25
鈴	7:36	9:11	10:26
鈴漁港前	7:36	9:11	10:26
五十川駅前(国道)	7:39	9:14	10:29
大波渡	7:42	9:17	10:32
中波渡	7:43	9:18	10:33
小波渡	7:44	9:19	10:34
三瀬	7:46	9:21	10:36
ユースホステル	7:47	9:22	10:37
由良漁協前	7:49	9:24	10:39
由良郵便局前	7:50	9:25	10:40
由良温泉	7:51	9:26	10:41
お釈迦様・荒倉口	7:54	9:29	10:44
大荒	7:55	9:30	10:45
水沢駅口	7:56	9:31	10:46
水沢口	7:58	9:33	10:48
新橋	7:59	9:34	10:49
上清水	8:00	9:35	10:50
中清水	8:01	9:36	10:51
下清水	8:02	9:37	10:52
大泉小前	8:05	9:40	10:55
白山興屋	8:06	9:41	10:56
淀川	8:07	9:42	10:57
小淀川口	8:08	9:43	10:58
ウエストモール	8:09	9:44	10:59
庄内観光物産館	8:12	9:47	11:02
美咲町クリニック通り	8:15	9:50	11:05
ウエストモール	8:16	9:51	11:06
南岳寺	8:17	9:52	11:07
鶴岡市中央公民館	8:19	9:54	11:09
新海町	8:20	9:55	11:10
図書館前	8:21	9:56	11:11
致道博物館	8:22	9:57	11:12
鶴岡市役所前	8:23	9:58	11:13
内川通り	8:25	10:00	11:15
本町川端通り	8:26	10:01	11:16
山王町	8:28	10:03	11:18
日吉町	8:29	10:04	11:19
鶴岡駅前	8:32	10:07	11:22
エスモールバスターミナル	8:34	10:09	11:24

8/13～8/16，12/30～1/5は、土曜・日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。
※鶴岡駅前から中央高校行きは①番のりばとなります。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

(こころの医療センター)ー　エスモール・鶴岡駅前ー湯田川温泉ー坂の下ー越沢

系統番号	071	071	071	076 073	071	075	073	073		
停留所	湯田川	湯田川	湯田川	越沢	湯田川	坂の下	越沢	越沢 4～11月		越沢 12～3月
								平日	土日祝	
こころの医療センター	･･･	･･･	･･･	○13:05	･･･	○15:25	･･･	･･･	･･･	･･･
茅原	･･･	･･･	･･･	○13:07	･･･	○15:27	･･･	･･･	･･･	･･･
二中前	･･･	･･･	･･･	○13:08	･･･	○15:28	･･･	･･･	･･･	･･･
道形	･･･	･･･	･･･	○13:10	･･･	○15:30	･･･	･･･	･･･	･･･
エスモールバスターミナル①のりば	○7:42	○7:55	11:25	13:15	14:35	○15:35	16:20	○18:55	※18:00	18:00
鶴岡駅前①のりば	○7:45	○7:58	11:28	13:18	14:38	○15:38	16:23	○18:58	※18:03	18:03
日吉町	○7:47	○8:00	11:30	13:20	14:40	○15:40	16:25	○19:00	※18:05	18:05
山王町	○7:48	○8:01	11:31	13:21	14:41	○15:41	16:26	○19:01	※18:06	18:06
銀座通り	○7:49	○8:02	11:32	13:22	14:42	○15:42	16:27	○19:02	※18:07	18:07
南銀座	○7:52	○8:05	11:35	13:25	14:45	○15:45	16:30	○19:05	※18:10	18:10
七日町	○7:54	○8:07	11:37	13:27	14:47	○15:47	16:32	○19:07	※18:12	18:12
上肴町	○7:55	○8:08	11:38	13:28	14:48	○15:48	16:33	○19:08	※18:13	18:13
光学寺前	○7:57	○8:10	11:40	13:30	14:50	○15:50	16:35	○19:10	※18:15	18:15
陽光町	○7:58	○8:11	11:41	13:31	14:51	○15:51	16:36	○19:11	※18:16	18:16
稲生一丁目	○8:00	○8:13	11:43	13:33	14:53	○15:53	16:38	○19:13	※18:18	18:18
稲生	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	○19:14	※18:19	18:19
高等養護学校前	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	○19:14	※18:19	18:19
新山口	○8:02	○8:15	11:45	13:35	14:55	○15:55	16:40	○19:15	※18:20	18:20
国立高専前	○8:03	○8:16	11:46	13:36	14:56	○15:56	16:41	○19:16	※18:21	18:21
岡山	○8:04	○8:17	11:47	13:37	14:57	○15:57	16:42	○19:17	※18:22	18:22
ニツ屋	○8:05	○8:18	11:48	13:38	14:58	○15:58	16:43	○19:18	※18:23	18:23
愛光園	○8:06	○8:19	11:49	13:39	14:59	○15:59	16:44	○19:19	※18:24	18:24
一本松	○8:08	○8:21	11:51	13:41	15:01	○16:01	16:46	○19:21	※18:26	18:26
湯田川口	○8:09	○8:22	11:52	13:42	15:02	○16:02	16:47	○19:22	※18:27	18:27
湯田川温泉リハビリテーション病院	○8:12	○8:25	11:55	･･･	･･･	○16:05	･･･	･･･	･･･	･･･
湯田川公園前	○8:14	○8:27	11:57	13:44	15:04	○16:07	16:49	○19:24	※18:29	18:29
湯田川温泉	○8:14	○8:27	11:57	13:44	15:04	○16:07	16:49	○19:24	※18:29	18:29
町田川	･･･	･･･	･･･	13:49	･･･	○16:12	16:54	○19:29	※18:34	18:34
中河原	･･･	･･･	･･･	13:50	･･･	○16:13	16:55	○19:30	※18:35	18:35
田川コミセン前	･･･	･･･	･･･	13:51	･･･	○16:14	16:56	○19:31	※18:36	18:36
西蓮花寺	･･･	･･･	･･･	13:51	･･･	○16:14	16:56	○19:31	※18:36	18:36
蓮花寺	･･･	･･･	･･･	13:52	･･･	○16:15	16:57	○19:32	※18:37	18:37
下関根	･･･	･･･	･･･	13:53	･･･	○16:16	16:58	○19:33	※18:38	18:38
中関根	･･･	･･･	･･･	13:53	･･･	○16:16	16:58	○19:33	※18:38	18:38
上関根	･･･	･･･	･･･	13:54	･･･	○16:17	16:59	○19:34	※18:39	18:39
東目口	･･･	･･･	･･･	13:54	･･･	○16:17	16:59	○19:34	※18:39	18:39
五十川俣	･･･	･･･	･･･	13:55	･･･	○16:18	17:00	○19:35	※18:40	18:40
河倉口	･･･	･･･	･･･	13:56	･･･	○16:19	17:01	○19:36	※18:41	18:41
坂の下	･･･	･･･	･･･	13:57	･･･	○16:20	17:02	○19:37	※18:42	18:42
◆菅野代公民館前	･･･	･･･	･･･	14:04	･･･	･･･	17:09	○19:44	※18:49	･･･
下菅野代	･･･	･･･	･･･	14:04	･･･	･･･	17:09	○19:44	※18:49	18:49
菅野代	･･･	･･･	･･･	14:04	･･･	･･･	17:09	○19:44	※18:49	18:49
中菅野代	･･･	･･･	･･･	14:05	･･･	･･･	17:10	○19:45	※18:50	18:50
上菅野代	･･･	･･･	･･･	14:06	･･･	･･･	17:11	○19:46	※18:51	18:51
温海川長元屋	･･･	･･･	･･･	14:10	･･･	･･･	17:15	○19:50	※18:55	18:55
温海川	･･･	･･･	･･･	14:10	･･･	･･･	17:15	○19:50	※18:55	18:55
木野俣郵便局前	･･･	･･･	･･･	14:17	･･･	･･･	17:22	○19:57	※19:02	19:02
旧福栄小学校前	･･･	･･･	･･･	14:19	･･･	･･･	17:24	○19:59	※19:04	19:04
越沢	･･･	･･･	･･･	14:21	･･･	･･･	17:26	○20:01	※19:06	19:06

★フリーバス区間：上菅野代～越沢間は、どこでも乗降出来ます。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，1/4～1/5　の間運休。
※印の青時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16，1/4～1/5 のみ運行
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
◆印のバス停留所「菅野代公民館前」は12月～3月までの間は停車しません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

越沢ー坂の下ー湯田川温泉ー鶴岡駅前・エスモール　-(中央高校)・(こころの医療センター)

系統番号	073	092	075	073	071	073	074 071	073	071	072	071
停留所	エスモール	中央高校	エスモール こころの医療センター		エスモール	エスモール	エスモール こころの医療センター	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
			平日	土日祝							
越沢	○6:40	･･･	･･･	※7:12	･･･	8:50	･･･	13:40	･･･	･･･	･･･
旧福栄小学校前	○6:42	･･･	･･･	※7:14	･･･	8:52	･･･	13:42	･･･	･･･	･･･
木野俣郵便局前	○6:44	･･･	･･･	※7:16	･･･	8:54	･･･	13:44	･･･	･･･	･･･
温海川	○6:52	･･･	･･･	※7:24	･･･	9:02	･･･	13:52	･･･	･･･	･･･
温海川長元屋	○6:52	･･･	･･･	※7:24	･･･	9:02	･･･	13:52	･･･	･･･	･･･
上菅野代	○6:57	･･･	･･･	※7:29	･･･	9:07	･･･	13:57	･･･	･･･	･･･
中菅野代	○6:58	･･･	･･･	※7:30	･･･	9:08	･･･	13:58	･･･	･･･	･･･
菅野代	○6:58	･･･	･･･	※7:30	･･･	9:08	･･･	13:58	･･･	･･･	･･･
下菅野代	○6:59	･･･	･･･	※7:31	･･･	9:09	･･･	13:59	･･･	･･･	･･･
◆菅野代公民館前	○6:59	･･･	･･･	※7:31	･･･	9:09	･･･	13:59	･･･	･･･	･･･
坂の下	○7:08	･･･	○7:40	※7:40	･･･	9:18	･･･	14:08	･･･	○16:55	･･･
河倉口	○7:08	･･･	○7:40	※7:40	･･･	9:18	･･･	14:08	･･･	○16:55	･･･
五十川俣	○7:09	･･･	○7:41	※7:41	･･･	9:19	･･･	14:09	･･･	○16:56	･･･
東目口	○7:10	･･･	○7:42	※7:42	･･･	9:20	･･･	14:10	･･･	○16:57	･･･
上関根	○7:10	･･･	○7:42	※7:42	･･･	9:20	･･･	14:10	･･･	○16:57	･･･
中関根	○7:11	･･･	○7:43	※7:43	･･･	9:21	･･･	14:11	･･･	○16:58	･･･
下関根	○7:12	･･･	○7:44	※7:44	･･･	9:22	･･･	14:12	･･･	○16:59	･･･
蓮花寺	○7:13	･･･	○7:45	※7:45	･･･	9:23	･･･	14:13	･･･	○17:00	･･･
西蓮花寺	○7:13	･･･	○7:45	※7:45	･･･	9:23	･･･	14:13	･･･	○17:00	･･･
田川コミセン前	○7:14	･･･	○7:46	※7:46	･･･	9:24	･･･	14:14	･･･	○17:01	･･･
中河原	○7:15	･･･	○7:47	※7:47	･･･	9:25	･･･	14:15	･･･	○17:02	･･･
町田川	○7:16	･･･	○7:48	※7:48	･･･	9:26	･･･	14:16	･･･	○17:03	･･･
湯田川温泉	○7:21	･･･	○7:55	※7:55	○8:35	9:31	12:15	14:21	15:25	○17:08	○18:26
湯田川公園前	○7:22	･･･	○7:56	※7:56	○8:36	9:32	12:16	14:22	15:26	○17:09	○18:27
湯田川温泉リハビリテーション病院	･･･	･･･	･･･	･･･	○8:39	･･･	12:19	14:25	15:29	○17:12	･･･
湯田川口	○7:23	･･･	○7:57	※7:57	○8:40	9:33	12:20	14:26	15:30	○17:13	○18:28
一本松	○7:24	･･･	○7:58	※7:58	○8:41	9:34	12:21	14:27	15:31	○17:14	○18:29
愛光園	○7:25	･･･	○7:59	※7:59	○8:42	9:35	12:22	14:28	15:32	○17:15	○18:30
ニツ屋	○7:26	･･･	○8:00	※8:00	○8:43	9:36	12:23	14:29	15:33	○17:16	○18:31
岡山	○7:27	･･･	○8:01	※8:01	○8:44	9:37	12:24	14:30	15:34	○17:17	○18:32
国立高専前	○7:28	･･･	○8:02	※8:02	○8:45	9:38	12:25	14:31	15:35	○17:18	○18:33
新山口	○7:28	･･･	○8:02	※8:02	○8:45	9:38	12:25	14:31	15:35	○17:18	○18:33
高等養護学校前	○7:29	･･･	○8:03	※8:03	○8:46	9:39	12:26	14:32	15:36	○17:19	○18:34
稲生	○7:30	･･･	○8:04	※8:04	○8:47	9:40	12:27	14:33	15:37	○17:20	○18:35
稲生一丁目	○7:31	･･･	○8:05	※8:05	○8:48	9:41	12:28	14:34	15:38	○17:21	○18:36
陽光町	○7:32	･･･	○8:06	※8:06	○8:49	9:42	12:29	14:35	15:39	○17:22	○18:37
光学寺前	○7:33	･･･	○8:07	※8:07	○8:50	9:43	12:30	14:36	15:40	○17:23	○18:38
上肴町	○7:34	･･･	○8:08	※8:08	○8:51	9:44	12:31	14:37	15:41	○17:24	○18:39
七日町	○7:35	･･･	○8:09	※8:09	○8:52	9:45	12:32	14:38	15:42	○17:25	○18:40
一日市通り	○7:36	･･･	○8:10	※8:10	○8:53	9:46	12:33	14:39	15:43	○17:26	○18:41
内川通り	○7:37	･･･	○8:11	※8:11	○8:54	9:47	12:34	14:40	15:44	○17:27	○18:42
本町川端通り	○7:38	･･･	○8:12	※8:12	○8:55	9:48	12:35	14:41	15:45	○17:28	○18:43
山王町	○7:40	･･･	○8:14	※8:14	○8:57	9:50	12:37	14:43	15:47	○17:30	○18:45
日吉町	○7:41	･･･	○8:15	※8:15	○8:58	9:51	12:38	14:44	15:48	○17:31	○18:46
鶴岡駅前	○7:44	･･･	○8:18	※8:18	○9:01	9:54	12:41	14:47	15:51	○17:34	○18:49
エスモールバスターミナル①のりば	○7:46	○7:46	○8:20	※8:20	○9:03	9:56	12:43	14:49	15:53	○17:36	○18:51
道形	･･･	･･･	○8:24	･･･	･･･	･･･	○12:47	･･･	･･･	･･･	･･･
二中前	･･･	･･･	○8:25	･･･	･･･	･･･	○12:48	･･･	･･･	･･･	･･･
茅原	･･･	･･･	○8:26	･･･	･･･	･･･	○12:49	･･･	･･･	･･･	･･･
こころの医療センター	･･･	･･･	○8:27	･･･	･･･	･･･	○12:50	･･･	･･･	･･･	･･･
中央高校	･･･	○7:53	･･･	･･･	･･･	･･･	･･･	･･･	･･･	･･･	･･･

鶴岡駅前から「中央高校」・「こころの医療センター」行きは、①番のりばとなります。
★フリーバス区間：上菅野代～越沢間は、どこでも乗降出来ます。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，1/4～1/5　の間運休。
※印の青時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16，1/4～1/5 のみ運行
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。
◆印のバス停留所「菅野代公民館前」は12月～3月までの間は停車しません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

エスモール・鶴岡駅前→羽黒随神門・いでは文化記念館前
いでは文化記念館前・羽黒随神門→羽黒山頂⇒　月山八合目

系統番号	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041	041
停留所	※羽黒随神門	※羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	○羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	羽黒随神門	○羽黒随神門
エスモールバスターミナル①のりば	※6:00	※7:00	7:50	9:40	10:40	11:40	12:55	○13:30	14:30	15:30	17:25	○18:35
鶴岡駅前①のりば	※6:03	※7:03	7:53	9:43	10:43	11:43	12:58	○13:33	14:33	15:33	17:28	○18:38
日吉町	※6:05	※7:05	7:55	9:45	10:45	11:45	13:00	○13:35	14:35	15:35	17:30	○18:40
山王町	※6:06	※7:06	7:56	9:46	10:46	11:46	13:01	○13:36	14:36	15:36	17:31	○18:41
銀座通り	※6:07	※7:07	7:57	9:47	10:47	11:47	13:02	○13:37	14:37	15:37	17:32	○18:42
南銀座	※6:10	※7:10	8:00	9:50	10:50	11:50	13:05	○13:40	14:40	15:40	17:35	○18:45
天満宮前	※6:12	※7:12	8:02	9:52	10:52	11:52	13:07	○13:42	14:42	15:42	17:37	○18:47
苗津新橋	※6:13	※7:13	8:03	9:53	10:53	11:53	13:08	○13:43	14:43	15:43	17:38	○18:48
苗津荘銀前	※6:14	※7:14	8:04	9:54	10:54	11:54	13:09	○13:44	14:44	15:44	17:39	○18:49
出羽庄内国際村	※6:15	※7:15	8:05	9:55	10:55	11:55	13:10	○13:45	14:45	15:45	17:40	○18:50
赤川	※6:16	※7:16	8:06	9:56	10:56	11:56	13:11	○13:46	14:46	15:46	17:41	○18:51
三ツ橋	※6:17	※7:17	8:07	9:57	10:57	11:57	13:12	○13:47	14:47	15:47	17:42	○18:52
狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	○13:48	14:48	15:48	17:43	○18:53
中狩谷	※6:18	※7:18	8:08	9:58	10:58	11:58	13:13	○13:48	14:48	15:48	17:43	○18:53
西黒瀬	※6:19	※7:19	8:09	9:59	10:59	11:59	13:14	○13:49	14:49	15:49	17:44	○18:54
ゆぽか	※6:21	※7:21	8:11	10:01	11:01	12:01	13:16	○13:51	14:51	15:51	17:46	○18:56
黒瀬	※6:23	※7:23	8:13	10:03	11:03	12:03	13:18	○13:53	14:53	15:53	17:48	○18:58
荒川	※6:24	※7:24	8:14	10:04	11:04	12:04	13:19	○13:54	14:54	15:54	17:49	○18:59
羽黒庁舎前	※6:25	※7:25	8:15	10:05	11:05	12:05	13:20	○13:55	14:55	15:55	17:50	○19:00
笹川	※6:27	※7:27	8:17	10:07	11:07	12:07	13:22	○13:57	14:57	15:57	17:52	○19:02
野荒町	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	○13:58	14:58	15:58	17:53	○19:03
十文字	※6:28	※7:28	8:18	10:08	11:08	12:08	13:23	○13:58	14:58	15:58	17:53	○19:03
石の館サンロード前	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	○14:00	15:00	16:00	17:55	○19:05
大鳥居	※6:30	※7:30	8:20	10:10	11:10	12:10	13:25	○14:00	15:00	16:00	17:55	○19:05
羽黒高校前	※6:31	※7:31	8:21	10:11	11:11	12:11	13:26	○14:01	15:01	16:01	17:56	○19:06
松原町	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	○14:02	15:02	16:02	17:57	○19:07
蝦夷館公園前	※6:32	※7:32	8:22	10:12	11:12	12:12	13:27	○14:02	15:02	16:02	17:57	○19:07
羽黒案内所	※6:33	※7:33	8:23	10:13	11:13	12:13	13:28	○14:03	15:03	16:03	17:58	○19:08
黄金堂前	※6:34	※7:34	8:24	10:14	11:14	12:14	13:29	○14:04	15:04	16:04	17:59	○19:09
羽黒荒町	※6:35	※7:35	8:25	10:15	11:15	12:15	13:30	○14:05	15:05	16:05	18:00	○19:10
桜小路	※6:36	※7:36	8:26	10:16	11:16	12:16	13:31	○14:06	15:06	16:06	18:01	○19:11
羽黒随神門	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	○14:09	15:09	16:09	18:04	○19:14
いでは文化記念館前	※6:39	※7:39	8:29	10:19	11:19	12:19	13:34	○14:09	15:09	16:09	18:04	○19:14
	⇓	⇓	⇓		⇓	⇓	⇓		⇓	⇓		
	⇓	⇓	⇓		⇓	⇓	⇓		⇓	⇓		

系統番号	044	044	044	044	044	044	044		044	044		
停留所	※山頂	※山頂	■山頂	※山頂	山頂	■山頂	山頂		山頂	■山頂		
いでは文化記念館前	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37		15:12	■16:12		
羽黒随神門	※6:42	※7:42	■8:32	※10:30	11:22	■12:22	13:37		15:12	■16:12		
荒沢寺・ビジターセンター前	※6:50	※7:50	■8:40	※10:38	11:30	■12:30	13:45		15:20	■16:20		
休暇村庄内羽黒	※6:52	※7:52	■8:42	※10:40	11:32	■12:32	13:47		15:22	■16:22		
羽黒山頂	※6:57	※7:57	■8:47	※10:45	11:37	■12:37	13:52		15:27	■16:27		
	⇓	⇓			↓注意		⇓					
	⇓	⇓			このダイヤで月山へ行かれる場合、『休暇村羽黒』で乗継してください。		⇓					
	⇓	⇓					⇓					
	⇓	⇓					⇓					

系統番号	043	043			043		043					
停留所	※月山	※月山			※月山		※月山					
羽黒山頂	※7:05	※8:05			※11:37		※14:05					
休暇村庄内羽黒	※7:10	※8:10			※11:42		※14:10					
荒沢寺・ビジターセンター前	※7:11	※8:11			※11:43		※14:11					
月山八合目	※8:00	※9:00			※12:32		※15:00					

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
※印の青時刻は、7月～9月の予定日のみ 運行。
■印の時刻は、4月～11月の間 運行。
(注)「つるおか1日乗り放題券，ゴールドパス高齢者福祉定期券，自動車運転免許返納者割引定期券」は羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

■ 令和4(2022)年 「月山八合目線」路線バス運行日

■ ・・・ ※印青時刻の運行日

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

月山八合目→羽黒山頂→羽黒随神門・いでは文化記念館前
いでは文化記念館前・羽黒随神門→鶴岡駅前・エスモール

系統番号			043	043			043			043
停留所			※山頂	※山頂			※山頂			※山頂
月山八合目			※8:30	※9:30			※13:10			※15:45
荒沢寺・ビジターセンター前			※9:19	※10:19			※13:59			※16:34
休暇村庄内羽黒			※9:20	※10:20			※14:00			※16:35
羽黒山頂			※9:25	※10:25			※14:05			※16:40
							⇓			⇓
							⇓			⇓

系統番号		044	044	044	044	044	044		044	044
停留所		随神門	随神門	随神門	随神門	随神門	随神門		随神門	随神門
羽黒山頂		■9:00	※10:00	※11:00	12:00	■13:00	14:25		15:50	■17:00
休暇村庄内羽黒		■9:05	※10:05	※11:05	12:05	■13:05	14:30		15:55	■17:05
荒沢寺・ビジターセンター前		■9:06	※10:06	※11:06	12:06	■13:06	14:31		15:56	■17:06
羽黒随神門		■9:14	※10:14	※11:14	12:14	■13:14	14:39		16:04	■17:14
いでは文化記念館前		■9:14	※10:14	※11:14	12:14	■13:14	14:39		16:04	■17:14
		⇓			⇓	⇓	⇓		⇓	⇓
		⇓			⇓	⇓	⇓		⇓	⇓

系統番号	041	041	041		041	041	041	041	041	041
停留所	〇鶴岡	鶴岡	鶴岡		鶴岡	鶴岡	鶴岡	〇鶴岡	鶴岡	鶴岡
いでは文化記念館前	○7:20	9:17	10:40		12:17	13:17	14:42	○15:15	16:07	17:17
羽黒随神門	○7:21	9:18	10:41		12:18	13:18	14:43	○15:16	16:08	17:18
桜小路	○7:22	9:19	10:42		12:19	13:19	14:44	○15:17	16:09	17:19
羽黒荒町	○7:23	9:20	10:43		12:20	13:20	14:45	○15:18	16:10	17:20
黄金堂前	○7:24	9:21	10:44		12:21	13:21	14:46	○15:19	16:11	17:21
羽黒案内所	○7:24	9:21	10:44		12:21	13:21	14:46	○15:19	16:11	17:21
蝦夷舘公園前	○7:25	9:22	10:45		12:22	13:22	14:47	○15:20	16:12	17:22
松原町	○7:26	9:23	10:46		12:23	13:23	14:48	○15:21	16:13	17:23
羽黒高校前	○7:27	9:24	10:47		12:24	13:24	14:49	○15:22	16:14	17:24
大鳥居	○7:27	9:24	10:47		12:24	13:24	14:49	○15:22	16:14	17:24
石の館サンロード前	○7:28	9:25	10:48		12:25	13:25	14:50	○15:23	16:15	17:25
十文字	○7:29	9:26	10:49		12:26	13:26	14:51	○15:24	16:16	17:26
野荒町	○7:30	9:27	10:50		12:27	13:27	14:52	○15:25	16:17	17:27
笹川	○7:31	9:28	10:51		12:28	13:28	14:53	○15:26	16:18	17:28
羽黒庁舎前	○7:32	9:29	10:52		12:29	13:29	14:54	○15:27	16:19	17:29
荒川	○7:33	9:30	10:53		12:30	13:30	14:55	○15:28	16:20	17:30
黒瀬	○7:34	9:31	10:54		12:31	13:31	14:56	○15:29	16:21	17:31
ゆぽか	○7:36	9:33	10:56		12:33	13:33	14:58	○15:31	16:23	17:33
西黒瀬	○7:38	9:35	10:58		12:35	13:35	15:00	○15:33	16:25	17:35
中狩谷	○7:39	9:36	10:59		12:36	13:36	15:01	○15:34	16:26	17:36
狩谷	○7:39	9:36	10:59		12:36	13:36	15:01	○15:34	16:26	17:36
三ツ橋	○7:41	9:38	11:01		12:38	13:38	15:03	○15:36	16:28	17:38
赤川	○7:41	9:38	11:01		12:38	13:38	15:03	○15:36	16:28	17:38
出羽庄内国際村	○7:42	9:39	11:02		12:39	13:39	15:04	○15:37	16:29	17:39
苗津荘銀前	○7:44	9:41	11:04		12:41	13:41	15:06	○15:39	16:31	17:41
苗津新橋	○7:45	9:42	11:05		12:42	13:42	15:07	○15:40	16:32	17:42
天満宮前	○7:46	9:43	11:06		12:43	13:43	15:08	○15:41	16:33	17:43
南銀座	○7:47	9:44	11:07		12:44	13:44	15:09	○15:42	16:34	17:44
一日市通り	○7:50	9:47	11:10		12:47	13:47	15:12	○15:45	16:37	17:47
内川通り	○7:51	9:48	11:11		12:48	13:48	15:13	○15:46	16:38	17:48
本町川端通り	○7:52	9:49	11:12		12:49	13:49	15:14	○15:47	16:39	17:49
山王町	○7:54	9:51	11:14		12:51	13:51	15:16	○15:49	16:41	17:51
日吉町	○7:55	9:52	11:15		12:52	13:52	15:17	○15:50	16:42	17:52
鶴岡駅前	○7:58	9:55	11:18		12:55	13:55	15:20	○15:53	16:45	17:55
エスモールバスターミナル	○8:00	9:57	11:20		12:57	13:57	15:22	○15:55	16:47	17:57

〇印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16，12/30～12/31，1/4～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
※印の青時刻は、7月～9月の予定日のみ 運行。
■印の時刻は、4月～11月の間 運行。
(注)「つるおか1日乗り放題券，ゴールドパス高齢者福祉定期券，自動車運転免許返納者割引定期券」は羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

鶴岡－藤島駅前－清川

【平日のみ運行】

系統番号	081	081	081
停留所	清川	清川	清川
エスモールバスターミナル③のりば	○7:40	○13:45	○17:15
鶴岡駅前③のりば	○7:43	○13:48	○17:18
西大宝寺	○7:45	○13:50	○17:20
大宝寺	○7:46	○13:51	○17:21
押口	○7:49	○13:54	○17:24
大半田住宅前	○7:50	○13:55	○17:25
大半田	○7:51	○13:56	○17:26
幕の内	○7:53	○13:58	○17:28
スタンレー前	○7:55	○14:00	○17:30
渡前	○7:56	○14:01	○17:31
下渡前	○7:57	○14:02	○17:32
上藤島	○7:58	○14:03	○17:33
六所神社前	○7:59	○14:04	○17:34
藤島駅前	○8:01	○14:06	○17:36
藤島上町	○8:03	○14:08	○17:38
農業改良普及センター	○8:04	○14:09	○17:39
藤島庁舎前	○8:04	○14:09	○17:39
藤島仲町	○8:05	○14:10	○17:40
下町会館	○8:06	○14:11	○17:41
藤島下町	○8:07	○14:12	○17:42
三枚橋	○8:09	○14:14	○17:44
三和	○8:10	○14:15	○17:45
京田橋	○8:11	○14:16	○17:46
千本杉	○8:12	○14:17	○17:47
桑田口	○8:13	○14:18	○17:48
山水園口	○8:15	○14:20	○17:50
立川庁舎前	○8:18	○14:23	○17:53
旧商工会前	○8:19	○14:24	○17:54
狩川銀行前	○8:20	○14:25	○17:55
狩川駅前	○8:21	○14:26	○17:56
東本町	○8:22	○14:27	○17:57
東興野	○8:24	○14:29	○17:59
清川駅	○8:27	○14:32	○18:02
清川	○8:28	○14:33	○18:03
※清川八郎記念館	○8:29	○14:34	○18:04

【平日のみ運行】

系統番号	081	081	081
停留所	エスモール	エスモール	エスモール
※清川八郎記念館	○6:45	○8:50	○15:00
清川	○6:46	○8:51	○15:01
清川駅	○6:47	○8:52	○15:02
東興野	○6:50	○8:55	○15:05
東本町	○6:52	○8:57	○15:07
狩川駅前	○6:53	○8:58	○15:08
狩川銀行前	○6:54	○8:59	○15:09
旧商工会前	○6:55	○9:00	○15:10
立川庁舎前	○6:56	○9:01	○15:11
山水園口	○6:59	○9:04	○15:14
桑田口	○7:02	○9:07	○15:17
千本杉	○7:03	○9:08	○15:18
京田橋	○7:04	○9:09	○15:19
三和	○7:05	○9:10	○15:20
三枚橋	○7:06	○9:11	○15:21
藤島下町	○7:08	○9:13	○15:23
下町会館	○7:08	○9:13	○15:23
藤島仲町	○7:09	○9:14	○15:24
藤島庁舎前	○7:10	○9:15	○15:25
農業改良普及センター	○7:10	○9:15	○15:25
藤島上町	○7:11	○9:16	○15:26
藤島駅前	○7:12	○9:17	○15:27
六所神社前	○7:14	○9:19	○15:29
上藤島	○7:15	○9:20	○15:30
下渡前	○7:16	○9:21	○15:31
渡前	○7:17	○9:22	○15:32
スタンレー前	○7:18	○9:23	○15:33
幕の内	○7:19	○9:24	○15:34
大半田	○7:21	○9:26	○15:36
大半田住宅前	○7:22	○9:27	○15:37
押口	○7:23	○9:28	○15:38
大宝寺	○7:26	○9:31	○15:41
西大宝寺	○7:27	○9:32	○15:42
鶴岡駅前②のりば	○7:29	○9:34	○15:44
エスモールバスターミナル	○7:31	○9:36	○15:46

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

※印の清川八郎記念館は12/1～3/31までの間は停車しません。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－ゆ～Town

【平日のみ運行】

	行先		
系統番号	321	321	321
停留所	ゆ～Town	ゆ～Town	ゆ～Town
エスモールバスターミナル①のりば	○9:35	○16:10	○17:55
鶴岡駅前③のりば	○9:38	○16:13	○17:58
日吉町	○9:40	○16:15	○18:00
山王町	○9:41	○16:16	○18:01
銀座通り	○9:42	○16:17	○18:02
南銀座	○9:45	○16:20	○18:05
みやはらクリニック	○9:47	○16:22	○18:07
サウスモールみ～な	○9:49	○16:24	○18:09
三中前	○9:50	○16:25	○18:10
城南町中央	○9:51	○16:26	○18:11
稲荷前	○9:52	○16:27	○18:12
斎藤川原	○9:54	○16:29	○18:14
斎学校前	○9:55	○16:30	○18:15
我老林	○9:56	○16:31	○18:16
泉山	○9:57	○16:32	○18:17
勝福寺	○9:58	○16:33	○18:18
下三千刈	○10:00	○16:35	○18:20
くしびき温泉ゆ～Town	○10:01	○16:36	○18:21

【平日のみ運行】

	行先		
系統番号	321	321	321
停留所	エスモール	エスモール	エスモール
くしびき温泉ゆ～Town	○7:26	○13:30	○17:00
下三千刈	○7:27	○13:31	○17:01
勝福寺	○7:28	○13:32	○17:02
泉山	○7:29	○13:33	○17:03
我老林	○7:30	○13:34	○17:04
斎学校前	○7:31	○13:35	○17:05
斎藤川原	○7:32	○13:36	○17:06
稲荷前	○7:34	○13:38	○17:08
城南町中央	○7:35	○13:39	○17:09
三中前	○7:36	○13:40	○17:10
サウスモールみ～な	○7:37	○13:41	○17:11
みやはらクリニック	○7:38	○13:42	○17:12
一日市通り	○7:40	○13:44	○17:14
内川通り	○7:41	○13:45	○17:15
本町川端通り	○7:42	○13:46	○17:16
山王町	○7:44	○13:48	○17:18
日吉町	○7:45	○13:49	○17:19
鶴岡駅前	○7:48	○13:52	○17:22
エスモールバスターミナル	○7:50	○13:54	○17:24

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－落合

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	7:40	9:00	11:45	13:20	14:40
鶴岡駅前③のりば	7:43	9:03	11:48	13:23	14:43
日吉町	7:45	9:05	11:50	13:25	14:45
山王町	7:46	9:06	11:51	13:26	14:46
銀座通り	7:47	9:07	11:52	13:27	14:47
南銀座	7:50	9:10	11:55	13:30	14:50
みやはらクリニック	7:52	9:12	11:57	13:32	14:52
サウスモールみ～な	7:54	9:14	11:59	13:34	14:54
三中前	7:55	9:15	12:00	13:35	14:55
城南町	7:56	9:16	12:01	13:36	14:56
外内島	7:57	9:17	12:02	13:37	14:57
民田口	7:57	9:17	12:02	13:37	14:57
アル・ケッチアーノ前	7:58	9:18	12:03	13:38	14:58
一里塚	7:59	9:19	12:04	13:39	14:59
南工業団地	8:00	9:20	12:05	13:40	15:00
茶屋川原	8:01	9:21	12:06	13:41	15:01
協立リハビリ病院	8:02	9:22	12:07	13:42	15:02
山添神明前	8:02	9:22	12:07	13:42	15:02
山添	8:03	9:23	12:08	13:43	15:03
下桂	8:03	9:23	12:08	13:43	15:03
追分	8:04	9:24	12:09	13:44	15:04
閂口	8:05	9:25	12:10	13:45	15:05
木原	8:06	9:26	12:11	13:46	15:06
下川原村	8:07	9:27	12:12	13:47	15:07
佐久間医院前	8:08	9:28	12:13	13:48	15:08
板井川	8:09	9:29	12:14	13:49	15:09
吉祥寺口	8:09	9:29	12:14	13:49	15:09
下村口	8:11	9:31	12:16	13:51	15:11
かたくり荘前	8:15	9:35	12:20	13:55	15:15
熊出	8:16	9:36	12:21	13:56	15:16
熊出公民館	8:17	9:37	12:22	13:57	15:17
頭首工前	8:18	9:38	12:23	13:58	15:18
朝日局前	8:19	9:39	12:24	13:59	15:19
落合	8:19	9:39	12:24	13:59	15:19
新落合	8:20	9:40	12:25	14:00	15:20
朝日庁舎	8:21	9:41	12:26	14:01	15:21

【土曜日時刻表】

行先				
329	329	329	329	
朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	朝日庁舎	
6:30	9:00	13:20	17:00	
6:33	9:03	13:23	17:03	
6:35	9:05	13:25	17:05	
6:36	9:06	13:26	17:06	
6:37	9:07	13:27	17:07	
6:40	9:10	13:30	17:10	
6:42	9:12	13:32	17:12	
6:44	9:14	13:34	17:14	
6:45	9:15	13:35	17:15	
6:46	9:16	13:36	17:16	
6:47	9:17	13:37	17:17	
6:47	9:17	13:37	17:17	
6:48	9:18	13:38	17:18	
6:49	9:19	13:39	17:19	
6:50	9:20	13:40	17:20	
6:51	9:21	13:41	17:21	
6:52	9:22	13:42	17:22	
6:52	9:22	13:42	17:22	
6:53	9:23	13:43	17:23	
6:53	9:23	13:43	17:23	
6:54	9:24	13:44	17:24	
6:55	9:25	13:45	17:25	
6:56	9:26	13:46	17:26	
6:57	9:27	13:47	17:27	
6:58	9:28	13:48	17:28	
6:59	9:29	13:49	17:29	
6:59	9:29	13:49	17:29	
7:01	9:31	13:51	17:31	
7:05	9:35	13:55	17:35	
7:06	9:36	13:56	17:36	
7:07	9:37	13:57	17:37	
7:08	9:38	13:58	17:38	
7:09	9:39	13:59	17:39	
7:09	9:39	13:59	17:39	
7:10	9:40	14:00	17:40	
7:11	9:41	14:01	17:41	

【日曜・祝休日】

行先	
329	329
朝日庁舎	朝日庁舎
9:00	13:20
9:03	13:23
9:05	13:25
9:06	13:26
9:07	13:27
9:10	13:30
9:12	13:32
9:14	13:34
9:15	13:35
9:16	13:36
9:17	13:37
9:17	13:37
9:18	13:38
9:19	13:39
9:20	13:40
9:21	13:41
9:22	13:42
9:22	13:42
9:23	13:43
9:23	13:43
9:24	13:44
9:25	13:45
9:26	13:46
9:27	13:47
9:28	13:48
9:29	13:49
9:29	13:49
9:31	13:51
9:35	13:55
9:36	13:56
9:37	13:57
9:38	13:58
9:39	13:59
9:39	13:59
9:40	14:00
9:41	14:01

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール	エスモール
朝日庁舎	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
新落合	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
落合	8:50	10:10	13:00	14:30	15:50
朝日局前	8:51	10:11	13:01	14:31	15:51
頭首工前	8:52	10:12	13:02	14:32	15:52
熊出公民館	8:53	10:13	13:03	14:33	15:53
熊出	8:53	10:13	13:03	14:33	15:53
かたくり荘前	8:55	10:15	13:05	14:35	15:55
下村口	8:57	10:17	13:07	14:37	15:57
吉祥寺口	8:58	10:18	13:08	14:38	15:58
板井川	8:59	10:19	13:09	14:39	15:59
佐久間医院前	9:00	10:20	13:10	14:40	16:00
下川原村	9:00	10:20	13:10	14:40	16:00
木原	9:01	10:21	13:11	14:41	16:01
閂口	9:02	10:22	13:12	14:42	16:02
追分	9:03	10:23	13:13	14:43	16:03
下桂	9:04	10:24	13:14	14:44	16:04
山添	9:05	10:25	13:15	14:45	16:05
山添神明前	9:06	10:26	13:16	14:46	16:06
協立リハビリ病院	9:07	10:27	13:17	14:47	16:07
茶屋川原	9:08	10:28	13:18	14:48	16:08
南工業団地	9:09	10:29	13:19	14:49	16:09
一里塚	9:09	10:29	13:19	14:49	16:09
アル・ケッチアーノ前	9:10	10:30	13:20	14:50	16:10
民田口	9:11	10:31	13:21	14:51	16:11
外内島	9:11	10:31	13:21	14:51	16:11
城南町	9:12	10:32	13:22	14:52	16:12
三中前	9:13	10:33	13:23	14:53	16:13
サウスモールみ～な	9:14	10:34	13:24	14:54	16:14
みやはらクリニック	9:15	10:35	13:25	14:55	16:15
一日市通り	9:17	10:37	13:27	14:57	16:17
内川通り	9:18	10:38	13:28	14:58	16:18
本町川端通り	9:19	10:39	13:29	14:59	16:19
山王町	9:21	10:41	13:31	15:01	16:21
日吉町	9:22	10:42	13:32	15:02	16:22
鶴岡駅前	9:25	10:45	13:35	15:05	16:25
エスモールバスターミナル	9:27	10:47	13:37	15:07	16:27

【土曜日時刻表】

行先				
329	329	329	329	
エスモール	エスモール	エスモール	エスモール	
7:28	10:00	14:30	18:00	
7:28	10:00	14:30	18:00	
7:28	10:00	14:30	18:00	
7:29	10:01	14:31	18:01	
7:30	10:02	14:32	18:02	
7:31	10:03	14:33	18:03	
7:31	10:03	14:33	18:03	
7:33	10:05	14:35	18:05	
7:35	10:07	14:37	18:07	
7:36	10:08	14:38	18:08	
7:37	10:09	14:39	18:09	
7:38	10:10	14:40	18:10	
7:38	10:10	14:40	18:10	
7:39	10:11	14:41	18:11	
7:40	10:12	14:42	18:12	
7:41	10:13	14:43	18:13	
7:42	10:14	14:44	18:14	
7:43	10:15	14:45	18:15	
7:44	10:16	14:46	18:16	
7:45	10:17	14:47	18:17	
7:46	10:18	14:48	18:18	
7:47	10:19	14:49	18:19	
7:47	10:19	14:49	18:19	
7:48	10:20	14:50	18:20	
7:49	10:21	14:51	18:21	
7:49	10:21	14:51	18:21	
7:50	10:22	14:52	18:22	
7:51	10:23	14:53	18:23	
7:52	10:24	14:54	18:24	
7:53	10:25	14:55	18:25	
7:55	10:27	14:57	18:27	
7:56	10:28	14:58	18:28	
7:57	10:29	14:59	18:29	
7:59	10:31	15:01	18:31	
8:00	10:32	15:02	18:32	
8:03	10:35	15:05	18:35	
8:05	10:37	15:07	18:37	

【日曜・祝休日】

行先	
329	329
エスモール	エスモール
10:00	14:30
10:00	14:30
10:00	14:30
10:01	14:31
10:02	14:32
10:03	14:33
10:03	14:33
10:05	14:35
10:07	14:37
10:08	14:38
10:09	14:39
10:10	14:40
10:10	14:40
10:11	14:41
10:12	14:42
10:13	14:43
10:14	14:44
10:15	14:45
10:16	14:46
10:17	14:47
10:18	14:48
10:19	14:49
10:19	14:49
10:20	14:50
10:21	14:51
10:21	14:51
10:22	14:52
10:23	14:53
10:24	14:54
10:25	14:55
10:27	14:57
10:28	14:58
10:29	14:59
10:31	15:01
10:32	15:02
10:35	15:05
10:37	15:07

8/13～8/16，12/30～1/5　は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－上田沢－大鳥

【平日のみ運行】

	行先	
系統番号	324	322
停留所名	大鳥	上田沢
エスモールバスターミナル①のりば	○17:20	○19:05
鶴岡駅前③のりば	○17:23	○19:08
日吉町	○17:25	○19:10
山王町	○17:26	○19:11
銀座通り	○17:27	○19:12
南銀座	○17:30	○19:15
みやはらクリニック	○17:32	○19:17
サウスモールみ～な	○17:34	○19:19
三中前	○17:35	○19:20
城南町	○17:36	○19:21
外内島	○17:37	○19:22
民田口	○17:37	○19:22
アル・ケッチアーノ前	○17:38	○19:23
一里塚	○17:39	○19:24
南工業団地	○17:40	○19:25
茶屋川原	○17:41	○19:26
山添神明前	○17:42	○19:27
山添	○17:43	○19:28
下桂	○17:43	○19:28
追分	○17:44	○19:29
関口	○17:45	○19:30
木原	○17:46	○19:31
下川原村	○17:47	○19:32
佐久間医院前	○17:48	○19:33
板井川	○17:49	○19:34
吉祥寺口	○17:49	○19:34
下村口	○17:51	○19:36
熊出	○17:52	○19:37
熊出公民館	○17:53	○19:38
頭首工前	○17:54	○19:39
朝日局前	○17:55	○19:40
落合	○17:55	○19:40
新落合	○17:56	○19:41
朝日庁舎	○17:57	○19:42
下本郷	○17:58	○19:43
湯ノ沢岳登山口	○17:58	○19:43
朝日中学校	○17:59	○19:44
上本郷	○18:00	○19:45
高瀬口	○18:01	○19:46
本郷神社前	○18:02	○19:47
行沢口	○18:02	○19:47
中砂川	○18:03	○19:48
砂川公民館	○18:04	○19:49
砂川西村	○18:05	○19:50
上砂川	○18:06	○19:51
小針	○18:07	○19:52
西村口	○18:08	○19:53
大針公民館前	○18:09	○19:54
大針	○18:10	○19:55
大針上	○18:11	○19:56
八久和発電所	○18:12	○19:57
尾浦橋	○18:13	○19:58
下田沢	○18:14	○19:59
下田沢中村	○18:15	○20:00
倉沢口	○18:16	○20:01
南部コミセン前	○18:17	○20:02
上田沢公民館前	○18:18	○20:03
診療所前	○18:19	○20:04
上田沢	○18:20	○20:05
鱒淵口	○18:24	・・・
荒沢ダム口	○18:28	・・・
勝岡橋	○18:31	・・・
誉谷	○18:34	・・・
大鳥口	○18:36	・・・
大鳥自然の家	○18:38	・・・
西大鳥	○18:39	・・・

【平日のみ運行】

	行先
系統番号	324
停留所名	エスモール
西大鳥	○6:20
大鳥自然の家	○6:20
大鳥口	○6:22
誉谷	○6:24
勝岡橋	○6:27
荒沢ダム口	○6:31
鱒淵口	○6:33
上田沢	○6:36
診療所前	○6:36
上田沢公民館前	○6:37
南部コミセン前	○6:37
倉沢口	○6:38
下田沢中村	○6:39
下田沢	○6:39
尾浦橋	○6:40
八久和発電所	○6:40
大針上	○6:41
大針	○6:42
大針公民館前	○6:43
西村口	○6:44
小針	○6:46
上砂川	○6:47
砂川西村	○6:48
砂川公民館	○6:48
中砂川	○6:49
行沢口	○6:50
本郷神社前	○6:50
高瀬口	○6:51
上本郷	○6:52
朝日中学校	○6:53
湯ノ沢岳登山口	○6:54
下本郷	○6:55
朝日庁舎	○6:56
新落合	○6:57
落合	○6:57
朝日局前	○6:58
頭首工前	○6:59
熊出公民館	○7:00
熊出	○7:00
下村口	○7:01
吉祥寺口	○7:02
板井川	○7:03
佐久間医院前	○7:04
下川原村	○7:04
木原	○7:05
関口	○7:06
追分	○7:07
下桂	○7:08
山添	○7:09
山添神明前	○7:10
茶屋川原	○7:11
南工業団地	○7:12
一里塚	○7:13
アル・ケッチアーノ前	○7:14
民田口	○7:15
外内島	○7:15
城南町	○7:16
三中前	○7:17
サウスモールみ～な	○7:18
みやはらクリニック	○7:19
一日市通り	○7:21
内川通り	○7:22
本町川端通り	○7:23
山王町	○7:25
日吉町	○7:26
鶴岡駅前	○7:29
エスモールバスターミナル	○7:31

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。
この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

令和4年(2022年)4月1日改正

（中央高校）エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－大網

【平日のみ運行】

	行先	
系統番号	326	326
停留所	大網	大網
エスモールバスターミナル①のりば	○17:00	○18:50
鶴岡駅前③のりば	○17:03	○18:53
日吉町	○17:05	○18:55
山王町	○17:06	○18:56
銀座通り	○17:07	○18:57
南銀座	○17:10	○19:00
みやはらクリニック	○17:12	○19:02
サウスモールみ～な	○17:14	○19:04
三中前	○17:15	○19:05
城南町	○17:16	○19:06
外内島	○17:17	○19:07
民田口	○17:17	○19:07
アル・ケッチアーノ前	○17:18	○19:08
一里塚	○17:19	○19:09
南工業団地	○17:20	○19:10
茶屋川原	○17:21	○19:11
山添神明前	○17:22	○19:12
山添	○17:23	○19:13
下桂	○17:23	○19:13
追分	○17:24	○19:14
関口	○17:25	○19:15
木原	○17:26	○19:16
下川原村	○17:27	○19:17
佐久間医院前	○17:28	○19:18
板井川	○17:29	○19:19
楯村口	○17:30	○19:20
興屋地蔵前	○17:31	○19:21
沖田	○17:32	○19:22
朝日スポーツセンター前	○17:33	○19:23
谷口	○17:34	○19:24
立岩	○17:35	○19:25
産直あさひグー	○17:36	○19:26
新落合発電所	○17:37	○19:27
下名川	○17:38	○19:28
名川	○17:39	○19:29
柳屋	○17:40	○19:30
上名川	○17:41	○19:31
かみの	○17:41	○19:31
月山あさひ博物村	○17:43	○19:33
※米の粉の滝ﾄﾞﾗｲﾌﾞｲﾝ	○17:45	○19:35
大網	○17:49	○19:39
大網局前	○17:49	○19:39

【平日のみ運行】

	行先
系統番号	326
停留所	エスモール中央高校
大網局前	○6:45
大網	○6:45
※米の粉の滝ﾄﾞﾗｲﾌﾞｲﾝ	○6:49
月山あさひ博物村	○6:50
かみの	○6:51
上名川	○6:52
柳屋	○6:53
名川	○6:54
下名川	○6:55
新落合発電所	○6:56
産直あさひグー	○6:57
立岩	○6:58
谷口	○6:59
朝日スポーツセンター前	○7:00
沖田	○7:01
興屋地蔵前	○7:02
楯村口	○7:03
板井川	○7:04
佐久間医院前	○7:05
下川原村	○7:05
木原	○7:06
関口	○7:07
追分	○7:08
下桂	○7:09
山添	○7:10
山添神明前	○7:11
茶屋川原	○7:12
南工業団地	○7:13
一里塚	○7:14
アル・ケッチアーノ前	○7:15
民田口	○7:16
外内島	○7:16
城南町	○7:17
三中前	○7:18
サウスモールみ～な	○7:19
みやはらクリニック	○7:20
一日市通り	○7:22
内川通り	○7:23
本町川端通り	○7:24
山王町	○7:26
日吉町	○7:27
鶴岡駅前①のりば	○7:30
エスモールバスターミナル①のりば	○7:32
中央高校	○7:40

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び　8/13～8/16，12/30～1/5　の間運休。

※印のバス停留所「米の粉の滝ドライブイン」は12/1～3/31までの間は停車しません。

中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

保存版

藤島東栄地区デマンドタクシー　R2，6．1

『ふれあい号』利用のしおり



◆ ご利用の予約申込みは･･･ ◆

予約センター

電話番号　２２－００５５　に電話をしてください。

◆ 電話では･･･ ◆

①予約する人の
　会員番号、氏名、町内会名、電話番号を伝えてください。
②ご利用の予約内容
　行き　「いつ、何時の便、どこから、どこまで」
　帰り　「いつ、何時の便、どこから、どこまで」
　を伝えてください。

◆ ファックスでの申し込みもできます ◆

ファックス番号　２５－０５１５

※ファックス用の申込書は、事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは藤島庁舎総務企画課にあります。

◆ ふれあい号時刻表 ◆

上り（行き）	７：００	９：１５	１３：００	
下り（帰り）	１１：３０	１４：３０	１７：３０	１９：３０

＊ 各時刻とも上りは添川発、下りは鶴岡（最遠の乗降場所）発を示します。

◆ 運 行 日 ◆　月～土曜日まで運行

＊ 日,祝日,年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は運休します。

◆ 利用できる方 ◆

東栄地区、古郡、大川渡、谷地興屋の区域にお住まいの方。

◇ 利用者登録をお願いします ◇

利用者登録には、費用はかかりません。

利用者登録をされる方は、申込書に必要事項をご記入の上、お手数でも事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは、藤島庁舎総務企画課へお申し込みください。申込書は、事務局（東栄地区地域活動センター内）もしくは藤島庁舎総務企画課にあります。　ファックスでの利用者登録申込みも可能です。

裏面に、乗降場所・運賃等を掲載しておりますのでご覧ください。

◆ 乗 降 地 ◆

乗降地は指定された場所で、下記の合計２１か所です。

① 藤島農村環境改善センター　② 東栄地区地域活動センター
③ 東栄郵便局　④ こばやしクリニック
⑤ ＪＡ庄内たがわ藤島支所　⑥ マックスバリュウ藤島店
⑦ Ａコープ藤島店　⑧ 石橋内科胃腸科医院
⑨ 藤島地区地域活動センター　⑩ 鶴岡市藤島庁舎
⑪ すずき整形外科　⑫ 藤島ふれあいセンター
⑬ 藤島駅　⑭ エスモール
⑮ 藤吉内科医院　⑯ 荘内病院　⑰ 鶴岡市役所
⑱ 黒沢眼科医院　⑲ 斎藤胃腸病院　⑳ 宮原病院
㉑ 鶴岡協立病院

※ 行きは『自宅から乗降地まで』、帰りは『乗降地から自宅まで』送迎します。

◆ 運 賃 ◆

	地区内	地域内	鶴岡市街地	備　考
大人（１乗車）	３００円	４００円	８００円	中学生以上
小学生（１乗車）	１５０円	２００円	４００円	
障 が い 者 等	１５０円	２００円	４００円	手帳所持者
高校生通学割引	**１５０円**	**２００円**	**４００円**	**学生証呈示**
回　数　券	—	—	２０回分で２２回券	

＊ 地　区　内：東栄地区内または藤島地区内での利用の場合
　 地　域　内：東栄から藤島へ、または藤島から東栄への利用の場合
　 鶴岡市街地：東栄または藤島から鶴岡への利用の場合
＊ 小学生未満の乳幼児は無料です。
＊ 回数券は、事務局（東栄地区地域活動センター内）と藤島庁舎総務企画課で取り扱っています。

◆ 利用上の注意 ◆

◎ 予約は、利用予定(希望)日の１週間前から前日の午後５時まで、予約センターに電話２２－００５５またはファックス２５－０５１５で連絡してください。
◎ 予約は、日祝祭日も受付しております。
　 予約時間は、午前８時３０分から午後５時までです。
　 予約取消しは、利用前日、午後５時までお願いします。
◎ デマンドタクシー「ふれあい号」は、複数の方と乗り合わせになります。
◎ 通常のタクシーとは異なりますので、時間に余裕をもってご利用してください。

藤島東栄地区デマンド交通運営協議会事務局
（東栄地区地域活動センター内）　TEL 64-2123　FAX 64-6113
鶴岡市藤島庁舎総務企画課　TEL 64-2111（代表）　FAX 64-4280

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
山形県鶴岡市	庄内交通株式会社	1	(5) 鶴岡（湯田川）越沢線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	57	H30.10			一括
		2	(11) 鶴岡(物産館･加茂水族館）湯野浜線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	57	H30.10			一括
		3	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		4	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		5	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		6	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		7	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		8	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		9	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括
		10	(16)(17)(18) 鶴岡市内循環線	小型車両			12	R04.9			一括

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鶴岡市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	65,109
交通不便地域等	122,347

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
122,347	鶴岡市全域	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　酒田市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇 山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・ 地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（酒田市）
〇 山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（酒田市、事業者）
・ GTFS-JP の作成・提供（酒田市）
・ 本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（酒田市）
〇 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（酒田市）
・ 地域公共交通計画の＜施策･事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、酒田市）
・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの今後導入について検討（酒田市、事業者）
〇 その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇 山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・ 酒田市目標値（目標年度：R7）
県外 4,687 人、県内 3,828 人
〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・ 酒田市の目標値（目標年度：R7）
1.2 回／人（直近年度の実績 124,875 人）
〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の酒田市相当分の達成
・ 県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：　7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：　4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：　4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：　1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：　1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

別　紙

・ 酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：　7,179 万 3 千円（直近年度の実績 1 億 8,116 万 5 千円）

デマンド交通：　3,908 万 9 千円（直近年度の実績　　1,820 万 4 千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和３年 10 月１日～令和４年７月 31 日】（路線改編前）

系統名（国庫補助対象路線）		利用者数（人）（直近年度の実績）	収支率（%）（直近年度の実績）	酒田市負担額（千円）（直近年度の実績）
コミュニティバス	市内循環Ａ線	25,430（25,355）	35.7（36.4）	7,944（7,529）
	市内循環Ｂ線	25,605（25,452）	35.4（37.3）	7,943（7,388）
	市内循環Ｃ線	1,890　（2,109）	12.5（13.7）	2,551（2,431）
	市内循環Ｄ線	1,890　（2,109）	12.5（13.7）	2,551（2,431）
	酒田駅大学線	6,533　（7,045）	30.6（34.2）	7,738（2,010）
	酒田駅大学線(高見台経由)	22,868（24,656）	30.6（34.2）	2,211（7,034）
	古湊アイアイひらた線	7,866　（7,315）	17.5（16.3）	6,798（6,573）
	酒田駅飯森山線	5,185　（5,563）	13.4（14.6）	6,183（5,885）
デマンド交通	新堀地区	58　（129）	13.1（13.2）	194　（423）
	広野地区	299（309）	13.8（13.3）	933（1,009）
	中平田地区	313（303）	13.1（10.7）	1,048（1,207）
	東平田地区	533（306）	12.7（10.4）	1,807（1,279）
	北平田地区	310（234）	14.1（11.0）	948　（960）
	西荒瀬地区	735（848）	15.5（16.8）	1,996（2,078）
	南遊佐地区	678（674）	11.9（13.1）	2,501（2,208）
	本楯地区	463（462）	14.0（10.7）	1,441（1,955）
	上田地区	117（106）	12.1　（9.9）	435　（478）
	松山地域	936（878）	12.5（13.0）	3,230（2,913）
	松山庄内町便	58　（75）	11.5（12.4）	199　（248）

【令和４年８月１日～９月 30 日】（路線改編後）

・ 路線改編の概要

① るんるんバスの再編

② デマンドタクシーの運行エリアの追加（浜中、黒森、十坂、八幡、平田）

③ 庄内交通５路線（古湊十里塚線、観音寺線、山寺線、余目線、湯野浜線）、八幡ぐるっとバス及び平田るんるんバスの廃止

系統名（国庫補助対象路線）		利用者数（人）（直近年度の実績）	収支率（%）（直近年度の実績）	酒田市負担額（千円）（直近年度の実績）
コミュニティバス	市内循環Ａ線	5,097（5,071）	32.5（39.8）	1,849（1,240）
	市内循環Ｂ線	5,197（5,090）	32.7（39.4）	1,870（1,267）
	市内循環Ｃ線	666　（700）	10.4（14.6）	1,000　（703）
	市内循環Ｄ線	666　（700）	10.4（14.2）	1,000　（722）
	酒田駅大学線１	2,934（3,267）	18.5（22.6）	2,256（1,916）
	酒田駅大学線２	978（　－　）	18.5（　－　）	752（　－　）
	酒田駅大学線３	652（　－　）	18.5（　－　）	501（　－　）
	酒田駅大学線４	652（　－　）	18.5（　－　）	501（　－　）
	酒田駅大学線５	652（　－　）	18.5（　－　）	501（　－　）
	酒田駅大学線６	326（　－　）	18.5（　－　）	251（　－　）
	古湊アイアイひらた線	1,528　（1,463）	15.2（17.3）	1,483（1,113）

デマンド交通	新堀・広野地区	75　(88)	15.3 (13.3)	206　(54)
	東平田・中平田・北平田地区	198 (169)	14.2 (10.7)	597 (188)
	西荒瀬・南遊佐地区	273 (304)	17.2 (14.9)	659 (349)
	本楯・上田地区	167 (114)	14.8 (10.5)	480 (381)
	浜中・黒森・十坂地区	196 (－)	15.6 (－)	528 (－)
	八幡地域	249 (－)	15.6 (－)	673 (－)
	松山地域	397 (176)	16.1 (13.0)	1,038 (583)
	平田地域	266 (－)	15.6 (－)	719 (－)
	平田総合支所管内便	266 (－)	9.4 (－)	773 (－)

【令和４年 10 月１日～令和５年９月 30 日】（路線改編後）

系統名 （国庫補助対象路線）		利用者数（人） （直近年度の実績）	収支率（%） （直近年度の実績）	酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）
コミュニティバス	市内循環Ａ線	30,582 (28,756)	32.5 (38.1)	11,092　(8,003)
	市内循環Ｂ線	31,182 (28,842)	32.7 (37.7)	11,222　(8,170)
	市内循環Ｃ線	3,993　(4,200)	10.5 (13.9)	5,956　(4,445)
	市内循環Ｄ線	3,993　(4,200)	10.3 (13.6)	6,046　(4,561)
	酒田駅大学線１	17,606 (19,600)	15.5 (21.6)	16,744 (12,171)
	酒田駅大学線２	5,869　(－)	19.1 (－)	4,341　(－)
	酒田駅大学線３	3,912　(－)	13.9 (－)	4,235　(－)
	酒田駅大学線４	3,912　(－)	40.2 (－)	1,016　(－)
	酒田駅大学線５	3,912　(－)	27.8 (－)	1,776　(－)
	酒田駅大学線６	1,956　(－)	42.4 (－)	463　(－)
	古湊アイアイひらた線	9,166　(8,138)	15.2 (16.5)	8,900　(7,043)
デマンド交通	新堀・広野地区	447　(526)	15.3 (13.3)	1,234　(321)
	東平田・中平田・北平田地区	1,187 (1,012)	14.2 (10.7)	3,584 (1,128)
	西荒瀬・南遊佐地区	1,640 (1,826)	17.2 (14.9)	3,957 (2,095)
	本楯・上田地区	999　(681)	14.8 (10.5)	2,879 (2,283)
	浜中・黒森・十坂地区	1,174　(－)	15.6 (－)	3,171　(－)
	八幡地域	1,494　(－)	15.6 (－)	4,035　(－)
	松山地域	2,382 (1,053)	16.1 (13.0)	6,227 (3,495)
	平田地域	1,598　(－)	15.6 (－)	4,316　(－)
	平田総合支所管内便	1,598　(－)	9.4 (－)	4,636　(－)

○ 事業の効果

・ 上記路線を維持することにより、酒田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線については、その運行に係る費用総額1億3,204万円のうち、酒田市では運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記酒田市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する酒田市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

現在古湊アイアイひらた線と曜日を分けて運行している市内循環Ｃ線・Ｄ線について、路線改編により、市内循環Ｃ線・Ｄ線と酒田駅飯森山線を一部統合することで、利用者が増えることが予想されることから、現行の週３日から平日運行に拡大するため、低床バスを１台購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の酒田市相当分の達成

・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

・ 酒田市の目標値（目標年度：R7）

1.2回／人（直近年度の実績124,875人）

〇 山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の酒田市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス　　：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通　：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績3,000千円）

・酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：7,179万3千円（直近年度の実績　1億8,116万5千円）

デマンド交通：3,908万9千円（直近年度の実績　　1,820万4千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和３年 10 月１日～令和４年７月 31 日】（路線改編前）

系統名 （国庫補助対象路線）	利用者数（人） （直近年度の実績）	収支率（%） （直近年度の実績）	酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）
市内循環 C 線	1,890 （2,109）	12.5（13.7）	2,551（2,431）
市内循環 D 線	1,890 （2,109）	12.5（13.7）	2,551（2,431）
酒田駅飯森山線	5,185 （5,563）	13.4（14.6）	6,183（5,885）

【令和４年８月１日～９月 30 日】（路線改編後）

系統名 （国庫補助対象路線）	利用者数（人） （直近年度の実績）	収支率（%） （直近年度の実績）	酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）
市内循環 C 線	666 （700）	10.4（14.6）	1,000（703）
市内循環 D 線	666 （700）	10.4（14.2）	1,000（722）

【令和４年 10 月１日～令和５年９月 30 日】（路線改編後）

系統名 （国庫補助対象路線）	利用者数（人） （直近年度の実績）	収支率（%） （直近年度の実績）	酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）
市内循環 C 線	3,993（4,200）	10.5（13.9）	5,956（4,445）
市内循環 D 線	3,993（4,200）	10.3（13.6）	6,046（4,561）

（２）事業の効果

市内循環Ｃ線・Ｄ線を維持することにより、市街地の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環Ｃ線・Ｄ線について、車両の取得に係る費用 21,439 千円（総額 21,513 千円）のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和 3 年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）
・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 酒田市地域公共交通会議
＜令和 3 年度＞
・ 令和 3 年 11 月 2 日：酒田市乗合バスの運行内容の変更について協議
酒田市乗合タクシーの運行内容の変更について協議

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・ 令和 3 年　4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により酒田市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
また、本市の路線改編案の策定にあたっては、利用者アンケートの実施や、改編に関係する地域・団体・交通事業者等と意見交換会を行い、内容に反映させている。
なお、酒田市地域公共交通計画はパブリックコメントを実施するとともに、酒田市地域公共交通会議で出された意見も反映して策定している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

（２）交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）酒田市本町二丁目２番 45 号
（所　属）酒田市企画部都市デザイン課
（氏　名）齋藤武有
（電　話）0234-26-5756
（e-mail）kotu@city.sakata.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	246日	984回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	246日	984回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,633.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復　km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往　km 復　km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往　km 復　km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往　km 復　km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往　km 復　km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往　km 復　km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	羽越本線（砂越駅）と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	364日	2,548回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	364日	2,548回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	364日	1,638回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	364日	546回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	364日	364回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復　km	364日	364回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 11.2km	364日	364日			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 7.4km	364日	182回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往　km 復　km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往　km 復　km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往　km 復　km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往　km 復　km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往　km 復　km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	羽越本線（砂越駅）と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(1)　市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)　市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(3)　市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(4)　市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(5)　酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,633.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(6)　酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.4km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(7)　酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.2km 復 22.3km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(8)　酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復　km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田市	(9)　酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(10)　酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往　km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	155日	620回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(12)　新堀・広野地区		新堀・広野地区		往　km 復　km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往　km 復　km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往　km 復　km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(15)　本楯・上田地区		本楯・上田地区		往　km 復　km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往　km 復　km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

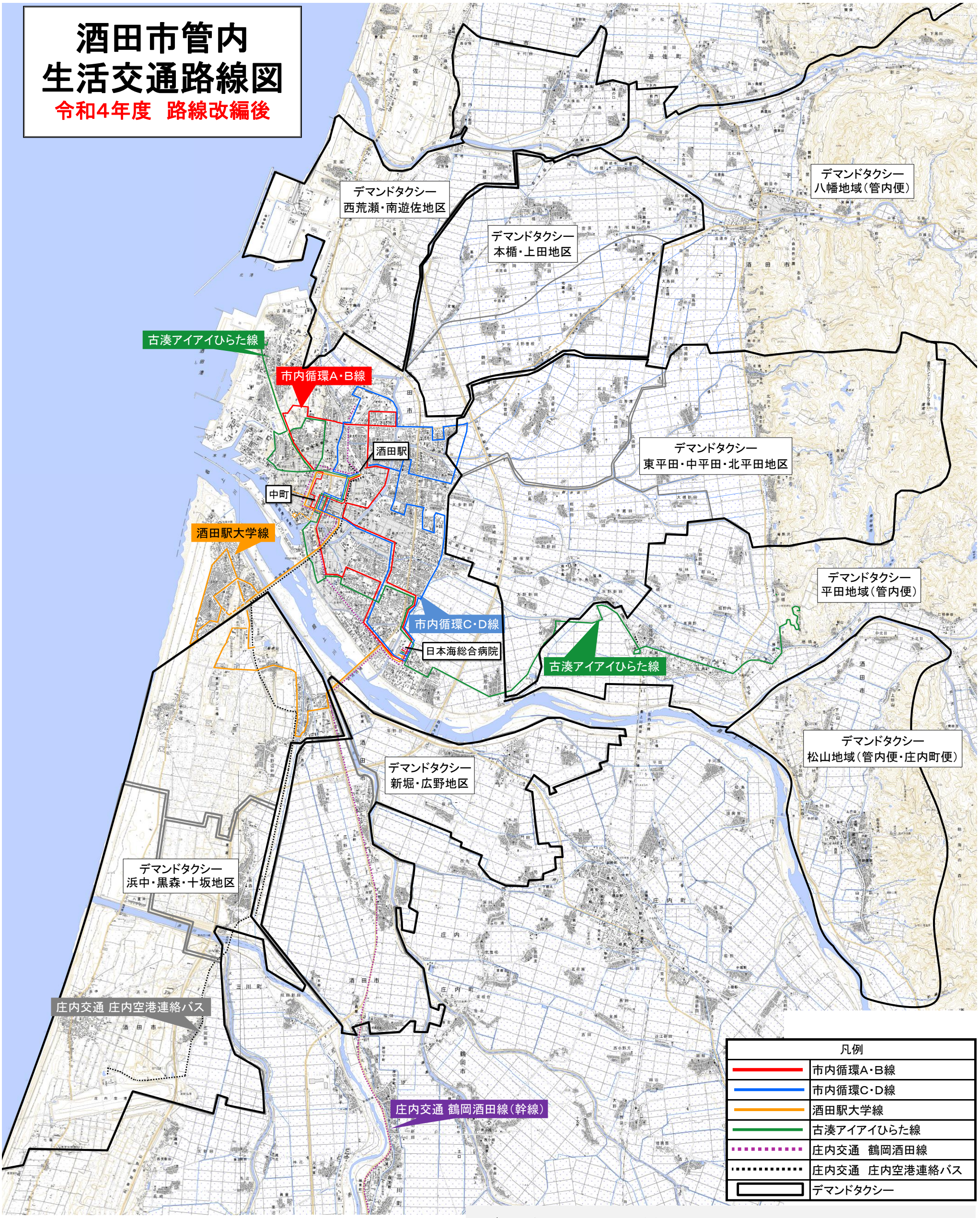
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
酒田市	酒田合同自動車㈱ 酒田第一タクシー㈱ 港タクシー㈱ 松山観光タクシー㈲ ㈱観光タクシー	(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②（1）	羽越本線（砂越駅）と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

酒田市管内
生活交通路線図

令和4年度　路線改編後



デマンドタクシーの運行時刻

▮市街地行（平日運行）

便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から
1便	7:30	11:30
2便	9:30	14:00
3便	13:00	16:00
4便	15:00	17:30

▮総合支所管内線（平日運行）

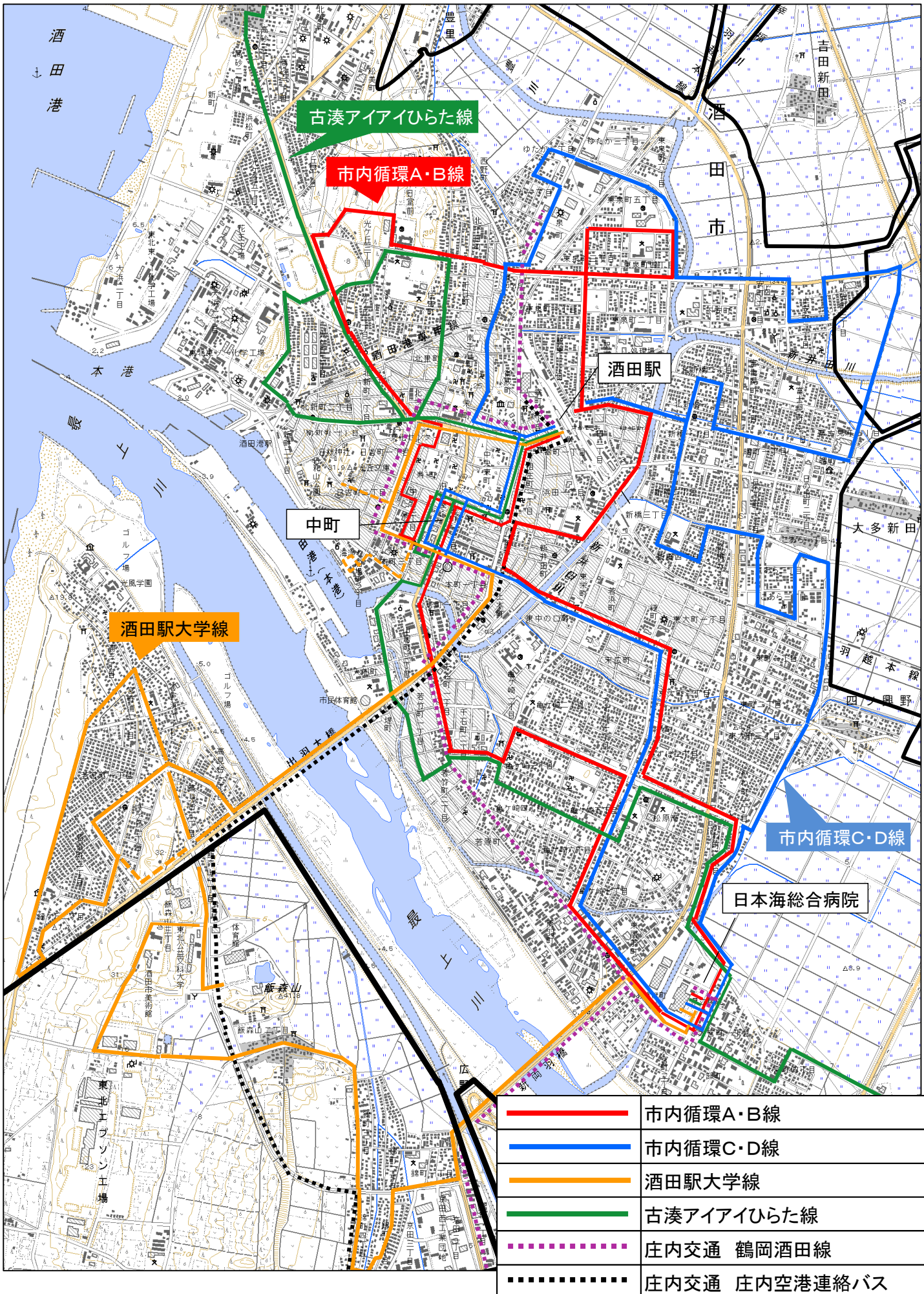
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	9:00	10:00
2便	10:30	11:30
3便	14:00	13:00
4便	－	15:00

▮松山庄内町線（月水金運行）

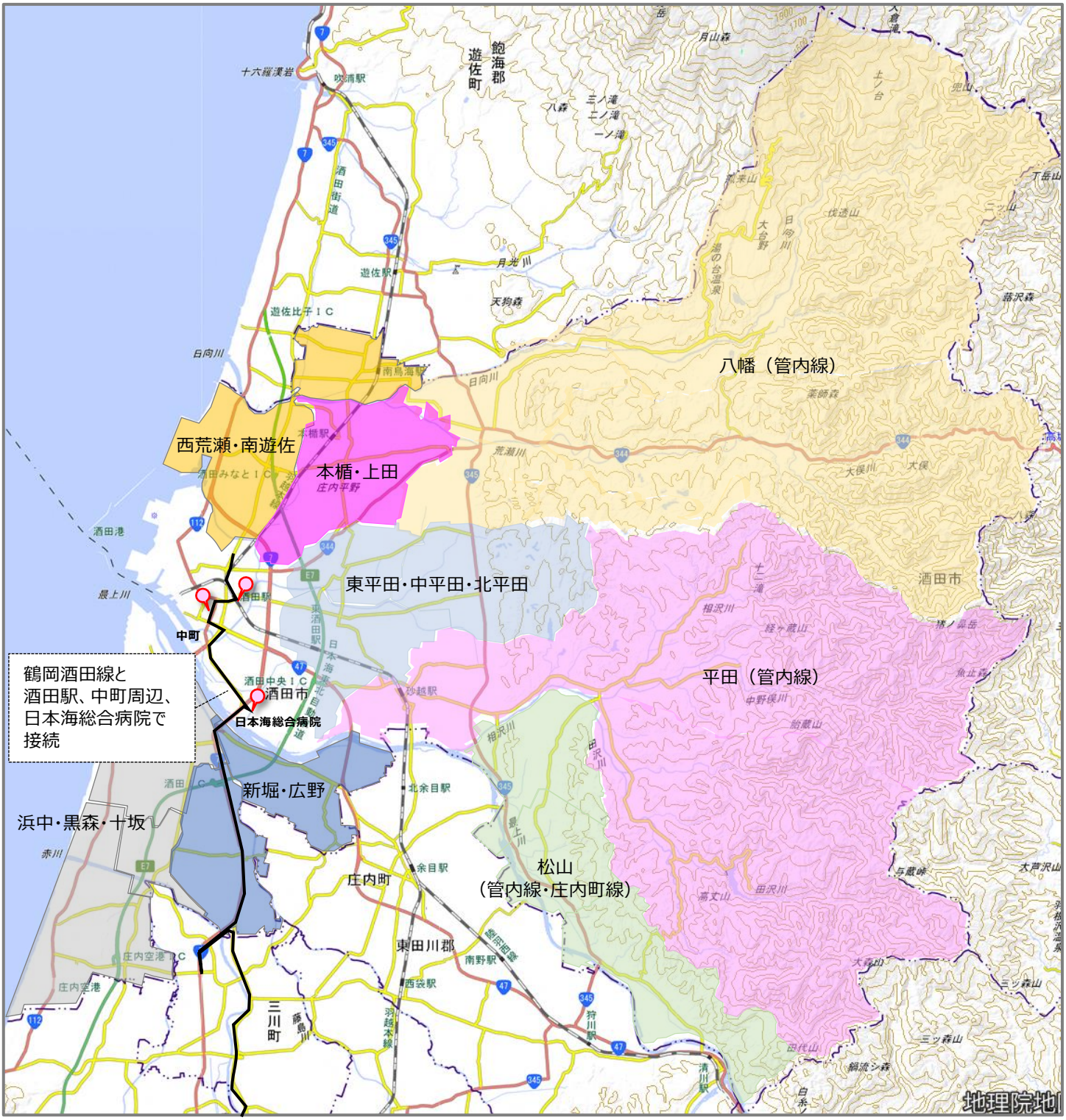
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から
1便	9:30	11:30
2便	11:00	14:00

・運休日／土日祝休日、12/31～1/3

酒田市市街地バス路線図（令和4年度 路線改編後）



酒田市デマンドタクシー運行地区（令和４年度改編後）



デマンドタクシー運行時刻　※運休日（全便）／土日祝休日、12/31～1/3

市街地行（平日運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	7：30	11：30
2便	9：30	14：00
3便	13：00	16：00
4便	15：00	17：30

総合支所管内線（平日運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	9：00	10：00
2便	10：30	11：30
3便	14：00	13：00
4便	–	15：00

松山庄内町線（月水金運行）		
便	自宅等から乗降場所へ	乗降場所から自宅等へ
1便	9：30	11：30
2便	11：00	14：00

【乗降場所】

市街地行き		日本海総合病院、酒田リハビリ病院、中町、酒田駅前、文化センター正面口、東中の口、亀ケ崎小学校前、亀ケ崎６丁目、東泉町２丁目、ゆたか１丁目、旭新町、あきほ橋、富士見町２丁目、錦町４丁目北、高見台、大町構前（松山限定）
総合支所管内線	八幡	たわわ、日本海八幡クリニック、八幡昭和通り、八幡総合支所、ゆりんこ
	松山	庄内みどり農協松山支店、松山診療所
	平田	砂越駅前、大町溝前、ひらたタウンセンター、東部中学校前
松山庄内町線		庄内余目病院、余目郵便局、庄内警察署

【乗車予約】

予約受付センター：　0234-22-2232

・７時 30 分から 17 時（土日祝休み）

・利用予定日の２週間前から運行時刻の２時間前まで

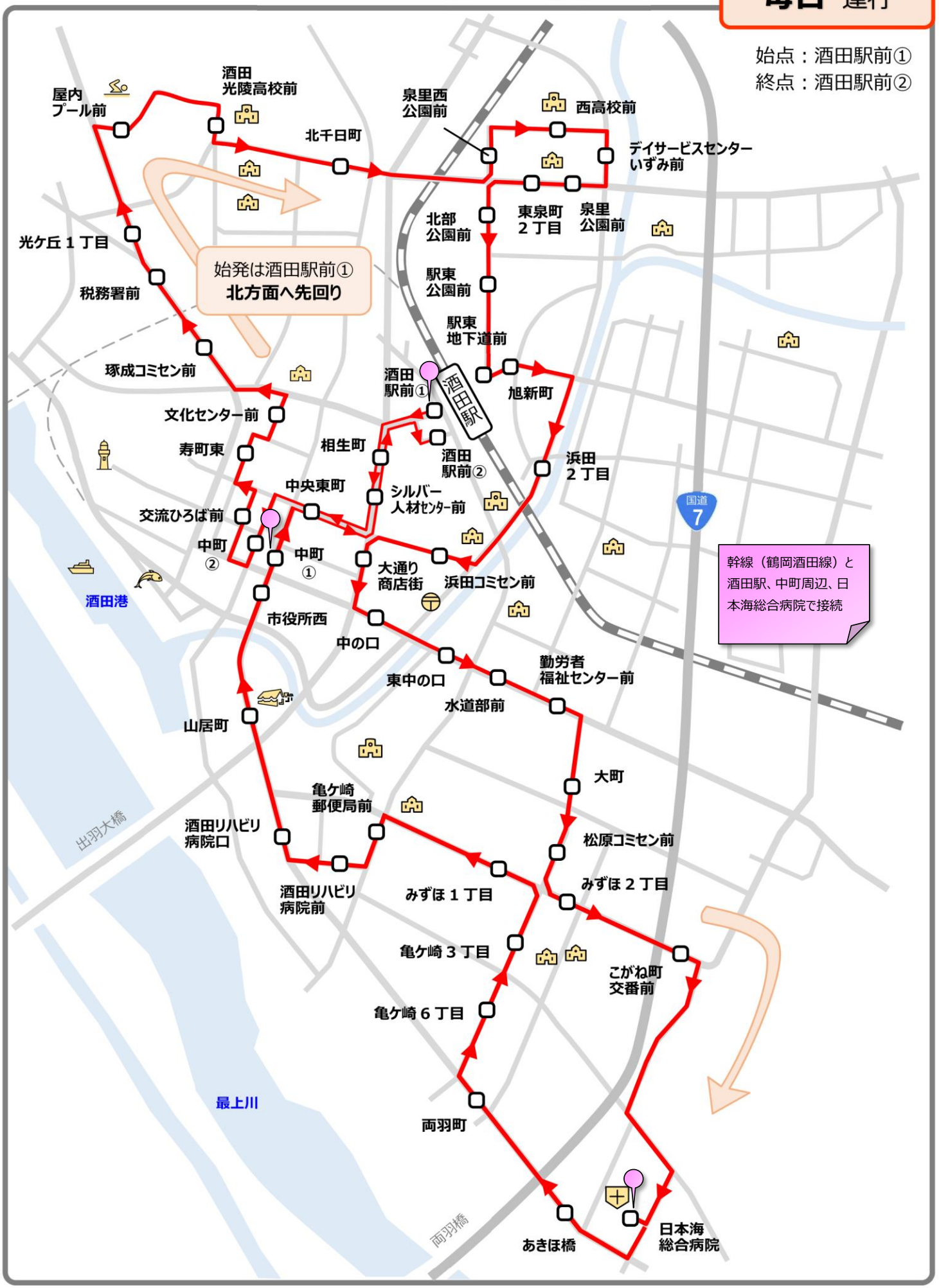
《変更》
令和４年○月

市内循環 A 線

るんるんバス

毎日 運行

始点：酒田駅前①
終点：酒田駅前②



【市内循環A線】 酒田駅前① 発 ▶ 中町② 経由 ▶ 光ケ丘･東泉町方面 先回り

毎日運行	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	**7:40**	**9:25**	**11:00**	**12:35**	**14:25**	**16:00**	**17:30**
相生町	7:41	9:26	11:01	12:36	14:26	16:01	17:31
シルバー人材センター前	7:41	9:26	11:01	12:36	14:26	16:01	17:31
中央東町	7:42	9:27	11:02	12:37	14:27	16:02	17:32
中町 ②	**7:43**	**9:28**	**11:03**	**12:38**	**14:28**	**16:03**	**17:33**
交流ひろば前	7:44	9:29	11:04	12:39	14:29	16:04	17:34
寿町東	7:46	9:31	11:06	12:41	14:31	16:06	17:36
文化センター前	7:47	9:32	11:07	12:42	14:32	16:07	17:37
琢成コミセン前	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:39
税務署前	7:50	9:35	11:10	12:45	14:35	16:10	17:40
光ケ丘１丁目	7:51	9:36	11:11	12:46	14:36	16:11	17:41
屋内プール前	**7:53**	**9:38**	**11:13**	**12:48**	**14:38**	**16:13**	**17:43**
酒田光陵高校前	7:54	9:39	11:14	12:49	14:39	16:14	17:44
北千日町	7:56	9:41	11:16	12:51	14:41	16:16	17:46
泉里西公園前	7:59	9:44	11:19	12:54	14:44	16:19	17:49
西高校前	8:00	9:45	11:20	12:55	14:45	16:20	17:50
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	8:01	9:46	11:21	12:56	14:46	16:21	17:51
泉里公園前	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	17:52
東泉町２丁目	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	17:52
北部公園前	8:03	9:48	11:23	12:58	14:48	16:23	17:53
駅東公園前	8:04	9:49	11:24	12:59	14:49	16:24	17:54
駅東地下道前	**8:05**	**9:50**	**11:25**	**13:00**	**14:50**	**16:25**	**17:55**
旭新町	8:06	9:51	11:26	13:01	14:51	16:26	17:56
浜田２丁目	8:08	9:53	11:28	13:03	14:53	16:28	17:58
浜田コミセン前	8:09	9:54	11:29	13:04	14:54	16:29	17:59
大通り商店街	8:10	9:55	11:30	13:05	14:55	16:30	18:00
中の口	8:11	9:56	11:31	13:06	14:56	16:31	18:01
東中の口	8:12	9:57	11:32	13:07	14:57	16:32	18:02
水道部前	8:13	9:58	11:33	13:08	14:58	16:33	18:03
勤労者福祉センター前	8:14	9:59	11:34	13:09	14:59	16:34	18:04
大町	8:16	10:01	11:36	13:11	15:01	16:36	18:06
松原コミセン前	8:17	10:02	11:37	13:12	15:02	16:37	18:07
みずほ２丁目	8:17	10:02	11:37	13:12	15:02	16:37	18:07
こがね町交番前	8:19	10:04	11:39	13:14	15:04	16:39	18:09
日本海総合病院	**8:22**	**10:07**	**11:42**	**13:17**	**15:07**	**16:42**	**18:12**
あきほ橋	8:24	10:09	11:44	13:19	15:09	16:44	18:14
両羽町	8:27	10:12	11:47	13:22	15:12	16:47	18:17
亀ケ崎６丁目	8:28	10:13	11:48	13:23	15:13	16:48	18:18
亀ケ崎３丁目	8:29	10:14	11:49	13:24	15:14	16:49	18:19
みずほ１丁目	8:30	10:15	11:50	13:25	15:15	16:50	18:20
亀ケ崎郵便局前	8:32	10:17	11:52	13:27	15:17	16:52	18:22
酒田リハビリ病院前	8:33	10:18	11:53	13:28	15:18	16:53	18:23
酒田リハビリ病院口	8:34	10:19	11:54	13:29	15:19	16:54	18:24
山居町	8:36	10:21	11:56	13:31	15:21	16:56	18:26
市役所西	8:38	10:23	11:58	13:33	15:23	16:58	18:28
中町 ①	**8:39**	**10:24**	**11:59**	**13:34**	**15:24**	**16:59**	**18:29**
中央東町	8:40	10:25	12:00	13:35	15:25	17:00	18:30
シルバー人材センター前	8:41	10:26	12:01	13:36	15:26	17:01	18:31
相生町	8:41	10:26	12:01	13:36	15:26	17:01	18:31
酒田駅前 ②	8:42	10:27	12:02	13:37	15:27	17:02	18:32

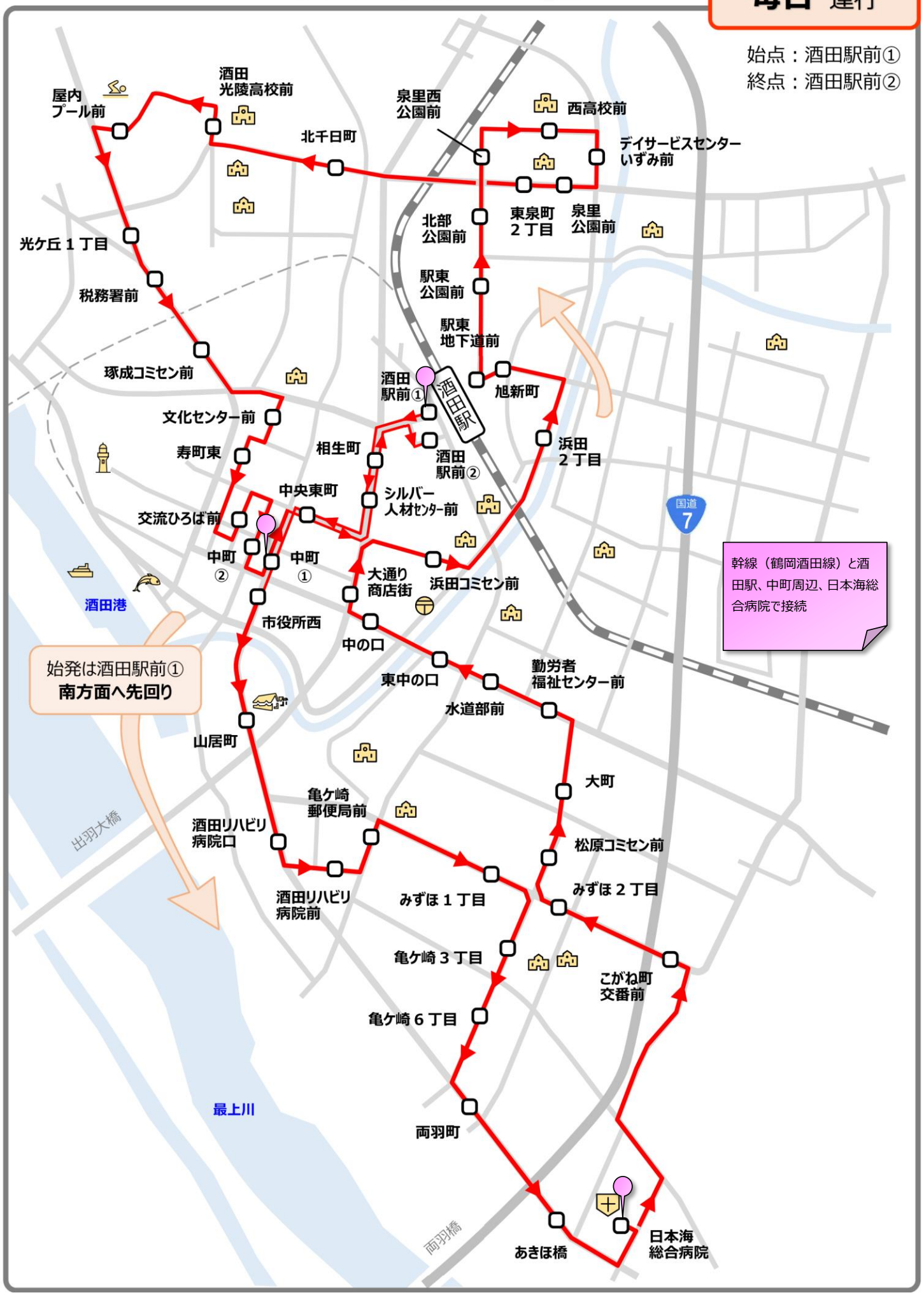
《変更》
令和４年○月

市内循環Ｂ線

るんるんバス

毎日 運行

始点：酒田駅前①
終点：酒田駅前②



【市内循環B線】 酒田駅前① 発 ▶ 市役所西 経由 ▶ 亀ケ崎･日本海総合病院方面 先回り

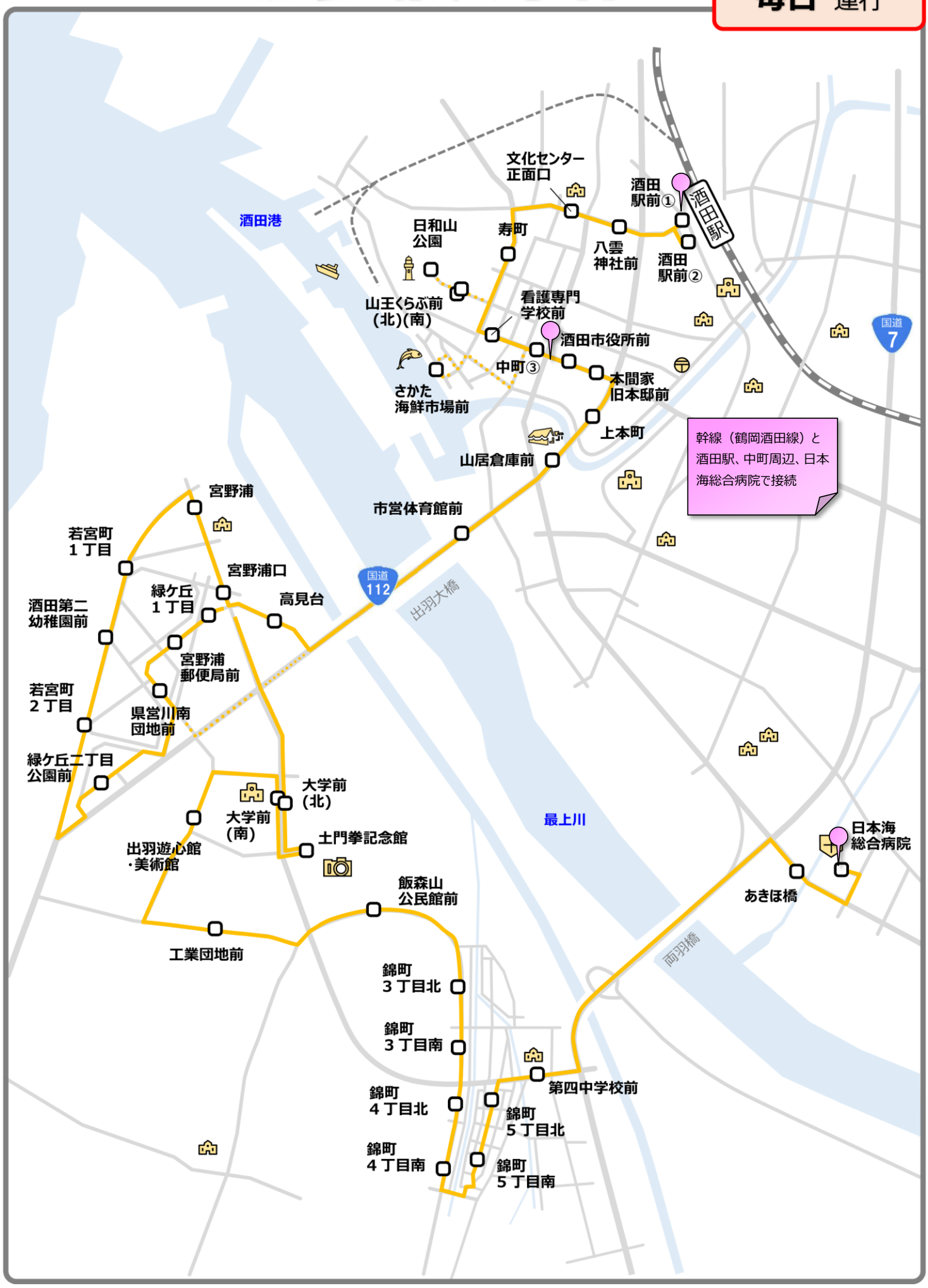
毎日運行	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	**7:25**	**9:10**	**10:45**	**12:20**	**14:10**	**15:45**	**17:25**
相生町	7:26	9:11	10:46	12:21	14:11	15:46	17:26
シルバー人材センター前	7:26	9:11	10:46	12:21	14:11	15:46	17:26
中央東町	7:27	9:12	10:47	12:22	14:12	15:47	17:27
市役所西	7:29	9:14	10:49	12:24	14:14	15:49	17:29
山居町	7:31	9:16	10:51	12:26	14:16	15:51	17:31
酒田リハビリ病院口	7:32	9:17	10:52	12:27	14:17	15:52	17:32
酒田リハビリ病院前	7:33	9:18	10:53	12:28	14:18	15:53	17:33
亀ケ崎郵便局前	7:34	9:19	10:54	12:29	14:19	15:54	17:34
みずほ１丁目	7:36	9:21	10:56	12:31	14:21	15:56	17:36
亀ケ崎３丁目	7:37	9:22	10:57	12:32	14:22	15:57	17:37
亀ケ崎６丁目	7:38	9:23	10:58	12:33	14:23	15:58	17:38
両羽町	7:39	9:24	10:59	12:34	14:24	15:59	17:39
あきほ橋	7:42	9:27	11:02	12:37	14:27	16:02	17:42
日本海総合病院	7:44	9:29	11:04	12:39	14:29	16:04	17:44
こがね町交番前	7:47	9:32	11:07	12:42	14:32	16:07	17:47
みずほ２丁目	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:49
松原コミセン前	7:49	9:34	11:09	12:44	14:34	16:09	17:49
大町	7:50	9:35	11:10	12:45	14:35	16:10	17:50
勤労者福祉センター前	7:52	9:37	11:12	12:47	14:37	16:12	17:52
水道部前	7:53	9:38	11:13	12:48	14:38	16:13	17:53
東中の口	7:54	9:39	11:14	12:49	14:39	16:14	17:54
中の口	7:55	9:40	11:15	12:50	14:40	16:15	17:55
大通り商店街	7:55	9:40	11:15	12:50	14:40	16:15	17:55
浜田コミセン前	7:56	9:41	11:16	12:51	14:41	16:16	17:56
浜田２丁目	7:58	9:43	11:18	12:53	14:43	16:18	17:58
旭新町	8:00	9:45	11:20	12:55	14:45	16:20	18:00
駅東地下道前	8:01	9:46	11:21	12:56	14:46	16:21	18:01
駅東公園前	8:02	9:47	11:22	12:57	14:47	16:22	18:02
北部公園前	8:03	9:48	11:23	12:58	14:48	16:23	18:03
泉里西公園前	8:04	9:49	11:24	12:59	14:49	16:24	18:04
西高校前	8:05	9:50	11:25	13:00	14:50	16:25	18:05
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	8:06	9:51	11:26	13:01	14:51	16:26	18:06
泉里公園前	8:07	9:52	11:27	13:02	14:52	16:27	18:07
東泉町２丁目	8:07	9:52	11:27	13:02	14:52	16:27	18:07
北千日町	8:09	9:54	11:29	13:04	14:54	16:29	18:09
酒田光陵高校前	8:11	9:56	11:31	13:06	14:56	16:31	18:11
屋内プール前	8:12	9:57	11:32	13:07	14:57	16:32	18:12
光ケ丘１丁目	8:14	9:59	11:34	13:09	14:59	16:34	18:14
税務署前	8:15	10:00	11:35	13:10	15:00	16:35	18:15
琢成コミセン前	8:16	10:01	11:36	13:11	15:01	16:36	18:16
文化センター前	8:18	10:03	11:38	13:13	15:03	16:38	18:18
寿町東	8:19	10:04	11:39	13:14	15:04	16:39	18:19
交流ひろば前	8:21	10:06	11:41	13:16	15:06	16:41	18:21
中町 ②	8:22	10:07	11:42	13:17	15:07	16:42	18:22
中町 ①	8:23	10:08	11:43	13:18	15:08	16:43	18:23
中央東町	8:25	10:10	11:45	13:20	15:10	16:45	18:25
シルバー人材センター前	8:26	10:11	11:46	13:21	15:11	16:46	18:26
相生町	8:26	10:11	11:46	13:21	15:11	16:46	18:26
酒田駅前 ②	8:27	10:12	11:47	13:22	15:12	16:47	18:27

《変更》
令和４年○月

酒田駅大学線

るんるんバス

毎日 運行



【酒田駅大学線】 酒田駅前① 発 ▶ 東北公益文科大学･土門拳記念館 経由 ▶ 日本海総合病院 行き

毎日運行	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
酒田駅前 ①	**7:30**	**8:10**	**9:50**	**10:40**	**12:25**	**13:25**	**15:32**	**16:00**	**17:55**
八雲神社前	7:31	8:11	9:51	10:41	12:26	13:26	15:33	16:01	17:56
文化センター正面口	7:32	8:12	9:52	10:42	12:27	13:27	15:34	16:02	17:57
寿町	7:33	8:13	9:53	10:43	12:28	13:28	15:35	16:03	17:58
山王くらぶ前（南側）	-	-	-	-	12:29	13:29	-	-	-
日和山公園	-	-	-	-	12:30	13:30	-	-	-
山王くらぶ前（北側）	-	-	-	-	12:31	13:31	-	-	-
看護専門学校前	7:34	8:14	9:54	10:44	12:32	13:32	15:36	16:04	17:59
さかた海鮮市場前	-	-	-	-	12:35	13:35	-	-	-
中町 ③	**7:36**	**8:16**	**9:56**	**10:46**	**12:37**	**13:37**	**15:38**	**16:06**	**18:01**
本間家旧本邸前	7:37	8:17	9:57	10:47	12:38	13:38	15:39	16:07	18:02
上本町	7:38	8:18	9:58	10:48	12:39	13:39	15:40	16:08	18:03
山居倉庫前	**7:39**	**8:19**	**9:59**	**10:49**	**12:40**	**13:40**	**15:41**	**16:09**	**18:04**
市営体育館前	7:41	8:21	10:01	10:51	12:42	13:42	15:43	16:11	18:06
高見台	**7:44**	**-**	**10:04**	**10:54**	**12:45**	**13:45**	**15:46**	**16:14**	**18:09**
緑ケ丘１丁目	7:45	-	10:05	10:55	12:46	13:46	15:47	16:15	18:10
宮野浦郵便局前	7:45	-	10:05	10:55	12:46	13:46	15:47	16:15	18:10
県営川南団地前	**7:46**	**-**	**10:06**	**10:56**	**12:47**	**13:47**	**15:48**	**16:16**	**18:11**
緑ケ丘二丁目公園前	7:49	-	10:09	10:59	12:50	-	15:51	-	18:14
若宮町２丁目	7:52	-	10:12	11:02	12:53	-	15:54	-	18:17
酒田第二幼稚園前	7:53	-	10:13	11:03	12:54	-	15:55	-	18:18
若宮町１丁目	7:54	-	10:14	11:04	12:55	-	15:56	-	18:19
宮野浦	**7:55**	**-**	**10:15**	**11:05**	**12:56**	**-**	**15:57**	**-**	**18:20**
宮野浦口	7:56	-	10:16	11:06	12:57	-	15:58	-	18:21
大学前（北側）	7:58	8:26	10:18	11:08	12:59	13:52	16:00	16:21	18:23
土門拳記念館前	**7:59**	**8:27**	**10:19**	**11:09**	**13:00**	**13:53**	**16:01**	**16:22**	**18:24**
大学前（南側）	**8:00**	**8:28**	**10:20**	**11:10**	**13:01**	**13:54**	**16:02**	**16:23**	**18:25**
出羽遊心館・美術館	8:02	8:30	10:22	11:12	13:03	13:56	16:04	16:25	18:27
工業団地前	8:03	8:31	10:23	11:13	13:04	13:57	16:05	16:26	18:28
飯森山公民館前	8:05	-	10:25	11:15	13:06	13:59	16:07	-	18:30
錦町３丁目北	8:06	-	10:26	11:16	13:07	14:00	16:08	-	18:31
錦町３丁目南	8:06	-	10:26	11:16	13:07	14:00	16:08	-	18:31
錦町４丁目北	8:08	-	10:28	11:18	13:09	14:02	16:10	-	18:33
錦町４丁目南	8:08	-	10:28	11:18	13:09	14:02	16:10	-	18:33
錦町５丁目南	8:11	-	10:31	11:21	13:12	14:05	16:13	-	18:36
錦町５丁目北	8:11	-	10:31	11:21	13:12	14:05	16:13	-	18:36
第四中学校前	8:13	-	10:33	11:23	13:14	14:07	16:15	-	18:38
あきほ橋	**8:18**	**-**	**10:38**	**11:28**	**13:19**	**14:12**	**16:20**	**-**	**18:43**
日本海総合病院	**8:20**	**-**	**10:40**	**11:30**	**13:21**	**14:14**	**16:22**	**-**	**18:45**

系統	酒田駅大学線1	酒田駅大学線4	酒田駅大学線1	酒田駅大学線1	酒田駅大学線3	酒田駅大学線2	酒田駅大学線1	酒田駅大学線4	酒田駅大学線1
距離（Km）	19.7	7.6	19.7	19.7	22.0	18.2	19.7	9.3	19.7

【酒田駅大学線】 日本海総合病院 発 ▶ 東北公益文科大学･土門拳記念館 経由 ▶ 酒田駅前② 行き

毎日運行	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
日本海総合病院	-	-	**8:55**	**11:10**	**12:05**	**13:50**	**14:40**	-	**16:50**	**19:10**
あきほ橋	-	-	**8:57**	**11:12**	**12:07**	**13:52**	**14:42**	-	**16:52**	**19:12**
第四中学校前	-	-	9:02	11:17	12:12	13:57	14:47	-	16:57	19:17
錦町５丁目北	-	-	9:04	11:19	12:14	13:59	14:49	-	16:59	19:19
錦町５丁目南	-	-	9:04	11:19	12:14	13:59	14:49	-	16:59	19:19
錦町４丁目南	-	-	9:07	11:22	12:17	14:02	14:52	-	17:02	19:22
錦町４丁目北	-	-	9:07	11:22	12:17	14:02	14:52	-	17:02	19:22
錦町３丁目南	-	-	9:09	11:24	12:19	14:04	14:54	-	17:04	19:24
錦町３丁目北	-	-	9:09	11:24	12:19	14:04	14:54	-	17:04	19:24
飯森山公民館前	-	-	9:10	11:25	12:20	14:05	14:55	-	17:05	19:25
工業団地前	-	-	9:12	11:27	12:22	14:07	14:57	16:50	17:07	19:27
出羽遊心館・美術館	-	-	9:13	11:28	12:23	14:08	14:58	16:51	17:08	19:28
大学前（北側）	-	-	9:15	11:30	12:25	14:10	15:00	16:53	17:10	19:30
土門拳記念館前	-	-	**9:16**	**11:31**	**12:26**	**14:11**	**15:01**	**16:54**	**17:11**	**19:31**
大学前（南側）	**7:20**	**8:55**	**9:17**	**11:32**	**12:27**	**14:12**	**15:02**	**16:55**	**17:12**	**19:32**
宮野浦口	7:22	-	9:19	11:34	12:29	14:14	-	16:57	-	19:34
宮野浦	**7:23**	-	**9:20**	**11:35**	**12:30**	**14:15**	-	**16:58**	-	**19:35**
若宮町１丁目	7:24	-	9:21	11:36	12:31	14:16	-	16:59	-	19:36
酒田第二幼稚園前	7:25	-	9:22	11:37	12:32	14:17	-	17:00	-	19:37
若宮町２丁目	7:26	-	9:23	11:38	12:33	14:18	-	17:01	-	19:38
緑ケ丘二丁目公園前	7:29	-	9:26	11:41	12:36	14:21	-	17:04	-	19:41
県営川南団地前	**7:32**	**9:00**	**9:29**	**11:44**	**12:39**	**14:24**	**15:07**	**17:07**	**17:17**	**19:44**
宮野浦郵便局前	7:33	9:01	9:30	11:45	12:40	14:25	15:08	17:08	17:18	19:45
緑ケ丘１丁目	7:33	9:01	9:30	11:45	12:40	14:25	15:08	17:08	17:18	19:45
高見台	**7:34**	**9:02**	**9:31**	**11:46**	**12:41**	**14:26**	**15:09**	**17:09**	**17:19**	**19:46**
市営体育館前	7:37	9:05	9:34	11:49	12:44	14:29	15:12	17:12	17:22	19:49
山居倉庫前	**7:39**	**9:07**	**9:36**	**11:51**	**12:46**	**14:31**	**15:14**	**17:14**	**17:24**	**19:51**
上本町	7:40	9:08	9:37	11:52	12:47	14:32	15:15	17:15	17:25	19:52
本間家旧本邸前	7:41	9:09	9:38	11:53	12:48	14:33	15:16	17:16	17:26	19:53
酒田市役所前	**7:41**	**9:09**	**9:38**	**11:53**	**12:48**	**14:33**	**15:16**	**17:16**	**17:26**	**19:53**
さかた海鮮市場前	-	-	-	-	-	14:36	15:19	-	-	-
山王くらぶ前（南側）	-	-	-	-	-	14:40	15:23	-	-	-
日和山公園	-	-	-	-	-	14:41	15:24	-	-	-
山王くらぶ前（北側）	-	-	-	-	-	14:42	15:25	-	-	-
寿町	7:45	9:13	9:43	11:57	12:52	14:43	15:26	17:20	17:30	19:57
文化センター正面口	7:46	9:14	9:44	11:58	12:53	14:44	15:27	17:21	17:31	19:58
八雲神社前	7:47	9:15	9:45	11:59	12:54	14:45	15:28	17:22	17:32	19:59
酒田駅前 ②	**7:49**	**9:17**	**9:47**	**12:01**	**12:56**	**14:47**	**15:30**	**17:24**	**17:34**	**20:01**

系統	酒田駅大学線5	酒田駅大学線6	酒田駅大学線1	酒田駅大学線1	酒田駅大学線1	酒田駅大学線3	酒田駅大学線2	酒田駅大学線5	酒田駅大学線2	酒田駅大学線1
距離（Km）	11.0	7.2	19.8	19.8	19.8	22.1	18.3	13.2	16.0	19.8

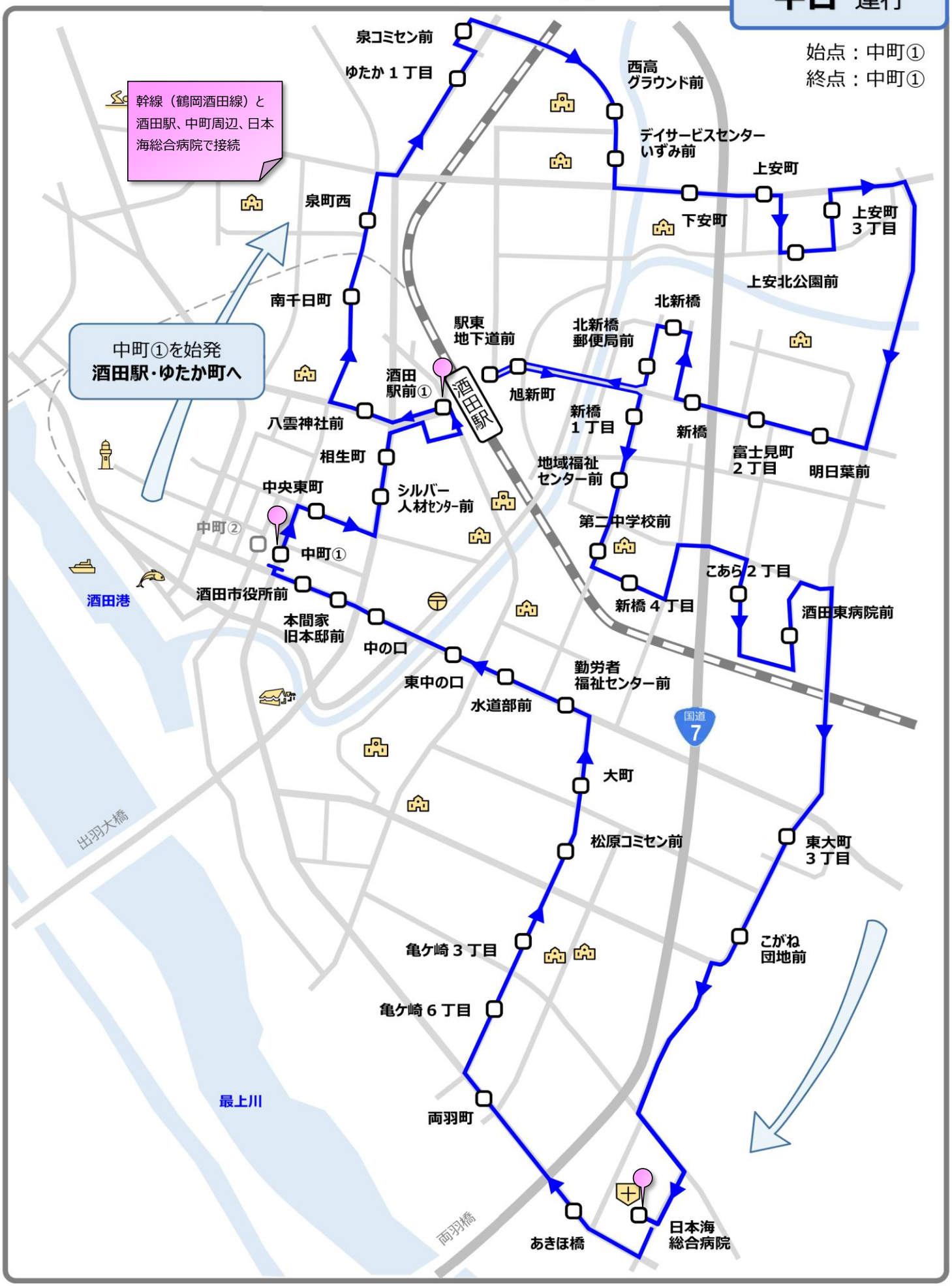
《変更》
令和４年○月

市内循環Ｃ線

るんるんバス

平日 運行

始点：中町①
終点：中町①



【市内循環C線】 中町① 発 ▶ 酒田駅前･ゆたか方面　先回り

平日運行	1便	2便	3便	4便
中町 ①	**7:10**	**10:35**	**14:00**	**17:30**
中央東町	7:11	10:36	14:01	17:31
シルバー人材センター前	7:12	10:37	14:02	17:32
相生町	7:12	10:37	14:02	17:32
酒田駅前 ①	**7:14**	**10:39**	**14:04**	**17:34**
八雲神社前	7:15	10:40	14:05	17:35
南千日町	7:17	10:42	14:07	17:37
泉町西	7:18	10:43	14:08	17:38
ゆたか１丁目	**7:20**	**10:45**	**14:10**	**17:40**
泉コミセン前	7:21	10:46	14:11	17:41
西高グラウンド前	7:24	10:49	14:14	17:44
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	7:24	10:49	14:14	17:44
下安町	7:26	10:51	14:16	17:46
上安町	7:27	10:52	14:17	17:47
上安北公園前	7:28	10:53	14:18	17:48
上安町３丁目	7:29	10:54	14:19	17:49
明日葉前	7:35	11:00	14:25	17:55
富士見町２丁目	7:35	11:00	14:25	17:55
新橋	7:37	11:02	14:27	17:57
北新橋	7:38	11:03	14:28	17:58
北新橋郵便局前	7:39	11:04	14:29	17:59
旭新町（南側）	7:41	11:06	14:31	18:01
駅東地下道前	**7:42**	**11:07**	**14:32**	**18:02**
旭新町（北側）	7:43	11:08	14:33	18:03
新橋１丁目	7:45	11:10	14:35	18:05
地域福祉センター前	7:46	11:11	14:36	18:06
第二中学校前	7:47	11:12	14:37	18:07
新橋４丁目	7:48	11:13	14:38	18:08
こあら２丁目	7:52	11:17	14:42	18:12
酒田東病院前	7:53	11:18	14:43	18:13
東大町３丁目	7:57	11:22	14:47	18:17
こがね団地前	7:58	11:23	14:48	18:18
日本海総合病院	**8:01**	**11:26**	**14:51**	**18:21**
あきほ橋	8:03	11:28	14:53	18:23
両羽町	8:06	11:31	14:56	18:26
亀ケ崎６丁目	8:07	11:32	14:57	18:27
亀ケ崎３丁目	8:08	11:33	14:58	18:28
松原コミセン前	8:09	11:34	14:59	18:29
大町	8:10	11:35	15:00	18:30
勤労者福祉センター前	8:12	11:37	15:02	18:32
水道部前	8:13	11:38	15:03	18:33
東中の口	8:14	11:39	15:04	18:34
中の口	8:15	11:40	15:05	18:35
本間家旧本邸前	8:16	11:41	15:06	18:36
酒田市役所前	8:17	11:42	15:07	18:37
中町 ①	**8:18**	**11:43**	**15:08**	**18:38**

《変更》
令和４年○月

市内循環Ｄ線

るんるんバス

平日 運行

始点：中町②
終点：中町②



【市内循環D線】 中町② 発 ▶ 亀ケ崎・日本海総合病院方面 先回り

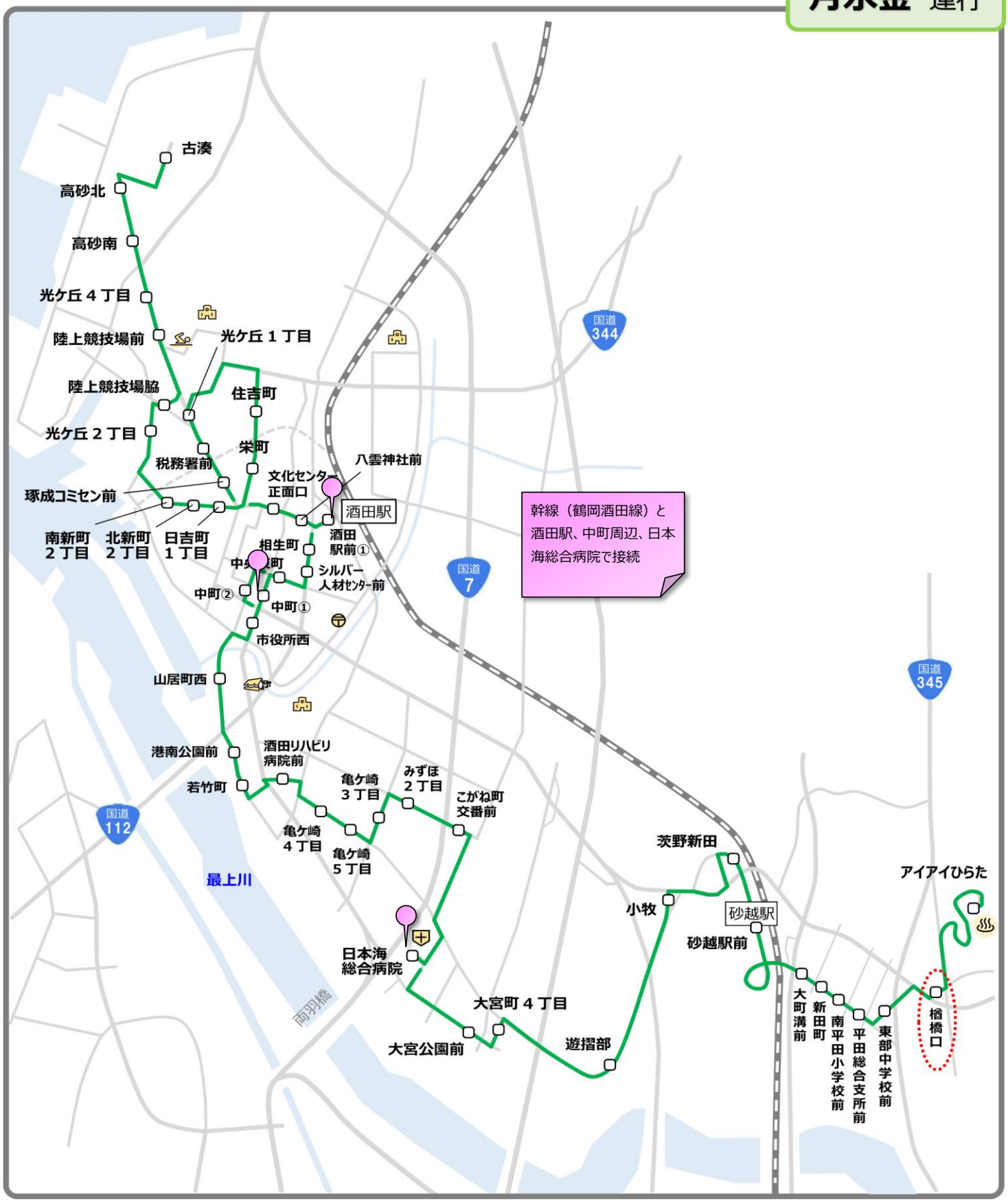
平日運行	1便	2便	3便	4便
中町 ②	**8:55**	**12:15**	**15:40**	**19:00**
本間家旧本邸前	8:57	12:17	15:42	19:02
中の口	8:58	12:18	15:43	19:03
東中の口	8:59	12:19	15:44	19:04
水道部前	9:00	12:20	15:45	19:05
勤労者福祉センター前	9:01	12:21	15:46	19:06
大町	9:03	12:23	15:48	19:08
松原コミセン前	9:04	12:24	15:49	19:09
亀ケ崎３丁目	9:05	12:25	15:50	19:10
亀ケ崎６丁目	9:06	12:26	15:51	19:11
両羽町	9:07	12:27	15:52	19:12
あきほ橋	9:10	12:30	15:55	19:15
日本海総合病院	**9:12**	**12:32**	**15:57**	**19:17**
こがね団地前	9:15	12:35	16:00	19:20
東大町３丁目	9:16	12:36	16:01	19:21
酒田東病院前	9:20	12:40	16:05	19:25
こあら２丁目	9:21	12:41	16:06	19:26
新橋４丁目	9:25	12:45	16:10	19:30
第二中学校前	9:26	12:46	16:11	19:31
地域福祉センター前	9:27	12:47	16:12	19:32
新橋１丁目	9:28	12:48	16:13	19:33
旭新町（南側）	9:30	12:50	16:15	19:35
駅東地下道前	**9:31**	**12:51**	**16:16**	**19:36**
旭新町（北側）	9:32	12:52	16:17	19:37
北新橋郵便局前	9:34	12:54	16:19	19:39
北新橋	9:35	12:55	16:20	19:40
新橋	9:36	12:56	16:21	19:41
富士見町２丁目	9:38	12:58	16:23	19:43
明日葉前	9:38	12:58	16:23	19:43
上安町３丁目	9:44	13:04	16:29	19:49
上安北公園前	9:45	13:05	16:30	19:50
上安町	9:46	13:06	16:31	19:51
下安町	9:47	13:07	16:32	19:52
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰいずみ前	9:49	13:09	16:34	19:54
西高グラウンド前	9:49	13:09	16:34	19:54
泉コミセン前	9:52	13:12	16:37	19:57
ゆたか１丁目	**9:53**	**13:13**	**16:38**	**19:58**
泉町西	9:55	13:15	16:40	20:00
南千日町	9:56	13:16	16:41	20:01
八雲神社前	9:58	13:18	16:43	20:03
酒田駅前 ①	**10:00**	**13:20**	**16:45**	**20:05**
相生町	10:01	13:21	16:46	20:06
シルバー人材センター前	10:01	13:21	16:46	20:06
中央東町	10:02	13:22	16:47	20:07
中町 ②	**10:03**	**13:23**	**16:48**	**20:08**

《変更》
令和４年○月

古湊アイアイひらた線

るんるんバス

月水金 運行



幹線（鶴岡酒田線）と酒田駅、中町周辺、日本海総合病院で接続

【古湊アイアイひらた線】 古湊 発 ▶ アイアイひらた 行き

月水金 運行	1便	2便	3便	4便
古湊	7:30	10:50	14:00	17:15
高砂北	7:32	10:52	14:02	17:17
高砂南	7:33	10:53	14:03	17:18
光ケ丘４丁目	7:35	10:55	14:05	17:20
陸上競技場前	7:36	10:56	14:06	17:21
陸上競技場脇	7:37	10:57	14:07	17:22
光ケ丘２丁目	7:38	10:58	14:08	17:23
南新町２丁目	7:39	10:59	14:09	17:24
北新町２丁目	7:40	11:00	14:10	17:25
日吉町１丁目	7:41	11:01	14:11	17:26
栄町	7:42	11:02	14:12	17:27
住吉町	7:44	11:04	14:14	17:29
光ケ丘１丁目	7:50	11:10	14:20	17:35
税務署前	7:50	11:10	14:20	17:35
琢成コミセン前	7:51	11:11	14:21	17:36
文化センター正面口	7:52	11:12	14:22	17:37
八雲神社前	7:53	11:13	14:23	17:38
酒田駅前 ①	**7:55**	**11:15**	**14:25**	**17:40**
相生町	7:56	11:16	14:26	17:41
シルバー人材センター前	7:56	11:16	14:26	17:41
中央東町	7:57	11:17	14:27	17:42
中町 ②	**7:58**	**11:18**	**14:28**	**17:43**
市役所西	7:59	11:19	14:29	17:44
山居町西	8:02	11:22	14:32	17:47
港南公園前	8:05	11:25	14:35	17:50
若竹町	8:06	11:26	14:36	17:51
酒田リハビリ病院前	8:08	11:28	14:38	17:53
亀ケ崎４丁目	8:09	11:29	14:39	17:54
亀ケ崎５丁目	8:10	11:30	14:40	17:55
亀ケ崎３丁目	8:11	11:31	14:41	17:56
みずほ２丁目	8:12	11:32	14:42	17:57
こがね町交番前	8:14	11:34	14:44	17:59
日本海総合病院	**8:17**	**11:37**	**14:47**	**18:02**
大宮公園前	8:19	11:39	14:49	18:04
大宮町４丁目	8:20	11:40	14:50	18:05
遊摺部	8:23	11:43	14:53	18:08
小牧	8:26	11:46	14:56	18:11
茨野新田	8:28	11:48	14:58	18:13
砂越駅前	**8:29**	**11:49**	**14:59**	**18:14**
大町溝前	8:31	11:51	15:01	18:16
新田町	8:32	11:52	15:02	18:17
南平田小学校前	8:33	11:53	15:03	18:18
平田総合支所前	8:34	11:54	15:04	18:19
東部中学校前	8:36	11:56	15:06	18:21
楢橋口	8:37	11:57	15:07	18:22
アイアイひらた	8:43	12:03	15:13	18:28

名前どうする？
それともバス停不要？

【古湊アイアイひらた線】 アイアイひらた 発 ▶ 古湊 行き

月水金 運行	1便	2便	3便	4便
アイアイひらた	**9:10**	**12:25**	**15:35**	**18:50**
楢橋口	9:16	12:31	15:41	18:56
東部中学校前	9:17	12:32	15:42	18:57
平田総合支所前	9:19	12:34	15:44	18:59
南平田小学校前	9:20	12:35	15:45	19:00
新田町	9:21	12:36	15:46	19:01
大町溝前	9:22	12:37	15:47	19:02
砂越駅前	**9:24**	**12:39**	**15:49**	**19:04**
茨野新田	9:25	12:40	15:50	19:05
小牧	9:27	12:42	15:52	19:07
遊摺部	9:30	12:45	15:55	19:10
大宮町４丁目	9:33	12:48	15:58	19:13
大宮公園前	9:34	12:49	15:59	19:14
日本海総合病院	**9:36**	**12:51**	**16:01**	**19:16**
こがね町交番前	9:39	12:54	16:04	19:19
みずほ２丁目	9:41	12:56	16:06	19:21
亀ケ崎３丁目	9:42	12:57	16:07	19:22
亀ケ崎５丁目	9:43	12:58	16:08	19:23
亀ケ崎４丁目	9:44	12:59	16:09	19:24
酒田リハビリ病院前	9:45	13:00	16:10	19:25
若竹町	9:47	13:02	16:12	19:27
港南公園前	9:48	13:03	16:13	19:28
山居町西	9:51	13:06	16:16	19:31
市役所西	9:54	13:09	16:19	19:34
中町 ①	**9:55**	**13:10**	**16:20**	**19:35**
中央東町	9:56	13:11	16:21	19:36
シルバー人材センター前	9:57	13:12	16:22	19:37
相生町	9:57	13:12	16:22	19:37
酒田駅前 ①	**9:59**	**13:14**	**16:24**	**19:39**
八雲神社前	10:00	13:15	16:25	19:40
文化センター正面口	10:01	13:16	16:26	19:41
琢成コミセン前	10:02	13:17	16:27	19:42
税務署前	10:03	13:18	16:28	19:43
光ケ丘１丁目	10:03	13:18	16:28	19:43
住吉町	10:09	13:24	16:34	19:49
栄町	10:11	13:26	16:36	19:51
日吉町１丁目	10:12	13:27	16:37	19:52
北新町２丁目	10:13	13:28	16:38	19:53
南新町２丁目	10:14	13:29	16:39	19:54
光ケ丘２丁目	10:15	13:30	16:40	19:55
陸上競技場脇	10:16	13:31	16:41	19:56
陸上競技場前	10:17	13:32	16:42	19:57
光ケ丘４丁目	10:18	13:33	16:43	19:58
高砂南	10:20	13:35	16:45	20:00
高砂北	10:21	13:36	16:46	20:01
古湊	10:23	13:38	16:48	20:03

表６　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
酒田市	酒田市	1	(3) 市内循環C線 (4) 市内循環D線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R4.5			一括
		2	（ ）								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表１０）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	酒田市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	41,600
交通不便地域等	5,594

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
5,594	旧平田町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項及び第2項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

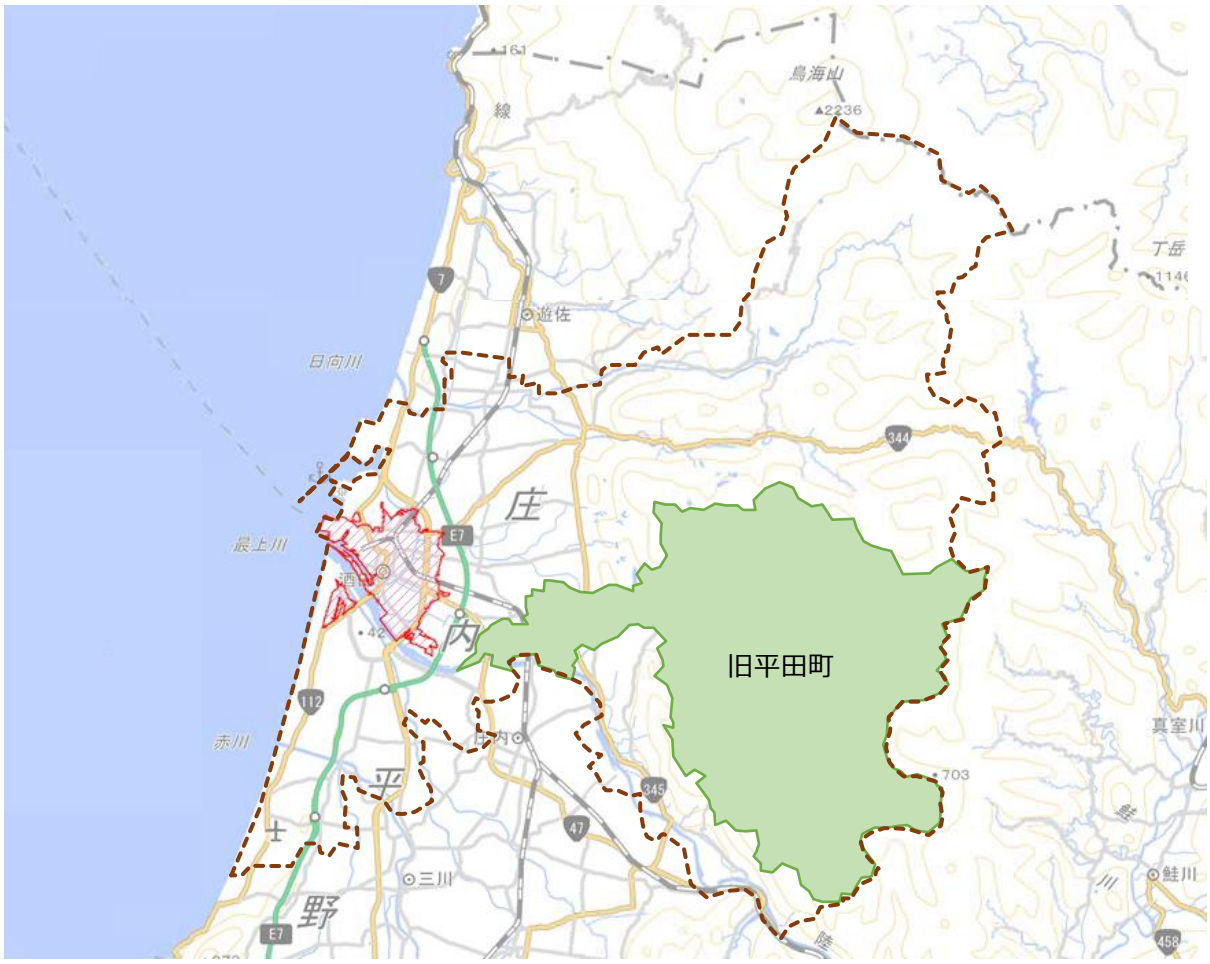
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

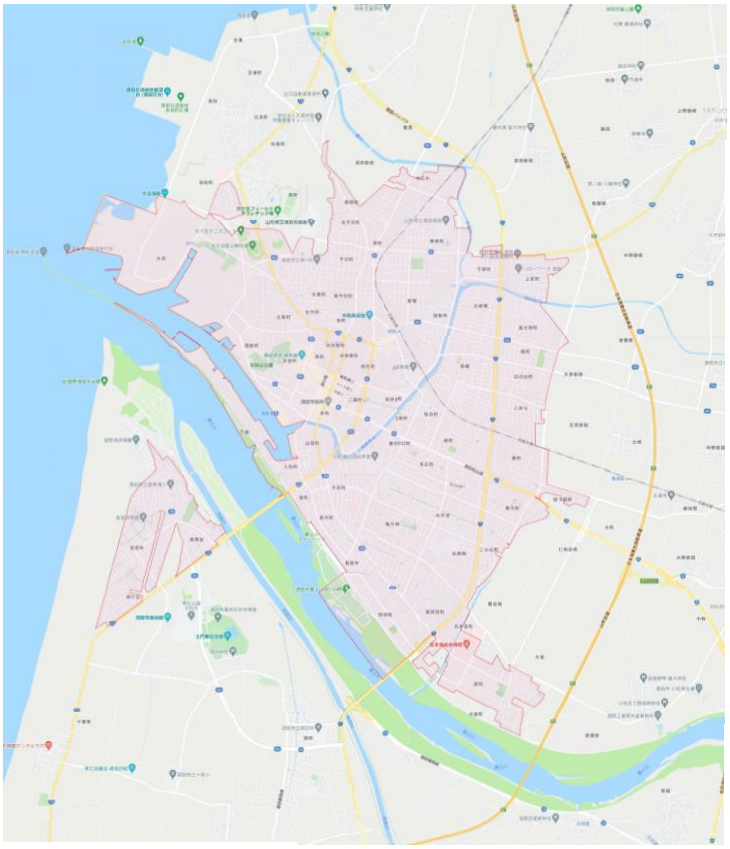
（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

酒田市の人口集中地区（R2 年 国勢調査）と 交通不便地域（旧平田町）



酒田市
人口集中地区　拡大図
（R2 年 国勢調査）



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　新庄市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（新庄市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（新庄市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。
・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 1,900 人、県内 1,300 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.3 回／人（直近年度の実績 10,132 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）

市営バス：14,800,000 円（直近年度の実績 16,662,740 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,401 人）

土内路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.5%）

土内路線への市負担額 2,400,000 円（直近年度の実績 3,405,053 円）

芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,271 人）

芦沢路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.0%）

芦沢路線への市負担額 1,340,000 円（直近年度の実績 1,925,608 円）

まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 6,460 人）

まちなか循環線路線の収支率：32%以上（直近年度の実績 36.0%）

まちなか循環線路線への市負担額 11,000,000 円（直近年度の実績 11,332,079 円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線について、その運行に係る費用総額23,528,940円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 また、新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る12年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を1台購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.3 回／人（直近年度の実績 10,132 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）

市営バス：14,800,000 円（直近年度の実績 16,662,740 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,401 人）

土内路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.5%）

土内路線への市負担額 2,400,000 円（直近年度の実績 3,405,053 円）

芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,271 人）

芦沢路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.0%）

芦沢路線への市負担額 1,340,000 円（直近年度の実績 1,925,608 円）

まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 6,460 人）

まちなか循環線路線の収支率：32%以上（直近年度の実績 36.0%）

まちなか循環線路線への市負担額 11,000,000 円（直近年度の実績 11,332,079 円）

（２）事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額 480 万円は、新庄市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助金は新庄市の収入となる。

別　紙

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇 新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 10 月 15 日（第 1 回）：令和 2 年度における市営バスの利用状況、新庄市地域公共交通網形成計画の進捗状況について、土内線・芦沢線の車両更新について　等

・令和 4 年 1 月 25 日（第 2 回）：デマンド型乗合タクシーの実証運行について、地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について　等

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

・令和 3 年 6 月 28 日及び 29 日（第 1 回地区座談会）
デマンド型乗合タクシーの事例紹介、地区住民と地域の実情について意見交換　等

・令和 3 年 8 月 19 日及び 20 日（第 2 回地区座談会）
デマンド型乗合タクシーが必要とされる方を地区役員と共にマップに落とし込み現状を把握、地区住民とデマンド型乗合タクシーの運行内容について意見交換　等

・令和 3 年 10 月 21 日及び 29 日（第 3 回地区座談会）
デマンド型乗合タクシーの運用案を提示、住民への周知方法について意見交換　等

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

別　紙

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県新庄市沖の町 10 番 37 号
（所　属）新庄市総合政策課　企画政策室
（氏　名）中嶋　祐樹
（電　話）0233-22-2115
（e-mail）seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	243日	972回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	243日	972回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(3) 土内線	県立新庄病院前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	245日	490回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往12.5km 復12.5km	245日	490回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	243日	972回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	243日	972回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(3) 土内線	県立新庄病院前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	244日	488回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往12.5km 復12.5km	244日	488回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(2) まちなか循環左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
	新庄市	(3) 土内線	県立新庄病院前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	244日	488回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新庄病院前	本宮町	芦沢	往12.5km 復12.5km	244日	488回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院で地域間幹線系統金山線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

まちなか循環右回り線路線図
（補助対象幹線系統との結節点）

山交バス（金山線）

鍛冶町停留所で接続

万場町停留所で接続

横町停留所で接続

新庄駅前停留所で接続

老人福祉センター前停留所で接続

県立病院前停留所で接続

①, ⑱, ㊲

②

③

④

⑤

⑥

⑦, ⑲

⑧, ⑳

⑨, ㉑

⑩, ㉒

⑪, ㉓

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰, ㊱

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

まちなか循環左回り線路線図
（補助対象幹線系統との結節点）

山交バス（金山線）

鍛冶町停留所で接続

万場町停留所で接続

横町停留所で接続

新庄駅前停留所で接続

県立病院前停留所で接続

老人福祉センター前停留所で接続

①, ⑱, ㊲
②, ⑲
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧, ㉜
⑨, ㉝
⑩, ㉞
⑪, ㉟
⑫, ㊱
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛

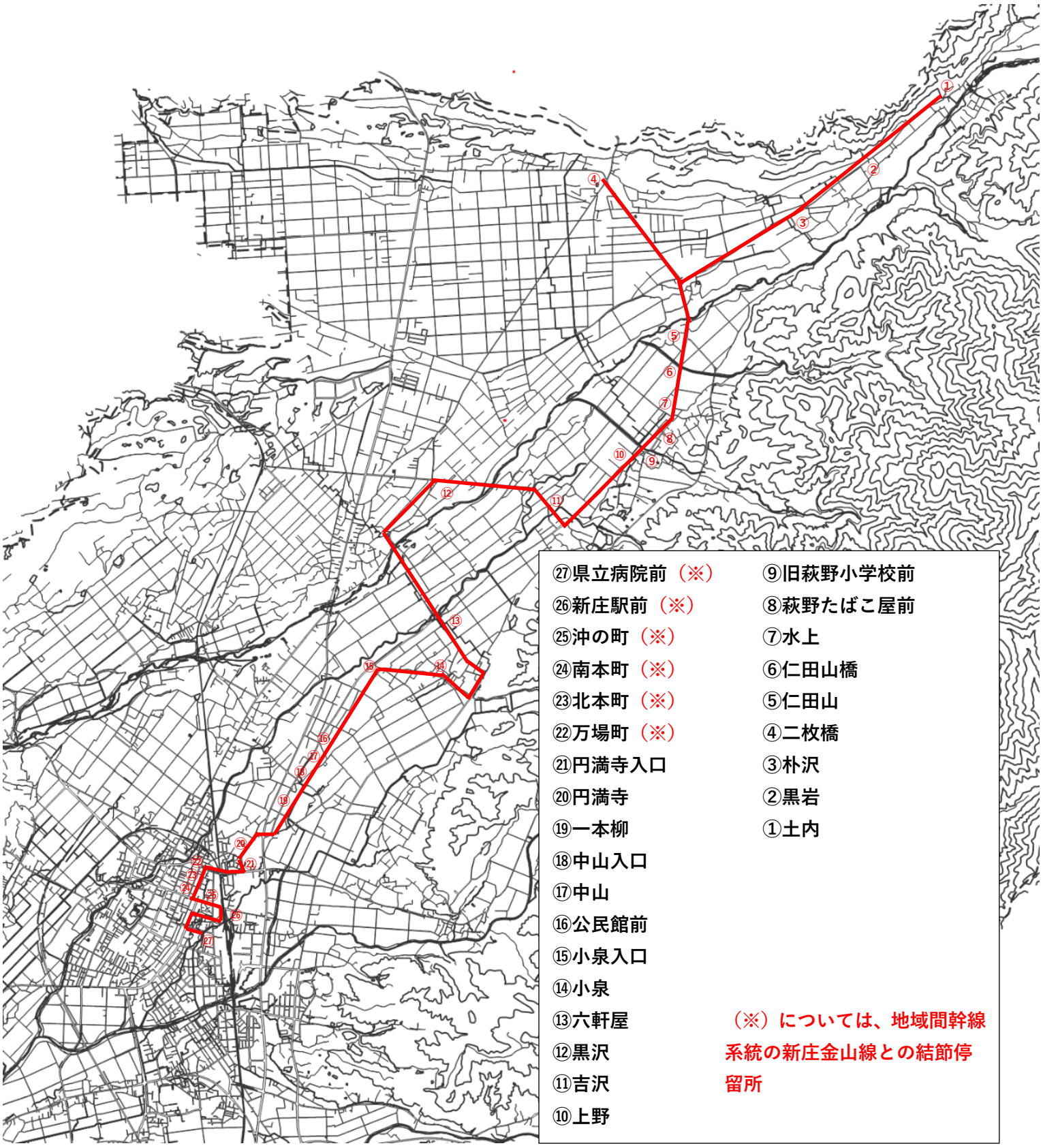
芦　沢　線　路　線　図



㉓県立病院前（※）
㉒新庄駅前（※）
㉑沖の町（※）
⑳南本町十字路
⑲清水川町
⑱荘内銀行前
⑰ヨークベニマル新庄下田店前
⑯鉄砲町
⑮金沢
⑭松枝
⑬玉の木町
⑫新松本町
⑪神室産業高校前
⑩最上学園前
⑨本宮町
⑧東高前
⑦野際団地前
⑥一本杉
⑤角沢
④角沢公民館前
③志津
②芦沢公民館前
①芦沢

（※）については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

土　内　線　路　線　図



㉗県立病院前（※）
㉖新庄駅前（※）
㉕沖の町（※）
㉔南本町（※）
㉓北本町（※）
㉒万場町（※）
㉑円満寺入口
⑳円満寺
⑲一本柳
⑱中山入口
⑰中山
⑯公民館前
⑮小泉入口
⑭小泉
⑬六軒屋
⑫黒沢
⑪吉沢
⑩上野
⑨旧萩野小学校前
⑧萩野たばこ屋前
⑦水上
⑥仁田山橋
⑤仁田山
④二枚橋
③朴沢
②黒岩
①土内

（※）については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

まちなか循環線時刻表

右回り	第1便	第3便	第5便	第7便	左回り	第2便	第4便	第6便	第8便
新庄駅前	7:20	10:00	13:10	15:50	新庄駅前	8:32	11:12	14:22	17:02
野球場前	7:25	10:05	13:15	15:55	県立病院前	8:36	11:16	14:26	17:06
東山町	7:25	10:05	13:15	15:55	清水川町	8:39	11:19	14:29	17:09
東山薬局前	7:26	10:06	13:16	15:56	ヨークベニマル新庄下田店前	8:42	11:22	14:32	17:12
ヤマザワ新庄店前	7:30	10:10	13:20	16:00	新町	8:45	11:25	14:35	17:15
同人社前	7:31	10:11	13:21	16:01	千門町	8:47	11:27	14:37	17:17
JA新庄市前	7:35	10:15	13:25	16:05	ペットクリニック山科前	8:48	11:28	14:38	17:18
市役所前	7:36	10:16	13:26	16:06	老人福祉センター前	8:50	11:30	14:40	17:20
図書館前	7:37	10:17	13:27	16:07	小田島町	8:51	11:31	14:41	17:21
小田島町	7:38	10:18	13:28	16:08	図書館前	8:52	11:32	14:42	17:22
老人福祉センター前	7:39	10:19	13:29	16:09	市役所前	8:53	11:33	14:43	17:23
ナカムラ薬局前	7:41	10:21	13:31	16:11	JA新庄市前	8:54	11:34	14:44	17:24
千門町	7:42	10:22	13:32	16:12	同人社前	8:57	11:37	14:47	17:27
新町	7:44	10:24	13:34	16:14	ヤマザワ新庄店前	8:58	11:38	14:48	17:28
ヨークベニマル新庄下田店前	7:46	10:26	13:36	16:16	わかば調剤薬局東山店前	9:02	11:42	14:52	17:32
清水川町	7:49	10:29	13:39	16:19	東山町	9:03	11:43	14:53	17:33
県立病院前	7:52	10:32	13:42	16:22	野球場前	9:03	11:43	14:53	17:33
新庄駅前	7:56	10:36	13:46	16:26	新庄駅前	9:08	11:48	14:58	17:38
JA新庄市前	7:58	10:38	13:48	16:28	県立病院前	9:12	11:52	15:02	17:42
市役所前	7:59	10:39	13:49	16:29	住吉町	9:16	11:56	15:06	17:46
図書館前	8:00	10:40	13:50	16:30	横町	9:17	11:57	15:07	17:47
小田島町	8:01	10:41	13:51	16:31	万場町	9:18	11:58	15:08	17:48
老人福祉センター前	8:02	10:42	13:52	16:32	マックスバリュ新庄店	9:21	12:01	15:11	17:51
堀端町	8:04	10:44	13:54	16:34	円満寺入口	9:23	12:03	15:13	17:53
北高口	8:06	10:46	13:56	16:36	鍛冶町	9:25	12:05	15:15	17:55
川原町	8:06	10:46	13:56	16:36	渡部餅屋前	9:26	12:06	15:16	17:56
郷野目ストア桧町店前	8:07	10:47	13:57	16:37	小桧室団地	9:27	12:07	15:17	17:57
小桧室団地	8:09	10:49	13:59	16:39	郷野目ストア桧町店前	9:29	12:09	15:19	17:59
渡部餅屋前	8:10	10:50	14:00	16:40	川原町	9:30	12:10	15:20	18:00
鍛冶町	8:11	10:51	14:01	16:41	北高口	9:30	12:10	15:20	18:00
マックスバリュ新庄店	8:14	10:54	14:04	16:44	堀端町	9:32	12:12	15:22	18:02
円満寺入口	8:16	10:56	14:06	16:46	老人福祉センター前	9:34	12:14	15:24	18:04
万場町	8:19	10:59	14:09	16:49	小田島町	9:35	12:15	15:25	18:05
横町	8:20	11:00	14:10	16:50	図書館前	9:36	12:16	15:26	18:06
住吉町	8:21	11:01	14:11	16:51	市役所前	9:37	12:17	15:27	18:07
県立病院前	8:24	11:04	14:14	16:54	JA新庄市前	9:38	12:18	15:28	18:08
新庄駅前	8:28	11:08	14:18	16:58	新庄駅前	9:40	12:20	15:30	18:10

土内線時刻表

土内線　上り	第1便	第3便	土内線　下り	第2便	第4便
土内	7:40	13:50	県立病院前	13:00	15:40
黒岩	7:41	13:51	新庄駅前	13:03	15:43
朴沢	7:42	13:52	沖の町	13:04	15:44
二枚橋	7:46	13:56	南本町	13:05	15:45
仁田山	7:50	14:00	北本町	13:06	15:46
仁田山橋	7:51	14:01	万場町	13:08	15:48
水上	7:52	14:02	円満寺入口	13:10	15:50
萩野たばこ屋前	7:53	14:03	円満寺	13:10	15:50
旧萩野小学校前	7:53	14:03	一本柳	13:12	15:52
上野	7:54	14:04	中山入口	13:12	15:52
吉沢	7:55	14:05	中山	13:13	15:53
黒沢	7:56	14:06	公民館前	13:13	15:53
六軒屋	8:00	14:10	小泉入口	13:14	15:54
小泉	8:03	14:13	小泉	13:17	15:57
小泉入口	8:06	14:16	六軒屋	13:20	16:00
公民館前	8:07	14:17	黒沢	13:24	16:04
中山	8:07	14:17	吉沢	13:25	16:05
中山入口	8:08	14:18	上野	13:26	16:06
一本柳	8:08	14:18	旧萩野小学校前	13:27	16:07
円満寺	8:10	14:20	萩野たばこ屋前	13:27	16:07
円満寺入口	8:10	14:20	水上	13:28	16:08
万場町	8:12	14:22	仁田山橋	13:29	16:09
北本町	8:14	14:24	仁田山	13:30	16:10
南本町	8:15	14:25	二枚橋	13:34	16:14
沖の町	8:16	14:26	朴沢	13:38	16:18
新庄駅前	8:17	14:27	黒岩	13:39	16:19
県立病院前	8:20	14:30	土内	13:40	16:20

芦沢線時刻表

芦沢線　上り	第1便	第3便	芦沢線　下り	第2便	第4便
芦沢	9:00	11:39	県立病院前	11:00	14:40
芦沢公民館前	9:01	11:40	新庄駅前	11:03	14:43
志津	9:03	11:42	沖の町	11:04	14:44
角沢公民館前	9:05	11:44	南本町十字路	ー	ー
角沢	9:06	11:45	清水川町	11:05	14:45
一本杉	9:07	11:46	荘内銀行前	11:06	14:46
野際団地前	9:09	11:48	ヨークベニマル新庄下田店前	11:08	14:48
東高前	9:09	11:48	鉄砲町	ー	ー
本宮町	9:10	11:49	金沢	11:12	14:52
最上学園前	9:11	11:50	松枝	11:14	14:54
神室産業高校前	9:12	11:51	玉の木町	11:16	14:56
新松本町	9:13	11:52	新松本町	11:16	14:56
玉の木町	9:13	11:52	神室産業高校前	11:17	14:57
松枝	9:15	11:54	最上学園前	11:18	14:58
金沢	9:17	11:56	本宮町	11:19	14:59
鉄砲町	9:19	11:58	東高前	11:20	15:00
ヨークベニマル新庄下田店前	9:20	11:59	野際団地前	11:20	15:00
荘内銀行前	9:22	12:01	一本杉	11:22	15:02
清水川町	9:23	12:02	角沢	11:23	15:03
南本町十字路	9:24	12:03	角沢公民館前	11:24	15:04
沖の町	9:25	12:04	志津	11:26	15:06
新庄駅前	9:26	12:05	芦沢公民館前	11:28	15:08
県立病院前	9:29	12:08	芦沢	11:29	15:09

表６　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
新庄市	新庄市	1	(3)　土内線	小型車両			14	令和4年10月購入予定			一括
	新庄市	2	(4)　芦沢線								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表１０）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新庄市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	18,041
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
新庄市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

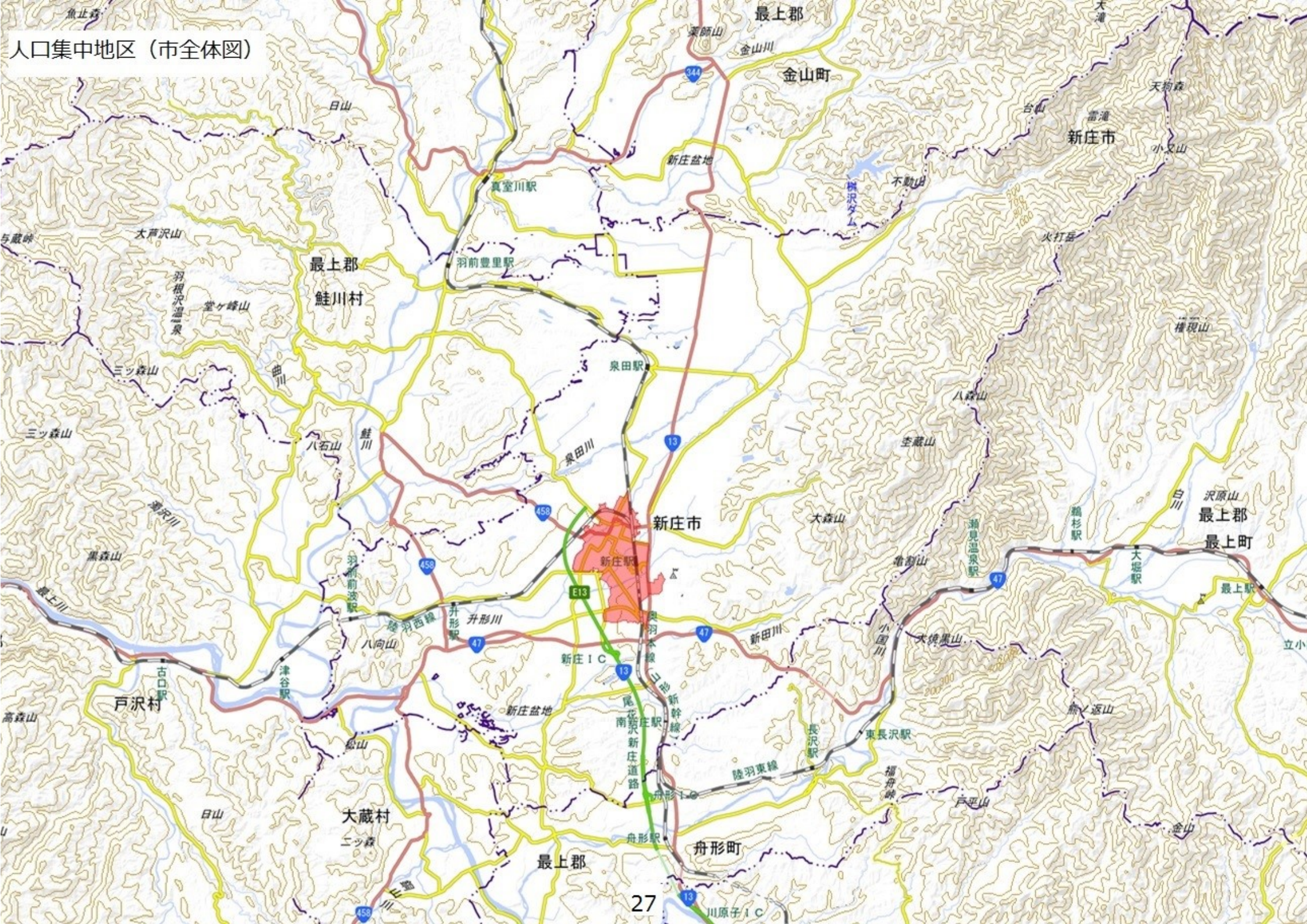
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

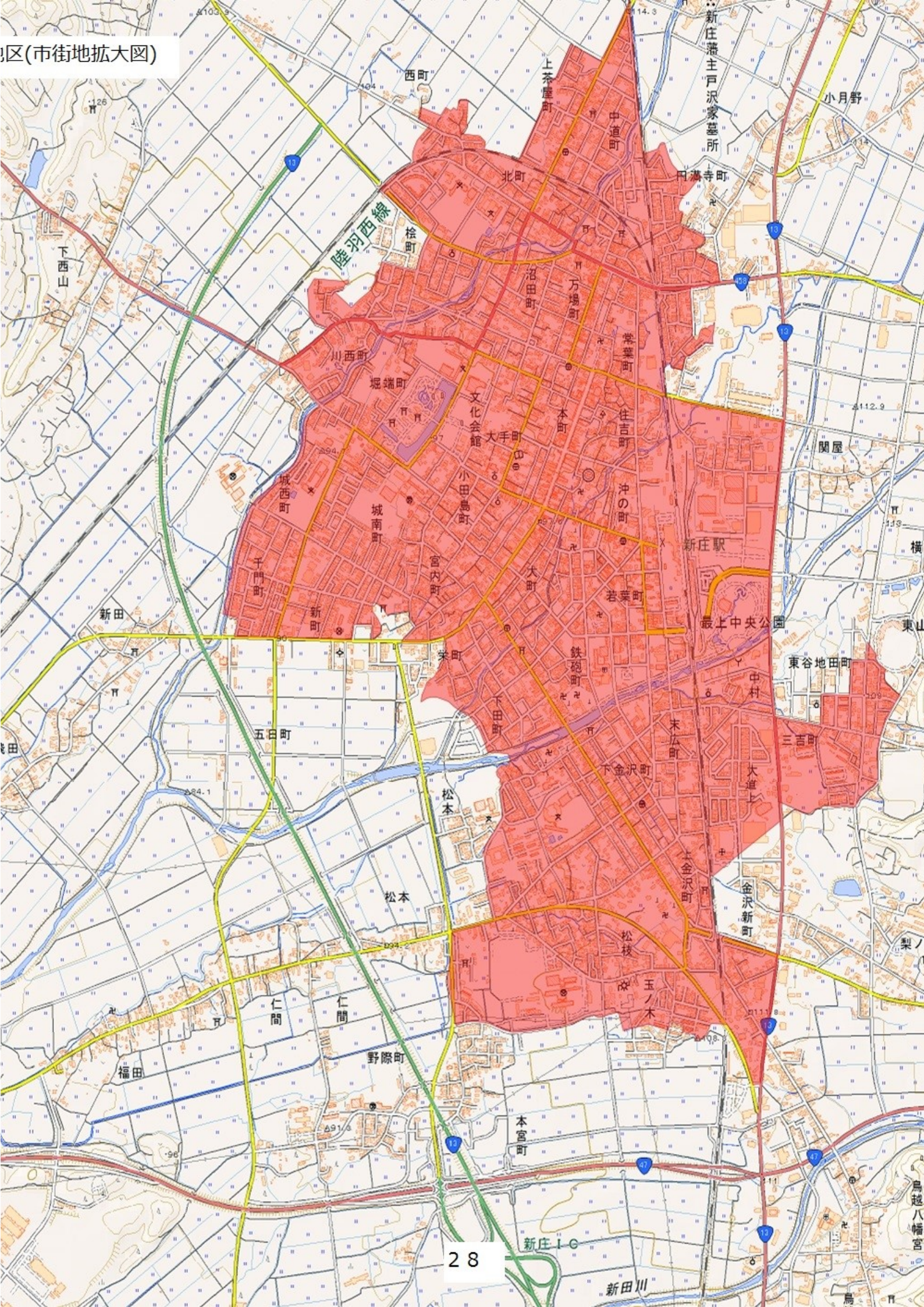
5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

人口集中地区（市全体図）


最上郡
金山町
新庄市
最上郡
鮭川村
新庄市
最上郡
最上町
戸沢村
大蔵村
最上郡
舟形町
新庄盆地
新庄駅
泉田駅
羽前豊里駅
真室川駅
新庄ＩＣ
舟形ＩＣ
川原子ＩＣ
尾花沢新庄道路
奥羽本線
陸羽西線
陸羽東線
新幹線
E13
458
47
344


地区(市街地拡大図)
陸羽西線
新庄駅
最上中央公園
新庄ＩＣ
新田川
上金沢町
下金沢町
金沢新町
松本
本宮町
野際町
仁間
福田
五日町
新田
東谷地田町
三吉町
関屋
小月野
円満寺町
新庄藩主戸沢家墓所
上茶屋町
西町
北町
中道町
桧町
下西山
沼田町
万場町
常葉町
川西町
堀端町
文化会館
大手町
本町
住吉町
城西町
城南町
小田島町
沖の町
千門町
新町
宮内町
大町
若葉町
栄町
鉄砲町
下田町
中村
末広町
大道上
松枝
玉ノ木
横
東山
梨ノ
鳥越八幡宮

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　寒河江市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・寒河江市地域公共交通会議において、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（寒河江市）
・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（寒河江市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（寒河江市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（寒河江市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（寒河江市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（寒河江市）
・交通系 IC カードの導入やサービスの連携の検討（寒河江市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、市報や SNS、チラシ等の活用による周知の徹底（寒河江市）
・域内の幹線系統も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる広域公共交通マップ等の周知による利用促進（西村山地域広域連携協議会・寒河江市）
・新規利用者の増加を図るために、公共交通体験会等の実施を検討（寒河江市、事業者）
・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施（寒河江市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

「表１」のとおり

別　紙

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・寒河江市目標値（目標年度 R7）

県外 2,300 人、県内 900 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・寒河江市の目標値（目標年度 R7）

0.66 回／人（直近年度の実績：0.63 回／人の約 105%）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の寒河江市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・寒河江市目標値（目標年度 R7）

市内循環バス：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円の約 90%）

デマンド交通：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円の約 90%）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約 105%を目標）

・市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,641 人以上

（直近年度の実績：4,420 人）

・デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,116 人以上

（直近年度の実績：2,968 人）

・市内循環バスの収支率：　5.7%以上（直近年度の実績：　5.4%）

・デマンド交通の収支率：10.9%以上（直近年度の実績：10.4%）

・市内循環バスへの寒河江市負担額：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円）

・デマンド交通への寒河江市負担額：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額（23,339 千円）のうち、寒河江市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 　また、上記の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

別　紙

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 寒河江市市地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 9 月 17 日（第 1 回：書面開催）
通院手段利便性向上に向けたモニター試験運行について
地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

・令和 3 年 10 月 19 日（第 2 回：書面開催）
「寒河江～谷地線」の路線延長について
「山形駅前（山形道）谷地線」の「ひなの湯・産直センター前」バス停移設について
「谷地（寒河江）宮宿線」一部路線廃止および一部停留所廃止について
大江町乗合タクシーモニター試験運行について

・令和 4 年 1 月 18 日（第 3 回：書面開催）
地域公共交通確保維持改善事業（令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）に関する事業評価について

・令和 4 年 2 月 17 日（第 4 回：書面開催）
寒河江市デマンドタクシーの共通乗降場の見直しについて

＜令和 4 年度＞

・

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

別　紙

１０．利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために２地区の町会長連合会長及び１地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から１名の方にそれぞれ就任いただいており、地域の実態に基づき様々なご意見をいただいている。 なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
「表５」のとおり
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
対象なし
（２）交通手段の検討状況
対象なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県寒河江市中央一丁目 9 番 45 号
（所　属）山形県　寒河江市　企画創成課
（氏　名）主事　鈴木　すみれ
（電　話）0237-85-1413
（e-mail）seisaku@city.sagae.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往　km 復　km	241日	1205回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6)　田代、谷沢		田代、谷沢		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往　km 復　km	239日	1195回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6)　田代、谷沢		田代、谷沢		往　km 復　km	239日	956回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

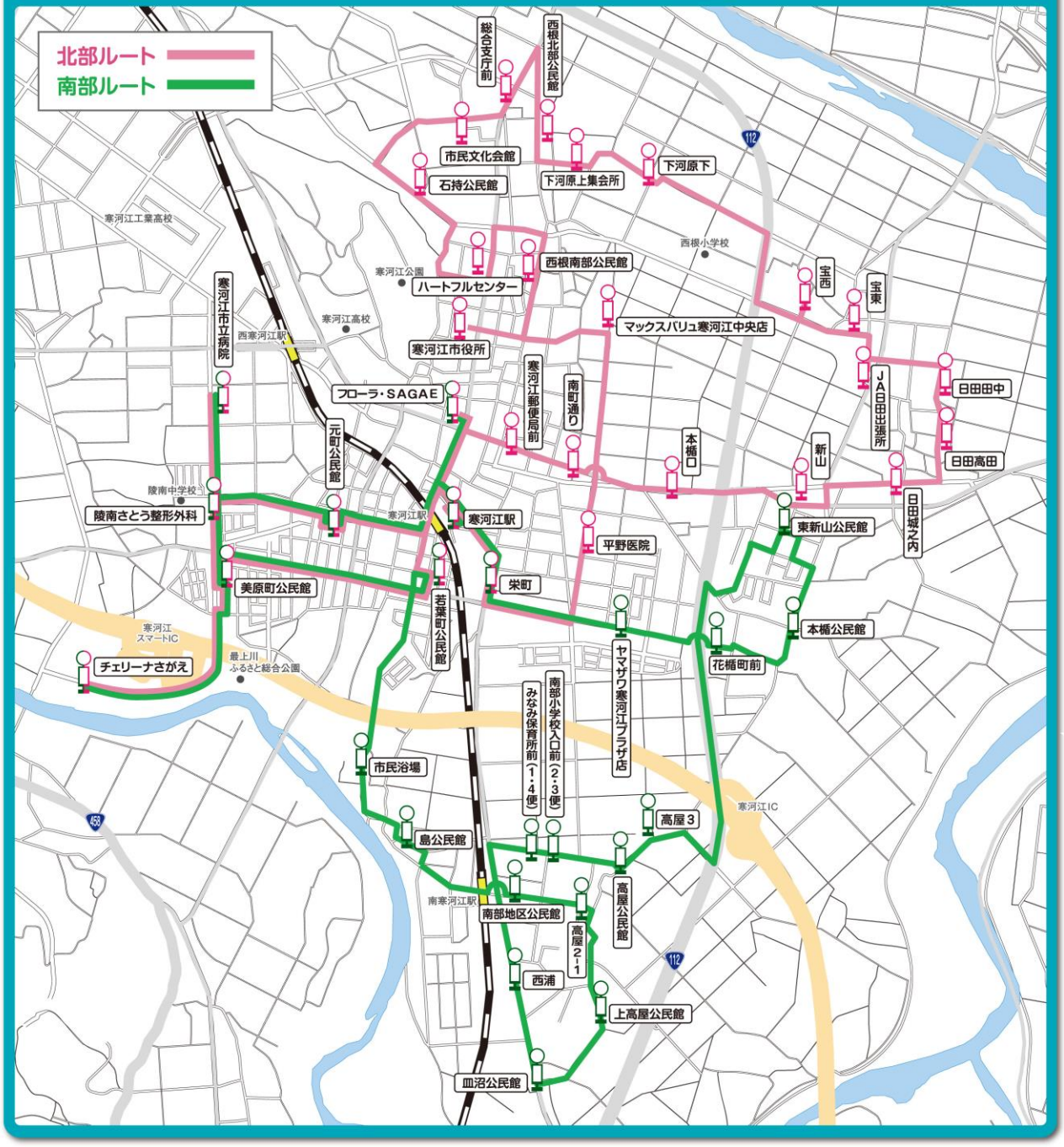
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
寒河江市	中央タクシー株式会社	(1)　北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2)　北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー株式会社	(3)　南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4)　南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復　循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往　km 復　km	240日	1200回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6)　田代、谷沢		田代、谷沢		往　km 復　km	240日	960回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

ルート別路線図


北部ルート
南部ルート
総合支庁前
西根北部公民館
市民文化会館
石持公民館
下河原上集会所
下河原下
西根小学校
西根南部公民館
寒河江工業高校
寒河江公園
ハートフルセンター
寒河江高校
マックスバリュ寒河江中央店
宝西
宝東
寒河江市立病院
西寒河江駅
寒河江市役所
寒河江郵便局前
南町通り
JA日田出張所
日田田中
フローラ・SAGAE
本楯口
新山
日田高田
元町公民館
陵南中学校
陵南さとう整形外科
寒河江駅
寒河江駅
東新山公民館
日田城之内
平野医院
美原町公民館
若葉町公民館
栄町
寒河江
スマートIC
本楯公民館
チェリーナさがえ
最上川ふるさと総合公園
花楯町前
ヤマザワ寒河江プラザ店
南部小学校入口前（2・3便）
みなみ保育所前（1・4便）
市民浴場
寒河江IC
高屋３
島公民館
南寒河江駅
南部地区公民館
高屋公民館
高屋２-１
西浦
上高屋公民館
皿沼公民館

運行ダイヤ（北部ルート）　１、２便　右回り、３、４便　左回り

バス停名	1便	2便
寒河江駅	7:20	9:15
フローラ SAGAE	7:23	9:18
寒河江郵便局前	7:25	9:20
南町通り	7:26	9:21
本楯口	7:27	9:22
新山	7:30	9:25
日田城之内	7:32	9:27
日田高田	7:33	9:28
日田田中	7:34	9:29
JA 日田出張所	7:36	9:31
宝東	7:37	9:32
宝西	7:38	9:33
下河原下	7:42	9:37
下河原上集会所	7:44	9:39
西根北部公民館	7:46	9:41
総合支庁前	7:48	9:43
市民文化会館	7:50	9:45
石持公民館	7:52	9:47
ハートフルセンター	7:55	9:50
西根南部公民館	7:58	9:53
寒河江市役所	8:00	9:55
マックスバリュ寒河江中央店	8:02	9:57
平野医院	8:05	10:00
栄町	8:08	10:03
寒河江駅	8:10	10:05
元町公民館	8:13	10:08
寒河江市立病院	8:16	10:11
陵南さとう整形外科	8:17	10:12
チェリーナさがえ	8:20	10:15
美原町公民館	8:22	10:17
若葉町公民館	8:26	10:21
寒河江駅	8:28	10:23

バス停名	3便	4便
寒河江駅	10:40	13:20
若葉町公民館	10:42	13:22
美原町公民館	10:46	13:26
チェリーナさがえ	10:48	13:28
陵南さとう整形外科	10:51	13:31
寒河江市立病院	10:52	13:32
元町公民館	10:55	13:35
寒河江駅	10:58	13:38
栄町	11:00	13:41
平野医院	11:03	13:43
マックスバリュ寒河江中央店	11:06	13:46
寒河江市役所	11:08	13:48
西根南部公民館	11:10	13:50
ハートフルセンター	11:13	13:53
石持公民館	11:16	13:56
市民文化会館	11:18	13:58
総合支庁前	11:20	14:00
西根北部公民館	11:22	14:02
下河原上集会所	11:24	14:04
下河原下	11:26	14:06
宝西	11:30	14:10
宝東	11:31	14:11
JA 日田出張所	11:32	14:12
日田田中	11:34	14:14
日田高田	11:35	14:15
日田城之内	11:36	14:16
新山	11:38	14:18
本楯口	11:41	14:21
南町通り	11:42	14:22
寒河江郵便局前	11:43	14:23
フローラ SAGAE	11:45	14:25
寒河江駅	11:48	14:28

運行ダイヤ（南部ルート）　１、４便　右回り、２、３便　左回り

バス停名	1便	4便
寒河江駅	7:50	13:00
栄町	7:52	13:02
ヤマザワ寒河江プラザ店	7:54	13:04
花楯町前	7:56	13:06
本楯公民館	7:58	13:08
東新山公民館	8:01	13:11
高屋3	8:07	13:17
高屋公民館	8:08	13:18
南部小学校入口前	8:10	13:20
西浦	8:13	13:23
皿沼公民館	8:15	13:25
上高屋公民館	8:17	13:27
高屋2－1	8:19	13:29
南部地区公民館	8:20	13:30
島公民館	8:22	13:32
市民浴場	8:24	13:34
若葉町公民館	8:28	13:38
美原町公民館	8:32	13:42
チェリーナさがえ	8:35	13:45
陵南さとう整形外科	8:39	13:49
寒河江市立病院	8:41	13:51
元町公民館	8:44	13:54
フローラ SAGAE	8:49	13:59
寒河江駅	8:52	14:02

バス停名	2便	3便
寒河江駅	9:50	11:10
フローラ SAGAE	9:53	11:13
元町公民館	9:58	11:18
寒河江市立病院	10:01	11:21
陵南さとう整形外科	10:03	11:23
チェリーナさがえ	10:07	11:27
美原町公民館	10:10	11:30
若葉町公民館	10:14	11:34
市民浴場	10:18	11:38
島公民館	10:20	11:40
南部地区公民館	10:22	11:42
高屋2－1	10:23	11:43
上高屋公民館	10:25	11:45
皿沼公民館	10:27	11:47
西浦	10:29	11:49
みなみ保育所前	10:32	11:52
高屋公民館	10:34	11:54
高屋3	10:35	11:55
東新山公民館	10:41	12:01
本楯公民館	10:44	12:04
花楯町前	10:46	12:06
ヤマザワ寒河江プラザ店	10:48	12:08
栄町	10:50	12:10
寒河江駅	10:52	12:12



（ア）幸生エリア

（イ）田代エリア

（ウ）醍醐・三泉エリア

（エ）谷沢エリア

（オ）中郷エリア

令和4年5月1日改定

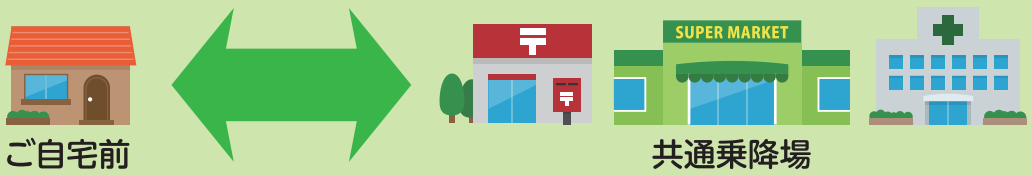
事前登録・予約制

寒河江市デマンドタクシー チェリン号GO

路線バスなどが走っていない地域の乗合タクシーです！
ご自宅前と共通乗降場間を走ります！



寒河江市
イメージキャラクター
「チェリン」



ご自宅前　共通乗降場

運行日
月曜日から金曜日
（土曜日、日曜日、祝日、8月13～16日、12月29日～1月3日は運休）

運行回数・時間
1日7便
午前の便▶7:30発・9:00発・10:30発・12:00発
午後の便▶1:30発・3:00発・5:30発
（タクシー会社の車庫を出発する時間です。）

共通乗降場
公共施設等・市内医療機関・調剤薬局・金融機関等・食品スーパーマーケット
※詳しくは裏面をご覧ください。

運行地域・利用料金

運行地域	利用料金（大人片道）
幸生地区	500円
中郷地区（中郷、金谷、平塩）	300円
醍醐・三泉地区（慈恩寺、日和田、箕輪、道生、雲河原、菊地堂、上河原、入倉）	300円

予約センター電話番号 ☎86-8395

運行地域	利用料金（大人片道）
田代地区（田代、留場）	500円
谷沢地区（米沢、清助新田、谷沢）	300円

予約センター電話番号 ☎86-8393

※小学生、障がい者は半額。
6歳未満は無料。

予約時間
午前8:30から午後5:00まで
※利用日の3日前から予約できます。

午前の便▶前日午後5:00まで
午後の便▶当日午前10:00まで

利用手順


電話でカンタン予約！



乗り合いだからおトク！



❶電話で予約
利用者証を準備し、予約センターに電話します。利用者番号、お名前、利用日、利用したい便の時刻、乗降場所を伝えます。

❷お迎え
ご自宅前または共通乗降場へ迎えに行きます。車両にチェリン号のステッカーをつけております。乗車の際、利用者証を提示してください。

❸目的地へ
同じ地域で同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。

共通乗降場　一覧表

施設等名称	
公共施設等	
1	寒河江市役所
2	ハートフルセンター
3	フローラ･SAGAE
4	寒河江市文化センター
5	JR寒河江駅
6	JR羽前高松駅
7	寒河江市立病院
8	西部地区公民館
9	柴橋地区公民館
10	寒河江市市民浴場
11	チェリーナさがえ
12	寒河江市老人福祉センター
13	チェリーランドさがえ
14	慈恩寺テラス
医療機関（医科）	
15	中正堂髙橋医院
16	三浦医院
17	国井クリニック
18	陵南さとう整形外科
19	折居内科医院
20	渡辺外科胃腸科医院
21	にとう小児科医院
22	土田内科医院
23	横山耳鼻咽喉科医院
24	大原医院
25	菊地胃腸科内科医院
26	豊岡整形外科
27	寒河江武田内科往診クリニック
28	鈴木眼科
29	国井医院
30	小松医院
31	小関内科胃腸科医院
32	山﨑医院
33	あびこ耳鼻咽喉科クリニック
34	あきば医院
35	熊坂整形外科医院
36	すまいるレディースクリニック
37	平野医院
38	田村内科・消化器科クリニック
39	さとうクリニック
40	南さがえ病院
41	陵南眼科クリニック
42	ほなみ透析クリニック
43	寒河江市西村山郡医師会総合健診センター
44	あんどうクリニック
45	鬼海小児科
46	おやま整形外科クリニック
医療機関（歯科）	
47	土田歯科医院
48	鈴木歯科医院
49	菊地歯科医院
50	せいの歯科医院
51	鈴木歯科
52	奥山歯科医院
53	大沼歯科医院
54	大久保歯科医院
55	石山歯科
56	石川歯科医院
57	サカエ歯科クリニック
58	高橋歯科
59	卯月歯科クリニック
60	佐藤歯科医院
61	井上歯科医院
62	みずき歯科クリニック
63	国井デンタルクリニック
64	白田歯科医院
65	さくらんぼ歯科クリニック
66	なないろデンタルクリニック
調剤薬局	
67	佐藤薬局
68	中央通り調剤薬局
69	大久保薬局落衣店
70	共創未来寒河江薬局
71	アップル調剤薬局
72	柴橋薬局
73	ファーコス薬局あすなろ
74	健康堂薬局
75	大久保薬局
76	コスモ調剤薬局高田店
77	おしどり薬局仲谷地店
78	調剤薬局ツルハドラッグ寒河江西店
79	日本調剤寒河江薬局
80	そよかぜ薬局寒河江店
81	さがえ調剤薬局
82	ら･ふらんす調剤薬局寒河江店
83	陵南調剤薬局
84	ファーコス薬局あんず
85	カワチ薬局寒河江店
86	ウエルシア薬局寒河江栄町店
87	ふれあい調剤薬局中郷店
88	かえで薬局ほなみ店
89	かえで薬局末広町店
90	コスモス薬局南寒河江店
金融機関等	
91	白岩郵便局
92	宮内簡易郵便局
93	JA寒河江西支所 白岩ふれあいセンター
94	JA寒河江西支所 醍醐ふれあいセンター
95	三泉郵便局
96	JA寒河江東支所 三泉ふれあいセンター
97	高松郵便局
98	JA寒河江西支所
99	柴橋郵便局
100	JA柴橋支所
101	JA本所
102	荘内銀行寒河江支店
103	山形銀行寒河江中央支店
104	きらやか銀行寒河江支店
105	山形中央信用組合寒河江支店
106	山形中央信用組合陵南出張所
107	山形信用金庫寒河江支店
108	東北労働金庫寒河江支店
109	寒河江郵便局
110	寒河江北郵便局
111	寒河江島郵便局
食品スーパーマーケット	
112	ヤマザワ寒河江プラザ店
113	ヤマザワ寒河江西店
114	ヨークベニマル寒河江店
115	マックスバリュ東北高松店
116	マックスバリュ東北寒河江西店
117	マックスバリュ東北寒河江中央店
118	おーばん寒河江店
119	おーばん寒河江西店
120	フードセンターたかき元町店



利用上の注意　**デマンドタクシーは通常のタクシーとは異なります!**

❶利用する前に、事前に市に利用登録が必要です。
❷各運行地域と共通乗降場間の運行となるため途中乗車及び途中下車はできません。
❸同じ便を予約した方と乗り合いとなるため、時間には余裕をもってご予約ください。

【問合せ先】　寒河江市役所　企画創成課　85−1413

2022.05

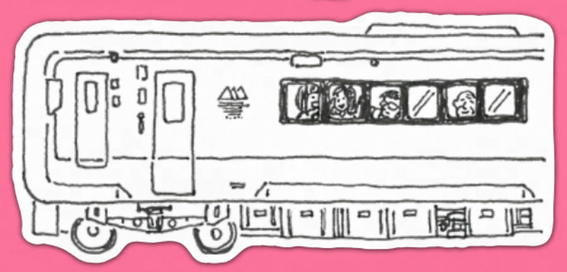
山形県 西村山地域 公共交通マップ



2022【令和4】年度
2022.04.01 → 2023.03.31

寒河江市
河北町
西川町
朝日町
大江町





各路線時刻表

JR左沢線	JR左沢線	山交バス・高速バス	寒河江市	天童市
A 山形・左沢	A 左沢・山形	B C D E	F G	H

河北町	東根市	西川町	朝日町	朝日町	大江町
I J K	L	M N O P Q	R	S	T

レンタサイクル

寒河江市

受付場所：❶寒河江駅（〒991-0031 山形県寒河江市本町1丁目1-1 / 寒河江駅 見晴らしサロン）
❷道の駅寒河江チェリーランド（〒990-0523 山形県寒河江市八鍬字川原919-8 / 道の駅寒河江 総合観光案内所）
受付時間：4月中旬～10月下旬日曜日、土曜日、祝日 9:00～15:00
料　　金：300円/回
お問合せ：(一社)寒河江市観光物産協会　TEL 0237-86-8866

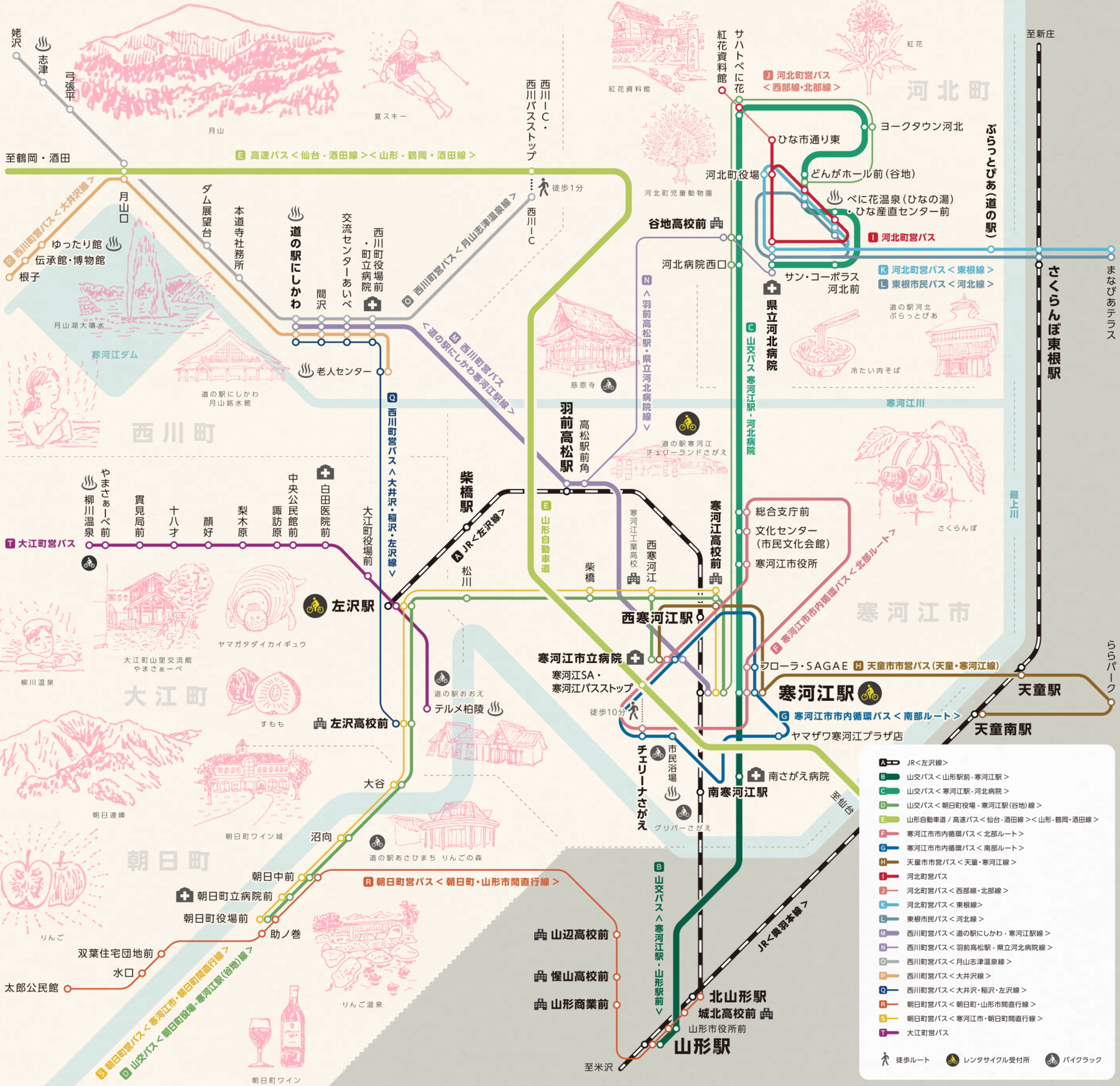
大江町

受付場所：JR左沢駅窓口（〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢字前田）
受付時間：4月中旬～11月中旬 10:00～16:00
料　　金：無料（電動アシスト付自転車・申込時に本人確認のため免許証等をご提示いただきます）
最大台数：5台
お問合せ：大江町政策推進課 まちづくり推進係　TEL 0237-62-2118

お問い合わせ先

寒河江市 ☎0237-85-1413（寒河江市企画創成課 政策調整係／寒河江市地域公共交通会議 事務局）
河北町 ☎0237-73-2111（河北町まちづくり推進課 生活環境係）
西川町 ☎0237-74-4118（西川町町民税務課 生活環境係）
朝日町 ☎0237-67-2112（朝日町政策推進課 地域振興係）
大江町 ☎0237-62-2118（大江町政策推進課 まちづくり推進係）
天童市 ☎023-654-1111（天童市市民部生活環境課）
東根市 ☎0237-42-1111（東根市生活環境課 市民生活係）
山交バス ☎0237-86-2181（寒河江営業所）

発行元：西村山地域広域連携協議会（事務局：村山総合支庁西村山連携支援室　☎0237-86-8143）



- A JR＜左沢線＞
- B 山交バス＜山形駅前・寒河江駅＞
- C 山交バス＜寒河江駅・河北病院＞
- D 山交バス＜朝日町役場・寒河江駅（谷地）線＞
- E 山形自動車道 / 高速バス＜仙台・酒田線＞＜山形・鶴岡・酒田線＞
- F 寒河江市市内循環バス＜北部ルート＞
- G 寒河江市市内循環バス＜南部ルート＞
- H 天童市市営バス＜天童・寒河江線＞
- I 河北町営バス
- J 河北町営バス＜西部線・北部線＞
- K 河北町営バス＜東根線＞
- L 東根市民バス＜河北線＞
- M 西川町営バス＜道の駅にしかわ・寒河江駅線＞
- N 西川町営バス＜羽前高松駅・県立河北病院線＞
- O 西川町営バス＜月山志津温泉線＞
- P 西川町営バス＜大井沢線＞
- Q 西川町営バス＜大井沢・稲沢・左沢線＞
- R 朝日町営バス＜朝日町・山形市間直行線＞
- S 朝日町営バス＜寒河江市・朝日町間直行線＞
- T 大江町営バス

徒歩ルート　レンタサイクル受付所　バイクラック

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	寒河江市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	18,071
交通不便地域等	1,768

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
1,768	白岩地区（旧白岩村）	山村振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

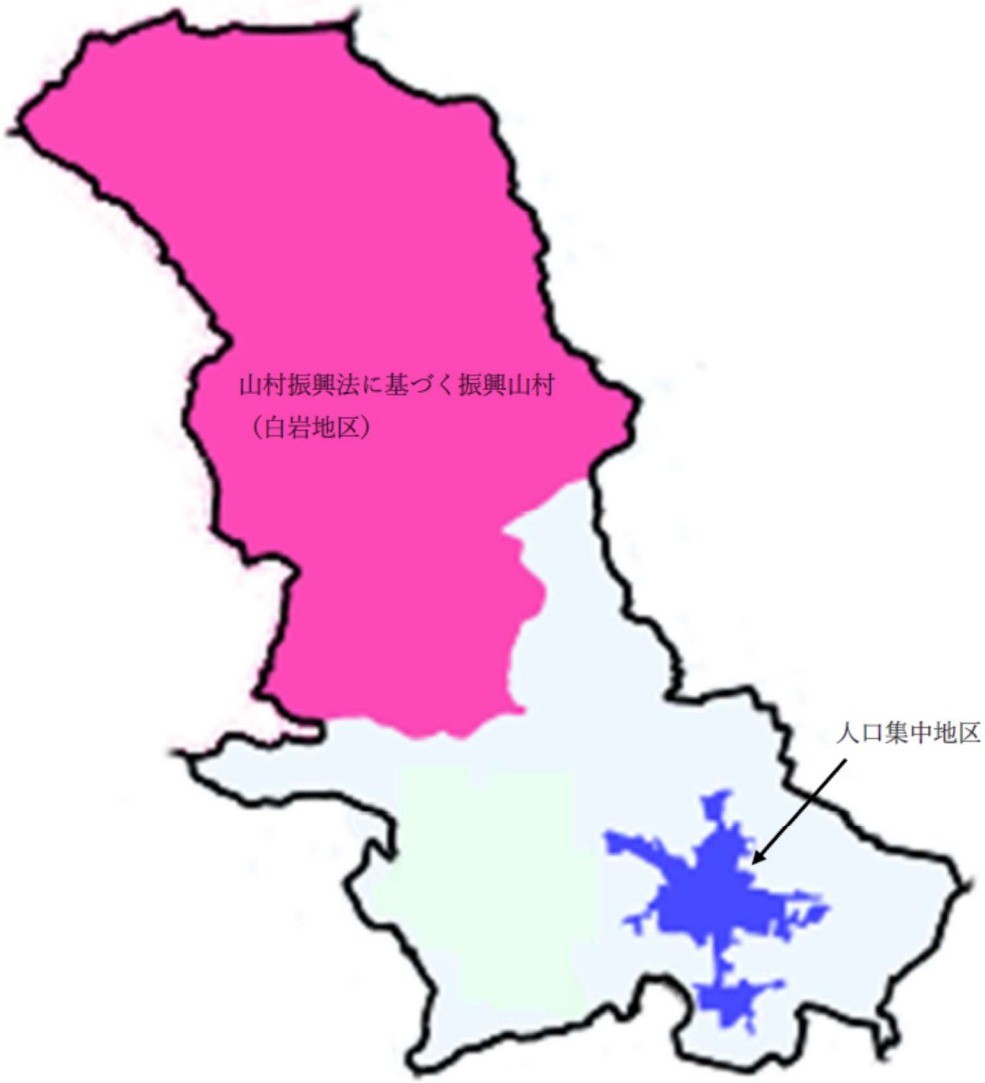
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

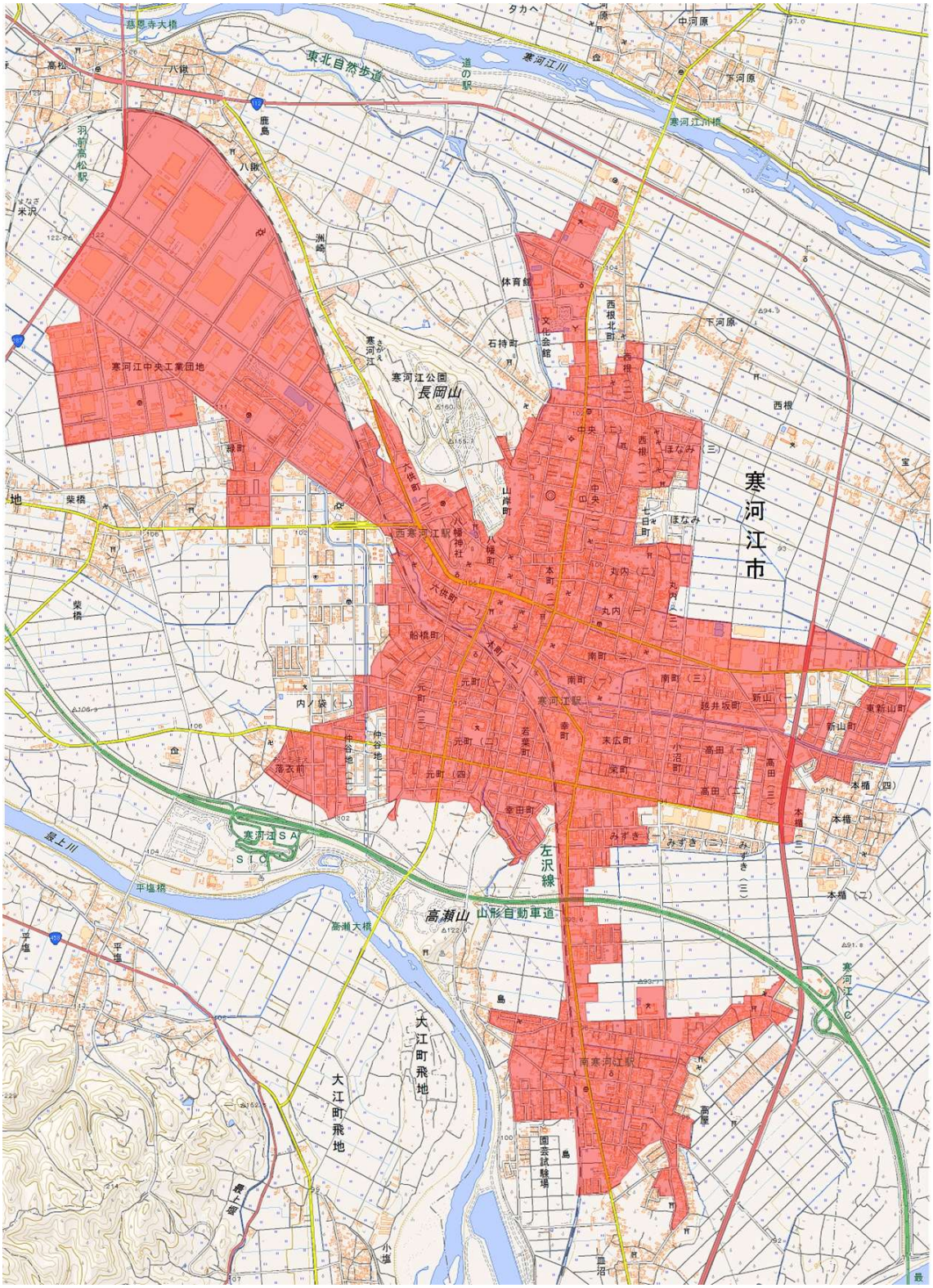
（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

山形県寒河江市　交通不便地域



山形県寒河江市　人口集中地区（赤色）



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　上山市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（上山市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（上山市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（上山市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（上山市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、上山市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（上山市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・上山市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 2,500 人、県内 2,000 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・上山市の目標値（目標年度 R7 年度末）
2.0 回／人（直近年度の実績 1.37 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の上山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

別　紙

・上山市目標値（目標年度 R7 年度末）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：2,200 万円（直近年度の実績 3,988 万 8 千円）
デマンド交通：1,200 万円（直近年度の実績 1,248 万 4 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：7,300 人以上
（直近年度の実績 8,953 人）
上山～生居路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,000 人以上
（直近年度の実績 2,294 人）
上山～菖蒲路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,500 人以上
（直近年度の実績 5,391 人）
上山～赤山路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,800 人以上
（直近年度の実績 2,174 人）
上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,900 人以上
（直近年度の実績 9,059 人）
上記 5 路線の収支率：63%以上（直近年度の実績 57.45%）
上記 5 路線への上山市負担額 2,200 万円（直近年度の実績 2,520 万 5 千円）
市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,500 人以上
（直近年度の実績 5,518 人）
市内循環路線の収支率：6.5%以上（直近年度の実績 6.3%）
市内循環路線への上山市負担額 1,373 万円（直近年度の実績 1,376 万 1 千円）
上山市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,700 人以上
（直近年度の実績 6,322 人）
上山市営予約制乗合タクシーの収支率：16.5%以上（直近年度の実績 16.2%）
上山市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 1,067 万円
（直近年度の実績 1,046 万 1 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、中川地区、東地区、西郷地区、久保手地区、中山地区等の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～生居路線、上山～菖蒲路線、上山～赤山路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額 2,520 万 5 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環路線について、その運行に係る費用総額 1,376 万 1 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 1,046 万 1 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

別　紙

また、上山～棚木路線、上山～生居路線、上山～菖蒲路線、上山～赤山路線、上山～久保手路線、市内循環路線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について 〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和 3 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会 ・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

別　紙

詳細の変更
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
本市においても上記動向について適宜周知している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県上山市河崎一丁目１番10号
（所　属）市政戦略課
（氏　名）土屋　和音
（電　話）023－672－1111（内線223）
（e-mail）ka.tsuchiya@city.kaminoyama.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	241日	1205回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～生居	高松 葉山 温泉	宮脇	上生 居	往 7.9km 復 7.9km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(3)　上山～菖蒲	高松 葉山 温泉	宮脇	菖蒲	往10.3km 復10.3km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(4)　上山～赤山	高松 葉山 温泉	皆沢	赤山	往11.6km 復11.6km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(5)　上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交ハイヤー(株)	(1)　市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往　km 復　km	355日	2840回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	241日	1205回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～生居	高松 葉山 温泉	宮脇	上生 居	往 7.9km 復 7.9km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(3)　上山～菖蒲	高松 葉山 温泉	宮脇	菖蒲	往10.3km 復10.3km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(4)　上山～赤山	高松 葉山 温泉	皆沢	赤山	往11.6km 復11.6km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(5)　上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交ハイヤー(株)	(1)　市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	356日	3,560回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往　km 復　km	356日	2,848回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交バス(株)	(1)　上山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	241日	1205回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2)　上山～生居	高松 葉山 温泉	宮脇	上生 居	往 7.9km 復 7.9km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(3)　上山～菖蒲	高松 葉山 温泉	宮脇	菖蒲	往10.3km 復10.3km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(4)　上山～赤山	高松 葉山 温泉	皆沢	赤山	往11.6km 復11.6km	241日	843.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(5)　上山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	241日	964回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

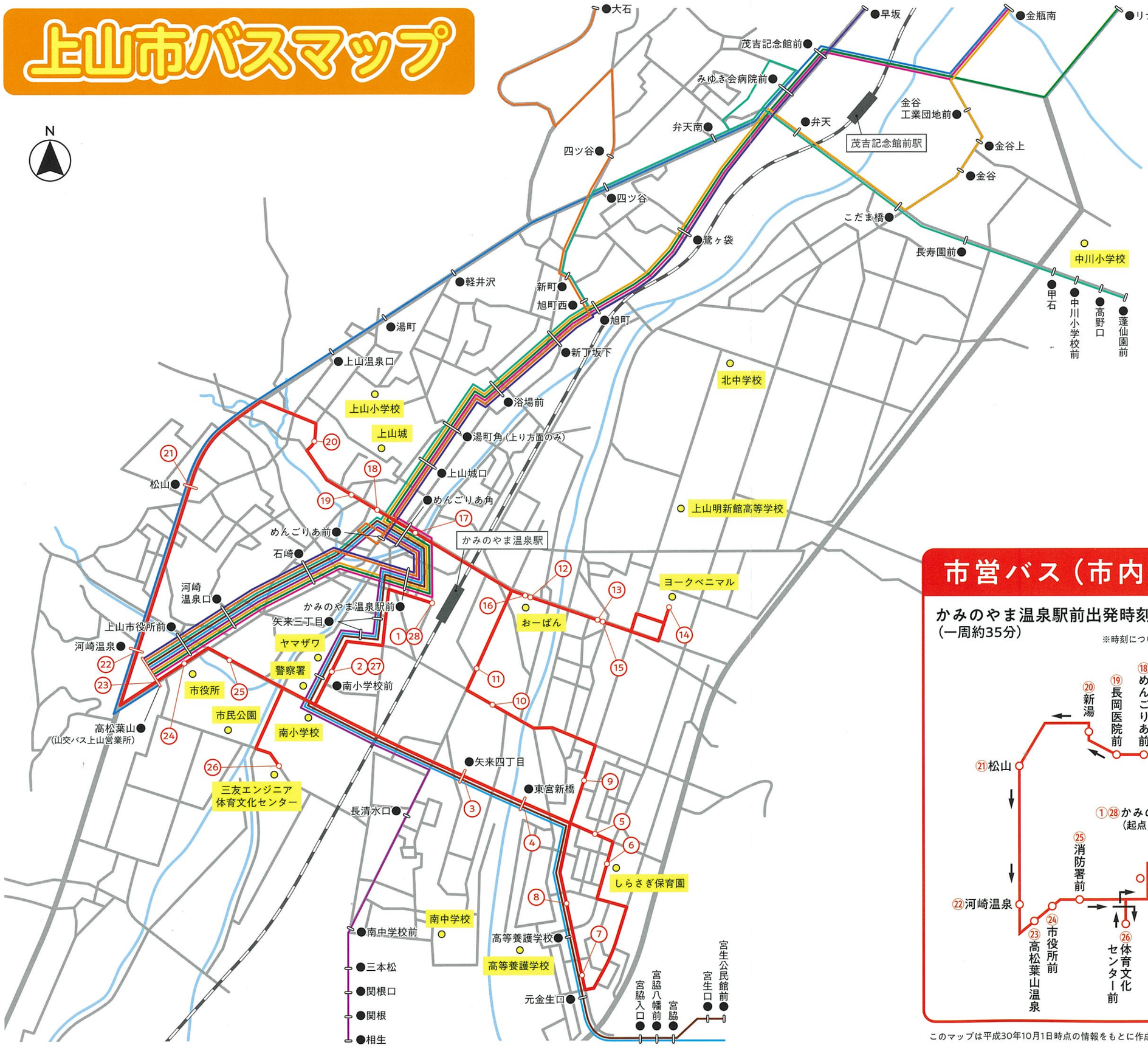
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
上山市	山交ハイヤー(株)	(1)　市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往　km 復　km	355日	2840回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山線及び山形（若葉町・南山形）高松葉山線と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

上山市バスマップ



- 市営バス
- 山交バス
  - 表蔵王経由－山形市役所・千歳公園・県立中央病院
  - リナワールド経由－山形市役所
  - 金谷経由－千歳公園
  - 四ツ谷経由－山形市役所・県立中央病院
  - 南山形経由－千歳公園
  - 菖　蒲
  - 棚　木
  - 生　居
  - 久保手
  - 赤　山

お問い合わせ先

市営バスに関するお問い合わせ

上山市 市政戦略課 月～金　8：30～17：15
☎023-672-1111（代表）
https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/

山交バスに関するお問い合わせ

山交バス上山営業所 年中無休　9：00～20：00
☎023-672-1611

http://yamakobus.co.jp
山交バス　検索
スマートフォンから、時刻表や到着予測時間を検索できます！
※QRコードを読み取ってご利用ください。

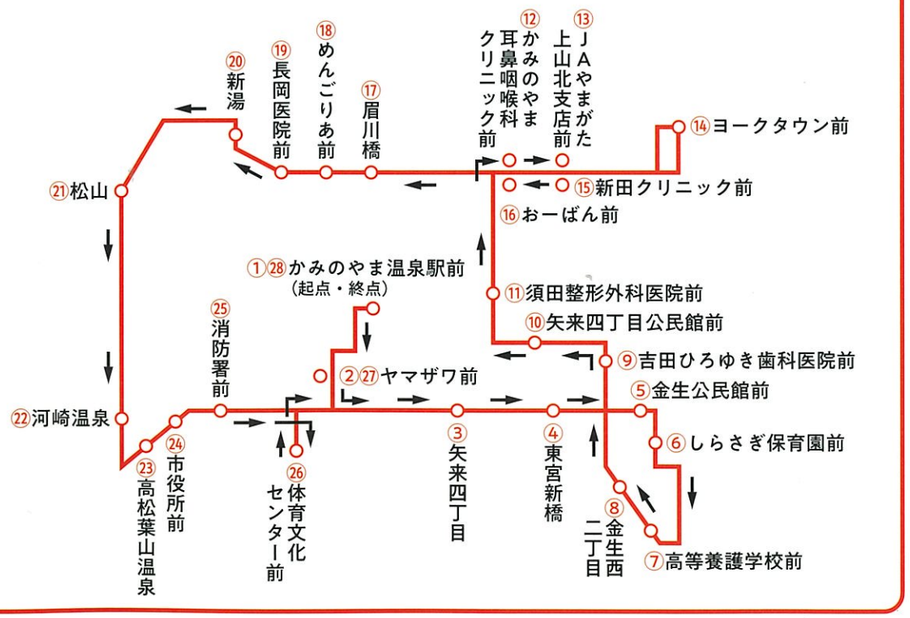
市営バス（市内循環線）

かみのやま温泉駅前を起点・終点として運行
【料金】おとな200円・こども100円　【定員】9名
（定員に達した場合は、次の便をご利用ください）

かみのやま温泉駅前出発時刻
（一周約35分）

●6：30　●7：15　●9：30　●10：30　●11：20
●13：20　●14：20　●15：50　●17：00　●18：00

※時刻については、かみのやま温泉駅前での山交バスやJRへの乗り継ぎを考慮し設定しています。



このマップは平成30年10月1日時点の情報をもとに作成しております。運行ルートなど、最新情報は各交通事業者にお問い合わせください。

市営バス　市内循環線

かみのやま温泉駅前を起点・終点とし、市街地南部を循環する、「市営バス市内循環線」を運行しています。めんごりあ前、市役所、各商業施設などを通るルートです。

令和４年5月１４日（土）から、新たな回数券をバス車内で販売します。山交バス普通回数券は、市内の区間での利用に限られますのでご注意ください。

料金

おとな（中学生以上）　1回　２００円

※　子ども（小学生）、障がい者（障がい者手帳等を提示ください）は１００円です。
※　就学前の幼児は無料です。ただし、単独で乗車する幼児は子ども料金です。大人（中学生）が同伴して乗車する幼児も3人目以降は子ども料金です。
※　子育て応援パスポートカードを持っている方は無料です（紙カードの場合は、裏面に記載されている保護者と子ども（１８歳未満）が対象となります。氏名、生年月日の記載が無い方は対象となりません）。
※　山交バス回数券を利用できます。令和４年5月13日（金）まで、山交バス上山営業所及び運行するバス車内で販売します。
※　令和４年5月１４日（土）からは、新たに2種類（100円、200円）の回数券をバス車内でのみ販売します。山交バス普通回数券は、市内の区間に限り利用できます。
※　定期券、及びyamaco cherica（ヤマコウチェリカ）は取り扱いしていません。

路線図



●青いバス停が目印です
●定員は９名です

◆問い合わせ先
上山市役所　市政戦略課　電話 672-1111 内線223

市営バス　市内循環線

令和元年11月1日～

時刻表

《順路》
かみのやま温泉駅前（かみのやま温泉観光案内所前・起点）
⇒市街地
⇒かみのやま温泉駅前（終点）

《運休日》
夏　　季：　8月13日～8月16日
年末年始：12月29日～1月　3日

	停留所名	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻	発車時刻
	①かみのやま温泉駅前（起点）	7:00	7:50	9:30	10:30	11:20	13:20	14:20	15:50	17:00	18:00
	②ヤマザワ前	7:02	7:52	9:32	10:32	11:22	13:22	14:22	15:52	17:02	18:02
	③矢来四丁目	7:04	7:54	9:34	10:34	11:24	13:24	14:24	15:54	17:04	18:04
	④東宮新橋	7:05	7:55	9:35	10:35	11:25	13:25	14:25	15:55	17:05	18:05
	⑤金生公民館前	7:06	7:56	9:36	10:36	11:26	13:26	14:26	15:56	17:06	18:06
	⑥しらさぎ保育園前	7:07	7:57	9:37	10:37	11:27	13:27	14:27	15:57	17:07	18:07
	⑦高等養護学校前	7:09	7:59	9:39	10:39	11:29	13:29	14:29	15:59	17:09	18:09
	⑧金生西二丁目	7:10	8:00	9:40	10:40	11:30	13:30	14:30	16:00	17:10	18:10
	⑨吉田ひろゆき歯科医院前	7:12	8:02	9:42	10:42	11:32	13:32	14:32	16:02	17:12	18:12
	⑩矢来四丁目公民館前	7:13	8:03	9:43	10:43	11:33	13:33	14:33	16:03	17:13	18:13
	⑪須田整形外科医院前	7:14	8:04	9:44	10:44	11:34	13:34	14:34	16:04	17:14	18:14
	⑫かみのやま耳鼻咽喉科クリニック前	7:15	8:05	9:45	10:45	11:35	13:35	14:35	16:05	17:15	18:15
	⑬JAやまがた上山北支店前	7:16	8:06	9:46	10:46	11:36	13:36	14:36	16:06	17:16	18:16
	⑭ヨークタウン前	7:18	8:08	9:48	10:48	11:38	13:38	14:38	16:08	17:18	18:18
	⑮新田クリニック前	7:20	8:10	9:50	10:50	11:40	13:40	14:40	16:10	17:20	18:20
	⑯おーばん前	7:21	8:11	9:51	10:51	11:41	13:41	14:41	16:11	17:21	18:21
	⑰眉川橋	7:22	8:12	9:52	10:52	11:42	13:42	14:42	16:12	17:22	18:22
	⑱めんごりあ前	7:22	8:12	9:52	10:52	11:42	13:42	14:42	16:12	17:22	18:22
	⑲長岡医院前	7:23	8:13	9:53	10:53	11:43	13:43	14:43	16:13	17:23	18:23
	⑳新湯	7:24	8:14	9:54	10:54	11:44	13:44	14:44	16:14	17:24	18:24
	㉑松山	7:26	8:16	9:56	10:56	11:46	13:46	14:46	16:16	17:26	18:26
	㉒河崎温泉	7:27	8:17	9:57	10:57	11:47	13:47	14:47	16:17	17:27	18:27
	㉓高松葉山温泉	7:28	8:18	9:58	10:58	11:48	13:48	14:48	16:18	17:28	18:28
	㉔市役所前	7:29	8:19	9:59	10:59	11:49	13:49	14:49	16:19	17:29	18:29
	㉕消防署前	7:30	8:20	10:00	11:00	11:50	13:50	14:50	16:20	17:30	18:30
	㉖体育文化センター前	7:31	8:21	10:01	11:01	11:51	13:51	14:51	16:21	17:31	18:31
	㉗ヤマザワ前	7:33	8:23	10:03	11:03	11:53	13:53	14:53	16:23	17:33	18:33
	㉘かみのやま温泉駅前（終点）	7:35	8:25	10:05	11:05	11:55	13:55	14:55	16:25	17:35	18:35

8/13～16、12/29～31、1/2・3は日曜祝日ダイヤ、元日は運休となります。

[平日]高松葉山 ⇔ 棚木

※土日祝日運休

高松葉山温泉	上山市役所前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	新丁坂下	みゆき会病院前	弁天	長寿園前	中川小学校前	蓬仙園前	権現堂	小倉	棚木公民館前
運賃	190	190	190	190	230	300	300	360	420	420	520	610	660
7:55	7:55	7:57	8:00	8:02	8:04	8:09	8:10	8:11	8:13	8:14	8:17	8:21	8:23
12:02	12:02	12:04	12:07	12:09	12:11	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:24	12:28	12:30
14:35	14:35	14:37	14:40	14:42	14:44	14:49	14:50	14:51	14:53	14:54	14:57	15:01	15:03
16:28	16:28	16:30	16:33	16:35	16:37	16:42	16:43	16:44	16:46	16:47	16:50	16:54	16:56
17:55	17:55	17:57	18:00	18:02	18:04	18:09	18:10	18:11	18:13	18:14	18:17	18:21	18:23

棚木公民館前	小倉	権現堂	蓬仙園前	中川小学校前	長寿園前	弁天	みゆき会病院前	新丁坂下	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	南小学校前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃	190	280	370	370	430	490	490	560	610	610	610	660	660
7:15	7:17	7:21	7:24	7:25	7:27	7:28	7:29	7:34	7:37	7:39	7:40	7:42	7:42
8:35	8:37	8:41	8:44	8:45	8:47	8:48	8:49	8:54	8:57	8:59	9:00	9:02	9:02
12:45	12:47	12:51	12:54	12:55	12:57	12:58	12:59	13:04	13:07	13:09	13:10	13:12	13:12
15:15	15:17	15:21	15:24	15:25	15:27	15:28	15:29	15:34	15:37	15:39	15:40	15:42	15:42
17:05	17:07	17:11	17:14	17:15	17:17	17:18	17:19	17:24	17:27	17:29	17:30	17:32	17:32

[平日]高松葉山 ⇔ 生居

※土日祝日運休

高松葉山温泉	上山市役所前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	南小学校前	高等養護学校前	宮脇入口	宮脇	宮生公民館前	下生居	堂屋敷	中生居	上生居
運賃	190	190	190	190	290	340	340	390	430	430	490	490
8:17	8:17	8:20	8:22	8:23	8:26	8:27	8:28	8:30	8:31	8:32	8:34	8:35
12:35	12:35	12:38	12:40	12:41	12:44	12:45	12:46	12:48	12:49	12:50	12:52	12:53
15:35	15:35	15:38	15:40	15:41	15:44	15:45	15:46	15:48	15:49	15:50	15:52	15:53
17:10	17:10	17:13	17:15	17:16	17:19	17:20	17:21	17:23	17:24	17:25	17:27	17:28

上生居	中生居	堂屋敷	下生居	宮生公民館前	宮脇	宮脇入口	高等養護学校前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃	190	190	220	220	260	310	310	410	410	410	490	490
8:45	8:46	8:48	8:49	8:50	8:52	8:53	8:54	8:57	8:58	8:59	9:02	9:02
13:00	13:01	13:03	13:04	13:05	13:07	13:08	13:09	13:12	13:13	13:14	13:17	13:17
16:00	16:01	16:03	16:04	16:05	16:07	16:08	16:09	16:12	16:13	16:14	16:17	16:17

[平日]高松葉山 ⇔ 菖蒲

※土日祝日運休

高松葉山温泉	上山市役所前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	南小学校前	高等養護学校前	宮脇入口	宮脇	牧野	原口	小笹	上久保川	菖蒲
運賃	190	190	190	190	290	340	340	420	470	540	580	600
8:05	8:05	8:08	8:10	8:11	8:14	8:15	8:16	8:18	8:21	8:24	8:25	8:27
12:05	12:05	12:08	12:10	12:11	12:14	12:15	12:16	12:18	12:21	12:24	12:25	12:27
15:27	15:27	15:30	15:32	15:33	15:36	15:37	15:38	15:40	15:43	15:46	15:47	15:49
17:47	17:47	17:50	17:52	17:53	17:56	17:57	17:58	18:00	18:03	18:06	18:07	18:09

菖蒲	上久保川	小笹	原口	牧野	宮脇	宮脇入口	高等養護学校前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃	190	190	250	300	370	420	420	520	520	520	600	600
7:15	7:17	7:18	7:21	7:24	7:26	7:27	7:28	7:31	7:32	7:33	7:36	7:36
8:35	8:37	8:38	8:41	8:44	8:46	8:47	8:48	8:51	8:52	8:53	8:56	8:56
12:35	12:37	12:38	12:41	12:44	12:46	12:47	12:48	12:51	12:52	12:53	12:56	12:56
15:55	15:57	15:58	16:01	16:04	16:06	16:07	16:08	16:11	16:12	16:13	16:16	16:16

[平日]高松葉山 ⇔ 赤山

※土日祝日運休

高松葉山温泉	上山市役所前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	南小学校前	長清水口	三本松	細谷口	皆沢	姥懐	楢下	楢下新町	赤山
運賃	190	190	190	190	240	290	410	460	500	580	600	660
8:12	8:12	8:15	8:17	8:18	8:20	8:22	8:26	8:29	8:31	8:33	8:35	8:38
12:15	12:15	12:18	12:20	12:21	12:23	12:25	12:29	12:32	12:34	12:36	12:38	12:41
15:28	15:28	15:31	15:33	15:34	15:36	15:38	15:42	15:45	15:47	15:49	15:51	15:54
17:52	17:52	17:55	17:57	17:58	18:00	18:02	18:06	18:09	18:11	18:13	18:15	18:18

赤山	楢下新町	楢下	姥懐	皆沢	細谷口	三本松	長清水口	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃	190	210	290	320	380	490	540	600	600	600	660	660
8:45	8:48	8:50	8:52	8:54	8:57	9:01	9:03	9:05	9:06	9:07	9:10	9:10
12:50	12:53	12:55	12:57	12:59	13:02	13:06	13:08	13:10	13:11	13:12	13:15	13:15
16:05	16:08	16:10	16:12	16:14	16:17	16:21	16:23	16:25	16:26	16:27	16:30	16:30

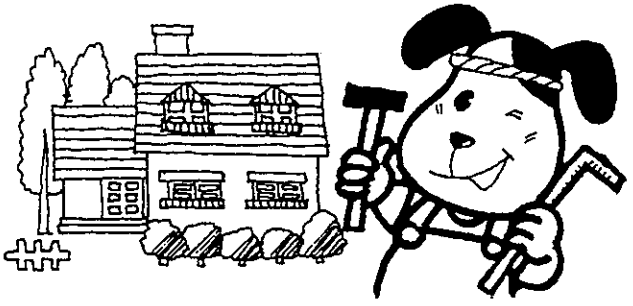
[平日]高松葉山 ⇔ 久保手

※土日祝日運休

高松葉山温泉	上山市役所前	南小学校前	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	上山城口	浴場前	新丁坂下	旭町西	新町	四ツ谷	大石	三本松	久保手
運賃	190	190	190	190	190	230	230	230	240	240	310	350	360
9:15	9:15	9:17	9:20	9:22	9:23	9:24	9:24	9:25	9:26	9:27	9:29	9:31	9:31
14:10	14:10	14:12	14:15	14:17	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:24	14:26	14:26
16:00	16:00	16:02	16:05	16:07	16:08	16:09	16:09	16:10	16:11	16:12	16:14	16:16	16:16
17:50	17:50	17:52	17:55	17:57	17:58	17:59	17:59	18:00	18:01	18:02	18:04	18:06	18:06

久保手	三本松	大石	四ツ谷	新町	旭町西	旭町	新丁坂下	浴場前	上山城口	かみのやま温泉駅前	南小学校前	上山市役所前	高松葉山温泉
運賃	190	190	250	310	310	310	310	310	340	340	340	360	360
7:30	7:30	7:32	7:34	7:35	7:36	7:36	7:37	7:37	7:38	7:42	7:43	7:45	7:45
9:45	9:45	9:47	9:49	9:50	9:51	9:51	9:52	9:52	9:53	9:57	9:58	10:00	10:00
14:35	14:35	14:37	14:39	14:40	14:41	14:41	14:42	14:42	14:43	14:47	14:48	14:50	14:50
16:25	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:31	16:32	16:32	16:33	16:37	16:38	16:40	16:40

生活をうるおす、夢のある空間



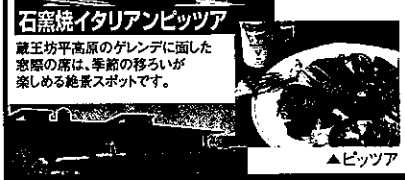
株式会社 吉田金物店
本社／山形市あこや町一丁目3－23 ☎(023)622-3693(代)

大自然の中の特等席！
ライザレストラン



本場ピッツアが大人気！
イタリアから直輸入の石窯を使って焼くピッツアは大人気！その他オムライスやパスタ、うどんなど軽食や定食メニューも充実しています。

石窯焼イタリアンピッツア
蔵王坊平高原のゲレンデに面した窓際の席は、季節の移ろいが楽しめる絶景スポットです。



▲ピッツア

UTORIA 蔵王ライザワールド

ZAO LIZA WOODY LODGE



滞在型・新感覚リゾート
観光・研修・アスリート合宿に最適
300名収容
TEL (023)679-2311

蔵王ライザワールド株式会社
〒999-3113 山形県上山市蔵王坊平高原
TEL (023) 679-2311 FAX (023) 679-2316
http://www.zaoliza.co.jp

◇予約のしかた

 利用者	利用者 「予約制乗合タクシーの予約をお願いします。」
受付 「会員番号とお名前をお願いします。」	 受付
 利用者	「会員番号１００００１番の 上山太郎です。」 【会員番号】と【お名前】をお知らせください
「○○番地の上山太郎さんですね。いつの便を予約しますか？」	 受付
 利用者	「明日の８時３０分の便を お願いします。」 ご利用になる便をお知らせください。
「どちらからどちらまでご利用になりますか？」	 受付
 利用者	「自宅から○○医院まで お願いします。」 【出発地】と【目的地】をお知らせください。
「かしこまりました。明日の８時３０分の便でご自宅から○○医院まで予約いたしました。帰りの便はどうなさいますか？」	 受付
 利用者	「１０時３０分の便で、○○医院から自宅までお願いします。」
「かしこまりました。明日の１０時３０分の便で○○医院から自宅まで予約いたしました。ご予約ありがとうございました。」	 受付

西郷地区・中山地区の皆様へ

西郷・中山地区と市街地を結びます

上山市営予約制乗合タクシー

身近な公共交通として、ご利用ください!!

予約制乗合タクシーとは

利用する便を予約のうえ、１台のタクシーに「乗り合い」をして、ご自宅から目的地まで皆さんを運ぶものです。

乗り合いのため、目的地まで最大約１時間の乗車時間となる場合があります。

予約制乗合タクシーの特徴

- タクシーのように自宅まで迎えに行きます。
- 乗降場所は、西郷・中山地区内の指定場所（自宅）と医療機関、公共機関などに限られます。
- それぞれの目的地を回るため、送迎時間が不規則になります。
- ご利用の際は、会員登録のうえ事前予約が必要になります。

◇会員登録

- ご利用になるには、会員登録が必要です（無料）。
- 利用登録申請書に必要事項を記入のうえ、上山市市政戦略課又は西郷・中山地区公民館にご提出ください。３日から１週間程度で、ご自宅に会員証を郵送いたします。
- 利用登録申請書は、上山市市政戦略課（市役所２階）、西郷・中山地区公民館にあります。

◇お願い

予約制乗合タクシーは、乗り合いのため、送迎の時間が不規則になります。

時間に余裕をもって、ご予約をお願いします。

問い合わせ先

（運行状況、予約について）
予約センター　TEL 632-2850　FAX 622-7280
（登録、その他お問い合わせについて）
上山市市政戦略課　TEL 672-1111（内線 223）

◇運行時刻（下記時刻に観光タクシー上山営業所を出発します。）

午　前	午　後
８時００分	１時００分
８時３０分	３時００分
９時３０分	５時００分
１０時３０分	
１１時３０分	

◇運休日

夏季（８月１３日～１６日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）

◇予約受付

予約センター
TEL632-2850

・ＴＥＬまたはＦＡＸで受け付けます。
・ご利用の１週間前から１時間前まで予約してください。
・ＦＡＸで予約する場合は、「会員番号」、「お名前」、「利用したい便（時間）」、「乗る場所」、「降りる場所」を記入し、予約センター（ＦＡＸ６２２－７２８０）にＦＡＸしてください。
・予約の変更や取消をする場合は、必ず予約センターに連絡してください。
（連絡なしのキャンセルの場合は、運賃を請求します）
・１時間以内の予約変更はできませんので、時間に余裕をもって予約してください。

◇運賃（片道）

西郷地区 ⇔ 市街地　３００円
中山地区 ⇔ 市街地　５１０円

※１　阿部歯科医院、金沢医院、二本松会上山病院、北部地区公民館、みゆき会病院、茂吉記念館前駅、山口クリニック、もちづき眼科で乗降の場合は＋１００円です。
※２　小学生、障がい者は半額です。
※３　未就学児は２名まで無料です。ただし保護者同伴が必要です。
※４　子育て応援パスポートカードを持っている方は無料です（紙カードの場合は裏に記載されている保護者と子ども（１８歳未満）が対象となります。氏名、生年月日の記載が無い方は対象となりません）。

◇乗降場所

会員が登録する乗降場所（西郷・中山地区内で指定する１カ所）と下記の公共機関などの間を運行します。（駅⇔市役所などは利用できません。）

西郷地区
中山地区
（自宅等）

⇔

①公共機関等　②医療機関
③交通機関　④金融機関
⑤商業施設　⑥地区内乗降場所

① **公共機関等**　市役所、図書館、社会福祉協議会、体育文化センター、総合子どもセンター（めんごりあ）、中部地区公民館、南部地区公民館

② **医療機関**

あ	青野歯科医院
	青山医院
	阿部歯科医院
	石崎歯科クリニック
	おがた歯科クリニック
	尾上医院
か	金沢医院
	かみのやま耳鼻咽喉科クリニック
	上山ファミリークリニック
	軽井沢クリニック
	北村医院
	小池歯科医院
	御殿湯ひふ科医院
	ごとう歯科医院
さ	渋谷医院
	須田医院
た	高野せきねクリニック
	十日町高橋歯科医院
な	長岡医院
	永田歯科医院
	新田クリニック
	二本松会上山病院
は	原田医院
	原田眼科医院
	藤倉医院
ま	みゆき会病院
	もちづき眼科
や	矢口歯科医院
	山形県立こども医療療育センター
	山口クリニック
	八幡堂高橋歯科医院
	吉井内科胃腸科クリニック
	吉田ひろゆき歯科医院

③ **交通機関**　かみのやま温泉駅、茂吉記念館前駅、山交バス高松葉山停留所

④ **金融機関**　上山郵便局、山形銀行上山支店、荘内銀行上山支店、きらやか銀行上山支店、山形信用金庫上山支店、東北労働金庫上山支店、山形農業協同組合上山北支店

⑤ **商業施設**　おーばん、コメリ、ヤマザワ、ヨークベニマル

⑥ **地区内乗降場所**　＜西郷地区＞西郷地区公民館
＜中山地区＞羽前中山駅、中山地区公民館

◇予約のしかた


利用者

利用者
「予約制乗合タクシーの予約をお願いします。」

受付
「会員番号とお名前をお願いします。」


受付


利用者

「会員番号１０００１番の
上山太郎です。」

【会員番号】と【お名前】をお知らせください

「○○番地の上山太郎さんですね。いつの便を予約しますか？」


受付


利用者

「明日の８時３０分の便を
お願いします。」

ご利用になる便をお知らせください。

「どちらからどちらまでご利用になりますか？」


受付


利用者

「自宅から○○医院まで
お願いします。」

【出発地】と【目的地】をお知らせください。

「かしこまりました。明日の８時３０分の便でご自宅から○○医院まで予約いたしました。帰りの便はどうなさいますか？」


受付


利用者

「１０時３０分の便で、○○医院から自宅までお願いします。」

「かしこまりました。明日の１０時３０分の便で○○医院から自宅まで予約いたしました。ご予約ありがとうございました。」


受付

高野、薄沢、永野、蔵王地区の皆様へ

中川地区と市街地を結びます

上山市営予約制乗合タクシー

身近な公共交通として、ご利用ください!!

予約制乗合タクシーとは

利用する便を予約のうえ、１台のタクシーに「乗り合い」をして、ご自宅から目的地まで皆さんを運ぶものです。

乗り合いのため、目的地まで最大約１時間の乗車時間となる場合があります。

予約制乗合タクシーの特徴

・タクシーのように自宅まで迎えに行きます。
・乗降場所は、高野、薄沢、永野、蔵王地区内の指定場所（自宅等）と市街地の医療機関、公共機関などに限られます。
・それぞれの目的地を回るため、送迎時間が不規則になります。
・ご利用の際は、会員登録のうえ事前予約が必要です。

◇会員登録

・ご利用になるには、会員登録が必要です（無料）。

・利用登録申請書に必要事項を記入のうえ、市役所市政戦略課又は中川地区公民館にご提出ください。３日から１週間程度で、ご自宅に会員証を郵送いたします。

・利用登録申請書は、市役所市政戦略課（市役所２階）、中川地区公民館にあります。

◇お願い

予約制乗合タクシーは、乗り合いのため、送迎の時間が不規則になります。

時間に余裕をもって、ご予約をお願いします。

問い合わせ先

（予約、運行状況について）
予約センター　TEL 632-2850　FAX 622-7280
（会員登録、運行内容について）
市役所市政戦略課　TEL 672-1111（内線 223）

◇運行時刻（下記時刻に観光タクシー上山営業所を出発します。）

午　前	午　後
６時３０分	１時００分
８時３０分	３時００分
９時３０分	５時００分
１０時３０分	
１１時３０分	

◇運休日

夏季（８月１３日～１６日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）

◇予約受付

予約センター
TEL632-2850

・ＴＥＬまたはＦＡＸで受け付けます。
・ご利用の１週間前から１時間前まで予約してください。
・ＦＡＸで予約する場合は、「会員番号」、「お名前」、「利用したい便（時間）」、「乗る場所」、「降りる場所」を記入し、予約センター（ＦＡＸ６２２－７２８０）にＦＡＸしてください。
・予約の変更や取消をする場合は、必ず予約センターに連絡してください。
（連絡なしのキャンセルの場合は、運賃を請求します）
・１時間以内の予約変更はできませんので、時間に余裕をもって予約してください。

◇運賃（片道）

高野・薄沢地区 ⇔ 市街地、中川地区公民館、鮒忠山形工場、永野公民館、山川牧場　４００円
永野地区 ⇔ 市街地、中川地区公民館、鮒忠山形工場、永野公民館、山川牧場　５５０円
蔵王地区 ⇔ 市街地、中川地区公民館、鮒忠山形工場、永野公民館、山川牧場　７００円

※１　小学生、障がい者は半額です。
※２　未就学児は２名まで無料です。ただし保護者同伴が必要です。
※３　子育て応援パスポートカードを持っている方は無料です（紙カードの場合は裏に記載されている保護者と子ども（１８歳未満）が対象となります。氏名、生年月日の記載が無い方は対象となりません）。

◇定期券

・１箇月、３箇月、６箇月単位で発行します。申込書に記入のうえ、観光タクシー上山営業所またはドライバーへ提出してください。
（営業所受付時間　土日祝を除く平日　午前８時３０分～午後５時まで）
・定期券利用者に限り、有効期間内の一括予約が可能です。予約の変更や取消をする場合は、運行の１時間前まで必ず予約センターに連絡してください。

◇乗降場所

会員が登録する乗降場所（高野、薄沢、永野、蔵王地区内で指定する１カ所）と下記の公共機関などの間を運行します。（駅⇔市役所などは利用できません。）

高野、薄沢、永野、蔵王地区（自宅等）　⇔　①公共機関等　②医療機関　③交通機関　④金融機関　⑤商業施設　⑥地区内乗降場所

① **公共機関等**　市役所、図書館、社会福祉協議会、体育文化センター、総合子どもセンター（めんごりあ）、中部地区公民館、南部地区公民館、北部地区公民館

② **医療機関**

あ	青野歯科医院
	青山医院
	阿部歯科医院
	石崎歯科クリニック
	おがた歯科クリニック
	尾上医院
か	金沢医院
	かみのやま耳鼻咽喉科クリニック
	上山ファミリークリニック
	軽井沢クリニック
	北村医院
	小池歯科医院
	御殿湯ひふ科医院
	ごとう歯科医院
さ	渋谷医院
	須田整形外科医院

た	高野せきね外科・眼科クリニック
な	長岡医院
	永田歯科医院
	新田クリニック
	二本松会かみのやま病院
は	原田医院
	原田眼科医院
	藤倉医院
ま	みゆき会病院
	もちづき眼科
や	矢口歯科医院
	山形県立こども医療療育センター
	山口クリニック
	八幡堂髙橋歯科医院
	吉井内科胃腸科クリニック
	吉田ひろゆき歯科医院

③ **交通機関**　かみのやま温泉駅、茂吉記念館前駅、山交バス高松葉山停留所

④ **金融機関**　上山郵便局、山形銀行上山支店、荘内銀行上山支店、きらやか銀行上山支店、山形信用金庫上山支店、東北労働金庫上山支店、山形農業協同組合上山北支店

⑤ **商業施設**　おーばん、コメリ、ヤマザワ、ヨークベニマル

⑥ **地区内乗降場所**　中川地区公民館、鮒忠山形工場、永野公民館、山川牧場

表１関係
上山市予約制乗合タクシー
営業区域

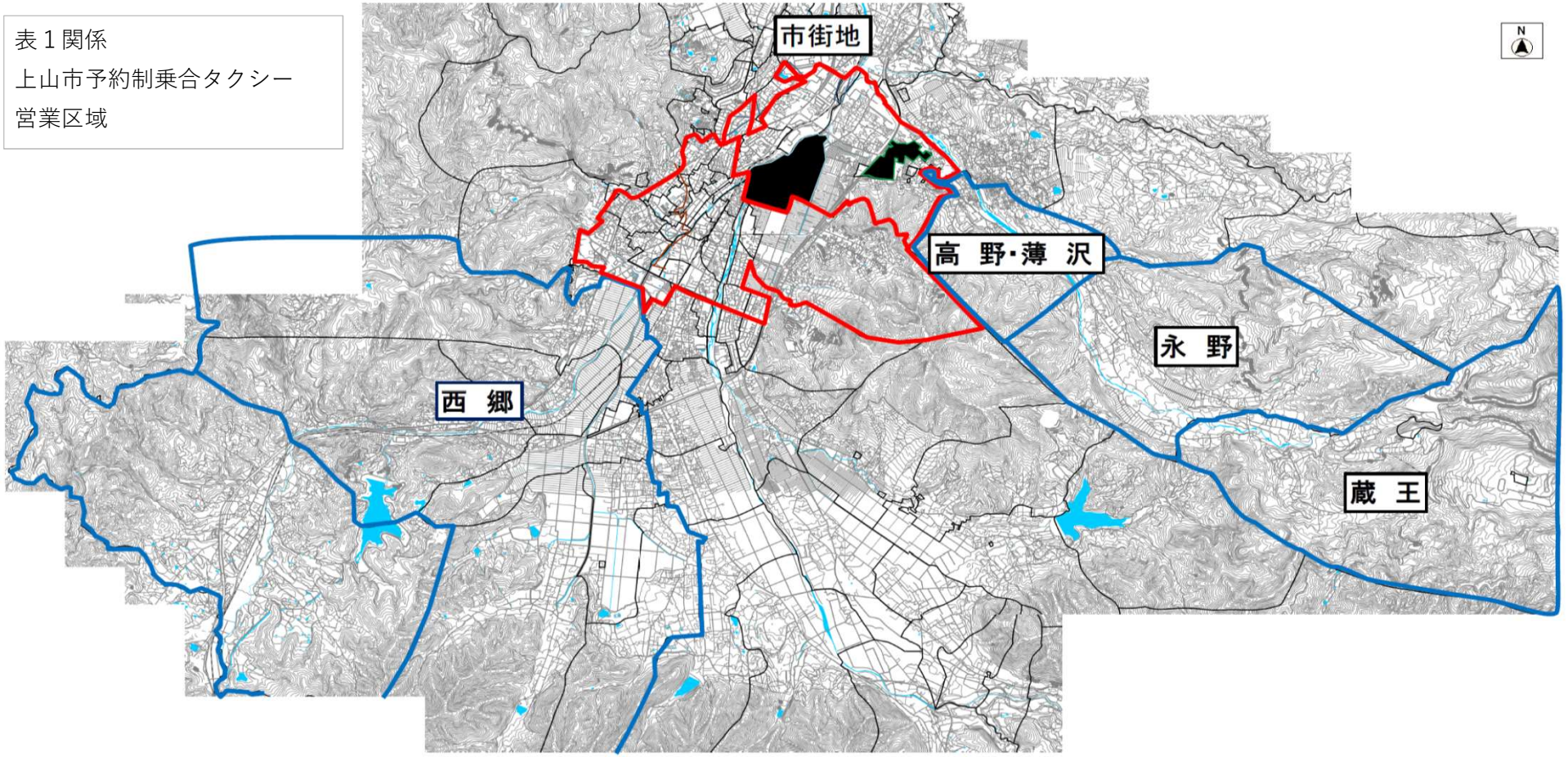


表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上山市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	13,499
交通不便地域等	29,110

.

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
29,110	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：村山市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議おける、市内交通ネットワークの課題に関する協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（村山市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（村山市・事業者）
・GTFS-JP の作成・提供する。（村山市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（村山市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、村山市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（村山市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。（村山市、事業者）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・村山市目標値（目標年度 R7）
県外 1,500 人、県内 2,500 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・村山市の目標値（目標年度 R7）
1.32 回／人（直近年度の実績 29,883 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の村山市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,0000 千円）
・村山市目標値（目標年度 R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）
路線バス　　：40,000 千円（直近年度の実績 42,224 千円）
デマンド交通：7,000 千円（直近年度の実績 7,178 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
・河北病院（稲下）公立病院
年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 5,581 人）
・天童（東根市役所）北町
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 4,637 人）
・公立病院（大石田）尾花沢
年間利用者数：8,000 人以上（直近年度の実績 7,644 人）
上記３路線の収支率：30.0%以上（直近年度の実績 28.1%）
上記３路線への市負担額：14,000 千円（直近年度の実績 14,833 千円）

・山の内～北村山公立病院線
年間利用者数：4,800 人以上（直近年度の実績 4,720 人）
・富並～河北病院線
年間利用者数：1,300 人以上（直近年度の実績 1,223 人）
・楯岡北町～市役所線
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 4,915 人）
・深沢・宮下～村山駅（西口）線
年間利用者数：1,500 人以上（直近年度の実績 1,498 人）
上記４路線の収支率：1.0%以上（直近年度の実績 0.5%）
上記４路線への村山市負担額：24,000 千円（直近年度の実績 25,124 千円）

・冨本・戸沢地域～楯岡方面
　年間利用者数：1,000 人以上（直近年度の実績 930 人）
　収支率：9.0%以上（直近年度の実績 8.6%）
　市負担額：2,000 千円（直近年度の実績 2,705 千円）
・冨本・戸沢地域～河北方面
　年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 705 人）
　収支率：8.0%以上（直近年度の実績 7.6%）
　市負担額：2,000 千円（直近年度の実績 2,147 千円）
・大倉地域・五十沢地区～楯岡方面
　年間利用者数：1,400 人以上（直近年度の実績 1,372 人）
　収支率：10.0%以上（直近年度の実績 9.5%）
　市負担額：2,000 千円（直近年度の実績 2,582 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の３路線の運行に係る費用総額のうち村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の冨本・戸沢地域～楯岡方面、冨本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（36,914 千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

別　紙

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 村山市地域公共交通会議
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 11 月 24 日：市営バス、乗合タクシーの変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65 歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和 2 年 2 月に実施した。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

（２）交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）村山市中央一丁目３番６号
（所　属）村山市市民環境課
（氏　名）柴﨑　造
（電　話）0237-55-2111 内線 116
（e-mail）shimin@city.murayama.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前（東口）	往 14.6km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	244日	366回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 144日	144回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 144日	144回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 100日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 100日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(13) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(14) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	1436回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前（東口）	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 145日	145回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 145日	145回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(13) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	360日	1080回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(14) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	360日	1080回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	360日	1440回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大谷地・小滝・中条	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅前（東口）	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	中条・長島・小滝・中山大谷地	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	㈱楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.4km 復 15.4km	4～10月 146日	146回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.9km 復 18.9km	4～10月 146日	146回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

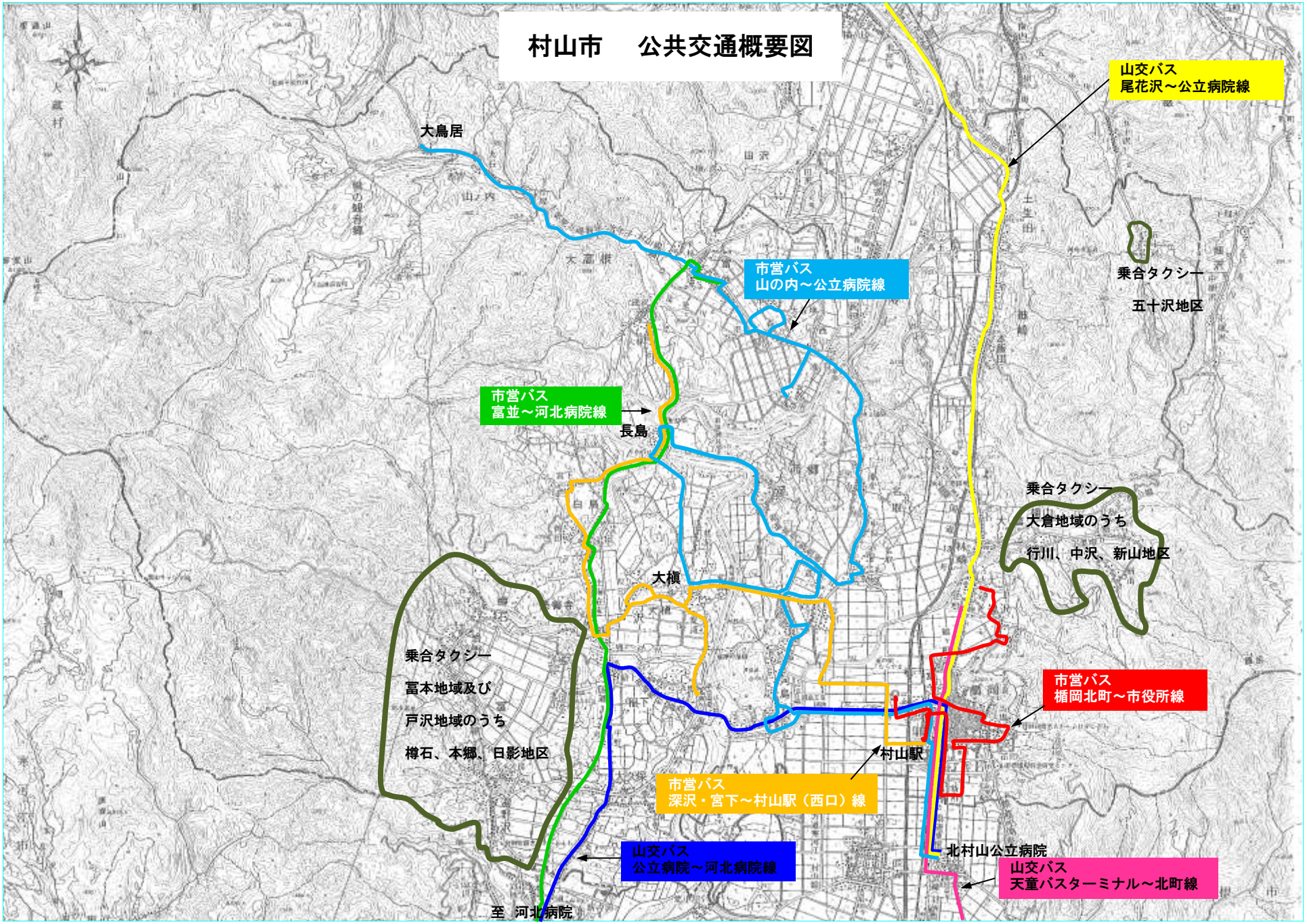
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
村山市	㈱楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	船橋	村山駅（西口）	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅（西口）線	深沢	碁点	村山駅（西口）	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(13) 冨本・戸沢～楯岡方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③
	㈱楯岡交通	(14) 冨本・戸沢～河北方面		冨本・戸沢		往 km 復 km	359日	1077回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
	丸伸建設㈱	(15) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	1436回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童（東根市役所）北町と接続	③

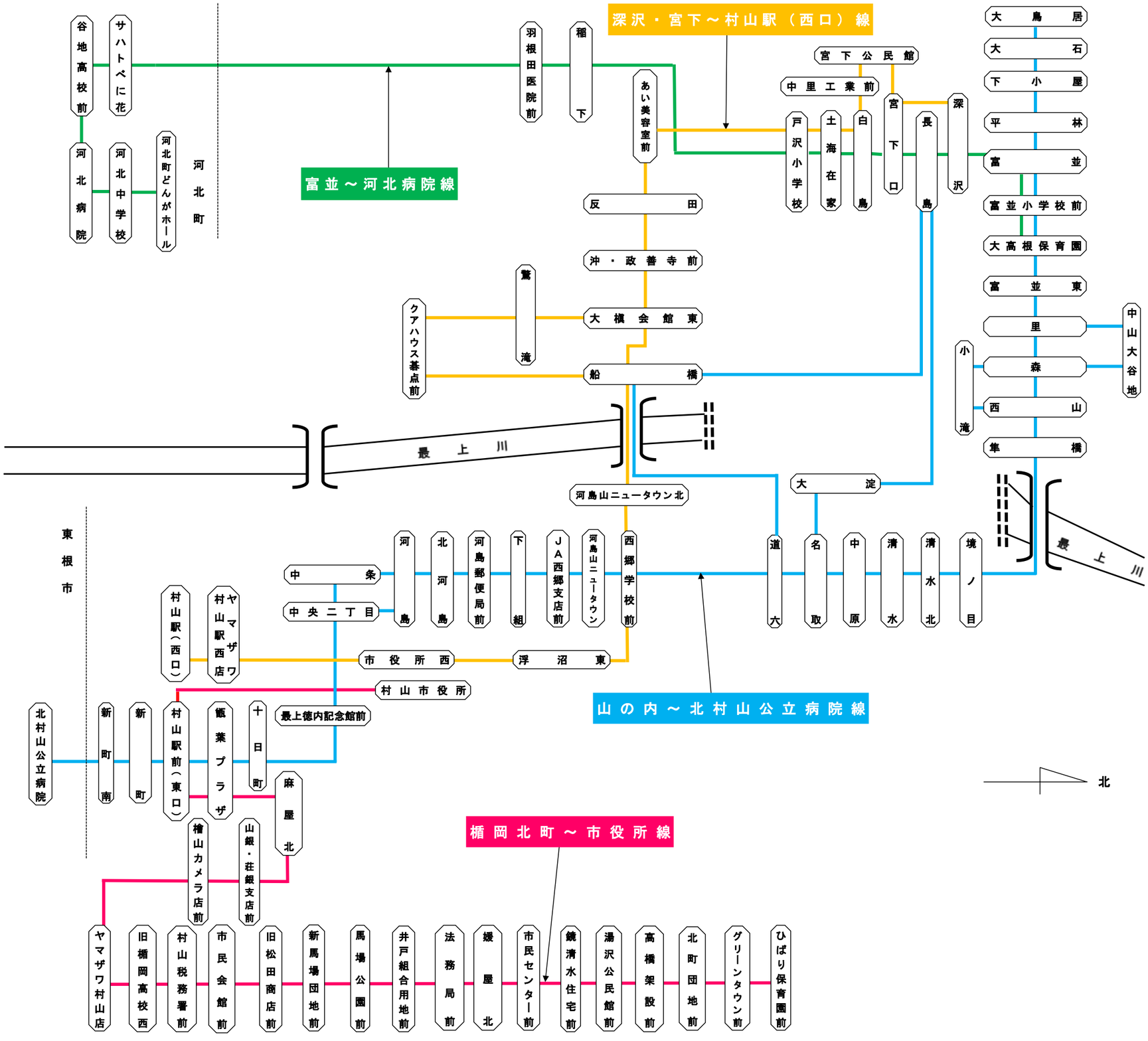
（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

（令和４年４月１日改正）


村山市　公共交通概要図
山交バス
尾花沢～公立病院線
大鳥居
市営バス
山の内～公立病院線
乗合タクシー
五十沢地区
市営バス
富並～河北病院線
長島
乗合タクシー
大倉地域のうち
行川、中沢、新山地区
大槇
乗合タクシー
冨本地域及び
戸沢地域のうち
樽石、本郷、日影地区
市営バス
楯岡北町～市役所線
村山駅
市営バス
深沢・宮下～村山駅（西口）線
山交バス
公立病院～河北病院線
北村山公立病院
山交バス
天童バスターミナル～北町線
至　河北病院

村山市市営バス路線図（令和4年4月1日改正）



村山市市営バス時刻表（令和４年４月1日改正）

山の内～北村山公立病院線

停留所	1便	2便	3便	4便
大鳥居	—	7:30	9:05	14:30
大石	—	7:32	9:07	14:32
下小屋	—	7:33	9:08	14:33
平林	—	7:37	9:12	14:37
富並	6:09	7:39	9:14	14:39
富並小学校前	6:10	7:40	9:15	14:40
大高根保育園	6:10	7:40	9:15	14:40
富並東	6:11	7:41	9:16	14:41
里	6:12	7:42	9:17	14:42
中山大谷地	—	—	9:20	—
森	6:13	7:43	9:23	14:43
小滝	—	—	9:28	—
西山	6:14	7:44	9:31	14:44
隼橋	6:14	7:44	9:31	14:44
境ノ目	6:15	7:45	9:32	14:45
清水北	6:18	7:48	9:35	14:48
清水	6:18	7:48	9:35	14:48
中原	6:19	7:49	9:36	14:49
名取	6:22	7:52	9:39	14:52
大淀	—	7:59	—	—
長島	—	8:03	—	—
船橋	—	8:08	—	—
道六	6:24	8:13	9:41	14:54
西郷学校前	6:25	8:14	9:42	14:55
河島山ニュータウン	6:26	8:15	9:43	14:56
ＪＡ西郷支店前	6:26	8:15	9:43	14:56
下組	6:27	8:16	9:44	14:57
河島郵便局前	6:27	8:16	9:44	14:57
北河島	6:28	8:17	9:45	14:58
河島	6:30	8:19	9:47	15:00
中条	—	—	9:49	—
中央二丁目	6:32	8:21	9:51	15:02
最上徳内記念館前	6:34	8:23	9:53	15:04
十日町	6:36	8:25	9:55	15:06
甑葉プラザ	6:36	8:25	9:55	15:06
村山駅前（東口）	6:37	8:26	9:56	15:07
新町	—	8:28	9:58	15:09
新町南	—	8:29	9:59	15:10
北村山公立病院	—	8:31	10:01	15:12

停留所	1便	2便	3便
北村山公立病院	11:40	13:30	17:20
新町南	11:42	13:32	17:22
新町	11:43	13:33	17:23
村山駅前（東口）	11:45	13:35	17:25
甑葉プラザ	11:46	13:36	17:26
十日町	11:46	13:36	17:26
最上徳内記念館前	11:48	13:38	17:28
中央二丁目	11:50	13:40	17:30
中条	—	13:42	17:32
河島	11:52	13:44	17:34
北河島	11:54	13:46	17:36
河島郵便局前	11:55	13:47	17:37
下組	11:55	13:47	17:37
ＪＡ西郷支店前	11:56	13:48	17:38
河島山ニュータウン	11:56	13:48	17:38
西郷学校前	11:57	13:49	17:39
道六	11:58	13:50	17:40
船橋	12:03	—	17:45
長島	12:08	—	17:50
大淀	12:12	—	17:54
名取	12:19	13:52	18:01
中原	12:21	13:54	18:03
清水	12:23	13:56	18:05
清水北	12:23	13:56	18:05
境ノ目	12:26	13:59	18:08
隼橋	12:27	14:00	18:09
西山	12:27	14:00	18:09
小滝	—	14:03	18:12
森	12:28	14:08	18:17
中山大谷地	—	14:11	18:20
里	12:29	14:14	18:23
富並東	12:30	14:15	18:24
大高根保育園	12:31	14:16	18:25
富並小学校前	12:31	14:16	18:25
富並	12:32	14:17	18:26
平林	12:34	14:19	18:28
下小屋	12:38	14:23	18:32
大石	12:39	14:24	18:33
大鳥居	12:41	14:26	18:35

富並～河北病院線

停留所	1便	2便
大高根保育園	—	9:00
富並小学校前	—	9:01
富並	—	9:02
深沢	7:35	9:05
長島	7:38	9:08
宮下口	7:39	9:09
白鳥	7:40	9:10
土海在家	7:42	9:12
戸沢小学校	7:44	9:14
稲下	7:45	9:15
羽根田医院前	7:47	9:17
サハトベに花	7:53	9:23
谷地高校前	7:55	9:25
河北病院	7:58	9:28
河北中学校	7:59	9:29
河北町どんがホール	8:00	9:30

停留所	1便	2便
河北町どんがホール	13:10	16:50
河北中学校	13:11	16:51
河北病院	13:12	16:52
谷地高校前	13:15	16:55
サハトベに花	13:17	16:57
羽根田医院前	13:23	17:03
稲下	13:25	17:05
戸沢小学校	13:26	17:06
土海在家	13:28	17:08
白鳥	13:30	17:10
宮下口	13:31	17:11
長島	13:32	17:12
深沢	13:35	17:15
富並	13:38	17:18
富並小学校前	13:39	17:19
大高根保育園	13:40	17:20

村山市市営バス時刻表（令和4年4月1日改正）

楯岡北町～市役所線

停留所	1便	2便
ひばり保育園前	9:50	14:50
グリーンタウン前	9:51	14:51
北町団地前	9:52	14:52
高橋架設前	9:53	14:53
湯沢公民館前	9:54	14:54
鏡清水住宅前	9:56	14:56
市民センター前	9:59	14:59
媛屋北	10:00	15:00
法務局前	10:02	15:02
井戸組合用地前	10:03	15:03
馬場公園前	10:04	15:04
新馬場団地前	10:05	15:05
旧松田商店前	10:06	15:06
市民会館前	10:07	15:07
村山税務署前	10:08	15:08
旧楯岡高校西	10:10	15:10
ヤマザワ村山店	10:12	15:12
檜山カメラ店前	10:16	15:16
山銀・荘銀支店前	10:17	15:17
麻屋北	10:18	15:18
甑葉プラザ	10:19	15:19
村山駅前（東口）	10:20	15:20
村山市役所	10:23	15:23

停留所	1便	2便
村山市役所	11:32	16:32
村山駅前（東口）	11:35	16:35
甑葉プラザ	11:36	16:36
麻屋北	11:37	16:37
山銀・荘銀支店前	11:38	16:38
檜山カメラ店前	11:39	16:39
ヤマザワ村山店	11:43	16:43
旧楯岡高校西	11:45	16:45
村山税務署前	11:47	16:47
市民会館前	11:48	16:48
旧松田商店前	11:49	16:49
新馬場団地前	11:50	16:50
馬場公園前	11:51	16:51
井戸組合用地前	11:52	16:52
法務局前	11:53	16:53
媛屋北	11:55	16:55
市民センター前	11:56	16:56
鏡清水住宅前	11:59	16:59
湯沢公民館前	12:01	17:01
高橋架設前	12:02	17:02
北町団地前	12:03	17:03
グリーンタウン前	12:04	17:04
ひばり保育園前	12:05	17:05

深沢・宮下～村山駅（西口）線

停留所	1便	2便
深沢	9:00	13:50
宮下口	9:04	13:54
宮下公民館	9:06	13:56
中里工業前	9:08	13:58
白鳥	9:10	14:00
土海在家	9:12	14:02
戸沢小学校	9:14	14:04
あい美容室前	9:15	14:05
反田	9:17	14:07
沖・政善寺前	9:19	14:09
大槇会館東	9:20	14:10
驚滝	—	14:11
クアハウス碁点前	—	14:13
船橋	9:22	14:18
河島山ニュータウン北	9:25	14:21
西郷学校前	9:26	14:22
浮沼東	9:28	14:24
市役所西	9:33	14:29
ヤマザワ村山駅西店	9:36	14:32
村山駅（西口）	9:38	14:34

停留所	1便	2便
村山駅（西口）	10:40	15:40
ヤマザワ村山駅西店	10:42	15:42
市役所西	10:45	15:45
浮沼東	10:50	15:50
西郷学校前	10:52	15:52
河島山ニュータウン北	10:53	15:53
船橋	10:56	15:56
クアハウス碁点前	—	16:01
驚滝	—	16:03
大槇会館東	10:58	16:04
沖・政善寺前	10:59	16:05
反田	11:01	16:07
あい美容室前	11:03	16:09
戸沢小学校	11:04	16:10
土海在家	11:06	16:12
白鳥	11:08	16:14
中里工業前	11:10	16:16
宮下公民館	11:12	16:18
宮下口	11:14	16:20
深沢	11:18	16:24

五十沢地区



村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

五十沢地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（五十沢地区へは約 30 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	鈴木内科医院	小室医院
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	高橋内科神経科医院	しんまち小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
袖崎地域市民センター	ＪＡみちのく村山楯岡支店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
村山総合支庁北村山地域振興局	北郡信用組合本店	八鍬医院	タナカ歯科医院
村山市社会福祉協議会	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
村山駅	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
ヤマザワ村山店	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
村山郵便局	村山産業高校	たておか小児クリニック	
村山北町郵便局	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	
山形銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック	

東根市内

北村山公立病院

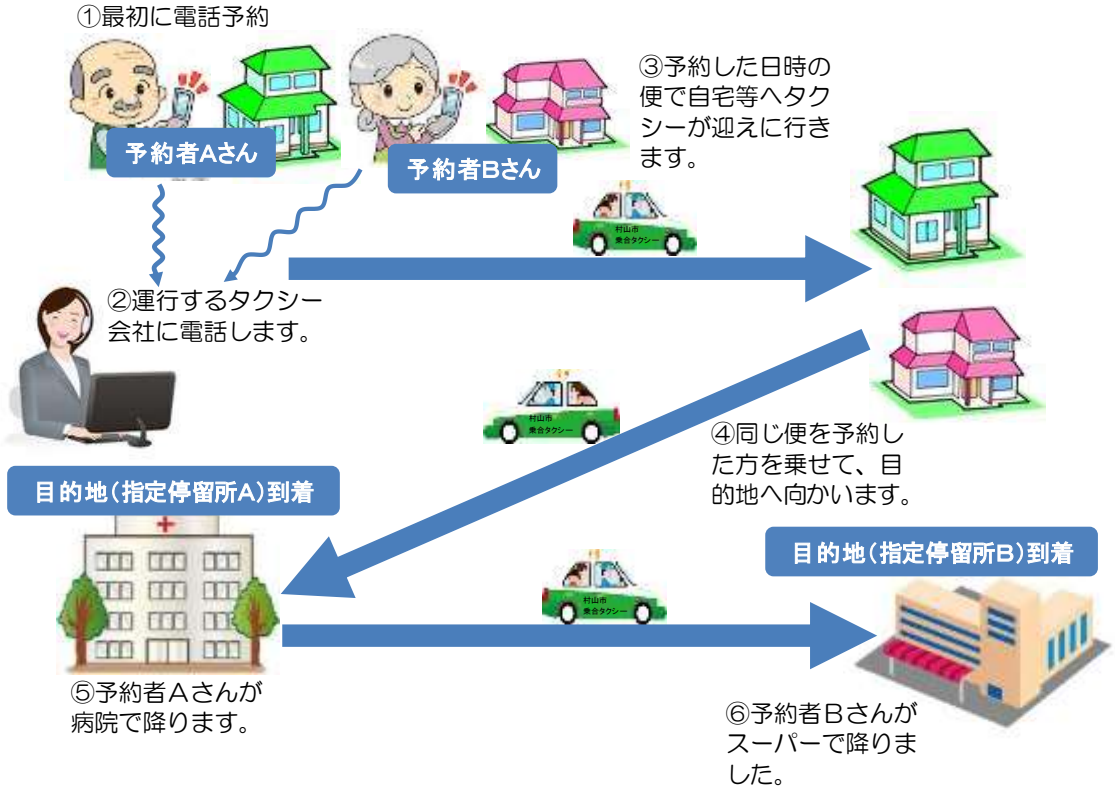
尾花沢市内

尾花沢待合所	おーばん南尾花沢店

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください。）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

五十沢地区 ⇒ 村山タクシー　０２３７－５５－４３２１

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前７時～午後７時

※ 予約は１便目、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

大倉地域の一部で



村山市乗合タクシーを運行しています

市では、市営バスなどが運行されていない地域で、タクシー車両を使用した乗合タクシーの運行を行っています。

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

大倉地域	行川地区
	新山地区
	中沢地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（大倉地域へは約 15 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

村山市内

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス碁点	小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	ＪＡみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	ＪＡみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

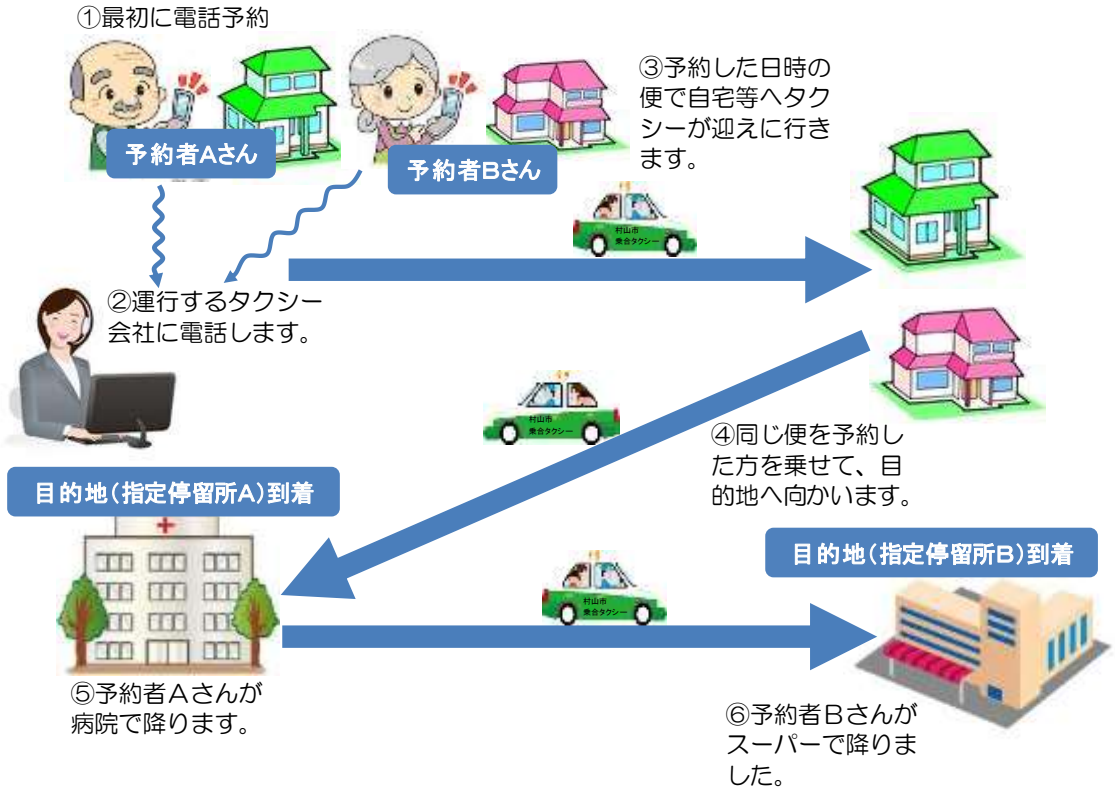
東根市内

北村山公立病院

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください。）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

大倉地域 ⇒ 村山タクシー　０２３７－５５－４３２１

（行川地区・新山地区・中沢地区）

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前７時～午後７時

※ 予約は１便目、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

冨本地域・戸沢地域の一部で



村山市乗合タクシーを運行しています

■村山市乗合タクシーとは？

利用登録をした市民からの電話予約を受け、自宅等から目的地まで、バス並みの料金で利用できる乗合タクシーのこと。利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手段です。

（主な特徴）○電話で事前に予約　○タクシー車両で送迎　○乗り合いによる運行

■運行する地域

冨本地域	全域
戸沢地域	樽石地区
	長善寺のうち本郷地区
	稲下のうち日影地区

※　運行は、運行地域と下記の指定停留所の間となります。

■運賃料金

片道３００円

※中高生２００円、障がい者・小学生１００円
乳幼児は、中学生以上の同伴で無料。

■運行日時

毎日運行しています

（12 月 29 日～1 月 3 日は運休）

午前	午後
７時３０分	１時３０分
９時００分	３時００分
１０時３０分	４時３０分
１２時００分	６時００分

※ 運行時刻は、楯岡のタクシー会社を出発する時間ですので、実際の乗車時刻とは異なります（冨本地域・戸沢地域へは約 20 分後を目安に到着）。

■指定停留所（公共施設・医療機関・金融機関・スーパー等）

楯岡地域

村山市役所	きらやか銀行楯岡支店	道の駅むらやま	かるべクリニック
甑葉プラザ	荘内銀行楯岡支店	クアハウス碁点	小室医院
村山市民会館	ＪＡみちのく村山本店	鈴木内科医院	しんまち小室医院
村山総合支庁北村山地域振興局	ＪＡみちのく村山楯岡支店	高橋内科神経科医院	羽根田医院
村山市社会福祉協議会	ＪＡみちのく村山葉山支店	三浦皮膚科医院	伊藤歯科医院
村山駅	北郡信用組合本店	佐藤眼科クリニック	仁藤歯科医院
ヤマザワ村山店	北郡信用組合河西支店	八鍬医院	タナカ歯科医院
ヤマザワ村山駅西店	東北労働金庫村山支店	小野内科胃腸科クリニック	松田歯科医院
ツルハドラッグ村山西店	楯岡小学校	奥山内科循環器科クリニック	菊地歯科クリニック
村山郵便局	楯岡中学校	はんだクリニック	深瀬歯科医院
村山北町郵便局	旧楯岡高校（Link MURAYAMA）	まつき整形外科クリニック	きはら歯科クリニック
山形銀行楯岡支店	村山産業高校	たておか小児クリニック	にっとう歯科医院
山形銀行楯岡支店大久保出張所	東沢バラ公園	甲州耳鼻咽喉科医院	

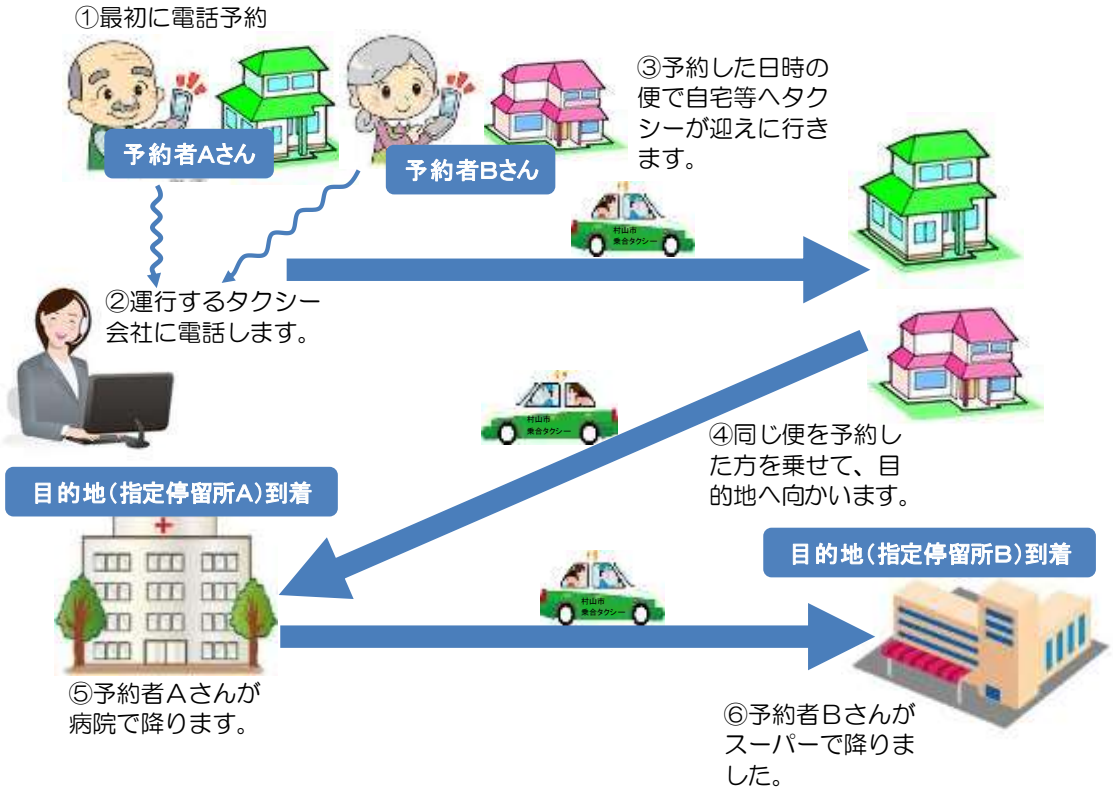
東根市内・河北町内

北村山公立病院	県立河北病院	河北町どんがホール	河北中前
谷地高校前	サハトベに花前	ヨークベニマル河北店	

■ご利用までの流れ

（１）事前に市民センター又は市役所で利用者登録を行います。
（２）市より「利用登録証」が交付されます。
（３）利用したい便の２時間前までに、電話で予約します。
（４）予約した便が、自宅等にお迎えにいきます。（他にも予約した方がいれば、順次迎えに行きます。）
（５）指定停留所に行き、乗ってきた方を順番に降ろします。（降車の際に料金を運転手にお支払いください）
（６）帰りの便も、同じように予約しておくと、指定停留所から乗車し、自宅等までお送りします。

■利用のイメージ



■利用上の注意

①途中乗車、途中下車はできません。
②乗降場所は、運行地域については利用者の自宅前等になります。
③運行地域内や運行地域間の移動及び指定停留所間の移動には利用できません。
④予約状況により、到着時刻等が前後しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
⑤利用する際は、必ず利用登録証をお持ちください。
⑥予約した便に間に合わない場合は、２時間前までに予約を変更してください。
⑦通常のタクシーと区別するため、村山市乗合タクシーにはステッカーが車両側面に貼付されています。



（車両ステッカー）

■予約・運行に関するお問合せ

冨本地域・戸沢地域 ⇒ 楯岡交通　０２３７－５５－３１３１

（戸沢：樽石・長善寺本郷・稲下日影地区）

※ 村山市乗合タクシーの予約であることをお伝えください。

予約受付時間：午前７時～午後７時

※ 予約は１、２便目は前日の午後７時まで、３便目以降は当日の２時間前まで受け付けています。

（登録・利用に関するお問い合わせ）村山市市民環境課 生活環境係　０２３７－５５－２１１１

村山市「富並～河北病院線」
補助対象地域間幹線系統
山交バス「寒河江～谷地」との接続部の路線図



表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	村山市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	15,558
交通不便地域等	22,516

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
22,516	村山市全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　長 井 市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・　長井市地域公共交通会議おける、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（長井市）

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（長井市）

・　GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（長井市）
・　本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページで紹介（長井市）

〇　山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（長井市）

・　地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、長井市）

・　本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（長井市、事業者）

〇　その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・　鉄道や路線バスを含めた「長井市バスブック」を作成、市内全戸配布（長井市）
・　市内の高等学校を中心にモビリティマネジメントを行う（長井市）
・　運転免許証自主返納者に対する支援を行う。（長井市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇　山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の長井市相当分の達成
・　県全体目標値（目標年度:R7）
　ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・　長井市目標値（目標年度:R7）：　県外　1,200 人、県内 1,700 人

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の長井市相当分の達成
・　県全体目標値（目標年度:R7）
　市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・　長井市の目標値（目標年度:R7）：0.97 回／人（直近年度の実績 0.97 回／人）

別　紙

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・　長井市目標値（目標年度:R7）

地域鉄道　　：28,836 千円（直近年度の実績 28,836 千円）

コミュニティバス：20,000 千円（直近年度の実績 21,829 千円）

○　上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

※ R3.10 に路線再編のため、直近年度の実績については省略する。

（国庫補助対象路線 … 8 系統）

① 勧進代（白兎）・置賜総合病院線

年間乗車数　8918 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,879 千円

② 勧進代（白兎）・置賜総合病院線（短縮）

年間乗車数　429 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　284 千円

③ 白兎（里巻）・中央・平線

年間乗車数　3802 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,640 千円

④ 白兎（里巻）・中央・平線（短縮）

年間乗車数　280 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　416 千円

⑤ 九野本・中央・平山線

年間乗車数　2709 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,894 千円

⑥ 九野本・中央・平山線（短縮）

年間乗車数　191 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　416 千円

⑦ 伊佐沢・中央線

年間乗車数　4334 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,723 千円

⑧ 伊佐沢・中央線（短縮）

年間乗車数　90 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　119 千円

○　事業の効果

・　上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の 5 地区）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。

○　上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、長井市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業（国庫補助対象路線）の費用総額　24,371 千円

負担者：長井市、山形県

負担額：長井市　費用総額から山形県の負担額を除いた費用

山形県　山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

幹線と結節する「伊佐沢・中央線」を運行する車両（トヨタハイエース 14 人乗り・平成 24 年度購入・総走行距離 400,000ｋｍ）は、老朽化により車両の修繕費が嵩むなど、安全な輸送を確保することが困難であり、住民から乗車への不安の声が寄せられている。

当該路線の維持確保及び安全な輸送を確保するため、車両を更新する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇　山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・　長井市目標値（目標年度:R7）：　県外　1,200 人、県内 1,700 人

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・　長井市の目標値（目標年度:R7）：0.97 回／人（直近年度の実績 0.97 回／人）

〇　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の長井市相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度:R7）
　市町村の移動サービスに対する負担額
　地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
　路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
　コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
　デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
　タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・　長井市目標値（目標年度:R7）
　地域鉄道　　：28,836 千円（直近年度の実績 28,836 千円）
　コミュニティバス：20,000 千円（直近年度の実績 21,829 千円）

〇　上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
　※ R3.10 に路線再編のため、直近年度の実績については省略する。

（国庫補助対象路線 … 8 系統）

① 勧進代（白兎）・置賜総合病院線
　年間乗車数　8918 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,879 千円
② 勧進代（白兎）・置賜総合病院線（短縮）
　年間乗車数　429 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　284 千円
③ 白兎（里巻）・中央・平線
　年間乗車数　3802 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,640 千円
④ 白兎（里巻）・中央・平線（短縮）
　年間乗車数　280 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　416 千円
⑤ 九野本・中央・平山線
　年間乗車数　2709 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,894 千円

⑥ 九野本・中央・平山線（短縮）
年間乗車数　191 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　416 千円
⑦ 伊佐沢・中央線
年間乗車数　4334 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額 5,723 千円
⑧ 伊佐沢・中央線（短縮）
年間乗車数　90 人／　路線の収支率　5.7%／　負担額　119 千円

○　事業の効果

・　上記路線を維持することにより、交通空白地帯（主に郊外の 5 地区）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系の実現、外出促進・地域活性化にもつながる。

○　上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、長井市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

（２）事業の効果

新車両を取得することにより、幹線と結節する当該路線が確保維持されるほか、老朽化による乗車への不安が解消され、安全な輸送が確保されることから、利用促進が期待できる。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

導入車両：トヨタハイエース（キャブオーバ）※ 現行車両と同型のものを想定
導入時期：令和 4 年 12 月入札、令和 5 年 7 月末納品、同 8 月より運行予定
導入台数：1 台
費用総額：5,502 千円
費用負担：長井市

○その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○　長井市地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

① 令和 3 年度第 1 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 3 年 6 月 4 日）
- 令和 2 年度市営バス運行実績の報告
- 長井市営バスの路線、時刻、使用料（運賃）の改正について
- 回数乗車券の廃止について

② 令和 3 年度第 2 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 3 年 7 月 20 日）
- 運転免許証返納支援事業の変更について

③ 令和 3 年度第 3 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 4 年 1 月 19 日）
- 令和 3 年度　地域公共交通確保改善事業に関する評価

④ 令和 3 年度第 4 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 4 年 3 月 18 日）
- 長井市オンデマンドバス運行の第１回実証実験について
- 民間路線バス市内乗車利用運賃差額補助金について

＜令和 4 年度＞

① 令和 4 年度第 1 回長井市地域公共交通会議（書面）（回答日：令和 4 年 6 月 3 日）
- 長井市営バス時刻の改正について
- フリー乗降区間の設定（追加）について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
- 令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により長井市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、上記と併せ市内の各地区等からの要望事項、運行委託事業者に寄せられた利用者からの意見についても施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）長井市栄町１番１号
（所　属）地域づくり推進課
（氏　名）渡邉　脩太
（電　話）0238-82-8005
（e-mail）p-transport@city.nagai.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線	白兎中スクールバスのりば	長井市役所・長井駅	置賜総合病院前	往 26.0km 復 26.0km	241日	843.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線（短縮）	長井市役所 長井駅	ヤマザワ長井店	置賜総合病院前	往 8.8km 復 8.8km	241日	120.5回		路線定期運行	①		③
		(3) 白兎（里巻）・中央・平線	里巻	長井市役所 長井駅	平	往 24.4km 復 24.4km	241日	843.5回		路線定期運行	①		③
		(4) 白兎（里巻）・中央・平線（短縮）	平	うめや北店	長井市役所 長井駅	往 12.9km 復 12.9km	241日	120.5回		路線定期運行	①		③
		(5) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所 長井駅	野川まなび館前	往 25.7km 復 25.7km	241日	843.5回		路線定期運行	①		③
		(6) 九野本・中央・平山線（短縮）	野川まなび館前	長井市役所 長井駅	ヤマザワ前	往 12.9km 復 12.9km	241日	120.5回		路線定期運行	①		③
		(7) 伊佐沢・中央線	下伊佐沢	ヤマザワ長井店	本町二丁目	往 21.8km 復 21.8km	241日	964.0回		路線定期運行	①		③
		(8) 伊佐沢・中央線（短縮）	本町二丁目	長井病院	長井市役所 長井駅	往 3.7km 復 3.7km	241日	120.5回		路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線	白兎中スクールバスのりば	長井市役所・長井駅	置賜総合病院前	往 26.0km 復 26.0km	239日	836.5回		路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線（短縮）	長井市役所 長井駅	ヤマザワ長井店	置賜総合病院前	往 8.8km 復 8.8km	239日	119.5回		路線定期運行	①		③
		(3) 白兎（里巻）・中央・平線	里巻	長井市役所 長井駅	平	往 24.4km 復 24.4km	239日	836.5回		路線定期運行	①		③
		(4) 白兎（里巻）・中央・平線（短縮）	平	うめや北店	長井市役所 長井駅	往 12.9km 復 12.9km	239日	119.5回		路線定期運行	①		③
		(5) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所 長井駅	野川まなび館前	往 25.7km 復 25.7km	239日	836.5回		路線定期運行	①		③
		(6) 九野本・中央・平山線（短縮）	野川まなび館前	長井市役所 長井駅	ヤマザワ前	往 12.9km 復 12.9km	239日	119.5回		路線定期運行	①		③
		(7) 伊佐沢・中央線	下伊佐沢	ヤマザワ長井店	本町二丁目	往 21.8km 復 21.8km	239日	956.0回		路線定期運行	①		③
		(8) 伊佐沢・中央線（短縮）	本町二丁目	長井病院	長井市役所 長井駅	往 3.7km 復 3.7km	239日	119.5回		路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
長井市	長井市	(1) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線	白兎中スクールバスのりば	長井市役所・長井駅	置賜総合病院前	往 26.0km 復 26.0km	240日	840.0回		路線定期運行	①	地域間幹線系統（山交バス／山形市役所（六角・荒砥）長井線）の「長井市役所・長井駅前」と接続	③
		(2) 勧進代（白兎）・置賜総合病院線（短縮）	長井市役所 長井駅	ヤマザワ長井店	置賜総合病院前	往 8.8km 復 8.8km	240日	120.0回		路線定期運行	①		③
		(3) 白兎（里巻）・中央・平線	里巻	長井市役所 長井駅	平	往 24.4km 復 24.4km	240日	840.0回		路線定期運行	①		③
		(4) 白兎（里巻）・中央・平線（短縮）	平	うめや北店	長井市役所 長井駅	往 12.9km 復 12.9km	240日	120.0回		路線定期運行	①		③
		(5) 九野本・中央・平山線	平野小学校前	長井市役所 長井駅	野川まなび館前	往 25.7km 復 25.7km	240日	840.0回		路線定期運行	①		③
		(6) 九野本・中央・平山線（短縮）	野川まなび館前	長井市役所 長井駅	ヤマザワ前	往 12.9km 復 12.9km	240日	120.0回		路線定期運行	①		③
		(7) 伊佐沢・中央線	下伊佐沢	ヤマザワ長井店	本町二丁目	往 21.8km 復 21.8km	240日	960.0回		路線定期運行	①		③
		(8) 伊佐沢・中央線（短縮）	本町二丁目	長井病院	長井市役所 長井駅	往 3.7km 復 3.7km	240日	120.0回		路線定期運行	①		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

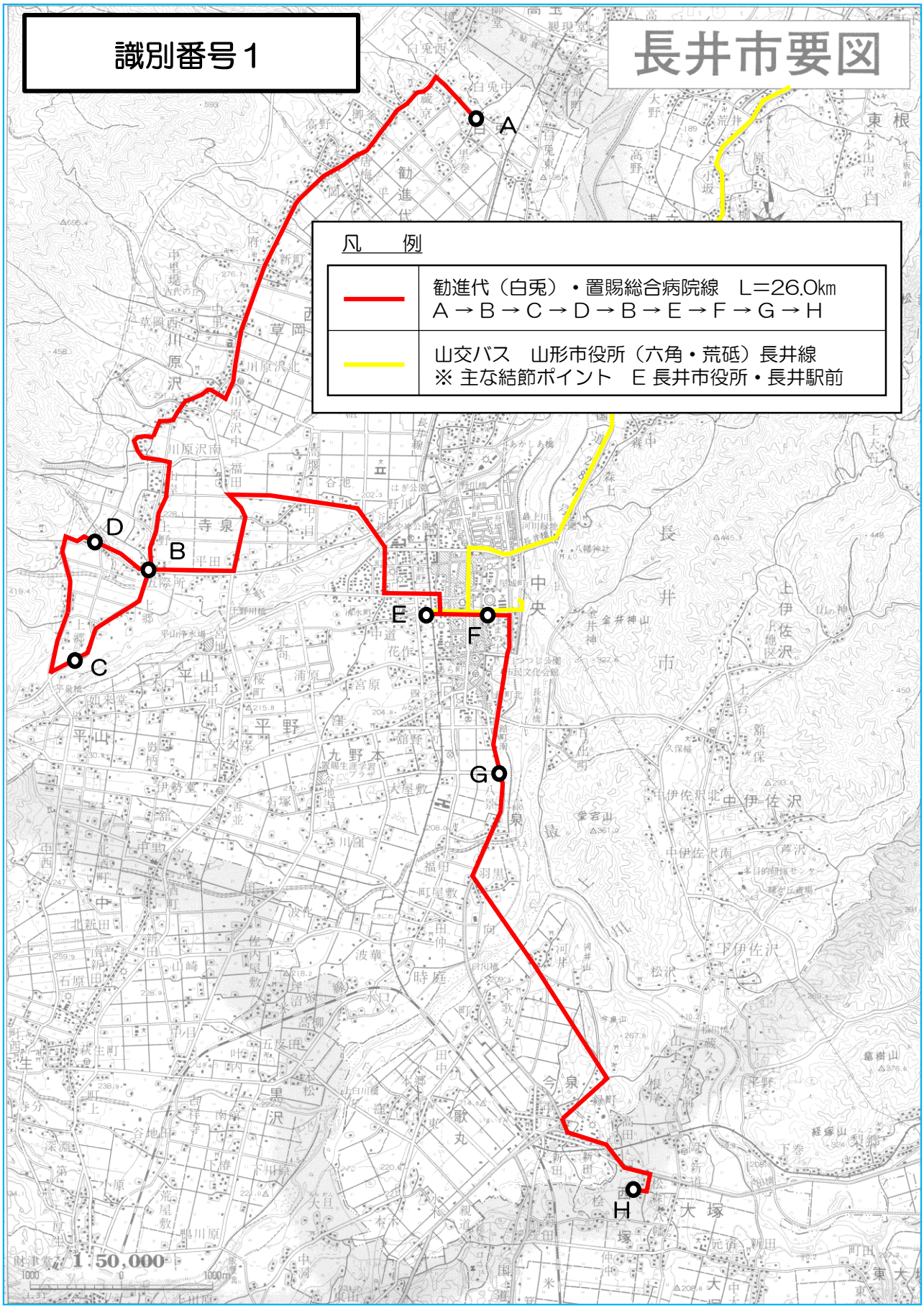
勧進代（白兎）・置賜総合病院線　L＝26.0㎞

識別番号１

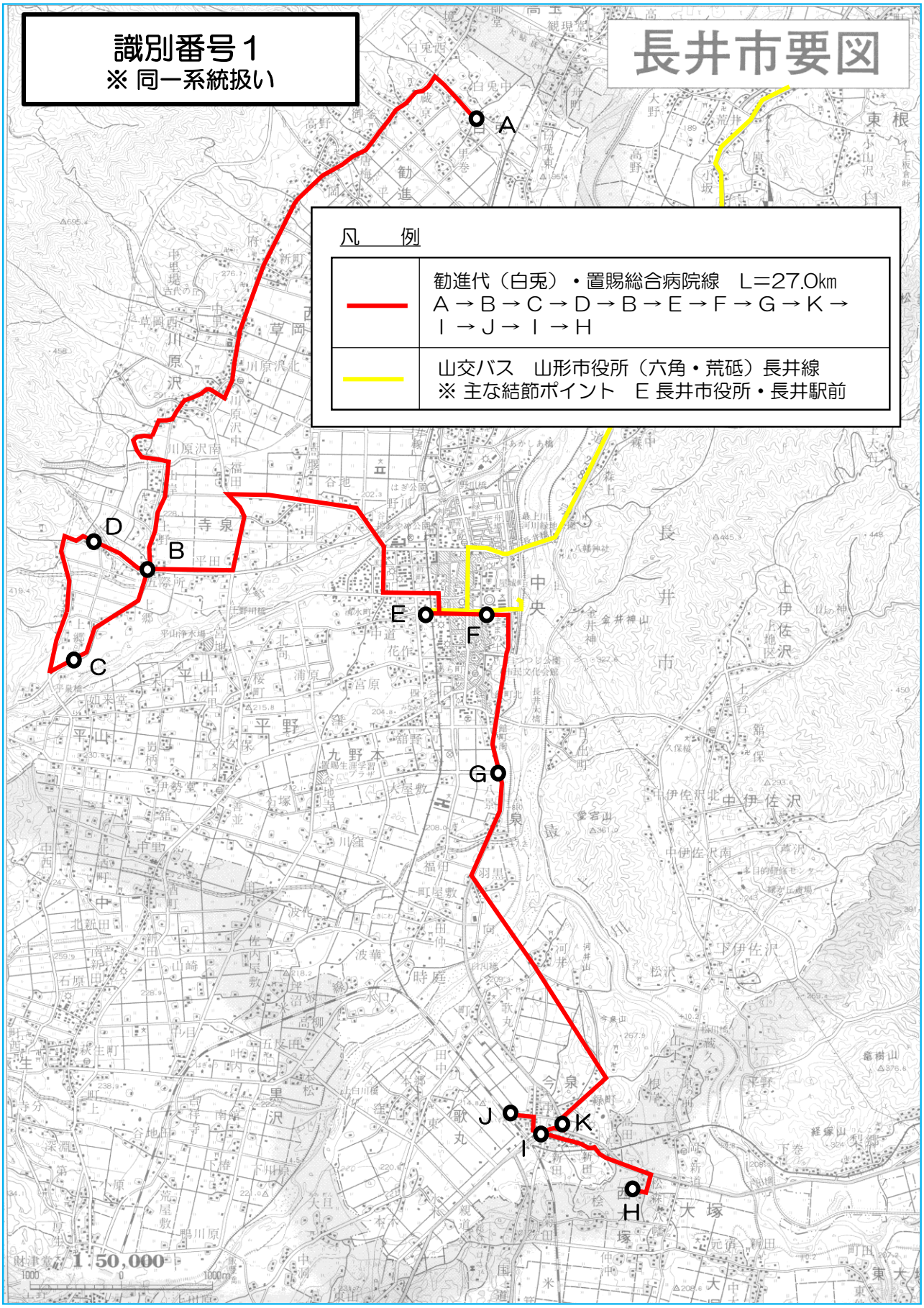
長井市要図

凡　例

――	勧進代（白兎）・置賜総合病院線　L＝26.0㎞ A → B → C → D → B → E → F → G → H
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　E 長井市役所・長井駅前



勧進代（白兎）・置賜総合病院線　L＝27.0㎞



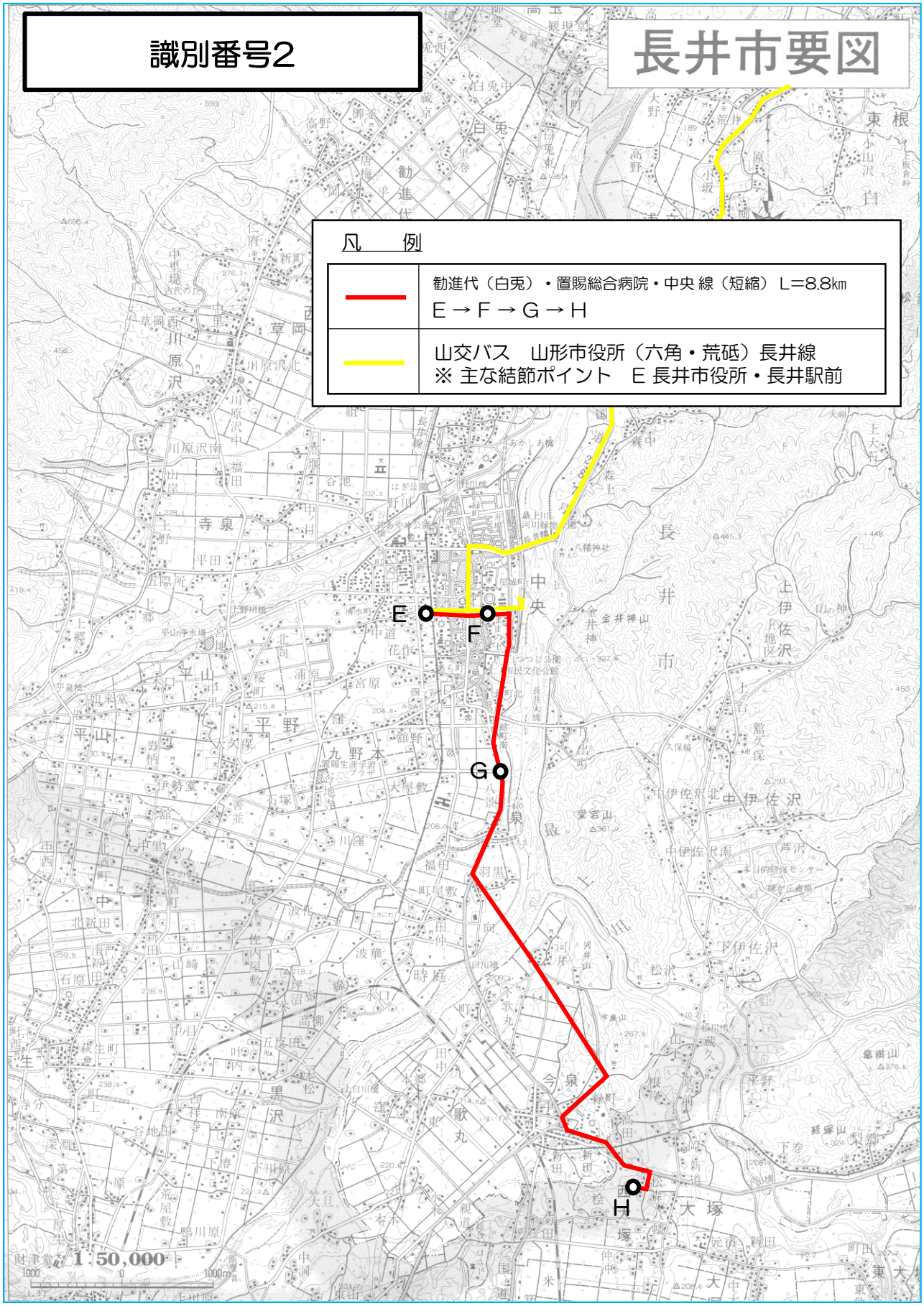
勧進代（白兎）・置賜総合病院・中央 線（短縮） L=8.8㎞

識別番号2

長井市要図

凡　例

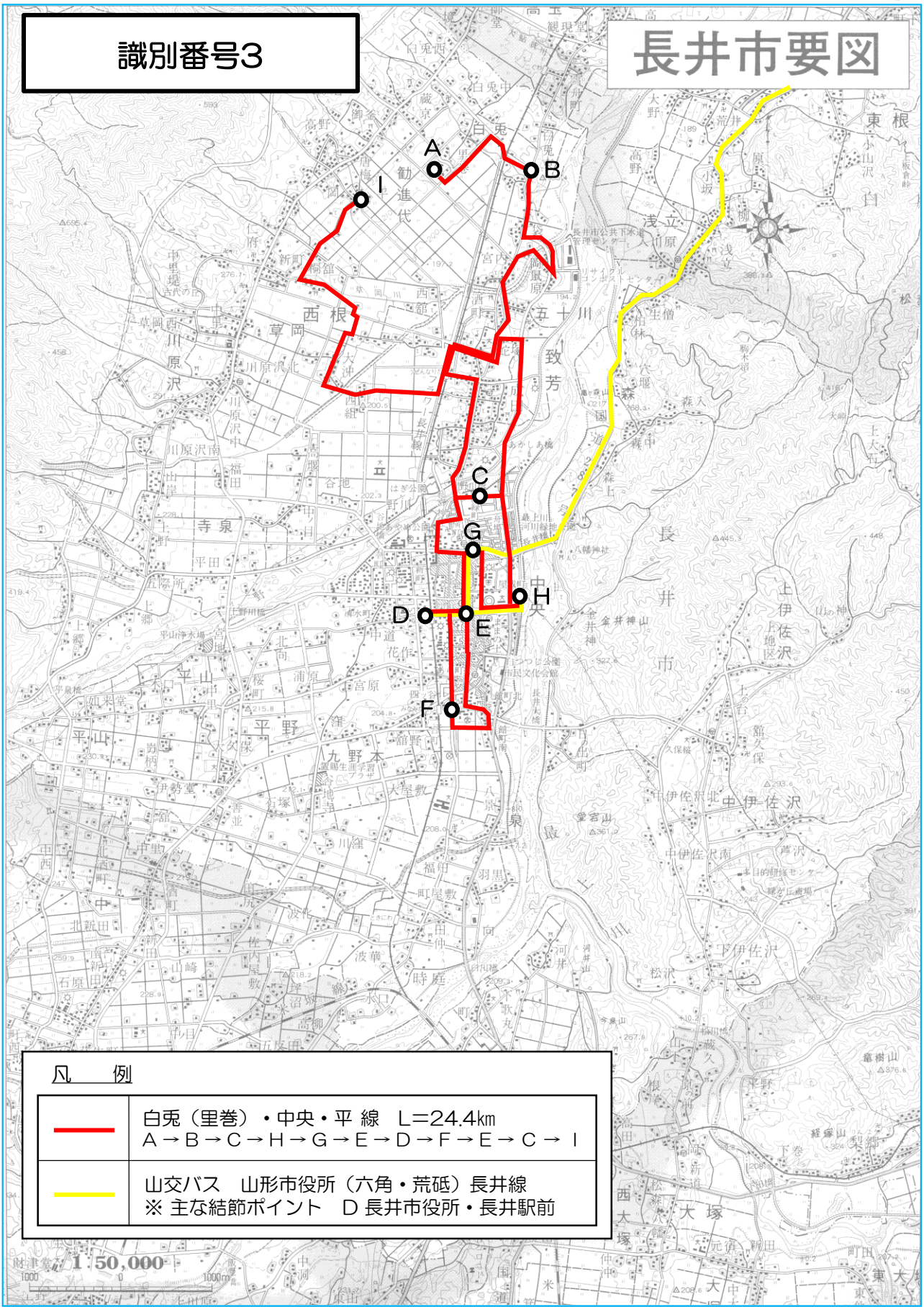
	勧進代（白兎）・置賜総合病院・中央 線（短縮） L=8.8㎞ E → F → G → H
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　E 長井市役所・長井駅前



白兎（里巻）・中央・平 線　L＝24.4㎞

識別番号3

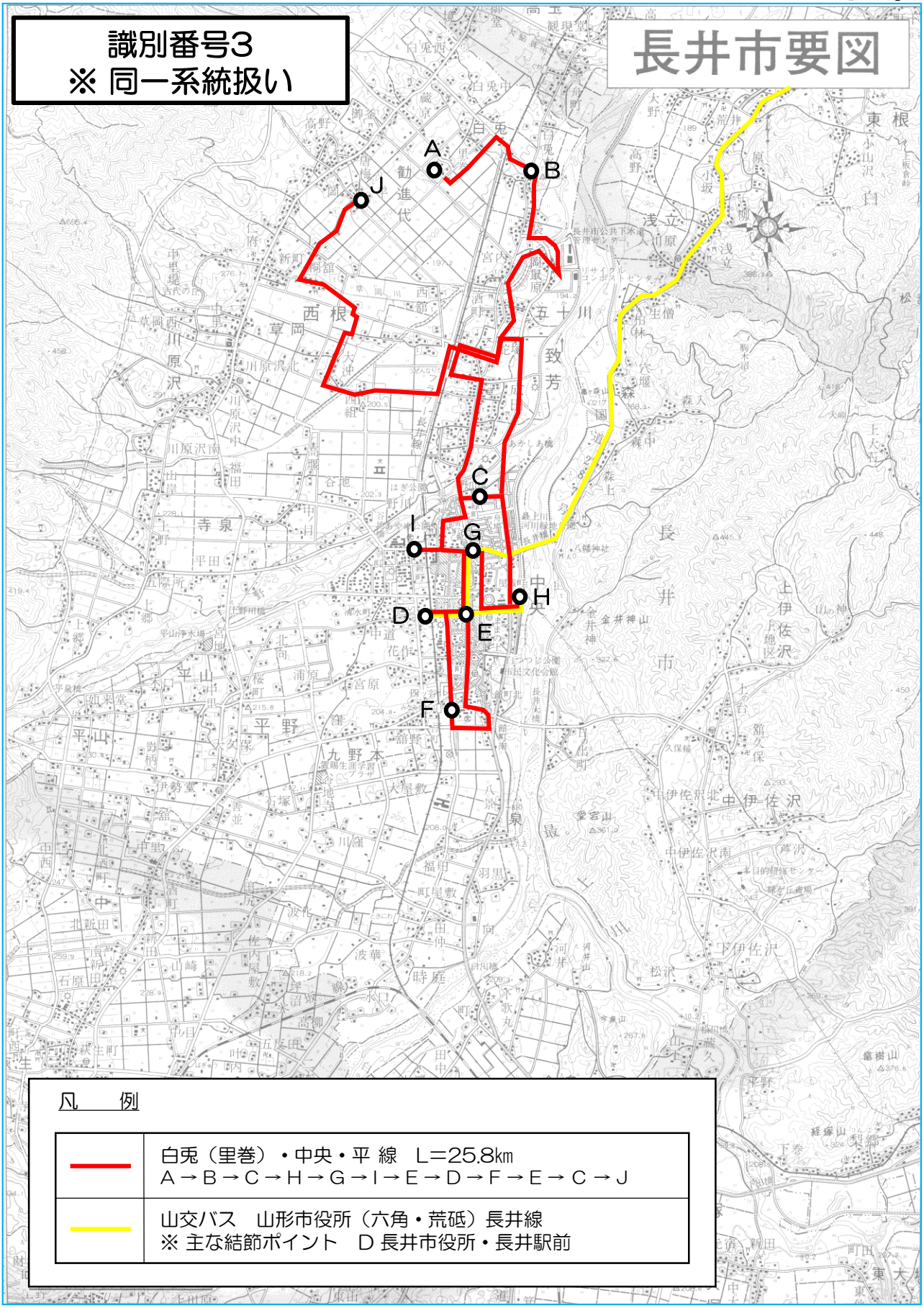
長井市要図



白兎（里巻）・中央・平 線　L＝25.8㎞

識別番号3
※ 同一系統扱い

長井市要図



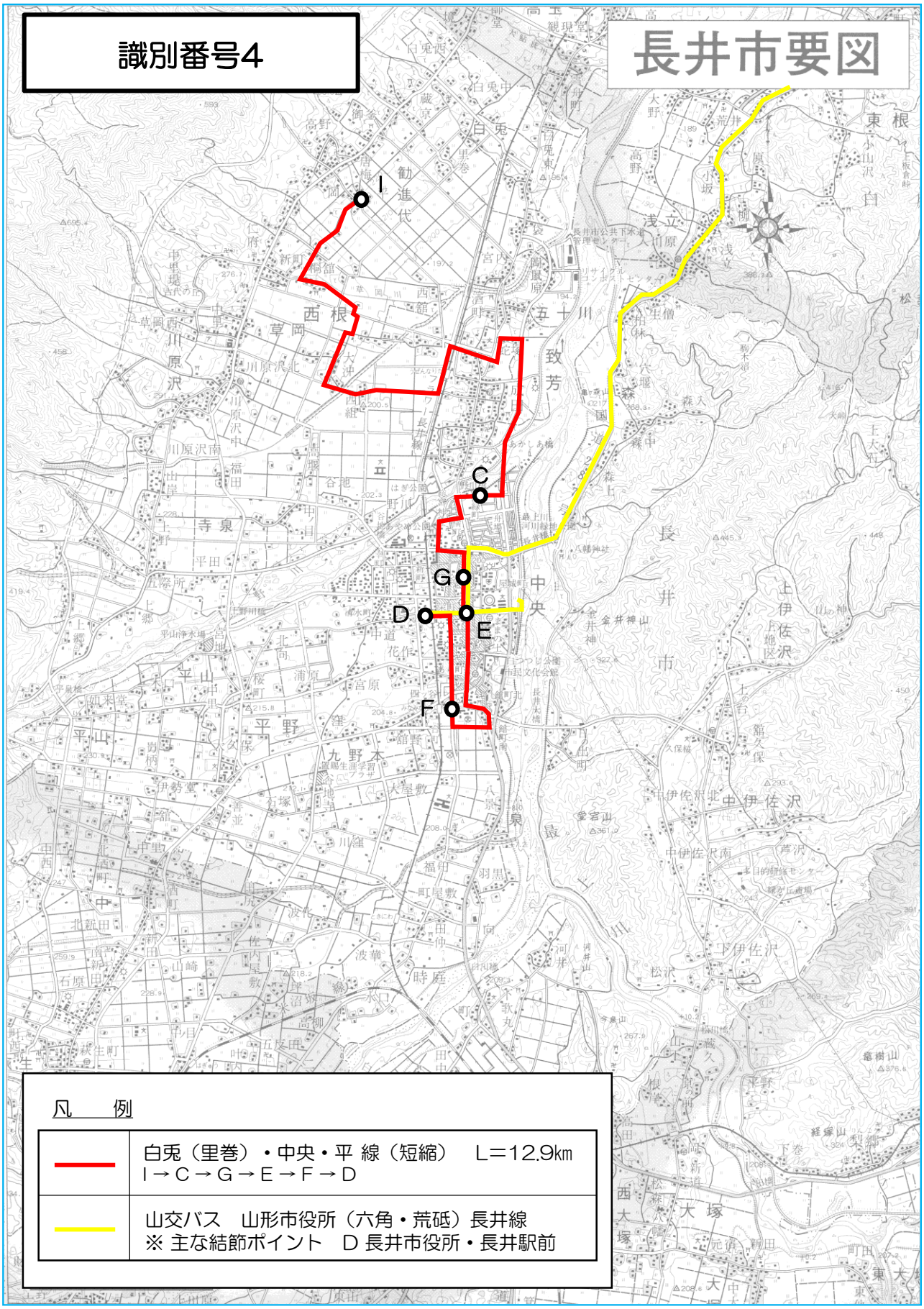
凡　例

━━	白兎（里巻）・中央・平 線　L＝25.8㎞ A → B → C → H → G → I → E → D → F → E → C → J
━━	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　D 長井市役所・長井駅前

白兎（里巻）・中央・平 線（短縮）　L＝12.9㎞

識別番号4

長井市要図



凡　例

――	白兎（里巻）・中央・平 線（短縮）　L＝12.9㎞ I → C → G → E → F → D
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　D 長井市役所・長井駅前

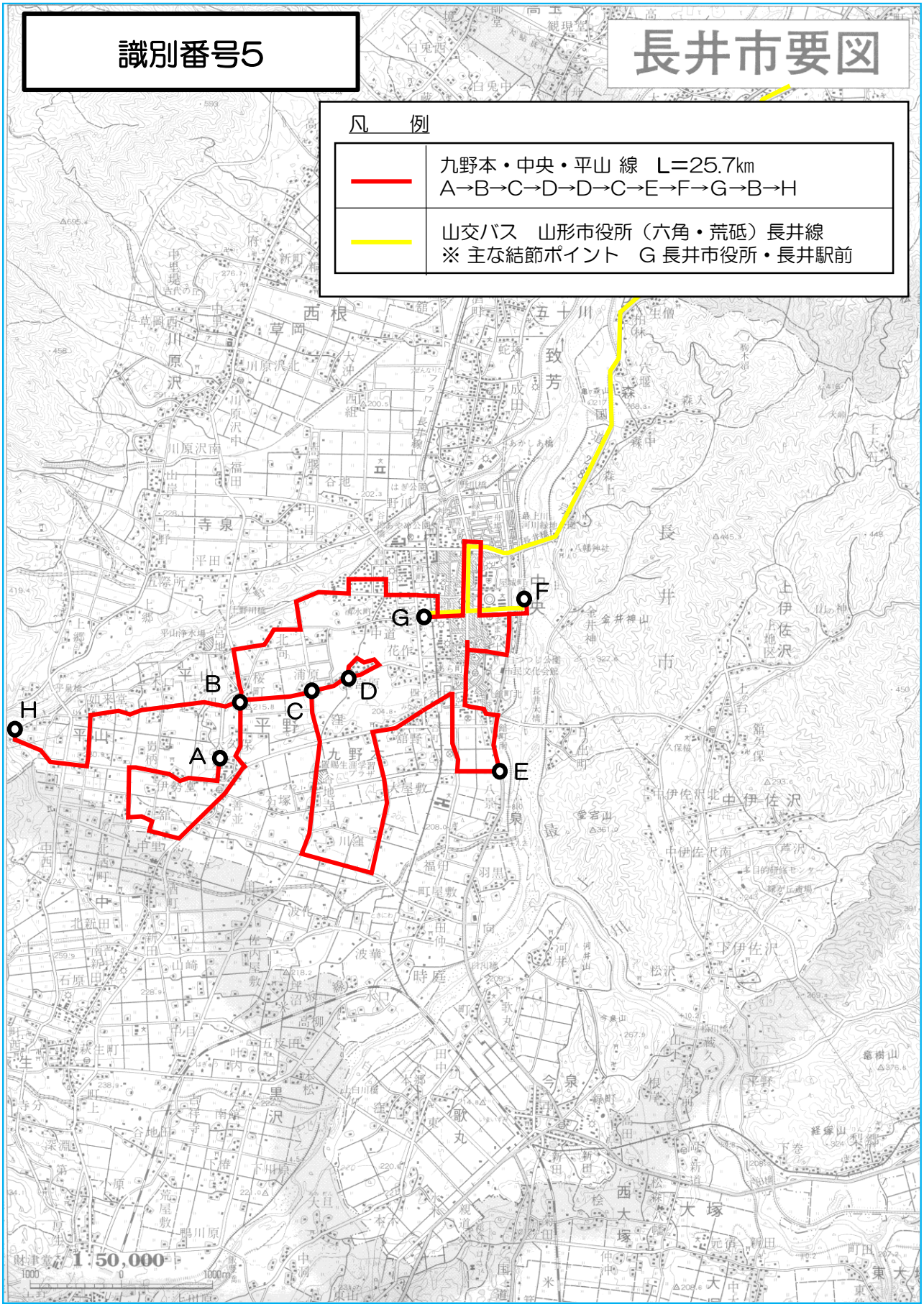
九野本・中央・平山 線　L=25.7㎞

識別番号5

長井市要図

凡　例

	九野本・中央・平山 線　L=25.7㎞ A→B→C→D→D→C→E→F→G→B→H
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　G 長井市役所・長井駅前



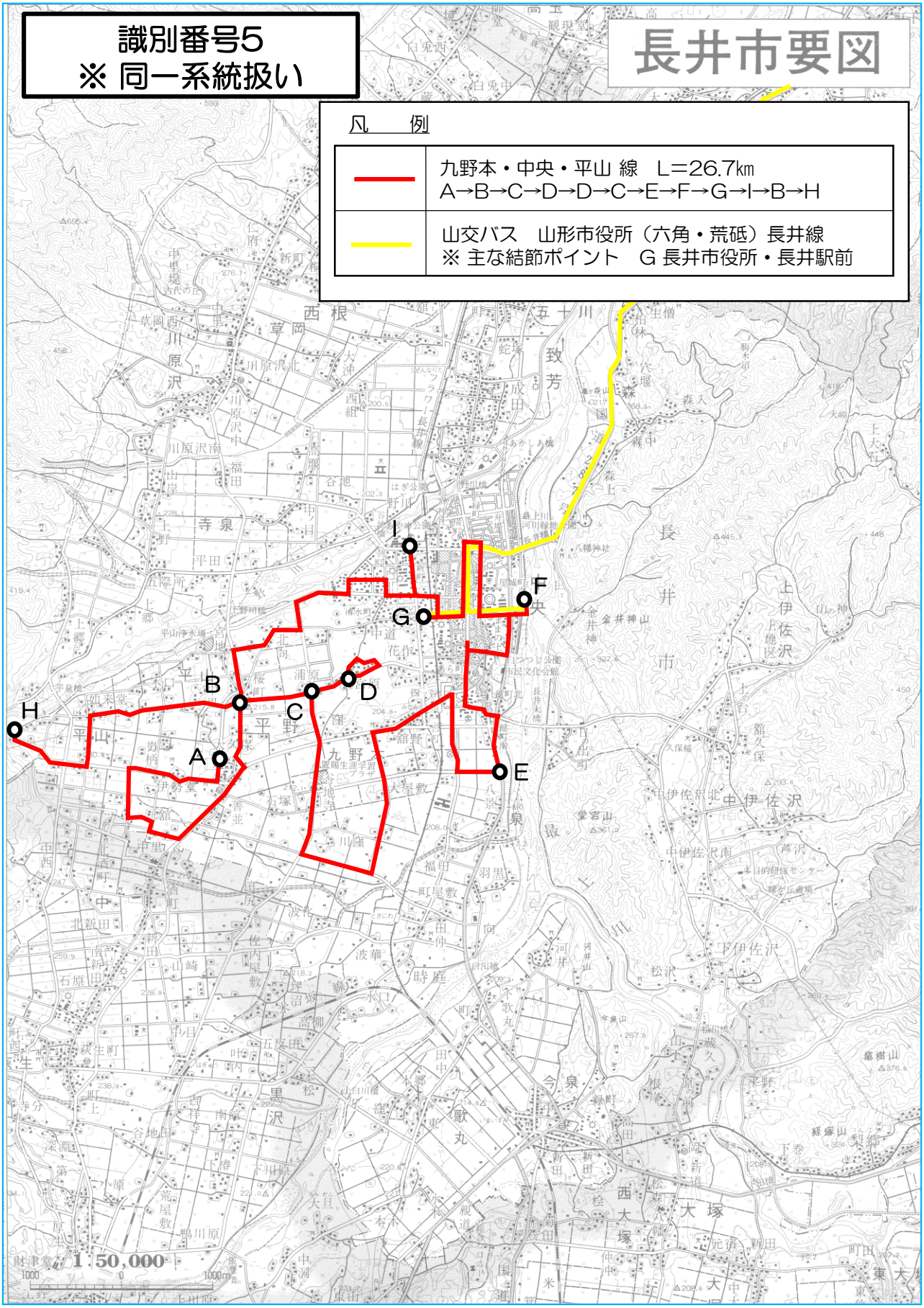
九野本・中央・平山 線　L＝26.7㎞

識別番号5
※ 同一系統扱い

長井市要図

凡　例

	九野本・中央・平山 線　L＝26.7㎞ A→B→C→D→D→C→E→F→G→I→B→H
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　G 長井市役所・長井駅前



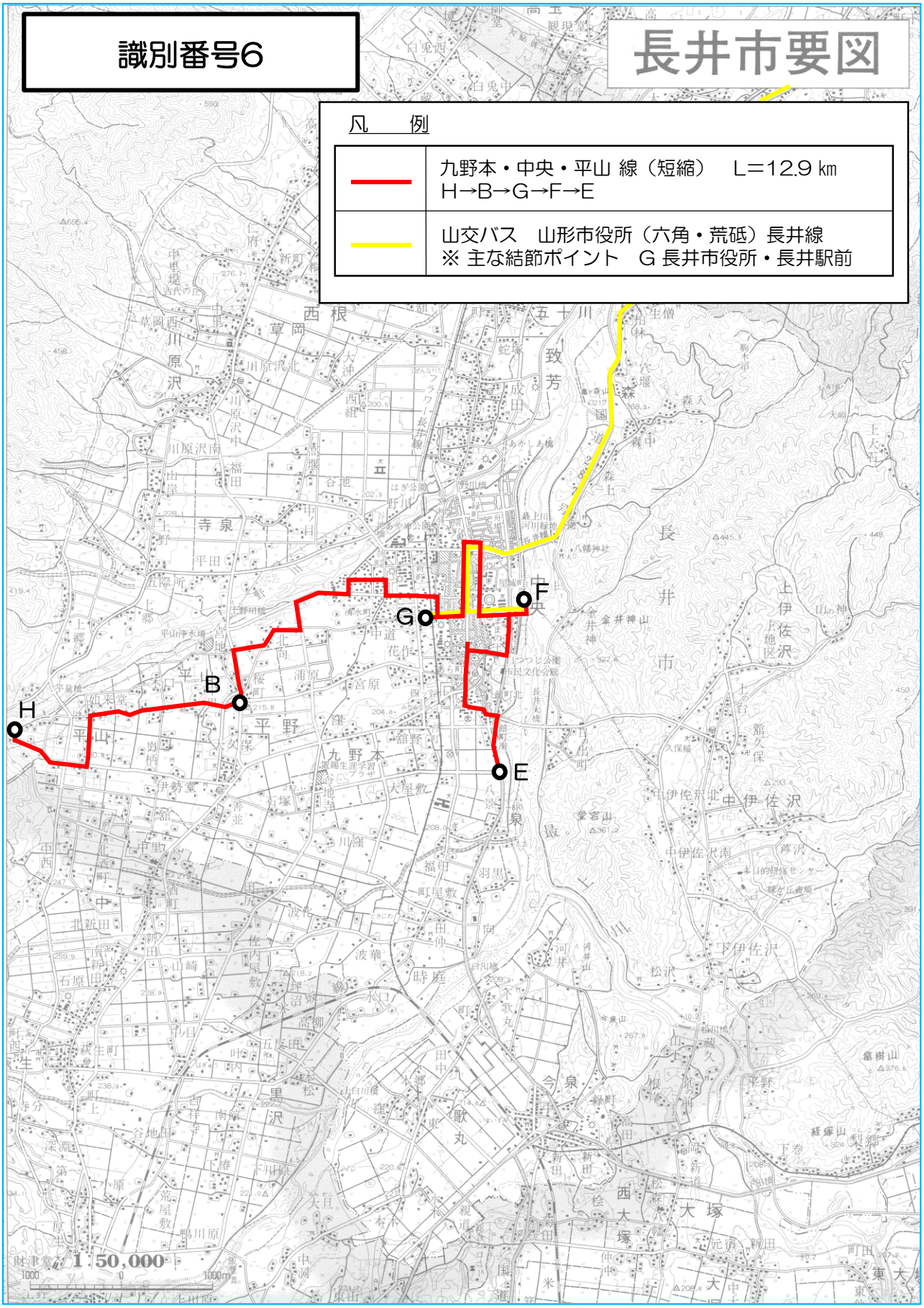
九野本・中央・平山 線（短縮）　L＝12.9 ㎞

識別番号6

長井市要図

凡　例

	九野本・中央・平山 線（短縮）　L＝12.9 ㎞ H→B→G→F→E
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　G 長井市役所・長井駅前



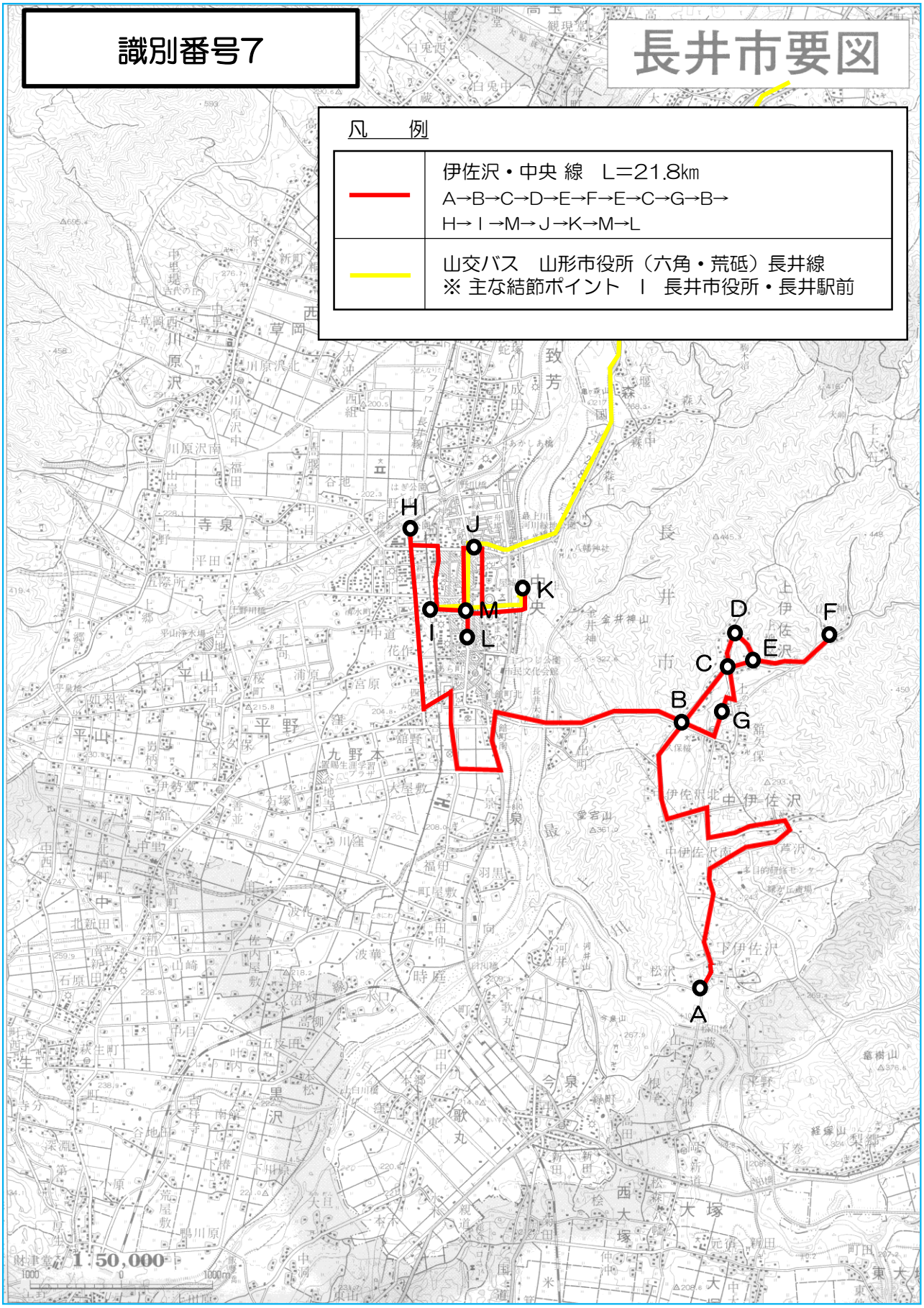
伊佐沢・中央 線　L＝21.8㎞

識別番号7

長井市要図

凡　例

	伊佐沢・中央 線　L＝21.8㎞ A→B→C→D→E→F→E→C→G→B→ H→Ⅰ→M→J→K→M→L
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　Ⅰ　長井市役所・長井駅前



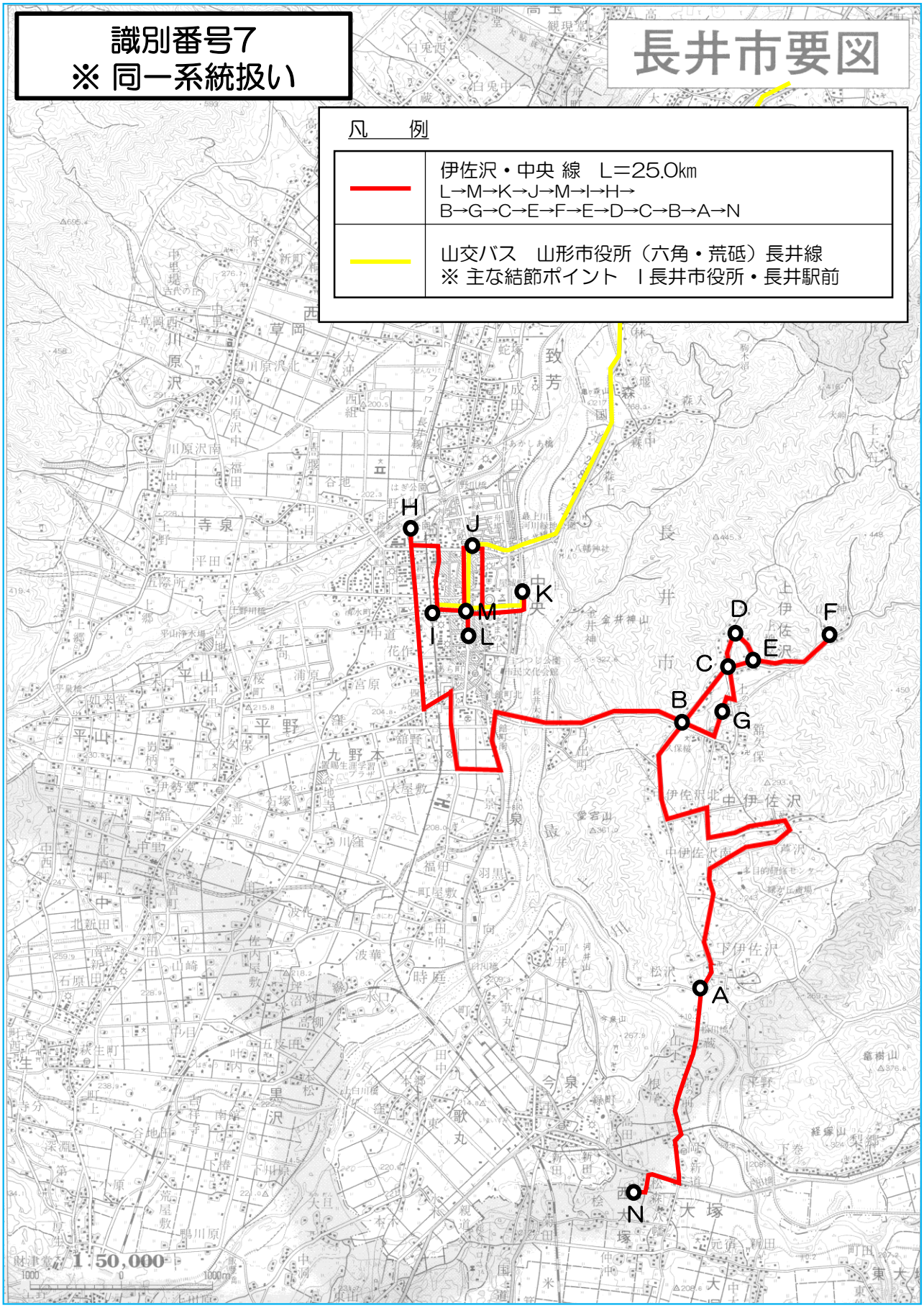
伊佐沢・中央 線　L＝25.0㎞

識別番号7
※ 同一系統扱い

長井市要図

凡　　例

	伊佐沢・中央 線　L＝25.0㎞ L→M→K→J→M→I→H→ B→G→C→E→F→E→D→C→B→A→N
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　I 長井市役所・長井駅前



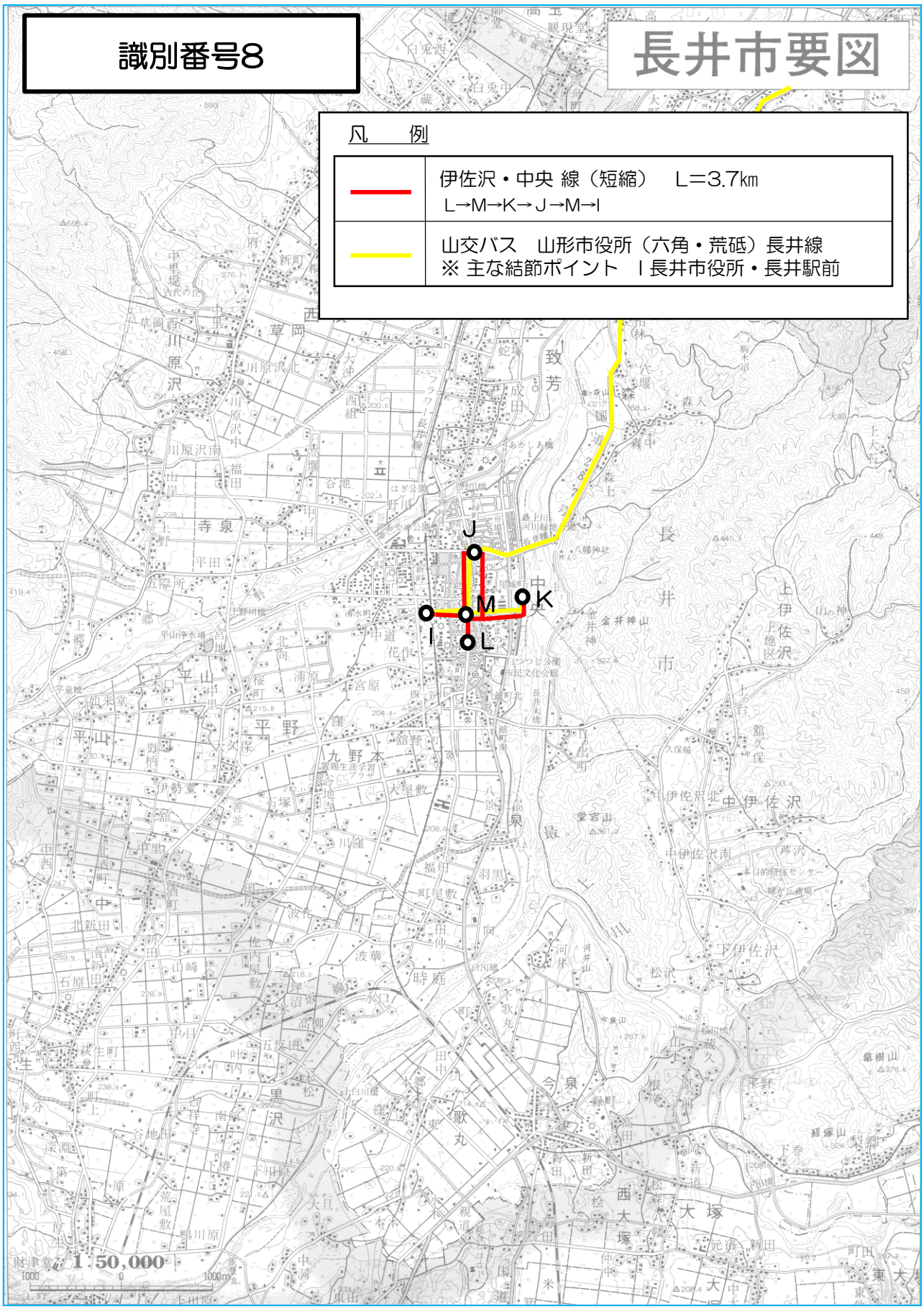
伊佐沢・中央 線（短縮）　L＝3.7㎞

識別番号8

長井市要図

凡　例

	伊佐沢・中央 線（短縮）　L＝3.7㎞ L→M→K→J→M→I
	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　I 長井市役所・長井駅前



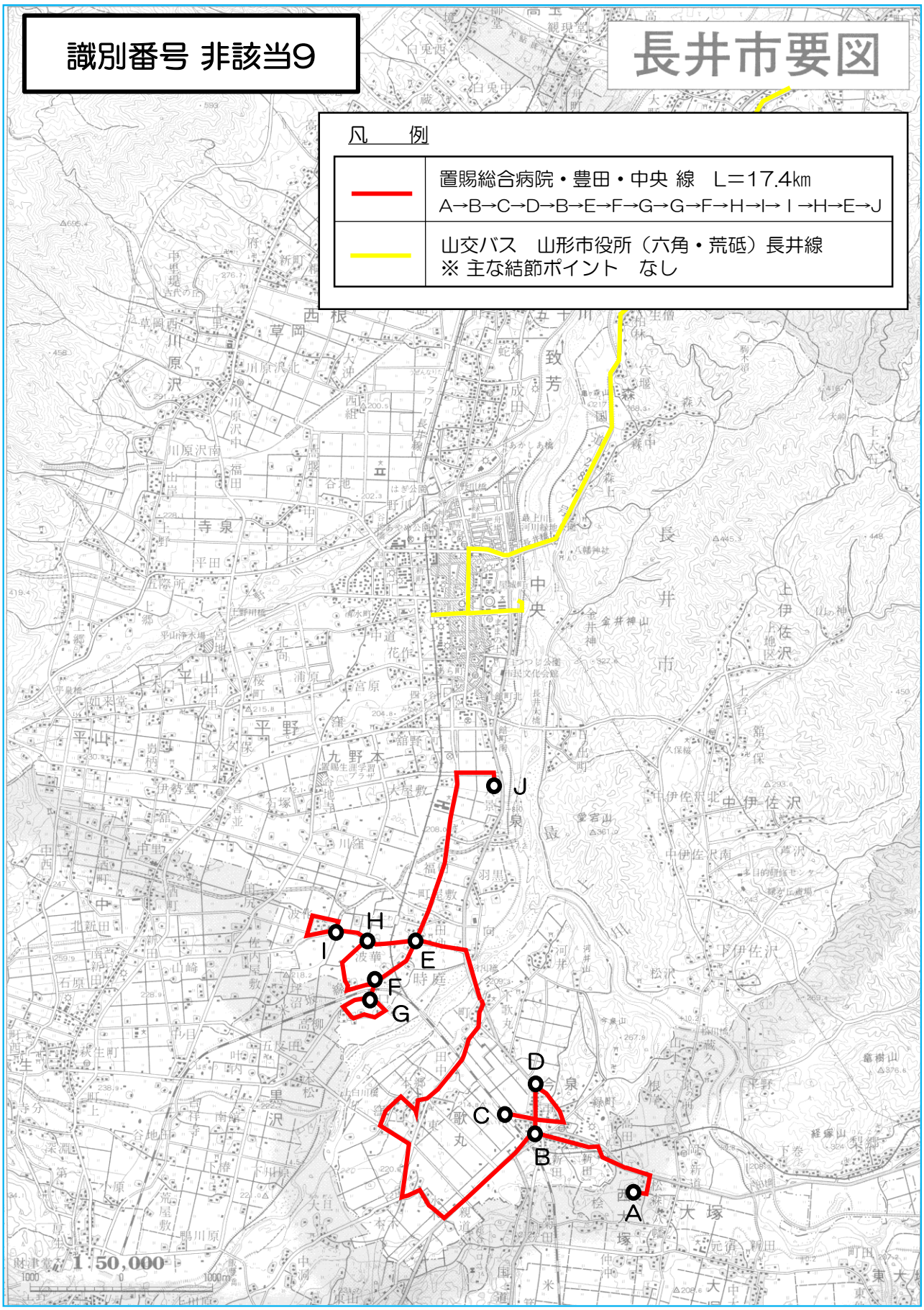
置賜総合病院・豊田・中央 線　L＝17.4㎞

識別番号 非該当9

長井市要図

凡　　例

――	置賜総合病院・豊田・中央 線　L＝17.4㎞ A→B→C→D→B→E→F→G→G→F→H→I→ I →H→E→J
――	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　なし



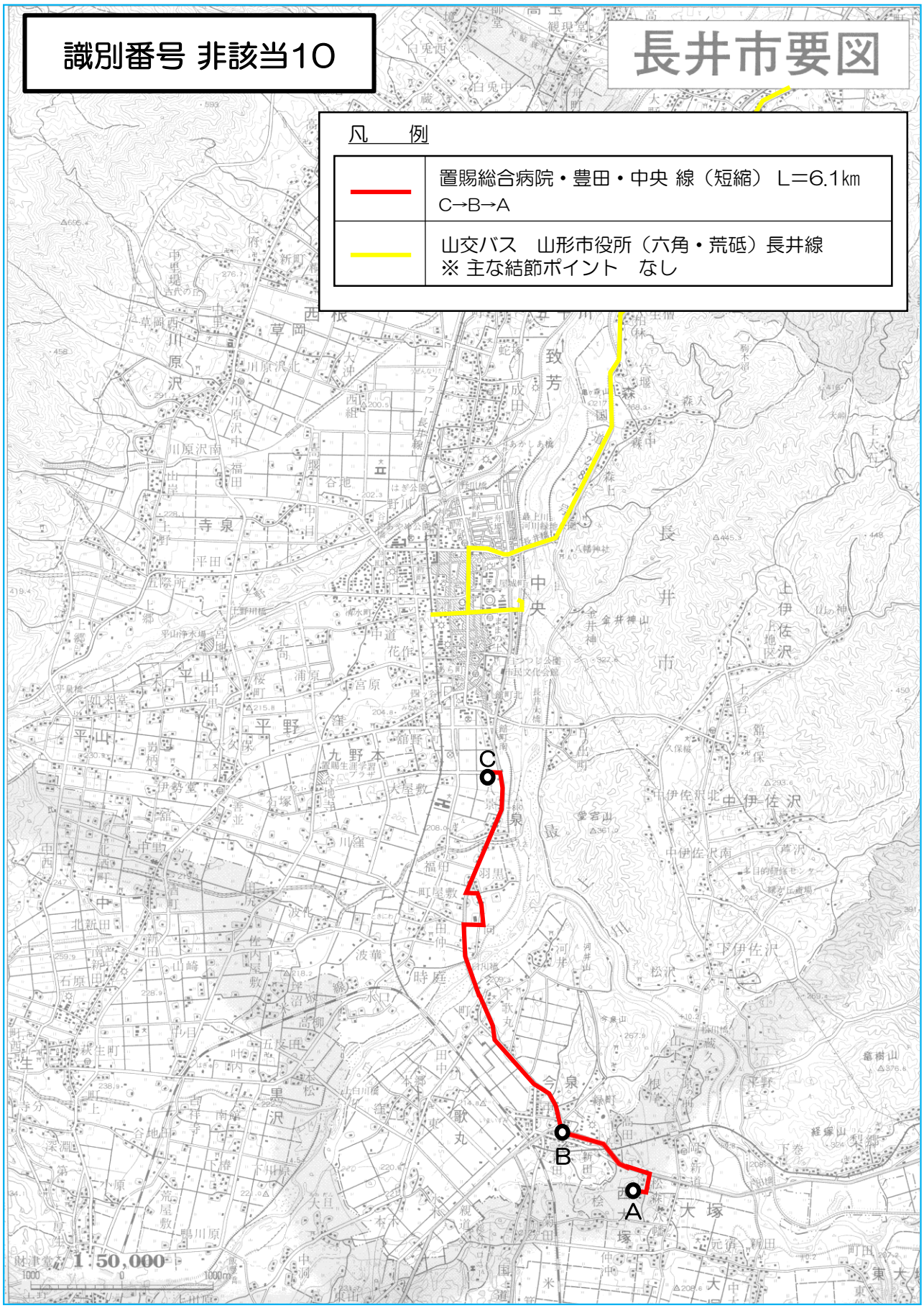
置賜総合病院・豊田・中央 線（短縮） L=6.1㎞

識別番号 非該当10

長井市要図

凡　例

━━	置賜総合病院・豊田・中央 線（短縮） L=6.1㎞ C→B→A
━━	山交バス　山形市役所（六角・荒砥）長井線 ※ 主な結節ポイント　なし



【１便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」（ 赤 枠 ）、「ヤマザワ前」（ 青 枠 ）となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス
勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
白兎中スクールバスのりば	7:27
白兎西集会所前	7:27
蔵京	7:28
勧進代中部公民館前	7:29
岡十字路	7:30
仁府	7:31
戸根林口	7:31
草岡新町	7:32
中里	7:33
西根農協前	7:34
川原沢中	7:34
川原沢	7:35
白山森口	7:35
川原沢南	7:36
山岸十字路	7:37
上野	7:38
五祭所	7:39
上郷地区構造改善センター前	7:40
平泉橋北	7:41
寺泉庵前	7:43
大沢	7:45
五祭所南	7:46
平田	7:47
福田十字路	7:50
中の目	7:50
谷地	7:52
谷地橋東南	7:52
幸町	7:53
中道	7:54
ファミリーマート中道店前	7:54
長井市役所・長井駅前	8:00
栄町（中村循環器科医院前）	8:01
長井郵便局前	8:01
旧長井小学校第一校舎前	8:02
ドコモショップ長井店前	8:03
TASビル・市民文化会館前	8:05
館町南	8:06
ヤマザワ前	8:08
福田橋	8:09
時庭口	8:11
河井	8:13
八ヶ森自然公園口	8:15
県立やまなみ学園口	8:16
今泉公民館南	8:18
今泉駅前	8:19
今泉ぶどう集荷所前	8:21
置賜総合病院前　着	8:24

致芳バス
白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
里巻	7:25
白兎集会センター前	7:26
白兎口	7:27
袋地蔵前	7:28
岡鼠原	7:30
宮内	7:31
酒町	7:33
致芳小学校前	7:33
八反田地蔵尊西	7:34
羽前成田駅前角	7:36
羽前成田郵便局前	7:37
福蔵院前	7:37
芳野	7:38
うめや北店前	7:39
あかしあ橋南	7:40
アカシア通り（舟場）	7:40
屋城町	7:41
道の駅　川のみなと長井	7:43
旧長井小学校第一校舎前	7:44
長井郵便局前	7:45
長井病院前	7:46
薬王堂長井十日町店前	7:47
長井工業高校前	7:50
あやっか前（十日町）	7:52
撞木橋	7:53
山形銀行前	7:53
栄町（中村循環器科医院前）	7:54
長井市役所・長井駅前	8:00
グンゼ通り	8:01
薬師寺西	8:02
鈴木歯科医院前	8:02
長井高校前（西口）	8:03
長井高校南（頓珍館前）	8:05
裁判所前	8:07
あら町（阿達医院前）	8:08
やませ蔵	8:09
本町二丁目	8:09
桑島記念館前	8:11
山形銀行前	8:12
撞木橋	8:12
あやっか前（十日町）	8:13
あやめ公園前	8:14
長井自動車学校前	8:15
うめや北店前	8:16
あかしあ橋北	8:18
ローソン長井成田店前	8:18
致芳コミュニティセンター前	8:19
致芳小学校前	8:20
八反田地蔵尊西	8:21
西舘	8:21
西組	8:24
大沖公民館	8:26
桐舘構造改善センター前	8:30
平　着	8:32

伊佐沢バス
伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	7:20
北原	7:21
中里	7:22
芦沢東	7:24
芦沢西	7:25
芦沢口	7:26
桐町十字路	7:26
西町	7:27
岩見原	7:28
岩穴	7:31
山の神	7:34
石田橋	7:35
矢婁十字路	7:37
久保	7:38
伊佐沢郵便局東	7:38
上の台	7:39
日の出町	7:41
さくら大橋東	7:41
ヤマザワ前	7:45
うめや南店前	7:45
小出ヨークタウン前	7:46
長井警察署前	7:46
グランパリス前	7:47
長井高校前（西口）	7:48
花作町	7:50
旧ＪＡ愛菜館前	7:51
サンプラザうめや前	7:52
長井工業高校前	7:53
横町	7:54
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	7:54
長井市役所・長井駅前	8:00
栄町（中村循環器科医院前）	8:01
山形銀行前	8:02
撞木橋	8:02
あやっか前（十日町）	8:03
薬王堂長井十日町店前	8:04
長井病院前	8:05
長井郵便局前	8:06
旧長井小学校第一校舎前	8:07
道の駅　川のみなと長井	8:08
桑島記念館前	8:10
本町二丁目　着	8:11

平野バス
九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	7:29
伊勢堂	7:30
伊勢堂西	7:31
舘	7:32
善並	7:34
平野郵便局前	7:35
大久保	7:36
桜町十字路南	7:37
浦原十字路	7:38
宮原	7:39
石橋十字路	7:42
生涯学習プラザ	7:43
川窪西	7:44
川窪東	7:46
大屋敷西	7:48
八雲神社前	7:49
台町十字路	7:50
長井高校前（西口）	7:51
グランパリス前	7:52
長井警察署前	7:53
小出ヨークタウン前	7:53
うめや南店前	7:54
ヤマザワ前	8:00
裁判所前	8:03
あら町（阿達医院前）	8:04
やませ蔵	8:04
本町二丁目	8:05
市立図書館北十字路	8:05
白つつじ公園北	8:06
ドコモショップ長井店前	8:06
道の駅　川のみなと長井	8:07
旧長井小学校第一校舎前	8:08
長井郵便局前	8:09
長井病院前	8:10
薬王堂長井十日町店前	8:11
あやっか前（十日町）	8:12
撞木橋	8:13
山形銀行前	8:13
栄町（中村循環器科医院前）	8:14
長井市役所・長井駅前	8:15
ファミリーマート中道店前	8:16
長井工業高校前	8:18
中道	8:19
幸町	8:20
清水町児童公園	8:20
清水町公民館東	8:20
はなぞの保育園前	8:21
清水町一丁目	8:22
北向公民館前	8:23
宮地	8:25
桜町十字路西	8:26
中里	8:26
木口	8:28
子坂公民館前	8:29
舎子	8:30
野川まなび館前　着	8:31

豊田バス
置賜総合病院・豊田・中央 線/中央・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	7:16
今泉ぶどう集荷所前	7:19
今泉公民館南	7:20
今泉駅前	7:21
今泉駅前角	7:22
和久井窯前	7:23
親道	7:28
一本木水木	7:29
東十字路	7:31
窪	7:32
本郷	7:34
田中	7:35
町	7:37
豊田小学校前	7:37
豊田コミュニティセンター	7:38
水口公民館前	7:41
正法寺前	7:47
時庭駅東口	7:50
宝光院西	7:52
長井南中学校前	7:53
小出ヨークタウン前	7:54
うめや南店前	7:55
ヤマザワ前　着	7:55
ヤマザワ前	8:00
福田橋	8:01
時庭口	8:02
羽黒	8:03
豊田小学校前	8:06
中丸	8:06
和久井窯前	8:08
今泉第二公民館前	8:09
置賜総合病院前　着	8:10

終点

【２便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」(赤 枠)、「ヤマザワ前」(青 枠)となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

致芳バス
白兎（里巻）・中央・平 線(短縮)

停留所名	時刻
平	8:45
桐舘構造改善センター前	8:47
大沖公民館	8:51
西組	8:53
西舘	8:56
八反田地蔵尊西	8:56
致芳小学校前	8:57
致芳コミュニティセンター前	8:58
ローソン長井成田店前	8:59
あかしあ橋北	8:59
うめや北店前	9:01
長井自動車学校前	9:02
あやめ公園前	9:03
あやっか前（十日町）	9:04
撞木橋	9:05
山形銀行前	9:05
桑島記念館前	9:06
本町二丁目	9:07
やませ蔵	9:07
あら町（阿達医院前）	9:08
裁判所前	9:09
長井高校南（頓珍館前）	9:11
長井高校前（西口）	9:12
鈴木歯科医院前	9:13
薬師寺西	9:13
グンゼ通り	9:14
長井市役所・長井駅前　着	9:15

伊佐沢バス
伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	8:26
桑島記念館前	8:26
道の駅　川のみなと長井	8:29
旧長井小学校第一校舎前	8:30
長井郵便局前	8:30
長井病院前	8:32
薬王堂長井十日町店前	8:33
あやっか前（十日町）	8:33
撞木橋	8:34
山形銀行前	8:35
栄町（中村循環器科医院前）	8:35
長井市役所・長井駅前	8:36
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	8:37
横町	8:38
長井工業高校前	8:39
サンプラザうめや前	8:40
旧ＪＡ愛菜館前	8:41
花作町	8:41
長井高校前（西口）	8:44
グランパリス前	8:44
長井警察署前	8:45
小出ヨークタウン前	8:46
うめや南店前	8:46
ヤマザワ前	8:47
さくら大橋東	8:49
日の出町	8:50
上の台	8:51
伊佐沢郵便局東	8:52
久保	8:52
矢婁十字路	8:54
石田橋	8:55
山の神	8:57
岩穴	9:00
岩見原	9:03
西町	9:04
糊町十字路	9:05
芦沢口	9:06
芦沢西	9:07
芦沢東	9:08
中里	9:10
北原	9:11
下伊佐沢	9:12
西大塚駅前	9:15
置賜総合病院前　着	9:18

平野バス
九野本・中央・平山 線(短縮)

停留所名	時刻
野川まなび館前	8:56
舎子	8:57
子坂公民館前	8:58
木口	8:59
中里	9:00
桜町十字路西	9:01
宮地	9:02
北向公民館前	9:03
清水町一丁目	9:05
はなぞの保育園前	9:06
清水町公民館東	9:06
清水町児童公園	9:07
幸町	9:07
中道	9:08
ファミリーマート中道店前	9:08
長井市役所・長井駅前	9:10
栄町（中村循環器科医院前）	9:10
山形銀行前	9:11
撞木橋	9:11
あやっか前（十日町）	9:12
薬王堂長井十日町店前	9:13
長井病院前	9:14
長井郵便局前	9:15
旧長井小学校第一校舎前	9:16
道の駅　川のみなと長井	9:17
ドコモショップ長井店前	9:18
白つつじ公園北	9:18
市立図書館北十字路	9:19
本町二丁目	9:19
やませ蔵	9:20
あら町（阿達医院前）	9:20
裁判所前	9:21
ヤマザワ前　着	9:25

豊田バス
置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
ヤマザワ前	8:30
うめや南店前	8:30
小出ヨークタウン前	8:31
長井南中学校前	8:32
宝光院西	8:32
時庭駅東口	8:34
正法寺前	8:38
水口公民館前	8:44
豊田コミュニティセンター	8:46
豊田小学校前	8:47
町	8:48
田中	8:49
本郷	8:50
窪	8:52
東十字路	8:53
一本木水木	8:55
親道	8:56
和久井窯前	9:01
今泉駅前角	9:03
今泉駅前	9:03
今泉公民館南	9:05
今泉ぶどう集荷所前	9:06
置賜総合病院前　着	9:09

西根バス
勧進代（白兎）・置賜総合病院線(短縮)

停留所名	時刻
長井市役所・長井駅前	9:20
栄町（中村循環器科医院前）	9:20
長井郵便局前	9:21
旧長井小学校第一校舎前	9:21
ドコモショップ長井店前	9:23
TASビル・市民文化会館前	9:25
館町南	9:26
ヤマザワ前	9:32
福田橋	9:33
時庭口	9:34
河井	9:37
八ヶ森自然公園口	9:39
県立やまなみ学園口	9:39
今泉第二公民館前	9:40
置賜総合病院前　着	9:42

終点

【３便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」(赤 枠)、「ヤマザワ前」(青 枠)となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス

勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	9:55
今泉第二公民館前	9:56
県立やまなみ学園口	9:57
八ヶ森自然公園口	9:58
河井	10:01
時庭口	10:03
福田橋	10:04
ヤマザワ前	10:10
館町南	10:11
TASビル・市民文化会館前	10:13
ドコモショップ長井店前	10:15
旧長井小学校第一校舎前	10:16
長井郵便局前	10:16
栄町（中村循環器科医院前）	10:17
長井市役所・長井駅前	10:20
ファミリーマート中道店前	10:21
中道	10:22
幸町	10:22
谷地橋東南	10:23
谷地	10:24
中の目	10:25
福田十字路	10:27
平田	10:28
上郷地区構造改善センター前	10:31
平泉橋北	10:32
寺泉庵前	10:33
大沢	10:35
五祭所南	10:36
五祭所	10:37
上野	10:37
山岸十字路	10:38
川原沢南	10:39
白山森口	10:40
川原沢	10:40
川原沢中	10:41
西根農協前	10:42
中里	10:42
草岡新町	10:43
戸根林口	10:44
仁府	10:45
岡十字路	10:45
勧進代中部公民館前	10:46
蔵京	10:47
白兎西集会所前	10:48
白兎中スクールバスのりば　着	10:49

致芳バス

白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
平	9:43
糊舘構造改善センター前	9:45
大沖公民館	9:49
西組	9:51
西舘	9:54
八反田地蔵尊西	9:54
致芳小学校前	9:55
致芳コミュニティセンター前	9:56
ローソン長井成田店前	9:57
あかしあ橋北	9:57
うめや北店前	9:59
長井自動車学校前	10:00
あやめ公園前	10:01
あやっか前（十日町）	10:02
撞木橋	10:03
山形銀行前	10:03
桑島記念館前	10:05
本町二丁目	10:06
やませ蔵	10:06
あら町（阿達医院前）	10:07
裁判所前	10:08
長井高校南（頓珍館前）	10:11
長井高校前（西口）	10:12
鈴木歯科医院前	10:13
薬師寺西	10:13
グンゼ通り	10:14
長井市役所・長井駅前	10:20
栄町（中村循環器科医院前）	10:21
山形銀行前	10:22
撞木橋	10:22
あやっか前（十日町）	10:23
薬王堂長井十日町店前	10:23
長井病院前	10:24
長井郵便局前	10:26
旧長井小学校第一校舎前	10:26
道の駅　川のみなと長井	10:28
屋城町	10:29
アカシア通り（舟場）	10:30
あかしあ橋南	10:31
うめや北店前	10:31
芳野	10:33
福蔵院前	10:33
羽前成田郵便局前	10:34
羽前成田駅前角	10:35
八反田地蔵尊西	10:37
致芳小学校前	10:37
酒町	10:39
宮内	10:40
岡鼠原	10:41
袋地蔵前	10:42
白兎口	10:43
白兎集会センター前	10:44
里巻　着	10:46

伊佐沢バス

伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	10:05
桑島記念館前	10:05
道の駅　川のみなと長井	10:08
旧長井小学校第一校舎前	10:09
長井郵便局前	10:09
長井病院前	10:11
薬王堂長井十日町店前	10:12
あやっか前（十日町）	10:12
撞木橋	10:13
山形銀行前	10:14
栄町（中村循環器科医院前）	10:14
長井市役所・長井駅前	10:20
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	10:21
横町	10:22
長井工業高校前	10:23
サンプラザうめや前	10:24
旧ＪＡ愛菜館前	10:25
花作町	10:25
長井高校前（西口）	10:28
グランパリス前	10:28
長井警察署前	10:29
小出ヨークタウン前	10:30
うめや南店前	10:30
ヤマザワ前	10:31
さくら大橋東	10:33
日の出町	10:34
上の台	10:35
伊佐沢郵便局東	10:36
久保	10:36
矢婁十字路	10:38
石田橋	10:39
山の神	10:41
岩穴	10:44
岩見原	10:47
西町	10:48
糊町十字路	10:49
芦沢口	10:50
芦沢西	10:51
芦沢東	10:52
中里	10:54
北原	10:55
下伊佐沢　着	10:56

平野バス

九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	10:01
舎子	10:02
子坂公民館前	10:03
木口	10:04
中里	10:05
桜町十字路西	10:06
宮地	10:07
北向公民館前	10:08
清水町一丁目	10:10
はなぞの保育園前	10:11
清水町公民館東	10:11
清水町児童公園	10:12
幸町	10:12
中道	10:13
ファミリーマート中道店前	10:13
長井市役所・長井駅前	10:15
栄町（中村循環器科医院前）	10:15
山形銀行前	10:16
撞木橋	10:16
あやっか前（十日町）	10:17
薬王堂長井十日町店前	10:18
長井病院前	10:19
長井郵便局前	10:20
旧長井小学校第一校舎前	10:21
道の駅　川のみなと長井	10:22
ドコモショップ長井店前	10:23
白つつじ公園北	10:23
市立図書館北十字路	10:24
本町二丁目	10:24
やませ蔵	10:25
あら町（阿達医院前）	10:25
裁判所前	10:26
ヤマザワ前	10:35
うめや南店前	10:35
小出ヨークタウン前	10:36
長井警察署前	10:36
グランパリス前	10:37
長井高校前（西口）	10:38
台町十字路	10:39
八雲神社前	10:40
大屋敷西	10:42
川窪東	10:43
川窪西	10:45
生涯学習プラザ	10:46
石橋十字路	10:47
宮原	10:50
浦原十字路	10:51
桜町十字路南	10:53
大久保	10:54
平野郵便局前	10:55
善並	10:55
舘	10:57
伊勢堂西	10:58
伊勢堂	10:59
平野小学校前　着	11:01

豊田バス

置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	9:26
今泉ぶどう集荷所前	9:29
今泉公民館南	9:30
今泉駅前	9:31
今泉駅前角	9:32
和久井窯前	9:33
親道	9:38
一本木水木	9:39
東十字路	9:41
窪	9:42
本郷	9:44
田中	9:45
町	9:47
豊田小学校前	9:47
豊田コミュニティセンター	9:48
水口公民館前	9:51
正法寺前	9:57
時庭駅東口	10:00
宝光院西	10:02
長井南中学校前	10:03
小出ヨークタウン前	10:04
うめや南店前	10:05
ヤマザワ前　着	10:05
⋮	⋮
ヤマザワ前	10:35
うめや南店前	10:35
小出ヨークタウン前	10:36
長井南中学校前	10:37
宝光院西	10:37
時庭駅東口	10:39
正法寺前	10:43
水口公民館前	10:49
豊田コミュニティセンター	10:51
豊田小学校前	10:52
町	10:53
田中	10:54
本郷	10:55
窪	10:57
東十字路	10:58
一本木水木	11:00
親道	11:01
和久井窯前	11:06
今泉駅前角	11:08
今泉駅前	11:08
今泉公民館南	11:10
今泉ぶどう集荷所前	11:11
置賜総合病院前　着	11:14

終点

【４便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」(赤 枠)、「ヤマザワ前」(青 枠)となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス
勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
白兎中スクールバスのりば	11:22
白兎西集会所前	11:22
蔵京	11:23
勧進代中部公民館前	11:24
岡十字路	11:25
仁府	11:26
戸根林口	11:26
草岡新町	11:27
中里	11:28
西根農協前	11:29
川原沢中	11:29
川原沢	11:30
白山森口	11:30
川原沢南	11:31
山岸十字路	11:32
上野	11:33
五祭所	11:34
上郷地区構造改善センター前	11:35
平泉橋北	11:36
寺泉庵前	11:38
大沢	11:40
五祭所南	11:41
平田	11:42
福田十字路	11:45
中の目	11:45
谷地	11:47
谷地橋東南	11:47
幸町	11:48
中道	11:49
ファミリーマート中道店前	11:49
長井市役所・長井駅前	**11:55**
栄町（中村循環器科医院前）	11:56
長井郵便局前	11:56
旧長井小学校第一校舎前	11:57
ドコモショップ長井店前	11:58
TASビル・市民文化会館前	12:00
館町南	12:01
ヤマザワ前	**12:05**
福田橋	12:06
時庭口	12:08
河井	12:10
八ヶ森自然公園口	12:12
県立やまなみ学園口	12:13
今泉第二公民館前	12:14
置賜総合病院前　着	12:15

致芳バス
白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
里巻	11:24
白兎集会センター前	11:25
白兎口	11:26
袋地蔵前	11:27
岡鼠原	11:29
宮内	11:30
酒町	11:32
致芳小学校前	11:32
八反田地蔵尊西	11:33
羽前成田駅前角	11:35
羽前成田郵便局前	11:36
福蔵院前	11:36
芳野	11:37
うめや北店前	11:38
あかしあ橋南	11:39
アカシア通り（舟場）	11:39
屋城町	11:40
道の駅　川のみなと長井	11:42
旧長井小学校第一校舎前	11:43
長井郵便局前	11:44
長井病院前	11:45
薬王堂長井十日町店前	11:46
あやっか前（十日町）	11:47
撞木橋	11:48
山形銀行前	11:48
栄町（中村循環器科医院前）	11:49
長井市役所・長井駅前	**11:55**
グンゼ通り	11:56
薬師寺西	11:56
鈴木歯科医院前	11:57
長井高校前（西口）	11:58
長井高校南（頓珍館前）	12:00
裁判所前	12:02
あら町（阿達医院前）	12:03
やませ蔵	12:03
本町二丁目	12:04
桑島記念館前	12:05
山形銀行前	12:06
撞木橋	12:07
あやっか前（十日町）	12:08
あやめ公園前	12:09
長井自動車学校前	12:10
うめや北店前	12:10
あかしあ橋北	12:12
ローソン長井成田店前	12:13
致芳コミュニティセンター前	12:14
致芳小学校前	12:14
八反田地蔵尊西	12:15
西舘	12:16
西組	12:19
大沖公民館	12:21
粡舘構造改善センター前	12:25
平　着	12:27

伊佐沢バス
伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	11:10
北原	11:11
中里	11:12
芦沢東	11:14
芦沢西	11:15
芦沢口	11:16
粡町十字路	11:16
西町	11:17
岩見原	11:18
岩穴	11:21
山の神	11:24
石田橋	11:25
矢婁十字路	11:27
久保	11:28
伊佐沢郵便局東	11:29
上の台	11:29
日の出町	11:31
さくら大橋東	11:31
ヤマザワ前	**11:40**
うめや南店前	11:40
小出ヨークタウン前	11:41
長井警察署前	11:41
グランパリス前	11:42
長井高校前（西口）	11:43
花作町	11:45
旧ＪＡ愛菜館前	11:46
サンプラザうめや前	11:47
長井工業高校前	11:48
横町	11:49
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	11:49
長井市役所・長井駅前	**11:55**
栄町（中村循環器科医院前）	11:56
山形銀行前	11:57
撞木橋	11:57
あやっか前（十日町）	11:58
薬王堂長井十日町店前	11:59
長井病院前	12:00
長井郵便局前	12:01
旧長井小学校第一校舎前	12:02
道の駅　川のみなと長井	12:03
桑島記念館前	12:05
本町二丁目　着	12:06

平野バス
九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	11:19
伊勢堂	11:20
伊勢堂西	11:21
舘	11:22
善並	11:24
平野郵便局前	11:25
大久保	11:26
桜町十字路南	11:27
浦原十字路	11:28
宮原	11:29
石橋十字路	11:32
生涯学習プラザ	11:33
川窪西	11:34
川窪東	11:36
大屋敷西	11:38
八雲神社前	11:39
台町十字路	11:40
長井高校前（西口）	11:41
グランパリス前	11:42
長井警察署前	11:43
小出ヨークタウン前	11:43
うめや南店前	11:44
ヤマザワ前	**11:50**
裁判所前	11:53
あら町（阿達医院前）	11:54
やませ蔵	11:54
本町二丁目	11:55
市立図書館北十字路	11:55
白つつじ公園北	11:56
ドコモショップ長井店前	11:56
道の駅　川のみなと長井	11:57
旧長井小学校第一校舎前	11:58
長井郵便局前	11:59
長井病院前	12:00
薬王堂長井十日町店前	12:01
あやっか前（十日町）	12:02
撞木橋	12:03
山形銀行前	12:03
栄町（中村循環器科医院前）	12:04
長井市役所・長井駅前	12:05
ファミリーマート中道店前	12:06
中道	12:06
幸町	12:07
清水町児童公園	12:07
清水町公民館東	12:08
はなぞの保育園前	12:09
清水町一丁目	12:09
北向公民館前	12:11
宮地	12:12
桜町十字路西	12:13
中里	12:14
木口	12:15
子坂公民館前	12:16
舎子	12:17
野川まなび館前　着	12:19

豊田バス
中央・置賜総合病院線/置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	11:25
今泉第二公民館前	11:26
和久井窯前	11:27
中丸	11:28
豊田小学校前	11:29
羽黒	11:32
時庭口	11:33
福田橋	11:34
ヤマザワ前　着	**11:35**
⋮	⋮
ヤマザワ前	**12:05**
うめや南店前	12:05
小出ヨークタウン前	12:06
長井南中学校前	12:07
宝光院西	12:07
時庭駅東口	12:09
正法寺前	12:13
水口公民館前	12:19
豊田コミュニティセンター	12:21
豊田小学校前	12:22
町	12:23
田中	12:24
本郷	12:25
窪	12:27
東十字路	12:28
一本木水木	12:30
親道	12:31
和久井窯前	12:36
今泉駅前角	12:38
今泉駅前	12:38
今泉公民館南	12:40
今泉ぶどう集荷所前	12:41
置賜総合病院前　着	12:44

終点

【５便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」（ 赤 枠 ）、「ヤマザワ前」（ 青 枠 ）となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス

勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	13:02
今泉第二公民館前	13:03
県立やまなみ学園口	13:04
八ヶ森自然公園口	13:05
河井	13:08
時庭口	13:10
福田橋	13:11
ヤマザワ前	13:13
館町南	13:14
TASビル・市民文化会館前	13:16
ドコモショップ長井店前	13:18
旧長井小学校第一校舎前	13:19
長井郵便局前	13:19
栄町（中村循環器科医院前）	13:20
長井市役所・長井駅前	13:25
ファミリーマート中道店前	13:26
中道	13:27
幸町	13:27
谷地橋東南	13:28
谷地	13:29
中の目	13:30
福田十字路	13:32
平田	13:33
上郷地区構造改善センター前	13:36
平泉橋北	13:37
寺泉庵前	13:38
大沢	13:40
五祭所南	13:41
五祭所	13:42
上野	13:42
山岸十字路	13:43
川原沢南	13:44
白山森口	13:45
川原沢	13:45
川原沢中	13:46
西根農協前	13:47
中里	13:47
草岡新町	13:48
戸根林口	13:49
仁府	13:50
岡十字路	13:50
勧進代中部公民館前	13:51
蔵京	13:52
白兎西集会所前	13:53
白兎中スクールバスのりば　着	13:54

致芳バス

白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
平	12:48
粡舘構造改善センター前	12:50
大沖公民館	12:54
西組	12:56
西舘	12:59
八反田地蔵尊西	12:59
致芳小学校前	13:00
致芳コミュニティセンター前	13:01
ローソン長井成田店前	13:02
あかしあ橋北	13:02
うめや北店前	13:04
長井自動車学校前	13:05
あやめ公園前	13:06
あやっか前（十日町）	13:07
撞木橋	13:08
山形銀行前	13:08
桑島記念館前	13:10
本町二丁目	13:11
やませ蔵	13:11
あら町（阿達医院前）	13:12
裁判所前	13:13
長井高校南（頓珍館前）	13:16
長井高校前（西口）	13:17
鈴木歯科医院前	13:18
薬師寺西	13:18
グンゼ通り	13:19
長井市役所・長井駅前	13:25
栄町（中村循環器科医院前）	13:26
山形銀行前	13:27
撞木橋	13:27
あやっか前（十日町）	13:28
薬王堂長井十日町店前	13:28
長井病院前	13:29
長井郵便局前	13:31
旧長井小学校第一校舎前	13:31
道の駅　川のみなと長井	13:33
屋城町	13:34
アカシア通り（舟場）	13:35
あかしあ橋南	13:36
うめや北店前	13:36
芳野	13:38
福蔵院前	13:38
羽前成田郵便局前	13:39
羽前成田駅前角	13:40
八反田地蔵尊西	13:42
致芳小学校前	13:42
酒町	13:44
宮内	13:45
岡鼠原	13:46
袋地蔵前	13:47
白兎口	13:48
白兎集会センター前	13:49
里巻　着	13:51

伊佐沢バス

伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	13:10
桑島記念館前	13:10
道の駅　川のみなと長井	13:13
旧長井小学校第一校舎前	13:14
長井郵便局前	13:14
長井病院前	13:16
薬王堂長井十日町店前	13:17
あやっか前（十日町）	13:17
撞木橋	13:18
山形銀行前	13:19
栄町（中村循環器科医院前）	13:19
長井市役所・長井駅前	13:25
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	13:26
横町	13:27
長井工業高校前	13:28
サンプラザうめや前	13:29
旧ＪＡ愛菜館前	13:30
花作町	13:30
長井高校前（西口）	13:33
グランパリス前	13:33
長井警察署前	13:34
小出ヨークタウン前	13:35
うめや南店前	13:35
ヤマザワ前	13:36
さくら大橋東	13:38
日の出町	13:39
上の台	13:40
伊佐沢郵便局東	13:41
久保	13:41
矢婁十字路	13:43
石田橋	13:44
山の神	13:46
岩穴	13:49
岩見原	13:52
西町	13:53
粡町十字路	13:54
芦沢口	13:55
芦沢西	13:56
芦沢東	13:57
中里	13:59
北原	14:00
下伊佐沢　着	14:01

平野バス

九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	13:06
舎子	13:07
子坂公民館前	13:08
木口	13:09
中里	13:10
桜町十字路西	13:11
宮地	13:12
北向公民館前	13:13
清水町一丁目	13:15
はなぞの保育園前	13:16
清水町公民館東	13:16
清水町児童公園	13:17
幸町	13:17
中道	13:18
ファミリーマート中道店前	13:18
長井市役所・長井駅前	13:20
栄町（中村循環器科医院前）	13:20
山形銀行前	13:21
撞木橋	13:21
あやっか前（十日町）	13:22
薬王堂長井十日町店前	13:23
長井病院前	13:24
長井郵便局前	13:25
旧長井小学校第一校舎前	13:26
道の駅　川のみなと長井	13:27
ドコモショップ長井店前	13:28
白つつじ公園北	13:28
市立図書館北十字路	13:29
本町二丁目	13:29
やませ蔵	13:30
あら町（阿達医院前）	13:30
裁判所前	13:31
ヤマザワ前	13:40
うめや南店前	13:40
小出ヨークタウン前	13:41
長井警察署前	13:41
グランパリス前	13:42
長井高校前（西口）	13:43
台町十字路	13:44
八雲神社前	13:45
大屋敷西	13:47
川窪東	13:48
川窪西	13:50
生涯学習プラザ	13:51
石橋十字路	13:52
宮原	13:55
浦原十字路	13:56
桜町十字路南	13:58
大久保	13:59
平野郵便局前	14:00
善並	14:00
舘	14:02
伊勢堂西	14:03
伊勢堂	14:04
平野小学校前　着	14:06

豊田バス

置賜総合病院・豊田・中央 線/中央・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	12:56
今泉ぶどう集荷所前	12:59
今泉公民館南	13:00
今泉駅前	13:01
今泉駅前角	13:02
和久井窯前	13:03
親道	13:08
一本木水木	13:09
東十字路	13:11
窪	13:12
本郷	13:14
田中	13:15
町	13:17
豊田小学校前	13:17
豊田コミュニティセンター	13:18
水口公民館前	13:21
正法寺前	13:27
時庭駅東口	13:30
宝光院西	13:32
長井南中学校前	13:33
小出ヨークタウン前	13:34
うめや南店前	13:35
ヤマザワ前　着	13:35
ヤマザワ前	13:40
福田橋	13:41
時庭口	13:42
羽黒	13:43
豊田小学校前	13:46
中丸	13:46
和久井窯前	13:48
今泉第二公民館前	13:49
置賜総合病院前　着	13:50

終点

【６便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」(赤 枠)、「ヤマザワ前」(青 枠)となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス
勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
白兎中スクールバスのりば	14:22
白兎西集会所前	14:22
蔵京	14:23
勧進代中部公民館前	14:24
岡十字路	14:25
仁府	14:26
戸根林口	14:26
草岡新町	14:27
中里	14:28
西根農協前	14:29
川原沢中	14:29
川原沢	14:30
白山森口	14:30
川原沢南	14:31
山岸十字路	14:32
上野	14:33
五祭所	14:34
上郷地区構造改善センター前	14:35
平泉橋北	14:36
寺泉庵前	14:38
大沢	14:40
五祭所南	14:41
平田	14:42
福田十字路	14:45
中の目	14:45
谷地	14:47
谷地橋東南	14:47
幸町	14:48
中道	14:49
ファミリーマート中道店前	14:49
長井市役所・長井駅前	14:55
栄町（中村循環器科医院前）	14:56
長井郵便局前	14:56
旧長井小学校第一校舎前	14:57
ドコモショップ長井店前	14:58
TASビル・市民文化会館前	15:00
館町南	15:01
ヤマザワ前	15:03
福田橋	15:04
時庭口	15:06
河井	15:08
八ヶ森自然公園口	15:10
県立やまなみ学園口	15:11
今泉第二公民館前	15:12
置賜総合病院前　着	15:13

致芳バス
白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
里巻	14:24
白兎集会センター前	14:25
白兎口	14:26
袋地蔵前	14:27
岡鼠原	14:29
宮内	14:30
酒町	14:32
致芳小学校前	14:32
八反田地蔵尊西	14:33
羽前成田駅前角	14:35
羽前成田郵便局前	14:36
福蔵院前	14:36
芳野	14:37
うめや北店前	14:38
あかしあ橋南	14:39
アカシア通り（舟場）	14:39
屋城町	14:40
道の駅　川のみなと長井	14:42
旧長井小学校第一校舎前	14:43
長井郵便局前	14:44
長井病院前	14:45
薬王堂長井十日町店前	14:46
あやっか前（十日町）	14:47
撞木橋	14:48
山形銀行前	14:48
栄町（中村循環器科医院前）	14:49
長井市役所・長井駅前	14:55
グンゼ通り	14:56
薬師寺西	14:56
鈴木歯科医院前	14:57
長井高校前（西口）	14:58
長井高校南（頓珍館前）	15:00
裁判所前	15:02
あら町（阿達医院前）	15:03
やませ蔵	15:03
本町二丁目	15:04
桑島記念館前	15:05
山形銀行前	15:06
撞木橋	15:07
あやっか前（十日町）	15:08
あやめ公園前	15:09
長井自動車学校前	15:10
うめや北店前	15:10
あかしあ橋北	15:12
ローソン長井成田店前	15:13
致芳コミュニティセンター前	15:14
致芳小学校前	15:14
八反田地蔵尊西	15:15
西舘	15:16
西組	15:19
大沖公民館	15:21
桐舘構造改善センター前	15:25
平　着	15:27

伊佐沢バス
伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
下伊佐沢	14:15
北原	14:16
中里	14:17
芦沢東	14:19
芦沢西	14:20
芦沢口	14:21
桐町十字路	14:21
西町	14:22
岩見原	14:23
岩穴	14:26
山の神	14:29
石田橋	14:30
矢婁十字路	14:32
久保	14:33
伊佐沢郵便局東	14:33
上の台	14:34
日の出町	14:36
さくら大橋東	14:36
ヤマザワ前	14:40
うめや南店前	14:40
小出ヨークタウン前	14:41
長井警察署前	14:41
グランパリス前	14:42
長井高校前（西口）	14:43
花作町	14:45
旧ＪＡ愛菜館前	14:46
サンプラザうめや前	14:47
長井工業高校前	14:48
横町	14:49
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	14:49
長井市役所・長井駅前	14:55
栄町（中村循環器科医院前）	14:56
山形銀行前	14:57
撞木橋	14:57
あやっか前（十日町）	14:58
薬王堂長井十日町店前	14:59
長井病院前	15:00
長井郵便局前	15:01
旧長井小学校第一校舎前	15:02
道の駅　川のみなと長井	15:03
桑島記念館前	15:05
本町二丁目　着	15:06
⋮	⋮
本町二丁目	15:30
桑島記念館前	15:30
道の駅　川のみなと長井	15:33
旧長井小学校第一校舎前	15:34
長井郵便局前	15:34
長井病院前	15:36
薬王堂長井十日町店前	15:37
あやっか前（十日町）	15:37
撞木橋	15:38
山形銀行前	15:39
栄町（中村循環器科医院前）	15:39
長井市役所・長井駅前　着	15:40

平野バス
九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
平野小学校前	14:19
伊勢堂	14:20
伊勢堂西	14:21
舘	14:22
善並	14:24
平野郵便局前	14:25
大久保	14:26
桜町十字路南	14:27
浦原十字路	14:28
宮原	14:29
石橋十字路	14:32
生涯学習プラザ	14:33
川窪西	14:34
川窪東	14:36
大屋敷西	14:38
八雲神社前	14:39
台町十字路	14:40
長井高校前（西口）	14:41
グランパリス前	14:42
長井警察署前	14:43
小出ヨークタウン前	14:43
うめや南店前	14:44
ヤマザワ前	14:50
裁判所前	14:53
あら町（阿達医院前）	14:54
やませ蔵	14:54
本町二丁目	14:55
市立図書館北十字路	14:55
白つつじ公園北	14:56
ドコモショップ長井店前	14:56
道の駅　川のみなと長井	14:57
旧長井小学校第一校舎前	14:58
長井郵便局前	14:59
長井病院前	15:00
薬王堂長井十日町店前	15:01
あやっか前（十日町）	15:02
撞木橋	15:03
山形銀行前	15:03
栄町（中村循環器科医院前）	15:04
長井市役所・長井駅前	15:05
ファミリーマート中道店前	15:06
中道	15:06
幸町	15:07
清水町児童公園	15:07
清水町公民館東	15:08
はなぞの保育園前	15:09
清水町一丁目	15:09
北向公民館前	15:11
宮地	15:12
桜町十字路西	15:13
中里	15:14
木口	15:15
子坂公民館前	15:16
舎子	15:17
野川まなび館前　着	15:19

豊田バス
置賜総合病院・豊田・中央 線/中央・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	14:06
今泉ぶどう集荷所前	14:09
今泉公民館南	14:10
今泉駅前	14:11
今泉駅前角	14:12
和久井窯前	14:13
親道	14:18
一本木水木	14:19
東十字路	14:21
窪	14:22
本郷	14:24
田中	14:25
町	14:27
豊田小学校前	14:27
豊田コミュニティセンター	14:28
水口公民館前	14:31
正法寺前	14:37
時庭駅東口	14:40
宝光院西	14:42
長井南中学校前	14:43
小出ヨークタウン前	14:44
うめや南店前	14:45
ヤマザワ前　着	14:45
ヤマザワ前	14:50
福田橋	14:51
時庭口	14:52
羽黒	14:53
豊田小学校前	14:56
中丸	14:56
和久井窯前	14:58
今泉第二公民館前	14:59
置賜総合病院前　着	15:00

終点

【７便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」（ 赤 枠 ）、「ヤマザワ前」（ 青 枠 ）となります。

※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス

勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	15:52
今泉第二公民館前	15:53
県立やまなみ学園口	15:54
八ヶ森自然公園口	15:55
河井	15:58
時庭口	16:00
福田橋	16:01
ヤマザワ前	16:03
館町南	16:04
TASビル・市民文化会館前	16:06
ドコモショップ長井店前	16:08
旧長井小学校第一校舎前	16:09
長井郵便局前	16:09
栄町（中村循環器科医院前）	16:10
長井市役所・長井駅前	16:15
ファミリーマート中道店前	16:16
中道	16:17
幸町	16:17
谷地橋東南	16:18
谷地	16:19
中の目	16:20
福田十字路	16:22
平田	16:23
上郷地区構造改善センター前	16:26
平泉橋北	16:27
寺泉庵前	16:28
大沢	16:30
五祭所南	16:31
五祭所	16:32
上野	16:32
山岸十字路	16:33
川原沢南	16:34
白山森口	16:35
川原沢	16:35
川原沢中	16:36
西根農協前	16:37
中里	16:37
草岡新町	16:38
戸根林口	16:39
仁府	16:40
岡十字路	16:40
勧進代中部公民館前	16:41
蔵京	16:42
白兎西集会所前	16:43
白兎中スクールバスのりば　着	16:44

致芳バス

白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
平	15:38
糀舘構造改善センター前	15:40
大沖公民館	15:44
西組	15:46
西舘	15:49
八反田地蔵尊西	15:49
致芳小学校前	15:50
致芳コミュニティセンター前	15:51
ローソン長井成田店前	15:52
あかしあ橋北	15:52
うめや北店前	15:54
長井自動車学校前	15:55
あやめ公園前	15:56
あやっか前（十日町）	15:57
撞木橋	15:58
山形銀行前	15:58
桑島記念館前	16:00
本町二丁目	16:01
やませ蔵	16:01
あら町（阿達医院前）	16:02
裁判所前	16:03
長井高校南（頓珍館前）	16:06
長井高校前（西口）	16:07
鈴木歯科医院前	16:08
薬師寺西	16:08
グンゼ通り	16:09
長井市役所・長井駅前	16:15
栄町（中村循環器科医院前）	16:16
山形銀行前	16:17
撞木橋	16:17
あやっか前（十日町）	16:18
長井工業高校前	16:21
薬王堂長井十日町店前	16:23
長井病院前	16:24
長井郵便局前	16:25
旧長井小学校第一校舎前	16:26
道の駅　川のみなと長井	16:28
屋城町	16:29
アカシア通り（舟場）	16:30
あかしあ橋南	16:30
うめや北店前	16:31
芳野	16:32
福蔵院前	16:33
羽前成田郵便局前	16:33
羽前成田駅前角	16:34
八反田地蔵尊西	16:36
致芳小学校前	16:37
酒町	16:38
宮内	16:39
岡鼠原	16:40
袋地蔵前	16:42
白兎口	16:43
白兎集会センター前	16:44
里巻　着	16:45

伊佐沢バス

伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	16:00
桑島記念館前	16:00
道の駅　川のみなと長井	16:03
旧長井小学校第一校舎前	16:04
長井郵便局前	16:04
長井病院前	16:06
薬王堂長井十日町店前	16:07
あやっか前（十日町）	16:07
撞木橋	16:08
山形銀行前	16:09
栄町（中村循環器科医院前）	16:09
長井市役所・長井駅前	16:15
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	16:16
横町	16:17
長井工業高校前	16:18
サンプラザうめや前	16:19
旧ＪＡ愛菜館前	16:20
花作町	16:20
長井高校前（西口）	16:23
グランパリス前	16:23
長井警察署前	16:24
小出ヨークタウン前	16:25
うめや南店前	16:25
ヤマザワ前	16:30
さくら大橋東	16:33
日の出町	16:33
上の台	16:35
伊佐沢郵便局東	16:35
久保	16:36
矢婁十字路	16:37
石田橋	16:39
山の神	16:40
岩穴	16:43
岩見原	16:47
西町	16:48
糀町十字路	16:49
芦沢口	16:49
芦沢西	16:50
芦沢東	16:51
中里	16:53
北原	16:54
下伊佐沢　着	16:56

平野バス

九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	15:54
舎子	15:55
子坂公民館前	15:56
木口	15:57
中里	15:58
桜町十字路西	15:59
宮地	16:00
北向公民館前	16:01
清水町一丁目	16:03
はなぞの保育園前	16:04
清水町公民館東	16:04
清水町児童公園	16:05
幸町	16:05
中道	16:06
長井工業高校前	16:07
ファミリーマート中道店前	16:09
長井市役所・長井駅前	16:10
栄町（中村循環器科医院前）	16:11
山形銀行前	16:12
撞木橋	16:12
あやっか前（十日町）	16:13
薬王堂長井十日町店前	16:13
長井病院前	16:15
長井郵便局前	16:16
旧長井小学校第一校舎前	16:16
道の駅　川のみなと長井	16:17
ドコモショップ長井店前	16:18
白つつじ公園北	16:19
市立図書館北十字路	16:19
本町二丁目	16:20
やませ蔵	16:20
あら町（阿達医院前）	16:21
裁判所前	16:22
ヤマザワ前	16:30
うめや南店前	16:31
小出ヨークタウン前	16:32
長井警察署前	16:32
グランパリス前	16:33
長井高校前（西口）	16:34
台町十字路	16:35
八雲神社前	16:36
大屋敷西	16:37
川窪東	16:39
川窪西	16:41
生涯学習プラザ	16:42
石橋十字路	16:43
宮原	16:46
浦原十字路	16:47
桜町十字路南	16:48
大久保	16:49
平野郵便局前	16:50
善並	16:51
舘	16:53
伊勢堂西	16:54
伊勢堂	16:55
平野小学校前　着	16:56

豊田バス

中央・置賜総合病院線/置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	16:15
今泉第二公民館前	16:16
和久井窯前	16:17
中丸	16:18
豊田小学校前	16:19
羽黒	16:22
時庭口	16:23
福田橋	16:24
ヤマザワ前　着	16:25
ヤマザワ前	16:30
うめや南店前	16:30
小出ヨークタウン前	16:31
長井南中学校前	16:32
宝光院西	16:32
時庭駅東口	16:34
正法寺前	16:38
水口公民館前	16:44
豊田コミュニティセンター	16:46
豊田小学校前	16:47
町	16:48
田中	16:49
本郷	16:50
窪	16:52
東十字路	16:53
一本木水木	16:55
親道	16:56
和久井窯前	17:01
今泉駅前角	17:03
今泉駅前	17:03
今泉公民館南	17:05
今泉ぶどう集荷所前	17:06
置賜総合病院前　着	17:09

終点

【８便】長井市営バス（乗換案内）時刻表

・ らくらく乗換は、市営バス停留所「長井市役所・長井駅前」(赤 枠)、「ヤマザワ前」(青 枠)となります。
※ らくらく乗換　…　市営バスの車両と車両が停車した状態で乗換を行うことができます。

起点

西根バス

勧進代（白兎）・置賜総合病院線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	17:22
今泉第二公民館前	17:23
県立やまなみ学園口	17:24
八ヶ森自然公園口	17:25
河井	17:28
時庭口	17:30
福田橋	17:31
ヤマザワ前	17:33
館町南	17:34
TASビル・市民文化会館前	17:36
ドコモショップ長井店前	17:38
旧長井小学校第一校舎前	17:39
長井郵便局前	17:39
栄町（中村循環器科医院前）	17:40
長井市役所・長井駅前	17:45
ファミリーマート中道店前	17:46
中道	17:47
幸町	17:47
谷地橋東南	17:48
谷地	17:49
中の目	17:50
福田十字路	17:52
平田	17:53
上郷地区構造改善センター前	17:56
平泉橋北	17:57
寺泉庵前	17:58
大沢	18:00
五祭所南	18:01
五祭所	18:02
上野	18:02
山岸十字路	18:03
川原沢南	18:04
白山森口	18:05
川原沢	18:05
川原沢中	18:06
西根農協前	18:07
中里	18:07
草岡新町	18:08
戸根林口	18:09
仁府	18:10
岡十字路	18:10
勧進代中部公民館前	18:11
蔵京	18:12
白兎西集会所前	18:13
白兎中スクールバスのりば　着	18:14

致芳バス

白兎（里巻）・中央・平 線

停留所名	時刻
平	17:08
糀舘構造改善センター前	17:10
大沖公民館	17:14
西組	17:16
西舘	17:19
八反田地蔵尊西	17:19
致芳小学校前	17:20
致芳コミュニティセンター前	17:21
ローソン長井成田店前	17:22
あかしあ橋北	17:22
うめや北店前	17:24
長井自動車学校前	17:25
あやめ公園前	17:26
あやっか前（十日町）	17:27
撞木橋	17:28
山形銀行前	17:28
桑島記念館前	17:30
本町二丁目	17:31
やませ蔵	17:31
あら町（阿達医院前）	17:32
裁判所前	17:33
長井高校南（頓珍館前）	17:36
長井高校前（西口）	17:37
鈴木歯科医院前	17:38
薬師寺西	17:38
グンゼ通り	17:39
長井市役所・長井駅前	17:45
栄町（中村循環器科医院前）	17:46
山形銀行前	17:47
撞木橋	17:47
あやっか前（十日町）	17:48
長井工業高校前	17:51
薬王堂長井十日町店前	17:53
長井病院前	17:54
長井郵便局前	17:55
旧長井小学校第一校舎前	17:56
道の駅　川のみなと長井	17:58
屋城町	17:59
アカシア通り（舟場）	18:00
あかしあ橋南	18:00
うめや北店前	18:01
芳野	18:02
福蔵院前	18:03
羽前成田郵便局前	18:03
羽前成田駅前角	18:04
八反田地蔵尊西	18:06
致芳小学校前	18:07
酒町	18:08
宮内	18:09
岡鼠原	18:10
袋地蔵前	18:12
白兎口	18:13
白兎集会センター前	18:14
里巻　着	18:15

伊佐沢バス

伊佐沢・中央 線

停留所名	時刻
本町二丁目	17:30
桑島記念館前	17:30
道の駅　川のみなと長井	17:33
旧長井小学校第一校舎前	17:34
長井郵便局前	17:34
長井病院前	17:36
薬王堂長井十日町店前	17:37
あやっか前（十日町）	17:37
撞木橋	17:38
山形銀行前	17:39
栄町（中村循環器科医院前）	17:39
長井市役所・長井駅前	17:45
置賜総合支庁 西置賜地域振興局西	17:46
横町	17:47
長井工業高校前	17:48
サンプラザうめや前	17:49
旧ＪＡ愛菜館前	17:50
花作町	17:50
長井高校前（西口）	17:53
グランパリス前	17:53
長井警察署前	17:54
小出ヨークタウン前	17:55
うめや南店前	17:55
ヤマザワ前	18:00
さくら大橋東	18:03
日の出町	18:03
上の台	18:05
伊佐沢郵便局東	18:05
久保	18:06
矢婁十字路	18:07
石田橋	18:09
山の神	18:10
岩穴	18:13
岩見原	18:17
西町	18:18
糀町十字路	18:19
芦沢口	18:19
芦沢西	18:20
芦沢東	18:21
中里	18:23
北原	18:24
下伊佐沢　着	18:26

平野バス

九野本・中央・平山 線

停留所名	時刻
野川まなび館前	17:24
舎子	17:25
子坂公民館前	17:26
木口	17:27
中里	17:28
桜町十字路西	17:29
宮地	17:30
北向公民館前	17:31
清水町一丁目	17:33
はなぞの保育園前	17:34
清水町公民館東	17:34
清水町児童公園	17:35
幸町	17:35
中道	17:36
長井工業高校前	17:37
ファミリーマート中道店前	17:39
長井市役所・長井駅前	17:40
栄町（中村循環器科医院前）	17:41
山形銀行前	17:42
撞木橋	17:42
あやっか前（十日町）	17:43
薬王堂長井十日町店前	17:43
長井病院前	17:45
長井郵便局前	17:46
旧長井小学校第一校舎前	17:46
道の駅　川のみなと長井	17:47
ドコモショップ長井店前	17:48
白つつじ公園北	17:49
市立図書館北十字路	17:49
本町二丁目	17:50
やませ蔵	17:50
あら町（阿達医院前）	17:51
裁判所前	17:52
ヤマザワ前	18:00
うめや南店前	18:01
小出ヨークタウン前	18:02
長井警察署前	18:02
グランパリス前	18:03
長井高校前（西口）	18:04
台町十字路	18:05
八雲神社前	18:06
大屋敷西	18:07
川窪東	18:09
川窪西	18:11
生涯学習プラザ	18:12
石橋十字路	18:13
宮原	18:16
浦原十字路	18:17
桜町十字路南	18:18
大久保	18:19
平野郵便局前	18:20
善並	18:21
舘	18:23
伊勢堂西	18:24
伊勢堂	18:25
平野小学校前　着	18:26

豊田バス

中央・置賜総合病院線/置賜総合病院・豊田・中央 線

停留所名	時刻
置賜総合病院前	17:35
今泉第二公民館前	17:36
和久井窯前	17:37
中丸	17:38
豊田小学校前	17:39
羽黒	17:42
時庭口	17:43
福田橋	17:44
ヤマザワ前　着	17:45
⋮	⋮
ヤマザワ前	18:00
うめや南店前	18:00
小出ヨークタウン前	18:01
長井南中学校前	18:02
宝光院西	18:02
時庭駅東口	18:04
正法寺前	18:08
水口公民館前	18:14
豊田コミュニティセンター	18:16
豊田小学校前	18:17
町	18:18
田中	18:19
本郷	18:20
窪	18:22
東十字路	18:23
一本木水木	18:25
親道	18:26
和久井窯前	18:31
今泉駅前角	18:33
今泉駅前	18:33
今泉公民館南	18:35
今泉ぶどう集荷所前	18:36
置賜総合病院前　着	18:39

終点

表６　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
長井市	長井市	1	（1） 勧進代（白兎）・置賜総合病院線	小型車両			29人	平成30年1月			一括
	長井市	2	（3） 白兎（里巻）・中央・平線	小型車両			14人	令和4年1月			一括
	長井市	3	（7） 伊佐沢・中央線	小型車両			14人	令和5年7月			一括
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表１０）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	長井市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	16005
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
山形県地域公共交通利便増進実施計画(長井市版)	2021/8/25	令和4年度

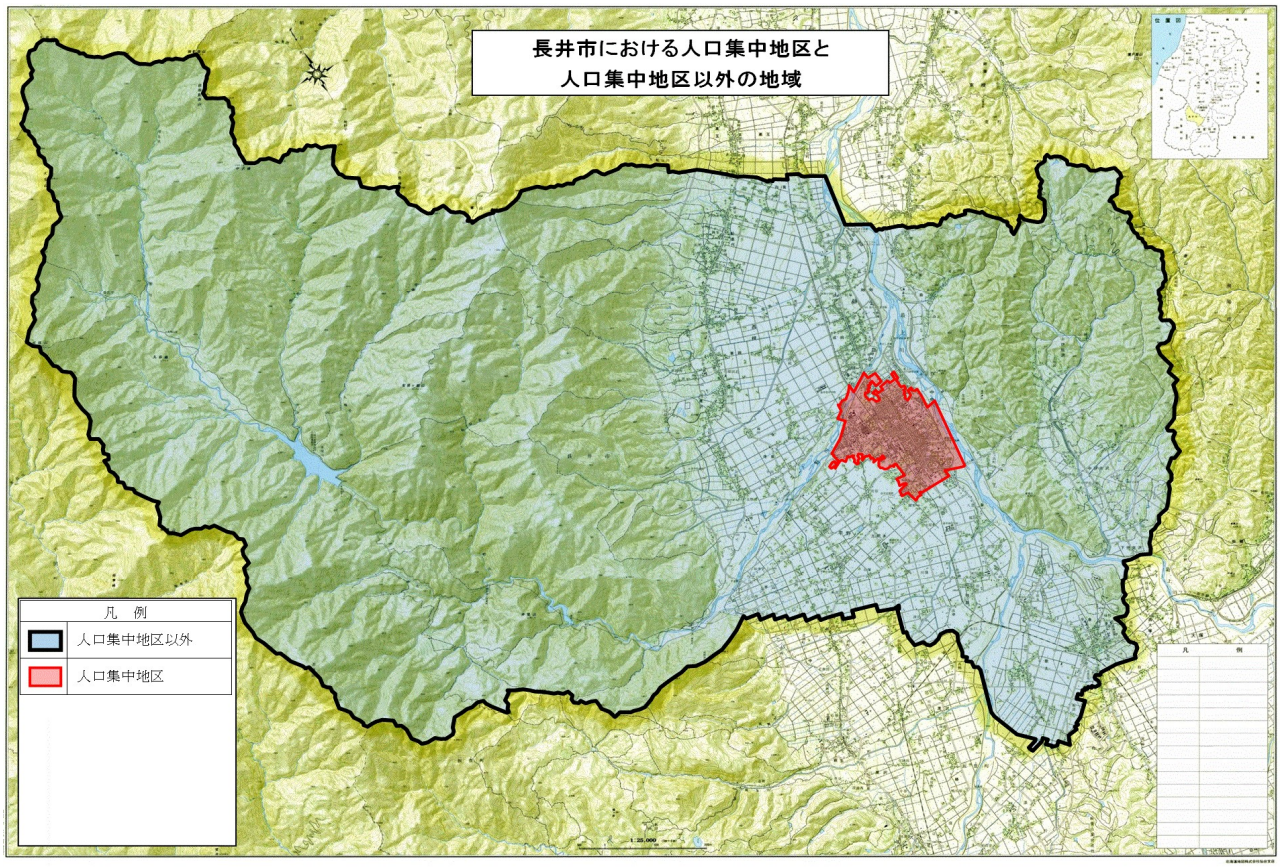
（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

添付資料　人口集中地区以外の地区を示す地図



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：天童市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（天童市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（天童市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（天童市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（天童市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（天童市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（天童市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・地域住民に対して市内公共交通に関するアンケートを実施し、分析を行う。（天童市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の天童市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 4,200 人、県内 2,800 人（直近年度の実績：県外 3,781 人、県内 2,467 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の天童市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・天童市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.70 回／人（直近年度の実績 35,678 人、0.57 回/人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の天童市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7，553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3．331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4，033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3，000 千円）

・天童市目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：3,000,000 円（直近年度の実績 2,708,000 円）

デマンド交通：26,700,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標：デマンド）

中部線（旧北部線）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：400 人以上（直近年度の実績 853 人）

長岡線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：600 人以上（直近年度の実績 460 人）

荒谷・干布線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1，000 人以上（直近年度の実績 937 人）

成生・蔵増区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3，000 人以上（直近年度の実績 2,479 人）

寺津・高擶区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,500 人以上（直近年度の実績 931 人）

津山・天童原区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1，200 人以上（直近年度の実績 582 人）

山口・田麦野区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3，200 人以上（直近年度の実績 3,137 人）

３社合同運行のため、以下全体での

全体の収支率：97.00%以上（直近年度の実績 97.07%）

全系統への天童市負担額 26,700,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、旧田麦野集落等の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全系統について、その運行に係る費用総額 24,470 千円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 また、全系統への上記天童市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

別　紙

補助金の手続き等について

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和３年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

・令和３年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 天童市地域公共交通会議

＜令和３年度＞

・令和４年 １月13日：予約制乗合タクシーの運行方法等の変更（案）について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県天童市老野森１－１－１
（所　属）生活環境課
（氏　名）中村　俊晶
（電　話）023-654-1111
（e-mail）seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	241日	287回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	241日	193回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	241日	385回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	241日	1203回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	241日	916回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	241日	386回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	241日	1832回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	239日	285回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	239日	191回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	239日	382回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	239日	1193回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	239日	908回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	239日	383回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	239日	1817回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(1)　中部線	天童南駅	久野本	天童市役所前	往 20.8km 復 20.8km	239日	285回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(2)　長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 24.2km 復 24.2km	239日	191回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(3)　荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	239日	382回			路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(4)　成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往　km 復　km	239日	1193回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(5)　寺津・高擶区域		寺津・高擶地区		往　km 復　km	239日	908回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
天童市	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(6)　津山・天童原区域		津山・天童原地区		往　km 復　km	239日	383回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー㈱ 山寺観光タクシー㈱ 山交ハイヤー㈱	(7)　山口・田麦野区域		山口・田麦野地区		往　km 復　km	239日	1817回			区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						
						往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

区域 乗合型 時刻表

一般料金:500円　割引料金:300円　小学生料金:250円

成生・蔵増区域

●成生・蔵増区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	成生・蔵増区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:30	9:20～10:00	13:10～13:40	14:20～14:50

●市内各目的地から成生・蔵増区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 成生・蔵増区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	10:50～11:20	12:00～12:30	15:30～16:00	16:50～17:20

●お住まいの住所

交り江一丁目～五丁目、柏木町一丁目～三丁目、大字小関、大字高木、大字成生、大字大清水、大字大町、大字今町、小関一丁目、小関二丁目、大字久野本（線路西）、大字蔵増、大字矢野目、大字塚野目、大字高野辺、大字窪野目

寺津・高擶区域

●寺津・高擶区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	寺津・高擶区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:40	9:20～10:00	13:30～14:00	14:40～15:10

●市内各目的地から寺津・高擶区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 寺津・高擶区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	10:50～11:30	12:10～12:50	15:40～16:10	16:50～17:10

●お住まいの住所

大字寺津、大字藤内新田、大字高擶、大字清池、大字長岡、大字芳賀（線路西）

津山・天童原区域

●津山・天童原区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	津山・天童原区域 ⇒ 目的地		
	1回目	2回目	3回目
	8:40～9:10	10:10～10:40	15:00～15:30

●市内各目的地から津山・天童原区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 津山・天童原区域		
	1回目	2回目	3回目
	11:30～12:00	13:40～14:10	16:10～16:40

●お住まいの住所　乱川一丁目～四丁目、北久野本一丁目～五丁目、大字山元、大字貫津、大字東善寺、大字老野森、大字久野本（線路東）

山口・田麦野区域

●山口・田麦野区域の自宅から市内各指定目的地への運行

ご注意：乗降可能な目的地をご確認のうえ、ご利用ください。

行きの便	山口・田麦野区域 ⇒ 目的地			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	8:00～8:40	9:00～9:40	13:10～13:50	14:10～14:50

●市内各目的地から山口・田麦野区域の自宅への運行

帰りの便	目的地 ⇒ 山口・田麦野区域			
	1回目	2回目	3回目	4回目
	11:00～11:40	12:20～13:00	15:40～16:20	16:50～17:30

●お住まいの住所　大字山口、大字川原子、大字乱川、大字道満、大字田麦野

■割引料金対象者

中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、未就学児無料

●指定目的地

公共機関
市役所
図書館
福祉センター
ゆぴあ
はな駒荘
ひまわり園
県総合運動公園
市スポーツセンター
県総合交通安全センター
子育て未来館げんキッズ
道の駅・天童温泉（もりーな）
西沼田遺跡公園
JR天童駅
JR乱川駅
JR天童南駅
JR高擶駅
天童郵便局
北久野本郵便局
成生郵便局
蔵増郵便局
塚野目簡易郵便局
寺津郵便局
山口郵便局
高擶郵便局
天童北部小学校
成生小学校
蔵増小学校
寺津小学校
津山小学校
山口小学校
高擶小学校
市内中学校４校
天童高校
市立天童南部公民館
市立成生公民館
市立蔵増公民館
市立寺津公民館
市立津山公民館
市立田麦野公民館（ぼんぼこ）
市立山口公民館
市立高擶公民館
市立長岡公民館

※利用できる公民館分館につきましては、予約の時にご確認ください。

医療機関
総合病院、一般病院、歯科医院等市内全ての医療機関

金融機関・スーパーマーケット
利用できる金融機関、スーパーマーケットにつきましては、予約の時にご確認ください。

商店街等
下記の商店街等をご利用の方は、予約の時に最寄りの目的地をご確認ください。 山口商店会、グリーンモール天童商店街、北本町商店街、ニューてんどう商店街、天童中央商店街、くのもと商店会、天童温泉商店会、王将通り商店街

その他
健康増進施設のぞみ、明幸園、清幸園、あこがれ、さくらホーム天童

天童市 予約制乗合タクシー【ドモス】DOMOSU 予約の仕方

①事前に

- ☑ 会員登録はお済みですか？
- ☑ 利用便はお決まりですか？
- ☑ 利用日はお決まりですか？
- ☑ 行き先はお決まりですか？

②会員証を準備します



会員番号は何番ですか？
※会員証をなくした場合は、再発行できます



こちらの番号におかけください。

③予約の連絡をします

☎023-652-0755

9:00～18:00（土曜日は休み）

会員番号	「会員番号は○○○です。」
お名前	「名前は、○○○○です。」
お住まい	「住所は、○○○○です。」
利用日	「○月○日に、利用します。」
行きの予約	「行きの便は、○回目です。」
(停留所・目的地)	「○○から○○まで行きます。」
帰りの予約	「帰りの便は、○回目です。」



市役所


温泉


スポーツ


カラオケ


病院


買い物

DOMOSU（ドモス）が便利になります　令和４年４月１日～

天童市 予約制乗合タクシー

DOMOSUを利用してみませんか





令和４年４月１日 大幅に見直し



お住まいの住所によって２通りの利用方法があります

① 路線乗合型

② 区域乗合型

天童市 予約制乗合タクシー DOMOSU（ドモス） ご利用方法について

あらかじめの準備

①会員登録

事前に会員登録が必要です。

必要書類：身分証明書、障がい者手帳（お持ちの方）

受付場所：天童市乗合タクシー総合センター、天童市役所（市民部生活環境課）、各市立公民館

利用日時・目的地が決まったら

②予約

利用日の１週間前から前日までの間に予約をしてください。10：00以降の便は、当日の１時間前まで予約が可能です。

予約方法：電話、Ｅメール、FAX、Web　Webは令和４年夏 稼働予定

受付時間：9：00～18：00（土曜日は休所日）
※電話以外での予約は17：00まで
運行日：**月曜日～金曜日**
（祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は運休）

③乗車

予約した場所にタクシーまたはジャンボタクシーが迎えに来ます。降りる際に、料金をお支払いください。

ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ予約先　**☎652-0755**　FAX 652−0756　Eメール domosu@amail.plala.or.jp

天童市乗合タクシー総合センター
受付時間／9:00～18:00
天童市東本町3−2−18
（土曜日は休所日）

路線 乗合型 時刻表

一般料金：300円　割引料金：200円　小学生料金：150円

■割引料金対象者
中学生・65歳以上の方・障がい者手帳をお持ちの方、未就学児無料

❶ 中部線

1◎日	2◎日	4◎日	№	停留所名	3◎日	5◎日	6◎日
行き（往路）／始点			1	天童南駅	帰り（復路）／終点		
			2	天童駅前	11:30	15:40	17:10
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源地			
			5	天童高校	⇑	⇑	⇑
			6	東久野本北			
			7	天童警察署北			
8:00	9:20	13:30	8	美術館東口	11:20	15:30	17:00
⇓	⇓	⇓	9	図書館前			
			10	福祉センター前			
			3	天童中部小学校前			
			4	久野本水源池			
			11	久野本水源池北			
			12	久野本公園口			
			13	市営久野本住宅口	⇑	⇑	⇑
			14	東北労働金庫前			
			15	天童郵便局北			
8:10	9:30	13:40	16	天童郵便局南	11:10	15:20	16:50
⇓	⇓	⇓	17	市役所北			
			9	図書館前			
			18	泉町李田公園前			
			19	篠田病院前 ※			
			20	はな駒荘 ※			
			21	わくわくランド	⇑	⇑	⇑
			22	山交天童車庫前			
			23	吉岡病院前			
8:20	9:40	13:50	24	東北電力前	11:00	15:10	16:40
			25	天童市役所前			
⇓	⇓	⇓	26	東本町			
			2	天童駅前			
			27	本町			
			28	南部小学校北	⇑	⇑	⇑
			29	駅西公園前			
			30	天童市民病院			
8:30	9:50	14:00	29	駅西公園前	10:50	15:00	16:30
⇓	⇓	⇓	31	天童駅西郵便局前			
			32	天童駅西			
			33	市スポーツセンター			
8:40	10:00	14:10	10	福祉センター前			
行き（往路）／終点			25	天童市役所前	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り

❷ 長岡線

1◎日	2◎日	4◎日	№	停留所名	3◎日	5◎日	6◎日
行き（往路）／始点			1	福祉センター前	帰り（復路）／終点		
			2	図書館前	12:10	15:40	16:50
			3	天童市役所前			
			4	東北電力前	⇑	⇑	⇑
8:40	10:10	14:00	5	吉岡病院前			
			6	温泉南	12:00	15:30	16:40
			7	篠田病院前 ※			
			8	はな駒荘 ※			
⇓	⇓	⇓	9	わくわくランド			
			10	桜町			
			11	上北目公民館口			
			12	ららパーク			
			13	パナソニック前			
			14	東芳賀三丁目			
			15	東芳賀			
			16	和久井公園前			
			17	長岡小学校北			
8:50	10:20	14:10	18	長岡小学校南			
			19	中里グリーンベルト北			
			20	中里グリーンベルト南			
			21	創学館高校前			
⇓	⇓	⇓	22	中里			
			23	長岡南町			
			24	長岡中町			
			25	東長岡			
			26	長岡北			
			27	県総合運動公園前	⇑	⇑	⇑
			28	芳賀護筋神社前			
			29	陸橋南			
			30	天童南駅	11:50	15:20	16:30
			31	イオンモール天童口			
			32	南小畑公民館南			
			33	南小畑東公園口			
			34	天童市民病院			
			35	駅西公園前			
			36	天童駅西郵便局前			
			37	市スポーツセンター			
			38	天童駅前	⇑	⇑	⇑
			39	東本町			
			1	福祉センター前			
9:00	10:30	14:20	2	図書館前	11:40	15:10	16:20
			3	天童市役所前			
⇓	⇓	⇓	4	東北電力前			
			5	吉岡病院前			
			6	温泉南			
			7	篠田病院前 ※			
9:10	10:40	14:30	8	はな駒荘 ※			
行き（往路）／終点			9	わくわくランド	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替
通過順は、6便中3便は逆回り



❸ 荒谷・千布線

1◎日	2◎日	4◎日	№	停留所名	3◎日	5◎日	6◎日
行き（往路）／始点			1	天童市役所前	帰り（復路）／終点		
			2	東北電力前	12:10	14:50	16:20
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※	⇑	⇑	⇑
			6	はな駒荘 ※			
8:40	10:10	12:50	7	わくわくランド	12:00	14:40	16:10
			8	桜町			
			9	上北目公民館口			
			10	県総合運動公園北口			
			11	原町西			
			12	八幡神社前			
			13	奈良沢口			
			14	こぐらく園前			
			15	奈良沢南			
			16	石倉北			
			17	石倉公民館前			
			18	荻野戸入口			
			19	上荻野戸下公民館前	⇑	⇑	⇑
			20	上荻野戸公民館前			
			21	上荻野戸			
8:50	10:20	13:00	22	荒谷東	11:50	14:30	16:00
			23	上荒谷公民館前			
⇓	⇓	⇓	24	上荒谷			
			25	八千代台さくら公園			
			26	八千代台いちょう公園			
			27	八千代台団地			
			28	荒谷小学校前			
			29	荒谷四辻西			
			30	荒谷			
			31	あこがれ前			
			32	あこがれ口			
			33	荻の戸四辻			
			34	片羽			
			35	出田原			
			13	奈良沢口	⇑	⇑	⇑
			11	八幡神社前			
			12	原町西			
9:00	10:30	13:10	10	県総合運動公園北口	11:40	14:20	15:50
			36	ららパーク			
⇓	⇓	⇓	37	パナソニック前			
			38	升鎗			
			39	北目口			
			40	一日町			
			41	五日町			
			42	寒河江街道			
			43	青年の家前			
			44	南部小学校北			
			45	駅西公園前			
			46	天童市民病院			
			45	駅西公園前			
			47	天童駅西郵便局前	⇑	⇑	⇑
			48	市スポーツセンター			
9:10	10:40	13:20	49	天童駅前	11:30	14:10	15:40
			50	本町公民館前			
⇓	⇓	⇓	51	福祉センター前			
			1	天童市役所前			
			2	東北電力前			
			3	吉岡病院前			
			4	温泉南			
			5	篠田病院前 ※			
9:20	10:50	13:30	6	はな駒荘 ※			
行き（往路）／終点			7	わくわくランド	帰り（復路）／始点		

※帰りは順番入替／通過順は、6便中3便は逆回り

お住まいの住所

南部	北目一丁目～四丁目、一日町一丁目～四丁目、三日町一丁目～二丁目、仲町一丁目、五日町一丁目～二丁目、田鶴町一丁目～四丁目、南町一丁目～三丁目、駅西一丁目～五丁目、南小畑一丁目～六丁目、芳賀タウン北一丁目～六丁目
中部	本町一丁目～二丁目、小路一丁目～二丁目、東本町一丁目～二丁目、老野森一丁目～三丁目、久野本一丁目～五丁目、東久野本一丁目～三丁目、泉町一丁目～二丁目、糠塚一丁目～三丁目、天童中一丁目～三丁目、桜町
津山	鎌田一丁目～二丁目、鎌田本町一丁目～三丁目、鍛ノ町一丁目～二丁目、東本町三丁目
高擶	芳賀タウン南一丁目～六丁目
長岡	中里一丁目～七丁目、東長岡一丁目～四丁目、長岡北一丁目～四丁目、東芳賀一丁目～三丁目、清池東一丁目～二丁目、石鳥居、石鳥居一丁目～二丁目
千布	大字奈良沢、大字原町、大字上荻野戸、大字下荻野戸、大字千布
荒谷	大字荒谷

※ 天童市外の方も利用できます。

問合せ 予約　☎652-0755
FAX 652-0756　Eメール domosu@amail.plala.or.jp
天童市乗合タクシー総合センター
受付時間／9:00～18:00
（土曜日は休所日）

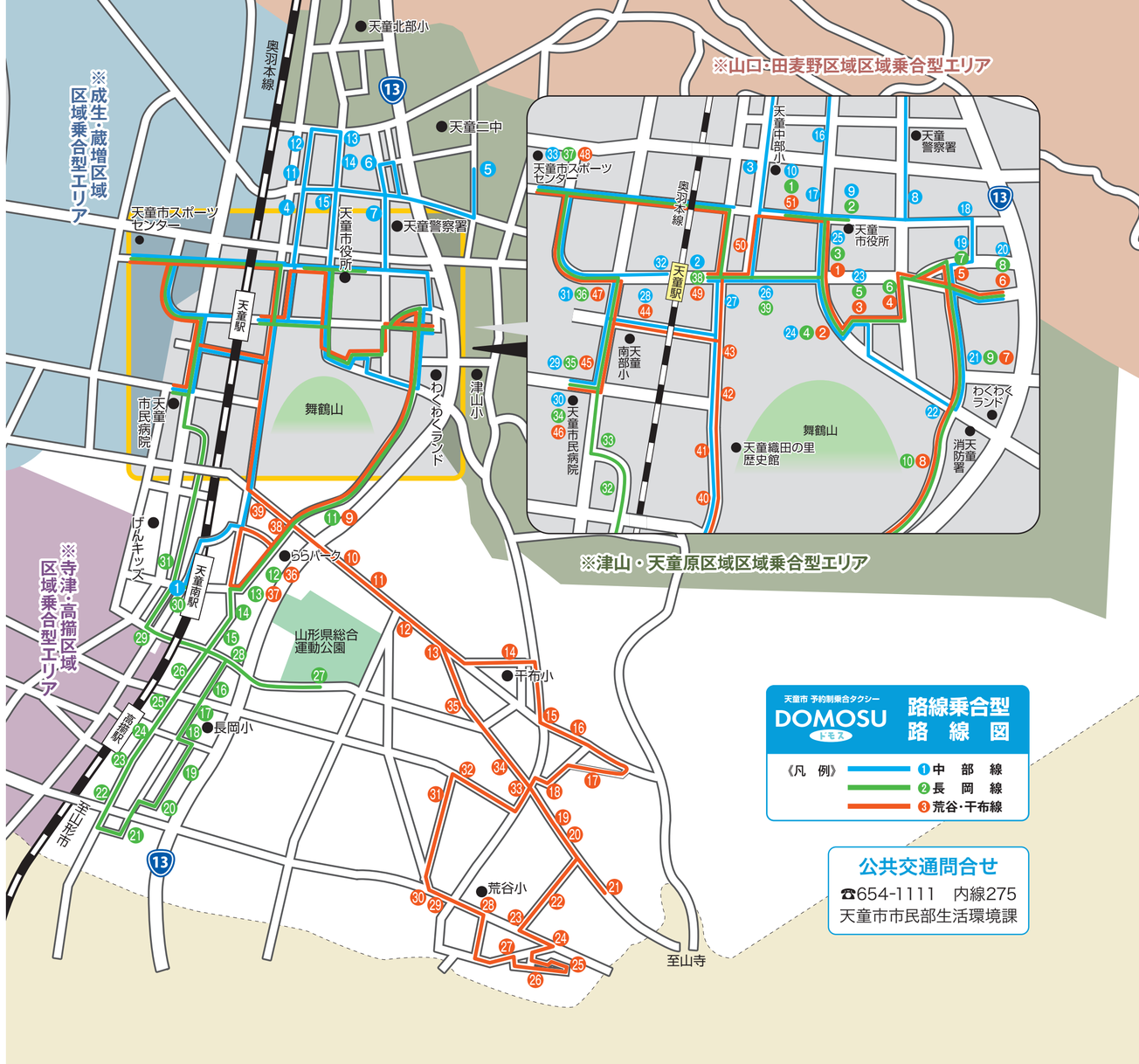


表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天童市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	22,490
交通不便地域等	140

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
140	旧田麦野村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

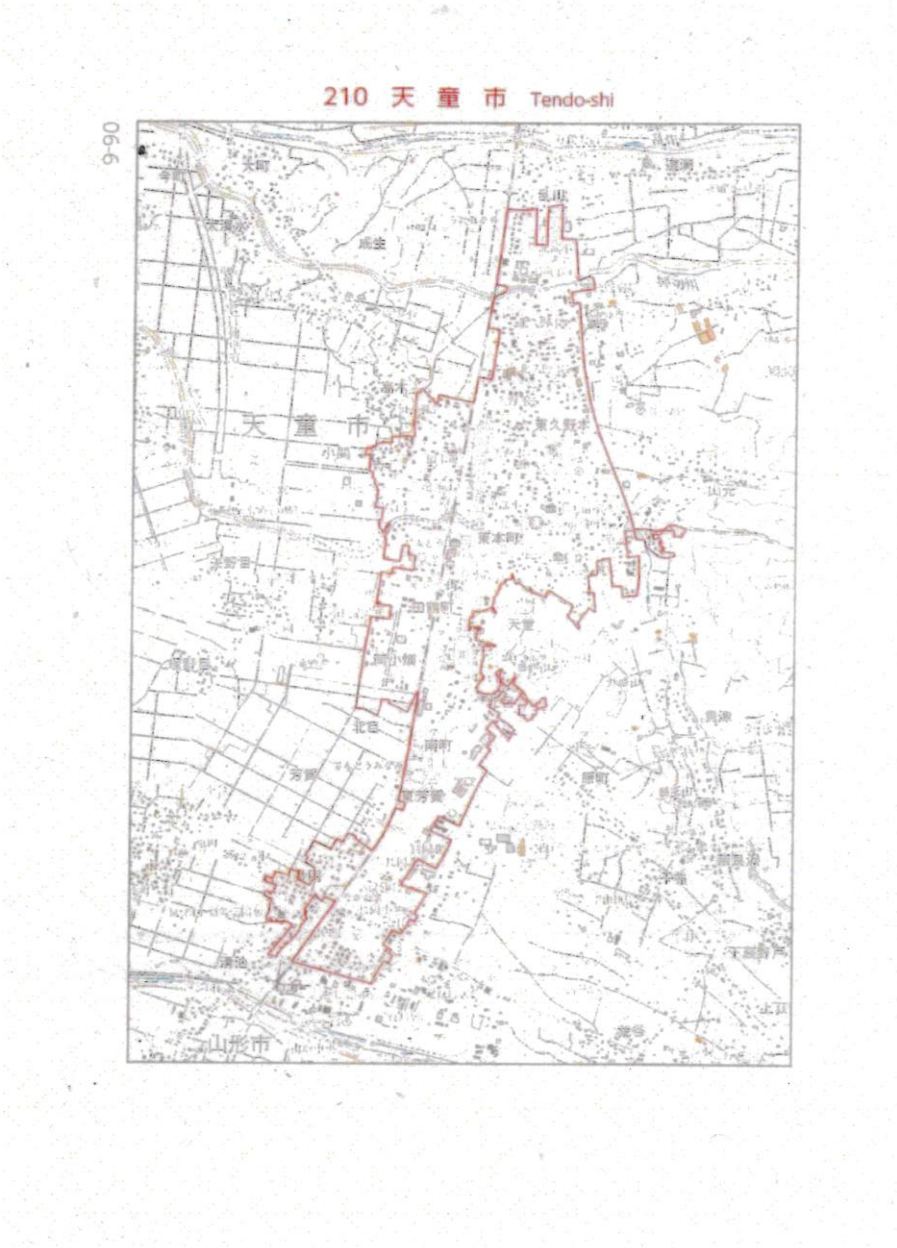
（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

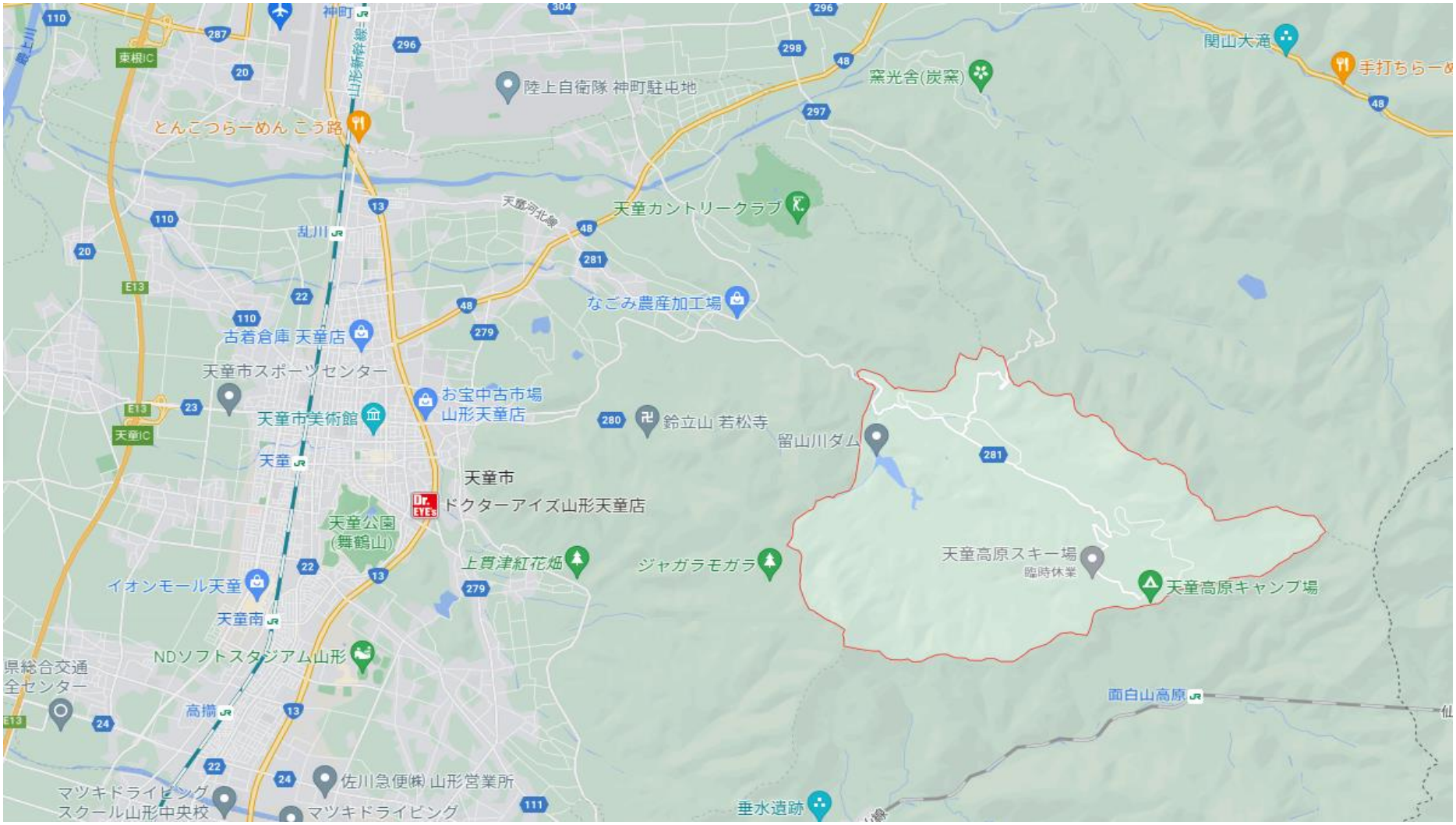
（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

人口集中地区以外の地区（枠外）



交通不便地域


東根IC
神町
山形新幹線
陸上自衛隊 神町駐屯地
窯光舎(炭窯)
関山大滝
手打ちらーめ
とんこつらーめん こう路
天童カントリークラブ
乱川
なごみ農産加工場
古着倉庫 天童店
天童市スポーツセンター
お宝中古市場 山形天童店
天童市美術館
天童IC
天童
鈴立山 若松寺
留山川ダム
天童市
ドクターアイズ山形天童店
天童公園 (舞鶴山)
上貫津紅花畑
ジャガラモガラ
天童高原スキー場
臨時休業
天童高原キャンプ場
イオンモール天童
天童南
NDソフトスタジアム山形
県総合交通 全センター
高擶
面白山高原
佐川急便㈱ 山形営業所
マツキドライビング スクール山形中央校
マツキドライビング
垂水遺跡

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　東根市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）
・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（東根市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（東根市、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）: 県外 60,000 人、県内 70,000 人
・東根市目標値（目標年度:R7）
県外 2,700 人、県内 100 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・東根市の目標値（目標年度:R7）
1.1 回／人（直近年度の実績 31,280 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の東根市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー　　：1億円　　（直近年度の実績3,000千円）

・東根市目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：19,460千円（直近年度の実績20,634千円）
デマンド交通：420千円（直近年度の実績480千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名(国庫補助対象路線)	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	10,361人以上（直近年度の実績10,258人）	31.4%以上（直近年度の実績31.1%）	2,733千円（直近年度の実績2,761千円）
休石線	2,182人以上（直近年度の実績2,160人）	4.3%以上（直近年度の実績4.2%）	5,477千円（直近年度の実績5,532千円）
休石線（公立病院経由）	4,192人以上（直近年度の実績4,150人）	9.2%以上（直近年度の実績9.1%）	3,879千円（直近年度の実績3,918千円）
北部循環線	2,074人以上（直近年度の実績2,053人）	4.9%以上（直近年度の実績4.8%）	2,985千円（直近年度の実績3,015千円）
河北線	10,688人以上（直近年度の実績10,582人）	27.6%以上（直近年度の実績27.3%）	2,653千円（直近年度の実績2,680千円）
荷口神町東根線	423人以上（直近年度の実績419人）	1.6%以上（直近年度の実績1.5%）	1,644千円（直近年度の実績1,661千円）
中央循環東根線	315人以上（直近年度の実績312人）	5.6%以上（直近年度の実績5.5%）	1,056千円（直近年度の実績1,067千円）
河北病院（稲下）公立病院線	9,691人以上（直近年度の実績9,691人）	19.7%以上（直近年度の実績21.5%）	674千円（直近年度の実績605千円）
公立病院（大石田）尾花沢線	14,620人以上（直近年度の実績14,620人）	30.7%以上（直近年度の実績33.5%）	455千円（直近年度の実績401千円）
デマンド型乗合タクシー	300人以上（直近年度の実績297人）	12.1%以上（直近年度の実績12.0%）	475千円（直近年度の実績480千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

別　紙

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（23,759 千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

別　紙

補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 東根市地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 5 月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）

・令和 3 年 7 月：東根市デマンド型乗合タクシーの運行区域拡大について（書面協議）

・令和 3 年 11 月：東根市市民バス路線一部変更について（書面協議）

・令和 4 年 1 月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）

・令和 4 年 2 月：東根市市民バス停留所移設について（書面協議）

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 5 月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 11 日：東郷地区区長会
デマンド型乗合タクシーの導入について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月（予定）：市民バス検討部会
市民バス運行計画について

・令和 4 年 6 月（予定）：バスシステム市民会議
市民バス運行計画について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

別　紙

※該当なし
（２）交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）　東根市中央一丁目１番１号
（所　属）　市民生活部生活環境課
（氏　名）　松　山　　朋　美
（電　話）　0237-42-1111（内線 2172）
（e-mail）　seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	246日	246回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	246日	123回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石	往 16.0km 復 17.4km	246日	492回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石	往 24.3km 復 25.6km	246日	246回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	246日	492回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.7km 復 21.2km	246日	246回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	146日	146回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(9) 河北病院（稲下）公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
	東根交通 神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	196日	392回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石	往 16.0km 復 17.4km	244日	488回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石	往 24.3km 復 25.6km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.7km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	144日	144回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(9) 河北病院（稲下）公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
	東根交通 神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

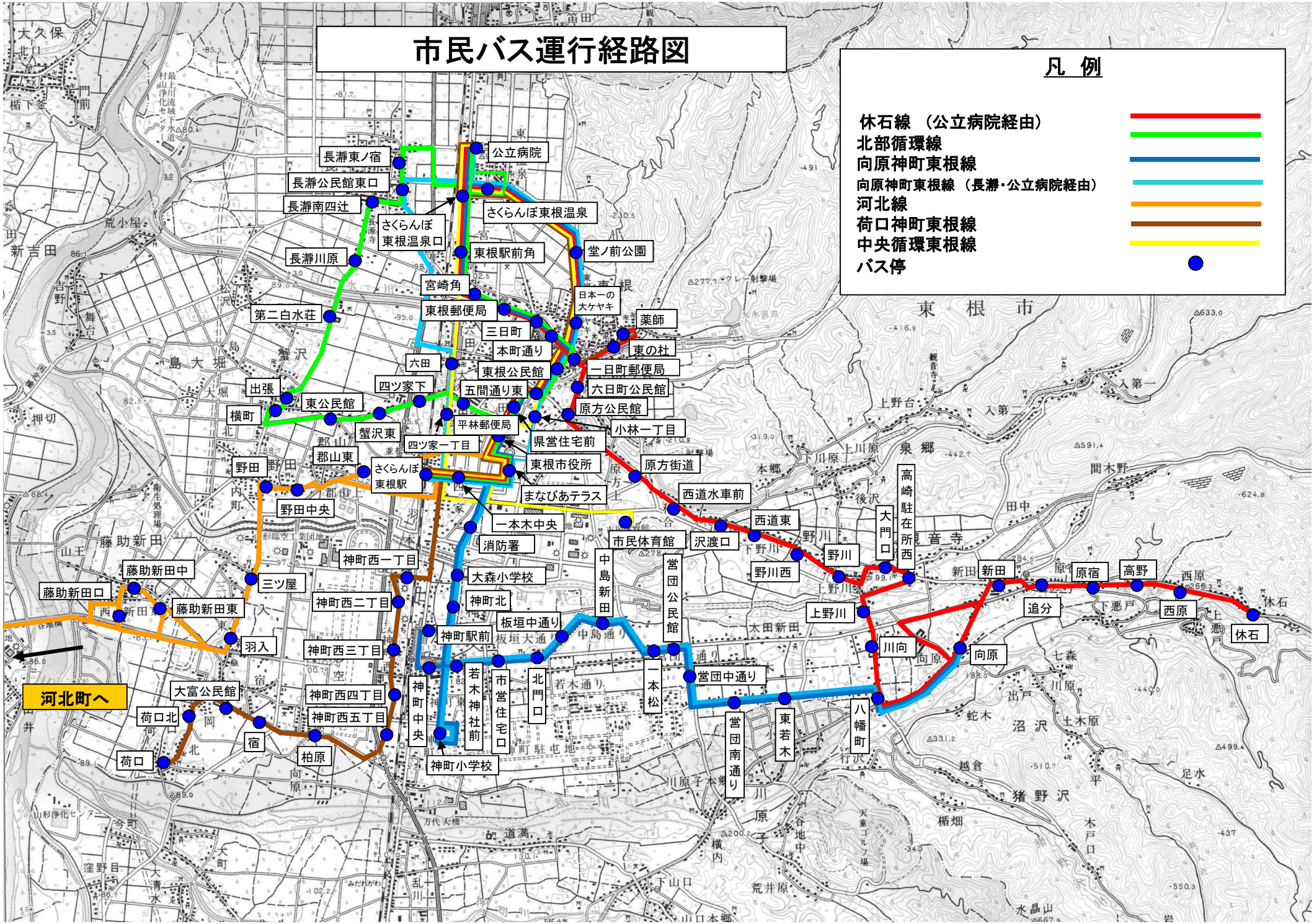
表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

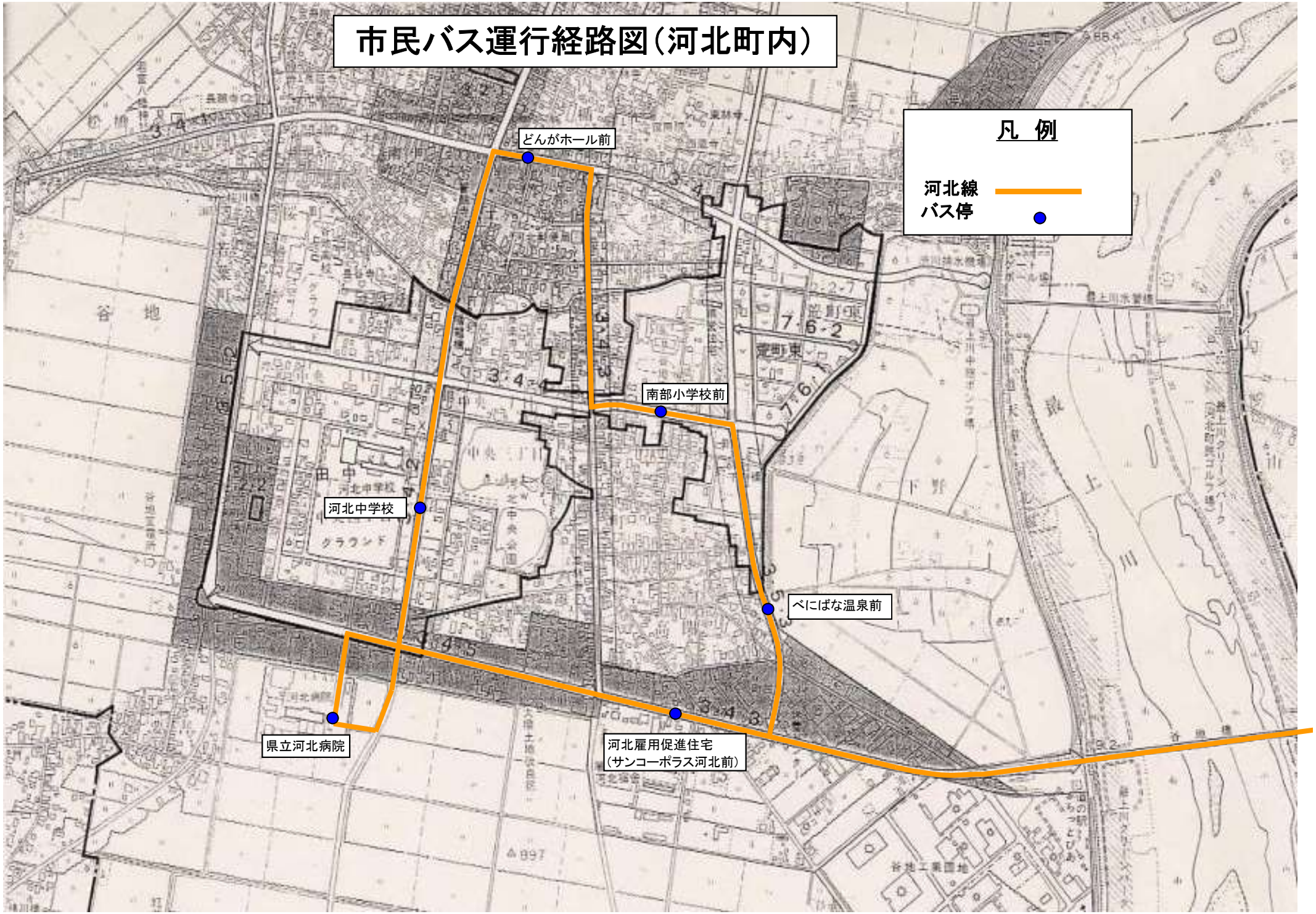
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線（公立病院経由）	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）	向原	長瀞・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石	往 16.0km 復 17.4km	244日	488回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線（公立病院経由）	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石	往 24.3km 復 25.6km	244日	244回			路線定期運行	①・②（1）	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.7km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	さくらんぼ東根駅	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	145日	145回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(9) 河北病院（稲下）公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院（大石田）尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間幹線系統天童北町線と接続	③
	東根交通神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域沼沢・猪野沢地域		往 km 復 km	193日	386回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路天童駅前（東根市役所・村山駅前）北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。


市民バス運行経路図
凡　例
休石線　（公立病院経由）
北部循環線
向原神町東根線
向原神町東根線　（長瀞・公立病院経由）
河北線
荷口神町東根線
中央循環東根線
バス停
東根市
公立病院
長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
長瀞南四辻
さくらんぼ東根温泉口
さくらんぼ東根温泉
長瀞川原
東根駅前角
堂ノ前公園
宮崎角
東根郵便局
日本一の大ケヤキ
薬師
第二白水荘
三日町
本町通り
東の杜
六田
東根公民館
一日町郵便局
出張
四ツ家下
五間通り東
六日町公民館
東公民館
原方公民館
横町
平林郵便局
小林一丁目
蟹沢東
四ツ家一丁目
県営住宅前
郡山東
東根市役所
原方街道
野田
さくらんぼ東根駅
まなびあテラス
西道水車前
野田中央
一本木中央
西道東
消防署
市民体育館
沢渡口
大門口
高崎駐在所西
藤助新田中
神町西一丁目
大森小学校
中島新田
営団公民館
野川
野川西
新田
原宿
高野
藤助新田口
三ツ屋
神町西二丁目
神町北
藤助新田東
上野川
追分
西原
休石
板垣中通り
神町駅前
羽入
神町西三丁目
川向
向原
営団中通り
河北町へ
大富公民館
若木神社前
市営住宅口
北門口
一本松
神町西四丁目
神町中央
荷口北
神町西五丁目
営団南通り
東若木
八幡町
宿
柏原
荷口
神町小学校

市民バス運行経路図（河北町内）



東根市市民バス時刻表

令和４年4月から

休石線

さくらんぼ東根駅行			休石行		
休石	6:17	7:21	さくらんぼ東根駅	14:30	18:30
西原	6:18	7:22	一本木中央	14:31	18:31
高野	6:19	7:23	まなびあテラス	14:32	18:32
原宿	6:19	7:24	東根市役所	14:33	18:33
追分	6:20	7:25	県営住宅前	14:34	18:34
新田	6:21	7:26	五間通り東	14:35	18:35
向原	6:26	7:31	東根公民館	14:36	18:36
八幡町	6:28	7:33	一日町郵便局	14:37	18:37
川向	6:29	7:34	六日町公民館	14:38	18:38
上野川	6:30	7:35	原方公民館	14:39	18:39
高崎駐在所西	6:32	7:37	原方街道	14:40	18:40
大門口	6:33	7:38	西道水車前	14:42	18:42
野川	6:35	7:40	沢渡口	14:43	18:43
野川西	6:36	7:41	西道東	14:44	18:44
西道東	6:37	7:42	野川西	14:45	18:45
沢渡口	6:38	7:43	野川	14:46	18:46
西道水車前	6:39	7:44	大門口	14:48	18:48
原方街道	6:41	7:46	高崎駐在所西	14:49	18:49
原方公民館	6:42	7:47	上野川	14:51	18:51
六日町公民館	6:43	7:48	川向	14:52	18:52
一日町郵便局	6:44	7:49	八幡町	14:53	18:53
東根公民館	6:45	7:50	向原	14:55	18:55
五間通り東	6:46	7:51	新田	14:57	18:57
県営住宅前	6:47	7:52	追分	14:58	18:58
東根市役所	6:48	7:53	原宿	14:59	18:59
まなびあテラス	6:49	7:54	高野	14:59	18:59
一本木中央	6:50	7:55	西原	15:00	19:00
さくらんぼ東根駅	6:51	7:56	休石	15:01	19:01

休石線(公立病院経由)

さくらんぼ東根駅行		休石行	
休石	8:57	さくらんぼ東根駅	11:45
西原	8:58	一本木中央	11:46
高野	8:59	まなびあテラス	11:47
原宿	8:59	東根市役所	11:48
追分	9:00	県営住宅前	11:49
新田	9:01	五間通り東	11:50
向原	9:06	東根公民館	11:51
八幡町	9:08	日本一の大ケヤキ	11:52
川向	9:09	堂ノ前公園	11:53
上野川	9:10	さくらんぼ東根温泉	11:54
高崎駐在所西	9:12	公立病院	11:56
大門口	9:13	さくらんぼ東根温泉口	11:57
野川	9:15	東根駅前角	11:58
野川西	9:16	宮崎角	11:59
西道東	9:17	東根郵便局	12:00
沢渡口	9:18	三日町	12:01
西道水車前	9:19	本町通り	12:02
原方街道	9:21	一日町郵便局	12:03
原方公民館	9:22	東の杜	12:04
六日町公民館	9:23	薬師	12:06
東の杜	9:24	東の杜	12:08
薬師	9:26	六日町公民館	12:09
東の杜	9:28	原方公民館	12:10
一日町郵便局	9:29	原方街道	12:11
本町通り	9:30	西道水車前	12:13
三日町	9:31	沢渡口	12:14
東根郵便局	9:32	西道東	12:15
宮崎角	9:33	野川西	12:16
東根駅前角	9:34	野川	12:17
さくらんぼ東根温泉口	9:35	大門口	12:18
公立病院	9:36	高崎駐在所西	12:19
さくらんぼ東根温泉	9:38	上野川	12:21
堂ノ前公園	9:40	川向	12:22
日本一の大ケヤキ	9:41	八幡町	12:23
東根公民館	9:42	向原	12:25
五間通り東	9:43	新田	12:27
県営住宅前	9:44	追分	12:28
東根市役所	9:45	原宿	12:29
まなびあテラス	9:46	高野	12:29
一本木中央	9:47	西原	12:30
さくらんぼ東根駅	9:48	休石	12:31

北部循環線

東回り		西回り	
さくらんぼ東根駅	11:30	さくらんぼ東根駅	9:20
一本木中央	11:31	一本木中央	9:21
まなびあテラス	11:32	まなびあテラス	9:22
東根市役所	11:32	東根市役所	9:22
県営住宅前	11:33	平林郵便局	9:24
五間通り東	11:34	四ツ家下	9:25
東根公民館	11:35	蟹沢東	9:26
本町通り	11:36	東公民館	9:27
三日町	11:37	横町	9:29
東根郵便局	11:38	出張	9:30
宮崎角	11:39	第二白水荘	9:32
東根駅前角	11:40	長瀞川原	9:33
さくらんぼ東根温泉口	11:41	長瀞南四辻	9:34
さくらんぼ東根温泉	11:43	長瀞公民館東口	9:35
公立病院	11:45	長瀞東ノ宿	9:36
長瀞東ノ宿	11:50	公立病院	9:42
長瀞公民館東口	11:51	さくらんぼ東根温泉	9:44
長瀞南四辻	11:52	さくらんぼ東根温泉口	9:46
長瀞川原	11:53	東根駅前角	9:47
第二白水荘	11:55	宮崎角	9:48
出張	11:56	東根郵便局	9:49
横町	11:57	三日町	9:50
東公民館	11:59	本町通り	9:51
蟹沢東	12:00	東根公民館	9:52
四ツ家下	12:01	五間通り東	9:53
平林郵便局	12:03	県営住宅前	9:54
東根市役所	12:05	東根市役所	9:55
まなびあテラス	12:05	まなびあテラス	9:55
一本木中央	12:06	一本木中央	9:56
さくらんぼ東根駅	12:07	さくらんぼ東根駅	9:57

向原神町東根線(長瀞・公立病院経由)

向原	7:16
八幡町	7:18
東若木	7:19
営団南通り	7:20
営団中通り	7:21
営団公民館	7:22
一本松	7:23
中島新田	7:25
板垣中通り	7:26
北門口	7:27
市営住宅口	7:28
若木神社前	7:29
神町小学校	7:31
↓	↓
↓	↓
神町北	7:35
大森小学校	7:36
消防署	7:37
一本木中央	7:39
さくらんぼ東根駅	7:41
四ツ家一丁目	7:42
六田	7:43
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
↓	↓
長瀞公民館東口	7:51
公立病院	7:55
さくらんぼ東根温泉	7:57
堂ノ前公園	7:58
日本一の大ケヤキ	7:59
東根公民館	8:00
小林一丁目	8:01
↓	↓
↓	↓
まなびあテラス	8:04
一本木中央	8:05
さくらんぼ東根駅	8:06

向原神町東根線(公立病院経由)

向原	13:00	さくらんぼ東根駅	15:05
八幡町	13:02	一本木中央	15:06
東若木	13:03	まなびあテラス	15:07
営団南通り	13:04	東根市役所	15:08
営団中通り	13:05	県営住宅前	15:09
営団公民館	13:06	五間通り東	15:10
一本松	13:07	東根公民館	15:11
中島新田	13:08	日本一の大ケヤキ	15:12
板垣中通り	13:09	堂ノ前公園	15:13
北門口	13:10	さくらんぼ東根温泉	15:14
市営住宅口	13:11	公立病院	15:15
若木神社前	13:12	さくらんぼ東根温泉口	15:17
神町小学校	↓	東根駅前角	15:18
神町中央	13:13	宮崎角	15:19
神町駅前	13:14	東根郵便局	15:20
神町北	13:15	三日町	15:21
大森小学校	13:16	本町通り	15:22
消防署	13:17	東根公民館	15:23
一本木中央	13:18	五間通り東	15:24
さくらんぼ東根駅	13:19	県営住宅前	15:25
一本木中央	13:21	東根市役所	15:26
まなびあテラス	13:22	まなびあテラス	15:27
東根市役所	13:23	一本木中央	15:28
県営住宅前	13:24	さくらんぼ東根駅	15:30
五間通り東	13:25	一本木中央	15:32
東根公民館	13:26	消防署	15:33
本町通り	13:27	大森小学校	15:34
三日町	13:28	神町北	15:35
東根郵便局	13:29	神町駅前	15:36
宮崎角	13:30	神町中央	15:37
東根駅前角	13:31	神町小学校	15:39
さくらんぼ東根温泉口	13:32	若木神社前	15:41
公立病院	13:33	市営住宅口	15:42
さくらんぼ東根温泉	13:35	北門口	15:43
堂ノ前公園	13:36	板垣中通り	15:44
日本一の大ケヤキ	13:37	中島新田	15:45
東根公民館	13:38	一本松	15:46
五間通り東	13:39	営団公民館	15:47
県営住宅前	13:40	営団中通り	15:48
東根市役所	13:41	営団南通り	15:49
まなびあテラス	13:42	東若木	15:50
一本木中央	13:43	八幡町	15:51
さくらんぼ東根駅	13:44	向原	15:53

中央循環東根線 ※火・金曜日のみ運行

さくらんぼ東根駅	10:07	さくらんぼ東根駅	13:20
一本木中央	10:08	一本木中央	13:21
市民体育館	10:13	まなびあテラス	13:22
四ツ家一丁目	10:21	東根市役所	13:23
六田	10:22	小林一丁目	13:24
東根駅前角	10:23	東根公民館	13:25
さくらんぼ東根温泉口	10:25	日本一の大ケヤキ	13:26
公立病院	10:27	堂ノ前公園	13:27
さくらんぼ東根温泉	10:29	さくらんぼ東根温泉	13:29
堂ノ前公園	10:31	公立病院	13:31
日本一の大ケヤキ	10:32	さくらんぼ東根温泉口	13:33
東根公民館	10:33	東根駅前角	13:35
小林一丁目	10:34	六田	13:36
東根市役所	10:35	四ツ家一丁目	13:37
まなびあテラス	10:36	市民体育館	13:45
一本木中央	10:38	一本木中央	13:51
さくらんぼ東根駅	10:40	さくらんぼ東根駅	13:53



荷口神町東根線 ※月・水・木曜日のみ運行

公立病院行		荷口行	
荷口	10:07	公立病院	13:20
荷口北	10:08	さくらんぼ東根温泉	13:22
大富公民館	10:09	堂ノ前公園	13:24
宿	10:10	日本一の大ケヤキ	13:25
柏原	10:11	一日町郵便局	13:26
神町西五丁目	10:14	東の杜	13:27
神町西四丁目	10:15	薬師	13:29
神町西三丁目	10:16	東の杜	13:31
神町西二丁目	10:17	一日町郵便局	13:32
神町西一丁目	10:18	東根公民館	13:33
さくらんぼ東根駅	10:27	五間通り東	13:34
一本木中央	10:28	県営住宅前	13:35
まなびあテラス	10:29	東根市役所	13:36
東根市役所	10:30	まなびあテラス	13:37
県営住宅前	10:31	一本木中央	13:38
五間通り東	10:32	さくらんぼ東根駅	13:43
東根公民館	10:33	神町西一丁目	13:48
一日町郵便局	10:34	神町西二丁目	13:49
東の杜	10:35	神町西三丁目	13:50
薬師	10:37	神町西四丁目	13:51
東の杜	10:39	神町西五丁目	13:52
一日町郵便局	10:40	柏原	13:55
日本一の大ケヤキ	10:41	宿	13:56
堂ノ前公園	10:42	大富公民館	13:57
さくらんぼ東根温泉	10:44	荷口北	13:58
公立病院	10:46	荷口	13:59

河北線

さくらんぼ東根駅	7:07	16:35
野田中央	7:11	16:39
野田	7:12	16:40
三ツ屋	7:14	16:42
羽入	7:16	16:44
藤助新田東	7:18	16:46
藤助新田中	7:19	16:47
藤助新田口	↓	↓
サンコーポラス河北前	7:25	16:53
県立河北病院	7:27	16:55
河北中学校	7:30	16:56
どんがホール前	7:32	16:58
南部小学校前	7:34	17:00
べにばな温泉前	7:35	17:01
藤助新田口	7:40	17:06
藤助新田中	7:41	17:07
藤助新田東	7:42	17:08
羽入	7:44	17:10
三ツ屋	7:45	17:12
野田	7:47	17:14
野田中央	7:48	17:15
郡山東	7:50	↓
まなびあテラス	7:59	↓
一本木中央	8:01	↓
さくらんぼ東根駅	8:02	17:21

河北町路線バス　東根線

	平日						土日・祝日		
停留所名	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
谷地(役場)	5:57	9:02	12:54	14:51	17:47	19:06	7:06	12:59	17:47
どんがホール前	5:58	9:03	12:55	14:52	17:48	19:07	7:07	13:00	17:48
南部小学校前	6:01	9:06	12:58	14:55	17:51	19:10	7:10	13:03	17:51
ひな産直センター前	↓	9:07	12:59	14:56	↓	↓	↓	13:04	↓
べに花温泉	6:03	9:08	13:00	14:57	17:53	19:12	7:12	13:05	17:53
河北病院	↓	9:13	13:05	15:02	17:58	↓	7:17	13:10	17:58
ぶらっとぴあ(道の駅)	↓	9:17	13:09	15:06	18:02	19:17	7:21	13:14	18:02
山王	↓	9:19	13:11	15:08	18:04	19:19	7:23	13:16	18:04
藤助新田中	↓	9:21	13:13	15:10	18:06	19:21	7:25	13:18	18:06
藤助新田東	↓	9:22	13:14	15:11	18:07	19:22	7:26	13:19	18:07
羽入	↓	9:25	13:17	15:14	18:10	19:25	7:29	13:22	18:10
三ツ屋	↓	9:27	13:19	15:16	18:12	19:27	7:31	13:24	18:12
野田	↓	9:28	13:20	15:17	18:13	19:28	7:32	13:25	18:13
野田中央	↓	9:29	13:21	15:18	18:14	19:29	7:33	13:26	18:14
さくらんぼ東根駅	着 6:20	着 9:35	着 13:27	着 15:24	着 18:20	着 19:35	着 7:39	着 13:32	着 18:20
	発 6:30	発 9:40	発 13:32	発 15:29	発 18:25	発 19:40	発 7:49	発 13:37	発 18:25
一本木中央	6:32	9:42	13:34	15:31	18:27	19:42	7:51	13:39	18:27
まなびあテラス	6:33	9:43	13:35	15:32	18:28	19:43	7:52	13:40	18:28
野田中央	6:41	9:51	13:43	15:40	18:36	19:51	8:00	13:48	18:36
野田	6:42	9:52	13:44	15:41	18:37	19:52	8:01	13:49	18:37
三ツ屋	6:43	9:53	13:45	15:42	18:38	19:53	8:02	13:50	18:38
羽入	6:45	9:55	13:47	15:44	18:40	19:55	8:04	13:52	18:40
藤助新田東	6:48	9:58	13:50	15:47	18:43	19:58	8:07	13:55	18:43
藤助新田中	6:49	9:59	13:51	15:48	18:44	19:59	8:08	13:56	18:44
山王	6:51	10:01	13:53	15:50	18:46	20:01	8:10	13:58	18:46
ぶらっとぴあ(道の駅)	↓	10:03	13:55	15:52	18:48	20:03	8:12	14:00	18:48
サンコーポラス河北前	6:54	10:05	13:57	15:54	18:50	20:05	8:14	14:02	18:50
河北病院	6:57	10:08	14:00	15:57	18:53	↓	8:17	14:05	18:53
河北中学校前	7:00	10:11	14:03	16:00	18:56	20:08	8:20	14:08	18:56
谷地(役場)	7:03	10:14	14:06	16:03	18:59	20:11	8:23	14:11	18:59

[乗車料金]

乗車区間に関わらず、一律料金です。小学校入学前の方は**無料**です。

●大人　**200**円　●小・中学生、高校生　**100**円

●次の条件に該当する方は、乗車料金が**半額**になります。

各種手帳等や年齢の分かるものを運転手にご提示ください。

身体障害者、知的障害者、精神障害者、

車イス使用者（付添人を含みます。）、満70歳以上の方

[回数券]

●**100円券が11枚綴りで1,000円**です。

●回数券の販売は、次の場所でおこなっております。

市民バス車内、観光物産協会（さくらんぼタント館１階）、

東根市役所生活環境課

[運休日]

土曜日、日曜日、祝日、12月31日～１月３日

[ご利用についてのご協力とお願い]

時刻表の時刻は、予定時刻です。

道路状況や天候等により遅れる場合がありますので ご了承ください。

[お問い合わせ]

東根市生活環境課市民生活係　0237-42-1111　内線2171、2172

山交バス株式会社寒河江営業所　0237-86-2181

[フリー乗降]

市民バスでは、停留所以外でも自由に乗降できる「フリー乗降」を一部の路線で実施しています。（時刻表の着色された部分　　です。）

●実施区間　　北部循環線・休石線・荷口神町東根線の一部

●利用方法

〈乗 る と き〉バス路線上にて、手を挙げてお知らせください。

〈降りるとき〉事前に運転手へお伝えください。

[バスロケーションシステム]

下記の路線は、インターネット上で、バスの現在地や接近情報を確認できます。

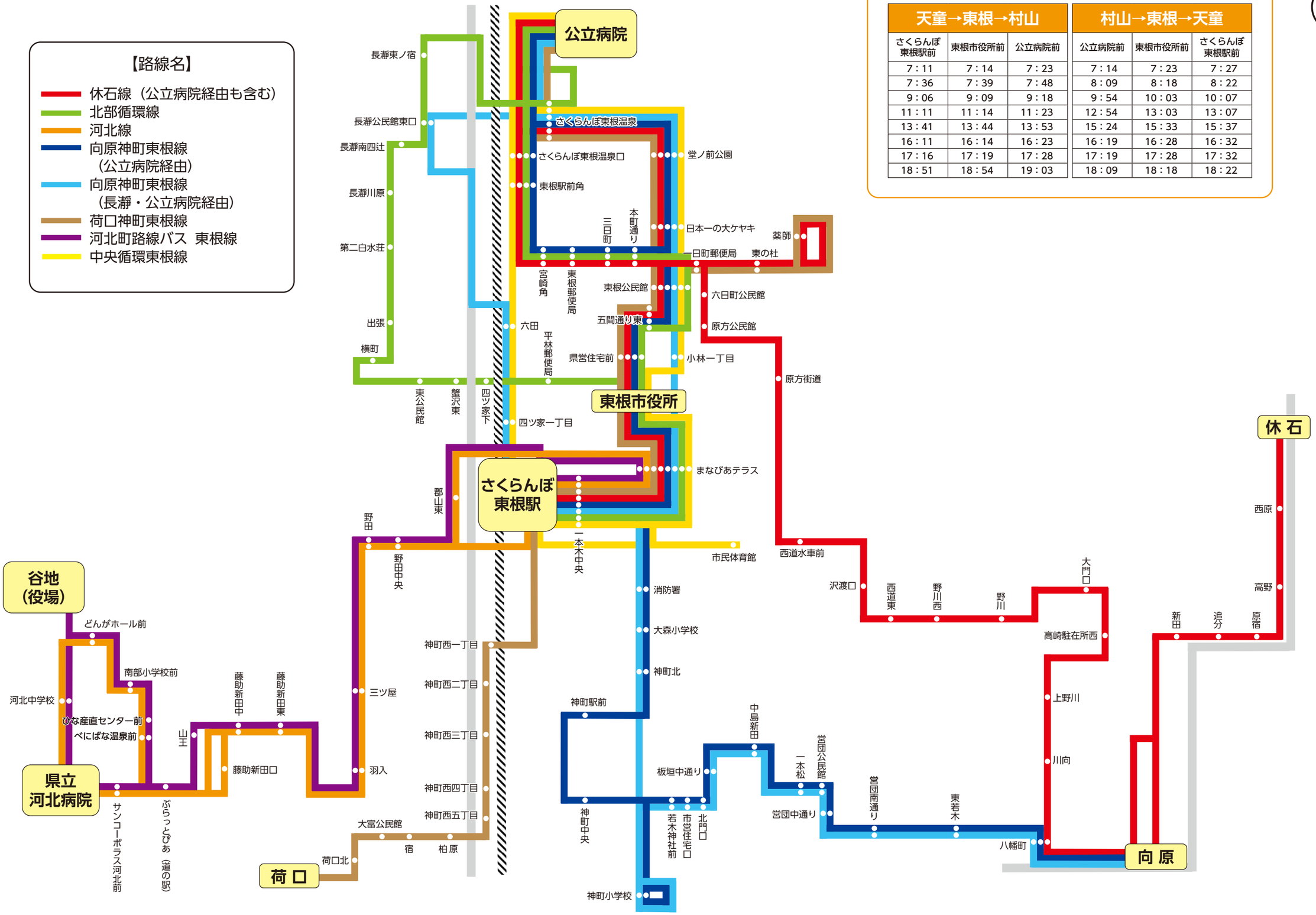
○向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）　7：16 発

○河北線　7：07 発　　ＱＲコードはこちらから→

東根市市民バス　運行経路図

【路線名】

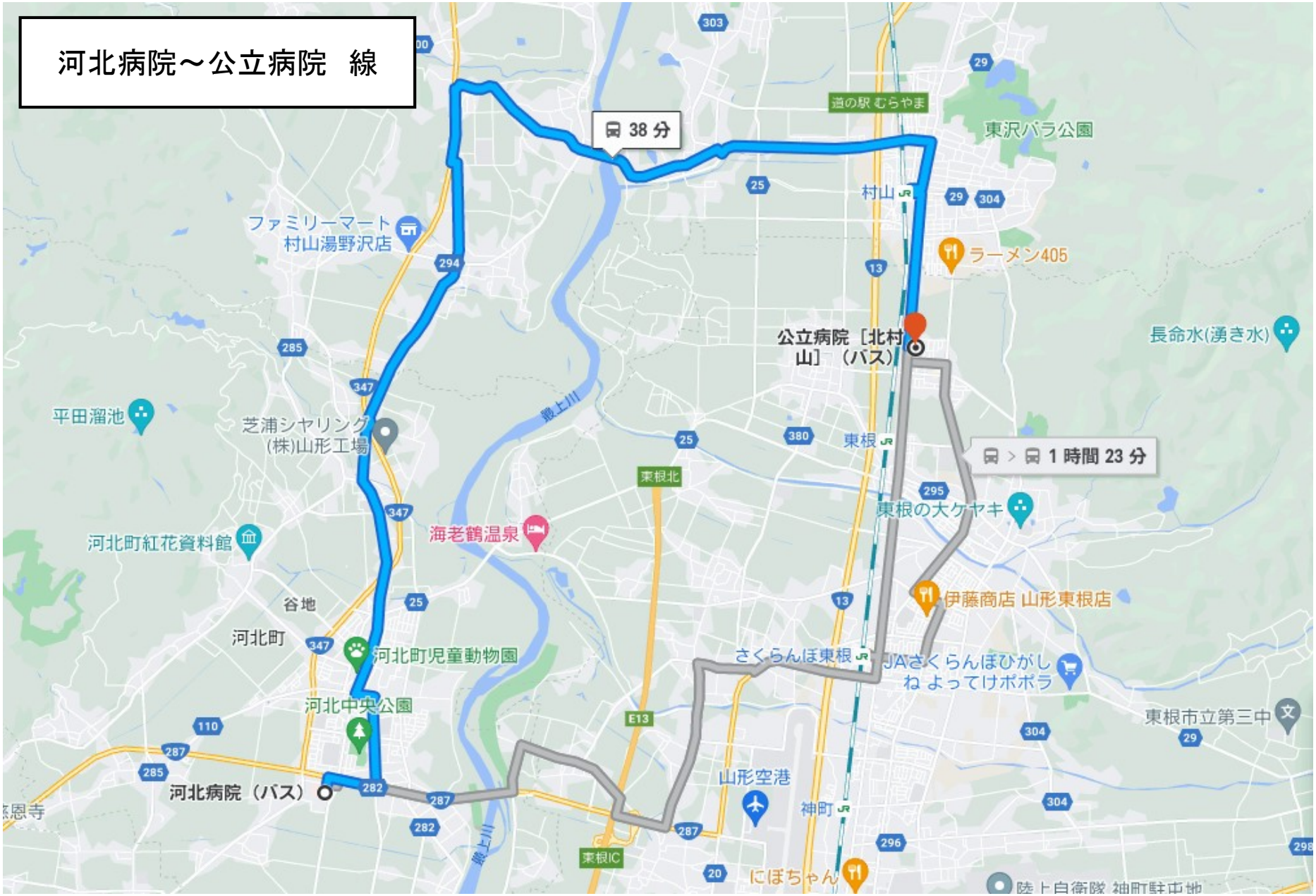
- 休石線（公立病院経由も含む）
- 北部循環線
- 河北線
- 向原神町東根線（公立病院経由）
- 向原神町東根線（長瀞・公立病院経由）
- 荷口神町東根線
- 河北町路線バス　東根線
- 中央循環東根線



山交バス時刻表（平日）

天童→東根→村山			村山→東根→天童		
さくらんぼ東根駅前	東根市役所前	公立病院前	公立病院前	東根市役所前	さくらんぼ東根駅前
7：11	7：14	7：23	7：14	7：23	7：27
7：36	7：39	7：48	8：09	8：18	8：22
9：06	9：09	9：18	9：54	10：03	10：07
11：11	11：14	11：23	12：54	13：03	13：07
13：41	13：44	13：53	15：24	15：33	15：37
16：11	16：14	16：23	16：19	16：28	16：32
17：16	17：19	17：28	17：19	17：28	17：32
18：51	18：54	19：03	18：09	18：18	18：22

河北病院～公立病院　線


38 分
1 時間 23 分
公立病院［北村山］（バス）
河北病院（バス）
道の駅 むらやま
東沢バラ公園
村山
ファミリーマート 村山湯野沢店
ラーメン405
長命水(湧き水)
平田溜池
芝浦シヤリング (株)山形工場
最上川
東根
東根北
東根の大ケヤキ
海老鶴温泉
河北町紅花資料館
伊藤商店 山形東根店
谷地
河北町
河北町児童動物園
さくらんぼ東根
JAさくらんぼひがし ねよってけポポラ
河北中央公園
東根市立第三中
山形空港
神町
東根IC
にぼちゃん
陸上自衛隊 神町駐屯地

2022年3月19日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　河北病院　⇒　（大久保・稲下・村山駅前）　⇒　公立病院

	河北病院	荒町南	旭町口	南部学校前	前小路	谷地	河北町役場前	北口南	北口北	改目	吉田口	清竜寺	北谷地学校前	岩根	笹本口	上大原	下大原	大久保四辻	北山さくら公園前	平野	葉山中学校前	稲下	東原	碁点	河島西	河島浦	中条	河島東	中央二丁目	村山市役所前	河島街道	ふれあい広場前	村山駅前	新町	新町南	温泉北	公立病院
★	7:10	7:12	7:13	7:13	7:14	7:15	7:16	7:16	7:17	7:18	7:19	7:19	7:20	7:21	7:22	7:24	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:33	7:34	7:35	7:36	7:38	7:38	7:39	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48
	8:30	8:32	8:33	8:33	8:34	8:35	8:36	8:36	8:37	8:38	8:39	8:39	8:40	8:41	8:42	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:53	8:54	8:55	8:56	8:58	8:58	8:59	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08
	11:40	11:42	11:43	11:43	11:44	11:45	11:46	11:46	11:47	11:48	11:49	11:49	11:50	11:51	11:52	11:54	11:55	11:56	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:03	12:04	12:05	12:06	12:08	12:08	12:09	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18
	15:00	15:02	15:03	15:03	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	15:09	15:09	15:10	15:11	15:12	15:14	15:15	15:16	15:17	15:18	15:19	15:20	15:21	15:23	15:24	15:25	15:26	15:28	15:28	15:29	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:38
	17:30	17:32	17:33	17:33	17:34	17:35	17:36	17:36	17:37	17:38	17:39	17:39	17:40	17:41	17:42	17:44	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:53	17:54	17:55	17:56	17:58	17:58	17:59	18:02	18:03	18:04	18:05	18:06	18:07	18:08

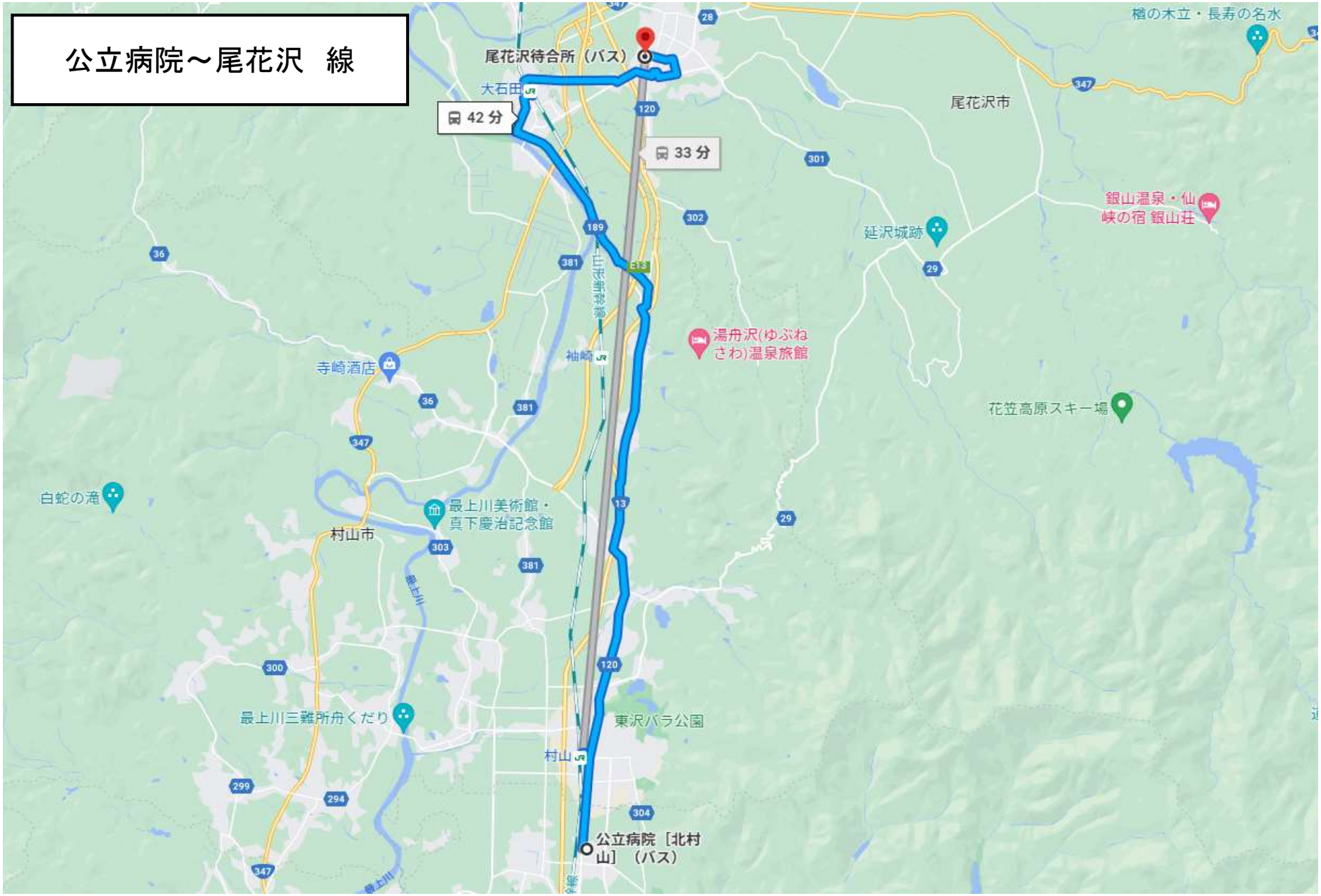
★印：1月～2月の間、「谷地」バス停始発

【平日ダイヤ】　公立病院　⇒　（村山駅前・稲下・大久保）　⇒　河北病院

	公立病院	温泉北	新町南	新町	村山駅前	ふれあい広場前	河島街道	村山市役所前	中央二丁目	河島東	中条	河島浦	河島西	碁点	東原	稲下	葉山中学校前	平野	北山さくら公園前	大久保四辻	下大原	上大原	笹本口	岩根	北谷地学校前	清竜寺	吉田口	改目	北口北	北口南	河北町役場前	谷地	前小路	南部学校前	旭町口	荒町南	河北病院
	10:10	10:11	10:12	10:13	10:15	10:16	10:17	10:19	10:20	10:20	10:22	10:23	10:24	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33	10:35	10:36	10:37	10:38	10:38	10:39	10:40	10:40	10:41	10:42	10:42	10:43	10:43	10:44	10:46
	12:40	12:41	12:42	12:43	12:45	12:46	12:47	12:49	12:50	12:50	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:02	13:03	13:05	13:06	13:07	13:08	13:08	13:09	13:10	13:10	13:11	13:12	13:12	13:13	13:13	13:14	13:16
	16:30	16:31	16:32	16:33	16:35	16:36	16:37	16:39	16:40	16:40	16:42	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:48	16:49	16:50	16:51	16:52	16:53	16:55	16:56	16:57	16:58	16:58	16:59	17:00	17:00	17:01	17:02	17:02	17:03	17:03	17:04	17:06
	18:35	18:36	18:37	18:38	18:40	18:41	18:42	18:44	18:45	18:45	18:47	18:48	18:49	18:50	18:51	18:52	18:53	18:54	18:55	18:56	18:57	18:58	19:00	19:01	19:02	19:03	19:03	19:04	19:05	19:05	19:06	19:07	19:07	19:08	19:08	19:09	19:11

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス寒河江営業所・・・0237-86-2181

公立病院～尾花沢　線


尾花沢待合所（バス）
大石田
42 分
33 分
尾花沢市
楢の木立・長寿の名水
銀山温泉・仙峡の宿 銀山荘
延沢城跡
湯舟沢(ゆぶねさわ)温泉旅館
寺崎酒店
花笠高原スキー場
白蛇の滝
最上川美術館・真下慶治記念館
村山市
最上川三難所舟くだり
東沢バラ公園
村山
公立病院［北村山］（バス）
山形新幹線
袖崎
最上川

2022年3月19日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】　公立病院　⇒　（大石田駅前）　⇒　尾花沢

	公立病院	温泉北	新町南	新町	村山駅前	ふれあい広場前	切通し	二日町	楯岡中学校前	名取街道	湯沢口	北町	北町北	林崎	金谷	金谷工業団地口	本飯田入口	本飯田南	坂の上	袖崎学校前	袖崎農協前	土生田	土生田寺前	北島	追分	虹ケ丘公園口	今宿	北今宿	東町口	大橋前	大石田役場前	大石田駅前	中通り	庚申町	北村山高校西	北村山高前	北村山高校東	住宅前	ＪＡ・おーばん前	サルナート	尾花沢市役所	尾花沢待合所
	9:10	9:11	9:12	9:13	9:15	9:16	9:16	9:16	9:17	9:18	9:18	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:26	9:27	9:28	9:29	9:29	9:31	9:32	9:34	9:34	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:42	9:43	9:44	9:45	9:45	9:47	9:48	9:49	9:50	9:52
	10:40	10:41	10:42	10:43	10:45	10:46	10:46	10:46	10:47	10:48	10:48	10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	10:56	10:57	10:58	10:59	10:59	11:01	11:02	11:04	11:04	11:06	11:07	11:08	11:09	11:10	11:11	11:12	11:12	11:13	11:14	11:15	11:15	11:17	11:18	11:19	11:20	11:22
	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:26	12:26	12:26	12:27	12:28	12:28	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:36	12:37	12:38	12:39	12:39	12:41	12:42	12:44	12:44	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:52	12:53	12:54	12:55	12:55	12:57	12:58	12:59	13:00	13:02
	13:45	13:46	13:47	13:48	13:50	13:51	13:51	13:51	13:52	13:53	13:53	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:01	14:02	14:03	14:04	14:04	14:06	14:07	14:09	14:09	14:11	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:17	14:18	14:19	14:20	14:20	14:22	14:23	14:24	14:25	14:27
	16:05	16:06	16:07	16:08	16:10	16:11	16:11	16:11	16:12	16:13	16:13	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:21	16:22	16:23	16:24	16:24	16:26	16:27	16:29	16:29	16:31	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:40	16:40	16:42	16:43	16:44	16:45	16:47

【平日ダイヤ】　尾花沢　⇒　（大石田駅前）　⇒　公立病院

	尾花沢待合所	ＪＡ・おーばん前	サルナート	尾花沢市役所	住宅前	北村山高校東	北村山高前	北村山高校西	庚申町	中通り	大石田駅前	大石田役場前	大橋前	東町口	北今宿	今宿	虹ケ丘公園口	追分	北島	土生田寺前	土生田	袖崎農協前	袖崎学校前	坂の上	本飯田南	本飯田入口	金谷工業団地口	金谷	林崎	北町北	北町	湯沢口	名取街道	楯岡中学校前	切通し	ふれあい広場前	村山駅前	新町	新町南	温泉北	公立病院
	7:45	7:47	7:47	7:48	7:50	7:51	7:51	7:52	7:53	7:54	7:57	7:58	7:59	7:59	8:00	8:02	8:04	8:05	8:05	8:07	8:08	8:10	8:10	8:11	8:12	8:13	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:20	8:20	8:21	8:21	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	8:27
	8:50	8:52	8:52	8:53	8:55	8:56	8:56	8:57	8:58	8:59	9:02	9:03	9:04	9:04	9:05	9:07	9:09	9:10	9:10	9:12	9:13	9:15	9:15	9:16	9:17	9:18	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:25	9:26	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:32
	10:10	10:12	10:12	10:13	10:15	10:16	10:16	10:17	10:18	10:19	10:22	10:23	10:24	10:24	10:25	10:27	10:29	10:30	10:30	10:32	10:33	10:35	10:35	10:36	10:37	10:38	10:40	10:41	10:42	10:43	10:44	10:45	10:45	10:46	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:51	10:52
	11:50	11:52	11:52	11:53	11:55	11:56	11:56	11:57	11:58	11:59	12:02	12:03	12:04	12:04	12:05	12:07	12:09	12:10	12:10	12:12	12:13	12:15	12:15	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	12:25	12:26	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:31	12:32
	13:30	13:32	13:32	13:33	13:35	13:36	13:36	13:37	13:38	13:39	13:42	13:43	13:44	13:44	13:45	13:47	13:49	13:50	13:50	13:52	13:53	13:55	13:55	13:56	13:57	13:58	14:00	14:01	14:02	14:03	14:04	14:05	14:05	14:06	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	14:11	14:12

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ　山交バス新庄営業所・・・0233-22-2040

東根市デマンド型乗合タクシー「タントのりあい号」 共通乗降場所一覧表

東根市内医療機関一覧

指定No.	病　院　名　・医　院　名	乗降場所
101	北村山公立病院	施設出入口
102	山形ロイヤル病院	〃
103	安達クリニック	〃
104	井川整形外科クリニック	〃
105	いとう内科クリニック	〃
106	宇賀神内科クリニック	〃
107	江口こども医院	〃
108	大沼医院	〃
109	金村医院	〃
110	菅クリニック	〃
111	北村山在宅診療所	〃
112	けんじ脳神経クリニック	〃
113	後藤眼科医院	〃
114	佐藤内科胃腸科医院	〃
115	柴田内科循環器科クリニック	〃
116	神町整形リウマチクリニック	〃
117	すずきこどもクリニック	〃
118	つばさ皮膚科	〃
119	ひがしね耳鼻咽喉科	〃
120	東根クリニック	〃
121	ひかり皮膚科	〃
122	ひろせこころのクリニック	〃
123	藤田医院	〃
124	保坂クリニック	〃
125	三浦医院	〃
126	宮崎外科胃腸科クリニック	〃
127	山本内科医院	〃
128	渡辺医院	〃

東根市内歯科医院一覧

指定No.	歯　科　医　院　名	乗降場所
201	あべ歯科医院	施設出入口
202	あんじょう歯科医院	〃
203	えだまつ歯科口腔外科クリニック	〃
204	えちごやタウン歯科	〃
205	江場歯科医院	〃
206	海老名歯科医院	〃
207	おおつか歯科	〃
208	奥山歯科医院	〃
209	加藤歯科医院	〃
210	菅デンタルクリニック	〃
211	岸歯科医院	〃
212	けやき歯科クリニック	〃
213	佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス	〃
214	須藤歯科医院	〃
215	歯科田原医院	〃
216	とよたか歯科	〃
217	にとうべ歯科医院	〃
218	みのる歯科医院	〃
219	森歯科クリニック	〃

金融機関等一覧

指定No.	金融機関・郵便局・農協名	乗降場所
301	北郡信用組合　神町支店	施設出入口
302	北郡信用組合　東根支店	〃
303	北郡信用組合　東根支店東根温泉出張所	〃
304	きらやか銀行　さくらんぼ東根支店	〃
305	きらやか銀行　神町支店	〃
306	荘内銀行　東根支店	〃
307	新庄信用金庫　東根出張所	〃
308	山形銀行　神町支店	〃
309	山形銀行　東根支店	〃
310	羽前高崎郵便局	〃
311	大富郵便局	〃
312	小田島郵便局	〃
313	さくらんぼ東根温泉簡易郵便局	〃
314	神町郵便局	〃
315	東郷郵便局	〃
316	長瀞郵便局	〃
317	東根一日町郵便局	〃
318	東根郵便局	〃
319	平林簡易郵便局	〃
320	JAさくらんぼひがしね　大富支所	〃
321	〃　若木支所	〃
322	〃　小田島支所	〃
323	〃　市役所出張所	〃
324	〃　神町支所	〃
325	〃　高崎支所	〃
326	〃　東郷支所	〃
327	〃　長瀞支所	〃
328	〃　東根支所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
401	大富公民館	施設出入口
402	小田島公民館	〃
403	さくらんぼタントクルセンター	〃
404	さくらんぼ東根駅	〃
405	神町駅	〃
406	神町公民館	〃
407	高崎公民館	〃
408	東郷公民館	〃
409	長瀞公民館	〃
410	ひがしねあそびあランド	〃
411	東根駅	〃
412	東根公民館	〃
413	東根市屋内多目的コート	〃
414	まなびあテラス	〃
415	東根市消防署	〃
416	東根市中央運動公園	〃
417	東根市民体育館	〃
418	東根市役所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
419	東の杜	施設出入口
420	村山警察署神町交番	〃
421	村山警察署東根交番	〃
422	山形空港	〃
423	陸上自衛隊神町駐屯地（西側入口）	〃
424	陸上自衛隊神町駐屯地（東側入口）	〃

大型スーパー店等乗降施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
501	イオン東根店	タクシー乗り場
502	ヨークベニマル東根店	〃
503	ヤマザワ神町店	バス停（神町北）
504	ヨークベニマル神町店	バス停（神町西五丁目）
505	さくらんぼ東根温泉（東方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉）
506	さくらんぼ東根温泉（西方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉口）

介護保険事業所一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
601	居宅介護支援事業所まごころ	施設出入口
602	グループホームとうごう	〃
603	ケアセンターとこしえさくらんぼ東根駅前	〃
604	こもれびふれ愛ホーム	〃
605	宅老所じんまち	〃
606	月あかり　神町	〃
607	デイサービスまごころ	〃
608	特養おおとみ	〃
609	特養おさなぎ	〃
610	特養白水荘	〃
611	特養ソーレ東根	〃
612	特養第二白水荘	〃
613	ナーシングホームさくらんぼ	〃
614	にこにこファミリア温泉町	〃
615	ニチイケアセンター神町	〃
516	はなまるはあと	〃
617	ほっとデイサービスセンター水晶館	〃
618	本丸ホーム	〃
619	まごころ	〃
620	ゆいケア	〃
621	らふらんす東根	〃

デマンド型乗合タクシー本格運行

1．運行開始　令和2年10月2日（金）～

2．運行日　**毎週火・金曜日**

（祝日、12月31日～1月3日は運休日）

3．運行時間（便数）

行き　（中央方面）／**9：30**

帰り　（泉郷方面）／**12：00・14：00**　1日3便

4．利用料金　一般料金：500円（未就学児無料）

割引料金：300円

（小中学生・高校生・障害者手帳のお持ちの方・70歳以上の方）

5．デマンドタクシー「タントのりあい号」予約受付電話番号

☎　0237－53－8655　（㈱東根交通内）

Fax　0237－42－0239　（　〃　）

※予約の受付に関する注意

・予約の受付は、前日の17時までお願いします。

・キャンセルする際は、当日の1時間前までお願いします。

6．デマンドタクシーに関するお問い合わせ

東根市役所　生活環境課内　　市民生活係

☎42-1111（内線2171）Fax43-1177



※　上記共通乗降場所一覧表に指定されていない場所については、乗降目的地最寄りの市民バス停が乗降場所となります（裏面、市民バス経路図を参照して下さい）。

※　デマンドタクシー「タントのりあい号」は、㈱東根交通・㈱神町タクシー2社が運行いたします。

市民バス運行経路図

凡 例

- 休石線 （公立病院経由）
- 北部循環線
- 向原神町東根線
- 向原神町東根線 （長瀞・公立病院経由）
- 河北線
- 荷口神町東根線
- バス停

公立病院
長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
さくらんぼ東根温泉
長瀞南四辻
さくらんぼ東根温泉口
堂ノ前公園前
長瀞川原
東根駅前角
宮崎角
東根郵便局前
本丸北
薬師
第二白水荘
三日町
東の杜
本町通り
東根公民館
一日町郵便局
四ツ家下
六日町公民館
出張
五間通り東
東公民館
原方公民館
横町
平林郵便局
蟹沢東
県営住宅前
郡山東
東根市役所
原方街道
さくらんぼ東根駅
野田
まなびあテラス
野田中央
一本木中央
西道水車前
西道東
消防署前
沢渡口
大門口
高崎駐在所西
神町西一丁目
野川
野川西
藤助新田中
大森小学校前
三ツ屋
新田
原宿
高野
藤助新田口
神町北
神町西二丁目
藤助新田東
追分
西原
休石
板垣中通り
上野川
羽入
神町駅前
川向
神町西三丁目
中島新田
営団公民館
向原
大富公民館
若木神社前
市営住宅口
北門口
一本松
営団中通り
神町西四丁目
神町中央
荷口北
神町西五丁目
営団南通り
東若木
八幡町
宿
柏原
荷口
河北町へ

東根市デマンド型乗合タクシー「タントのりあい号」 共通乗降場所一覧表

東根市内医療機関一覧

指定No.	病　院　名　・医　院　名	乗降場所
101	北村山公立病院	施設出入口
102	山形ロイヤル病院	〃
103	安達クリニック	〃
104	井川整形外科クリニック	〃
105	いとう内科クリニック	〃
106	宇賀神内科クリニック	〃
107	江口こども医院	〃
108	大沼医院	〃
109	金村医院	〃
110	菅クリニック	〃
111	北村山在宅診療所	〃
112	けんじ脳神経クリニック	〃
113	後藤眼科医院	〃
114	佐藤内科胃腸科医院	〃
115	柴田内科循環器科クリニック	〃
116	神町整形リウマチクリニック	〃
117	すずきこどもクリニック	〃
118	つばさ皮膚科	〃
119	ひがしね耳鼻咽喉科	〃
120	東根クリニック	〃
121	ひかり皮膚科	〃
122	ひろせこころのクリニック	〃
123	藤田医院	〃
124	保坂クリニック	〃
125	三浦医院	〃
126	宮崎外科胃腸科クリニック	〃
127	山本内科医院	〃
128	渡辺医院	〃

東根市内歯科医院一覧

指定No.	歯　科　医　院　名	乗降場所
201	あべ歯科医院	施設出入口
202	あんじょう歯科医院	〃
203	えだまつ歯科口腔外科クリニック	〃
204	江場歯科医院	〃
205	海老名歯科医院	〃
206	おおつか歯科	〃
207	奥山歯科医院	〃
208	加藤歯科医院	〃
209	菅デンタルクリニック	〃
210	岸歯科医院	〃
211	けやき歯科クリニック	〃
212	佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス	〃
213	須藤歯科医院	〃
214	歯科田原医院	〃
215	とよたか歯科	〃
216	にとうべ歯科医院	〃
217	みのる歯科医院	〃
218	森歯科クリニック	〃

金融機関等一覧

指定No.	金融機関・郵便局・農協名	乗降場所
301	北郡信用組合　神町支店	施設出入口
302	北郡信用組合　東根支店	〃
303	北郡信用組合　東根支店東根温泉出張所	〃
304	きらやか銀行　さくらんぼ東根支店	〃
305	きらやか銀行　神町支店	〃
306	荘内銀行　東根支店	〃
307	新庄信用金庫　東根出張所	〃
308	山形銀行　神町支店	〃
309	山形銀行　東根支店	〃
310	羽前高崎郵便局	〃
311	大富郵便局	〃
312	小田島郵便局	〃
313	さくらんぼ東根温泉簡易郵便局	〃
314	神町郵便局	〃
315	東郷郵便局	〃
316	長瀞郵便局	〃
317	東根一日町郵便局	〃
318	東根郵便局	〃
319	平林簡易郵便局	〃
320	JAさくらんぼひがしね　大富支所	〃
321	〃　若木支所	〃
322	〃　小田島支所	〃
323	〃　市役所出張所	〃
324	〃　神町支所	〃
325	〃　高崎支所	〃
326	〃　東郷支所	〃
327	〃　長瀞支所	〃
328	〃　東根支所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
401	大富公民館	施設出入口
402	小田島公民館	〃
403	さくらんぼタントクルセンター	〃
404	さくらんぼ東根駅	〃
405	神町駅	〃
406	神町公民館	〃
407	高崎公民館	〃
408	東郷公民館	〃
409	長瀞公民館	〃
410	ひがしねあそびあランド	〃
411	東根駅	〃
412	東根公民館	〃
413	東根市屋内多目的コート	〃
414	まなびあテラス	〃
415	東根市消防署	〃
416	東根市中央運動公園	〃
417	東根市民体育館	〃
418	東根市役所	〃

公共施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
419	東の杜	施設出入口
420	村山警察署神町交番	〃
421	村山警察署東根交番	〃
422	山形空港	〃
423	陸上自衛隊神町駐屯地（西側入口）	〃
424	陸上自衛隊神町駐屯地（東側入口）	〃

大型スーパー店等乗降施設一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
501	イオン東根店	タクシー乗り場
502	ヨークベニマル東根店	〃
503	ヤマザワ神町店	バス停（神町北）
504	ヨークベニマル神町店	バス停（神町西五丁目）
505	さくらんぼ東根温泉（東方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉）
506	さくらんぼ東根温泉（西方面）	バス停（さくらんぼ東根温泉口）

介護保険事業所一覧

指定No.	施設等名	乗降場所
601	居宅介護支援事業所まごころ	施設出入口
602	グループホームとうごう	〃
603	ケアセンターとこしえさくらんぼ東根駅前	〃
604	こもれびふれ愛ホーム	〃
605	宅老所じんまち	〃
606	月あかり　神町	〃
607	デイサービスまごころ	〃
608	特養おおとみ	〃
609	特養おさなぎ	〃
610	特養白水荘	〃
611	特養ソーレ東根	〃
612	特養第二白水荘	〃
613	ナーシングホームさくらんぼ	〃
614	にこにこファミリア温泉町	〃
615	ニチイケアセンター神町	〃
516	はなまるはあと	〃
617	ほっとデイサービスセンター水晶館	〃
618	本丸ホーム	〃
619	まごころ	〃
620	ゆいケア	〃
621	らふらんす東根	〃

デマンド型乗合タクシー運行について

1．運行開始　令和3年10月4日（月）～

2．運行日　**毎週月・木曜日**

（祝日、12月31日～1月3日は運休日）

3．運行時間（便数）

行き　（中央方面）／**9:15**

帰り　（沼沢・猪野沢方面）／**12:00・14:00**　1日3便

4．利用料金　一般料金：500円（未就学児無料）

割引料金：300円

（小中学生・高校生・障害者手帳のお持ちの方・70歳以上の方）

5．デマンドタクシー「タントのりあい号」予約受付電話等

☎　53－8655　（㈱東根交通内）

Fax 42－0239　（　〃　）

※予約の受付に関する注意

・予約の受付は、前日の17時までお願いします。

・キャンセルする際は、当日の1時間前までお願いします。

6．デマンドタクシーに関するお問い合わせ

東根市役所　生活環境課内　☎　0237－42－1111



※　上記共通乗降場所一覧表に指定されていない場所については、乗降目的地最寄りの市民バス停が乗降場所となります（裏面、市民バス経路図を参照して下さい）。

※　デマンドタクシー「タントのりあい号」は、㈱東根交通・㈱神町タクシー2社が運行いたします。

市民バス運行経路図

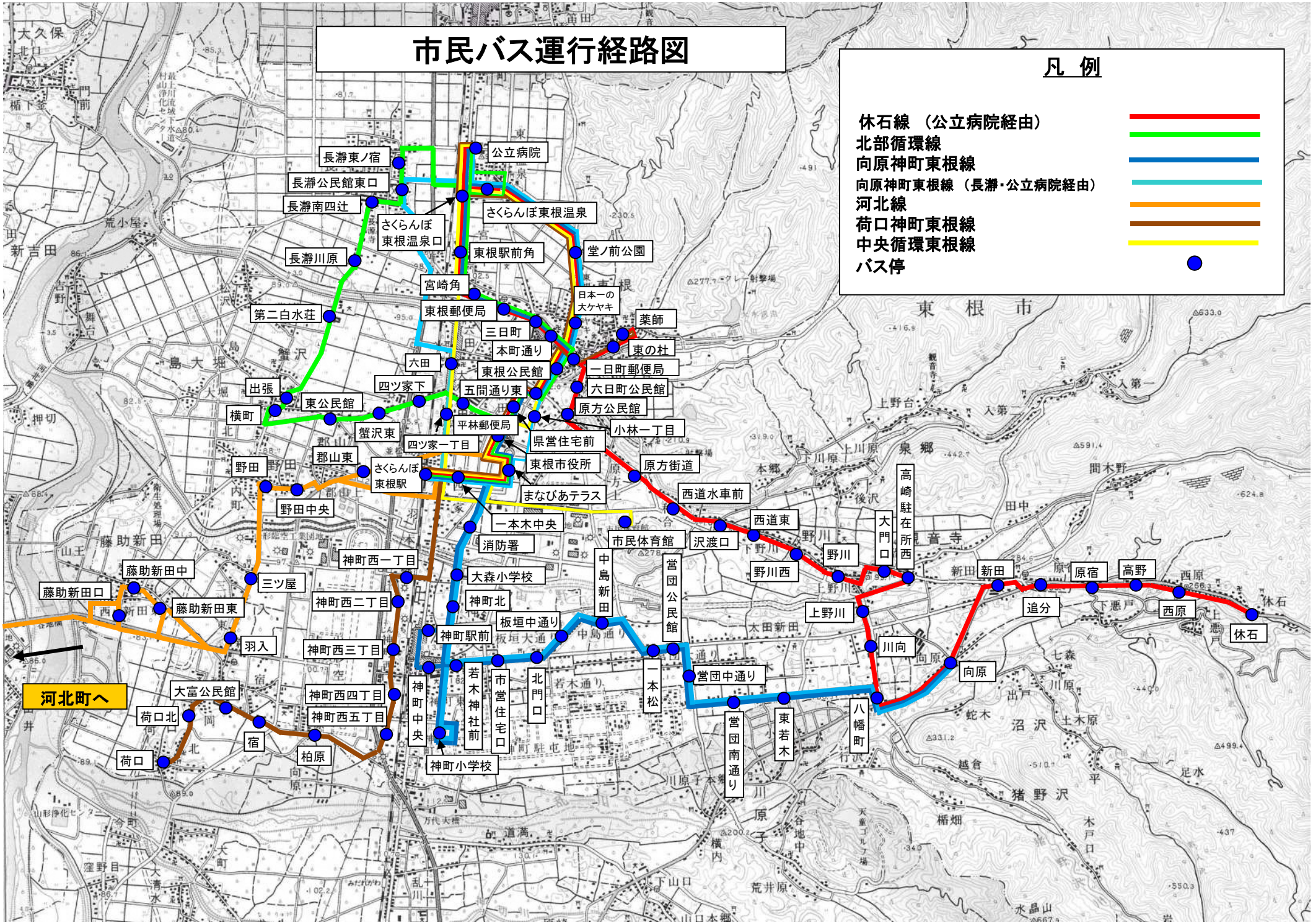

凡　例
休石線　（公立病院経由）
北部循環線
向原神町東根線
向原神町東根線　（長瀞・公立病院経由）
河北線
荷口神町東根線
中央循環東根線
バス停
東　根　市
公立病院
長瀞東ノ宿
長瀞公民館東口
長瀞南四辻
さくらんぼ東根温泉口
さくらんぼ東根温泉
長瀞川原
東根駅前角
堂ノ前公園
宮崎角
東根郵便局
日本一の大ケヤキ
薬師
第二白水荘
三日町
本町通り
東の杜
六田
東根公民館
一日町郵便局
出張
四ツ家下
五間通り東
六日町公民館
東公民館
原方公民館
横町
平林郵便局
小林一丁目
蟹沢東
四ツ家一丁目
県営住宅前
郡山東
東根市役所
原方街道
野田
さくらんぼ東根駅
まなびあテラス
西道水車前
野田中央
一本木中央
高崎駐在所西
西道東
消防署
市民体育館
沢渡口
大門口
藤助新田中
神町西一丁目
大森小学校
中島新田
営団公民館
野川西
野川
新田
原宿
高野
藤助新田口
三ツ屋
神町西二丁目
神町北
藤助新田東
追分
西原
休石
上野川
板垣中通り
神町駅前
羽入
神町西三丁目
営団中通り
川向
向原
河北町へ
大富公民館
若木神社前
市営住宅口
北門口
一本松
神町中央
神町西四丁目
荷口北
神町西五丁目
東若木
八幡町
営団南通り
宿
柏原
荷口
神町小学校

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東根市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	31,382
交通不便地域等	3,988

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,650	旧東郷村	山村振興法第7条第1項
1,338	旧高崎村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

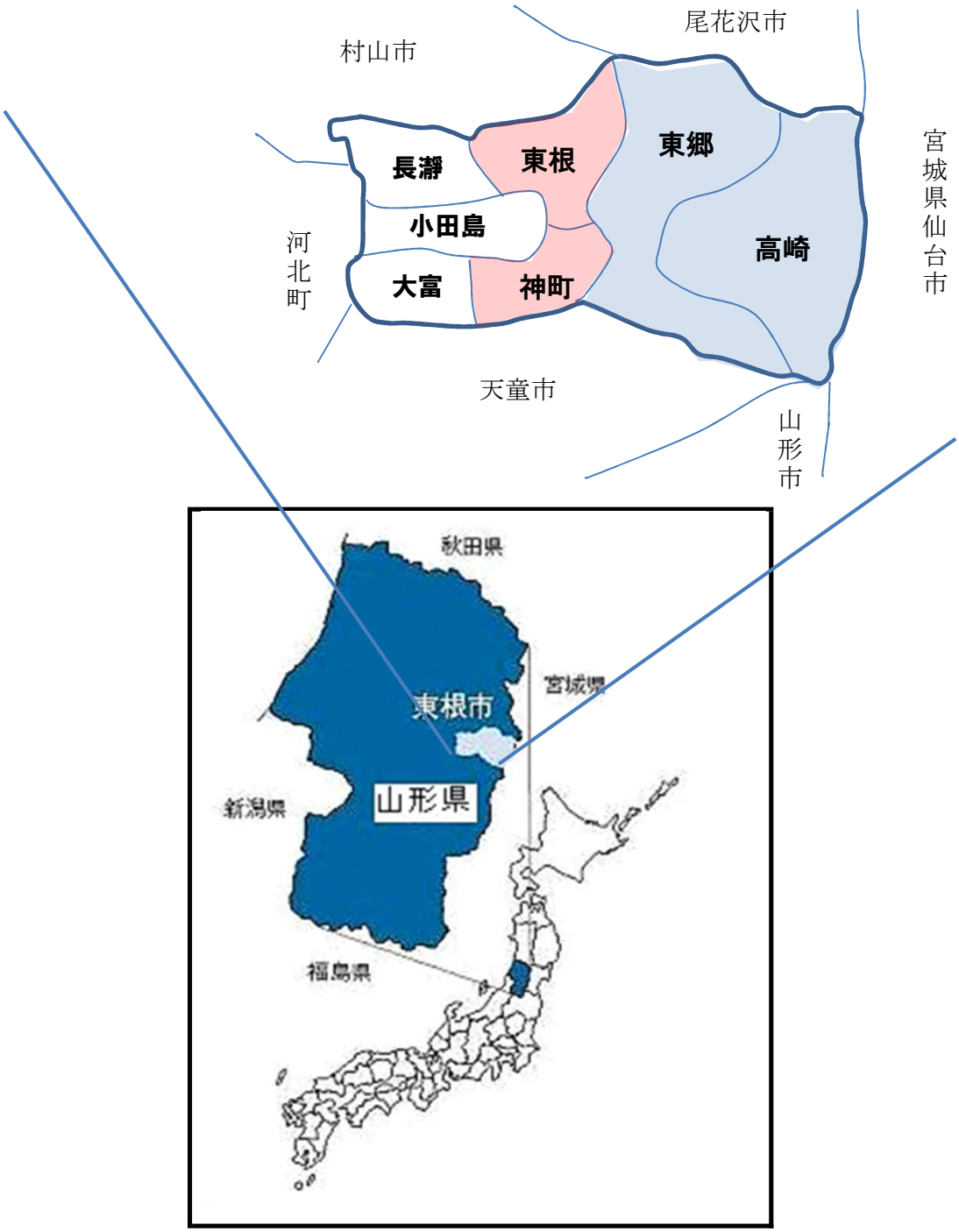
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

人口集中地区･･･東根、神町

交通不便地域･･･東郷、高崎



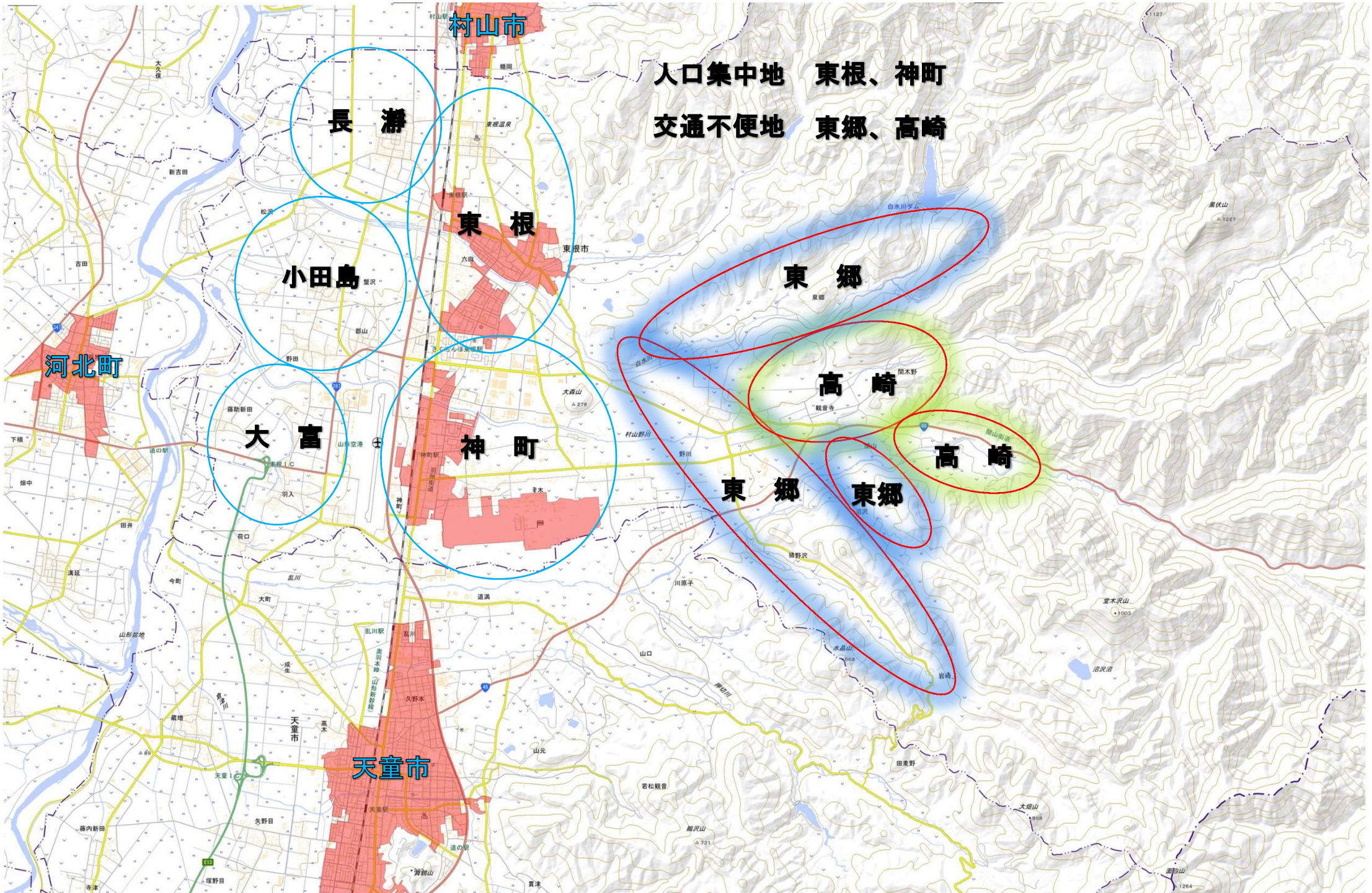

村山市
人口集中地　東根、神町
交通不便地　東郷、高崎
長　瀞
東　根
小田島
大　富
神　町
東　郷
高　崎
東郷
高　崎
河北町
天童市

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大石田町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6,577
交通不便地域等	6,577

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6,577	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　尾花沢市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（尾花沢市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（尾花沢市）
・GTFS-JP の作成・提供。（尾花沢市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（尾花沢市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、尾花沢市）
・本事業対象路線を含め本市路線バスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（尾花沢市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・降雪時期の路線バス遅延対応や停留所での待ち時間短縮などのめ、簡易ロケーションシステムを一部路線バスで提供している。（尾花沢市）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 1,300 人、県内 1,900 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・尾花沢市の目標値（目標年度 R7 年度末）
3.20 回／人（直近年度の実績 53,406 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の尾花沢市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス　　：4,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）
タクシー　　：1,000 万円（直近年度の実績 128 万 1 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
◇◇路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：34 千人以上（直近年度の実績 28,928 人）
◇◇路線の収支率：0.7%以上（直近年度の実績 0.4%）
◇◇路線への尾花沢市負担額 5,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、尾花沢中心市街地以外の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、尾花沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る鶴子線（費用総額約 7,193 千円）、市野々線（費用総額 6,844 千円）、南沢線（費用総額 4,761 千円）、毒沢線（4,533 千円）、旧牛房野線沿線地区で行っている生活交通タクシー補助（1,500 千円）、旧五十沢地区で行う生活交通タクシー補助（800 千円）は、その運行に係る費用総額 25,631 千円を、委託料及び助成金として支出し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する尾花沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和 3 年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）
・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

詳細の変更
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 尾花沢市地域公共交通会議
＜令和２年度＞
・令和２年８月28日（第１回）：自家用有償運送の更新について
・令和３年３月23日（第２回）：路線の廃止及び代替事業について
＜令和３年度＞
・令和３年11月11日（第１回）：五十沢線廃線及び代替事業について
・令和４年２月17日（第２回）：鶴子線の運行形態・運行時刻・経路変更について
・令和４年３月４日（第３回）：南沢線の経路・運行時刻変更について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等
＜令和３年度＞
・令和３年６月18日：利用者が少ない路線バス沿線住民へ公共交通に関する住民説明会
・令和３年６月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
・令和４年２月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
・令和４年３月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により尾花沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、高齢化率が高く路線バスの利用者が少ない地区や高校生の通学需要に関し、アンケートや意見交換を行い、施策に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

牛房野線
廃止時期：令和３年４月１日廃止
主な経由地：牛房野地区、田沢地区、和合地区
五十沢線
廃止時期：令和４年４月１日廃止
主な経由地：五十沢地区、横内地区

（２）交通手段の検討状況

別　紙

タクシー補助に関する住民説明会・意見交換会など
・令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
・令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
・令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会
地域公共交通会議
・令和3年11月11日：五十沢線廃線に関し協議
尾花沢市議会
・令和3年11月9日：全員協議会、五十沢線沿線地区へのタクシー補助内容及び中長期的な計画を協議

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）尾花沢市若葉町一丁目2番3号
（所　属）尾花沢市市民税務課
（氏　名）石山　忠洋
（電　話）0237-22-1111
（e-mail）shiminzeimu@city.obanazawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	688.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1730.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1721回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	246日	738回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往　km 復　km	246日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往　km 復　km	246日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	686.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	366日	1733.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1719回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往　km 復　km	244日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往　km 復　km	244日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

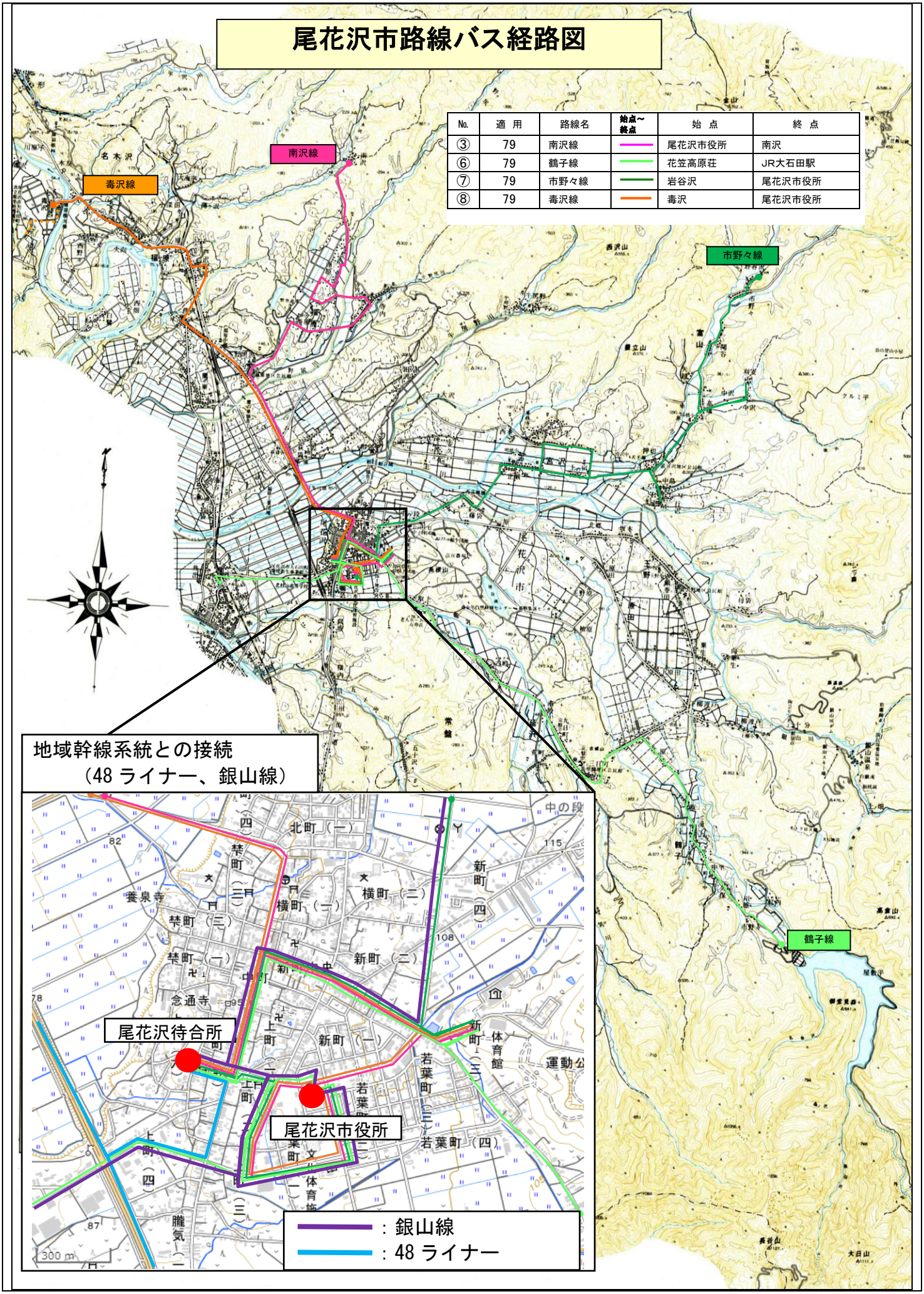
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
尾花沢市	尾花沢市	(1)　南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	294日	685回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2)　鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1729回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3)　市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正厳	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	294日	1714回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4)　毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往　km 復　km	244日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往　km 復　km	244日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

（注）

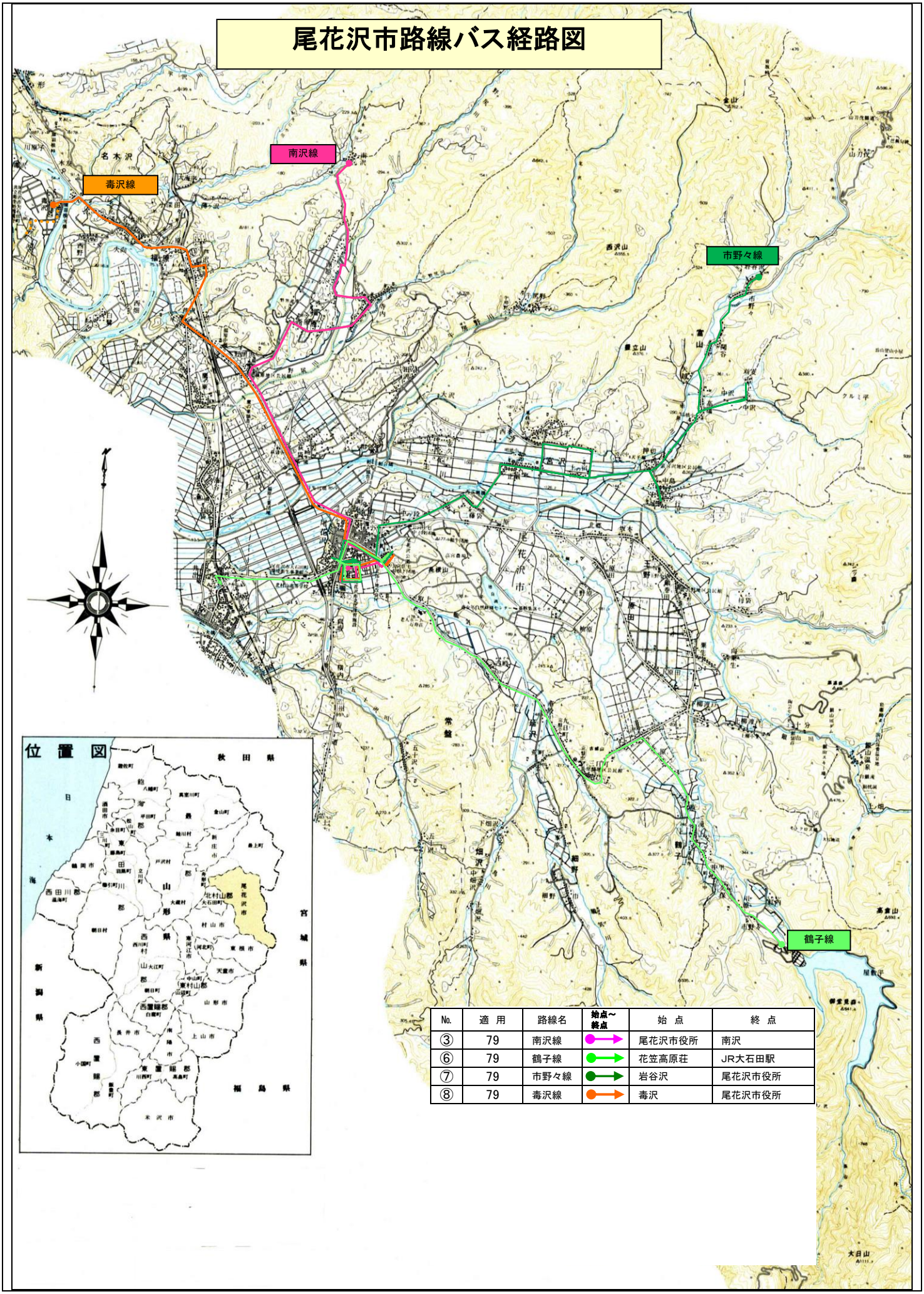
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

尾花沢市路線バス経路図

No.	適 用	路線名	始点～終点	始 点	終 点
③	79	南沢線		尾花沢市役所	南沢
⑥	79	鶴子線		花笠高原荘	JR大石田駅
⑦	79	市野々線		岩谷沢	尾花沢市役所
⑧	79	毒沢線		毒沢	尾花沢市役所



尾花沢市路線バス経路図



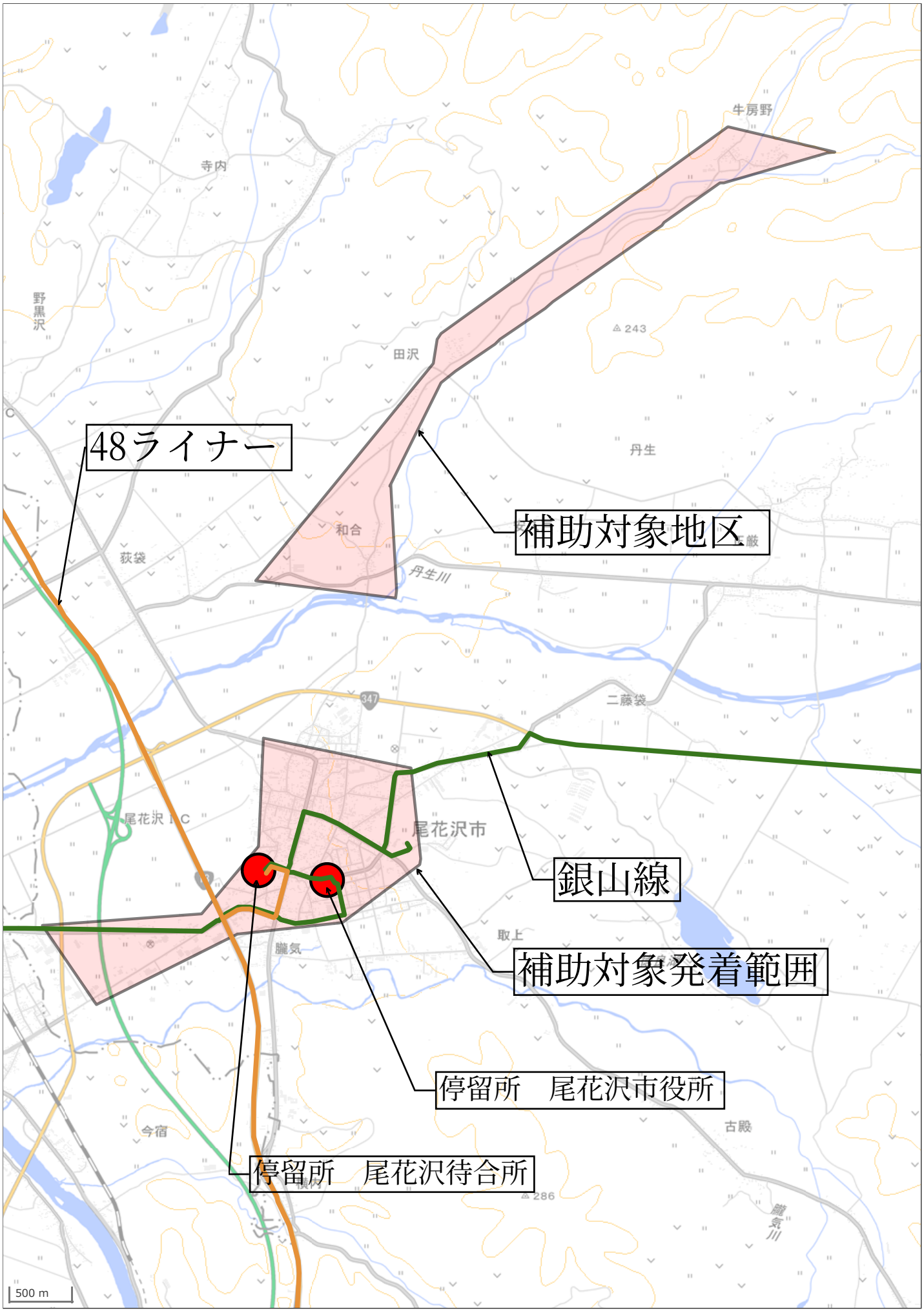
No.	適 用	路線名	始点～終点	始 点	終 点
③	79	南沢線	→	尾花沢市役所	南沢
⑥	79	鶴子線	→	花笠高原荘	JR大石田駅
⑦	79	市野々線	→	岩谷沢	尾花沢市役所
⑧	79	毒沢線	→	毒沢	尾花沢市役所

地理院地図
GSI Maps

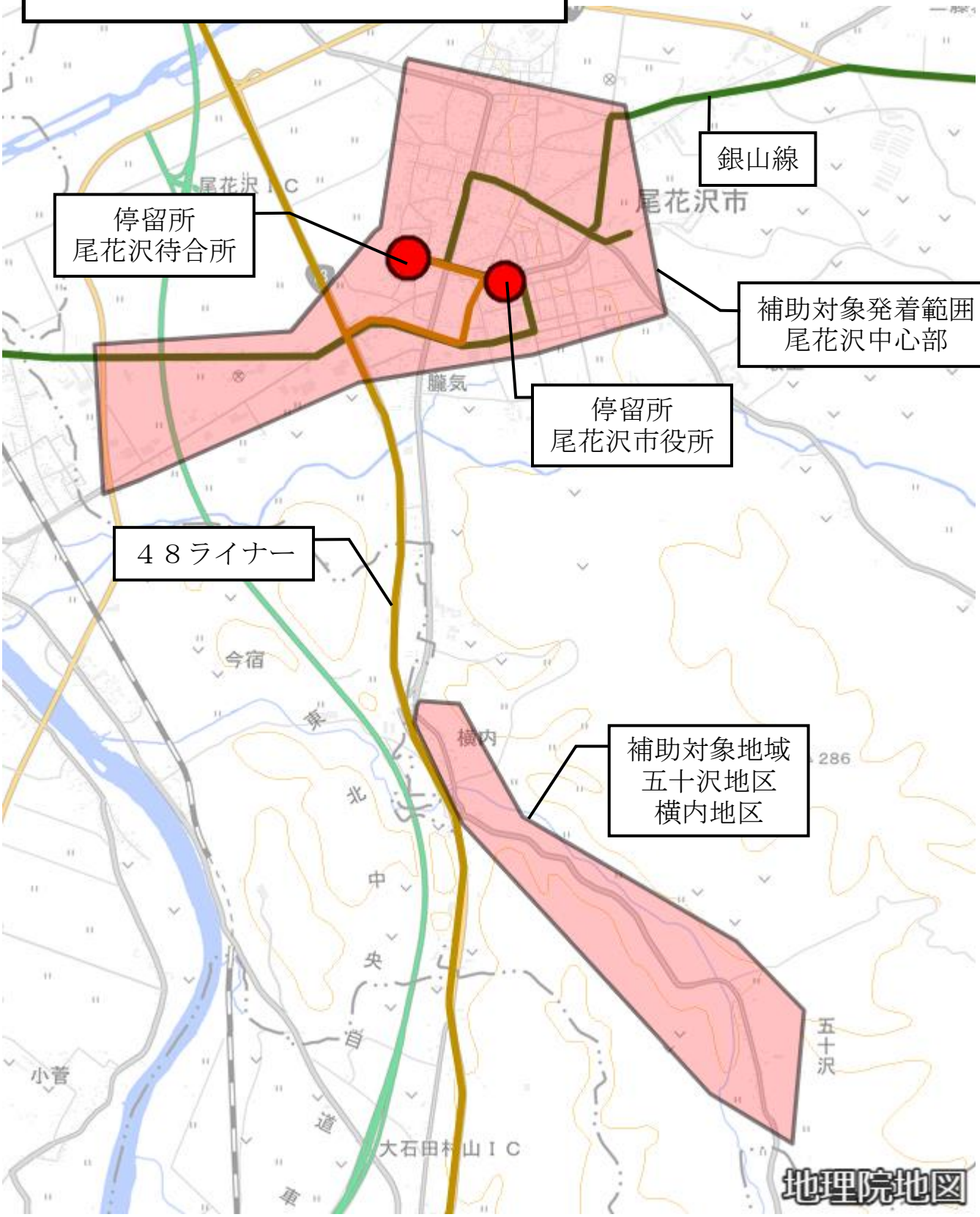
タクシー営業区域（尾花沢市・大石田町）



旧牛房野線　タクシー補助



旧五十沢線　タクシー補助



毒　沢　線

※土曜・日曜・祝日・12/31～1/3は運休
※毒沢 7：10発はジャンボタクシーによる運行

毒沢　行き					尾花沢市役所　行き			
尾花沢市役所	7:00	9:55	13:30	18:00	毒沢	7:10	10:35	16:00
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:00	9:55	13:30	18:00	毒沢口	7:11	10:36	16:01
サルナート	7:01	9:56	13:31	18:01	旧名木沢小学校前	7:12	10:37	16:02
若葉町二丁目（加藤クリニック前）			13:32		名木沢	7:13	10:38	16:03
中央診療所			13:34		上ノ原口	7:14	10:39	16:04
新町地蔵堂			13:36		芦沢駅前	7:16	10:41	16:06
新町（井上玩具店前）			13:37		小山口	7:18	10:43	16:08
新町中央（サイクルランドセイトウ前）			13:37		芦沢寺前	7:20	10:45	16:10
尾花沢待合所	7:05	10:00	13:40	18:05	芦沢	7:21	10:46	16:11
寺前（菅クリーニング商会前）	7:06	10:01	13:41	18:06	旧中部小学校前	7:22	10:47	16:12
芭蕉・清風歴史資料館前	7:07	10:02	13:43	18:07	福原中学校口	7:23	10:48	16:13
尾花沢郵便局	7:07	10:02	13:43	18:07	野黒沢	7:24	10:49	16:14
大導寺	7:08	10:03	13:44	18:08	福原地区公民館口	7:25	10:50	16:15
荻袋	7:11	10:06	13:47	18:11	荻袋上の原	7:26	10:51	16:16
荻袋寺前	7:12	10:07	13:48	18:12	旧荻袋小学校口	7:27	10:52	16:17
旧荻袋小学校口	7:13	10:08	13:49	18:13	荻袋寺前	7:28	10:53	16:18
荻袋上の原	7:14	10:09	13:50	18:14	荻袋	7:29	10:54	16:19
福原地区公民館口	7:15	10:10	13:51	18:15	大導寺	7:32	10:57	16:22
野黒沢	7:16	10:11	13:52	18:16	尾花沢郵便局	7:33	10:58	16:23
福原中学校口	7:17	10:12	13:53	18:17	芭蕉・清風歴史資料館前	7:33	10:58	16:23
旧中部小学校前	7:18	10:13	13:54	18:18	寺前（菅クリーニング商会前）	7:34	10:59	16:24
芦沢	7:19	10:14	13:55	18:19	尾花沢待合所	7:35	11:00	16:25
芦沢寺前	7:20	10:15	13:56	18:20	新町中央（サイクルランドセイトウ前）	7:38		
小山口	7:22	10:17	13:58	18:22	新町（井上玩具店前）	7:38		
芦沢駅前	7:24	10:19	14:00	18:24	新町地蔵堂	7:39		
上ノ原口	7:26	10:21	14:02	18:26	中央診療所	7:41		
名木沢	7:27	10:22	14:03	18:27	若葉町二丁目（加藤クリニック前）	7:43		
旧名木沢小学校前	7:28	10:23	14:04	18:28	若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:45	11:04	16:29
毒沢口	7:29	10:24	14:05	18:29	サルナート	7:46	11:05	16:30
毒沢	7:30	10:25	14:06	18:30	尾花沢市役所	7:46	11:05	16:30

南　沢　線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休

南沢　行き				尾花沢市役所　行き		
尾花沢市役所	12:10	14:27	18:00	南　沢	7:54	12:56
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	12:10	14:27	18:00	上西原	7:57	12:59
サルナート	12:11	14:28	18:01	西原	7:58	13:00
若葉町二丁目（加藤クリニック前）	12:13			西原境	8:00	13:02
中央診療所	12:15			西原公民館	8:02	13:04
新町地蔵堂	12:17			中西原	8:04	13:06
新町（井上玩具店前）	12:18			福原小学校	8:05	13:07
新町中央（サイクルランドセイトウ前）	12:18			寺内寺前	8:05	13:07
尾花沢待合所	12:21	14:32	18:05	寺　内	8:06	13:08
寺前（菅クリーニング商会前）	12:22	14:33	18:06	野　崎	8:07	13:09
芭蕉・清風歴史資料館前	12:23	14:34	18:07	下西原	8:08	13:10
尾花沢郵便局	12:23	14:34	18:07	西原口	8:09	13:11
大導寺	12:24	14:35	18:08	福原中学校前	8:12	13:14
荻袋	12:27	14:38	18:11	野黒沢	8:13	13:15
荻袋寺前	12:28	14:39	18:12	福原地区公民館口	8:14	13:16
旧荻袋小学校口	12:29	14:40	18:13	荻袋上の原	8:15	13:17
荻袋上の原	12:30	14:41	18:14	旧荻袋小学校口	8:16	13:18
福原地区公民館口	12:31	14:42	18:15	荻袋寺前	8:17	13:19
野黒沢	12:32	14:43	18:16	荻袋	8:18	13:20
福原中学校前	12:33	14:44	18:17	大導寺	8:21	13:23
西原口	12:36	14:47	18:20	尾花沢郵便局	8:22	13:24
下西原	12:37	14:48	18:21	芭蕉・清風歴史資料館前	8:22	13:24
野　崎	12:38	14:49	18:22	寺前（菅クリーニング商会前）	8:23	13:25
寺　内	12:39	14:50	18:23	尾花沢待合所	8:24	13:26
寺内寺前	12:40	14:51	18:24	新町中央（サイクルランドセイトウ前）	8:27	
福原小学校	12:40	14:51	18:24	新町（井上玩具店前）	8:27	
中西原	12:41	14:52	18:25	新町地蔵堂	8:28	
西原公民館	12:43	14:54	18:27	中央診療所	8:30	
西原境	12:45	14:56	18:29	若葉町二丁目（加藤クリニック前）	8:32	
西原	12:47	14:58	18:31	若葉町（ＪＡ・おーばん前）	8:34	13:30
上西原	12:48	14:59	18:32	サルナート	8:35	13:31
南　沢	12:51	15:02	18:35	尾花沢市役所	8:35	13:31
		土	土			

市　野　々　線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休　　※丹：丹生経由　　※中：中島・行沢経由

市野々　行き						
尾花沢市役所	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15
若葉町（ＪＡ・おーばん前）	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15
サルナート	7:41	10:31	13:11	15:01	16:46	18:16
尾花沢待合所	7:45	10:35	13:15	15:05	16:50	18:20
寺前（菅クリーニング商会前）	7:46	10:36	13:16	15:06	16:51	18:21
新町中央（サイクルランドセイトウ前）	7:47	10:37	13:17	15:07	16:52	18:22
新町（井上玩具店前）	7:48	10:38	13:18	15:08	16:53	18:23
新町地蔵堂	7:49	10:39	13:19	15:09	16:54	18:24
中央診療所		10:41				
新町四丁目（東光園前）	7:49	10:43	13:19	15:09	16:54	18:24
消防署前	7:50	10:44	13:20	15:10	16:55	18:25
中の段北	7:51	10:45	13:21	15:11	16:56	18:26
農協前	7:52	10:46	13:22	15:12	16:57	18:27
坂の上	7:53	10:47	13:23	15:13	16:58	18:28
二藤袋宿	7:54	10:48	13:24	15:14	16:59	18:29
裏宿	7:56	10:50	13:26	15:16	17:01	18:31
正厳	7:57	10:51	13:27	15:17	17:02	18:32
上横道	7:58	10:52	13:28	15:18	17:03	18:33
丹生		10:54	13:30	15:20		18:35
丹生東		10:56	13:32	15:22		18:37
丹生東口	7:59	10:58	13:34	15:24	17:04	18:39
上の宿	8:00	10:59	13:35	15:25	17:05	18:40
宮沢小学校口	8:01	11:00	13:36	15:26	17:06	18:41
中島		11:03	13:39	15:29		
行沢		11:05	13:41	15:31		
押切	8:02	11:08	13:44	15:34	17:07	18:42
宮沢地区公民館	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
押切東	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
三軒家	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43
宮沢地区交流センター	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44
旧高橋小学校	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44
中沢	8:08	11:14	13:50	15:40	17:13	18:48
刈安	8:09	11:15	13:51	15:41	17:14	18:49
高橋	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52
矢越寺前	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52
矢越	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53
富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53

尾花沢市役所　行き						
岩谷沢		8:25	11:30	14:05	15:55	17:30
市野々	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
市野々口	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
上関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
中富山	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
富山	6:52	8:28	11:33	14:08	15:58	17:33
矢越	6:53	8:29	11:34	14:09	15:59	17:34
矢越寺前	6:54	8:30	11:35	14:10	16:00	17:35
高橋	6:55	8:31	11:36	14:11	16:01	17:36
刈安	6:59	8:35	11:40	14:15	16:05	17:40
中沢	7:00	8:36	11:41	14:16	16:06	17:41
旧高橋小学校	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
宮沢地区交流センター	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
三軒家	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
押切東	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
宮沢地区公民館	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
押切	7:05	8:41	11:46	14:21	16:11	17:46
行沢		8:45	11:50			
中島		8:47	11:52			
宮沢小学校口	7:06	8:49	11:54	14:22	16:12	17:47
上の宿	7:07	8:50	11:55	14:23	16:13	17:48
丹生東口	7:08	8:51	11:56	14:24	16:14	17:49
丹生東		8:53	11:58			
丹生		8:55	12:00			
上横道	7:09	8:57	12:02	14:25	16:15	17:50
正厳	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
裏宿	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
二藤袋宿	7:13	9:01	12:06	14:29	16:19	17:54
坂の上	7:14	9:02	12:07	14:30	16:20	17:55
農協前	7:15	9:03	12:08	14:31	16:21	17:56
中の段北	7:16	9:04	12:09	14:32	16:22	17:57
消防署前	7:17	9:05	12:10	14:33	16:23	17:58
新町四丁目（東光園前）	7:18	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
中央診療所	7:20					
新町地蔵堂	7:23	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
新町（井上玩具店前）	7:24	9:07	12:12	14:35	16:25	18:00

中富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53	新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	7:25	9:08	12:13	14:36	16:26	18:01
関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	寺前 （菅クリーニング商会前）	7:26	9:09	12:14	14:37	16:27	18:02
上関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	尾花沢待合所	7:28	9:11	12:16	14:39	16:29	18:04
市野々口	8:16	11:22	13:58	15:48	17:21	18:56	若葉町 （ＪＡ･おーばん前）		9:13	12:18	14:41	16:31	18:07
市野々	8:17	11:23	13:59	15:49	17:22	18:57	サルナート		9:14	12:19	14:42	16:32	18:08
岩谷沢	8:18	11:24	14:00	15:50	17:23	18:58	尾花沢市役所	7:31	9:16	12:21	14:44	16:34	18:10
		丹中	丹中	丹中		丹土		土	丹中	丹中			

鶴　子　線

※日：日曜・祝日は運休　　※年：12/31～1/3は運休　　※土：土曜は運休
※ス：花笠高原ｽｷｰ場経由(冬季)　　※大：大石田駅発着

鶴子　行き						尾花沢市役所　行き					
大石田駅					17:35	花笠高原荘		8:45	11:20	13:30	16:45
北村山高校				15:55	17:38	花笠高原ｽｷｰ場			11:21	13:31	16:46
上町西				15:55	17:38	室内運動場		8:47	11:22	13:32	16:47
上町四丁目 （ゆうき眼科クリニック前）				15:57	17:40	鶴子温泉	7:10	8:49	11:24	13:34	16:49
尾花沢市役所	7:55	10:30	12:45	16:00	17:45	紅内口	7:10	8:49	11:24	13:34	16:49
若葉町 （ＪＡ･おーばん前）	7:55	10:30	12:45	16:00	17:45	鶴子	7:11	8:50	11:25	13:35	16:50
サルナート	7:56	10:31	12:46	16:01	17:46	鶴子河原	7:12	8:51	11:26	13:36	16:51
尾花沢待合所	8:00	10:35	12:50	16:05	17:50	久保	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
寺前 （菅クリーニング商会前）	8:01	10:36	12:51	16:06	17:51	中里	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	8:02	10:37	12:52	16:07	17:52	鶴子小学校	7:13	8:52	11:27	13:37	16:52
新町 （井上玩具店前）	8:03	10:38	12:53	16:08	17:53	滝の上	7:14	8:53	11:28	13:38	16:53
新町地蔵堂	8:03	10:38	12:53	16:08	17:53	堀の内	7:14	8:53	11:28	13:38	16:53
中央診療所			12:55			御所神社前	7:15	8:54	11:29	13:39	16:54
東光館	8:04	10:39	12:56	16:09	17:54	中原	7:16	8:55	11:30	13:40	16:55
長根下	8:05	10:40	12:57	16:10	17:55	下原	7:17	8:56	11:31	13:41	16:56
荒楯口	8:06	10:41	12:58	16:11	17:56	鶴子道	7:17	8:57	11:32	13:42	16:57
取上	8:06	10:41	12:58	16:11	17:56	大正橋	7:18	8:58	11:33	13:43	16:58
万寿荘	8:07	10:42	12:59	16:12	17:57	六沢	7:19	8:59	11:34	13:44	16:59
一本松	8:08	10:43	13:00	16:13	17:58	六沢寺前	7:20	9:00	11:35	13:45	17:00
小坂	8:10	10:45	13:02	16:15	18:00	延沢	7:22	9:02	11:37	13:47	17:02
古殿	8:11	10:46	13:03	16:16	18:01	常盤地区公民館	7:22	9:02	11:37	13:47	17:02
五十沢口	8:12	10:47	13:04	16:17	18:02	延沢郵便局	7:23	9:03	11:38	13:48	17:03
車段	8:14	10:49	13:06	16:19	18:04	延沢寺前	7:24	9:04	11:39	13:49	17:04
九日町	8:15	10:50	13:07	16:20	18:05	坂下	7:25	9:05	11:40	13:50	17:05
坂下	8:15	10:50	13:07	16:20	18:05	九日町	7:25	9:05	11:40	13:50	17:05
延沢寺前	8:16	10:51	13:08	16:21	18:06	車段	7:26	9:06	11:41	13:51	17:06
延沢郵便局	8:17	10:52	13:09	16:22	18:07	五十沢口	7:28	9:08	11:43	13:53	17:08
常盤地区公民館	8:17	10:52	13:09	16:22	18:07	古殿	7:29	9:09	11:44	13:54	17:09
延沢	8:18	10:53	13:10	16:23	18:08	小坂	7:30	9:10	11:45	13:55	17:10
六沢寺前	8:20	10:55	13:11	16:25	18:10	一本松	7:31	9:11	11:46	13:56	17:11
六沢	8:21	10:56	13:12	16:26	18:11	万寿荘	7:32	9:12	11:47	13:57	17:12
大正橋	8:22	10:57	13:13	16:27	18:12	取上	7:32	9:12	11:47	13:57	17:12
鶴子道	8:22	10:57	13:13	16:27	18:12	荒楯口	7:34	9:14	11:49	13:59	17:14
下原	8:23	10:58	13:14	16:28	18:13	長根下	7:35	9:15	11:50	14:00	17:15
中原	8:25	11:00	13:15	16:30	18:15	東光館	7:36	9:16	11:51	14:01	17:16
御所神社前	8:26	11:01	13:16	16:31	18:16	中央診療所		9:17			
堀の内	8:26	11:01	13:16	16:31	18:16	新町地蔵堂	7:36	9:19	11:51	14:01	17:16
滝の上	8:27	11:02	13:17	16:32	18:17	新町 （井上玩具店前）	7:37	9:20	11:52	14:02	17:17
鶴子小学校	8:28	11:03	13:18	16:33	18:18	新町中央 （サイクルランドセイトウ前）	7:38	9:21	11:53	14:03	17:18
中里	8:28	11:03	13:18	16:33	18:18	寺前 （菅クリーニング商会前）	7:39	9:22	11:54	14:04	17:19
久保	8:29	11:04	13:19	16:34	18:19	尾花沢待合所	7:40	9:23	11:55	14:05	17:20
鶴子河原	8:29	11:04	13:19	16:34	18:19	若葉町 （ＪＡ･おーばん前）	7:42	9:25	11:57	14:07	17:22
鶴子	8:30	11:05	13:20	16:35	18:20	サルナート	7:43	9:26	11:58	14:08	17:23
紅内口	8:30	11:05	13:20	16:35	18:20	尾花沢市役所	7:43	9:26	11:58	14:08	17:23
鶴子温泉	8:31	11:06	13:21	16:36	18:21	上町四丁目 （ゆうき眼科クリニック前）					17:25
室内運動場	8:33	11:08	13:23	16:38	18:23	上町西					17:26
花笠高原ｽｷｰ場		11:09	13:24	16:39		北村山高校					17:28
花笠高原荘	8:35	11:10	13:25	16:40	18:25	大石田駅					17:31
		ス	ス	ス	日年大		土日年		ス	ス	ス大

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	尾花沢市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	14971
交通不便地域等	14971

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
14971	尾花沢市全地区	過疎法第二条第一項
345	牛房野、田沢、和合	局長指定（乗用）
151	横内、五十沢	局長指定（乗用）

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　南陽市

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等または各交通モードの運行協議会等における、市内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（南陽市）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（南陽市、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（南陽市）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（南陽市）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、南陽市）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（南陽市、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（南陽市）
・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う（南陽市、事業者）。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の南陽市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・南陽市目標値（目標年度:R7）
県外 2,000 人、県内 2,500 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の南陽市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・南陽市の目標値（目標年度:R7）
1.0 回／人（直近年度の実績 19,037 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の南陽市相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・南陽市目標値（目標年度:R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
コミュニティバス：1,900 万円（直近年度の実績 1,972 万 3 千円）
タクシー　　：200 万円（直近年度の実績 175 万 4 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
「おきタク」の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 2,559 人）
「おきタク」への南陽市負担額：200 万円（直近年度の実績 175 万 4 千円）
「おきタク」の収支率：40.0%（直近年度の実績 40.1%）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、特に高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、南陽市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗用タクシーを活用した沖郷地区地域公共交通「おきタク」について、その運行に係る費用総額 300 万円のうち、南陽市から地域住民で組織する運行協議会への補助金額については、運行収入及び地区負担金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「おきタク」への上記南陽市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する南陽市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

別　紙

○ 南陽市地域公共交通会議
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 9 月 17 日（第 1 回）：バス停留所の位置の変更について協議
・令和 4 年 3 月 15 日（第 2 回）：フリー乗降区間の設定について協議

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等
※沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関することのみ記載
＜令和 2 年度＞
沖郷地区地域公共交通運行協議会
・令和 2 年 4 月 30 日（令和 2 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
・令和 3 年 2 月 6 日：沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供
＜令和 3 年度＞
沖郷地区地域公共交通運行協議会
・令和 3 年 4 月 30 日（令和 3 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
・令和 3 年 10 月 11 日（令和 3 年度第 2 回役員会）：運行ルールの見直しについて協議
※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供
＜令和 4 年度＞
沖郷地区地域公共交通運行協議会
・令和 4 年 4 月 18 日（令和 4 年度第 1 回役員会）：事業計画・収支予算等について協議

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により南陽市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
本市では、各交通モードの運行主体において利用者や事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、地域の実態に即したサービスの改善や負担割合の調整に活かしている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

沖郷市民バス（冬期間のみ運行）昭和 61 年～平成 9 年

（２）交通手段の検討状況

別　紙

〇沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関すること

＜平成 29 年度＞

沖郷地区地域公共交通検討会

・平成 29 年 7 月 25 日　沖郷地区地域公共交通検討会設立総会

・平成 29 年 8 月 21 日　先進地視察研修 山形市明治大郷地区スマイルグリーン号の取組

・平成 30 年 1 月 12 日　勉強会　講師：福島大学 吉田洵教授

＜平成 30 年度＞

・平成 30 年 4 月 1 日　沖郷地区 日常の外出に関するアンケートを実施

・平成 30 年 11 月 1 日～12 月 14 日　実証実験運行

＜平成 31 年度・令和元年度＞

・令和 1 年 7 月 2 日　沖郷地区地域公共交通運行協議会設立総会

・令和 1 年 10 月 1 日　「おきタク」本格運行開始

＜令和 2 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 2 年 4 月 30 日　令和 2 年度第 1 回役員会）

・令和 3 年 2 月 6 日　沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 3 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 3 年 4 月 30 日　令和 3 年度第 1 回役員会

・令和 3 年 10 月 11 日　令和 3 年度第 2 回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

＜令和 4 年度＞

沖郷地区地域公共交通運行協議会

・令和 4 年 4 月 18 日　令和 4 年度第 1 回役員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県南陽市三間通４３６番地の１

（所　属）南陽市みらい戦略課

（氏　名）前司　宏明

（電　話）０２３８－４０－０２４８（直通）

（e-mail）mirai1@city.nanyo.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、株式会社赤湯観光タクシー、有限会社宮内南陽タクシー、辻自動車株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往　km 復　km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

おきタクのりば 一覧　※一部改訂（令和4年1月運行分より適用）

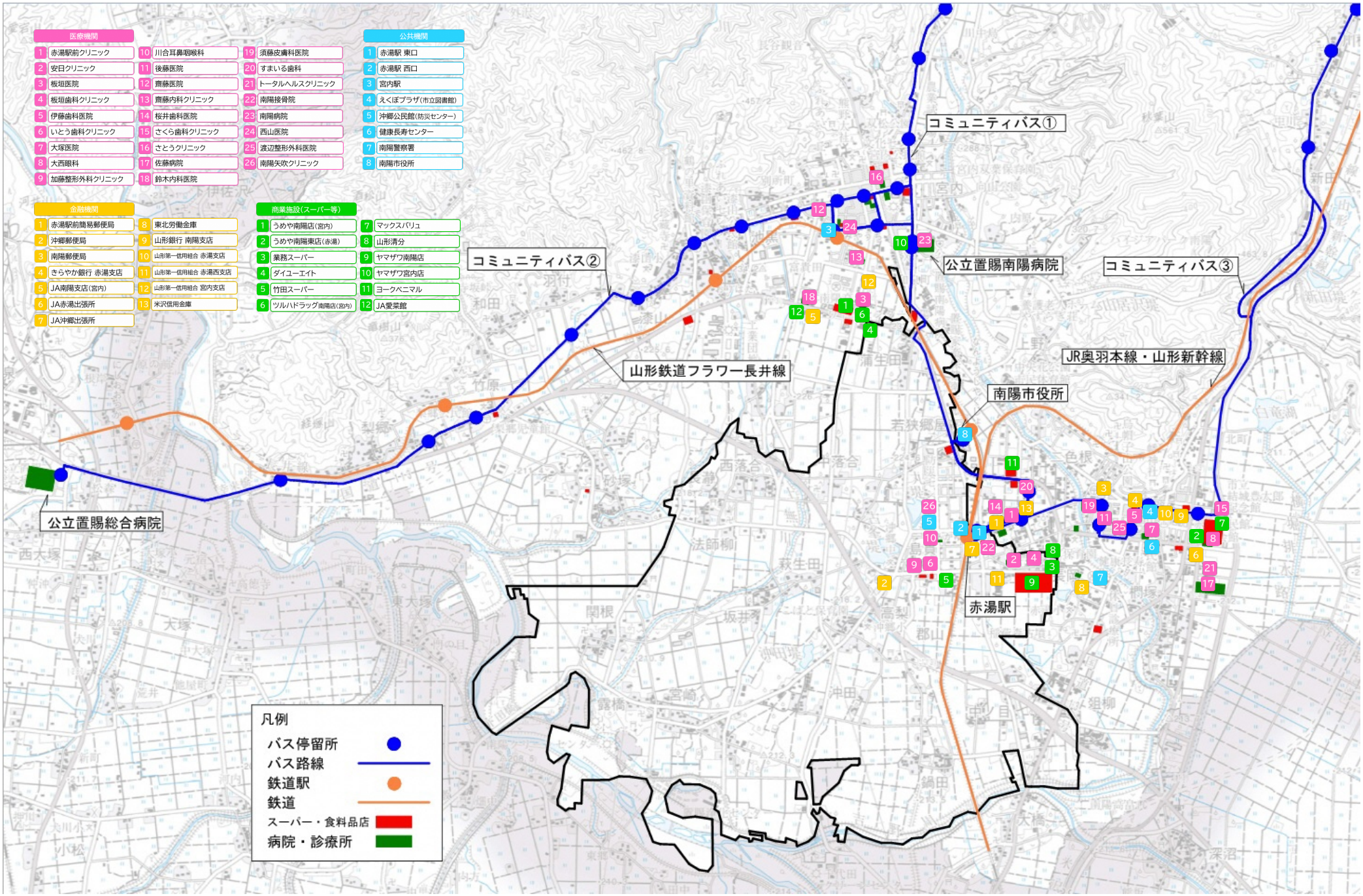


表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南陽市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	24,112
交通不便地域等	8,141

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
542	旧吉野村	山村振興法第7条第1項
391	旧金山村	山村振興法第7条第1項
7,208	沖郷地区	局長指定（乗用）

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

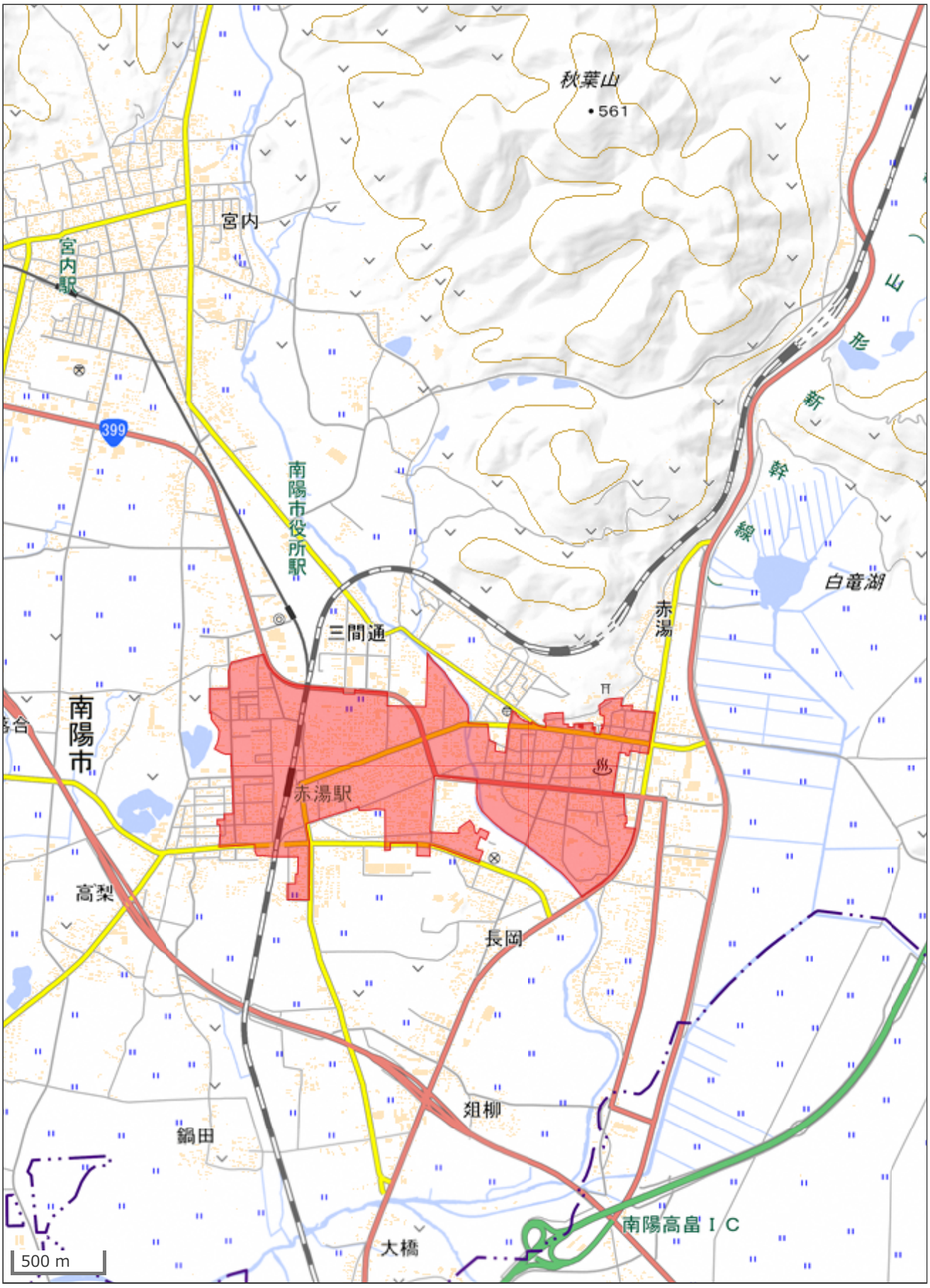
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

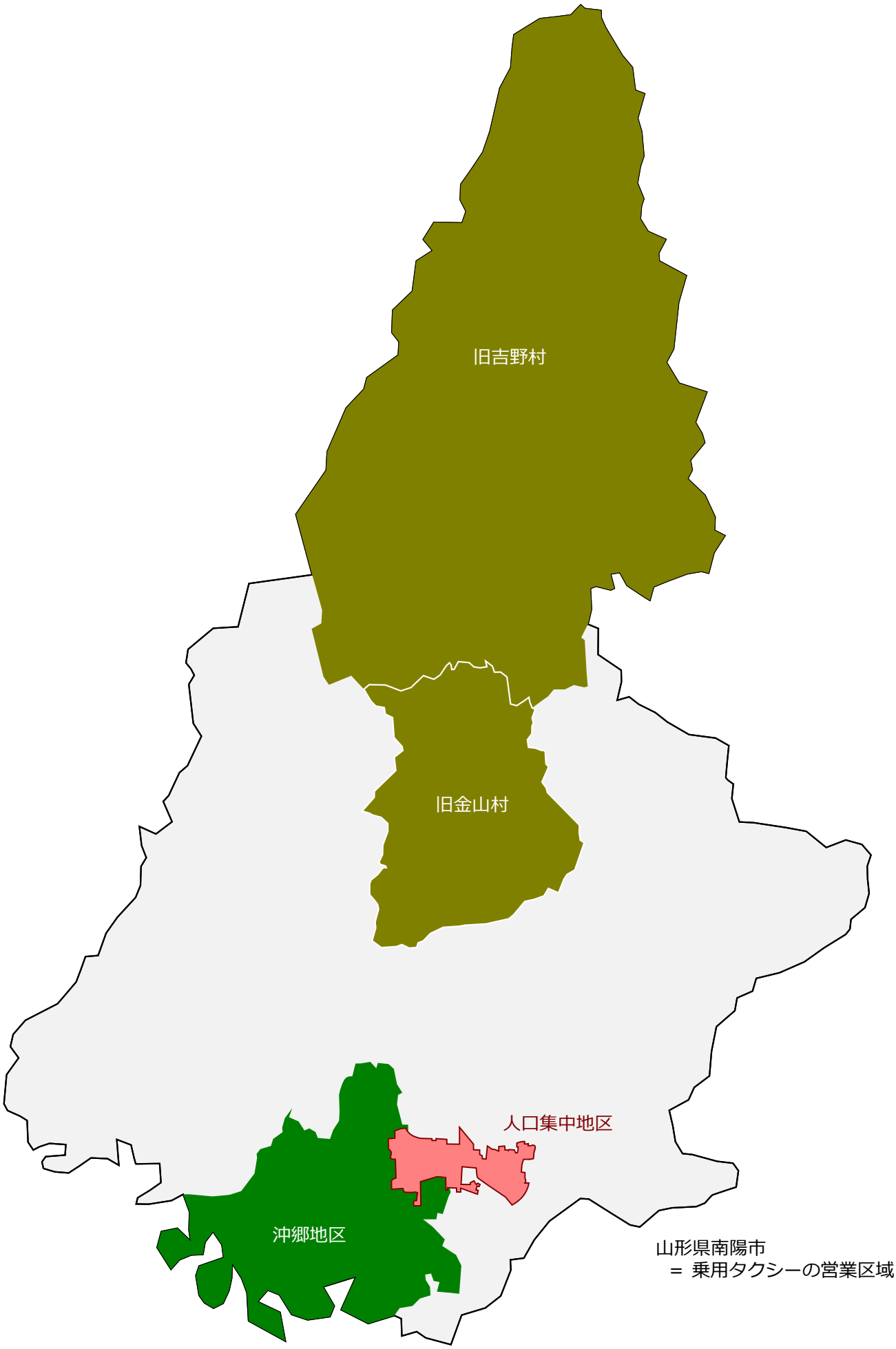
（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

地理院地図
GSI Maps



別添資料 表５ 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：山辺町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山辺町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（山辺町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（山辺町）
・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの町ホームページ等での紹介（山辺町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山辺町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（山辺町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（山辺町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（山辺町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の山辺町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・山辺町目標値（目標年度 R6 年度末）

県外 300 人、県内 2,800 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の山辺町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・山辺町の目標値（目標年度 R7）

1 回／人（直近年度の実績 0.71 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の山辺町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・山辺町目標値（目標年度 R7）

路線バス　　：600 万円（直近年度の実績 602 万 2 千円）

デマンド交通：300 万円（直近年度の実績 384 万 7 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・東西線（時計回り）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 1,842 人）

東西線（時計回り）の収支率：16%以上（直近年度の実績 11.9%）

東西線（時計回り）への山辺町負担額 80 万円（直近年度の実績 44 万 1 千円）

・東西線（反時計回り）の年間利用者数：2,200 人以上（直近年度の実績 1,445 人）

東西線（反時計回り）の収支率：15%以上（直近年度の実績 9.4%）

東西線（反時計回り）への山辺町負担額 81 万円（直近年度の実績 47 万 8 千円）

・南北線（時計回り）の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,483 人）

南北線（時計回り）の収支率：11%以上（直近年度の実績 8.7%）

南北線（時計回り）への山辺町負担額 100 万円（直近年度の実績 60 万 5 千円）

・南北線（反時計回り）の年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,324 人）

南北線（反時計回り）の収支率：10%以上（直近年度の実績 7.8%）

南北線（反時計回り）への山辺町負担額 102 万円（直近年度の実績 61 万 7 千円）

・中作線の年間利用者数：1,800 人以上（直近年度の実績 1,609 人）

中作線の収支率：8%以上（直近年度の実績 6.4%）

中作線への山辺町負担額 246 万円（直近年度の実績 228 万円）

・デマンドバスの年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,443 人）

デマンドバスの収支率：15%以上（直近年度の実績 13.7%）

デマンドバスへの山辺町負担額 325 万円（直近年度の実績 343 万 2 千円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、中・作谷沢・大寺・根際地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山辺町公共交通会議や山形県地域公共

別　紙

交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスについて、その運行に係る費用総額 1,424 万 7 千円のうち、山辺町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東西線（時計・反時計）・南北線（時計・反時計）・中作線・デマンドバスへの上記山辺町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山辺町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当無し

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当無し

（２）事業の効果

該当無し

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当無し

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当無し

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和４年１月31日（第３回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和４年３月24日（第４回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和３年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
・令和３年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 山辺町地域公共交通会議

＜令和３年度＞
・令和３年５月　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細について（書面決議）
・令和４年１月　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

＜令和４年度＞
・令和４年５月　地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山辺町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、コミュニティバス利用者へのアンケートや懇話会を随時実施している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県東村山郡山辺町緑ケ丘５番地
（所　属）山辺町　町民生活課
（氏　名）鈴木　友介
（電　話）０２３－６６７－１１０９
（e-mail）jyumin@town.yamanobe.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1)　東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3)　南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	290日	580回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6)　中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	290日	145回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7)　デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	290日	1740回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1)　東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3)　南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	292日	146回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6)　中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	292日	146回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7)　デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	292日	1752回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
山辺町	山辺町	(1)　東西線（時計回り）	山辺温泉	大塚、要害、根際ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(2) 東西線（反時計回り）	山辺温泉	根際、要害、大塚ほか	山辺温泉	循環 往 16.9 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(3)　南北線（時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(4) 南北線（反時計回り）	山辺温泉	三河尻、山辺、大寺	山辺温泉	循環 往 18.6 km	292日	584回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(5) 中作線（山辺温泉行）	畑谷	作谷沢地区、中地区、大寺地区、山辺ほか	山辺温泉	18.5 km	292日	146回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(6)　中作線（畑谷行）	山辺温泉	山辺、大寺地区、中地区、作谷沢地区ほか	畑谷	22.2 km	292日	146回			路線定期	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③
	山辺町	(7)　デマンドバス		作谷沢地区、中地区、大寺地区、（杉下・鬼ノ目）、相模地区（サイ		往 － km 復 － km	292日	1752回			区域運行	②（2）	地域間交通ネットワークJR左沢線と羽前山辺駅で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

デマンドバス運行エリア及び指定拠点

凡　例	
	デマンド交通運行エリア
運行日	月～土
運行本数	運行エリア発3便 指定拠点発3便
指定拠点から指定拠点の区間のみの乗降はできない	

中地区

大寺地区の一部
（杉下・鬼ノ目）

相模地区の一部
（サイカチ）

作谷沢地区

●指定拠点	
【交　通　機　関】	
①	羽前山辺駅
②	下原バス停留所（山交バス）
【公　共　機　関】	
①	山辺町役場
②	町公民館（中央・東部・南部・北部・大寺・相模・近江）
③	町総合体育館
④	山辺温泉保養センター
⑤	保健福祉センター
⑥	ふるさと資料館
⑦	緑ケ丘コミュニティセンター
【医　療　機　関】	
①	医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
②	医療法人和敬会和敬会クリニック
③	医療法人花開瞭鈴木医院
④	医療法人伊東医院
⑤	やまのべ整形外科
⑥	やまのべ耳鼻咽喉科
⑦	やまのべ藤田クリニック
⑧	山辺こどもクリニック
⑨	ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩	しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
【歯　科　医　療　機　関】	
①	高橋歯科医院
②	医療法人横山歯科医院
③	内野歯科医院
④	佐藤歯科医院
⑤	武田歯科医院
⑥	緑ケ丘歯科クリニック
【商　業　施　設】	
①	やまのべショッピングプラザ・ベル
②	おーばん山辺店
③	本町・仲町・駅前・田小路商店街
【金　融　機　関】	
①	山形銀行山辺支店
②	きらやか銀行山辺支店
③	郵便局（山辺・相模）
④	山形農業協同組合山辺支店

1：25,000

1：10,000

デマンドバス

・通常の路線方式のバスと異なり、ご予約いただいた方々を迎えに行き、目的地（自宅または指定拠点）まで送迎する、乗合バスです。
・山間部と平野部を結ぶバスになります。
・利用される方は、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

ご利用についてのお知らせ

●**運　行　日**：月曜日～土曜日です。
（日曜日･祝日･8月13日～16日･12月31日～1月3日は運休となります）

●**運行エリア**：作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目･杉下）・相模地区の一部（サイカチ）

●**運 行 区 間**：運行エリア（山間部）のご自宅前（付近）と、指定拠点（平野部）の区間を運行します。（指定拠点間の利用はできません）

●**運　　賃**：**500円**（1人／1回の利用毎）

●**利用できる方**
（1）原則として、山辺町内に居住する住民の方で、ひとりで乗り降りできる方であれば、どなたでもご利用できます。
（2）未就学児は無料ですが、保護者の同伴が必要になります。
（3）ひとりで乗り降りできない方は、付添いの方がいれば利用することができます。この場合、付添いの方も料金が必要です。

●**利用者登録**
（1）利用される方は事前に利用者登録（無料）が必要になりますので、登録申込書をご提出ください。登録は1回のみで、申込書の記入については、最初の電話予約の際にご説明いたします。
（2）登録の受付は随時行っています。

●**予　　約**
（1）利用する場合は、予約センターへ電話で予約してください。
（2）予約については、利用予定日の1週間前から受付いたしますが、遅くとも利用予定の便の出発時間の1時間前までに予約をお願いいたします。ただし、朝の第1便のみは、前日までの予約が必要です。（月曜日の第1便は、前の週の土曜日までの予約が必要です。）

デマンドバス

運行エリア ⇒ 指定拠点（山間部）発		指定拠点 ⇒ 運行エリア（平野部）発	
番号		番号	
1	8：00	2	9：30
3	11：00	4	13：30
5	15：00	6	16：30

※運行時刻は、基本として運行エリア（山間部）発は作谷沢支所、指定拠点（平野部）発は指定管理者事業所を出発する時間とします。

予約の流れ（例：自宅から病院まで行く場合）



デマンドバス予約センター

1．所在：山辺観光タクシー内（山辺町大字山辺2250番1）

2．電話：**023-665-7077**

3．受付：午前8時～午後5時（月曜日～土曜日）
※日曜日・祝日などの運行日以外の日は、受付することができません。

運行エリア

【作谷沢地区全域・中地区全域・大寺地区の一部（鬼ノ目･杉下）・相模地区の一部（サイカチ）】

ご注意ください
指定拠点から指定拠点の利用はできません。

☆指定拠点位置図

※黒枠で囲まれているのが指定拠点です。



指　定　拠　点

	【　交　通　機　関　】
①	羽前山辺駅
②	下原バス停留所（山交バス）
	【　公　共　機　関　】
①	山辺町役場
②	町公民館（中央･東部･南部･北部･大寺･相模･近江）
③	町民総合体育館
④	山辺温泉保養センター
⑤	保健福祉センター
⑥	ふるさと資料館
⑦	緑ケ丘コミュニティセンター
	【　医　療　機　関　】
①	医療法人社団悠愛会クリニックメルヘン
②	医療法人和敬会和敬会クリニック
③	医療法人花開瞭鈴木医院
④	医療法人伊東医院
⑤	やまのべ整形外科
⑥	やまのべ耳鼻咽喉科
⑦	やまのべ藤田クリニック
⑧	山辺こどもクリニック
⑨	ひでたま胃腸科眼科クリニック
⑩	しらかばショートステイ笠原整形外科クリニック
	【　歯　科　医　療　機　関　】
①	高橋歯科医院
②	医療法人横山歯科医院
③	内野歯科医院
④	佐藤歯科医院
⑤	武田歯科医院
⑥	緑ケ丘歯科クリニック
	【　商　業　施　設　】
①	やまのべショッピングプラザ・ベル
②	おーばん山辺店
③	本町・仲町・駅前・田小路商店街
	【　金　融　機　関　】
①	山形銀行山辺支店
②	きらやか銀行山辺支店
③	郵便局（山辺・相模）
④	山形農業協同組合山辺支店

駅に温泉に、通院・買い物に……乗って便利。使って便利。コミュニティバスで出かけましょう!!

運行ルート・中作線

N

畑谷

沢下

北作児童遊園

築沢

畑谷公民館

前方

中支所

面白口

荒谷口

荒谷

相ノ沢

杉下

北垣

２ノ１消防前

西之表

ふるさと資料館

田小路新道

上宿

緑ケ丘北

役場北

南公園前

山辺駅

山辺温泉

凡	例
	バス停留所(１)
	バス停留所(２)
	起終点
	運行ルート
	急行化ルート（往路）
運行距離（往路）	18.5ｋｍ
運行距離（復路）	22.2ｋｍ

中　作　線

山辺温泉行 第1便	バス停名	畑谷行 第10便
6:25	畑谷	18:44
6:25	畑谷公民館	18:44
6:28	沢下	18:41
6:29	簗沢	18:40
6:29	北作児童遊園	18:40
6:36	前方	18:33
6:37	中支所	18:32
6:38	面白口	18:31
6:40	荒谷口	18:29
6:42	荒谷	18:27
6:49	相ノ沢	18:20
6:51	杉下	18:18
6:53	北垣	18:16
6:53	2ノ1消防前	18:16
	西之表	18:15
	上宿	18:14
	緑ケ丘北	18:14
	役場北	18:13
	南公園前	18:12
	田小路新道	18:12
	ふるさと資料館	18:11
6:56	山辺駅	18:09
7:05	山辺温泉	18:00

フリーストップ区間

運行ルート・東西線

N

時計の逆回り

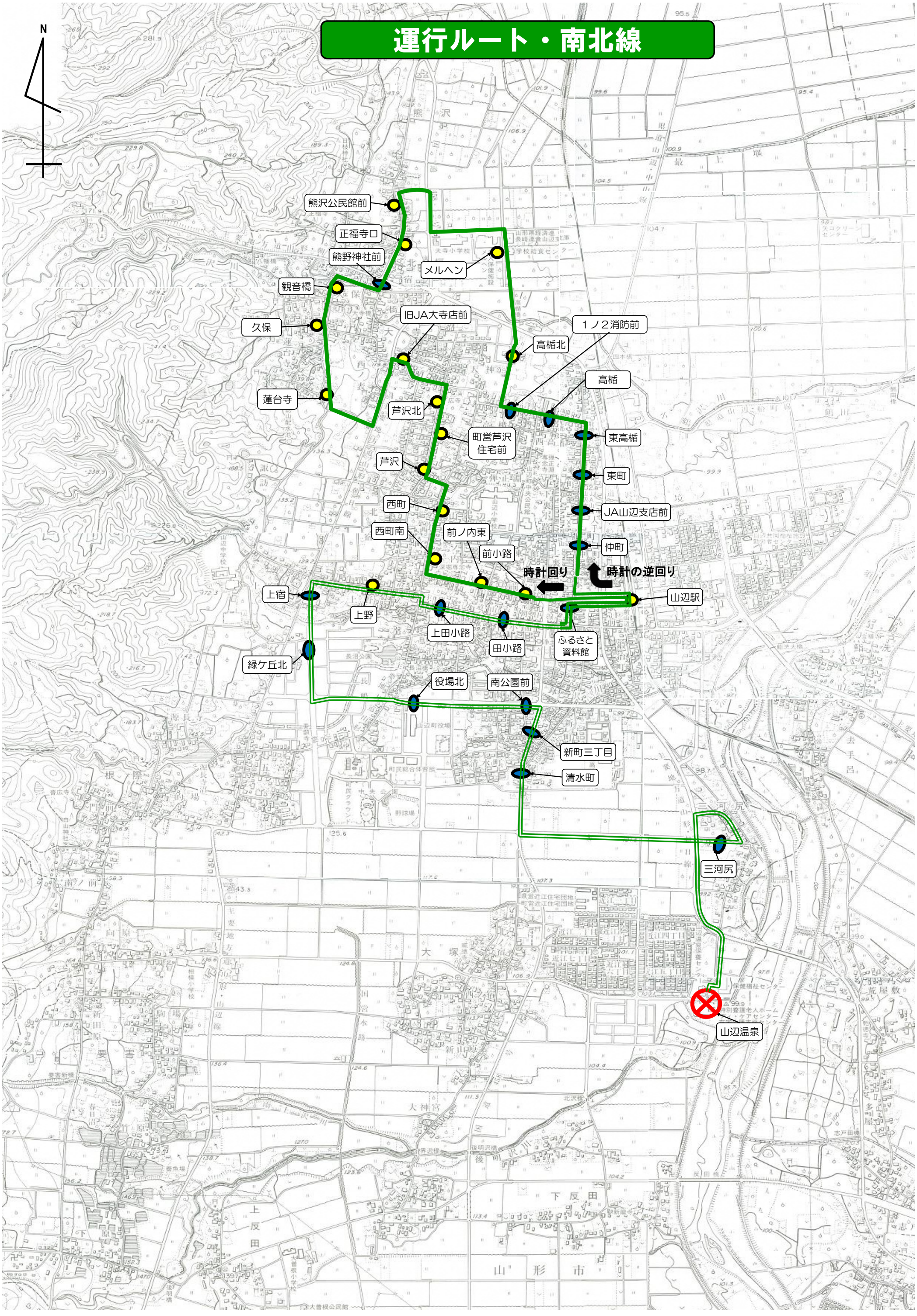
時計回り

大門町五丁目
大門町六丁目
6ノ3消防前
東部公民館
山辺駅
ふるさと資料館
上野
上宿
長沼公園
田小路新道
緑ケ丘北
鍛治町
大門町一丁目
役場北
南公園前
緑ケ丘南
役場東
山辺高校前
五宮
根際児童遊園
白山神社口
的場
近江北
日向橋前
旧JA相模店前
近江公園前
少林寺前
駒場
大塚東
近江南
山辺温泉
大塚公民館
5ノ3消防前
下原

東　西　線

時計回り		バス停名	時計の逆回り	
第3便	第6便		第5便	第8便
9:15	13:25	山辺温泉	12:17	16:22
9:15	13:25	近江南	12:17	16:22
9:16	13:26	近江公園前	12:16	16:21
9:17	13:27	近江北	12:15	16:20
9:18	13:28	大塚東	12:14	16:19
9:19	13:29	大塚公民館	12:13	16:18
9:21	13:31	旧JA相模店前	12:11	16:16
9:22	13:32	駒場	12:10	16:15
9:23	13:33	5ノ3消防前	12:09	16:14
9:24	13:34	下原	12:08	16:13
9:25	13:35	少林寺前	12:07	16:12
9:26	13:36	日向橋前	12:06	16:11
9:27	13:37	白山神社口	12:05	16:10
9:28	13:38	的場	12:04	16:09
9:29	13:39	根際児童遊園	12:03	16:08
9:30	13:40	五宮	12:02	16:07
9:31	13:41	緑ケ丘南	12:01	16:06
9:32	13:42	緑ケ丘北	12:00	16:05
9:32	13:42	上宿	12:00	16:05
9:33	13:43	上野	11:59	16:04
9:34	13:44	長沼公園	11:58	16:03
9:35	13:45	役場北	11:57	16:02
9:36	13:46	南公園前	11:56	16:01
9:37	13:47	田小路新道	11:55	16:00
9:38	13:48	ふるさと資料館	11:54	15:59
9:42	13:52	山辺駅	11:50	15:55
9:43	13:53	鍛冶町	11:49	15:54
9:45	13:55	6ノ3消防前	11:47	15:52
9:45	13:55	大門町五丁目	11:47	15:52
9:46	13:56	大門町六丁目	11:46	15:51
9:47	13:57	東部公民館	11:45	15:50
9:47	13:57	大門町一丁目	11:45	15:50
9:48	13:58	鍛冶町	11:44	15:49
9:50	14:00	山辺高校前	11:42	15:47
9:51	14:01	南公園前	11:41	15:46
9:52	14:02	役場東	11:40	15:45
9:55	14:05	近江北	11:37	15:42
9:56	14:06	近江公園前	11:36	15:41
9:57	14:07	近江南	11:35	15:40
9:57	14:07	山辺温泉	11:35	15:40

運行ルート・南北線


N
熊沢公民館前
正福寺口
熊野神社前
観音橋
久保
蓮台寺
メルヘン
旧JA大寺店前
高楯北
１ノ２消防前
高楯
東高楯
芦沢北
町営芦沢
住宅前
芦沢
東町
西町
JA山辺支店前
西町南
前ノ内東
前小路
仲町
時計回り
時計の逆回り
上宿
上野
上田小路
田小路
山辺駅
ふるさと
資料館
緑ケ丘北
役場北
南公園前
新町三丁目
清水町
三河尻
山辺温泉

南　北　線

時計回り		バス停名	時計の逆回り	
第2便	第7便		第4便	第9便
8:00	14:30	山辺温泉	11:11	17:31
8:03	14:33	三河尻	11:08	17:28
8:06	14:36	清水町	11:05	17:25
8:06	14:36	新町三丁目	11:05	17:25
8:07	14:37	南公園前	11:04	17:24
8:08	14:38	役場北	11:03	17:23
8:10	14:40	緑ケ丘北	11:01	17:21
8:10	14:40	上宿	11:01	17:21
8:11	14:41	上野	11:00	17:20
8:12	14:42	上田小路	10:59	17:19
8:12	14:42	田小路	10:59	17:19
8:13	14:43	ふるさと資料館	10:58	17:18
8:14	14:44	山辺駅	10:57	17:17
8:15	14:45	前小路	10:56	17:16
8:15	14:45	前ノ内東	10:56	17:16
8:16	14:46	西町南	10:55	17:15
8:16	14:46	西町	10:55	17:15
8:17	14:47	芦沢南	10:54	17:14
8:17	14:47	町営芦沢住宅前	10:54	17:14
8:17	14:47	芦沢北	10:54	17:14
8:18	14:48	旧JA大寺店前	10:53	17:13
8:19	14:49	蓮台寺	10:52	17:12
8:20	14:50	久保	10:51	17:11
8:20	14:50	観音橋	10:51	17:11
8:21	14:51	熊野神社前	10:50	17:10
8:21	14:51	正福寺口	10:50	17:10
8:22	14:52	熊沢公民館前	10:49	17:09
8:24	14:54	メルヘン	10:47	17:07
8:25	14:55	高楯北	10:46	17:06
8:25	14:55	1ノ2消防前	10:46	17:06
8:26	14:56	高楯	10:45	17:05
8:27	14:57	東高楯	10:44	17:04
8:28	14:58	東町	10:43	17:03
8:28	14:58	JA山辺支店前	10:43	17:03
8:29	14:59	仲町	10:42	17:02
8:30	15:00	山辺駅	10:41	17:01
8:31	15:01	ふるさと資料館	10:40	17:00
8:32	15:02	田小路	10:39	16:59
8:33	15:03	上田小路	10:38	16:58
8:34	15:04	上野	10:37	16:57
8:35	15:05	上宿	10:36	16:56
8:36	15:06	緑ケ丘北	10:35	16:55
8:38	15:08	役場北	10:33	16:53
8:39	15:09	南公園前	10:32	16:52
8:40	15:10	新町三丁目	10:31	16:51
8:40	15:10	清水町	10:31	16:51
8:43	15:13	三河尻	10:28	16:48
8:46	15:16	山辺温泉	10:25	16:45

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山辺町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	2734

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
165	中地区	局長指定
441	作谷沢地区	局長指定
1394	大寺地区	局長指定
734	根際地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

駅・バス停から半径1㎞以内及び交通不便地域

中地区
17.39Km²
165人

大寺地区
5.24km²
1,394人

根際地区
3.94Km²
734人

作谷沢地区
22.95km²
441人

山形中央ＩＣ

凡　例

- 【町営】 東西線
- 【町営】 南北線
- 【町営】 中作線
- 【町営】 中作線（急行化ルート）
- 【山交】山形～西原～山辺線
- 【山交】山形～替所・下原・西滝の
- バス停（山交）
- バス停半径1k
- 交通不便地域
- 居住集落

１：２５，０００

１：１０，０００

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　河北町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（河北町）
・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（河北町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（河北町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（河北町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（河北町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（河北町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（河北町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（河北町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・河北町目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 869 人、県内 2,451 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・河北町の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.77 回／人（直近年度の実績 13,230 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の河北町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円円）
・河北町目標値（目標年度 R7 年度末）
路線バス　　：　8,000 千円（直近年度の実績　8,066 千円）
コミュニティバス：19,800 千円（直近年度の実績 19,820 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,700 人以上
（直近年度の実績 8,669 人）
東根線の収支率：9.47%以上（直近年度の実績 9.35%）
東根線への河北町負担額 7,538 千円（直近年度の実績 7,638 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 27,481 千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 a1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 a2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和 4 年 a3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　河北町谷地戊８１番地
（所　属）　まちづくり推進課
（氏　名）　後藤　洋介
（電　話）　０２３７－７３－２１１６
（e-mail）　kankyo@town.kahoku.yamagata.jp
kankyo@town.yamagata-kahoku.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	365日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
河北町	株式会社葉山タクシー	(1)　東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対象地域間幹線系統寒河江河北線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

河北町路線バス時刻表

（令和４年４月１日改正）

北部線

西回り		東回り				
停留所名	1便	停留所名	2便	3便	停留所名	4便	5便
岩木観音口	10:50	岩木観音口	12:40		新吉田	14:45	17:04
岩枝	10:53	岩枝	12:43		大道端	14:47	17:06
笹本	10:54	笹本	12:44		笹本	14:48	17:07
大道端	10:55	大道端	12:45		岩枝	14:49	17:08
新吉田	10:57	新吉田	12:47		岩木観音口	14:52	17:11
岩根	11:01	岩根	12:51		松田商店	14:54	17:13
農協北谷地支所	11:02	農協北谷地支所	12:52		弥勒寺	14:56	17:15
清龍寺	11:03	清龍寺	12:53		紅花資料館	14:58	17:17
改目公民館	11:04	改目公民館	12:54		給食センター	14:59	17:18
押切	11:07	押切			サハトべに花	15:02	17:21
海老鶴温泉	11:10	海老鶴温泉			下工	15:03	17:22
ひな市通り東	11:15	ひな市通り東	12:56		ひな市通り東	15:05	17:24
細谷医院前	11:16	細谷医院前	12:57		細谷医院前	15:06	17:25
役場	11:17	役場	12:58		役場	15:07	17:26
どんがホール前	11:19	河北中学校前			どんがホール前	15:08	17:27
ひな産直センター前	11:22	河北病院			ひな産直センター前	15:11	↓
べに花温泉	11:26	ひな産直センター前			べに花温泉	15:12	17:31
河北病院	11:27	べに花温泉			河北病院	15:17	17:36
河北中学校前	11:31	どんがホール前			河北中学校前	15:20	17:39
役場	11:32	役場			役場	15:22	17:41

西部線

東回り		西回り		
停留所名	1便	停留所名	2便	3便	停留所名	4便
岩木観音口	7:18	役場	8:55		役場	11:47	15:27
松田商店	7:20	細谷医院前	8:56		どんがホール前	11:48	15:28
弥勒寺	7:22	ひな市通り東	8:57		ひな産直センター前	11:51	15:31
紅花資料館	7:24	下工	8:59		べに花温泉	11:52	15:32
高嶋	7:27	サハトべに花	9:00		河北病院	11:57	15:37
根際	7:28	給食センター	9:03		河北中学校前	12:00	15:40
田植え踊りの里両所駅	7:31	高嶋	9:06		要害	12:04	15:44
両所島	7:32	根際	9:07		下槙	12:05	15:45
天満	7:37	田植え踊りの里両所駅	9:10		畑中	12:07	15:47
治部橋	7:38	両所島	9:11		造山	12:10	15:50
中島	7:39	天満	9:16		入倉	12:12	15:52
白山神社前	7:44	治部橋	9:17		塩之渕	12:13	15:53
白山堂	7:46	中島	9:18		白山堂	12:14	15:54
塩之渕	7:47	白山神社前	9:23		白山神社前	12:16	15:56
入倉	7:48	白山堂	9:25		中島	12:21	16:01
造山	7:50	塩之渕	9:26		治部橋	12:22	16:02
畑中	7:53	入倉	9:27		天満	12:23	16:03
下槙	7:55	造山	9:29		両所島	12:28	16:08
要害	7:56	畑中	9:32		田植え踊りの里両所駅	12:29	16:09
河北中学校前	8:00	下槙	9:34		根際	12:32	16:12
河北病院	8:03	要害	9:35		高嶋	12:33	16:13
ひな産直センター前	↓	河北中学校前	9:39		給食センター	12:36	16:16
べに花温泉	8:08	河北病院	9:42		サハトべに花	12:39	16:19
どんがホール前	8:12	ひな産直センター前	9:46		下工	12:40	16:20
役場	8:13	べに花温泉	9:47		ひな市通り東	12:42	16:22
		どんがホール前	9:51		細谷医院前	12:43	16:23
		役場	9:52		役場	12:44	16:24

東根線

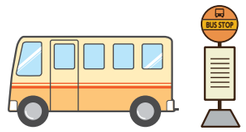
	平日便						土日祝日便		
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	1便	2便	3便
役場	5:57	9:02	12:54	14:51	17:47	19:06	7:06	12:59	17:47
どんがホール前	5:58	9:03	12:55	14:52	17:48	19:07	7:07	13:00	17:48
南部小学校前	6:01	9:06	12:58	14:55	17:51	19:10	7:10	13:03	17:51
ひな産直センター前	↓	9:07	12:59	14:56	↓	↓	↓	13:04	↓
べに花温泉	6:03	9:08	13:00	14:57	17:53	19:12	7:12	13:05	17:53
河北病院	↓	9:13	13:05	15:02	17:58	↓	7:17	13:10	17:58
ぷらっとぴあ(道の駅)	↓	9:17	13:09	15:06	18:02	19:17	7:21	13:14	18:02
山王	↓	9:19	13:11	15:08	18:04	19:19	7:23	13:16	18:04
藤助新田中	↓	9:21	13:13	15:10	18:06	19:21	7:25	13:18	18:06
藤助新田東	↓	9:22	13:14	15:11	18:07	19:22	7:26	13:19	18:07
羽入	↓	9:25	13:17	15:14	18:10	19:25	7:29	13:22	18:10
三ツ屋	↓	9:27	13:19	15:16	18:12	19:27	7:31	13:24	18:12
野田	↓	9:28	13:20	15:17	18:13	19:28	7:32	13:25	18:13
野田中央	↓	9:29	13:21	15:18	18:14	19:29	7:33	13:26	18:14
さくらんぼ東根駅	着6:20 発6:30	着9:35 発9:40	着13:27 発13:32	着15:24 発15:29	着18:20 発18:25	着19:35 発19:40	着7:39 発7:49	着13:32 発13:37	着18:20 発18:25
一本木中央	6:32	9:42	13:34	15:31	18:27	19:42	7:51	13:39	18:27
まなびあテラス	6:33	9:43	13:35	15:32	18:28	19:43	7:52	13:40	18:28
野田中央	6:41	9:51	13:43	15:40	18:36	19:51	8:00	13:48	18:36
野田	6:42	9:52	13:44	15:41	18:37	19:52	8:01	13:49	18:37
三ツ屋	6:43	9:53	13:45	15:42	18:38	19:53	8:02	13:50	18:38
羽入	6:45	9:55	13:47	15:44	18:40	19:55	8:04	13:52	18:40
藤助新田東	6:48	9:58	13:50	15:47	18:43	19:58	8:07	13:55	18:43
藤助新田中	6:49	9:59	13:51	15:48	18:44	19:59	8:08	13:56	18:44
山王	6:51	10:01	13:53	15:50	18:46	20:01	8:10	13:58	18:46
ぷらっとぴあ(道の駅)	↓	10:03	13:55	15:52	18:48	20:03	8:12	14:00	18:48
サンコーポラス河北前	6:54	10:05	13:57	15:54	18:50	20:05	8:14	14:02	18:50
河北病院	6:57	10:08	14:00	15:57	18:53	↓	8:17	14:05	18:53
河北中学校前	7:00	10:11	14:03	16:00	18:56	20:08	8:20	14:08	18:56
役場	7:03	10:14	14:06	16:03	18:59	20:11	8:23	14:11	18:59

南部線

停留所名	1便	2便	3便
役場		13:15	17:33
どんがホール前		13:16	17:34
河北中学校前		13:19	17:37
河北病院		13:22	17:40
ひな産直センター前		13:26	↓
べに花温泉		13:27	17:45
杉の下		13:31	17:49
日下部商店		13:33	17:51
今田商店		13:35	17:53
研修センター	7:21	13:37	17:55
城址公園	7:22	13:38	17:56
丹野園	7:24	13:40	17:58
舟戸	7:28	13:44	18:02
溝延南口	7:31	13:47	18:05
研修センター	7:33	13:48	18:06
今田商店	7:34	13:50	18:08
日下部商店	7:36	13:52	18:10
杉の下	7:38	13:54	18:12
ひな産直センター前	↓	13:57	↓
べに花温泉	7:42	13:58	18:16
河北病院	7:47	14:03	18:21
河北中学校前	7:50	14:06	18:24
どんがホール前	7:53	14:09	18:27
役場	7:54	14:10	18:28
細谷医院前	7:55	14:11	18:29
ひな市通り東	7:56	14:12	18:30
下工	7:58	14:14	18:32
サハトべに花	7:59	14:15	18:33
役場	8:04	14:20	18:38

東部線

停留所名	1便	2便	3便
役場		11:15	16:26
どんがホール前		11:16	16:27
ひな産直センター前		11:19	16:30
べに花温泉		11:20	16:31
河北病院		11:25	16:36
河北中学校前		11:28	16:39
役場		11:30	16:41
細谷医院前		11:31	16:42
ひな市通り東		11:32	16:43
押切		11:34	16:45
舞台		11:36	16:47
吉野		11:38	16:49
荒小屋	7:47	11:41	16:52
吉野	7:49	11:44	16:55
舞台	7:51	11:46	16:57
押切	7:53	11:48	16:59
ひな市通り東	7:55	11:50	17:01
細谷医院前	7:56	11:51	17:02
役場	7:57	11:52	17:03
河北中学校前	8:00		
河北病院	8:03		



（裏面にも他市町路線バス及び山交バスの時刻表を記載しております。）

《各種料金》

●乗車料金	：全路線共通	200円	（高校生以下	100円）
●回数券（11回券）	：	2,000円	（高校生以下	1,000円）
●定期券	：1ヵ月定期券	7,000円	（高校生以下	3,500円）
	3ヵ月定期券	19,950円	（高校生以下	9,980円）
	6ヵ月定期券	37,800円	（高校生以下	18,900円）

●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は各種手帳、満75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証等の年齢のわかるものを運転手にご提示いただきますと**上記料金の半額**で乗車できます。

●回数券は「車内と役場 まちづくり推進課」、定期券は「役場 まちづくり推進課」にて、それぞれお求めになれます。

●「他市町路線バス及び山交バス」では、河北町の回数券及び定期券は、使えません。

●「他市町村路線バス及び山交バス」の料金等については、直接お問合わせください。

《運行日》

●北部線・西部線・南部線・東部線……平日のみ運行
●東根線　平日便……平日のみ運行
　土日祝日便……元旦を除く土日祝日のみ運行

注）東根市市民バス河北線のべにばな温泉停留所は、ひな産直センター西側道路沿いにありますのでご注意ください。

【フリー乗降制度について】

停留所に限らず、路線内どこでも乗り降りできます！
（国道２８７号中央分離帯設置箇所は除きます。）
※「他市町路線バス及び山交バス」は、河北町内ではフリー乗降はしておりません。



《乗降のしかた》

●乗車の際は、運転手にわかるように手を上げるなど合図をしてください。
●降車の際は、運転手に声をかけてください。
※事故防止のため急停車はできませんので、ご了承ください。
※道路状況や悪天候、その他の事由により遅れる場合があります。

※河北町路線バスの定員は9人でジャンボタクシータイプになります。
※各路線の「ひな産直センター前」へは1月1日から1月3日は停車しません。

問い合わせ先

<河北町営路線バス>
まちづくり推進課生活環境係　**電話：0237−73−2111**

他市町路線バス及び山交バス時刻表

（令和４年４月１日改正）

《平日朝の寒河江・山形方面へのアクセスには山交バスをご利用ください。》

乗換え方法の例は次の通りです。

- **寒河江駅前行き【山交バス】** 河北病院前停留所 …… 6:10発
- **寒河江駅前行き【山交バス】** 谷地停留所 …… 6:17発
- **寒河江駅前行き【山交バス】** ヨークタウン河北停留所 …… 6:20発
- **寒河江駅前行き【山交バス】** 谷地高校前停留所 …… 6:24発
- 寒河江駅前 …… 6:39着

分岐：

- **山形駅前行き【山交バス】**（乗り換え）
  - 寒河江駅前 …… 6:45発
  - **山形駅前行き【山交バス】**
    - 山形駅前停留所 …… 7:34着
- **JR左沢線上り【JR東日本】**（乗り換え）
  - 寒河江駅 …… 7:01発
  - **JR左沢線上り【JR東日本】**
    - 山形駅 …… 7:30着

山交バス（平日便）

河北病院・寒河江駅前→山形駅前

主な停留所	①	②	③(特)
河北病院	5:25	6:10	−
サンコーポラス河北前	5:27	6:12	−
ひなの湯・産直センター前	5:28	6:13	6:48
谷地	5:32	6:17	6:52
ヨークタウン河北	5:35	6:20	6:55
サハトべに花	5:37	6:22	6:57
谷地高校前	5:39	6:24	6:59
河北病院西口	5:41	6:26	7:01
畑中	5:43	6:28	7:03
総合支庁前	5:48	6:33	7:08
寒河江市役所前	5:50	6:35	7:10
寒河江駅前(着)	5:54	6:39	7:17
	(乗換)	(乗換)	
寒河江駅前(発)	6:00	6:45	7:17
⋮	⋮	⋮	⋮
山形駅前	6:41	7:34	7:55

(特)：特急山形駅前行き（山形自動車道経由）

※詳しくは、山交バスホームページをご覧ください。

東根市市民バス

運休日：土日祝日・12月31日～1月3日

河北線

停留所名	1便	2便
さくらんぼ東根駅	7:07	16:35
野田中央	7:11	16:39
野田	7:12	16:40
三ツ屋	7:14	16:42
羽入	7:16	16:44
藤助新田東	7:18	16:46
藤助新田中	7:19	16:47
藤助新田口	↓	↓
サンコーポラス河北前	7:25	16:53
県立河北病院	7:27	16:55
河北中学校	7:30	16:56
どんがホール前	7:32	16:58
南部小学校前	7:34	17:00
べにばな温泉前	7:35	17:01
藤助新田口	7:40	17:06
藤助新田中	7:41	17:07
藤助新田東	7:42	17:08
羽入	7:44	17:10
三ツ屋	7:45	17:12
野田	7:47	17:14
野田中央	7:48	17:15
郡山東	7:50	↓
まなびあテラス	7:59	↓
一本木中央	8:01	↓
さくらんぼ東根駅	8:02	17:21

※朝の1便目が通学に便利な時間帯になっております。

村山市市営バス

運休日：土日祝日・12月29日～1月3日

富並～河北病院線

停留所名	1便	2便	停留所名	3便	4便
大高根保育園	−	9:00	河北町どんがホール	13:10	16:50
富並小学校前	−	9:01	河北中学校	13:11	16:51
富並	−	9:02	河北病院	13:12	16:52
深沢	7:35	9:05	谷地高校前	13:15	16:55
長島	7:38	9:08	サハトべに花	13:17	16:57
宮下口	7:39	9:09	羽根田医院前	13:23	17:03
白鳥	7:40	9:10	稲下	13:25	17:05
土海在家	7:42	9:12	戸沢小学校	13:26	17:06
戸沢小学校	7:44	9:14	土海在家	13:28	17:08
稲下	7:45	9:15	白鳥	13:30	17:10
羽根田医院前	7:47	9:17	宮下口	13:31	17:11
サハトべに花	7:53	9:23	長島	13:32	17:12
谷地高校前	7:55	9:25	深沢	13:35	17:15
河北病院	7:58	9:28	富並	13:38	17:18
河北中学校	7:59	9:29	富並小学校前	13:39	17:19
河北町どんがホール	8:00	9:30	大高根保育園	13:40	17:20

西川町営路線バス

運休日：土日祝日・8月13日～8月16日

道の駅にしかわ・寒河江駅線

道の駅にしかわ	7:30
網取不動尊	7:32
上間沢	7:33
間沢	7:35
交流センター前	7:36
太郎	7:37
町立病院前	7:38
西川町役場前	7:39
海味	7:41
陸合	7:42
北梅沢	7:43
石田	7:44
熊野	7:45
宮内	7:46
上野口	7:47
上野	7:48
三津家	7:49
福祉センター前	7:50
桝入口	7:51
白岩八幡神社前	7:51
白岩	7:52
白岩新町	7:52
陵西中学校前	7:53

羽前高松駅での乗り換えは不要です。

運休日：土日祝日・8月13日～8月16日

羽前高松駅・県立河北病院線

羽前高松駅	7:55
高松駅前角	7:56
高松口	7:57
道生口	7:58
醍醐	7:59
一里塚	8:00
天満口	8:01
両所口	8:02
根際口	8:02
白山堂	8:03
松橋	8:05
県立谷地高校前	8:05
若葉町	8:06
県立河北病院	8:08



他市町村路線バス及び山交バスに関する詳細に関しては各問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先

<河北町営路線バス>
まちづくり推進課生活環境係　**電話：0237−73−2111**

<東根市市民バス>
東根市生活環境課市民生活係　**電話：0237−42−1111**

<村山市市営バス>
村山市市民環境課生活環境係　**電話：0237−55−2111**

<西川町営路線バス>
西川町町民税務課町民生活係　**電話：0237−74−4118**

<山交バス>
山交バス寒河江営業所　**電話：0237−86−2181**

バス運行経路図

○停留場所　●停留場所(4/1～11/30)　東部線　西部線　北部線　南部線　東根線

全体経路図

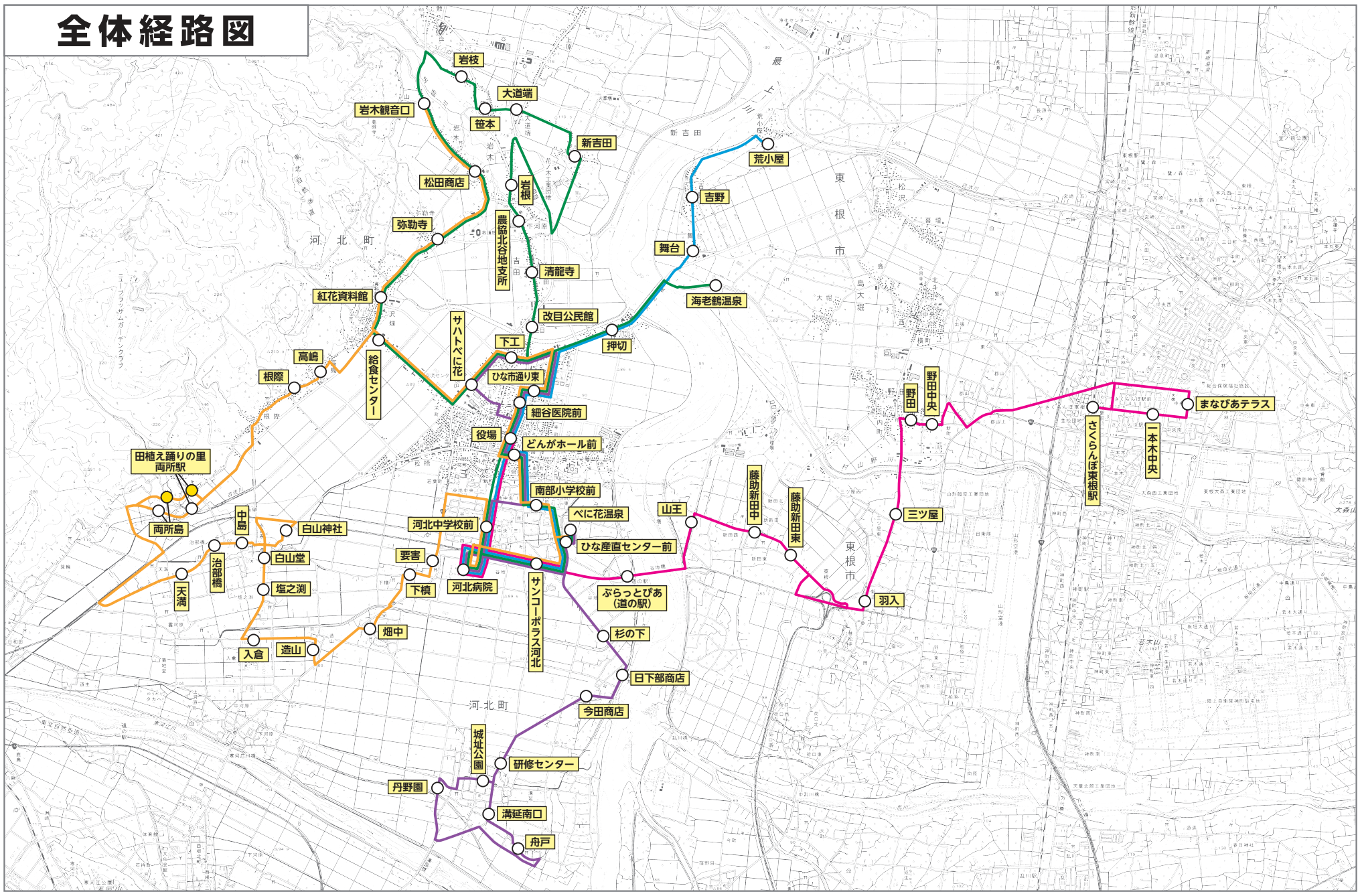


表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	河北町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	11,454
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

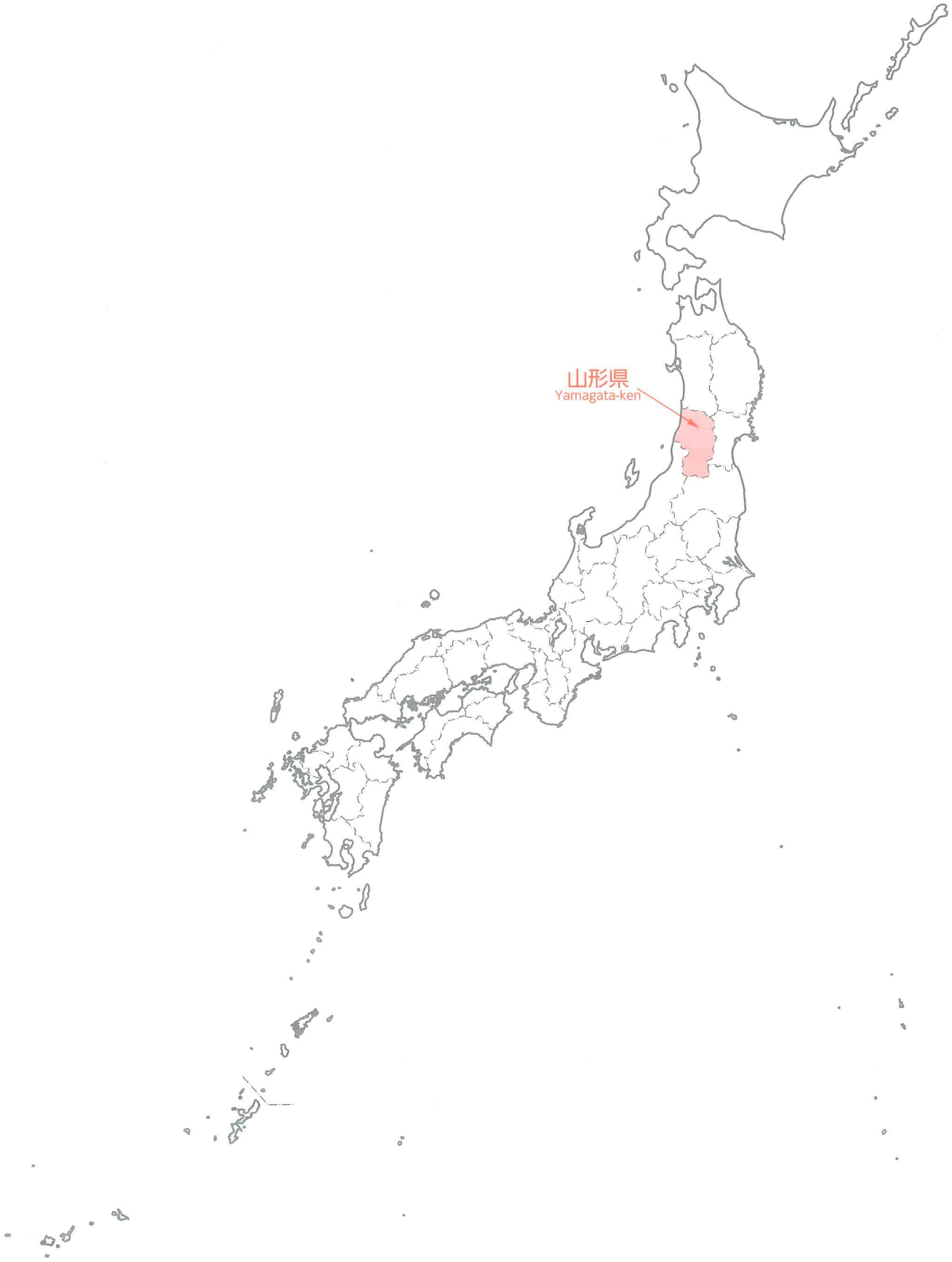
（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

H27

市町村境界図及び人口集中地区境界図

Boundary Maps of *Shi*, *Machi*, *Mura* and Densely Inhabited Districts



人口集中地区境界図

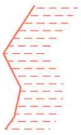
Boundary Maps of Densely Inhabited Districts

凡　例　Legend



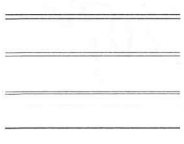
当該市区町村に属する人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID contained in shi, ku, machi or mura concerned.



当該市区町村に属さない人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID not contained in shi, ku, machi or mura concerned.



道　　路　　Road

小　　径　　Path

J　R　線　　JR railway line

私鉄線又は特殊線　　Other railway line

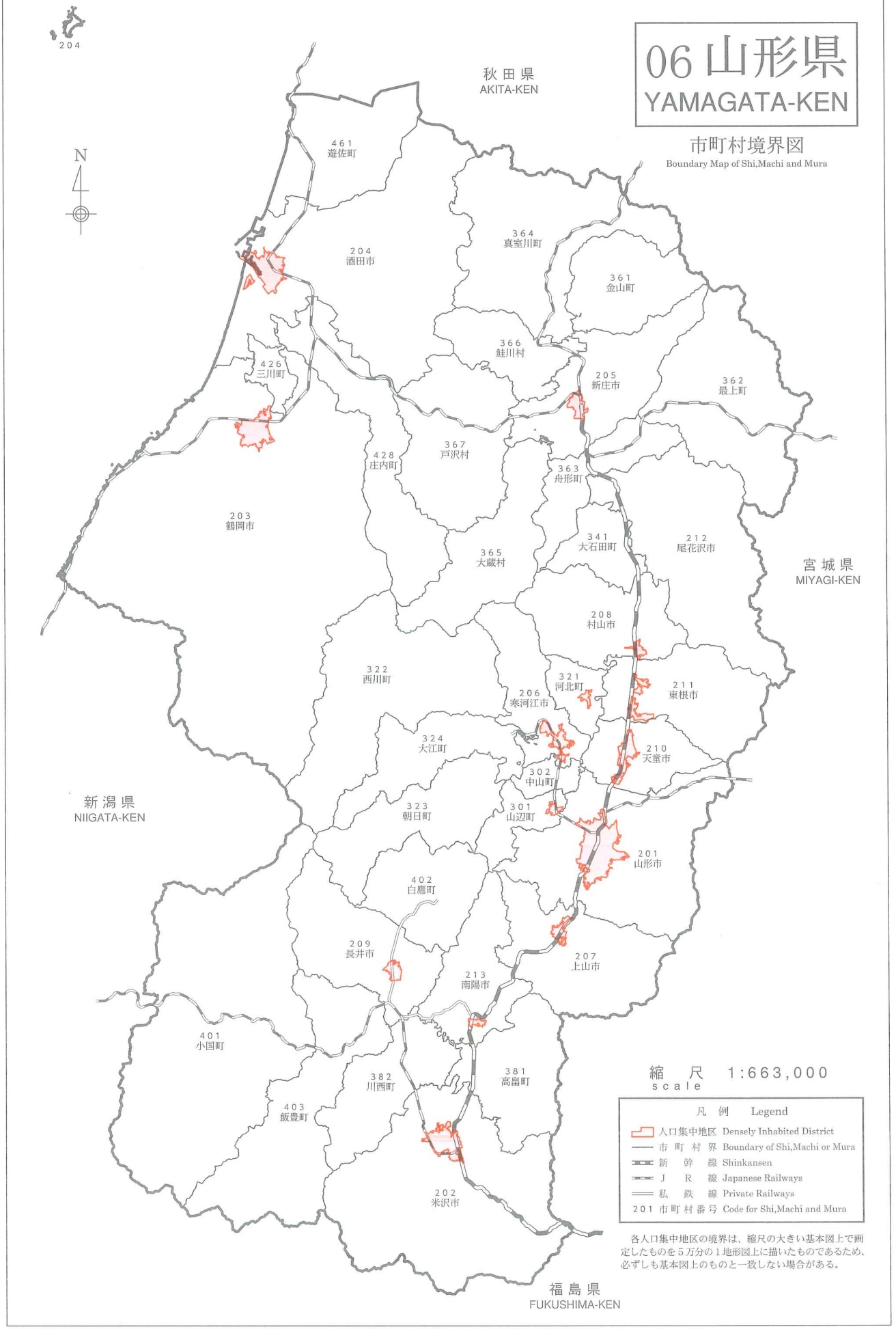
縮　尺　Scale

1:50,000

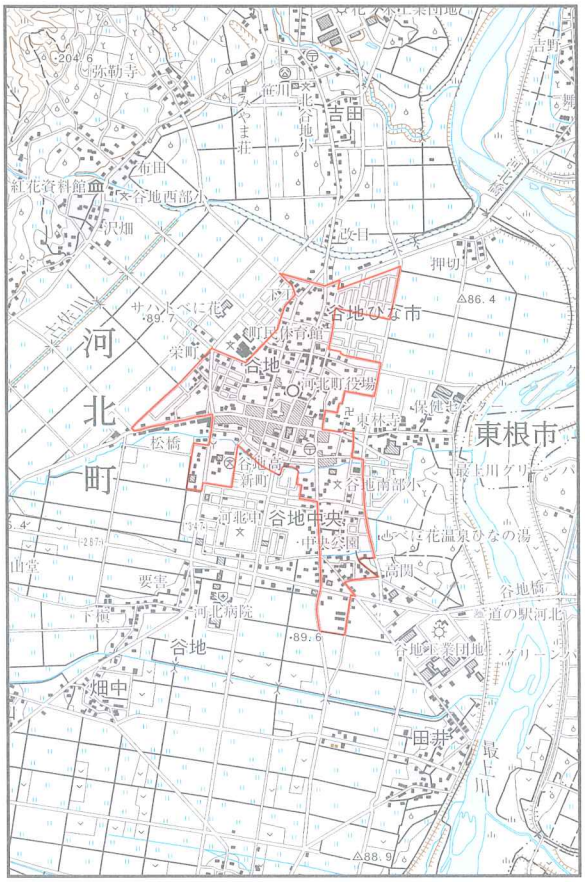
0　1　2　3　4km

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を使用した。
（承認番号　平27情使、第49-GISMAP36191号）

H27


06 山形県
YAMAGATA-KEN
市町村境界図
Boundary Map of Shi,Machi and Mura
秋田県
AKITA-KEN
宮城県
MIYAGI-KEN
新潟県
NIIGATA-KEN
福島県
FUKUSHIMA-KEN
N
204
461 遊佐町
204 酒田市
364 真室川町
361 金山町
366 鮭川村
426 三川町
205 新庄市
362 最上町
428 庄内町
367 戸沢村
363 舟形町
203 鶴岡市
365 大蔵村
341 大石田町
212 尾花沢市
208 村山市
322 西川町
321 河北町
206 寒河江市
211 東根市
324 大江町
210 天童市
302 中山町
323 朝日町
301 山辺町
201 山形市
402 白鷹町
209 長井市
207 上山市
213 南陽市
401 小国町
382 川西町
381 高畠町
403 飯豊町
202 米沢市
縮尺 1:663,000
scale
凡例 Legend
人口集中地区 Densely Inhabited District
市町村界 Boundary of Shi,Machi or Mura
新幹線 Shinkansen
JR線 Japanese Railways
私鉄線 Private Railways
201 市町村番号 Code for Shi,Machi and Mura
各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。

321 西村山郡河北町 Nishimurayama-gun Kahoku-cho



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　西川町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（西川町）
・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（西川町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（西川町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（西川町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（西川町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、西川町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（西川町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（西川町）
・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る（西川町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・西川町目標値（目標年度：R7）
県外 607 人、県内 549 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・西川町の目標値（目標年度：R7）
12.60 回／人（直近年度の実績 55,032 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の西川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・西川町目標値（目標年度：R7）
路線バス　　：38,718 千円（直近年度の実績 48,523 千円）
デマンド型乗合タクシー：　6,835 千円（直近年度の実績 1,173 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数：55,032 人以上
（直近年度の実績 55,032 人）
町営路線バスの収支率：32.6%以上（直近年度の実績 32.6%）
町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下（直近年度の実績 4,852 万円）

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数：106 人以上（直近年度の実績 106 人）
デマンド型乗合タクシーの収支率：42.6%以上（直近年度の実績 42.6%）
デマンド型乗合タクシーの町負担額 683 万円以下（直近年度の実績 117 万円）

〇事業の効果
・上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別　紙

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

別　紙

補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 西川町地域公共交通活性化協議会

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 2 日（第 1 回）：地域公共交通活性化協議会の設立

・令和 3 年 11 月 24 日（第 2 回）：町内公共交通の現状把握と今後の方向性の整理

・令和 4 年 3 月 14 日（第 3 回）（書面協議）：地域公共交通計画（案）の策定議論

○ その他

・令和 3 年 6 月：町地域公共交通に関する町民対象のアンケート調査実施

・令和 4 年 2 月中旬～3 月中旬：地域公共交通計画（案）のパブリックコメント実施

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運行業者からの状況聞取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県西村山郡西川町大字海味 510
（所　属）西川町政策推進課
（氏　名）服部敦嗣
（電　話）0237-74-2112（直通）
（e-mail）kikaku@town.nishikawa.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	①
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	①
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	①
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしか		西川町内		往　km 復　km	241日	723回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	①
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしかわ）		西川町内		往　km 復　km	241日	723回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西川町	月山観光タクシー(株)	(1) 大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート（小山、入間、沼山、原）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢･小沼ルート（岩根沢、小沼）		西川町内		往　km 復　km	241日	964回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(4) 東部エリア（睦合、吉川、海味、間沢、道の駅にしか		西川町内		往　km 復　km	241日	723回			区域運行	②（1）	「道の駅にしかわ」で地域間幹線バス系統 道の駅にしかわ寒河江駅線 と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

西川町デマンド（予約）型乗合タクシー　主な拠点施設（目的地）

◎睦合・海味・間沢地内の事業所等と「道の駅にしかわ」が目的地となります。

No.	地区	施設等名称	No.	地区	施設等名称
公共施設等			**金融機関等**		
1	海味	西川町役場	16	海味	ＪＡ西川支所
2		西川町立病院	17		西川郵便局
3		西川町保健センター	18	間沢	間沢郵便局
4		老人福祉センター	19		山形銀行　西川支店
5		にしかわ保育園	20		きらやか銀行　間沢支店
6		西川小学校	**医療機関、福祉施設、接骨院等**		
7		西川駐在所	21	睦合	佐藤接骨院
8		西川町商工会	22		渡辺接骨院
9		西川町土地改良区	23	海味	ケアハイツ西川
10		西村山地方森林組合	24		とこしえ西川
11	間沢	交流センターあいべ	25		大沼歯科医院
12		月山観光タクシー	26		桜井歯科医院
13	水沢	道の駅にしかわ	27	間沢	荒木接骨院
14		睦合・海味・間沢地区公民館・集会所	28		陰陽堂治療院
			調剤薬局		
15		睦合・海味・間沢地区路線バス停留所	29	海味	ブナの森　高取薬局
			30		ら・ふらんす調剤薬局　西川店
飲食店					
31	睦合	まるきや	37	間沢	玉貴
32		武兵ェそば	38		加登屋
33		十三時	39		美どり亭
34	海味	六十里越ドライブイン	40		そば処一松
35		ひょうたん	41		美味しんぼ　あきば
36	間沢	出羽屋	42		山六食堂
店　舗					
43	睦合	玉谷製麺所	60	海味	理容みやま
44		まるろく	61		やました美容室
45		設楽酒造店	62		かしわぐら理容館
46		セブンイレブン西川町睦合店	63		亀屋理容所
47		黒坂理容所	64		オリーブ
48		コメリハード&グリーン　西川店	65	間沢	さらぬま
49		薬王堂　山形西川店	66		三澤商店
50	海味	Ａコープ　西川店	67		マルコウ
51		フレッシュマート　シブヤ	68		黒坂商店
52		山竹商店	69		間沢美容室
53		国井商店	70		あらき精肉店
54		マルハルさとう	71		菓子処松月
55		西谷食品	72		セブンイレブン西川町間沢店
56		ニシタニ	73		理容キクチ
57		アルス	74		アラキ理容所
58		松野屋商店	75		奥山電化センター
59		産直　わかば屋	76		佐藤輪店

※順不同

・主な拠点施設の一覧ですので、その他事業所等あれば予約時にお申し出ください。
・施設名は一部（(有)(株)など）省略・通称表示しています。

<お問い合わせ先>　西川町町民税務課　町民生活係　☎0237-74-4118

【訂正版】

とっても便利。
こでらんにぇ！！

― 西川町のあたらしい地域公共交通 ―

「デマンド（予約）型乗合タクシー」がはじまります！

令和４年４月１日（金）から　運行エリア町内全域へ！ ※志津・月山沢地区を除く

予約型乗合タクシーとは？



・・・ **自宅と目的地の間を通院、買い物などに利用できる交通手段です。**

※通常のタクシーとは異なり、
決まった時間に、他の利用者と乗り合いで各目的地まで運行します。

《登録方法》



★まずは事前登録を！

◎西川町に住所を有する方であれば、どなたでもＯＫ

※原則、一人で乗り降りできる方

※未就学児の場合は、保護者等の同伴が必要です。

◎「西川町デマンド型乗合タクシー利用登録申請書」を、役場町民税務課（☎74-4118）または月山観光タクシー㈱へ提出してください。

※障がいをお持ちの方は、障害者手帳もあわせて提出をお願いします。

《利用方法》



① 電話で予約します。

月山観光タクシー㈱(☎74-2310)

へ電話予約をしてください。

※氏名、住所、利用日時・時間、乗降場所をお伝えください。

★７時台～９時台の便
・・・　前日の１７時 まで

● 上記以外の便
・・・　当日の　９時 まで

必ず予約をお願いします。

↓

② 予約時間前に乗車場所で待機します。

↓

③ 他の利用者と乗合で目的地に向かいます。

〔運行内容・時刻は裏面へ〕

ご利用内容

❑運賃

１人１乗車　３００円

※障がい者の方は半額、中学生以下は無料です。



❑運行区間

自宅と睦合・海味・間沢地内の拠点施設（公共施設・医療機関・金融機関・店舗等）及び「道の駅にしかわ」の間を運行します。　☞P4 をご参照ください

❑運行日

月曜日から金曜日

（土曜・日曜・祝日、８月 13 日～８月 16 日、12 月 29 日～１月３日は運休）

❑運行回数・時刻

４ルート　（各ルートの運行時刻は下記のとおり）

①大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、綱取）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★7:45	8:30頃	10:30	11:15頃
★9:15	10:00頃	12:00	12:45頃

②小山ルート（小山、入間、沼山、原）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:00	8:30頃	10:30	11:00頃
★9:00	9:30頃	11:35	12:05頃

③岩根沢・小沼ルート（岩根沢、小沼）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:10	8:30頃	10:30	10:50頃
★9:20	9:40頃	11:35	11:55頃

④東部（睦合、吉川、海味、間沢）・道の駅にしかわルート

出発	到着
自宅又は拠点施設	自宅又は拠点施設
★8:40	9:00頃
★9:50	10:10頃
10:55	11:15頃

※東部・道の駅にしかわルートは、拠点施設間の利用も可能です。

注）★印は前日の１７時まで予約をしてください。（無印は当日の９時まで予約してください。）

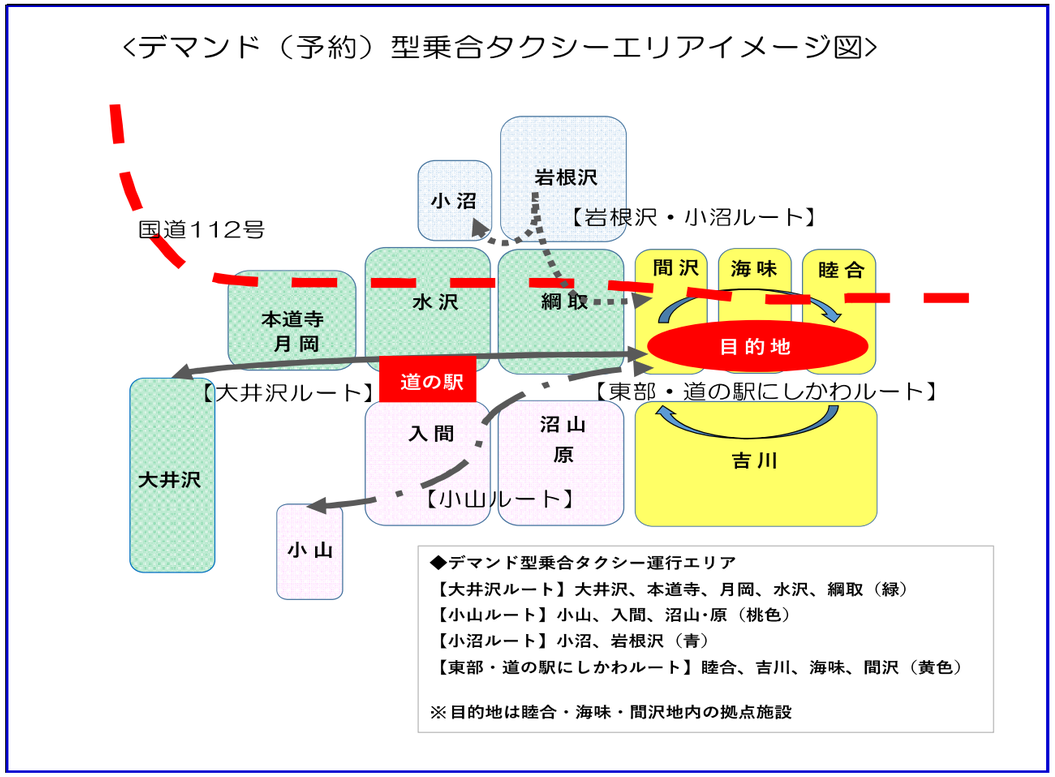
注）他の利用者と乗り合いのため、上記時間は目安の時間になります。あらかじめご了承ください。

❑利用上の注意

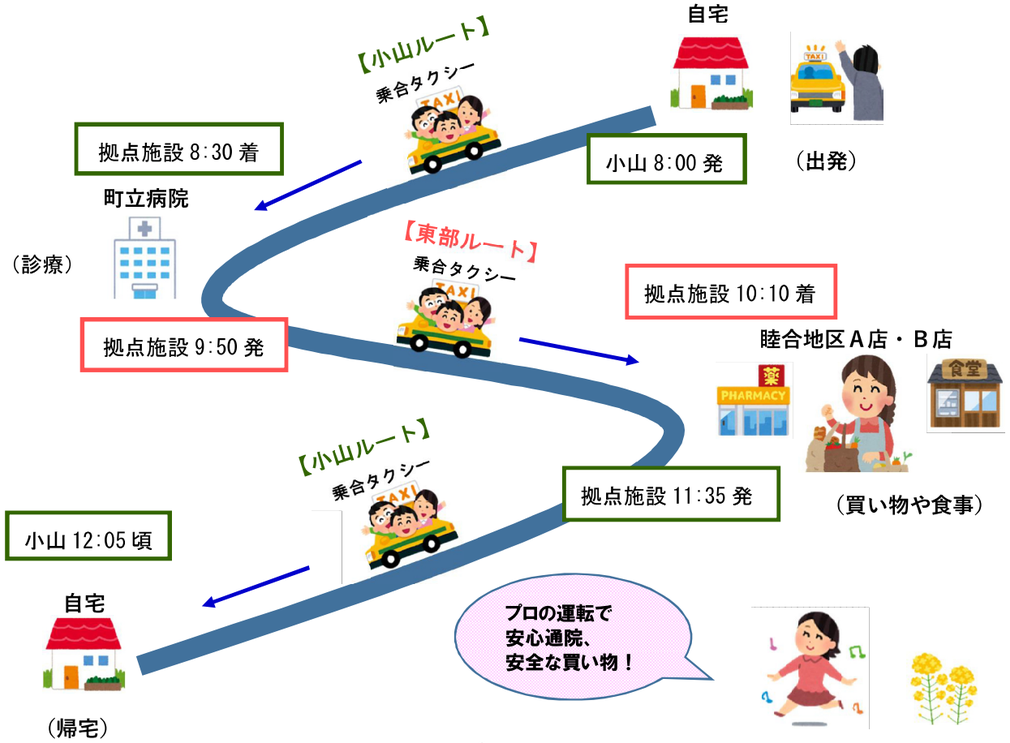
◎時間に余裕をもってご予約ください。
（上記以外の時間をご希望の場合は、通常のタクシーをご利用ください。）

◎予約した内容に変更がある場合やキャンセルされる場合は、すぐに月山観光タクシー㈱
（☎0237-74-2310）へご連絡ください。

◎乗降箇所は、各１箇所のみとなります。
（自宅→目的地→目的地のように、２箇所以上の立ち寄りはできません。）



～　乗合タクシーの使用例　～



運送しようとする区間又は区域(デマンド型乗合タクシー)

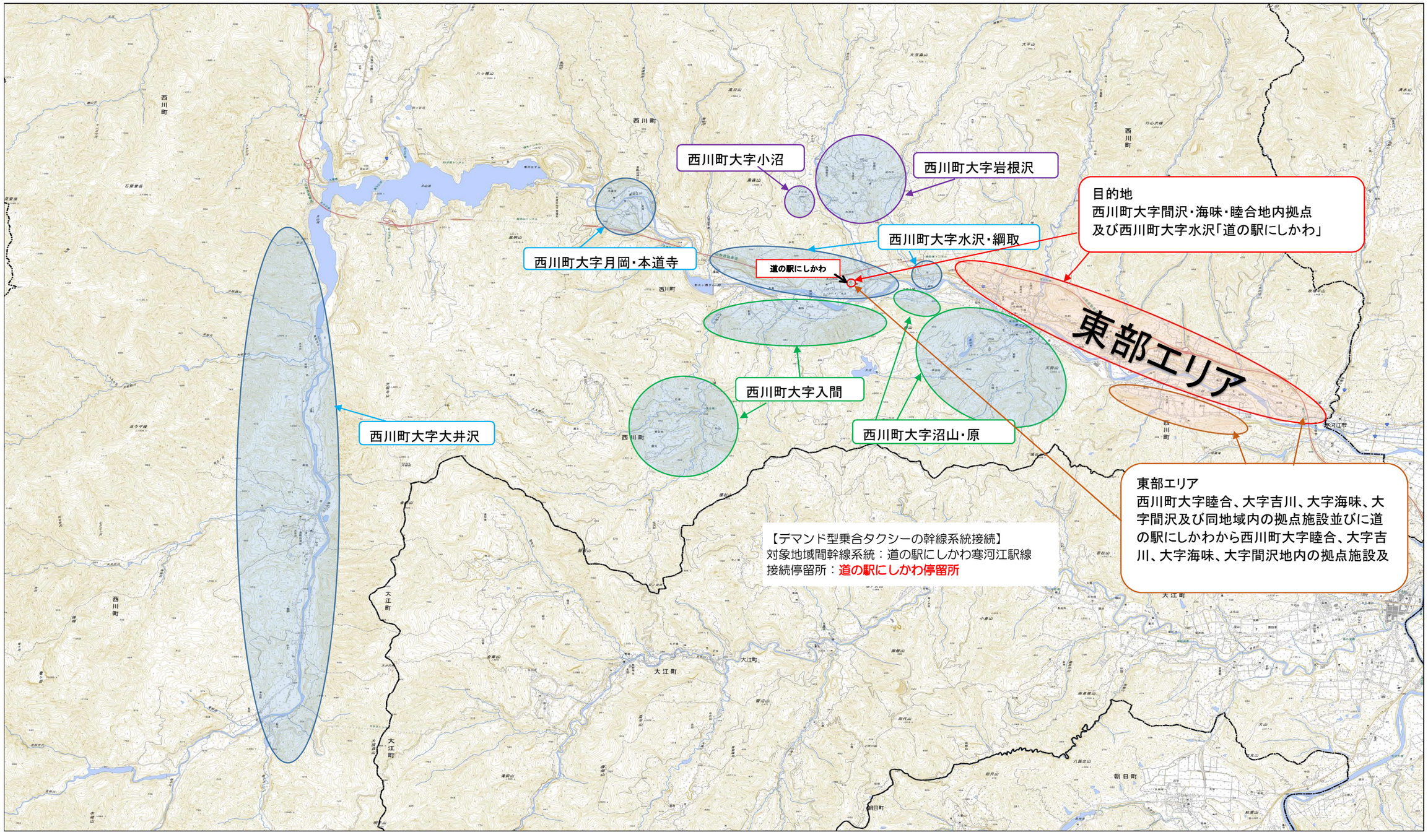


表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西川町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	4,956
交通不便地域等	4,956

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
4,956人	町内全地区	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　朝日町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・朝日町地域公共交通活性化協議会及び朝日町町民バス等運営委員会において、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）

・GTFS-JP の作成・提供（朝日町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（朝日町）

・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）

・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（朝日町）

・IC カードと町運行のバスとの連携の検討（朝日町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・直行バスならびにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（朝日町）

・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付（朝日町）

・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

表１のとおり

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

○山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標 2 の朝日町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 7）
RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・朝日町目標値（目標年度 7）
県外 200 人、県内 900 人
○山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・朝日町の目標値（目標年度 R7）
2.90 回／人（直近年度の実績 18,507 人）
○山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の朝日町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・朝日町目標値（目標年度 R7）
路線バス　　：　6,700 千円（直近年度の実績 7,392 千円の約 90%）
デマンド交通：13,000 千円（直近年度の実績 5,252 千円の約 248%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）
朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：5,255 人以上（直近年度の実績 5,005 人）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：3,503 人以上（直近年度の実績 3,336 人）
デマンドタクシーの年間利用者数：10,674 人以上（直近年度の実績 10,166 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）
デマンドタクシーの収支率：10%（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：4,020 千円（直近年度の実績 4,435 千円）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,680 千円（直近年度の実績 2,956 千円）
デマンドタクシーへの朝日町負担額：13,000 千円（直近年度の実績 5,252 千円）
○事業の効果
・上記路線を維持することにより、高齢者や高校生等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
○上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に。朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の３路線について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた 12,643,000 円を朝日町で負担している。 また、３路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

別　紙

補助金の手続き等について
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和３年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会
・令和３年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
〇朝日町地域公共交通活性化協議会
＜令和３年度＞
・令和３年11月１日：公共交通活性化協議会規約改正についての協議
・令和４年２月28日：令和４年度事業計画についての協議

〇山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により朝日町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和４年２月16日）し、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表５のとおり

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115
（所　属）朝日町役場
（氏　名）皆川 佳穂
（電　話）0237-67-2112
（e-mail）chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.0 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	246日	369回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	246日	7872回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.0 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

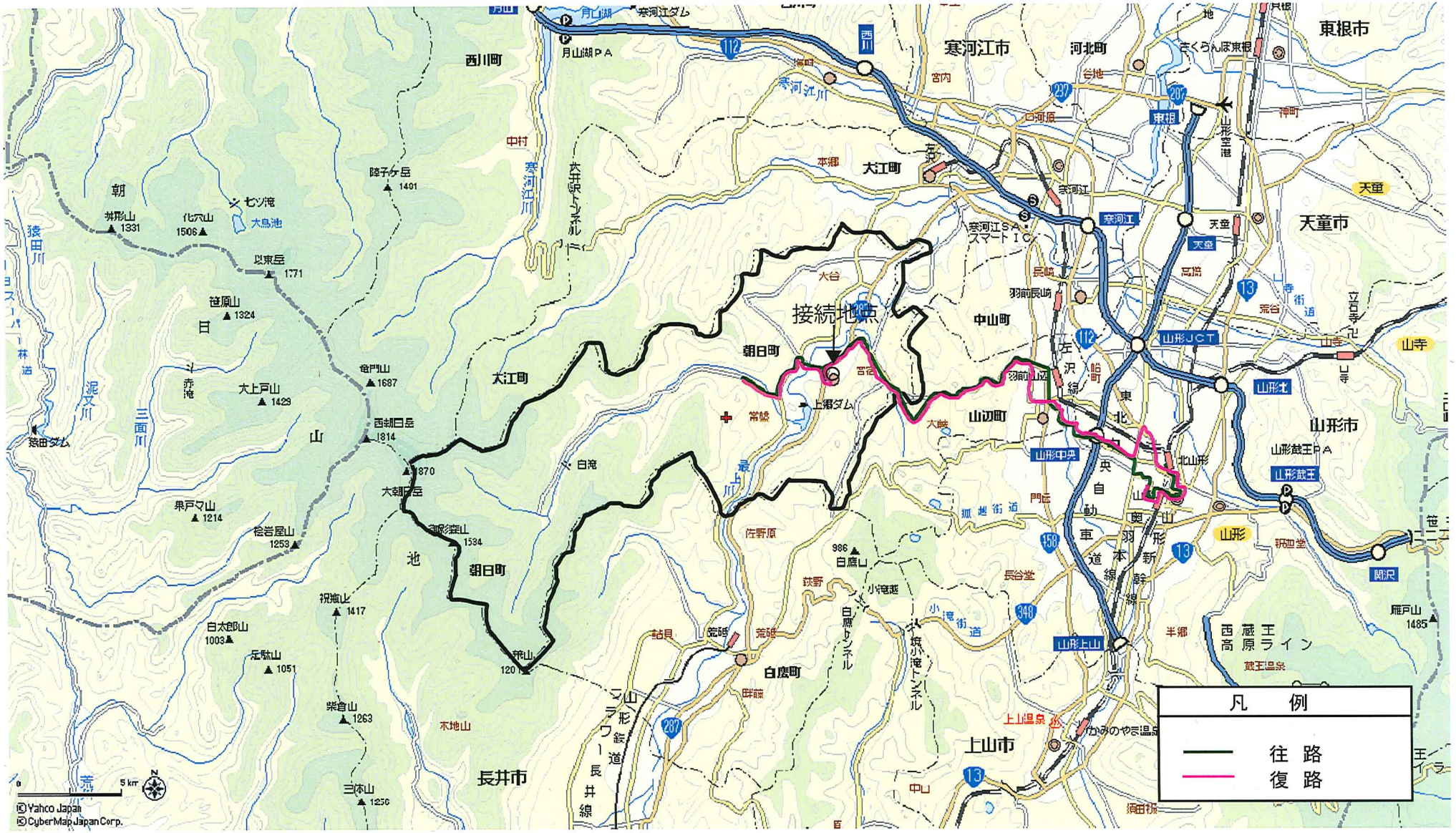
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.0 km 復 km	294日	147回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

朝日町・山形市間直行バス　運行経路図（全体図）

表1　添付資料



添付資料　時刻表

朝日町・山形市間直行バス　運行時刻表

【 運行時刻 】

往 路（朝日町 → 山形市）月～土			
	バ　ス　停	3月～11月 時刻	12月～2月 時刻
乗車専用	太郎公民館	6:33	6:23
	太　郎	6:34	6:24
	新　崩	6:35	6:25
	水　口	6:36	6:26
	西小前	6:36	6:26
	発電所前	6:37	6:27
	農協支所前	6:38	6:28
	双葉住宅団地前	6:38	6:28
	西船渡	6:39	6:29
	助ノ巻	6:40	6:30
	西　町	6:41	6:31
	朝日町役場前	6:42	6:32
	本　町	6:43	6:33
	大　町	6:44	6:34
	小学校前	6:45	6:35
	前田沢	6:45	6:35
	朝日中前	6:46	6:36
	四ノ沢	6:47	6:37
	古　槇	6:49	6:39
	中　堀	6:49	6:39
	送橋警備所前	6:50	6:40
降車専用	山辺高校前	7:15	7:08
	惺山高校前	7:30	7:25
	山形商業前	7:33	7:28
	山形駅西口	7:35	7:32
	山形市役所前	7:48	7:48
	城北高校前	7:57	7:57
	北山形駅	8:00	8:00

復路（山形市→朝日町）月～金				
	バ　ス　停	１便目 時刻	２便目 時刻	３便目 時刻
乗車専用	山交バス本社前	17:00	19:05	20:40
	山形駅西口	17:05	19:10	20:43
	山形市役所前	17:10	19:15	20:47
	城北高校前	17:15	19:20	20:50
	北山形駅	17:18	19:23	20:51
	山辺町南公園前	17:38	19:38	21:05
降車専用	送橋警備所前	18:03	20:03	21:27
	中　堀	18:04	20:04	21:28
	古　槇	18:04	20:04	21:28
	四ノ沢	18:06	20:06	21:30
	朝日中前	18:07	20:07	21:31
	前田沢	18:08	20:08	21:32
	小学校前	18:08	20:08	21:32
	大　町	18:09	20:09	21:33
	本　町	18:10	20:10	21:34
	朝日町役場前	18:11	20:11	21:35
	西　町	18:12	20:12	21:36
	助ノ巻	18:13	20:13	21:37
	西船渡	18:14	20:14	21:38
	双葉住宅団地前	18:15	20:15	21:39
	農協支所前	18:15	20:15	21:39
	発電所前	18:16	20:16	21:40
	西小前	18:17	20:17	21:41
	水　口	18:17	20:17	21:41
	新　崩	18:18	20:18	21:42
	太　郎	18:19	20:19	21:43
	太郎公民館	18:20	20:20	21:44

※平日運行（月～金）。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。
　土曜日は往路（山形行き）のみ運行します。

【利用料金】　（単位：円）

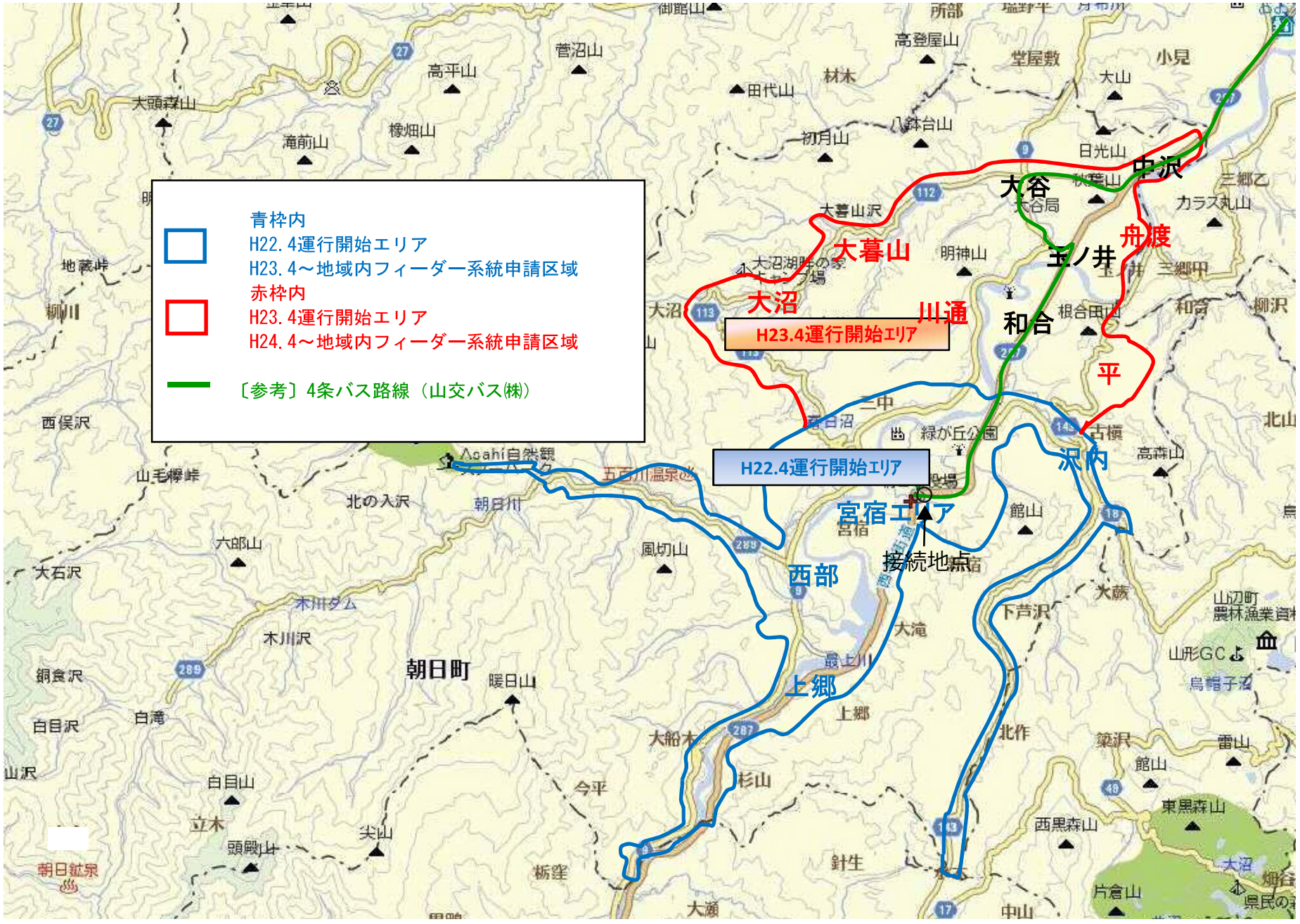
乗車１回あたり	大人（高校生以上）	小人（中学生以下）	小学生未満
	５００円	２５０円	無　料

定期券	通　学				普　通			
	片　道		往　復		片　道		往　復	
		平日限定		平日限定		平日限定		平日限定
１ケ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
３ケ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
６ケ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
１年定期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券に限り、山交バス寒河江宮宿線の寒河江駅前から朝日町役場前までの区間が利用できます。（乗車口：「左沢駅」及び「寒河江駅前」）

朝日町デマンド型タクシー　運行計画図

表１　添付資料



添付資料　時刻表

デマンドタクシー「あいのり号」運行時刻表

【 運行時刻表 】

上　り （各地区発 → 宮宿行き）	順	下　り （宮宿発 → 各地区行き）
午前　８時	１番便	午前　８時４５分
午前　９時　３０分	２番便	午前　１１時
午後　０時	３番便	午後　１時
午後　１時　４５分	４番便	午後　２時　３０分
午後　４時　４５分	５番便	午後　４時　１０分

〇予約状況により、運行経路は毎回異なります。
〇順次迎えに行きますので、時間は大まかな目安ととらえてください。
〇平日運行。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。

デマンドタクシー予約センター

Tel：６７－２１７３（Fax：６７－２１９５）

初めて利用される場合は、予約センターにて利用者登録を行ってください。

利用する場合は**予約が必要**です。出発時刻の**３０分前**までにご連絡ください。

〇受付時間：平日　午前７時から 午後５時３０分 まで

【 利用料金 】

乗車１回あたり	７５才以上	高校生以上	小・中学生	小学生未満
	２００円	４００円	２００円	無　料

〇回　数　券 …… ４００円券１４枚綴り：４，０００円
２００円券１４枚綴り：２，０００円

問合せ先 ／ 朝日町政策推進課　℡６７－２１１２

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝日町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6,366
交通不便地域等	6,366

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6,366	朝日町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：大江町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（大江町）
・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（大江町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（大江町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（大江町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（大江町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、住民や来訪者への普及啓発（事業者、大江町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（大江町、事業者）
・地域間交通ネットワークと町内内交通との乗換拠点となる左沢駅の整備の検討（大江町）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布（大江町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・大江町目標値（目標年度 R7）
県外 250 人、県内 1,500 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・大江町の目標値（目標年度 R7）
2.50 回／人（直近年度の実績 12,510 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の大江町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円円）

・大江町目標値（目標年度 R7）
路線バス　　：13,000 千円（直近年度の実績 13,160 千円）
デマンド交通：6,100 千円（直近年度の実績 6,142 千円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
・大江町営バス柳川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,000 人以上（直近年度の実績 12,510 人）
・大江町営バス柳川線の収支率：6.5%以上（直近年度の実績 6.0%）
・大江町営バス柳川線への大江町負担額 13,000 千円（直近年度の実績 13,227 千円）
・大江町乗り合いタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,500 人以上（直近年度の実績 3,166 人）
・大江町乗り合いタクシーの収支率：6.0%以上（直近年度の実績 5.4%）
・大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額 6,100 千円（直近年度の実績 6,142 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額 14,080 千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。
また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額 7,200 千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。
また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
（赤字は全市町村共通必須記載を想定） 〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和 3 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山） ・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

別　紙

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和 4 年 3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 大江町地域公共交通会議
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 10 月 14 日（第 1 回）：山交バス路線「宮宿～（寒河江）～谷地線」における路線及び停留所の一部廃止についての協議
大江町乗り合いタクシーモニター試験運行についての協議

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

（赤字は全市町村共通必須記載を想定）
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）大江町大字左沢 882-1
（所　属）大江町政策推進課
（氏　名）清野　翔太
（電　話）0237-62-2118
（e-mail）seinos@town.oe.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	㈲朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	㈲朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	㈲朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	㈲朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大江町	㈲朝日タクシー	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
	㈲朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往　km 復　km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線系統寒河江・宮宿線と左沢駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

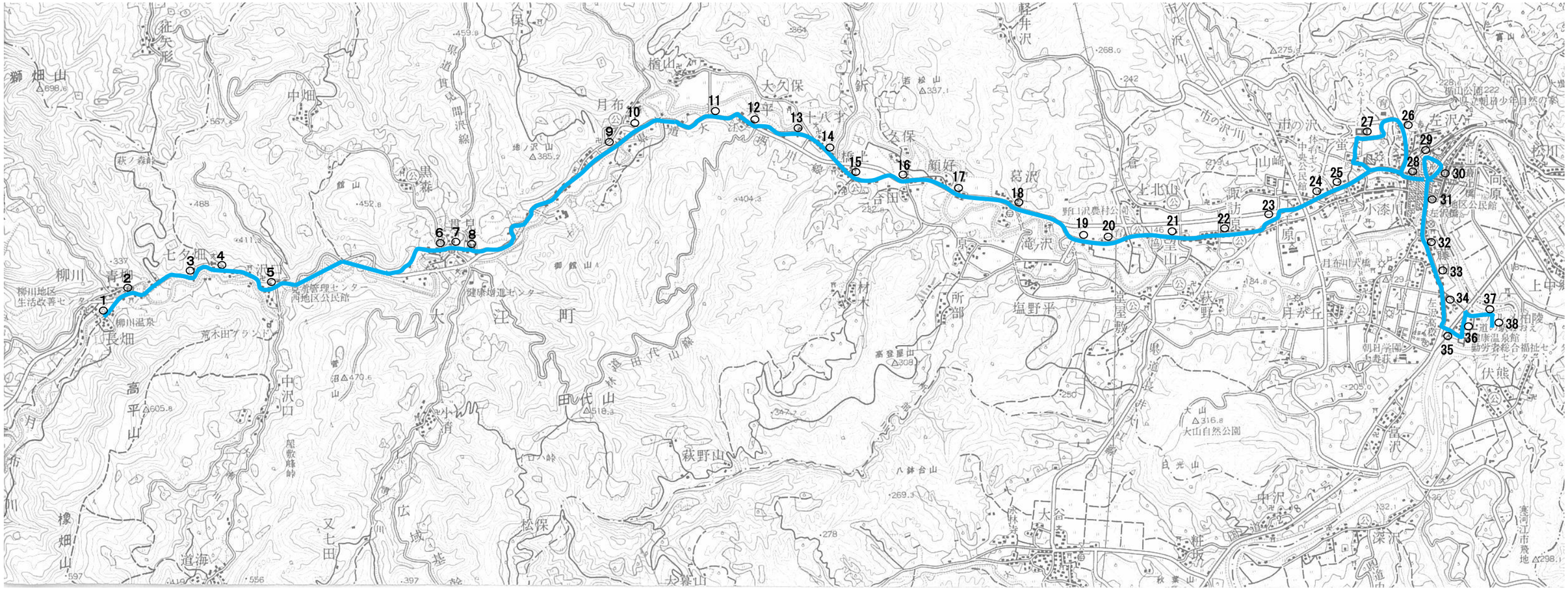
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

別紙１

大江町営バス路線図

柳川線　停留所（全 38 か所）

①柳川温泉
②神社前
③七夕畑
④やまさぁーべ前
⑤沢口
⑥貫見
⑦貫見局前
⑧貫見東
⑨月布
⑩月布口
⑪楢山口
⑫大平
⑬十八才
⑭橋上支所前
⑮橋上
⑯三合田
⑰顔好
⑱葛沢
⑲滝の沢
⑳梨木原
㉑望山
㉒諏訪原
㉓諏訪堂
㉔中央公民館前
㉕小漆川
㉖白田医院前
㉗らふらんす大江前
㉘役場前
㉙左沢駅前
㉚左沢郵便局前
㉛左沢十字路
㉜小見口
㉝藤田
㉞舟唄温泉前
㉟柏陵団地口
㊱柏陵団地
㊲柏陵荘前
㊳テルメ柏陵



路線又は運送の区域（柳川線）

起　点	主たる経過地	終　点	キロ程
大江町大字柳川 1502 番地の 3（柳川温泉）	貫見地区、十八才地区、左沢駅	大江町大字藤田 831 番地の 40（テルメ柏陵）	20.6 km

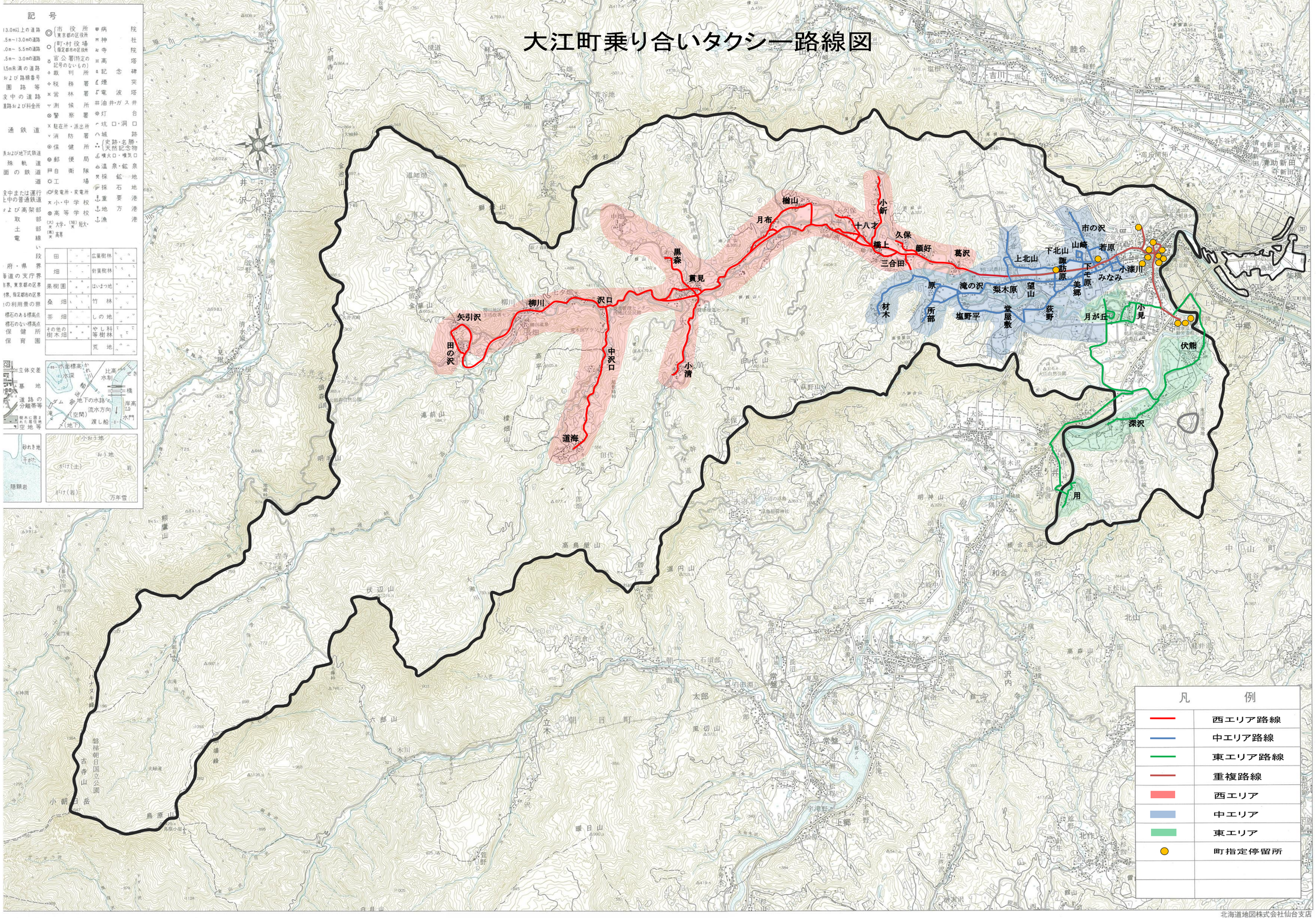
大江町営バス時刻表

令和3年4月1日改正

柳川温泉⇒テルメ柏陵　行							土日祝運休
柳川温泉	5:55	7:10	9:25	12:08	14:15	17:01	19:05
神社前	5:56	7:11	9:26	12:09	14:16	17:02	19:06
七夕畑	5:58	7:13	9:28	12:11	14:18	17:04	19:08
やまさぁーべ前	5:59	7:14	9:29	12:12	14:19	17:05	19:09
沢口	6:00	7:15	9:30	12:13	14:20	17:06	19:10
貫見	6:05	7:20	9:35	12:18	14:25	17:11	19:15
貫見局前	6:05	7:20	9:35	12:18	14:25	17:11	19:15
貫見東	6:06	7:21	9:36	12:19	14:26	17:12	19:16
月布	6:08	7:23	9:38	12:21	14:28	17:14	19:18
月布口	6:09	7:24	9:39	12:22	14:29	17:15	19:19
楢山口	6:10	7:25	9:40	12:23	14:30	17:16	19:20
大平	6:11	7:26	9:41	12:24	14:31	17:17	19:21
十八才	6:12	7:27	9:42	12:25	14:32	17:18	19:22
橋上支所前	6:13	7:28	9:43	12:26	14:33	17:19	19:23
橋上	6:14	7:29	9:44	12:27	14:34	17:20	19:24
三合田	6:15	7:30	9:45	12:28	14:35	17:21	19:25
顔好	6:16	7:31	9:46	12:29	14:36	17:22	19:26
葛沢	6:17	7:32	9:47	12:30	14:37	17:23	19:27
滝ノ沢	6:18	7:33	9:48	12:31	14:38	17:24	19:28
梨木原	6:19	7:34	9:49	12:32	14:39	17:25	19:29
望山	6:20	7:35	9:50	12:33	14:40	17:26	19:30
諏訪原	6:21	7:36	9:51	12:34	14:41	17:27	19:31
諏訪堂	6:22	7:37	9:52	12:35	14:42	17:28	19:32
中央公民館前	6:23	7:38	9:53	12:36	14:43	17:29	19:33
小漆川	6:24	7:39	9:54	12:37	14:44	17:30	19:34
白田医院前	6:26	7:41	9:56	12:39	14:46	17:32	19:36
らふらんす大江前	6:27	7:42	9:57	12:40	14:47	17:33	19:37
役場前	6:29	7:44	9:59	12:42	14:49	17:35	19:39
左沢駅前	6:32	7:47着 7:56発	10:02着 10:09発	12:45	14:52	17:38	19:42
左沢郵便局前		7:57	10:10	12:46	14:53	17:39	
左沢十字路		7:58	10:11	12:47	14:54	17:40	
小見口		7:59	10:12	12:48	14:55	17:41	
藤田		7:59	10:12	12:48	14:55	17:41	
舟唄温泉前		8:00	10:13	12:49	14:56	17:42	
柏陵団地口		8:01	10:14	12:50	14:57	17:43	
柏陵団地		8:02	10:15	12:51	14:58	17:44	
柏陵荘前		8:02	10:15	12:51	14:58	17:44	
テルメ柏陵		8:03	10:16	12:52	14:59	17:45	

テルメ柏陵⇒柳川温泉　行						
テルメ柏陵	8:28	11:15	13:22	16:01	18:05	
柏陵荘前	8:29	11:16	13:23	16:02	18:06	
柏陵団地	8:29	11:16	13:23	16:02	18:06	
柏陵団地口	8:30	11:17	13:24	16:03	18:07	
舟唄温泉前	8:31	11:18	13:25	16:04	18:08	
藤田	8:32	11:19	13:26	16:05	18:09	
小見口	8:32	11:19	13:26	16:05	18:09	
左沢十字路	8:33	11:20	13:27	16:06	18:10	
左沢駅前	8:35	11:22	13:29	16:08着 16:15発	18:12着 18:19発	19:45
左沢郵便局前	8:36	11:23	13:30	16:16	18:20	19:46
役場前	8:37	11:24	13:31	16:17	18:21	19:47
白田医院前	8:38	11:25	13:32	16:18	18:22	19:48
らふらんす大江前	8:40	11:27	13:34	16:20	18:24	19:50
小漆川	8:42	11:29	13:36	16:22	18:26	19:52
中央公民館前	8:43	11:30	13:37	16:23	18:27	19:53
諏訪堂	8:44	11:31	13:38	16:24	18:28	19:54
諏訪原	8:45	11:32	13:39	16:25	18:29	19:55
望山	8:46	11:33	13:40	16:26	18:30	19:56
梨木原	8:47	11:34	13:41	16:27	18:31	19:57
滝ノ沢	8:48	11:35	13:42	16:28	18:32	19:58
葛沢	8:49	11:36	13:43	16:29	18:33	19:59
顔好	8:50	11:37	13:44	16:30	18:34	20:00
三合田	8:51	11:38	13:45	16:31	18:35	20:01
橋上	8:52	11:39	13:46	16:32	18:36	20:02
橋上支所前	8:52	11:39	13:46	16:32	18:36	20:02
十八才	8:53	11:40	13:47	16:33	18:37	20:03
大平	8:54	11:41	13:48	16:34	18:38	20:04
楢山口	8:55	11:42	13:49	16:35	18:39	20:05
月布口	8:56	11:43	13:50	16:36	18:40	20:06
月布	8:57	11:44	13:51	16:37	18:41	20:07
貫見東	9:00	11:47	13:54	16:40	18:44	20:10
貫見局前	9:00	11:47	13:54	16:40	18:44	20:10
貫見	9:01	11:48	13:55	16:41	18:45	20:11
沢口	9:06	11:53	14:00	16:46	18:50	20:16
やまさぁーべ前	9:07	11:54	14:01	16:47	18:51	20:17
七夕畑	9:08	11:55	14:02	16:48	18:52	20:18
神社前	9:10	11:57	14:04	16:50	18:54	20:20
柳川温泉	9:11	11:58	14:05	16:51	18:55	20:21

大江町乗り合いタクシー路線図



運行時刻表

左沢行き

西エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

中エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

東エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

左沢発

西エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

中エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

東エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

※各便とも、運行２時間前まで予約がなければ運行しない。

※7:00 発の便は前日１９時まで予約とする。

指定目的地

■官公庁

役場、中央公民館、ふれあい会館

■駅

左沢駅

■商店街等

中央通り商店街第１駐車場、まちなか交流館

■病院等

あかざクリニック、白田医院、五十嵐歯科医院、公平歯科医院、太田歯科医院

■金融関係等

山形銀行左沢支店、きらやか銀行左沢支店、山形中央信用組合左沢支店

ＪＡさがえ西村山大江基幹支所・本郷支所、左沢郵便局

■その他

テルメ柏陵健康温泉館、柏陵荘、道の駅おおえ

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大江町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,646
交通不便地域等	7,646

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
7,646	大江町	過疎地域自立促進特別措置法2条1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　最上町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（最上町）
・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（最上町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（最上町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（最上町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（最上町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（最上町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（最上町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。（最上町）
・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する（最上町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

別　紙

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 406 人　県内　1,531 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末）

1.3 回／人（直近年度の実績 5,238 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 18,860 千円（デマンド分）、1,843 千円（定時定路分））

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

デマンド最上町区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,000 人以上

（直近年度の実績 4,239 人（デマンド分）、999 人（定時定路分））

デマンド最上町区域の収支率：6%以上（直近年度の実績 5.1%）

デマンド最上町区域への最上町負担額 18,800 千円

（直近年度の実績 17,896 千円（デマンド分）、1,655 千円（定時定路分））

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって、最上町バス事業デマンド型交通に係る運行費用約 20,000 千円のついては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担している。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

予約制乗合バス前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行しているバス車両については、平成 20 年に購入した普通自動車（8 人乗り）を予約制乗合バスとして使用しており、耐用年数を大幅に上回る８年を経過しているほか、利用者数の増加により乗車定員乗車し、利用を制限しなければならない状況となっていることから、安心安全な輸送を確保するために小型車両を 1 台購入する必要がある。

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末）
1.3 回／人（直近年度の実績 5,238 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の最上町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 18,860 千円（デマンド分）、
1,843 千円（定時定路分））

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の年間利用者数：2,000 人以上
（直近年度の実績 866 人）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の収支率：4.2%
（直近年度の実績 1.6%）

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアへの最上町負担額　6,700 千円
（直近年度の実績 6,907 千円）

（２）事業の効果

予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）を維持することにより、前森集落・黒沢集落・月楯集落・萱場集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

購入予定の車両で、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行することにより、利用者増加による乗車定員の心配をせずに、安心安全な運行形態を構築する。

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

別　紙

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を作成し添付

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）について、車両の取得に係る費用総額 5,650 千円のうち、補助金額については、最上町で国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇 最上町地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 17 日（第 1 回）：定時定路線型バスから予約制乗合バスへの変更についての議論　等

・令和 4 年 2 月（書面協議）：予約制乗合バスエリア分割運行及び運行時刻変更　等

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

・予約制乗合バスの新たなエリア運行に伴う住民説明会及び、デマンドバス試乗会

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

わが町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別　紙

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡最上町大字向町 644
（所　属）最上町役場 総務企画課 財務行革推進室
（氏　名）佐藤　輝彦
（電　話）0233-43-2111
（e-mail）gyokaku@town.mogami.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2,440回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往　km 復　km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往　km 復　km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往　km 復　km	244日	2,440回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往　km 復　km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
最上町	最上町	(1) 東エリア（赤倉堺田方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア（満沢方面）		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	2,440回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②（1）	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

最上町運行予定系統図

予約制乗合バス
西エリア
（令和3年8月より運行開始）

予約制乗合バス
前森・黒沢エリア

予約制乗合バス
月楯・萱場エリア

予約制乗合バス
東エリア（赤倉堺田方面）

予約制乗合バス
東エリア（満沢方面）

町の暮らしの懸け橋へ

レインボー号 Q&A



デマンドバスってなに？

「デマンド」とは、需要、要求、請求といった意味です。利用予約に応じて運行する「デマンドバス」は新しいスタイルの乗り合いバスです。

利用の対象者や制限はありますか？

年齢制限など基本的にありません。ご利用の前の「事前登録」をお願いします。

時間や目的地の変更、キャンセルはどうすれば？

予約の変更やキャンセルは早めに予約センターにご連絡ください。当日でも受け付けます。

予約が1人でも運行しますか？

基本的に乗り合いになるルートで効率的に運行しますが、同じ時間帯、方向で予約がない場合は、お一人でも運行します。

予約時刻に遅れた場合待ってもらえますか？

他のお客様の予約の関係から、予約時刻を過ぎたら出発します。予約時刻より少し前に乗車場所でお待ちください。

携帯電話からの予約も可能ですか？

可能です。ただし予約をする際にはご自宅電話番号（事前登録した番号）をお伝えください。



なるほど





最上町予約制乗合バス（レインボー号）

予約センター

☎29-7800 月～金 8:00～16:00

休 土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

予約受付業務は、旧営林署事務所の「みんなの家」で行っています。レインボー号発着までお時間がある際は、ぜひ待合所としてお気軽にお立ち寄りください。湯茶などご用意してお待ちしております。

デマンドバス レインボー号に関するお問合せ先

最上町役場総務課 行革推進係 ☎43-2111

利用紹介動画公開中！→

2022.3月 発刊

町の暮らしの懸け橋へ

最上町予約制乗合バス

レインボー号

運行日 月～金

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休

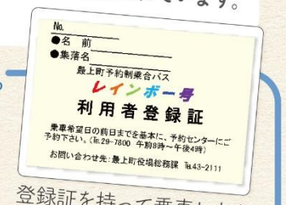
予約制乗合バス（デマンド型）レインボー号は、事前に電話等で予約を行い、他の利用者との乗合いで、ご自宅から目的地までの送迎を行う、町の新しい地域公共交通サービスです。

はじめに 事前登録

乗降場所（ご自宅等）を事前に把握するために【事前登録】の申請が必要です。申請書に必要事項をご記入の上、右のいずれかにご提出ください。後日、登録証が発行されます。

役場総務課	☎43-2111 ←電話での登録も可
社会福祉協議会	☎43-3180 ←電話での登録も可
町立最上病院	☎43-2112
健康福祉課	☎43-3117
予約センター	☎29-7800
町営バス車両内	

申請書は各窓口で用意されています。



登録証を持って乗車します

お手元に登録証が届いたら利用開始できます。

運行経路 東エリア、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア、西エリア（詳細は中面をご覧ください。）

ご自宅 ⇄ 町の指定場所・施設

利用料金

乗車1回につき **300円**

70歳以上 200円、小学生 150円、障がいをお持ちの方は、料金の全額または一部免除。（未就学児無料）

「行きだけ」「帰りだけ」の予約もできるから便利。



指定場所・施設

- 最上病院
- 高齢者総合福祉センター
- 小川歯科医院
- 永井医院
- 役場
- 最上駅
- JA最上支店
- 交流広場
- ホームセンターマルトク
- マックスバリュ
- 柴崎喜久光商店
- 予約センター

事前予約

乗車希望日の前日午後4時まで

乗車希望日の前日午後4時まで、予約センターに電話でご予約ください。（当日の予約や変更も可能です。）

最上町予約制乗合バス（レインボー号）

予約センター

☎29-7800 月～金 8:00～16:00

休 土・日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）



ご利用の前に予約センターから確認の電話が入ります。

乗車

予約場所でお待ちください

予約センターから連絡された乗車予定時間前に、ご自宅前またはご希望の乗車予定場所で、登録証を持って、バスの到着をお待ちください。

バスの中で、現金または回数券で料金をお支払いください。

お釣りのないようにご協力ください。



お得な回数券 100円券×11枚綴りで1,000円 バス車内または役場総務課で購入できます。

町の暮らしの懸け橋へ

最上町予約制乗合バス

レインボー号

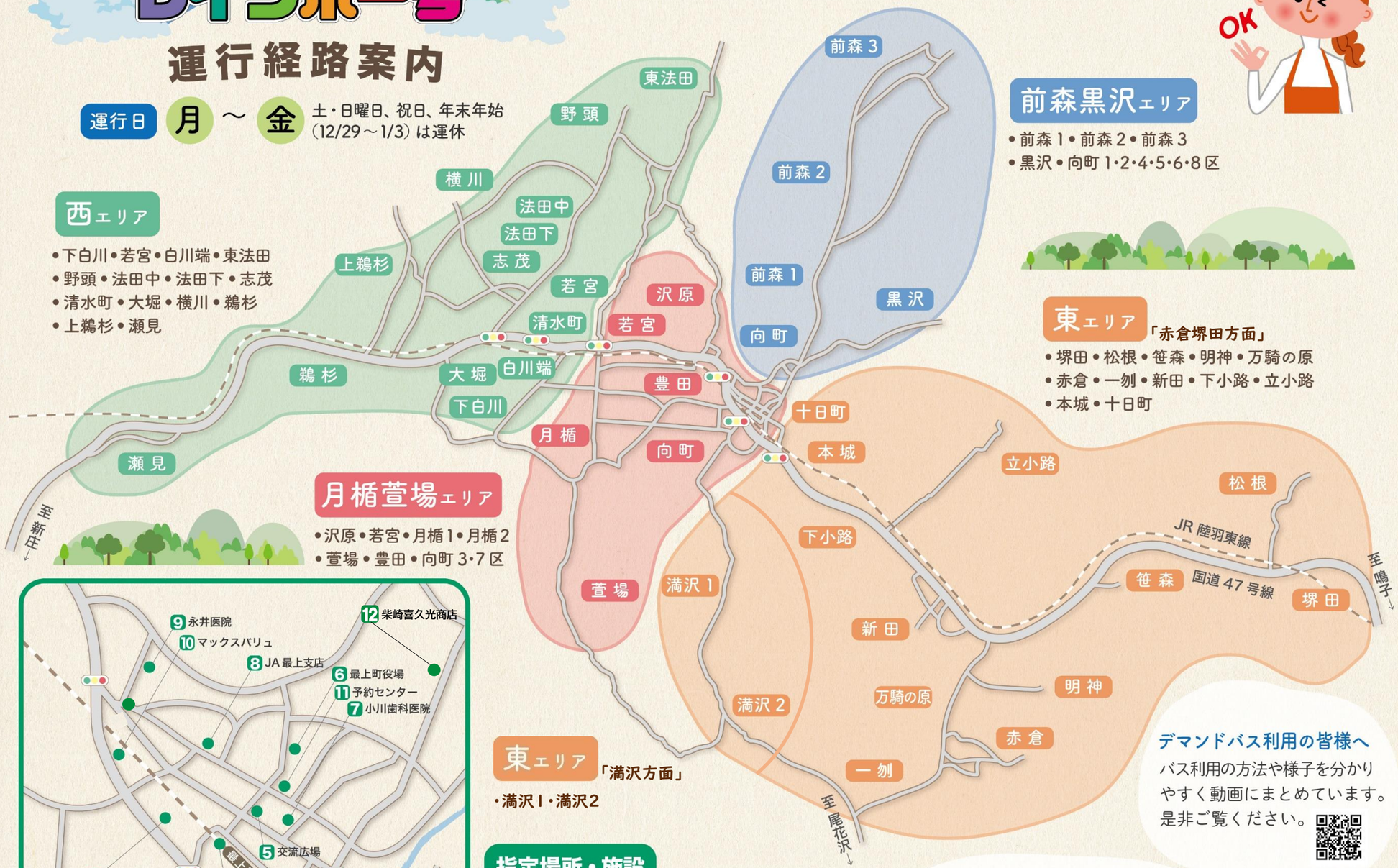
より利用しやすく

運行経路案内

令和４年４月より東エリアの運行内容が変更になり、
ランドマークが1箇所増えます！



運行日　月 ～ 金　土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休



西エリア

- 下白川・若宮・白川端・東法田
- 野頭・法田中・法田下・志茂
- 清水町・大堀・横川・鵜杉
- 上鵜杉・瀬見

月楯萱場エリア

- 沢原・若宮・月楯1・月楯2
- 萱場・豊田・向町3・7区

前森黒沢エリア

- 前森1・前森2・前森3
- 黒沢・向町1・2・4・5・6・8区

東エリア「赤倉堺田方面」

- 堺田・松根・笹森・明神・万騎の原
- 赤倉・一刎・新田・下小路・立小路
- 本城・十日町

東エリア「満沢方面」

・満沢1・満沢2



指定場所・施設

1. 最上病院
2. 高齢者総合福祉センター
3. ホームセンターマルトク
4. 最上駅
5. 交流広場
6. 最上町役場
7. 小川歯科医院
8. JA 最上支店
9. 永井医院
10. マックスバリュ
11. 予約センター
12. 柴崎喜久光商店

デマンドバス利用の皆様へ

バス利用の方法や様子を分かりやすく動画にまとめています。是非ご覧ください。

最上病院を受診される皆様へ

最上病院を受診された方には、会計時にバス乗車券（1 回分）をお渡ししております。帰りのバス乗車でぜひご利用ください。病院のお会計の際に、お声がけください。



東エリア 向町発　運行

迎え

満沢方面	赤倉堺田方面
①7時便 7時45分	①8時便 8時05分
②9時便 9時10分	②9時便 9時30分

送り

満沢方面	赤倉堺田方面
①11時便11時05分	①11時便 11時25分
②12時便12時30分	②12時便 12時50分
③13時便13時55分	③14時便 14時15分

前森黒沢エリア　運行

迎え

①8時便　向町発　8時10分
②9時便　向町発　9時20分

送り

①10時便　向町発　10時30分
②11時便　向町発　11時40分
③12時便　向町発　12時50分

月楯萱場エリア　運行

迎え

①8時便　向町発　8時40分
②9時便　向町発　9時50分

送り

①11時便　向町発　11時00分
②12時便　向町発　12時10分
③13時便　向町発　13時20分

西エリア　運行

迎え

①8時便　向町発　8時10分
②9時便　向町発　9時40分

送り

①11時便　向町発　11時10分
②12時便　向町発　12時40分
③14時便　向町発　14時10分

表６　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
最上町	最上町	1	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリ	小型車両			14	R5.1			一括
		2	（ ）								
		3	（ ）								
		4	（ ）								
		5	（ ）								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	最上町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	8,080
交通不便地域等	8,080

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
8,080	最上町	過疎法第2条の1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

最上町
過疎区分：全部過疎
町内全域交通不便地域等



別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　舟形町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（舟形町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（舟形町、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供の検討（舟形町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（舟形町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、舟形町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入を今後検討（舟形町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 :R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・舟形町目標値（目標年度:R7）
県外 180 人、県内 800 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・舟形町の目標値（目標年度:R7）
1.0 回／人（直近年度の実績 4,618 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の舟形町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・舟形町目標値（目標年度:R7）
デマンド交通：6,252 千円（直近年度の実績 6,819 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
・町外便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,000 人以上（直近年度の実績 1,755 人）
町外便の収支率：20%以上（直近年度の実績 20.6%）
町外便への舟形町負担額 2,863 千円（直近年度の実績 3,106 千円）
・町内便（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,800 人以上（直近年度の実績 2,863 人）
町内便の収支率：18%以上（直近年度の実績 15.6%）
町内便への舟形町負担額 3,389 千円（直近年度の実績 3,718 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、舟形町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、舟形町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る町外便及び町内便について、その運行に係る費用総額 8,969 千円のうち、舟形町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、町外便及び町内便への上記舟形町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する舟形町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
＜令和 4 年度＞
・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和 3 年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）
・令和 3 年 11 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

別　紙

詳細の変更
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
・令和４年２月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更
・令和４年３月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 舟形町地域公共交通会議
＜令和２年度＞
・令和３年２月２日（第１回）：拡大運行についての議論（書面開催）
＜令和３年度＞
・令和４年１月14日（第１回）：町外便の増便・運賃の改定についての議論（書面開催）
○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により舟形町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域住民の意見を反映するため、各地区の町内会長の中から地域公共交通会議の委員を選出し、委嘱している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡舟形町舟形２６３
（所　属）舟形町まちづくり課地域支援係
（氏　名）坂上　侑
（電　話）0233-32-0104
（e-mail）chiiki@town.funagata.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	241日	1203回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	365日	1696回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	241日	1203回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	365日	1696回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

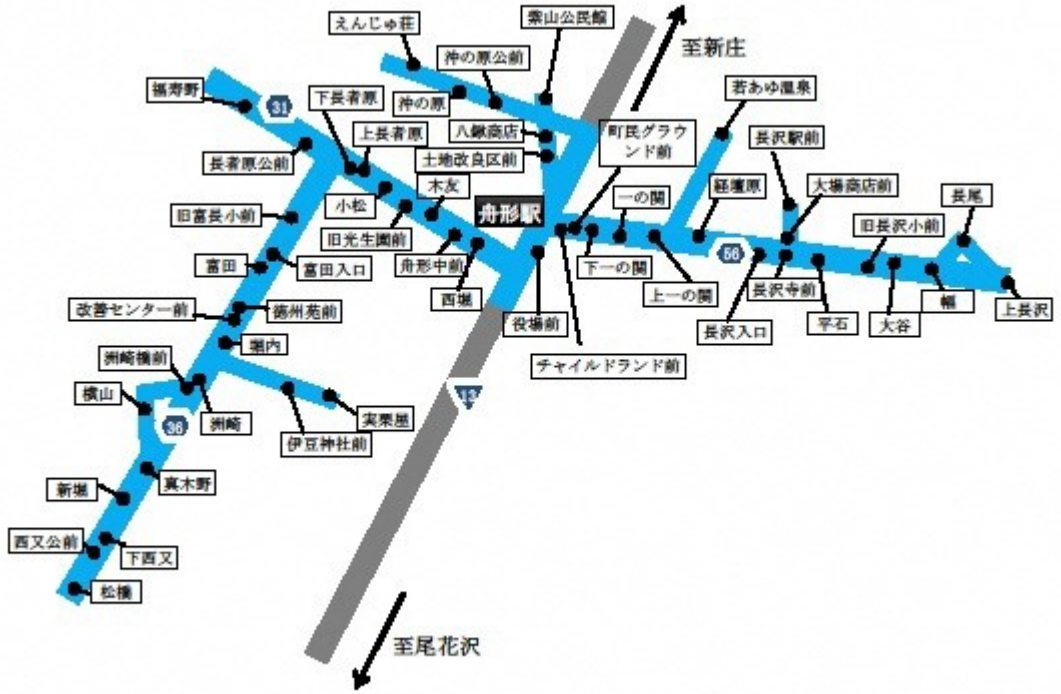
表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

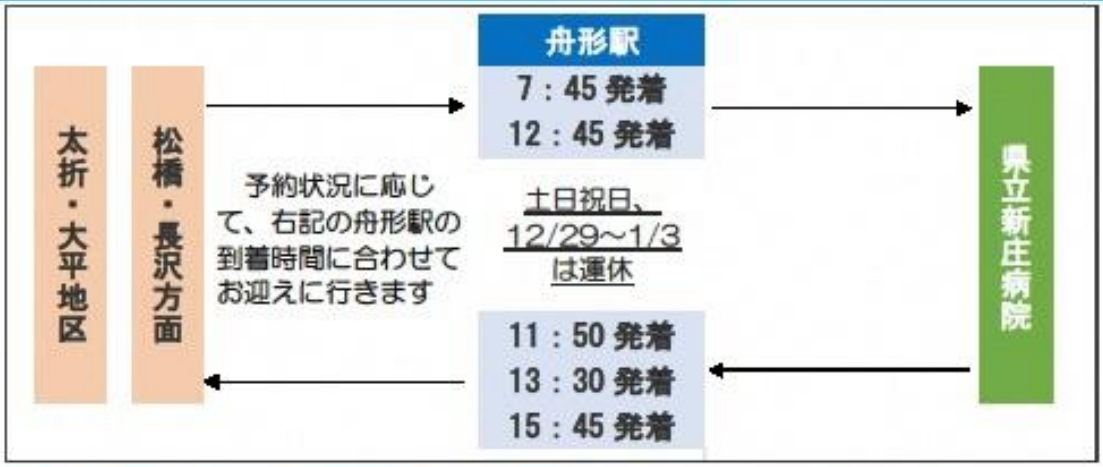
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
舟形町	（有）星川タクシー	(1)　町外便		町内全域（舟形駅経由）県立新庄病院		往　km 復　km	241日	1203回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
	（有）星川タクシー	(2)　町内便		町内全域（長沢、舟形、長者原、富田、堀内）		往　km 復　km	365日	1696回			区域運行	②(1)	JR舟形駅で接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。


至新庄
至尾花沢
えんじゅ荘
栗山公民館
沖の原公前
沖の原
福寿野
下長者原
上長者原
八鍬商店
土地改良区前
町民グラウンド前
若あゆ温泉
長沢駅前
長者原公前
木友
小松
舟形駅
一の関
経塚原
大場商店前
長尾
旧富長小前
旧光生園前
旧長沢小前
富田
富田入口
舟形中前
下一の関
上一の関
長沢寺前
幅
上長沢
改善センター前
西堀
徳州苑前
役場前
長沢入口
平石
大谷
堀内
洲崎橋前
チャイルドランド前
横山
洲崎
実栗屋
伊豆神社前
新堀
真木野
西又公前
下西又
松橋
31
36
13
60

町外便（松橋・上長沢方面⇔県立新庄病院）　時刻表



町内便①（松橋方面⇔上長沢方面）　時刻表



町内便②（太折・大平地区⇔松橋・上長沢方面）　時刻表



表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	舟形町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	5007
交通不便地域等	5007

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
5007人	町内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　鮭川村

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議おける、村内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鮭川村）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（鮭川村、事業者）
・GTFS-JP の作成・提供（鮭川村）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鮭川村）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、村民や来訪者への普及啓発（鮭川村）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（鮭川村、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・鮭川村目標値（目標年度 R7）
県外 122 人、県内 650 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・鮭川村の目標値（目標年度 R7）
2.75 回／人（直近年度の実績 11,515 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の鮭川村相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・鮭川村目標値（目標年度 R7）
路線バス　　：28,332,547 円（直近年度の実績 28,332,547 円）

デマンド交通：18,888,365 円（直近年度の実績 18,888,365 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

日下・真室川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,700 人以上（直近年度の実績 1,557 人）

大芦沢・豊里駅線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,400 人以上（直近年度の実績 1,365 人）

羽根沢・新庄線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,500 人以上（直近年度の実績 6,440 人）

予約制乗合バス（村外）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,153 人）

予約制乗合バス（村内）（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,153 人）

日下・真室川線の収支率：２%以上（直近年度の実績 1.92%）

大芦沢・豊里駅線の収支率：1.5%以上（直近年度の実績 1.21%）

羽根沢・新庄線の収支率：５%以上（直近年度の実績 4.99%）

予約制乗合バスの収支率：1.7%以上（直近年度の実績 1.69%）

日下・真室川線への鮭川村負担額 5,666,508 円（直近年度の実績 5,666,508 円）

大芦沢・豊里駅線への鮭川村負担額 10,766,368 円（直近年度の実績 10,766,368 円）

羽根沢・新庄線への鮭川村負担額 11,899,671 円（直近年度の実績 11,899,671 円）

予約制乗合バスへの鮭川村負担額 18,888,365 円（直近年度の実績 18,888,365 円）

※　予約制乗合バスは全体で一契約となっていることから、収支率及び負担額について分割することが困難なため合算したものを記載しています。

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、村内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鮭川村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスの各路線について、鮭川村から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスへの上記鮭川村の委託金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鮭川村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額　47,220,912 円（直近年度の実績 47,220,912 円）

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）（最上）

＜令和 3 年度＞

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

別　紙

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鮭川村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本村の地域公共交通会議においても利用者の代表者を委員として選出し、提出された意見等を運行に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

該当なし

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7
（所　属）住民税務課
（氏　名）津藤　陽大
（電　話）0233-55-2111
（e-mail）jyuzei2@vill.sakegawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1 km 復 10.1 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3 km 復 15.3 km	241日	843.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 19.5 km 復 19.5 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往 km 復 km	241日	1446回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1 km 復 10.1 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3 km 復 15.3 km	241日	843.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 19.5 km 復 19.5 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往 km 復 km	241日	1446回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
鮭川村	㈱新庄輸送サービス	(1)　日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川町総合体育館前	往 10.1 km 復 10.1 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(2)　大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育所前	真室川駅前	往 15.3 km 復 15.3 km	241日	843.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR奥羽本線駅と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(3)　羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 19.5 km 復 19.5 km	241日	1084.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス（村外）	村内全域（新庄駅前、県立病院前、真室川駅前、町立真室川病院）			往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJR奥羽本線等と接続	③
	㈱新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス（村内）	村内全域			往 km 復 km	241日	1446回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所でJR奥羽本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線バス路線図

大芦沢
田の沢
田ノ沢公民館前
上芦沢
旧芦沢分校前
下芦沢
下芦沢公民館前
旧曲川保育所前
中組
川崎
旧曲川小前
本村
温泉入口
羽根沢本村
羽根沢温泉
小杉
上野口
観音寺
上野公民館前
小和田
清水田
段の下
新渕
旧中渡保育所前
中渡
真木
真室川役場口
真室川駅
東町
東町２
真室川役場前
町民体育館
町立真室川病院
新町
木の下入口
豊里駅前
中石名坂
鮭川中前
南石名坂
石名坂十字路
高土井入口
高土井
さけまる住宅前
庭月
西村
こまどり保育所
京塚
月立
山の神入口
山の神
佐渡
役場前
保健センター
太陽館前
鶴田野
上大渕
農村公園
向居入口
川口入口
川口橋
叶口
泉川下
あたご町
郷野目ストア桧町店
川原町
西山
北高口
仲町
新庄駅前
県立新庄病院前

日下・真室川線
大芦沢・豊里駅線
羽根沢・新庄線

鮭川村路線バスのご案内

令和４年４月１日改訂

路線バスは、３路線運行しています。時刻表は、下記及び裏面に掲載しています。
路線バスのない区域の住民の方は、別紙の「でんわで予約バス」をご利用ください。
村内のバス停であればどこでも乗降できます。詳しくは、別紙のご案内を確認ください。

１．路線バス料金

区　　分	全路線一律
中学生以上	200円
小 学 生	100円

※小学生未満は無料となります。

■ 定期料金（高校生・通所等）

区　　分	全路線一律（１ケ月）
往復利用	2,０００円
片道利用	1,０００円

■ 定期料金（通勤）

区　　分	全路線一律（１ケ月）
往復利用	５，７２０円
片道利用	２，８６０円

２．路線バス料金の減免があります。

〇村内小学校・中学校へ通学で利用する場合は無料です。
〇７０歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は路線バス料金が半額になります。保険証、対象となる手帳の提示をお願いします。（70歳以上の減免となる対象者は鮭川村民のみです。ご了承ください。）

３．回数券、定期券もご利用ください 住民税務課危機管理室で販売しております。

〇回数券は１１枚で１０枚分の料金です。（ 200円券、100円券、50円券があります。）
（ 回数券はバス車内でも販売しております。）

４．村内フリー乗降のご案内

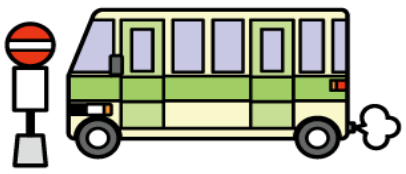
〇平成２７年４月より村内フリー乗降が可能となりました。基本は停留所利用ですが、村内の路線上で安全が確保できる場所に限り、フリー乗降できます。詳しくはお問い合わせください。※事前申請が必要です。

５．でんわで予約バスの利用方法について

◎でんわで予約バスを利用する場合は、事前に会員登録が必要です。住民税務課危機管理室で受付します。（無料です。）
また、事前に電話いただいた方は、会員登録前でも初回乗車時のバス内で登録受付が可能です。
◎予約方法：利用する日の１週間前から前日（村内行き午後便については当日正午）まで電話予約をお願いします。

予約先：新庄輸送サービス鮭川営業所　（☎５５―２２５０）
（月曜日～金曜日の午前９時から午後４時まで）

※ 受付期間外の申込では対応できませんのでご注意ください。



※全路線・でんわで予約バスは、土曜、日曜、祝日及び
１２月２９日～１月３日は運休となります。
※道路状況・天候によって遅れが発生する場合があります。（１５分以上遅れた場合、お問い合わせください。）
※乗車するバスが見えたら、手を挙げるなどの合図を出していただくようお願いします。

【お問い合わせ】
鮭川村住民税務課危機管理室　℡55―2111（内線113）

〇日下～真室川線

真室川行き					鮭川村役場行き					
鮭川村役場前	7:20	9:20	10:50	13:30	町民体育館	8:15	11:30	14:25	17:15	18:35
佐渡	7:21	9:21	10:51	13:31	東町２	8:16	11:31	14:26	17:16	18:36
山の神	7:24	9:24	10:54	13:34	東町	8:17	11:32	14:27	17:17	18:37
山の神入口	7:25	9:25	10:55	13:35	真室川駅前	8:20	11:35	14:30	17:20	18:40
月立	7:26	9:26	10:56	13:36	真室川役場前	8:22	11:37	14:32	17:22	18:42
京塚	7:27	9:27	10:57	13:37	真室川役場口	8:23	11:38	14:33	17:23	18:43
さけまる住宅前	7:28	9:28	10:58	13:38	町立病院前	8:25	11:40	14:35	17:25	18:45
石名坂十字路	7:30	9:30	11:00	13:40	新町	8:27	11:42	14:37	17:27	18:47
中石名坂	7:31	9:31	11:01	13:41	木の下入口	8:28	11:43	14:38	17:28	18:48
豊里駅前	7:32	9:32	11:02	13:42	豊里駅前	8:31	11:46	14:41	17:31	18:51
木の下入口	7:35	9:35	11:05	13:45	中石名坂	8:32	11:47	14:42	17:32	18:52
新町	7:36	9:36	11:06	13:46	石名坂十字路	8:33	11:48	14:43	17:33	18:53
町立病院前	7:38	9:38	11:08	13:48	さけまる住宅前	8:35	11:50	14:45	17:35	18:55
真室川役場口	7:40	9:40	11:10	13:50	京塚	8:36	11:51	14:46	17:36	18:56
真室川役場前	7:42	9:42	11:12	13:52	月立	8:37	11:52	14:47	17:37	18:57
真室川駅前	7:43	9:43	11:13	13:53	山の神入口	8:38	11:53	14:48	17:38	18:58
東町	7:46	9:46	11:16	13:56	山の神	8:39	11:54	14:49	17:39	18:59
東町２	7:47	9:47	11:17	13:57	佐渡	8:42	11:57	14:52	17:42	19:02
町民体育館	7:48	9:48	11:18	13:58	鮭川村役場前	8:43	11:58	14:53	17:43	19:03

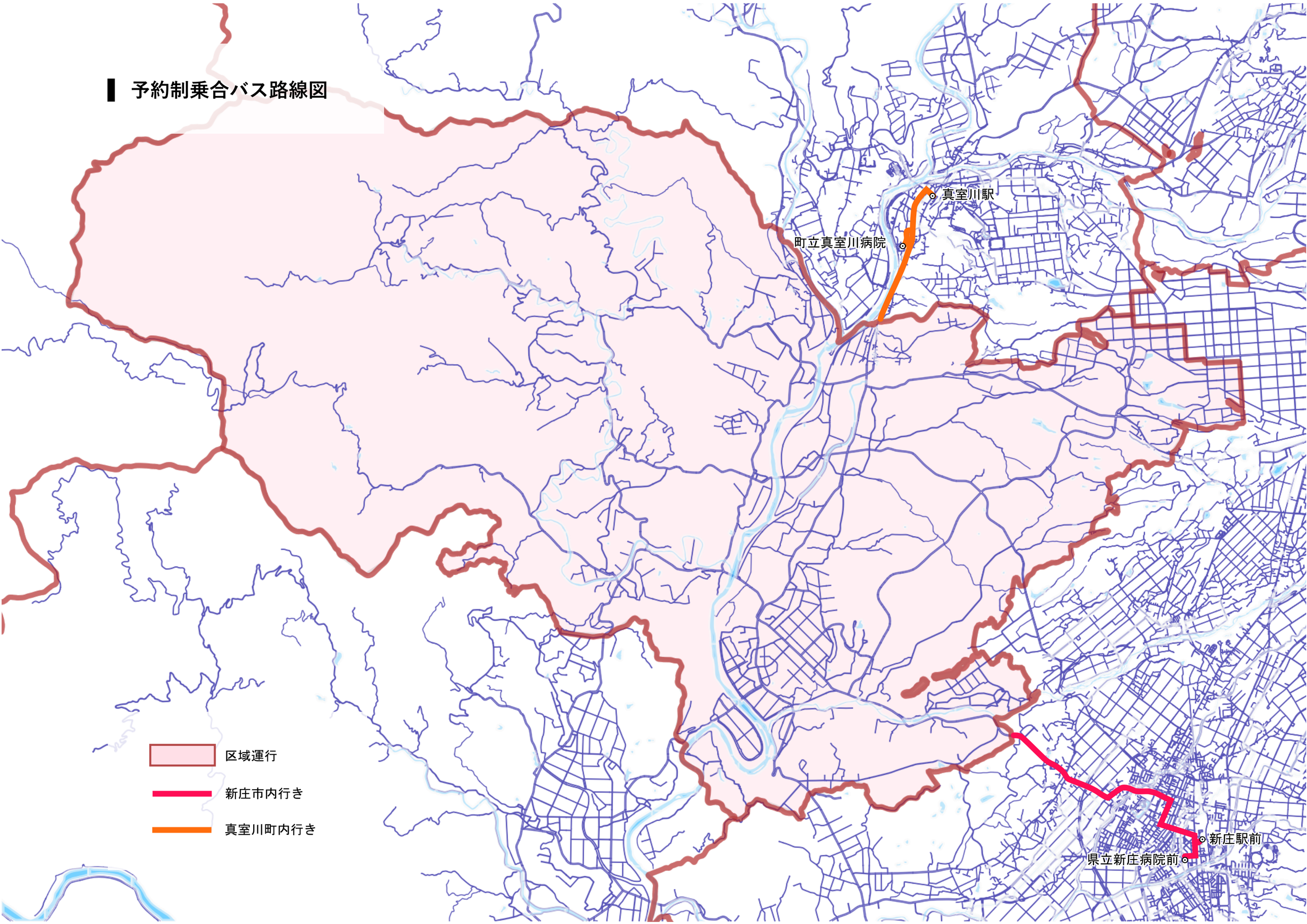
○大芦沢～豊里駅線

豊里駅行き			大芦沢行き				
大芦沢	6:50	8:20	大芦沢	10:05	真室川駅前	12:20	14:10		
田の沢公民館前	6:52	8:22	田の沢公民館前	10:07	真室川役場前	12:22	14:12		
田の沢	6:53	8:23	田の沢	10:08	真室川役場口	12:23	14:13		
上芦沢	6:55	8:25	上芦沢	10:10	町立病院前	12:25	14:15		
旧芦沢分校前	6:56	8:26	旧芦沢分校前	10:11	新町	12:27	14:17		
下芦沢	6:57	8:27	下芦沢	10:12	木の下入口	12:28	14:18		
下芦沢公民館前	6:58	8:28	下芦沢公民館前	10:13	豊里駅前	12:30	14:20	16:00	17:35
旧曲川保育所前	7:00	8:30	旧曲川保育所前	10:15	中石名坂	12:31	14:21	16:01	17:36
中組	7:01	8:31	中組	10:16	石名坂十字路	12:32	14:22	16:02	17:37
川崎	7:02	8:32	川崎	10:17	南石名坂	12:33	14:23	16:03	17:38
旧曲川小前	7:03	8:33	旧曲川小前	10:18	高土井入口	12:34	14:24	16:04	17:39
本村	7:04	8:34	本村	10:19	鮭川中前	12:36	14:26	16:06	17:41
小杉	7:06	8:36	小杉	10:21	高土井	12:38	14:28	16:08	17:43
上野公民館前	7:09	8:39	上野公民館前	10:24	庭月	12:39	14:29	16:09	17:44
上野口	7:10	8:40	上野口	10:25	こまどり保育所	12:41	14:31	16:11	17:46
観音寺	7:13	8:43	観音寺	10:28	西村	12:43	14:33	16:13	17:48
西村	7:14	8:44	西村	10:29	観音寺	12:44	14:34	16:14	17:49
こまどり保育所	7:16	8:46	こまどり保育所	10:31	上野口	12:47	14:37	16:17	17:52
庭月	7:18	8:48	庭月	10:33	上野公民館前	12:48	14:38	16:18	17:53
高土井	7:19	8:49	高土井	10:34	小杉	12:51	14:41	16:21	17:56
鮭川中前	7:22	8:52	鮭川中前	10:37	本村	12:52	14:42	16:22	17:57
高土井入口	7:23	8:53	高土井入口	10:38	旧曲川小前	12:53	14:43	16:23	17:58
南石名坂	7:24	8:54	南石名坂	10:39	川崎	12:54	14:44	16:24	17:59
石名坂十字路	7:25	8:55	石名坂十字路	10:40	中組	12:55	14:45	16:25	18:00
中石名坂	7:26	8:56	中石名坂	10:41	旧曲川保育所前	12:56	14:46	16:26	18:01
豊里駅前	7:27	8:57	豊里駅前	10:42	下芦沢公民館前	12:58	14:48	16:28	18:03
木の下入口		9:00	石名坂十字路	10:43	下芦沢	12:59	14:49	16:29	18:04
新町		9:01	京塚	10:45	旧芦沢分校前	13:00	14:50	16:30	18:05
町立病院前		9:03	月立	10:46	上芦沢	13:02	14:52	16:32	18:07
真室川役場口		9:05	山の神	10:48	田の沢	13:04	14:54	16:34	18:09
真室川役場前		9:07	佐渡	10:51	田の沢公民館前	13:05	14:55	16:35	18:10
真室川駅前		9:08	鮭川村役場前	10:52	大芦沢	13:07	14:57	16:37	18:12

○羽根沢～新庄線

県立病院行き						羽根沢温泉行き					
羽根沢温泉	6:55	羽根沢温泉	9:00	12:20	14:20	県立病院前	8:05	10:10	13:25	県立病院前	16:00	18:00
温泉入口	6:56	温泉入口	9:01	12:21	14:21	新庄駅前	8:08	10:13	13:29	新庄駅前	16:04	18:04
羽根沢本村	6:57	羽根沢本村	9:02	12:22	14:22	仲町	8:11	10:16	13:32	仲町	16:08	18:08
小和田	7:00	小和田	9:05	12:25	14:25	郷野目ストア桧町店	8:14	10:19	13:35	川原町	16:10	18:10
清水田	7:01	清水田	9:06	12:26	14:26	川原町	8:15	10:20	13:36	北高口	16:11	18:11
旧中渡保育所前	7:02	旧中渡保育所前	9:07	12:27	14:27	北高口	8:16	10:21	13:37	西山	16:13	18:13
中渡	7:03	中渡	9:08	12:28	14:28	西山	8:18	10:23	13:39	あたご町	16:15	18:15
段ノ下	7:04	段ノ下	9:09	12:29	14:29	あたご町	8:20	10:25	13:41	泉川下	16:18	18:18
新渕	7:05	新渕	9:10	12:30	14:30	泉川下	8:23	10:28	13:44	叶口	16:19	18:19
真木	7:06	真木	9:11	12:31	14:31	叶口	8:24	10:29	13:45	川口入口	16:20	18:20
役場前	7:10	役場前	9:15	12:35	14:35	川口入口	8:25	10:30	13:46	川口橋	16:21	18:21
太陽館前	7:12	保健センター	9:17	12:37	14:37	農村公園	8:26	10:31	13:47	向居入口	16:22	18:22
上大渕	7:13	鶴田野	9:18	12:38	14:38	鶴田野	8:27	10:32	13:48	上大渕	16:23	18:23
向居入口	7:14	農村公園	9:19	12:39	14:39	保健センター	8:28	10:34	13:49	太陽館前	16:24	18:24
川口橋	7:15	川口入口	9:20	12:40	14:40	役場前	8:30	10:36	13:51	役場前	16:26	18:26
川口入口	7:16	叶口	9:21	12:41	14:41	真木	8:34	10:39	13:54	真木	16:30	18:30
叶口	7:17	泉川下	9:22	12:42	14:42	新渕	8:35	10:40	13:55	新渕	16:31	18:31
泉川下	7:18	あたご町	9:25	12:45	14:45	段ノ下	8:36	10:41	13:56	段ノ下	16:32	18:32
あたご町	7:21	西山	9:27	12:47	14:47	中渡	8:37	10:42	13:57	中渡	16:33	18:33
西山	7:23	北高口	9:29	12:49	14:49	旧中渡保育所前	8:38	10:43	13:58	旧中渡保育所前	16:34	18:34
北高口	7:25	川原町	9:30	12:50	14:50	清水田	8:39	10:44	13:59	清水田	16:35	18:35
川原町	7:26	郷野目ストア桧町店	9:31	12:51	14:51	小和田	8:40	10:45	14:00	小和田	16:36	18:36
仲町	7:28	仲町	9:34	12:54	14:54	羽根沢本村	8:43	10:48	14:03	羽根沢本村	16:39	18:39
新庄駅前	7:33	新庄駅前	9:37	12:57	14:57	温泉入口	8:44	10:49	14:04	温泉入口	16:40	18:40
県立病院前	7:36	県立病院前	9:40	13:00	15:00	羽根沢温泉	8:45	10:50	14:05	羽根沢温泉	16:41	18:41

予約制乗合バス路線図



鮭川村「でんわで予約バス」のお知らせ

令和４年４月１日からの鮭川村「**でんわで予約バス**」運行について下記のとおりお知らせいたします。

でんわで予約バスの乗り方

予約受付時間：利用日前日の午前９時～午後４時
※受付は平日（祝日、年末年始除く）になります。

事前の会員登録が必要です。住民税務課で受付します。
役場へ来ることが困難な場合は初回乗車時のバス内で受付できます。
予約電話の際に「バス内で登録受付希望」とお伝えください。

① **新庄輸送サービス**
５５－２２５０
に電話をして
「乗る場所」「降りる場所」「乗る時間」「乗る人数」を伝えます。



② **「乗る場所」にバスが来る時刻をお伝えします。**



③ **バスが来る時刻が近くなったら指定した「乗る場所」の近くでお待ちください。**



※１　他のお客さんと乗合が基本です。マナーを守った乗車をお願いします。
※２　迂回をすることがあるため発着時刻にずれが生じる場合があります。
※３　お急ぎの場合や到着時間の指定を希望される方はタクシー利用等をお願いします。
※４　予約は受付時間内のみです。留守番電話では受付できませんのでご了承ください。
※５　会員登録の方法については住民税務課または新庄輸送サービスにお問い合わせください。

村内行き

○ 村内どこでも　利用料金：２００円

※　７０歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は料金が１００円になります。（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：午前便予約　前日午後４時まで
午後便予約　当日正午まで

運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く

【村内であれば乗降場所を自由に指定可能】

午前便	役場発車時刻	午後便	役場発車時刻
	８：３０		１３：００
	〃		１４：００
	１１：００		１５：００
			１７：３０

※　運行時間は役場発車時刻から１時間を見込んでいます。

村外行き

（新庄市内、真室川町内行き）利用料金：６００円

※７０歳以上の方は１００円割引。身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は半額になります。
（保険証、対象となる手帳の提示をお願いする場合があります。）

予約受付時間：前日午後４時まで

１．新庄市内便
運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く
【鮭川村役場から新庄市内へ】　【新庄市内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	停留所・発着所	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	県立新庄病院前	12:30	14:00
予約者自宅付近		新庄駅前	12:32	14:02
新庄駅前	9:28	予約者自宅付近停留所		
県立新庄病院前	9:30	鮭川村役場	13:30	15:00

２．真室川町内便
運行日：平日（月～金曜日）※祝日、年末年始を除く
【鮭川村役場から真室川町内へ】　【真室川町内から鮭川村役場へ】

午前便		午後便		
停留所・発着所	発車・到着時刻	停留所・発着所	発車・到着時刻	
鮭川村役場	8:30	真室川駅	12:30	14:00
予約者自宅付近		町立真室川病院	12:32	14:02
町立真室川病院	9:28	予約者自宅付近		
真室川駅	9:30	鮭川村役場	13:30	15:00

○お問い合わせ：鮭川村住民税務課危機管理室
ＴＥＬ：５５－２１１１（内線１１３）

でんわで予約バスの活用例

基本的な使い方

例①　自宅から役場まで

①

新庄輸送サービス
55－2250
に電話をして
「自宅」から「役場」まで「2人」で「希望する時刻」を伝えます。



②

電話受付員から乗る場所にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。



③

予約した時間が近くなったら自宅前に出ましょう。
※乗合の為、到着時間が１０分前後ずれる場合があります。



時刻例：１１：００便で自宅から役場へ。１３：００便で役場から自宅へ帰ることができます。

○活用例

①佐藤医院へ向かい、受診後自宅へ帰る
9:00便で自宅前から佐藤医院へ。受診後、11:00便で佐藤医院から自宅前へ。

②木の根坂の友人宅へ向かい、帰宅する。
13:00便で自宅前から木の根友人宅前へ。15:00便で木の根坂友人宅から自宅前へ。

③役場で書類を提出し、帰宅する。
9:00便で自宅前から役場へ。書類を提出し、11:00便で役場から自宅前へ。

※ あくまで一例です。利用の際は電話受付員にご相談ください。

路線バスとの乗換え方法

例②　自宅から新庄病院前バス停まで（※真室川町へも同様に向かうことができます。）

①

新庄輸送サービス
55－2250
に電話をして
「自宅」から「役場前」まで「2人」で「希望する時刻」を伝えます。
※ 県立病院に行くため、路線バスに乗りたいと伝えてください。



②

電話受付員から乗る場所にバスが着く時間をお伝えします。
※帰り便も必要であれば一緒にお伝えください。



③

予約した時間が近くなったら自宅前に出ましょう。
※ 乗合の為、到着時間が分前後ずれる場合があります。



④

鮭川村役場で路線バスに乗り継ぎます。



⑤

目的地の「県立病院前バス停」で路線バスを下車します。



表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鮭川村

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	3,949
交通不便地域等	3,949

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
3,949	村内全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：高畠町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・　地域公共交通会議における、交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証を行う（高畠町）。

〇　山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、データ提供を検討する。（高畠町）
・　GTFS-JP の作成・提供の検討（高畠町）

〇　山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（高畠町）
・　地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への啓発活動を行う。（高畠町）
・　本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（高畠町）

〇　その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・　町広報誌等を活用し、デマンド交通の利用に係る手続き等を再周知する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

別　紙

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○　山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の高畠町相当分の達成

・　県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
　ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・　高畠町目標値（目標年度 R6 年度末）
　県外 1,500 人、県内 4,100 人

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の高畠町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・高畠町の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.85 回／人（直近年度の実績 0.81 回／人）

○　山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の高畠町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通　：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・高畠町目標値（目標年度 R7 年度末）
デマンド交通：22,000 千円（直近年度の実績 25,634 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：21,500 人以上
（直近年度の実績 18,157 人）
デマンド交通の収支率：22%以上（直近年度の実績 18.6%）
デマンド交通の高畠町負担額 23,000 千円（直近年度の実績 25,634 千円）

○事業の効果

・　上記デマンド交通を維持することにより、高畠町二井宿地区、和田地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・　上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、高畠町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

別　紙

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 33,874 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 また、デマンド交通への上記高畠町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する高畠町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

別　紙

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）: 国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）: 地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）: 令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）: 令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）: 地域公共交通計画の修正等についての議論 〇 山形県地域公共交通活性化協議会置賜地域別部会 ＜令和 3 年度＞ ・令和 4 年 2 月（書面協議）: 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更 〇 高畠町地域公共交通会議 ・令和 3 年 9 月 16 日 ：自動運転サービス実証実験実施に係る協議 〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会 ・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答
１０．利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会において、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により高畠町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 当町では、公共交通機関の利用者からの意見について、デマンド交通に関連する事業担当課間での情報共有を適時適切に行い、必要に応じて幹部職員の会議の案件とし、施策の反映につなげることとしている。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436
（所　属）企画財政課　企画調整係
（氏　名）阿部　恭大
（電　話）0238-52-1112
（e-mail）kikaku@town.takahata.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	359日	3231回			区域	②（1）	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	360日	3240回			区域	②（1）	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
高畠町	株式会社羽山観光タクシー みつわタクシー有限会社 有限会社まほろば合同タクシー	(1) 高畠町デマンド交通		町内全域		往　km 復　km	359日	3231回			区域	②（1）	JR高畠駅で接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

高畠町デマンド交通 ご利用案内



高畠町内を運行区域として、３台のデマンドタクシー（はやま号・まほろば号・みつわ号）が運行しています。
玄関から玄関まで送迎いたします。
町民の方に限らずどなたでもご利用できます。
乗り合いでの運行となりますので、到着時間には余裕をもってご予約ください。

1. 電話で予約

① 予 約

利用したい運行時間の**1時間前までに**
予約センターにお電話ください。

☎ 0238−51−1255

※ 朝8時便は、前日午後4時までの予約をお願いします。

② 受 付

オペレーターが受付します。

- 利用する方のお名前と、利用したい運行時間
- 乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）をお伝えください

※予約の変更、取消の場合は、
すぐに予約センターにご連絡願います。

③ お 迎 え

予約した乗車場所にお迎えに参ります。

- 建物の中でお待ちください

④ 到 着

目的地までお送りいたします。

- 目的地が同じ方向の方と乗り合わせとなります。

2. FAXで予約

予約センターにＦＡＸをお送りください。

FAX 51−1256

- 利用する方のお名前、自宅の電話番号（携帯電話番号）
- 利用したい運行時間と連絡方法（電話・FAX等）
- 乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）を記入
- 予約センターから予約可能か折り返しご連絡いたします。
  それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。

3. ネットで予約

利用希望時間の1時間30分前までに
ご予約お願いします。

このQRコードを読み込んで入力してください。

- 利用したい運行時間の1時間30分前までに
  入力フォームにしたがってご予約お願いします。
- 予約センターから予約可能かご連絡いたします。
  それまでは予約確定となりませんのでご注意ください。
- 高畠町公式ホームページからも予約できます

ご利用料金

	区 分	料 金
高畠町民の方	①一般の方（中学生以上）	500円
	②75歳以上の方	400円
	③65歳以上で運転経歴証明書所持者	400円
	④障がい者手帳所持者	300円
	⑤小学生	300円
町民以外の方（小学生以上）		500円

◆②～④の方は、利用区分証を発行いたしますので、健康長寿課（げんき館）で手続きをお願いします。
◆未就学児は無料ですが、保護者同伴での乗車をお願いします。
◆回数券（10回分の料金で11回利用できる）を販売しています。（販売場所：デマンド車内、げんき館）

運 行 時 間 午前８時～午後４時
午前 ８時・９時・10時・11時・12時
午後 １時・２時・ ３時 ・ ４時 （全９便）
年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

予約受付時間 午前７時～午後４時
土、日、祝日も受付しています。
ご利用希望時間の１時間前までにご予約願います。
（ネット予約は１時間30分前まで）
朝8時便は前日の午後４時までにご予約願います。
年末年始の運行日程は予約センターにご確認願います。

お問い合わせは こい わんにゃんゴーゴー
予約センター ☎ 0238-51-1255
高畠町健康長寿課（げんき館） ☎0238-52-4478

注 意 事 項

- 乗車には定員がありますので、予約状況によってはご希望の時間にご利用できない場合がございます。
- 他のお客様と乗り合い乗車になるため、未就学児及び一人で乗車できない方（付き添いがいれば可）、泥酔している方はご利用をお断りいたします。
- ペット連れの乗車はできません。
- お迎えの時間は予約申込み状況により前後いたします。
- 混雑したり気象状況によって、時間に遅れることがございます。到着時間に余裕をもってご利用願います。

高畠町健康長寿課 R2.4版

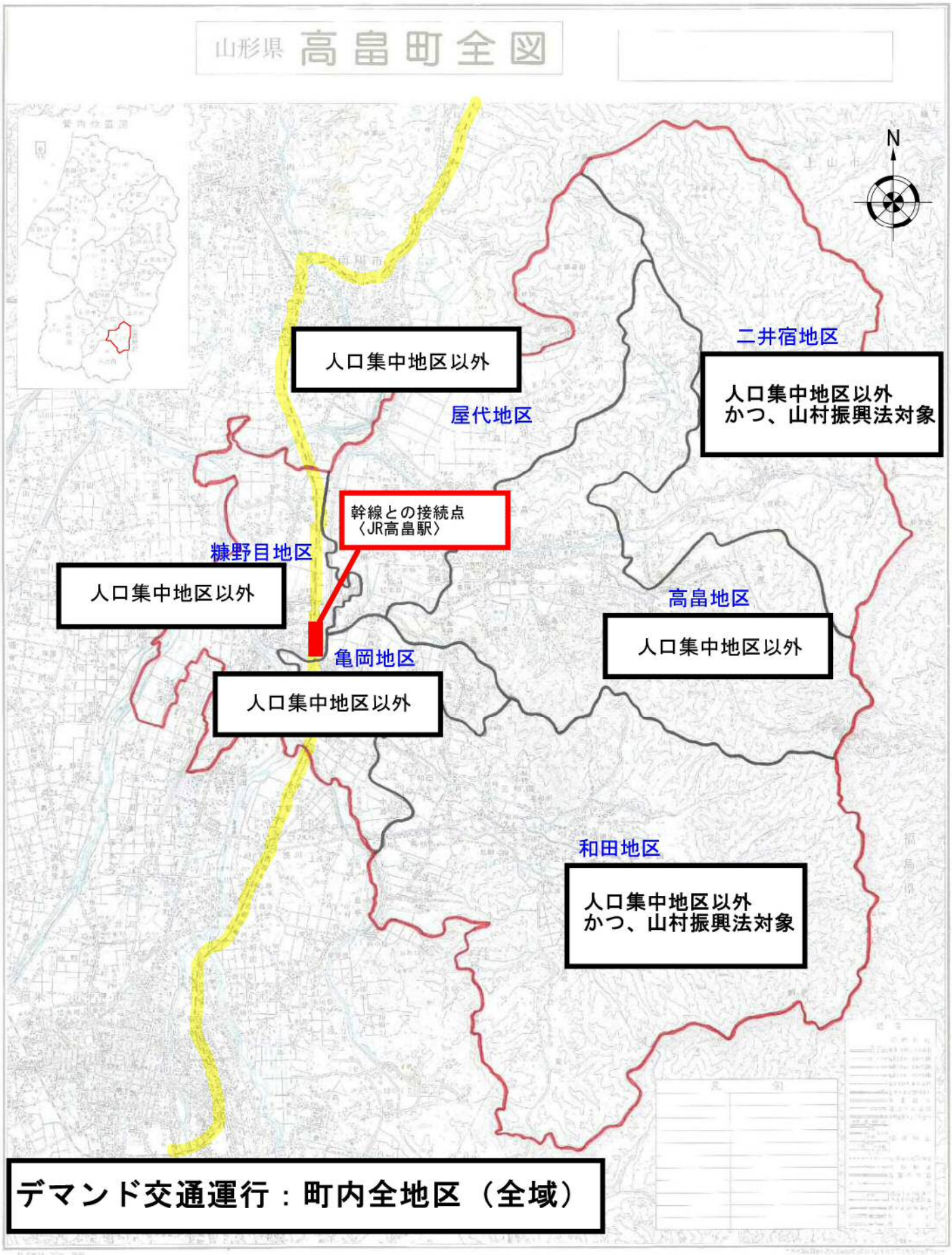

山形県 高畠町全図
N
人口集中地区以外
屋代地区
二井宿地区
人口集中地区以外
かつ、山村振興法対象
幹線との接続点
〈JR高畠駅〉
糠野目地区
人口集中地区以外
高畠地区
人口集中地区以外
亀岡地区
人口集中地区以外
和田地区
人口集中地区以外
かつ、山村振興法対象
デマンド交通運行：町内全地区（全域）

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	高畠町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	22,463
交通不便地域等	3,619

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
824	二井宿地区	山村振興法
2,795	和田地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　川西町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業 3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者等の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を行う。
・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する協議・検証及び系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（川西町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業 1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供するよう検討する。（川西町・事業者）
・GTFS-JP の作成・提供の検討（川西町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業 3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（川西町）
・地域公共交通計画＜施策・事業 2-1-1＞によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発（川西町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの今後の導入について検討（川西町・事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・町報にデマンド型乗合交通の利用促進に係る記事を掲載（川西町）
・デマンド型乗合交通登録者及び利用者を対象としたアンケート調査の実施（川西町）
・運行データを分析し、利用者ニーズに合ったサービスについての検討（川西町）

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

○山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標 2 の川西町相当分の達成
・県全体目標（目標年度 R7 年度末）
RESAS 移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・川西町目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 470 人、県内 1,750 人
○山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の川西町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回/人
・川西町の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.50 回/人（直近年度の実績 7,134 人）
○山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の川西町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
・川西町目標値（目標年度 R7 年度末）
地域鉄道：6,912 千円（直近年度の実績 5,375 千円）
路線バス：2,842 千円（直近年度の実績 3,502 千円）
デマンド交通：10,312 千円（直近年度の実績 7,266 千円）
○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
・デマンド交通の年間利用者数：8,500 人（直近年度の実績 7,134 人）
・デマンド交通の川西町負担額：10,312 千円（直近年度の実績 7,266 千円）
・本町からみた運行経費における利用者との負担割合（会計年度）：50.0%（直近年度の実績 63.6%）
・利用者から満足しているとアンケートで回答があった割合：80.0%（直近年度の実績 86.0%）
○事業の効果
・上記路線を維持することにより、本町全域における高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
○上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績をもとに、川西町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合交通について、その運行に係る費用総額 7,266 千円のうち、川西町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合交通への上記補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する川西町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇川西町地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

別　紙

・令和 4 年 1 月 25 日（第 1 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 5 月 10 日（第 1 回）：川西町デマンド型乗合交通の当日予約の実施について

○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び疑似が協議会事務局（山形県）により川西町民も含めた県民全てに公開され、疑似やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、デマンド型乗合交通利用者に対するアンケート調査及び運行実績より、利用者の意見の収集、利用状況の検証を行っている。集約した町民の意見や検証結果は、住民のニーズに沿うような利便性向上に向けた検討に反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）山形県東置賜郡川西町大字上小松 977-1

（所　属）川西町

（氏　名）大河原　綾乃

（電　話）0238-27-1133

（e-mail）machizuku@town.kawanishi.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有）	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往　km 復　km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有）	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
川西町	川西観光タクシー（有）	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
	（有）みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 km 復 km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線（犬川駅、羽前小松駅、中郡駅）及びフラワー長井線（西大塚駅）との接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

町内どこでも乗降可能　毎日運行

川西町デマンド交通のご案内

デマンド交通とは？

前日までに電話で予約を行うと、乗り合いタクシーが予約のあった複数の方を乗降場所の戸口から、それぞれの目的地の戸口まで送迎します。

利用される方は事前の会員登録が必要です。



～デマンド交通運行内容～

利用方法

▼利用日の１週間前から前日までに、予約センターへ電話予約が必要です。
▼予約受付　毎日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
※利用日前日の予約は午後 4 時まで
▼予約センター　℡０２３８－４２―３２８８
▼その他　利用の際は必ず会員証を携帯してください。

運行日

▼毎日

運行便

▼一日９便（午前５便　午後４便）
午前　7 時 30 分便、8 時 30 分便、9 時 30 分便、10 時 30 分便、11 時 30 分便
午後　1 時 00 分便、2 時 00 分便、3 時 00 分便、 4 時 00 分便
※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。
その時間に迎えに行くのではありません。
※通常、予約した便の一時間後までには目的地に到着します。
※予約した便に乗れない場合は、予約した便の運行前に予約センターに申し出いただければ、後発の運行便に乗ることができます。

目的地

▼町内どこでも乗り降りできます。

料金

▼５００円（小学生以上）
※カワニシお買い物券、福祉タクシー利用助成券でのお支払いも可能です。

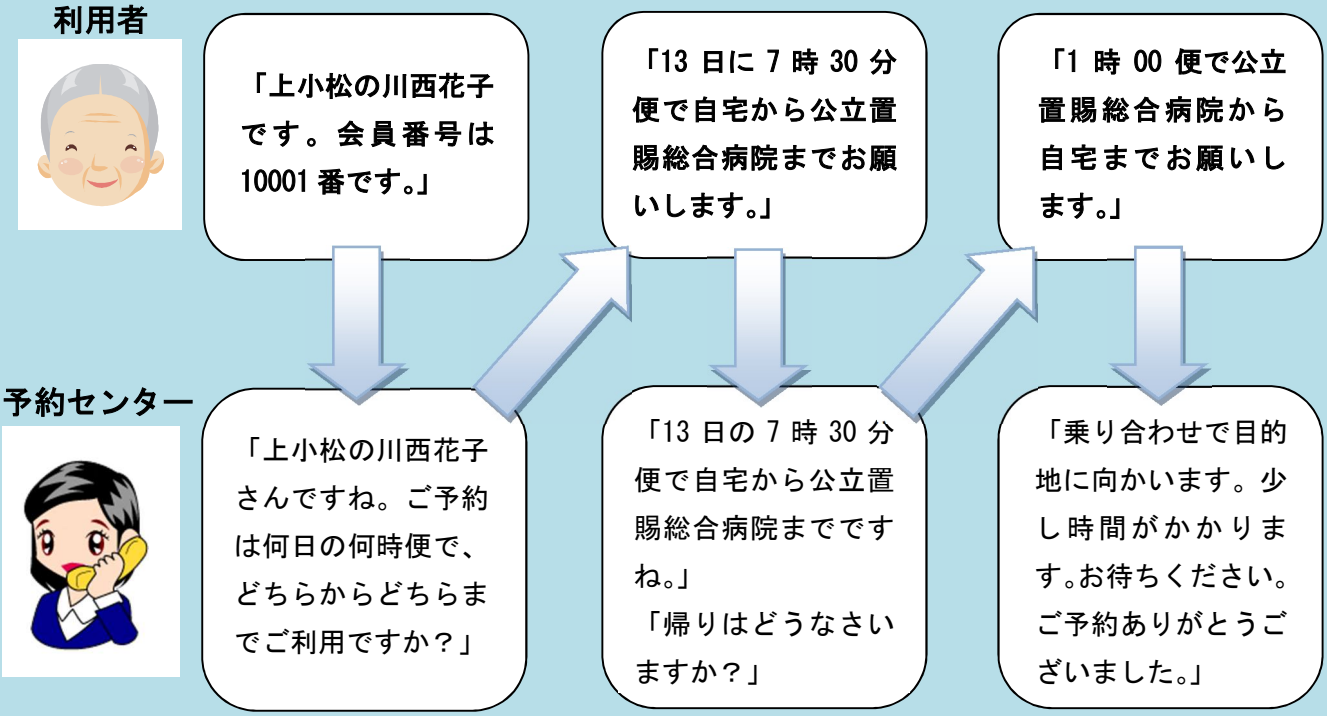
裏面もご覧ください

予約の流れ

（例：自宅から病院まで行く場合）

利用日の一週間前から前日までに、

予約センター　【0238-42-3288】　に電話で予約



※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。
　乗合での運行により各家等を回るため、少し時間がかかりますのでご了承ください。

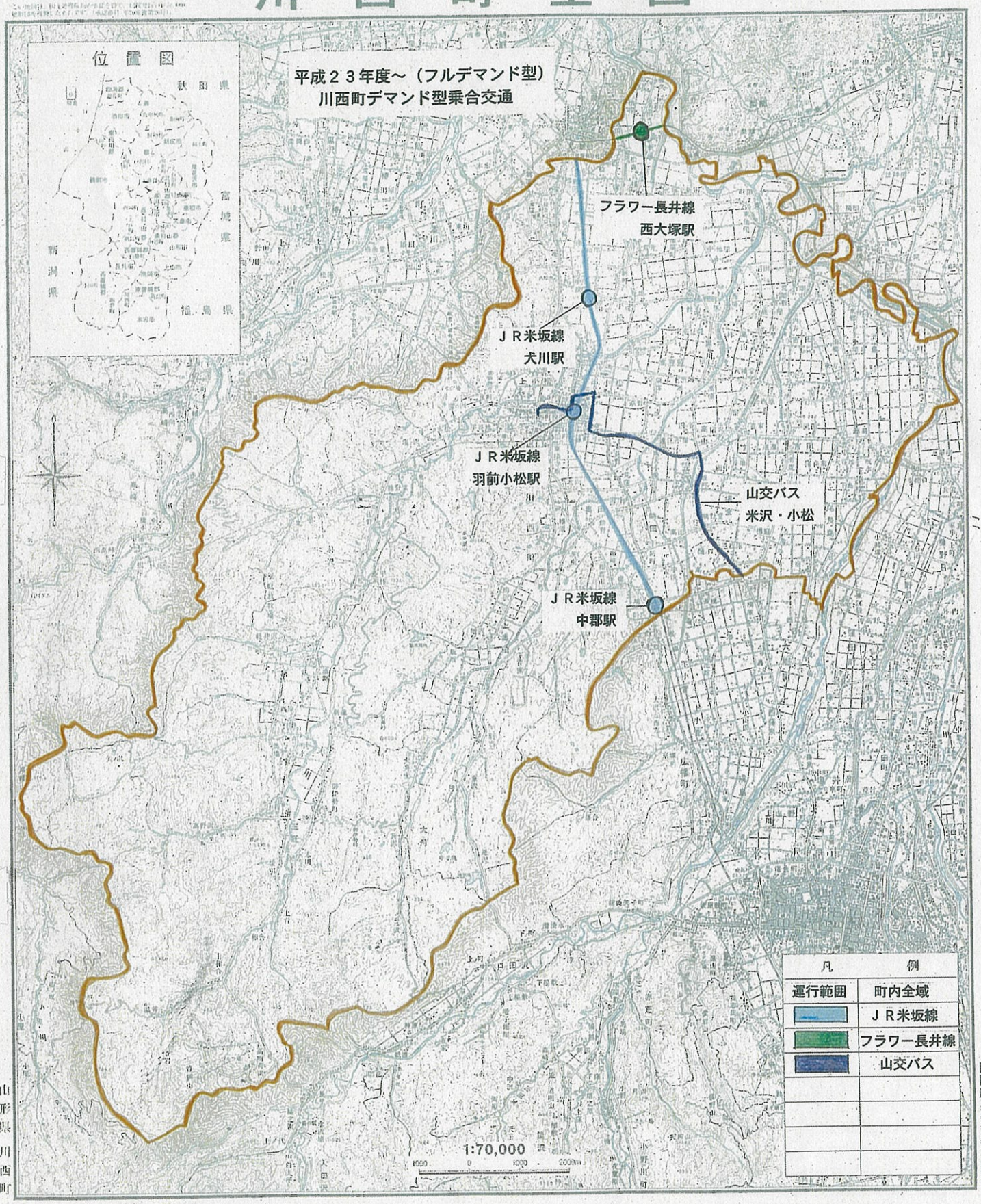
予約のキャンセル

▼予約をキャンセルする場合は、必ず予約センターに電話をしてください。

申込問合せ先

▼川西町役場　まちづくり課
　企画調整グループ　☎０２３８－２７―１１３３

川西町全図



山形県川西町

国際航業株式会社調製

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	川西町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	14558
交通不便地域等	14558

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
14,558人	町内全域	過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法2条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通 利便増進実施計画（長井版）	令和3年8月25日	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　小国町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークと位置づけられた交通サービスについて、町内関係者の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・小国町地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（小国町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）へ、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。
・GTFS-JP の作成・提供（小国町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（小国町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（小国町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（小国町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の小国町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・小国町の目標値（目標年度：R7）
県外 550 人、県内 850 人
※ＲＥＳＡＳにおける当町内令和元年度の 14 時時点の滞在人口、6 月の平日・休日、12 月の平日・休日の平均値（対象：15 歳以上 80 歳未満）の維持を目標とする。

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の小国町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・小国町の目標値（目標年度：R7）
3.70 回／人（直近年度の実績　28,379 人）
※ R1 年度の実績 3.69 人の維持を目標とする。

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の小国町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・小国町目標値（目標年度：R7）

デマンド交通：2,800,000 円（直近年度の実績　デマンド交通 1,860,000 円）

※ R1 年度の実績 2,904,000 円と同等の負担額を目標とする。

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

１ 金目線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　230 人以上（直近年度の実績　208 人）
２ 足中線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　150 人以上（直近年度の実績　185 人）
３ 白沼線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：　910 人以上（直近年度の実績　849 人）
４ 東部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,100 人以上（直近年度の実績　685 人）

１ 金目線の収支率：　6.0%以上（直近年度の実績　7.37%）
２ 足中線の収支率：　9.0%以上（直近年度の実績 10.30%）
３ 白沼線の収支率：20.00%以上（直近年度の実績 16.65%）
４ 東部線の収支率：12.00%以上（直近年度の実績　3.58%）

１ 金目線への小国町負担額　　400,000 円（直近年度の実績　344,000 円）
２ 足中線への小国町負担額　　200,000 円（直近年度の実績　271,000 円）
３ 白沼線への小国町負担額　　700,000 円（直近年度の実績　774,000 円）
４ 東部線への小国町負担額　1,500,000 円（直近年度の実績　471,000 円）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、金目線、足中線、白沼線及び東部線の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や運行委託事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、小国町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線について、その運行に係る費用総額 5,054,000 円のうち、小国町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、小国町営バス金目線、足中線、白沼線及び東部線への上記小国町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する小国町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） ＜令和 3 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜） ・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更 〇 小国町地域公共交通会議 ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 5 月 19 日　令和 3 年度第 1 回小国町地域公共交通会議 主な議題：令和 3 年 7 月 小国町営バスダイヤ改正及び利用料金改正について 令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請について ・令和 4 年 1 月 13 日　令和 3 年度第 2 回小国町地域公共交通会議（書面会議） 主な議題：令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ・令和 4 年 2 月 18 日　令和 3 年度第 3 回小国町地域公共交通会議（書面会議） 主な議題：令和 4 年 4 月 小国町営バスダイヤ改正について

別　紙

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により小国町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域の意見や利用者の要望を取り入れたダイヤ改正を適宜実施しており、令和 3 年 7 月には東部線の運行をデマンド型乗合タクシーに変更し、利便性向上と運行の効率化を図った他、小国町営バス全路線の利用料金制度を見直し、わかりやすく利用しやすい運行を実施している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町２丁目７０番地
（所　属）　小国町役場　町民税務課
（氏　名）　佐藤　甫
（電　話）　０２３８－６２－２２６０
（e-mail）　choumin@town.oguni.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	147日	588回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	51日	204回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	149日	596回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	246日	1,476回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	143日	572回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	51日	204回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	150日	600回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	244日	1,464回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

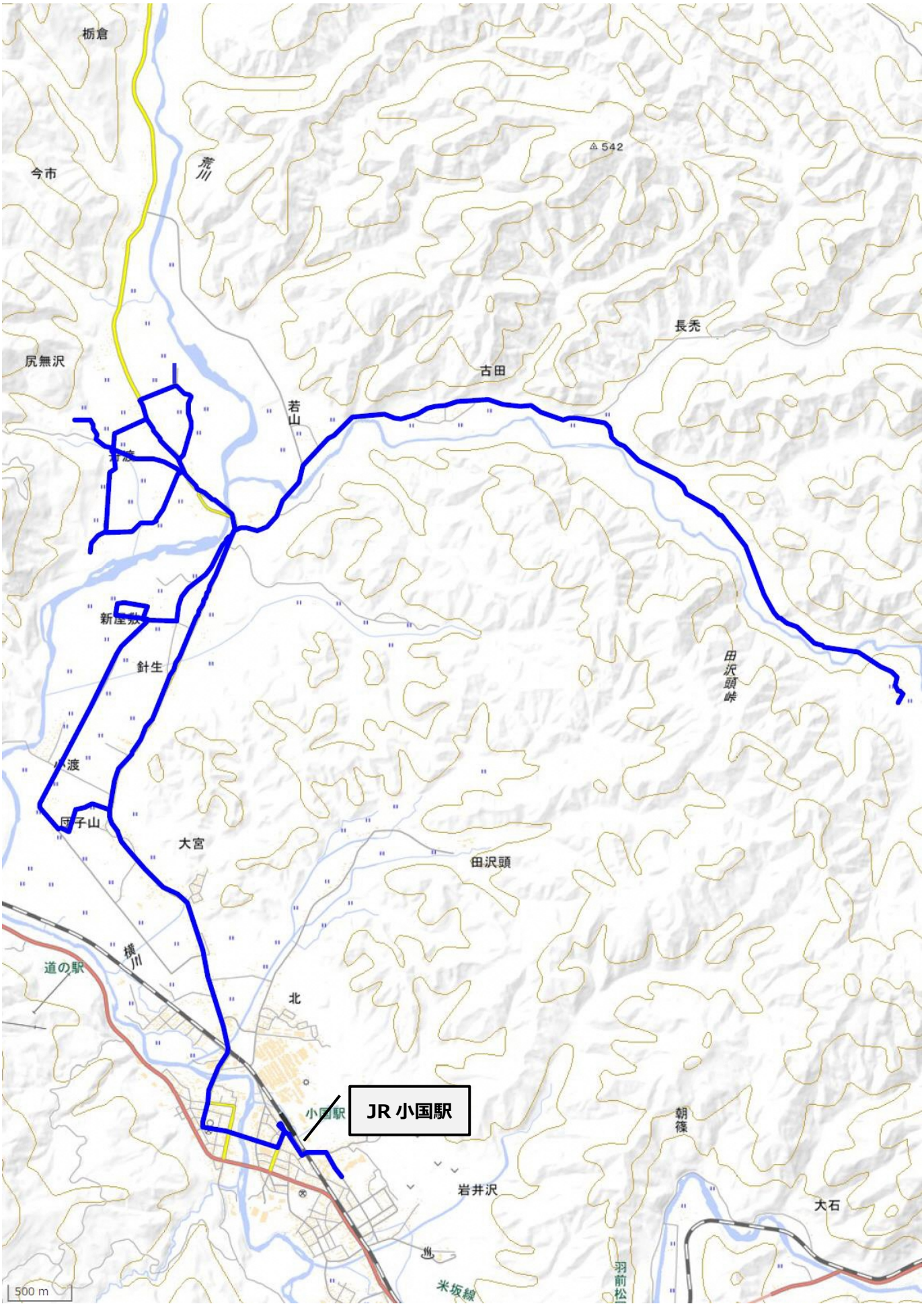
R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
小国町	㈱小国タクシー	(1)　金目線	－	舟渡地区、若山地区、古田地区、金目地区	－	往　km 復　km	143日	572回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(2)　足中線	－	足野水地区、足水中里地区、樽口地区	－	往　km 復　km	52日	208回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③
		(3)　白沼線	－	伊佐領地区、沼沢地区、白子沢地区	－	往　km 復　km	152日	608回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅と接続	③
		(4)　東部線	－	杉沢地区、種沢地区、大滝地区、叶水地区、新股地区、河原角地区、大石沢地区	－	往　km 復　km	244日	1,464回			区域	②（1）	JR米坂線 小国駅と接続	③

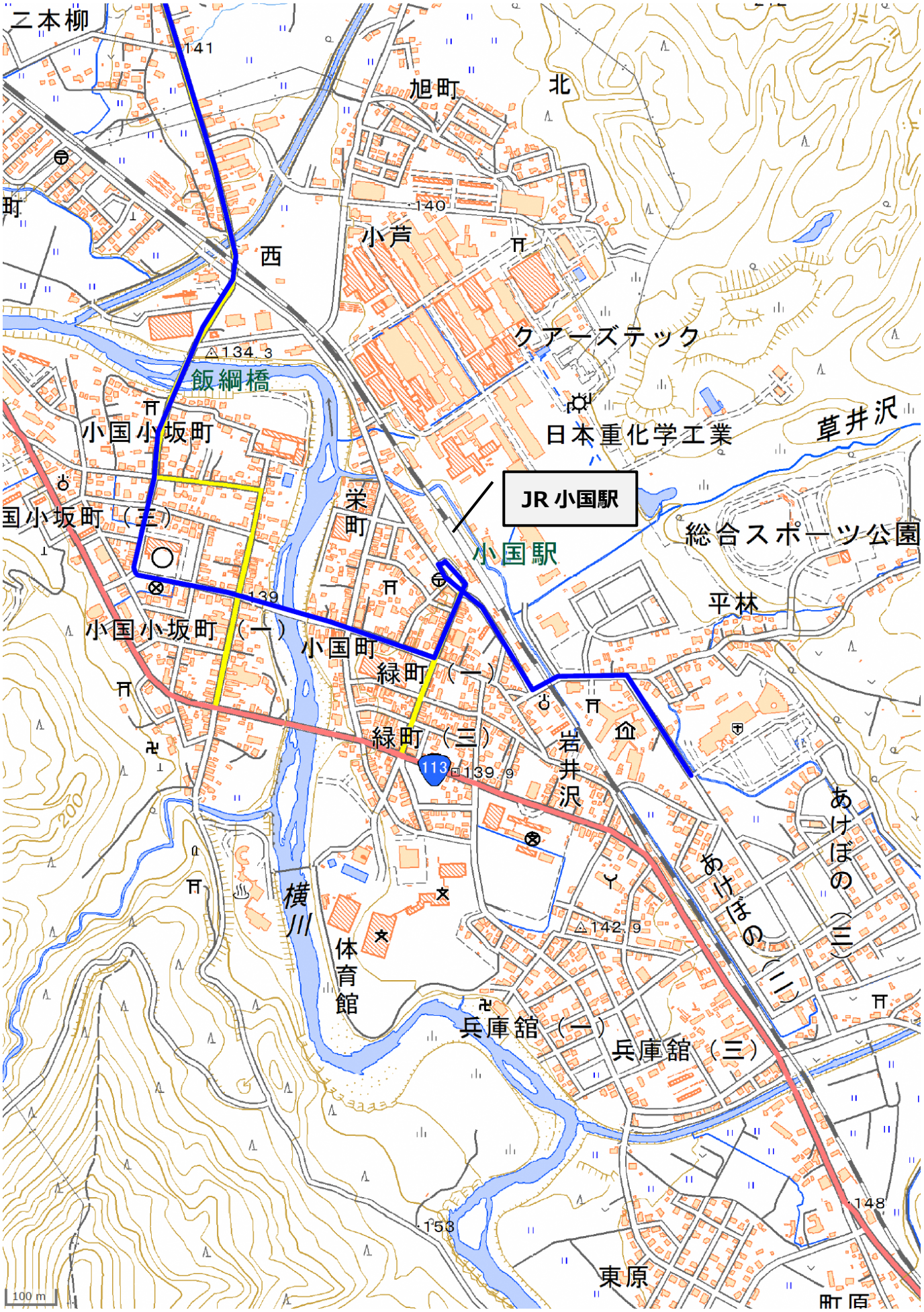
（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

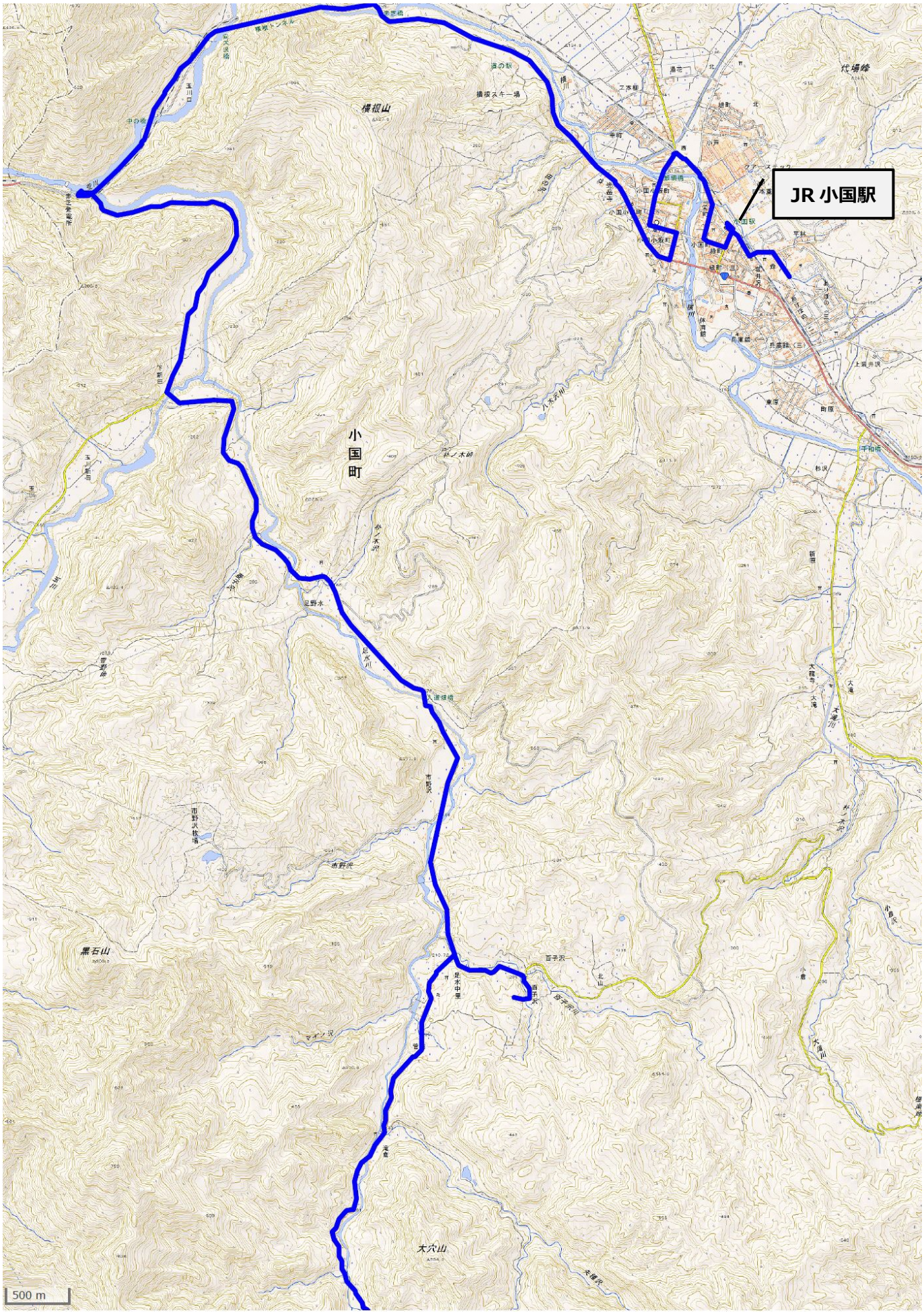
金目線（全域）


栃倉
今市
荒川
542
尻無沢
古田
長禿
若山
新屋敷
針生
小渡
団子山
大宮
田沢頭
田沢頭峠
横川
道の駅
北
JR 小国駅
小国駅
岩井沢
朝篠
大石
羽前松
米坂線
500 m

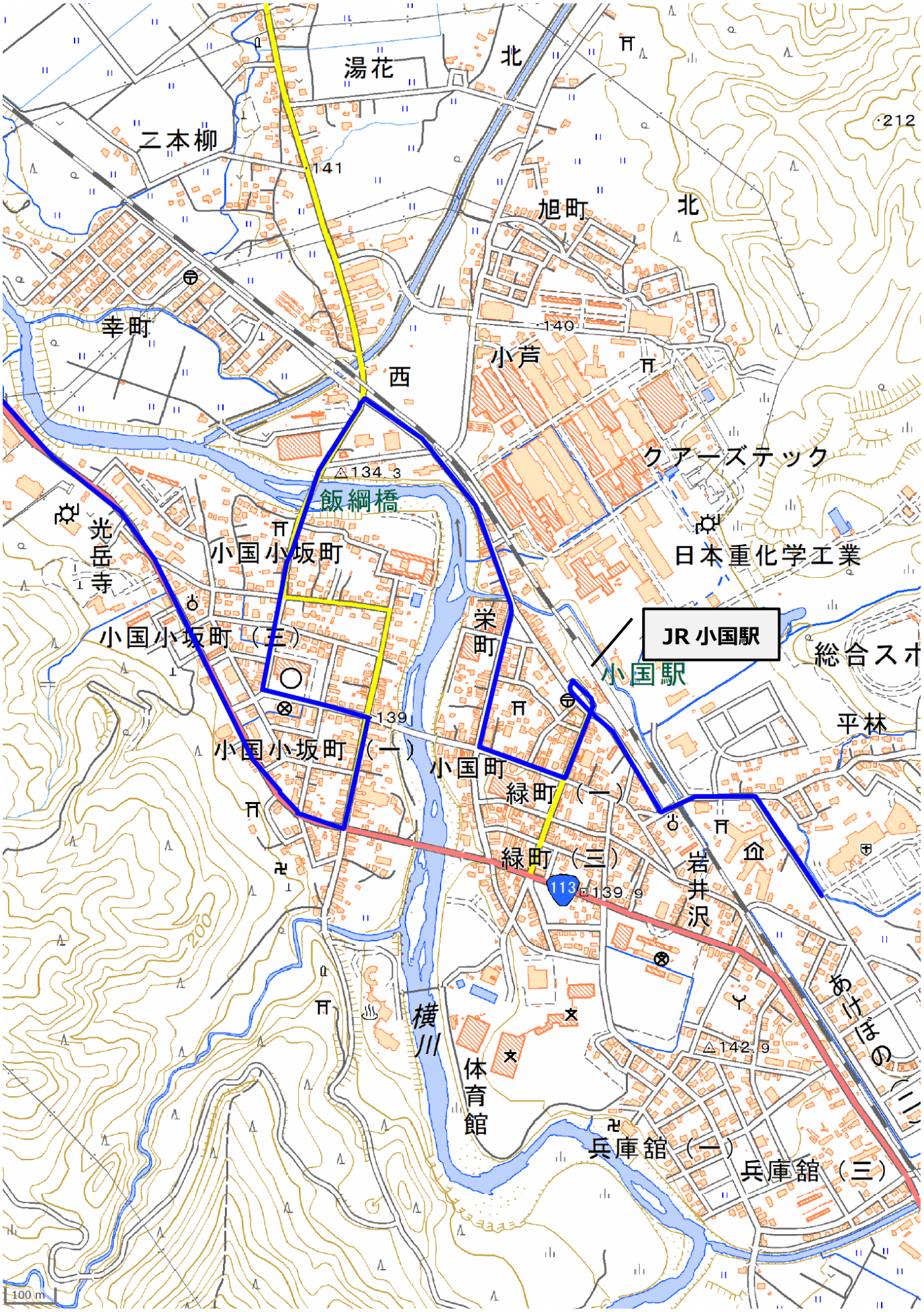
金目線（町中心部）


二本柳
141
旭町
北
町
140
小芦
西
クアーズテック
△134.3
飯綱橋
小国小坂町
日本重化学工業
草井沢
JR小国駅
栄町
国小坂町（三）
小国駅
総合スポーツ公園
139
平林
小国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
緑町（三）
113
139.9
岩井沢
あけぼの（三）
あけぼの（二）
横川
体育館
△142.9
兵庫館（一）
兵庫館（三）
148
153
東原
100 m

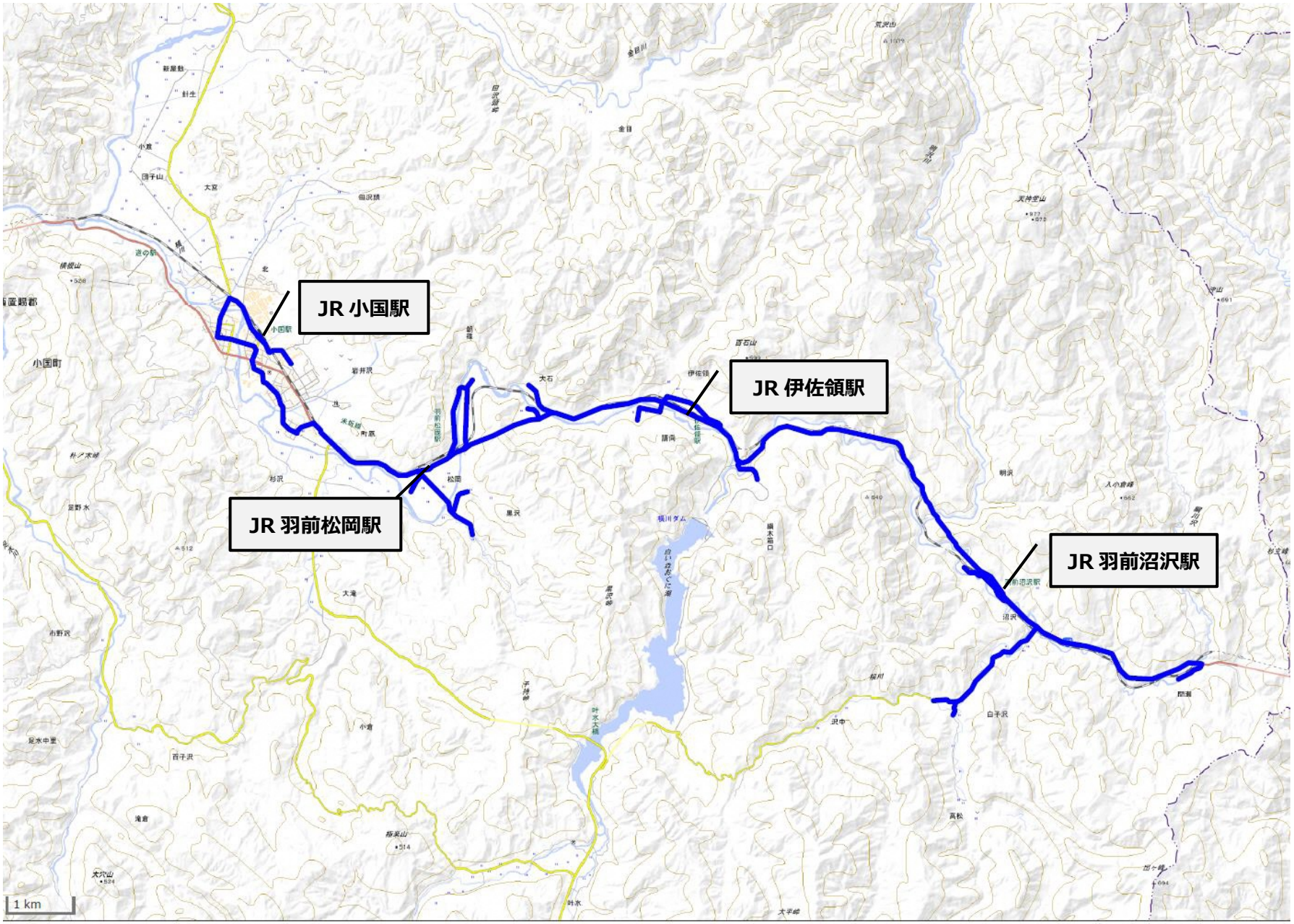
足中線（全域）



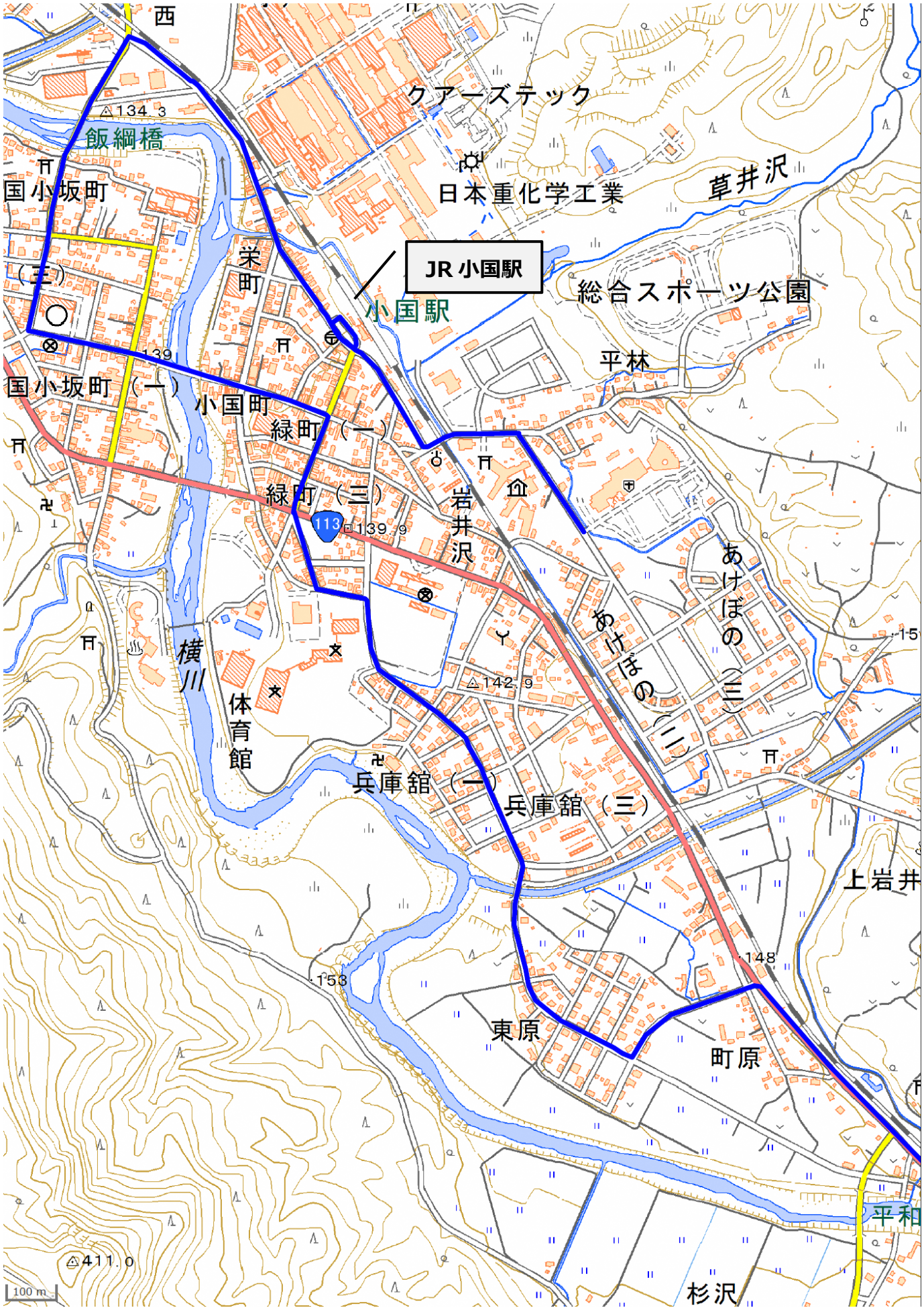
足中線（中心部）


湯花
北
二本柳
141
212
旭町
北
幸町
140
小芦
西
クアーズテック
134.3
飯綱橋
光岳寺
小国小坂町
日本重化学工業
JR小国駅
栄町
小国小坂町（三）
小国駅
総合スポ
小国小坂町（二）
139
平林
小国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
緑町（三）
岩井沢
113
139.9
横川
体育館
あけぼの（二）
142.9
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
200
100 m

白沼線（全域）



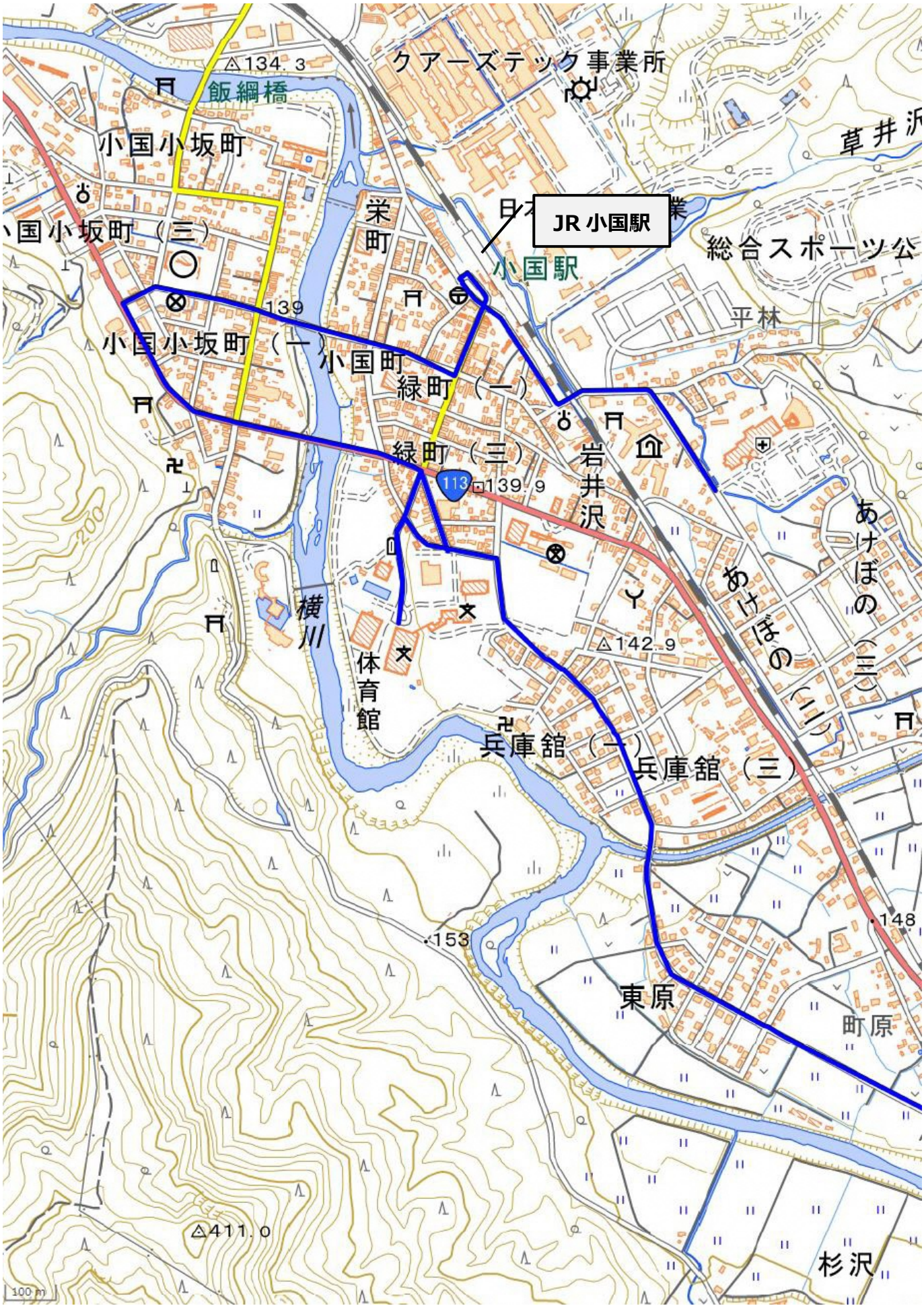
白沼線（町中心部）


西
クアーズテック
△134.3
飯綱橋
国小坂町
日本重化学工業
草井沢
JR 小国駅
栄町
（三）
小国駅
総合スポーツ公園
139
平林
国小坂町（一）
小国町
緑町（一）
緑町（三）
岩井沢
113
139.9
横川
体育館
△142.9
あけぼの（三）
あけぼの（二）
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
上岩井
148
153
東原
町原
平和
△411.0
杉沢
100 m

東部線（全域）


JR 小国駅
横根山
528
西置賜郡
小国町
横川
小国駅
羽前松岡駅
米坂線
百石山
599
明沢川
伊佐領駅
朴ノ木峠
横川ダム
512
黒沢峠
白い森おぐに湖
子持峠
叶水大橋
極楽山
514
大穴山
534
大平峠
白滝
983
茂松山
767
樽口峠
掛撫山
927
泡ノ湯温泉
1 km
西置

東部線（町中心部）


JR 小国駅
小国駅
クアーズテック事業所
飯綱橋
小国小坂町
小国小坂町（三）
小国小坂町（一）
栄町
小国町
緑町（一）
緑町（三）
岩井沢
横川
体育館
兵庫舘（一）
兵庫舘（三）
あけぼの（二）
あけぼの（三）
東原
町原
杉沢
草井沢
総合スポーツ公
平林
△134.3
△139.9
△142.9
△411.0
139
113
153
148
200
100 m

★金目線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和４年４月１日 改正

◎ 12月31日～１月３日は全ての便が運休となります。

<table>
<tr><td>行　先</td><td colspan="2">金　目（団子山・舟渡経由）</td><td>行　先</td><td colspan="2">病院前（舟渡・団子山経由）</td></tr>
<tr><td>記　事</td><td>月火金
運転
（祝除く）</td><td>月火金
運転
（祝除く）</td><td>記　事</td><td>月火金
運転
（祝除く）</td><td>月火金
運転
（祝除く）</td></tr>
<tr><td>予約時間</td><td>前日の
17:00まで</td><td>当日の
12:00まで</td><td>予約時間</td><td>前日の
17:00まで</td><td>当日の
12:00まで</td></tr>
<tr><td>病　院　前</td><td>8:00</td><td>13:10</td><td>金　目</td><td>8:40</td><td>13:50</td></tr>
<tr><td>老福センター前</td><td>8:01</td><td>13:11</td><td>茶　畑</td><td colspan="2" rowspan="4">◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。</td></tr>
<tr><td>小　国　駅</td><td>8:02</td><td>13:12</td><td>門　松</td></tr>
<tr><td>ア ス モ 前</td><td>8:04</td><td>13:14</td><td>古　田</td></tr>
<tr><td>役　場　前</td><td>8:05</td><td>13:15</td><td>若　山</td></tr>
<tr><td>飯　綱　橋</td><td colspan="2" rowspan="8">◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。

◎病院前から小国駅までの区間と下林から金目までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。

◎小国駅から下林までの区間の乗降場は、各バス停になります。</td><td>中　里</td><td>8:50頃

∫

8:58頃</td><td>14:00頃

∫

14:08頃</td></tr>
<tr><td>旧診療所前</td><td>上　舟　渡</td></tr>
<tr><td>高　稲　場</td><td>蟹　沢</td></tr>
<tr><td>二　本　柳</td><td>舟　渡</td></tr>
<tr><td>横　道</td><td>旧沖庭小学校前</td><td rowspan="3">9:03頃</td><td rowspan="3">14:13頃</td></tr>
<tr><td>団　地　前</td><td>針　生</td></tr>
<tr><td>大　宮</td><td>新　屋　敷</td></tr>
<tr><td>下　林</td><td>小　渡</td><td rowspan="2">9:06頃</td><td rowspan="2">14:16頃</td></tr>
<tr><td>団　子　山</td><td rowspan="2">8:12頃</td><td rowspan="2">13:22頃</td><td>団　子　山</td></tr>
<tr><td>小　渡</td><td>下　林</td><td colspan="2" rowspan="11">◎金目から下林までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。

◎下林から小国駅までの区間の乗降場は、各バス停になります。</td></tr>
<tr><td>新　屋　敷</td><td rowspan="3">8:15頃</td><td rowspan="3">13:25頃</td><td>大　宮</td></tr>
<tr><td>針　生</td><td>団　地　前</td></tr>
<tr><td>旧沖庭小学校前</td><td>横　道</td></tr>
<tr><td>舟　渡</td><td>8:18頃</td><td>13:28頃</td><td>二　本　柳</td></tr>
<tr><td>蟹　沢</td><td rowspan="2">∫</td><td rowspan="2">∫</td><td>高　稲　場</td></tr>
<tr><td>上　舟　渡</td><td>旧診療所前</td></tr>
<tr><td>中　里</td><td>8:25頃</td><td>13:35頃</td><td>飯　綱　橋</td></tr>
<tr><td>若　山</td><td colspan="2" rowspan="5"></td><td>役　場　前</td></tr>
<tr><td>古　田</td><td>ア ス モ 前</td></tr>
<tr><td>門　松</td><td>小　国　駅</td></tr>
<tr><td>茶　畑</td><td>老福センター前</td></tr>
<tr><td>金　目</td><td>8:35頃</td><td>13:45頃</td><td>病　院　前</td><td>9:15頃</td><td>14:25頃</td></tr>
</table>

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：６２－２２６０）で受付しています。
◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）までに小国タクシー（電話：６２－３２２３）に電話してください。

★足中線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和４年４月１日 改正

◎ 12月31日～１月３日は全ての便が運休となります。

行先	樽口		方面	病院前	
記事	火曜運転（祝除く）	火曜運転（祝除く）	記事	火曜運転（祝除く）	火曜運転（祝除く）
予約時間	前日の17:00まで	当日の13:20まで	予約時間	前日の17:00まで	当日の13:20まで
病院前	8:00	14:20	樽口	8:45	15:05
老福センター前	8:01	14:21	滝倉	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎樽口から落合までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎落合から小国駅までの区間の乗降場は、各バス停になります。	
小国駅	8:02	14:22	足水中里		
アスモ前	8:04	14:24	百子沢		
滝の二重	8:05	14:25	市野沢		
飯綱橋	8:06	14:26	足野水		
役場前	8:07	14:27	下新田		
光岳寺前	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間と落合から樽口までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎小国駅から落合までの区間の乗降場は、各バス停になります。		落合		
片岩			赤芝峡		
赤芝峡			片岩		
落合			光岳寺前		
下新田			役場前		
足野水			飯綱橋		
市野沢			滝の二重		
百子沢			アスモ前		
足水中里			小国駅		
滝倉			老福センター前		
樽口	8:40頃	15:00頃	病院前	9:25頃	15:45頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：６２－２２６０）で受付しています。
◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）
　までに小国タクシー（電話：６２－３２２３）に電話してください。
◎火曜日が祝日の場合には、前日の月曜日に振替運転いたします。（振替後の
　月曜日も祝日であった場合には運休となります。）

★白沼線(利用する場合には登録･予約が必要です)　　令和４年４月１日 改正

◎ 12月31日～１月３日は全ての便が運休となります。

行　先	白子沢		方　面	病院前	
記　事	水木金運転（祝除く）	水木金運転（祝除く）	記　事	水木金運転（祝除く）	水木金運転（祝除く）
予約時間	前日の17:00まで	当日の12:20まで	予約時間	前日の17:00まで	当日の12:20まで
病　院　前	8:15	13:30	白　子　沢	9:00	14:15
老福センター前	8:16	13:31	間　瀬	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎白子沢から緑町二までの区間と小国駅から病院前までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。（国道区間では、乗降場所を限定する場合があります。） ◎緑町二から小国駅までの区間の乗降場は、各バス停になります。	
小　国　駅	8:17	13:32	農協支店前		
滝　の　二　重	8:18	13:33	沼　沢		
飯　綱　橋	8:19	13:34	沼　沢　駅		
役　場　前	8:20	13:35	沼沢パーキング		
ア　ス　モ　前	8:21	13:36	箱　の　口		
緑　町　二	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎病院前から小国駅までの区間と緑町二から白子沢までの区間では、路線内の希望の場所まで運行します。（国道区間では、乗降場所を限定する場合があります。） ◎小国駅から緑町二までの区間の乗降場は、各バス停になります。		伊　佐　領		
中　学　校　前			小　川　橋		
兵　庫　舘			蠑　池		
東　原			大　石		
町　原			朝　篠		
黒　沢　口			松　岡		
芹　出			芹　出		
黒　沢			黒　沢		
松　岡			黒　沢　口		
朝　篠			町　原		
大　石			東　原		
蠑　池			兵　庫　舘		
小　川　橋			中　学　校　前		
伊　佐　領			緑　町　二		
箱　の　口			ア　ス　モ　前		
沼沢パーキング			役　場　前		
沼　沢　駅			飯　綱　橋		
沼　沢			滝　の　二　重		
農協支店前			小　国　駅		
間　瀬			老福センター前		
白　子　沢	8:55頃	14:10頃	病　院　前	9:40頃	14:55頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：６２－２２６０）で受付しています。
◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）
　までに小国タクシー（電話：６２－３２２３）に電話してください。

★東部線(利用する場合には登録･予約が必要です)

令和４年４月１日 改正

◎ 12月31日～１月３日は全ての便が運休となります。

行先	上大石沢（河原角経由）			方面	病院前（河原角経由）		
記事	平日運転（土・日・祝日は運休）	平日運転（土・日・祝日は運休）	平日運転（土・日・祝日は運休）	記事	平日運転（土・日・祝日は運休）	平日運転（土・日・祝日は運休）	平日運転（土・日・祝日は運休）
予約時間	前日の17:00まで	当日の10:50まで	当日の15:20まで	予約時間	前日の17:00まで	当日の10:50まで	当日の15:20まで
病院前	6:45	11:50	16:20	上大石沢	7:25	12:30	17:10
老福センター前	6:46	11:51	16:21	大石沢	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。 ◎上大石沢から小学校前までの区間と小国駅から病院前の区間では、路線内の希望の場所まで運行します。		
小国駅	6:47	11:52	16:22	二渡戸			
アスモ前	6:48	11:53	16:23	河原角			
役場前	6:50	11:55	16:25	新股			
小学校前	-	-	16:30	土尾	7:40頃	12:43頃	17:23頃
緑町二	6:52頃	11:57頃	-	学園前	◎緑町二から小国駅までの区間の乗降場は各バス停 になります。		
中学校前			16:31頃	下叶水			
兵庫舘	6:53頃	11:58頃	16:32頃	子持峠			
東原	6:55頃	12:00頃	16:34頃	上大滝	7:47頃	12:50頃	17:30頃
平和橋				下大滝	7:48頃		
杉沢	6:57頃	12:02頃	16:38頃	新原	7:49頃		
種沢				種沢	7:52頃	12:53頃	17:33頃
新原	7:00頃	12:05頃	16:42頃	杉沢	7:55頃		
下大滝				平和橋	7:56頃	12:55頃	17:35頃
上大滝				東原	7:57頃		
子持峠	◎途中区間の出発時刻は目安の時間です。当日の予約状況によって前後しますので、小国タクシーにご確認ください。			兵庫舘	7:58頃	12:57頃	17:37頃
下叶水				中学校前	7:59頃	12:58頃	17:38頃
学園前				緑町二	-		
土尾	7:07頃	12:12頃	16:50頃	小学校前	8:00頃	-	-
新股	◎病院前から小国駅までの区間と小学校前から上大石沢の区間では、路線内の希望の場所まで運行します。 ◎小国駅から緑町二の区間の乗降場は各バス停になります。			役場前	8:05頃	13:00頃	17:40頃
河原角				アスモ前			
二渡戸				小国駅			
大石沢				老福センター前			
上大石沢	7:20頃	12:25頃	17:05頃	病院前	8:10頃	13:05頃	17:45頃

◎到着時刻は、当日の予約状況によって異なります。
◎登録は、小国町役場町民税務課（電話：６２－２２６０）で受付しています。
◎予約を行う場合は、利用希望便の1時間前（朝の便については前日の17時）までに
　小国タクシー（電話：６２－３２２３）に電話してください。

添付資料

小国町管内図

（人口集中地区以外の地区及び交通不便地区については小国町全域）



各運行系統の営業区域

１　金目線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、岩井沢、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、西、北、湯花、増岡、大宮、小渡、針生、舟渡、網代瀬、若山、古田、金目

２　足中線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、西、緑町１丁目、玉川、足野水、市野沢、足水中里、百子沢、菅沼、滝倉、樽口

３　白沼線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの２丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、兵庫舘１丁目、兵庫舘２丁目、兵庫舘３丁目、西、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、東原、町原、黒沢、芹出、松岡、朝篠、伊佐領、綱木箱口、沼沢、白子沢

４　東部線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの１丁目、あけぼの２丁目、あけぼの３丁目、岩井沢、小国町、栄町、小国小坂町、小国小坂町１丁目、小国小坂町２丁目、小国小坂町３丁目、兵庫舘１丁目、兵庫舘２丁目、兵庫舘３丁目、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町４丁目、緑町５丁目、東原、町原、杉沢、種沢、新原、大滝、叶水、大石沢、新股、河原角

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	小国町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,107
交通不便地域等	7,107

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
7,107	小国町全域	過疎地域自立特別措置法 第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　白鷹町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（白鷹町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（白鷹町）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（白鷹町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（白鷹町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、白鷹町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（白鷹町、町内事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・白鷹町目標値（目標年度 R7）
県外 300 人、県内 1,800 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・白鷹町の目標値（目標年度 R7）
0.40 回／人（直近年度の実績 5,833 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の白鷹町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・白鷹町目標値（目標年度 R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
地域鉄道：13,440 千円（直近年度の実績 24,042 千円）
デマンド交通：8,400 千円（直近年度の実績 12,578 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
全町線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 5,833 人）
全町線の収支率：20%以上（直近年度の実績 20%）
全町線への白鷹町負担額 10,000 千円（直近年度の実績 10,168 千円）
公立置賜病院線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：200 人以上（直近年度の実績 171 人）
公立置賜病院線の収支率：11%以上（直近年度の実績 11%）
公立置賜病院線への白鷹町負担額 4,582 千円（直近年度の実績 1,537 千円）

〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、白鷹町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 18,255 千円のうち、白鷹町から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、上記路線への白鷹町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する白鷹町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

別　紙

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論
〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） ＜令和 3 年度＞ ・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について ＜令和 4 年度＞ ・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 ＜令和 3 年度＞ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜） ・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更 〇 白鷹町地域公共交通会議 ＜令和 3 年度＞

別　紙

・令和 4 年 2 月 22 日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便に関する議論

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により白鷹町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、白鷹町地域公共交通会議の開催により意見を収集している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
（所　属）企画政策課
（氏　名）金子　秀人
（電　話）0238-85-6123
（e-mail）kikaku@town.shirataka.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回					
		(4)				往　km 復　km	日	回					

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回					
		(4)				往　km 復　km	日	回					

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
白鷹町	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往　km 復　km	241日	1,205回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	（株）朝日観光タクシー （株）白鷹タクシー	(2)　公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス（山形市役所（六角・荒砥）長井）と接続	③
		(3)				往　km 復　km	日	回					
		(4)				往　km 復　km	日	回					

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

白鷹町デマンドタクシーのご案内

平成３０年４月１日改正

１　デマンド（予約型）タクシーとは？

通常のタクシーとは異なり、予約していただいたかたを順番に迎えに行き、低料金で目的地まで送迎する他の人との乗り合いタクシーです。利用されるかたは、事前登録と利用する前の電話予約が必要になります。

２　運行計画

（１）運 行 日：　月曜から金曜の週５日
（土・日曜日、祝日、年末年始 12/29～1/3 は運休）

（２）利用料金：　１回　500 円（未就学児は無料）
＊障がいのあるかたは障害者手帳を提示いただくと 250 円（半額）で利用できます。
＊運転免許証を自主返納された方は運転履歴証明書を提示いただくと 300 円で利用できます。
＊回数券（100 円券 11 枚つづり 1 冊 1,000 円）を利用するとお得です。
朝日観光タクシーまたは白鷹タクシーよりお買い求めください。
＊ゆーかーどの満点券（500 円相当）も利用できます。

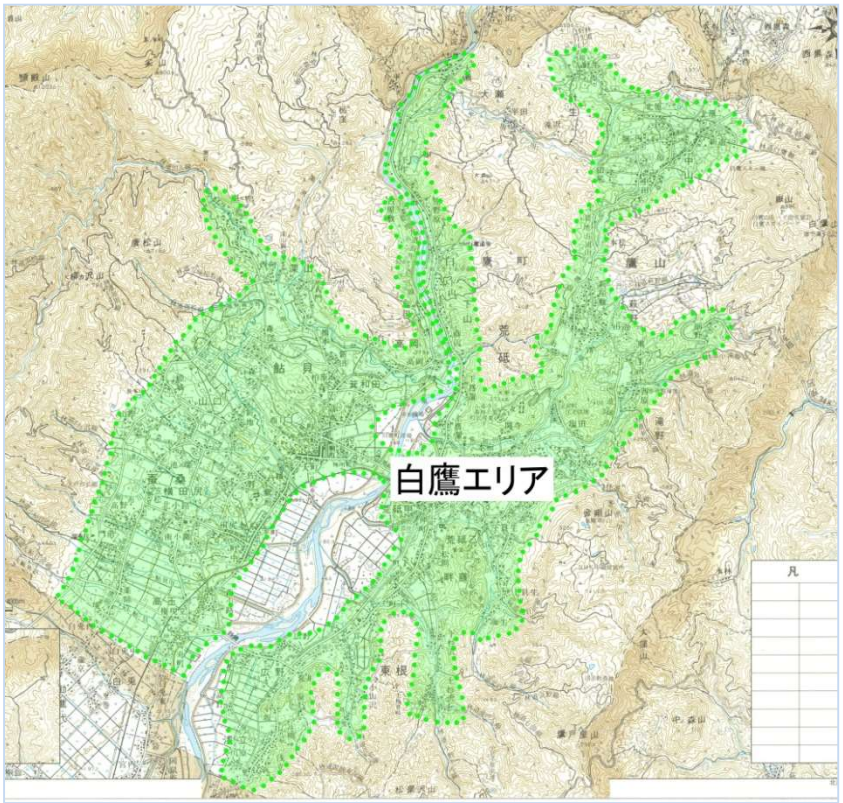
（３）定　　員：　１台　９名

（４）運行業者：　朝日観光タクシー、白鷹タクシー

（５）時 刻 表：　午前８時便、午前９時便、午前 10 時便、午前 11 時便、午前 12 時便（午前５便）
午後１時便、午後２時便、午後３時便、午後４時便（午後４便）

３　運行エリア

町内全域をひとつの「白鷹エリア」として運行します。



㊟エリア内は、乗り換えをすることなく行くことができ、どこでも乗り降りが可能です。

㊟予約をする場合は、自宅や施設など待合いが可能な場所をご予約ください。
例「自宅」から「病院」まで
「自宅」から「〇〇商店」まで

㊟複数の方との乗り合いとなりますので、予約状況によって待ち時間や到着時間が変わります。時間には十分余裕を持ってご利用ください。

公立置賜病院線（バス停留所・運行経路図）

○総延長約17.8㎞

○所要時間約30分（乗降車含）

○運行ルート
①白鷹町立病院
↓
②ヤマザワ長井店
↓
③公立置賜総合病院



令和４年６月（予定）より　デマンドタクシー町外延伸便を拡充します！！

実証実験として実施してきたデマンドタクシー町外延伸便（白鷹町立病院～公立置賜総合病院間）を拡充し、ヤマザワ長井店前を経由地として本格運行します。



■運行期間
令和４年６月　～　令和５年３月（予定）

■運行日
月曜日から金曜日の週５日間（土・日・祝日は運休）

■乗車方法など
○前日までの予約制
デマンドタクシー登録者に限る→ご予約・ご登録を希望の方はデマンドタクシー予約センターへ☎85-0365
○片道一律 1,000 円（途中下車・途中乗車の場合も）
（障害者手帳をお持ちの方、運転免許証を自主返納された方、小学生は 500 円）
○行きはクローズドドア方式（ヤマザワ途中下車可能・途中乗車なし）、帰りはオープンドア方式（ヤマザワ途中下車乗車あり）



便	町立病院		ヤマザワ長井店前		公立置賜総合病院
１便	８：30	→	８：50	→	９：00
	９：40	←	９：20	←	９：10
２便	10：00	→	10：20	→	10：30
	11：10	←	10：50	←	10：40
３便	14：00	→	14：20	→	14：30
	15：10	←	14：50	←	14：40

ますます便利！とってもお得！

＼公共交通をもっと便利に！／

令和４年５月 14 日（土）から

山交バスで地域連携 IC カード　cherica 導入！







※ Suica（モバイル Suica も含む）だけでなく、全国相互利用サービス対象の交通系 IC カードもご利用いただけます。

山交バスの各販売窓口・バス車内・コンビニ等でチャージできます

販売窓口	販売	チャージ	定期券
山交ビル　バス案内センター	○	○	○
山形駅前案内所※	○		
寒河江営業所	○	○	○
上山営業所	○	○	○
米沢営業所	○	○	○
新庄営業所	○	○	○
天童運行管理署	○	○	○
バス車内		○	

※山形駅前案内所では【無記名式】の販売額 1,000 円のみの販売です。

詳しくはコチラから▲

【問い合わせ】企画政策課企画調整係　☎85-6123

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	白鷹町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	12,890
交通不便地域等	12,890

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
12,890	白鷹町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　飯豊町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
〇山形県地域公共交通計画〈施策・事業 3-2-1〉地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。 ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証・及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（飯豊町） 〇山形県地域公共交通計画〈施策・事業 1-1-1〉〈1-2-1〉によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、ＧＴＦＳ-ＪＰ等のデータを適時適切に提供できるよう検討する。（飯豊町、めざみ交通株式会社） ・ＧＴＦＳ-ＪＰ（ＧＴＦＳ-ＲＴ）の作成・提供の検討（飯豊町） 〇山形県地域公共交通計画の〈施策・事業 3-1-1〉に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（飯豊町） ・地域公共交通計画の〈施策・事業 2-1-1〉によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（めざみ交通㈱、飯豊町） ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（飯豊町、㈱めざみ交通） 〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。 ・利用者の利用形態検証やニーズなどを把握し改善を図る。
２．運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付
３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・飯豊町目標値（目標年度Ｒ７年度末）
県外 400 人、県内 1,000 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 3 の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口当たりの乗車人員：2.50 回／人
・飯豊町の目標数値（目標年度Ｒ７年度末）
　1.5 回／人（直近年度の実績 10,418 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（3）数値目標 4 の飯豊町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度Ｒ７年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
・飯豊町の目標値（目標年度Ｒ7 年度末）
14,300,000 円（直近年度の実積 20,295,000 円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
まちなか線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,700 人以上（直近年度の実績 6,577 人）
中津川線　　〃　　：360 人以上（直近年度の実績 347 人）
まちエリア線　〃　　：3,300 人以上（直近年度の実績 3,224 人）

まちなか線の収支率：24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）
中津川線　〃　：24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）
まちエリア線〃　：24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）

まちなか線への飯豊町負担額 9,563 千円（直近年度の実績 13,580 千円）
中津川線　〃　　1,524 千円（直近年度の実績 2,153 千円）
まちエリア線〃　　3,213 千円（直近年度の実績 4,562 千円）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内全域、特に中津川集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、飯豊町運行委員会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別　紙

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまちなか線、中津川線、まちエリア線について、その運行に係る費用総額 26,971 千円のうち、飯豊町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、まちなか線、中津川線、まちエリア線への上記飯豊町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する飯豊町の負担については、山形県市町村総合交付金要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和 3 年度＞
・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

・令和 4 年 2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

〇飯豊町

〈令和３年度〉

・令和４年３月１７日　第１回運行委員会　利用状況等について

〈令和４年度〉

・令和４年１０月　第１回運行委員会　利用状況等について

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により飯豊町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

飯豊町ではデマンド交通の利用者の意見や要望について、委託先である社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会と情報を共有し、その都度、迅速に対応している。また、運行委員会において、課題などを客観的に協議し、よりよい運行ができるよう事業へ反映している。

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888
（所　属）飯豊町住民課生活環境室
（氏　名）遠藤　貴幸
（電　話）0238-87-0514
（e-mail）i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	239日	1,554回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	239日	956回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア循環線		まちエリア		往　km 復　km	239日	3,346回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	237日	1,540回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	237日	948回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア循環線		まちエリア		往　km 復　km	237日	3,318回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
飯豊町	めざみ交通株式会社	(1)　まちなか線		まちエリア⇔長井エリア		往　km 復　km	240日	1,560回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(2)　中津川線		まちエリア⇔中津川エリア		往　km 復　km	240日	960回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館、	③
	めざみ交通株式会社	(3)　まちエリア循環線		まちエリア		往　km 復　km	240日	3,360回			区域運行	②（1）	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館	③
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

別紙

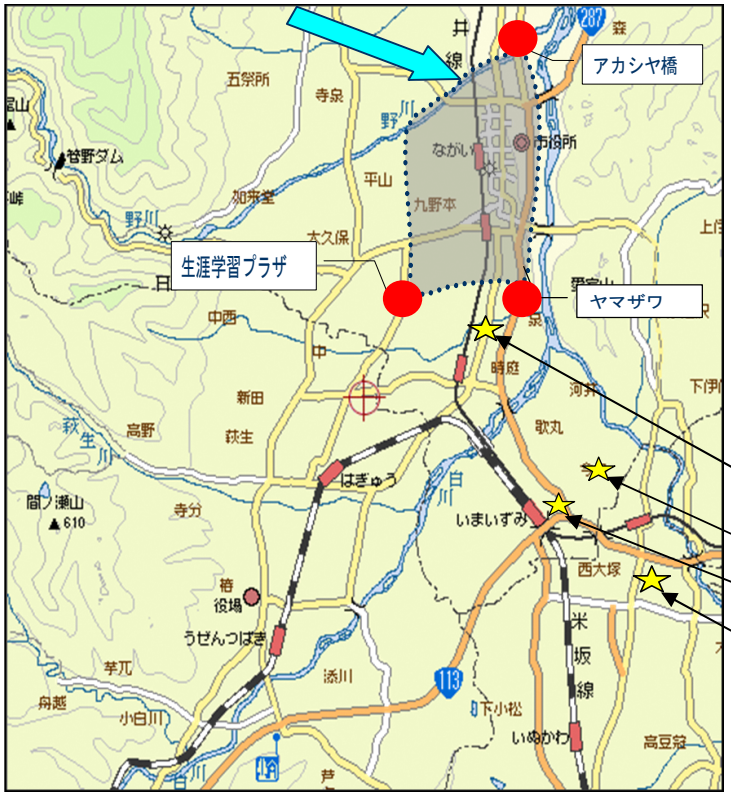
路線（運行区域）図

（１）運送の区間　【変更なし】

番号	区間の名称	区間（発地、経由地、着地）
1	まちなか線	まちなかエリア　⇔　長井エリア※1 （中津川エリア以外の町内全域）　長井市（指定区域及び特別ポイント） 川西町（公立置賜総合病院）
2	中津川線	中津川エリア　⇔　まちなかエリア （町内中津川地区）　（中津川エリア以外の町内全域）
3	まちエリア線	まちなかエリア　⇔　まちなかエリア （中津川エリアを除く町内を循環）

※1

長井エリア

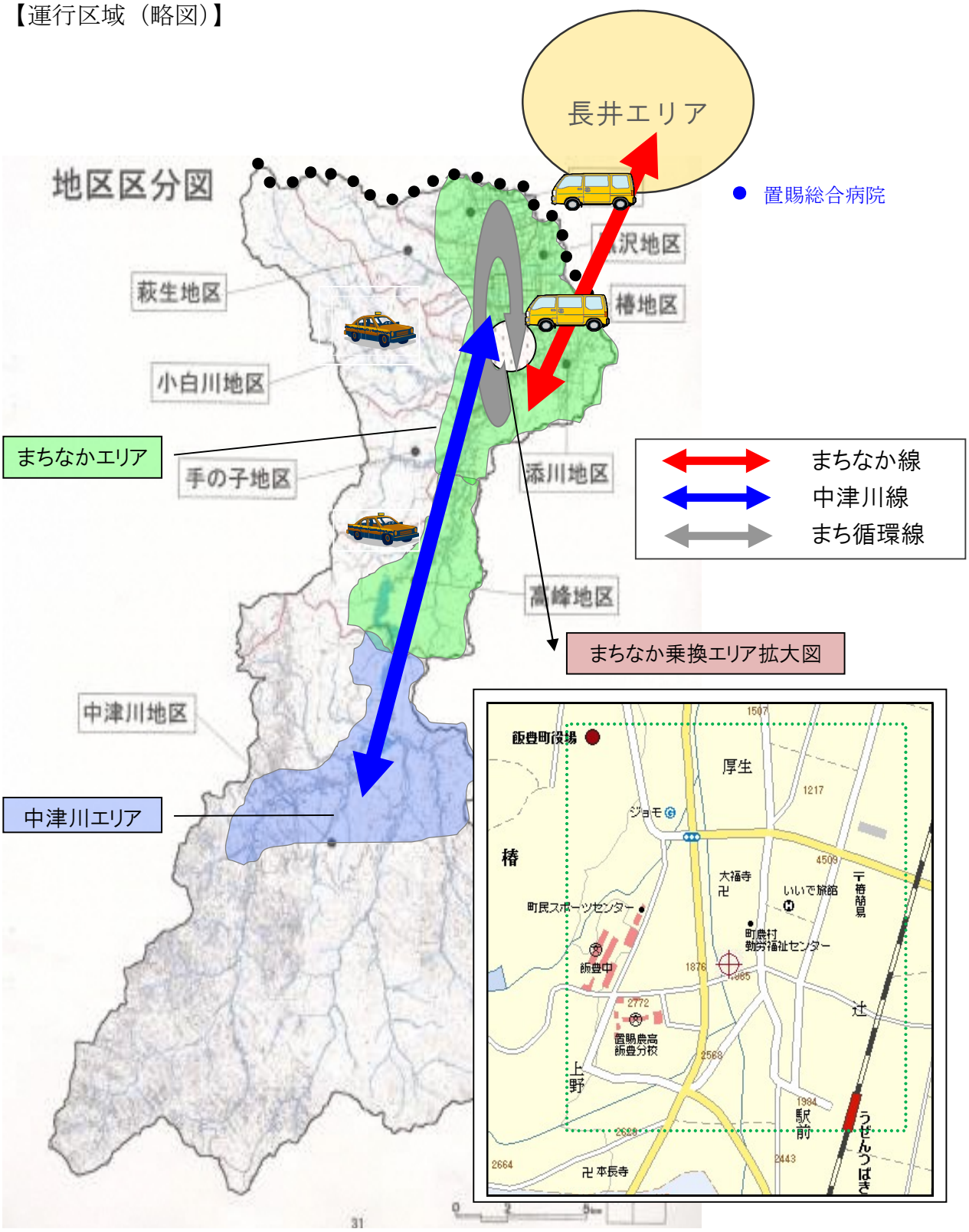


長井エリアは　　で囲まれたエリア内であればどこでも乗り降りすることができる。
また、★ の特別ポイントでも乗り降りすることができます。

特別ポイント

①前山耳鼻咽喉クリニック
②佐藤接骨院
③今泉駅・齋藤医院
④公立置賜総合病院（川西町）

【運行区域（略図）】


長井エリア
地区区分図
置賜総合病院
萩生地区
椿地区
小白川地区
まちなかエリア
手の子地区
添川地区
まちなか線
中津川線
まち循環線
まちなか乗換エリア拡大図
中津川地区
中津川エリア
飯豊町役場
厚生
ジョモ
椿
大福寺
いいで旅館
町民スポーツセンター
町農村
勤労福祉センター
飯豊中
置賜農高
飯豊分校
上野
辻
駅前
うぜんうばき
本長寺

デマンド交通システム

ほほえみカー利用案内

ほほえみカー

予約センター（社会福祉協議会事務所内）

電話 (0238) 86-2220

〈受付時間〉平日 午前7時30分～午後4時まで

注意
運転手は予約受付は行いませんので
必ず予約センターにご連絡ください。

予約方法

① 予約センターにお電話ください。
- 自宅電話番号
- 利用される方のお名前をお話し下さい。

② オペレーターが受付します。
- 利用したい時間
- 乗車場所・目的地をお話し下さい。

③ 予約した乗車場所までお迎えに行きます。
- 自宅から
- 病院、スーパーなどお出かけ先から

④ 予約した目的地までお送りします。
- 自宅まで
- 病院、スーパーなどへ

※病院・薬局・スーパーなど外出先からの電話予約に不安がある方は、その病院などの受付・従業員の方が本人に代わり予約をしてくれることになっておりますのでご利用ください。

エリア別運行時刻表

（平成30年4月現在）

まちなか線　定員数9名

まちエリア ⇔ 長井エリア

まちエリア発	長井エリア発
8:00	
9:00	9:00
10:00	10:00
	11:00
	12:15
13:15	13:15
14:15	14:15
	15:15
	16:00※

中津川線　定員数4名

中津川エリア ⇔ まちエリア

中津川エリア発	まちエリア発
7:30	8:30
9:15	10:15
12:00	12:45
13:30	16:00※

※印…まちなか線と混乗（長井エリア発時刻）

★中津川⇔長井エリア間は必ずまちエリア内（乗換エリア）での乗り継ぎが必要です。
このとき中津川⇔乗換エリアの料金は割引適用となります。

まちエリア線（循環）　定員数4名

まちエリア ⇔ まちエリア

8:00～11:30
13:00～15:30
エリア内30分間隔で循環

利用料金

（平成30年4月現在）

	中津川地区	西部地区 白椿地区	東部地区 中部地区	長井エリア 置総病院
中津川地区	400	400	600	800
西部地区 白椿地区	400	400	400	600
東部地区 中部地区	600	400	400	600
長井エリア 置総病院	800	600	600	利用不可

※小学生及び福祉割引適用者は半額料金となります。
※小学生未満児は1名無料（2名から小学生料金）
福祉割引適用者：①生活保護受給世帯　②身体障がい者（手帳1～3級）　③知的障がい者
④精神障がい者

長井エリア

乗降りできるエリアは　の指定区域
及び4つの特別ポイントとなります。



特別ポイント
① 前山耳鼻咽喉クリニック（泉）
② 佐藤接骨院（今泉）
③ 今泉駅
④ 公立置賜総合病院

【乗換エリア】は
・羽前椿駅・健康福祉センター
・国保診療所
・町民総合センター「あ～す」
・飯豊町役場・社会福祉協議会
などで乗降することができます。

【待合所】は社会福祉協議会事務所に設置しております。

お願い
★利用したい時間の30分前まで予約して下さい。
（7:30便・8:00便は前日までの予約となります）
★予約を取消しする場合は直ちにご連絡下さい。
★予約は1週間前から受付します。

注意事項
- ●土・日・祝祭日及び8月13日～16日、12月29日～1月5日は運休となります。
- ●定員がありますので予約状況によって満席となり、対応できない場合がありますのでご了承下さい。
- ●ほかのお客様との乗り合い乗車になるため、中学生未満及び1人で乗降できない方（付添有の場合は可）・喫煙飲酒している方・ペット連れの方・お急ぎの方等は利用をお断りしております。
- ●混雑している便、気象状況により時間の遅れが出る場合があります。時間には十分余裕をもってご利用下さい。

お問い合わせ
飯豊町社会福祉協議会　☎72-3353
飯豊町住民税務課（生活環境室内）　☎87-0514

登録されている個人情報は、運行管理以外の目的には使用しません。
また、利用登録されている方の中で、ご住所や氏名（新たに障がい者手帳の交付を受け福祉割引適用の対象になった場合を含む）等の情報に変更があった場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡下さい。
利用登録は随時お電話にて受付けます（登録無料）

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯豊町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	6613
交通不便地域等	6613

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
6613	全域	過疎法第2条1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　市町村名：　**三川町**

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年１回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（三川町）
〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の検討（三川町）
〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（三川町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、三川町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（三川町、事業者）
〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・三川町目標値（目標年度:R7）
県外 943 人、県内 3,770 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・三川町の目標値（目標年度:R7）
3.58 回／人（直近年度の実績 2,032 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の三川町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度:R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
・三川町目標値（目標年度:R7）
デマンド交通：4,982,384 円（直近年度の実績 4,982,384 円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
デマンド交通への三川町負担額 4,982,384 円（直近年度の実績 4,982,384 円）
デマンド交通利用者数 2,032 人（直近年度の実績 2,032 人）
デマンド交通収支率 4.1%（直近年度の実績 4.1%）
〇事業の効果
・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、三川町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通路線について、その運行に係る費用総額 4,982,384 円のうち、三川町から運行事業者への委託料については、国庫補助金を委託料から差し引いた差額分を負担することとしている。
また、三川町デマンド型交通への上記三川町の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する三川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

別　紙

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）
＜令和３年度＞
・令和３年６月28日（第１回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
・令和３年８月25日（第２回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
・令和４年１月31日（第３回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
・令和４年３月24日（第４回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について
＜令和４年度＞
・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
＜令和３年度＞
山形県地域公共交通活性化協議会庄内地域別部会
・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

別　紙

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により三川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　三川町大字横山字西田８５
（所　属）　企画調整課企画調整係
（氏　名）　吉田　直樹
（電　話）　０２３５－３５－７０１３
（e-mail）　kikakuinfo@town.yamagata-mikawa.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1) 三川町デマンド型交通		町内		往 11 km 復 11 km	339	1,794			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1) 三川町デマンド型交通		町内		往 11 km 復 11 km	338日	1,796回			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
三川町	庄交ハイヤー㈱	(1) 三川町デマンド型交通		町内		往 11 km 復 11 km	337日	1,789回			区域運行	①	イオンモール三川等で補助対象地域間幹線系統鶴岡酒田線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

車が無くてもこれで安心！

デマンドタクシー
でんでん号



デマンドタクシーは乗合タクシー制で、町内３００円で利用できます。
町内の移動に便利なタクシーですので、是非ご利用ください。
（利用には三川町役場にて事前登録が必要です）

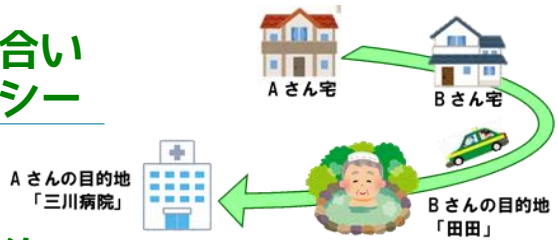
利用対象　①満６５歳以上の方　②車や運転免許をお持ちでない方

運行範囲　三川町内のみ

料　金　１回３００円

運行時間　１日７便：午前９時、１０時、１１時、正午、午後２時、４時、５時

乗り合いタクシー



予約するときは必ず
「デマンドタクシー」と
一言伝えてね！



予　約

庄交ハイヤー㈱に直接予約します。
電話２２－００５５

問合せ・利用登録先
役場企画調整課
電話３５－７０１３

202005

デマンドタクシーでんでん号とは？

利用にはまず登録を！

デマンドタクシーでんでん号をご利用するにあたって、事前に登録が必要です。登録できる方は、町内にお住まいの次のどちらかに該当する方です。

① **満65歳以上の方**

② **車や運転免許をお持ちでない方**

役場企画調整課（☎35－7013）で利用登録を受付けしています。登録をするにあたり、移動手段がないなど、役場に来ることが困難な方は、一度電話でご相談ください。

1回300円でご利用できます

乗車料金は、距離に関係なく、1回300円です。降車の際に、タクシー運転手にお支払ください。

※小学校に就学前のお子様については、登録者に同乗する場合に限り、登録をしなくても、無料でご利用いただけます。ご予約の際に、その旨をお伝えください。

※通院などで介添えが必要な方も、登録することなく利用できますが、その場合は乗車料金300円をいただきます。ご予約の際に、その旨お伝えください。

ご自宅から目的地まで利用できる乗合タクシー

デマンドタクシーでんでん号のご利用にあたっては、バス停で待つ必要はありません。

ご自宅まで迎えに行き、町内の目的地まで送迎いたします。あらかじめ決まった運行時間に合わせていただければ、帰りも同様にご利用できます。

ただし、デマンドタクシーでんでん号は、乗合になりますので、他のお客さまと同乗し、それぞれの目的地まで送迎することになります。

別のお客さまを乗せ、別々の目的地までお送りするため、**運行時間ぴったりにお迎えすることができない場合があります。**時間には余裕をもってご利用ください。

運行範囲は町内のみ1日7便の運行です

運行範囲：三川町内

運行時間：午前9時・10時・11時・正午・午後2時・4時・5時

運 休 日：祝日・お盆（8/13～16）、年末年始（12/29～1/4）

（詳しくはデマンド運行カレンダーをご覧ください）

予約は庄交ハイヤー（株）へ　☎22-0055

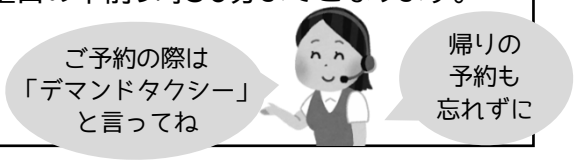
運行業者である庄交ハイヤー（株）に、次の事項を連絡の上、ご予約ください。

①氏名及び登録番号　②運行希望日・希望時間　③目的地

ご予約は利用希望日の2週間前から前日までにお願いします。**午前9時・10時の便を除き、利用を希望する便の2時間前まで予約できます。**ただし、午前11時の便は利用希望日の午前9時30分までとなります。

予約の取り消しは、遅くとも予約便の**2時間前まで**お願いします。

取り消しが遅いとキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

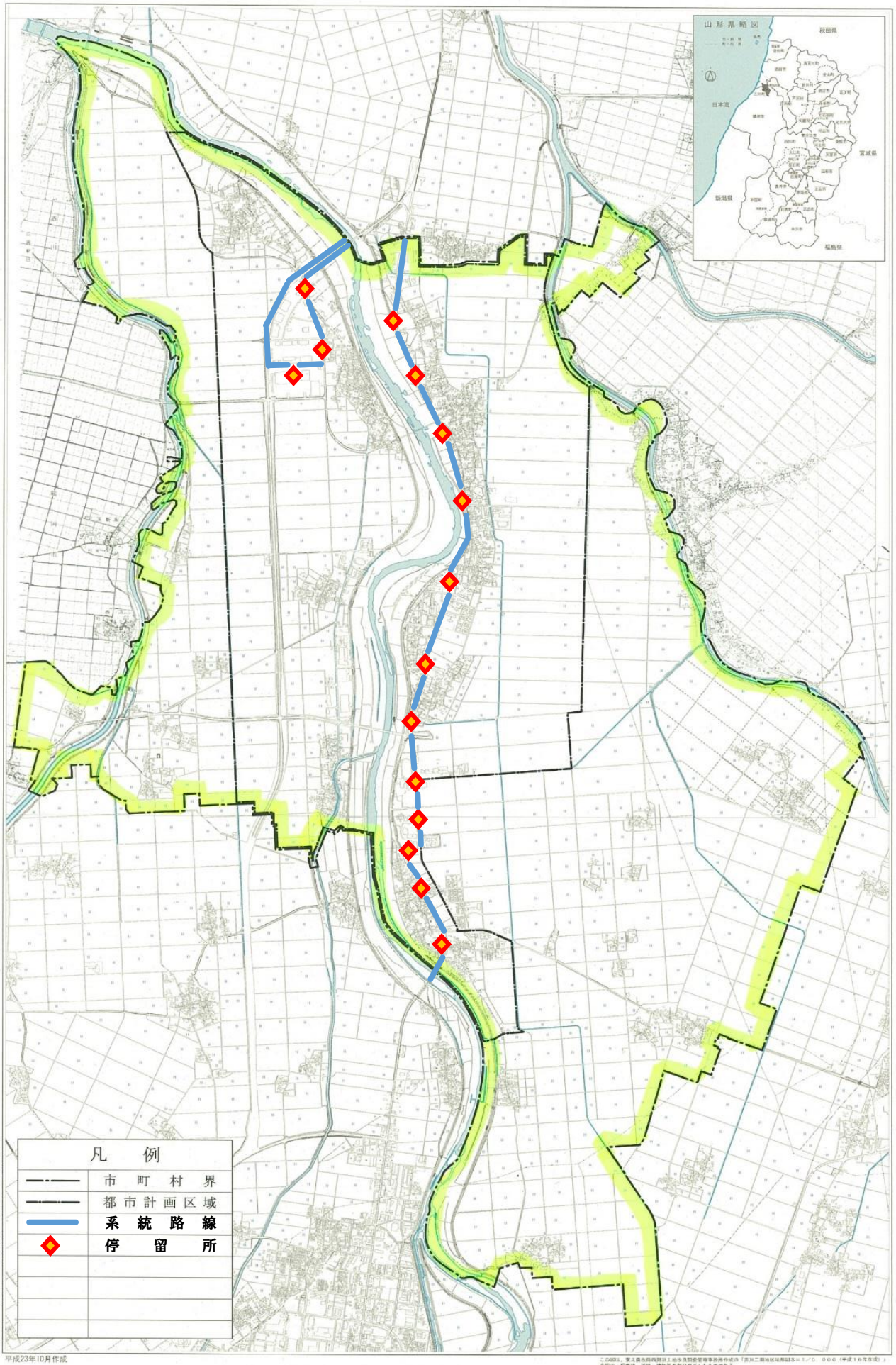


ゆとりある時間の便で予約をし、ゆとりを持ってお待ち願います

お問合せ先：三川町役場企画調整課企画調整係　☎３５－７０１３

利用の予約先：庄交ハイヤー（株）　☎２２－００５５

三川町全図



有限会社 佐藤測量設計事務所 調製

平成23年10月作成

山形県東田川郡三川町

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三川町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	7,601
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　庄内町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）おける、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（庄内町）
・庄内町外に影響する公共交通の検討・協議（庄内町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（庄内町）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（庄内町）
・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（庄内町）
・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段の GTFS-JP の作成・提供（庄内町、事業者）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（庄内町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、庄内町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（庄内町、事業者）
・地域間交通ネットワークと市内交通との乗換拠点となる余目駅の整備（庄内町）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
・各自治会や老人クラブ等で勉強会を実施するなど、サービスの周知と利用促進を呼びかける（庄内町）

２．運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

〇山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の庄内町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・庄内町目標値（目標年度:R7）

県外 808 人、県内 3,621 人

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の庄内町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・庄内町の目標値（目標年度:R7）

0.1 回／人（直近年度の実績 0.05 人）

〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の庄内町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度:R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）

・庄内町目標値（目標年度:R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス　　：31,013 円（直近年度の実績 31,773 円）

デマンド交通：11,411 円（直近年度の実績 5,503 円）

〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

立谷沢余目線（中村経由）の年間利用者数：230 人以上（直近年度の実績 115 人）

立谷沢余目線（中村経由）の収支率：0.9%以上（直近年度の実績 0.81%）

立谷沢余目線（中村経由）への庄内町負担額 3,820 千円（直近年度の実績 3,808 千円）

立谷沢余目線（鉢子経由）の年間利用者数：620 人以上（直近年度の実績 315 人）

立谷沢余目線（鉢子経由）収支率：0.9%以上（直近年度の実績 0.81%）

立谷沢余目線（鉢子経由）への庄内町負担額 10,329 千円（直近年度の実績 10,375 千円）

小出新田循環線の年間利用者数：34 人以上（直近年度の実績 62 人）

小出新田循環線の収支率：0.2%以上（直近年度の実績 0.11%）

小出新田循環線への庄内町負担額 2,527 千円（直近年度の実績 2,740 千円）

家根合循環線の年間利用者数：40 人以上（直近年度の実績 37 人）

家根合循環線の収支率：0.2%以上（直近年度の実績 0.09%）

家根合循環線への庄内町負担額 2,930 千円（直近年度の実績 3,180 千円）

狩川循環線の年間利用者数：41 人以上（直近年度の実績 3 人）

狩川循環線の収支率：0.2%以上（直近年度の実績 0.09%）

狩川循環線への庄内町負担額 3,068 千円（直近年度の実績 3,170 千円）

平岡循環線の年間利用者数：16 人以上（直近年度の実績 8 人）

平岡循環線の収支率：0.1%以上（直近年度の実績 0.08%）

平岡循環線への庄内町負担額 2,343 千円（直近年度の実績 2,442 千円）

中心市街地循環線の年間利用者数：250 人以上（直近年度の実績 192 人）

中心市街地循環線の収支率：0.3%以上（直近年度の実績 0.38%）

中心市街地循環線への庄内町負担額 5,996 千円（直近年度の実績 6,058 千円）

三ケ沢狩川線の年間利用者数：22 人以上（直近年度の実績 1 人）

三ケ沢狩川線の収支率：0.1%以上（直近年度の実績 0.005%）
三ケ沢狩川線への庄内町負担額 3,227 千円（直近年度の実績 3,263 千円）
出河原狩川線の年間利用者数：8 人以上（直近年度の実績 0 人）
出河原狩川線の収支率：0.05%以上（直近年度の実績 0.0%）
出河原狩川線への庄内町負担額 2,164 千円（直近年度の実績 2,240 円）
余目酒田線の年間利用者数：2,000 人以上（新設）
余目酒田線の収支率：14%以上（新設）
余目酒田線への庄内町負担額 6,020 千円（新設）

〇事業の効果

・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、庄内町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 42,424 千円のうち、庄内町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記庄内町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する庄内町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

別　紙

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和３年度＞

・令和３年６月28日（第１回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和３年８月25日（第２回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和４年１月31日（第３回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和４年３月24日（第４回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和４年度＞

・令和４年６月27日（第１回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和３年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

・令和４年１月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

〇庄内町地域公共交通会議

＜令和３年度＞

・令和３年７月２日：町営バスの運行見直しについて

・令和３年11月２日（書面協議）：停留所の位置の変更について

・令和４年２月２日（書面協議）：庄内交通酒田余目線の廃止及びデマンドタクシー余目酒田線の新設について

＜令和４年度＞

・令和４年６月３日（書面協議）：庄内町デマンドタクシー余目酒田線運行計画の一部改正について

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和３年度＞

・令和３年５月27日・31日、６月７日：町営バス・路線バスについての住民説明会

＜令和４年度＞

・令和４年５月14日・15日：デマンドタクシーについての住民説明会

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和３年４月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により庄内町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域公共交通会議の会議録を町ホームページで公開し、提供された意見については、施策の反映につなげている。

別　紙

１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　東田川郡庄内町余目字町 132-1
（所　属）　庄内町企画情報課まちづくり係
（氏　名）　清野　美保
（電　話）　0234-42-0162
（e-mail）machizukuri@town.shonai.yamagata.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.4km 復30.4km	155日	380.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.7km 復30.7km	361日	637.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	667回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.4km 復30.4km	155日	380.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.7km 復30.7km	361日	637.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	667回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線（中村経由）	北月山荘	中村地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.4km 復30.4km	155日	380.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線（鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、立川総合支所	庄内町役場	往30.7km 復30.7km	361日	637.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②（1）	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ケ沢狩川線	三ケ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②（1）	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	667回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補助対象地域間幹線系	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和３年９月１日改正

はっぴーバス
庄内町営バス時刻表



この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れる場合がありますのでご了承ください。

町営バスに関するお問い合わせ

企画情報課まちづくり係　TEL：0234−42−0162

＜料金について＞

◆普通使用料

・幹線路線

乗降場所	立谷沢地区	清川・狩川地区	余目地域
立谷沢地区	150 円	300 円	450 円
清川・狩川地区	300 円	150 円	300 円
余目地域	450 円	300 円	150 円

・循環路線 / 市街地循環線 / デマンドタクシー
150 円

◆無料／割引制度

次に当てはまる方は、料金が無料または半額になります。（※の方は、乗車する際に要件に当てはまることが確認できる書類を提示してください。）

◆無料となる方
- ●満70歳以上の町内在住の方※
- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者※
- ●上記手帳所持者の介護人
- ●小学校入学前の幼児
- ●庄内総合高等学校の生徒※

◆半額となる方
- ●満65歳以上70歳未満の町内在住の方※
- ●小学校の児童

ゴールドパス・シルバーパスの発行について

65歳以上の町民の方に、無料または半額の適用を受ける際に提示するパスを発行しています。申請は役場で受け付けています。

◆回数乗車券

10 回分の料金で 11 回券綴になっています。70 円券綴・150 円券綴・300 円券綴・450 円券綴があります。

◆定期乗車券使用料（幹線路線のみ）

乗降場所	立谷沢地区		清川・狩川地区		余目地域	
有効期間	1 か月	3 か月	1 か月	3 か月	1 か月	3 か月
立谷沢地区	5,250 円	15,000 円	10,500 円	30,000 円	15,000 円	42,750 円
清川・狩川地区	10,500 円	30,000 円	5,250 円	15,000 円	10,500 円	30,000 円
余目地域	15,000 円	42,750 円	10,500 円	30,000 円	5,250 円	15,000 円

◆回数乗車券・定期乗車券取り扱い所

庄内町役場（企画情報課まちづくり係）、立川総合支所（総合支所係）、清川出張所、立谷沢出張所

＜フリー乗降区間（幹線路線、循環路線）＞

停留所名青字の区間は、安全運行に支障のない範囲で停留所以外でも乗降ができます。
乗車する場合：進行方向左側で大きく手を挙げて合図してください。
降車する場合：運転手にお知らせください。

My 時刻表

よくご利用される時刻等を記入してご利用ください。

行　き			
乗車バス停			
曜日・路線			
発 車 時 刻	:	:	:
	⬇	⬇	⬇
降車バス停			
着　時　刻	:	:	:

帰　り			
乗車バス停			
曜日・路線			
発 車 時 刻	:	:	:
	⬇	⬇	⬇
降車バス停			
着　時　刻	:	:	:

中心市街地循環線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

（庄内町役場－庄内余目病院－余目駅前－庄内町役場）

停留所＼便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
庄内町役場	9:10	10:00	11:20	12:10	13:40	14:30	15:20	16:10
松蔵商店前	9:11	10:01	11:21	12:11	13:41	14:31	15:21	16:11
庄内余目病院	9:14	10:04	11:24	12:14	13:44	14:34	15:24	16:14
菅原医院	9:16	10:06	11:26	12:16	13:46	14:36	15:26	16:16
肉のもり前	9:17	10:07	11:27	12:17	13:47	14:37	15:27	16:17
斎藤整形	9:18	10:08	11:28	12:18	13:48	14:38	15:28	16:18
きらやか銀行	9:19	10:09	11:29	12:19	13:49	14:39	15:29	16:19
カザミドリ前	9:20	10:10	11:30	12:20	13:50	14:40	15:30	16:20
余目駅前	9:22	10:12	11:32	12:22	13:52	14:42	15:32	16:22
兼古商店前	9:24	10:14	11:34	12:24	13:54	14:44	15:34	16:24
富樫接骨院	9:26	10:16	11:36	12:26	13:56	14:46	15:36	16:26
森田内科	9:28	10:18	11:38	12:28	13:58	14:48	15:38	16:28
新余目支所・町湯	9:31	10:21	11:41	12:31	14:01	14:51	15:41	16:31
マックスバリュ	9:34	10:24	11:44	12:34	14:04	14:54	15:44	16:34
ヤマザワ	9:36	10:26	11:46	12:36	14:06	14:56	15:46	16:36
うおぎん前	9:39	10:29	11:49	12:39	14:09	14:59	15:49	16:39
庄内余目病院	9:42	10:32	11:52	12:42	14:12	15:02	15:52	16:42
和光町	9:45	10:35	11:55	12:45	14:15	15:05	15:55	16:45
太田デンタル	9:47	10:37	11:57	12:47	14:17	15:07	15:57	16:47
町農協	9:49	10:39	11:59	12:49	14:19	15:09	15:59	16:49
庄内町役場	9:50	10:40	12:00	12:50	14:20	15:10	16:00	16:50

幹線路線（立谷沢余目線）

運休日　12月31日～1月3日

北月山荘発（又は瀬場発）⇒ 庄内町役場行き

地域	便	1便		スクールバス住民利用		2便		3便	
	運行日（経由地）／停留所	月～金の平日	土日祝	月～金の平日（鉢子）	立川小・中スクールバス運行日（中村）	月水金の平日（鉢子）	火木土の平日（中村）	月水金日（鉢子）	火木土（中村）
立谷沢地域	北月山荘					10:35		14:35	
	瀬場	6:12	7:15	7:15		10:38		14:38	
	下瀬場	6:13	7:16	7:16		10:39		14:39	
	大中島ふれあい館前	6:14	7:17	7:17		10:40		14:40	
	大中島			7:18					
	新田	6:18	7:21	7:20		10:44		14:44	
	工藤沢	6:20	7:23	7:23		10:46		14:46	
	科沢	6:23	7:26	7:26		10:49		14:49	
	下科沢	6:24	7:27	7:27					
	木の沢	6:27	7:30	7:29		10:52		14:52	
	鉢子	6:29	7:32	7:31		10:54		14:54	
	大平口								
	松の木	6:32	7:35	7:34		10:57		14:57	
	下松の木	6:33	7:36	7:35		10:58		14:58	
	肝煎			7:36					
	立谷沢公民館				7:20		10:52		14:52
	中村				7:22		10:54		14:54
	下中村						10:55		14:55
	板敷橋				7:24		10:57		14:57
清川・狩川地域	興屋				7:26		10:59		14:59
	中島				7:28		11:00		15:00
	生繰沢				7:30		11:02		15:02
	中島口	6:35	7:38	7:38		11:00		15:00	
	片倉	6:37	7:40	7:40		11:02		15:02	
	生繰沢橋	6:38	7:41	7:41	7:32	11:03		15:03	
	成沢医院前	6:39	7:42	7:42	7:34	11:04		15:04	
	清河八郎記念館			7:43	7:35				
	清川関所前	6:40	7:43			11:05		15:05	
	清川				7:38				
	清川駅前	6:41	7:44	7:44		11:06		15:06	
	東興野	6:45	7:48	7:48	7:42	11:10		15:10	
	荒鍋	6:46	7:49			11:11		15:11	
	道の駅しょうない（着）					11:12		15:12	
	道の駅しょうない（発）					11:17		15:17	
	緑町	6:47	7:50			11:19		15:19	
	狩川駅	6:49	7:52			11:21		15:21	
	旧狩川銀行前	6:50	7:53	7:52	7:45	11:22		15:22	
	旧商工会前		7:54	7:53		11:23		15:23	
	立川総合支所（着）	6:53	7:58	7:58	7:48	11:26		15:26	
	立川総合支所（発）	7:58		←					
	第2種苗センター前	7:59		スクールバス住民利用について ・スクールバス車両での生徒(児童)と一緒に乗り合わせです。 ・立川総合支所で幹線1便に乗り換えができます。 ・12月～3月は、瀬場発7:15→7:10、立谷沢公民館発7:20→7:10となるため、立川総合支所までの各停留所で発着時間が早くなります。		11:27		15:27	
	栄町					11:28		15:28	
	西興野	8:00				11:29		15:29	
余目地域	古関（幹線）	8:02				11:31		15:31	
	阿部医院	8:05				11:34		15:34	
	第四公民館	8:07				11:36		15:36	
	廻館	8:11				11:40		15:40	
	余目新田	8:13				11:43		15:43	
	常万	8:14				11:45		15:45	
	余目駅前	8:18				11:49		15:49	
	カザミドリ前	8:19							
	きらやか銀行	8:20							
	新余目支所・町湯					11:52		15:52	
	町農協					11:55		15:55	
	庄内総合高校	8:25							
	庄内余目病院	8:30							
	庄内町役場	8:35				11:56		15:56	

庄内町役場発 ⇒ 北月山荘行き（又は瀬場行き）

地域	便	1便		2便		3便	
	運行日（経由地）／停留所	月水金日（鉢子）	火木土（中村）	月水金の平日（鉢子）	火木土の平日（中村）	月水金日（鉢子）	火木土（中村）
余目地域	庄内町役場	9:00		13:00		16:27	
	庄内総合高校					16:31	
	町農協	9:01		13:01		16:34	
	新余目支所・町湯	9:04		13:04		16:37	
	余目駅前	9:07		13:07		16:40	
	常万	9:11		13:11		16:44	
	余目新田	9:12		13:12		16:45	
	廻館	9:15		13:15		16:48	
	第四公民館	9:18		13:18		16:51	
	阿部医院	9:20		13:20		16:53	
	古関（幹線）	9:23		13:23		16:56	
清川・狩川地域	西興野	9:27		13:27		17:00	
	栄町						
	第2種苗センター前						
	立川総合支所	9:30		13:30		17:02	
	旧商工会前	9:33		13:33		17:05	
	旧狩川銀行前	9:34		13:34		17:06	
	狩川駅	9:36		13:36		17:08	
	緑町	9:37		13:37		17:09	
	道の駅しょうない（着）	9:38		13:38		17:10	
	道の駅しょうない（発）	9:44		13:43		17:15	
	荒鍋	9:45		13:44		17:16	
	東興野	9:47		13:46		17:18	
	清川駅前	9:52		13:51		17:23	
	清川	9:53		13:52		17:24	
	清川関所前	9:54		13:53		17:25	
	清河八郎記念館						
	成沢医院前	9:55		13:54		17:26	
	生繰沢橋	9:56		13:55		17:27	
	片倉	9:57		13:56		17:28	
	中島口	9:59		13:58		17:30	
	生繰沢		9:57		13:56		17:28
	中島		9:59		13:58		17:30
	興屋		10:00		13:59		17:31
立谷沢地域	板敷橋		10:03		14:02		17:34
	下中村		10:06		14:05		17:37
	中村						
	肝煎	10:02		14:01		17:33	
	下松の木						
	松の木	10:03		14:02		17:34	
	大平口	10:06		14:05		17:37	
	鉢子	10:07		14:06		17:38	
	立谷沢公民館	10:10		14:08		17:40	
	木の沢						
	下科沢	10:13		14:11		17:43	
	科沢						
	工藤沢	10:16		14:14		17:46	
	新田	10:18		14:16		17:48	
	大中島	10:20		14:18		17:50	
	大中島ふれあい館前						
	下瀬場	10:22		14:20		17:52	
	瀬場						
	北月山荘	10:25		14:23			

※冬期間は、北月山荘の休業に合わせて瀬場～北月山荘までの区間を運休する場合があります。

フリー乗降区間（停留所名青字部分）
北月山荘～狩川駅までの区間、西興野～常万ご線橋付近の交差点までの区間

庄内町デマンドタクシー 運行時刻表

運休日　土・日、国民の祝日・休日
12月29日～1月3日

三ケ沢狩川線

	地　名	1便	2便	3便	4便
行き	三　ケ　沢	8:00	8:40	9:20	13:30
	野　崎	8:04	8:44	9:24	13:34
	添　津（消防ポンプ小屋前）	8:06	8:46	9:26	13:36
	山　崎（寺院前）	8:08	8:48	9:28	13:38
	山水園口	8:10	8:50	9:30	13:40
	立川総合支所	8:13	8:53	9:33	13:43
	旧商工会前	8:16	8:56	9:36	13:46
	北楯接骨院	8:19	8:59	9:39	13:49
	旧狩川銀行前	8:21	9:01	9:41	13:51
	奥山医院前	8:23	9:03	9:43	13:53
	Aコープたちかわ	8:24	9:04	9:44	13:54
	狩　川　駅	8:25	9:05	9:45	13:55
帰り	狩　川　駅	10:30	11:40	14:25	15:45
	Aコープたちかわ	10:31	11:41	14:26	15:46
	奥山医院前	10:32	11:42	14:27	15:47
	旧狩川銀行前	10:34	11:44	14:29	15:49
	北楯接骨院	10:36	11:46	14:31	15:51
	旧商工会前	10:39	11:49	14:34	15:54
	立川総合支所	10:42	11:52	14:37	15:57
	山水園口	10:45	11:55	14:40	16:00
	山　崎（寺院前）	10:47	11:57	14:42	16:02
	添　津（消防ポンプ小屋前）	10:49	11:59	14:44	16:04
	野　崎	10:51	12:01	14:46	16:06
	三　ケ　沢	10:55	12:05	14:50	16:10

出川原狩川線

	地　名	1便	2便	3便	4便
行き	旭　町（公民館前）	8:00	8:40	9:20	13:30
	砂　山	8:02	8:42	9:22	13:32
	上出川原	8:04	8:44	9:24	13:34
	下出川原（公民館前）	8:07	8:47	9:27	13:37
	奥山医院前	8:10	8:50	9:30	13:40
	旧狩川銀行前	8:12	8:52	9:32	13:42
	北楯接骨院	8:15	8:55	9:35	13:45
	旧商工会前	8:18	8:58	9:38	13:48
	立川総合支所	8:21	9:01	9:41	13:51
	Aコープたちかわ	8:24	9:04	9:44	13:54
	狩　川　駅	8:25	9:05	9:45	13:55
帰り	狩　川　駅	10:30	11:40	14:25	15:45
	Aコープたちかわ	10:31	11:41	14:26	15:46
	立川総合支所	10:34	11:44	14:29	15:49
	旧商工会前	10:37	11:47	14:32	15:52
	北楯接骨院	10:40	11:50	14:35	15:55
	旧狩川銀行前	10:43	11:53	14:38	15:58
	奥山医院前	10:45	11:55	14:40	16:00
	下出川原（公民館前）	10:48	11:58	14:43	16:03
	上出川原	10:51	12:01	14:46	16:06
	砂　山	10:53	12:03	14:48	16:08
	旭　町（公民館前）	10:55	12:05	14:50	16:10

※利用するためには、事前に右記窓口にて**利用登録**が必要です。
※２路線とも１日４往復します。ただし、**予約のない場合は運行しません。**
※**全区間フリー乗降**となりますので、**上記の時間を目安**にご乗車ください。
※利用登録後、乗車希望日の１週間前から前日午後８時まで、右記連絡先に電話で予約してください。（何便で・どこからどこまで・往復の場合は帰りの分も）
予約されていない方は乗車できませんのでご注意ください。
※定員は、１便あたり５名（予約順）です。

利用登録窓口：
- 庄内町役場（まちづくり係）
- 立川総合支所（総合支所係）
- ㈲立川タクシー

乗車予約　：　㈲立川タクシー
電　　話　：　56－2128

循　環　路　線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

1コース 常万・大和方面（月・水・金）

停留所＼便	1便	2便	3便	
庄内町役場		10:45		
松蔵商店前		10:46		
庄内余目病院		10:48		
菅原医院		10:50		
肉のもり前		10:51		
斎藤整形		10:52		
きらやか銀行		10:53		
カザミドリ前		10:54		
兼古商店前		10:55		
富樫接骨院		10:56		
森田内科		10:58		
新余目支所・町湯		11:00		
町農協		11:03		
庄内町役場	7:55	11:04	16:10	
町農協	—	—	16:11	
新余目支所・町湯	—	—	16:14	
常万	8:00	11:09	降車専用	
余目新田	8:02	11:11		
廻館	8:05	11:14		
阿部医院	—	11:17		
主殿新田	8:09	11:19		
中野	8:10	11:20		
南興屋	8:11	11:21		
堤新田	8:14	11:24		
赤渕新田	8:17	11:27		
小出根子	8:18	11:28		
小出新田	8:19	11:29		
連枝土場	8:21	11:31		
連枝	8:22	11:32		
沢新田	8:24	11:34		
古関（循環）	8:27	11:37		
阿部医院	8:31	—		※1便は庄内町役場、2便は古関、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：常万バス停～余目こ線橋の常万側の交差点までの区間
富樫接骨院	8:38	降車専用		
森田内科	8:40	—		
新余目支所・町湯	8:42	降車専用		
町農協	8:45			
庄内町役場	8:46			
松蔵商店前	降車専用			
庄内余目病院				
菅原医院				
肉のもり前				
斎藤整形				
きらやか銀行				
カザミドリ前				
兼古商店前				

2コース 八栄里・栄方面（月・水・金）

停留所＼便	1便	2便	3便	
庄内町役場		10:45		
松蔵商店前		10:46		
庄内余目病院		10:48		
菅原医院		10:50		
肉のもり前		10:51		
斎藤整形		10:52		
きらやか銀行		10:53		
カザミドリ前		10:54		
兼古商店前		10:55		
富樫接骨院		10:56		
森田内科		10:58		
新余目支所・町湯		11:00		
町農協		11:03		
庄内町役場	7:50	11:04	16:10	
町農協	—	—	16:11	
新余目支所・町湯	—	—	16:14	
梵天塚前	7:54	11:08	降車専用	
田谷	8:01	11:15		
大野	8:04	11:18		
西小野方	8:07	11:21		
生三	8:10	11:24		
茗荷瀬	8:13	11:27		
南口	8:17	11:31		
長畑	8:18	11:32		
高田麦	8:20	11:34		
家根合	8:23	11:37		
落合	8:27	11:41		
宮曽根	8:30	11:44		
杉浦	8:32	11:46		
深川	8:33	11:47		
久田	8:34	11:48		
西野	8:38	11:52		
下朝丸	8:43	11:57		
新余目支所・町湯	8:48	降車専用		※1便は庄内町役場、2便は下朝丸、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：梵天塚前バス停～下朝丸バス停までの区間
町農協	8:51			
庄内町役場	8:52			
松蔵商店前	降車専用			
庄内余目病院				
菅原医院				
肉のもり前				
斎藤整形				
きらやか銀行				
カザミドリ前				
兼古商店前				
富樫接骨院		—		
森田内科		—		

循　環　路　線

運休日　日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

3コース 吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土）

便 / 停留所	西回り 1便	西回り 3便
庄内町役場	7:50	16:10
町農協	—	16:11
新余目支所・町湯	—	16:14
上朝丸	7:53	降車専用
払田	7:54	
島田	7:55	
吉岡	7:56	
橋の脇	7:59	
西袋駅前	8:01	
西袋公民館前	8:02	
境興屋	8:04	
吉方	8:05	
本小野方	8:07	
新田目	8:08	
返吉	8:09	
京島	8:11	
千本杉	8:13	
桑田	8:16	
立川総合支所	8:20	
第2種苗センター前	8:21	
大真木	8:23	
福島	8:24	
前田野目	8:26	
阿部医院	8:29	
近江新田	8:34	
吉岡	8:36	
島田	8:37	
払田	8:38	
上朝丸	8:39	
森田内科	8:40	
新余目支所・町湯	8:42	
町農協	8:45	
庄内町役場	8:46	
松蔵商店前	降車専用	
庄内余目病院		
菅原医院		
肉のもり前		
斎藤整形		
きらやか銀行		
カザミドリ前		
兼古商店前		
富樫接骨院		

※1・3便と2便では経由する方向が変わります。
※1便は庄内町役場、2便は上朝丸、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。

※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：払田バス停～払田バス停へ戻るまでの区間

便 / 停留所	東回り 2便
庄内町役場	10:45
松蔵商店前	10:46
庄内余目病院	10:48
菅原医院	10:50
肉のもり前	10:51
斎藤整形	10:52
きらやか銀行	10:53
カザミドリ前	10:54
兼古商店前	10:55
富樫接骨院	10:56
森田内科	10:58
新余目支所・町湯	11:00
町農協	11:03
庄内町役場	11:04
上朝丸	11:07
払田	11:08
島田	11:09
吉岡	11:10
近江新田	11:12
阿部医院	11:17
前田野目	11:20
福島	11:21
大真木	11:22
第2種苗センター前	11:24
立川総合支所	11:25
桑田	11:29
千本杉	11:32
京島	11:34
返吉	11:35
新田目	11:36
本小野方	11:38
吉方	11:40
境興屋	11:41
西袋公民館前	11:43
西袋駅前	11:44
橋の脇	11:46
吉岡	11:49
島田	11:50
払田	11:51
上朝丸	11:52
新余目支所・町湯	降車専用
町農協	
庄内町役場	
松蔵商店前	
庄内余目病院	
菅原医院	
肉のもり前	
斎藤整形	
きらやか銀行	
カザミドリ前	
兼古商店前	

4コース 堀野・第三学区方面（火・木・土）

便 / 停留所	1便	2便	3便
庄内町役場		10:45	
松蔵商店前		10:46	
庄内余目病院		10:48	
菅原医院		10:50	
肉のもり前		10:51	
斎藤整形		10:52	
きらやか銀行		10:53	
カザミドリ前		10:54	
兼古商店前		10:55	
富樫接骨院		10:56	
森田内科		10:58	
新余目支所・町湯		11:00	
町農協		11:03	
庄内町役場	7:50	11:04	16:10
町農協	—	—	16:11
新余目支所・町湯	—	—	16:14
上堀野	7:58	11:12	降車専用
中堀野	7:59	11:13	
下堀野	8:01	11:15	
福原	8:02	11:16	
三百地	8:05	11:19	
提興屋	8:08	11:22	
槇島	8:09	11:23	
千河原	8:12	11:26	
平岡	8:14	11:28	
榎木土場	8:16	11:30	
榎木	8:20	11:34	
廿六木	8:23	11:37	
跡	8:27	11:41	
庄内余目病院	8:32	降車専用	注）1便は庄内町役場、2便は跡、3便は新余目支所・町湯まで乗車した方が全て降車した地点で運行を打ち切ります。
菅原医院	8:34		
肉のもり前	8:35		
斎藤整形	8:36		
きらやか銀行	8:37		
カザミドリ前	8:38		
兼古商店前	8:39		
富樫接骨院	8:40	—	
森田内科	8:42	—	※フリー乗降区間（停留所名青字部分）：上堀野バス停～跡バス停までの区間
新余目支所・町湯	8:44	降車専用	
町農協	8:47		
庄内町役場	8:48		
松蔵商店前	降車専用		

青文字	フリー乗降区間
	同一便で複数回停車する停留所

路線図

中心市街地循環線 P2

- 菅原医院
- 斎藤整形
- 余目駅前
- ヤマザワ
- 富樫接骨院
- 森田内科
- 庄内余目病院
- 庄内町役場
- 町農協
- 新余目支所・町湯

循環２コース　八栄里・栄方面 P5

役場方面 ← 西野 ← 落合 ← 田谷

循環４コース　堀野・第三学区方面 P6

上堀野 → 堤興屋 → 跡 → 役場方面

循環１コース　常方・大和方面 P5

主殿新田 → 小出新田 → 古関 → 役場方面

循環３コース　吉岡・十六合・狩川方面 P6

役場方面 ← 西袋駅前 ← 本小野方 ← 千本杉

デマンドタクシー P4

常方 / 阿部医院 / 立川総合支所 / 狩川駅

幹線路線 P3

清川駅前 → 清川関所前 → 中村 → 立谷沢公民館 → 瀬場 → 北月山荘

鉢子



庄内町役場を起点に
各路線に乗り換える
ことができます

庄内町営バス

幹線路線（立谷沢余目線）

路線図　R3.9.1 改正

庄内町役場

立川総合支所

立谷沢出張所（車庫）

北月山荘

庄内町営バス

幹線路線（立谷沢余目線）

路線図　R3.9.1 改正

庄内町役場

余目駅

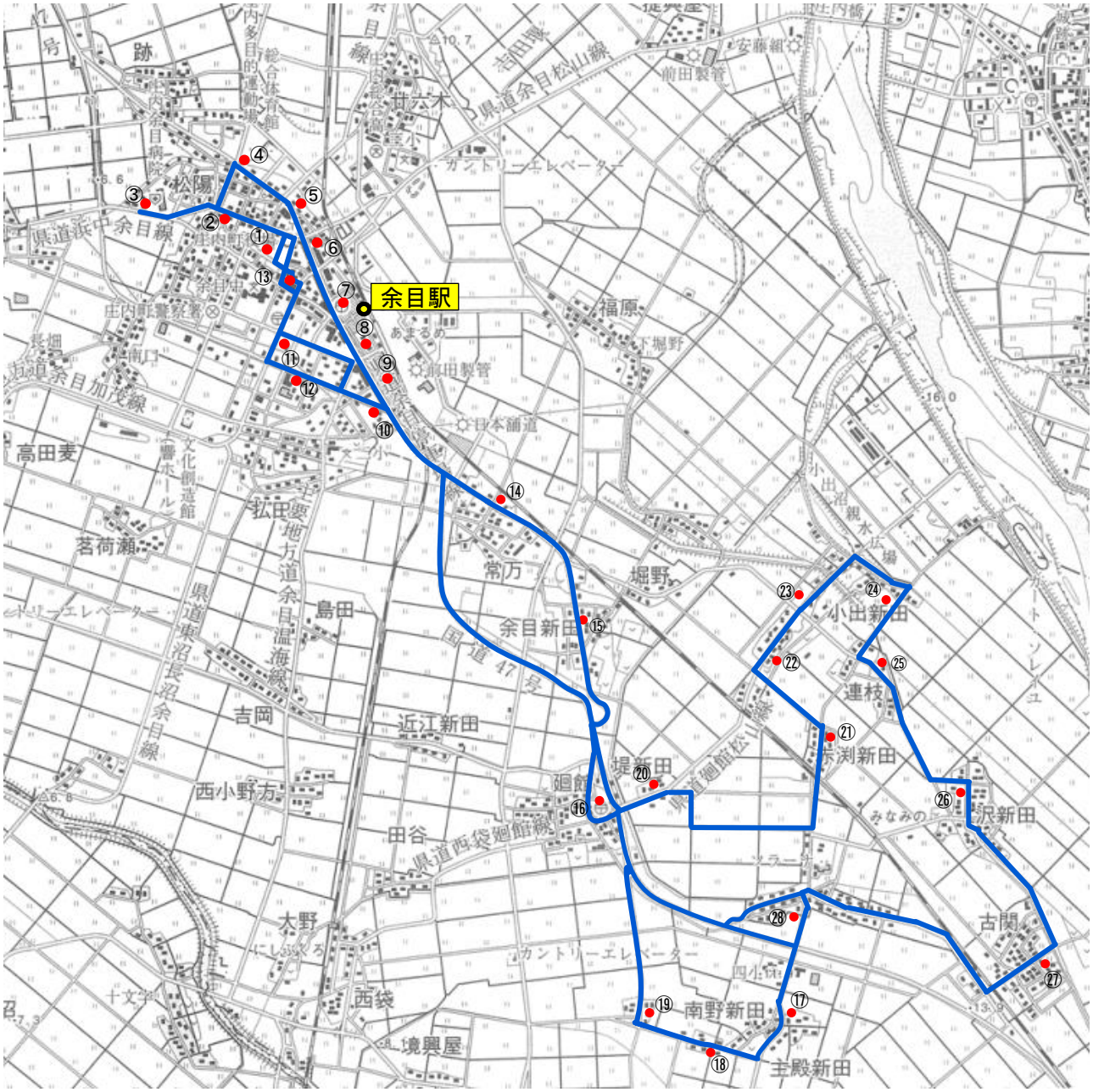
立川総合支所

立谷沢出張所（車庫）

北月山荘

庄内町営バス　循環路線　路線図

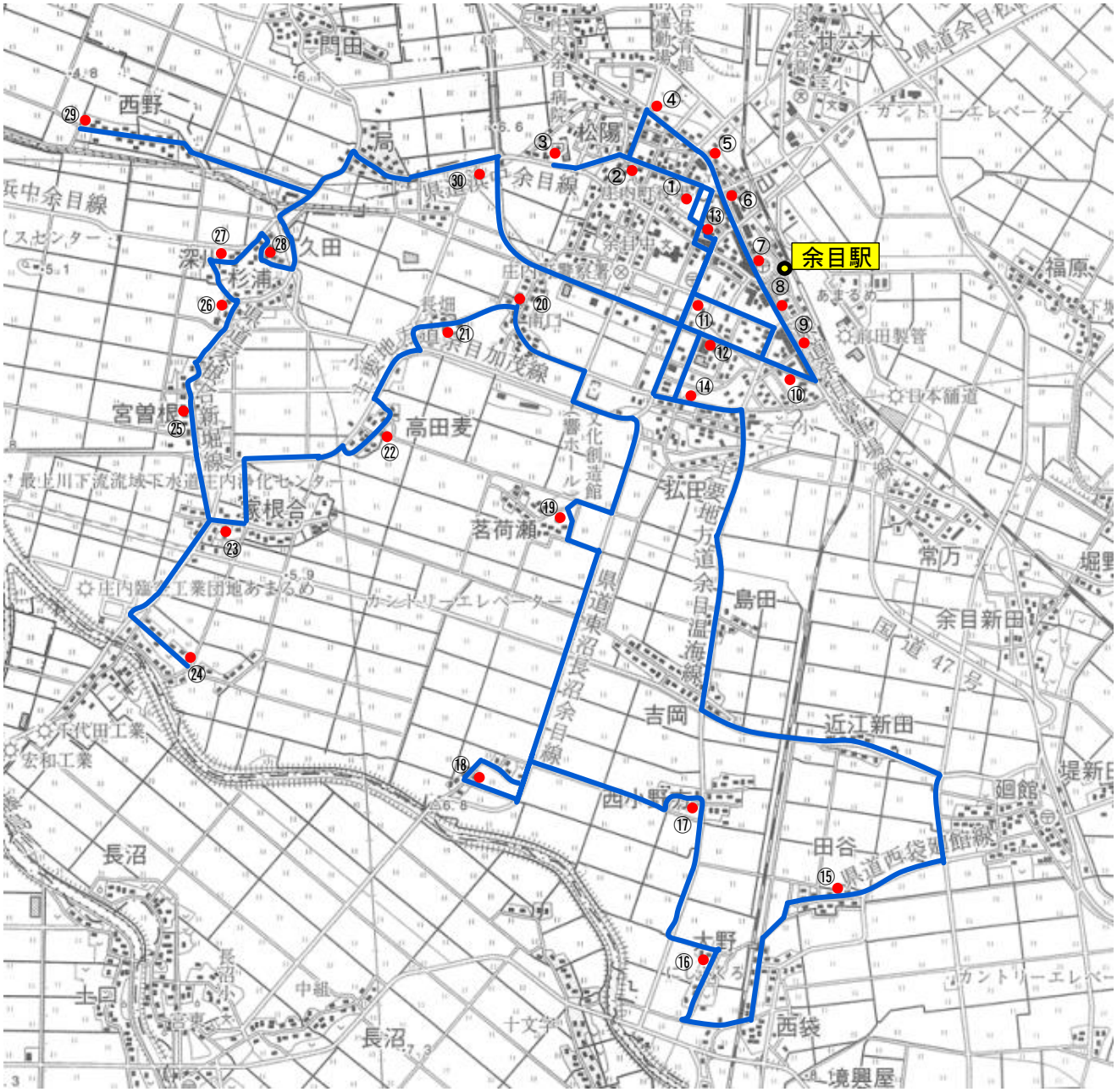
◆１コース　常万・大和方面（月・水・金運行）　※小出新田循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	主殿新田	㉕	連枝
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	中野	㉖	沢新田
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	南興屋	㉗	古関（循環）
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	堤新田	㉘	阿部医院
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	赤渕新田		
⑥	斎藤整形	⑭	常万	㉒	小出根子		
⑦	きらやか銀行	⑮	余目新田	㉓	小出新田		
⑧	カザミドリ前	⑯	廻館	㉔	連枝土場		

庄内町営バス　循環路線　路線図

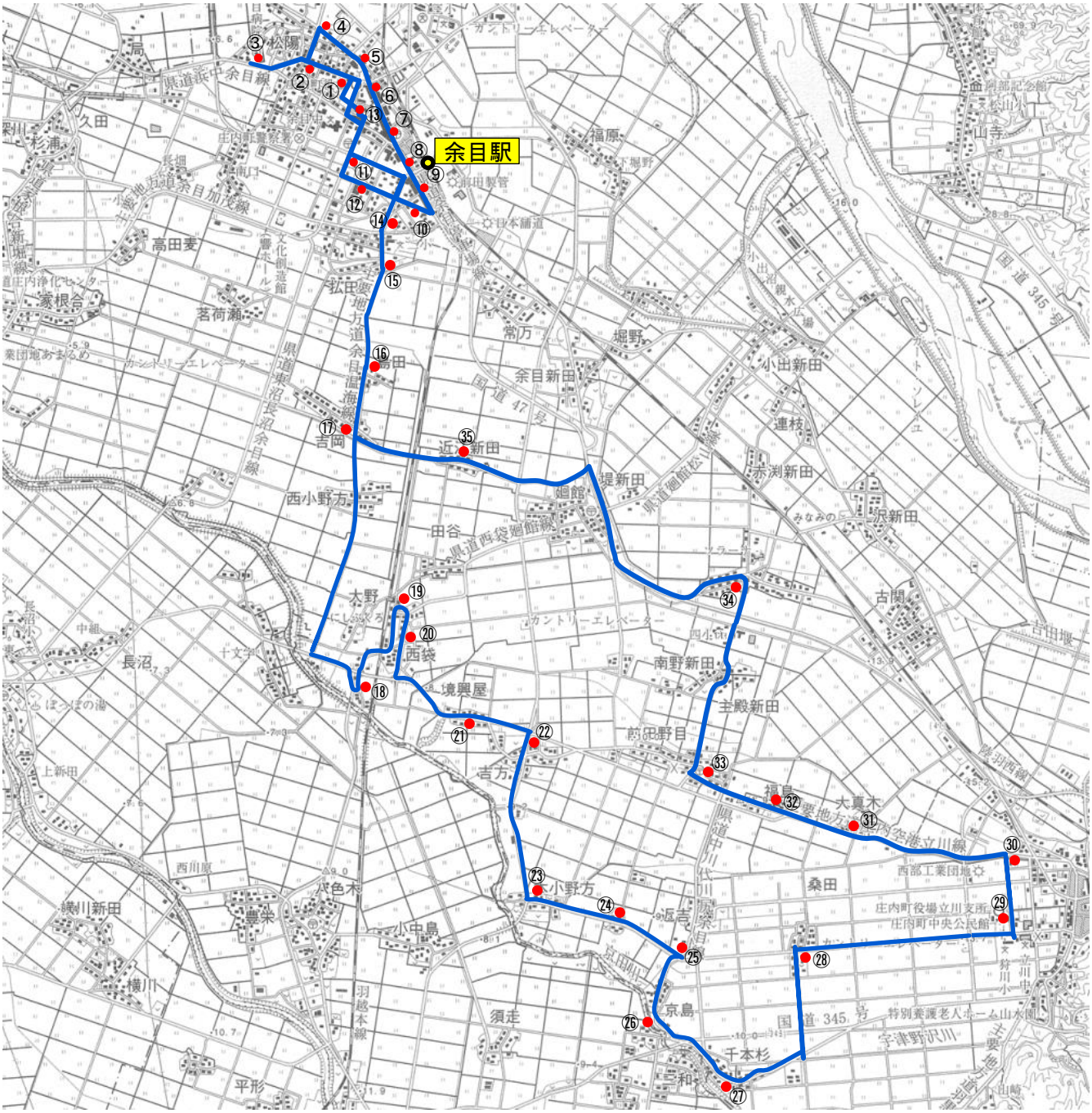
◆２コース　八栄里・栄方面（月・水・金運行）　※家根合循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	西小野方	㉕	宮曽根
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	生三	㉖	杉浦
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	茗荷瀬	㉗	深川
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	南口	㉘	久田
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	長畑	㉙	西野
⑥	斎藤整形	⑭	梵天塚前	㉒	高田麦	㉚	下朝丸
⑦	きらやか銀行	⑮	田谷	㉓	家根合		
⑧	カザミドリ前	⑯	大野	㉔	落合		

庄内町営バス　循環路線　路線図

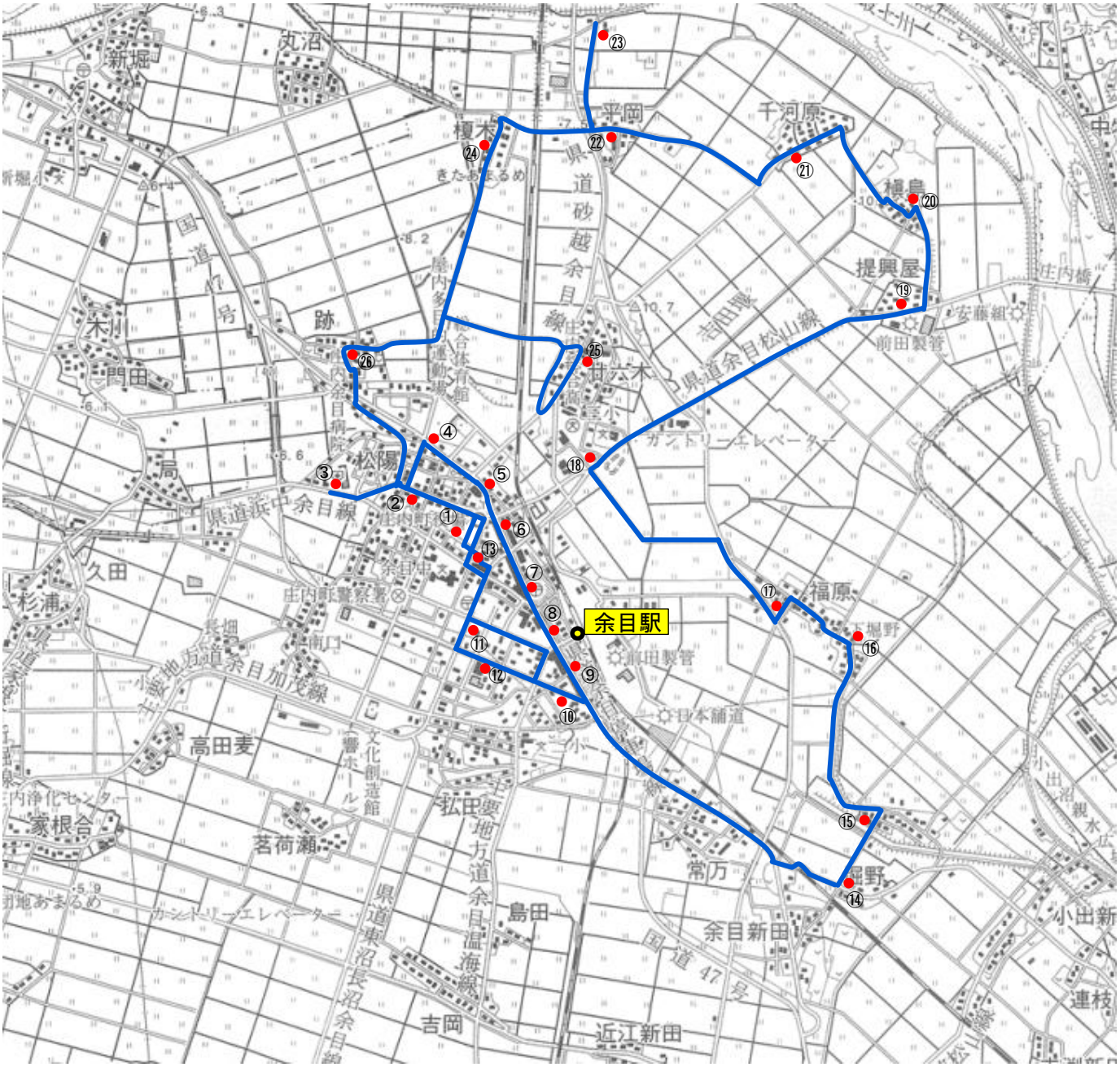
◆３コース　吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土運行）　※狩川循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑩	富樫接骨院	⑲	西袋駅前	㉘	桑田
②	松蔵商店前	⑪	森田内科	⑳	西袋公民館前	㉙	立川総合支所
③	庄内余目病院	⑫	新余目支所・町湯	㉑	境興屋	㉚	第２種苗センター
④	菅原医院	⑬	町農協	㉒	吉方	㉛	大真木
⑤	肉のもり前	⑭	上朝丸	㉓	本小野方	㉜	福島
⑥	斎藤整形	⑮	払田	㉔	新田目	㉝	前田野目
⑦	きらやか銀行	⑯	島田	㉕	返吉	㉞	阿部医院
⑧	カザミドリ前	⑰	吉岡	㉖	京島	㉟	近江新田
⑨	兼古商店前	⑱	橋の脇	㉗	千本杉		

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆４コース　堀野・第三学区方面（火・木・土運行）　※平岡循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑧	カザミドリ前	⑮	中堀野	㉒	平岡
②	松蔵商店前	⑨	兼古商店前	⑯	下堀野	㉓	榎木土場
③	庄内余目病院	⑩	富樫接骨院	⑰	福原	㉔	榎木
④	菅原医院	⑪	森田内科	⑱	三百地	㉕	廿六木
⑤	肉のもり前	⑫	新余目支所・町湯	⑲	提興屋	㉖	跡
⑥	斎藤整形	⑬	町農協	⑳	槇島		
⑦	きらやか銀行	⑭	上堀野	㉑	千河原		

中心市街地循環線路線図

R3.9.1 改正

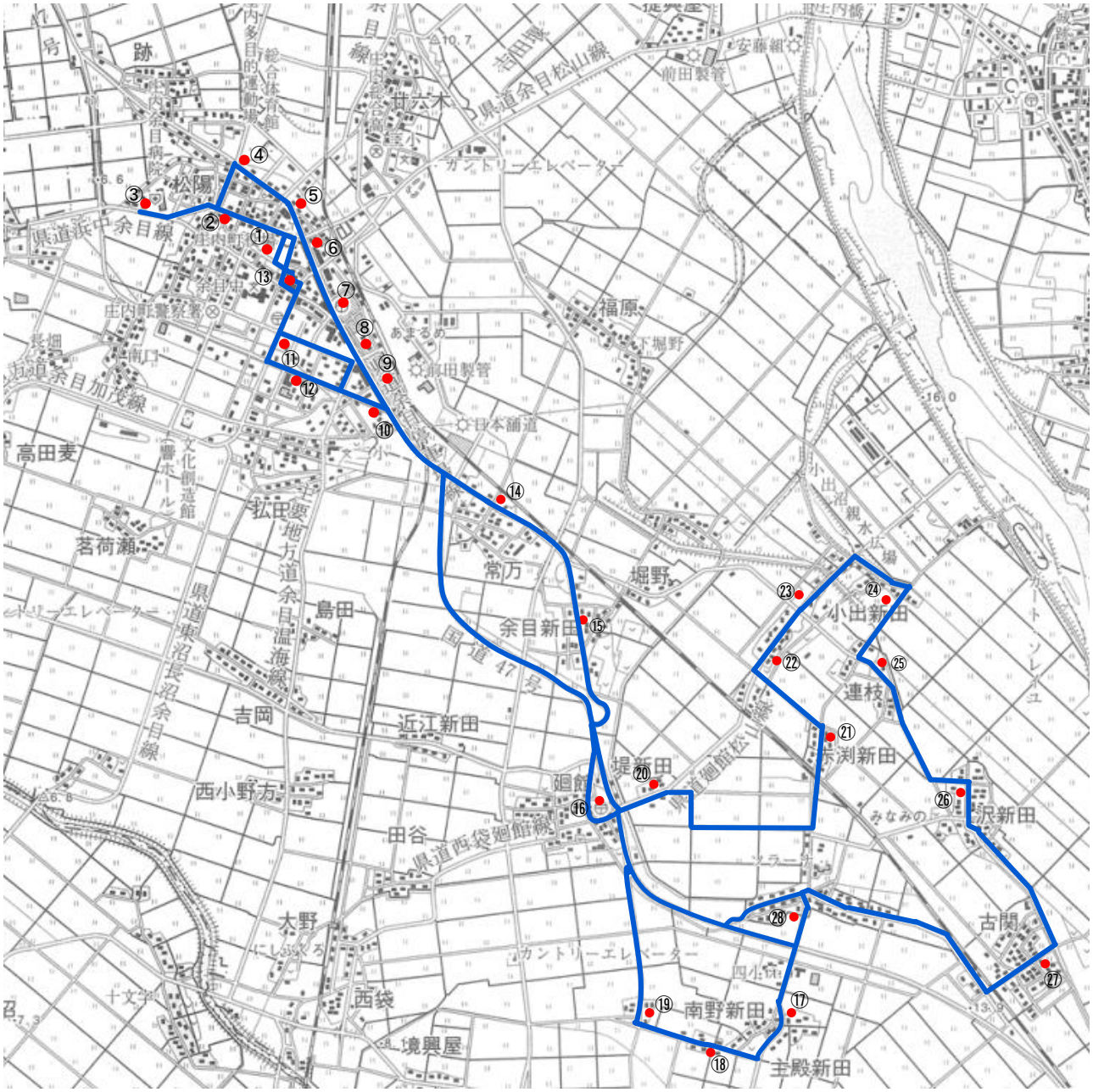


◎ 始発及び終点は、全便ともに「庄内町役場」です。

No.	停留所名	場所	No.	停留所名	場所
①	庄内町役場	役場バス乗り場	⑪	富樫接骨院前	駐車場
②	松蔵商店前	店舗脇	⑫	森田内科	駐車場
③	庄内余目病院	入口前	⑬	新余目支所・町湯	新余目支所入口前
④	菅原医院	駐車場	⑭	マックスバリュ	店舗入口前
⑤	肉のもり前	駐車場	⑮	ヤマザワ	店舗入口前
⑥	斎藤整形	駐車場	⑯	うおぎん前	店舗脇
⑦	きらやか銀行	駐車場	⑰	和光町	庄内測量設計舎倉庫前
⑧	カザミドリ前	店舗入口前	⑱	太田デンタル	入口前
⑨	余目駅前	バス待合室前	⑲	町農協	駐車場
⑩	兼古商店前	店舗入口前			

庄内町営バス　循環路線　路線図

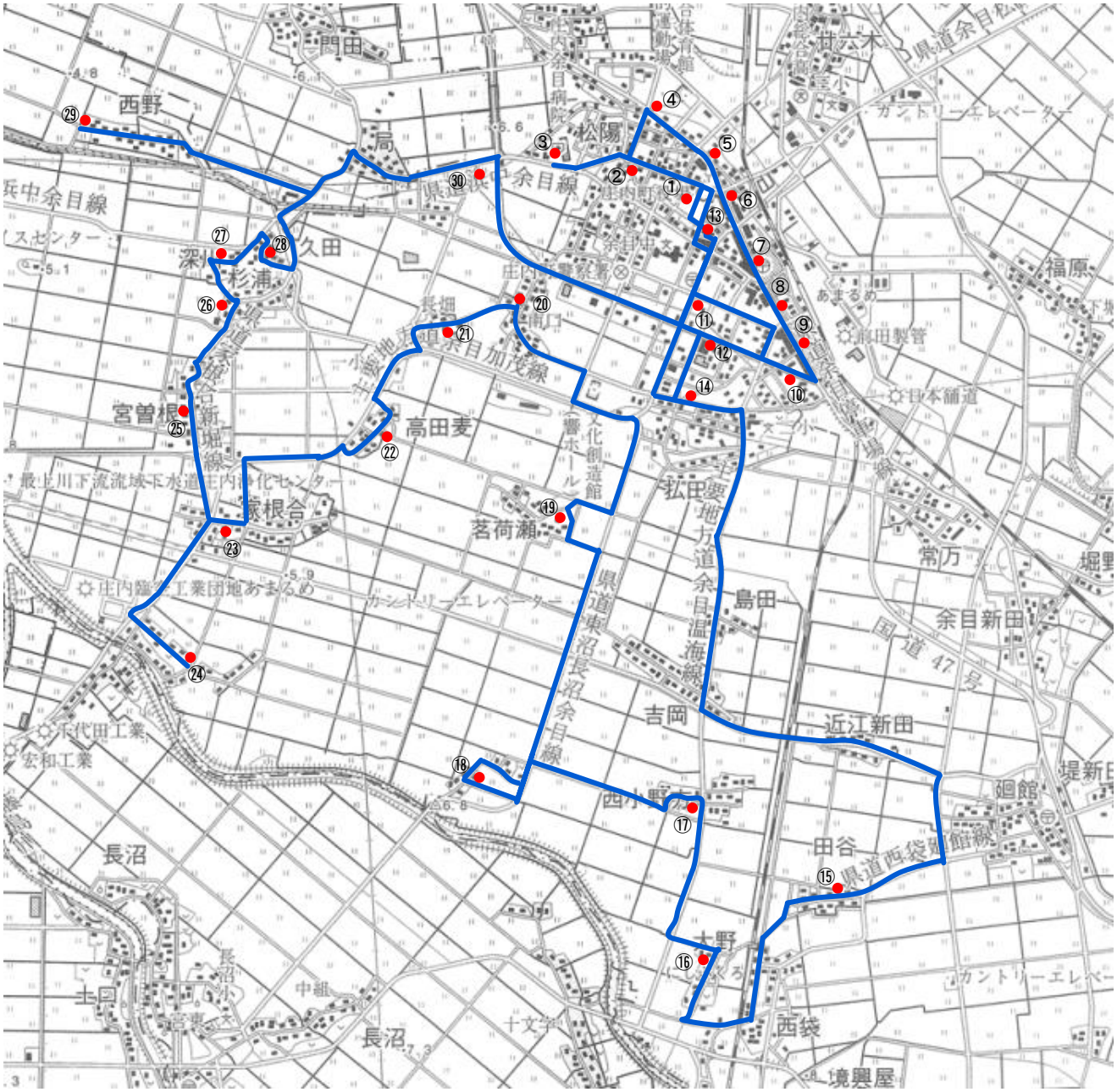
◆１コース　常万・大和方面（月・水・金運行）　※小出新田循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	主殿新田	㉕	連枝
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	中野	㉖	沢新田
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	南興屋	㉗	古関（循環）
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	堤新田	㉘	阿部医院
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	赤渕新田		
⑥	斎藤整形	⑭	常万	㉒	小出根子		
⑦	きらやか銀行	⑮	余目新田	㉓	小出新田		
⑧	カザミドリ前	⑯	廻館	㉔	連枝土場		

庄内町営バス　循環路線　路線図

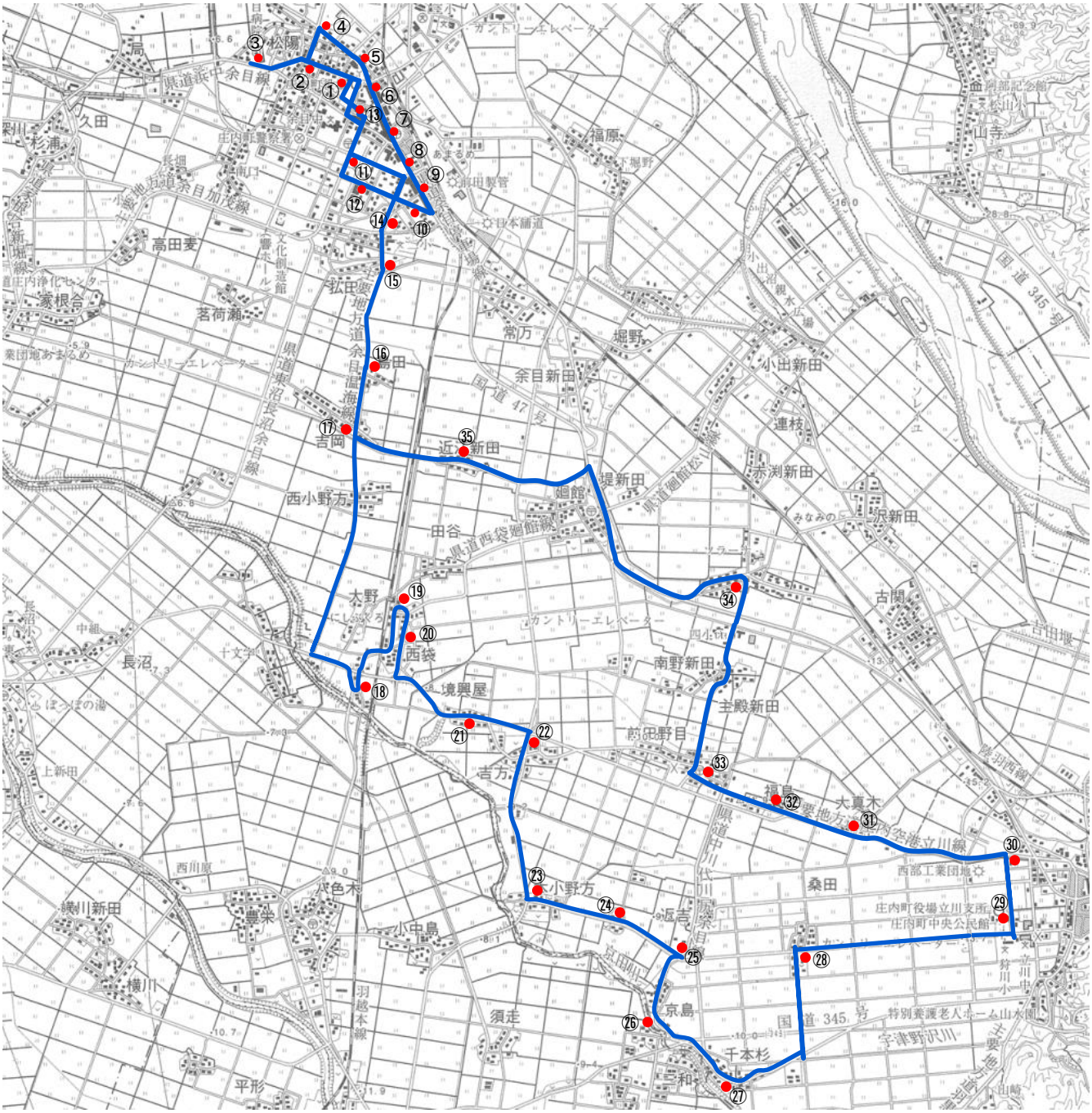
◆２コース　八栄里・栄方面（月・水・金運行）　※家根合循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	西小野方	㉕	宮曽根
②	松蔵商店前	⑩	富樫接骨院	⑱	生三	㉖	杉浦
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	茗荷瀬	㉗	深川
④	菅原医院	⑫	新余目支所・町湯	⑳	南口	㉘	久田
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉑	長畑	㉙	西野
⑥	斎藤整形	⑭	幸町・緑町	㉒	高田麦	㉚	下朝丸
⑦	きらやか銀行	⑮	田谷	㉓	家根合		
⑧	カザミドリ前	⑯	大野	㉔	落合		

庄内町営バス　循環路線　路線図

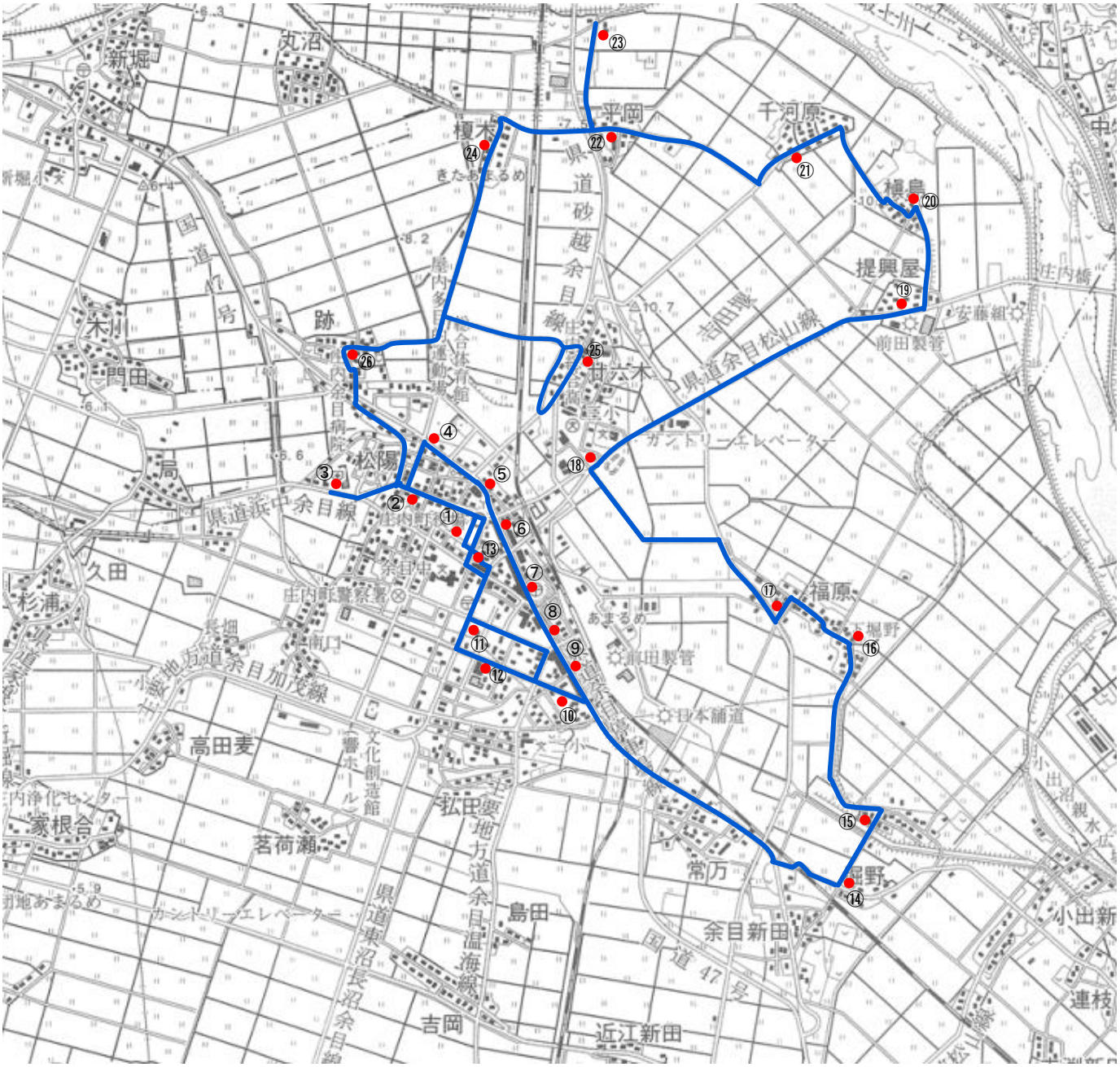
◆３コース　吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土運行）　※狩川循環線



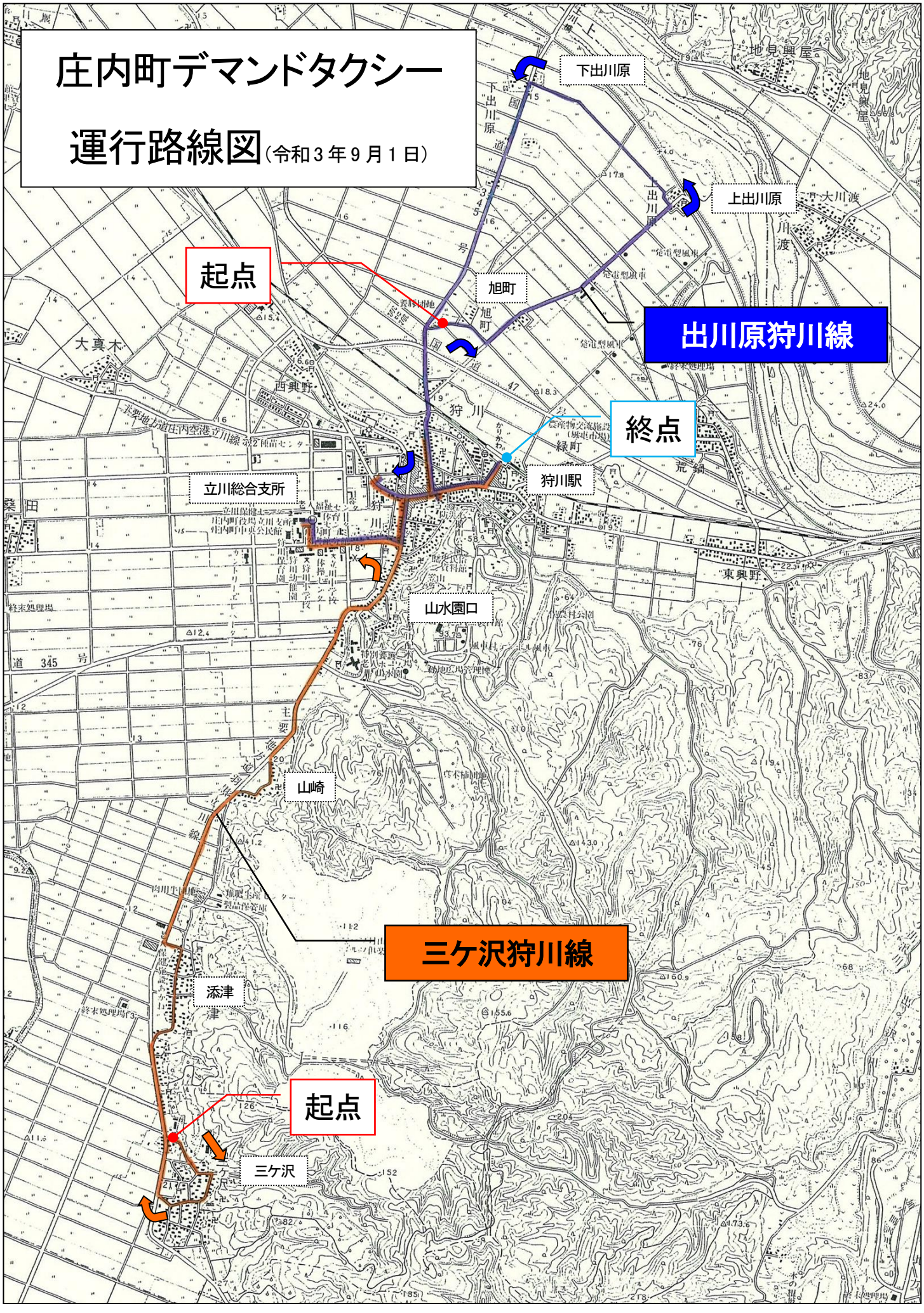
No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑩	富樫接骨院	⑲	西袋駅前	㉘	桑田
②	松蔵商店前	⑪	森田内科	⑳	西袋公民館前	㉙	立川総合支所
③	庄内余目病院	⑫	新余目支所・町湯	㉑	境興屋	㉚	第２種苗センター
④	菅原医院	⑬	町農協	㉒	吉方	㉛	大真木
⑤	肉のもり前	⑭	上朝丸	㉓	本小野方	㉜	福島
⑥	斎藤整形	⑮	払田	㉔	新田目	㉝	前田野目
⑦	きらやか銀行	⑯	島田	㉕	返吉	㉞	阿部医院
⑧	カザミドリ前	⑰	吉岡	㉖	京島	㉟	近江新田
⑨	兼古商店前	⑱	橋の脇	㉗	千本杉		

庄内町営バス　循環路線　路線図

◆４コース　堀野・第三学区方面（火・木・土運行）　※平岡循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑧	カザミドリ前	⑮	中堀野	㉒	平岡
②	松蔵商店前	⑨	兼古商店前	⑯	下堀野	㉓	榎木土場
③	庄内余目病院	⑩	富樫接骨院	⑰	福原	㉔	榎木
④	菅原医院	⑪	森田内科	⑱	三百地	㉕	廿六木
⑤	肉のもり前	⑫	新余目支所・町湯	⑲	提興屋	㉖	跡
⑥	斎藤整形	⑬	町農協	⑳	槇島		
⑦	きらやか銀行	⑭	上堀野	㉑	千河原		


庄内町デマンドタクシー
運行路線図（令和３年９月１日）
下出川原
上出川原
起点
旭町
出川原狩川線
終点
狩川駅
立川総合支所
山水園口
山崎
三ケ沢狩川線
添津
起点
三ケ沢

ご利用案内

令和4年8月1日　運行スタート!!

デマンドタクシー 余目酒田線



デマンドタクシーとは?

運行する日時【時刻表】と乗り降りできる場所【停留所】が決まっている乗合タクシーです。
あらかじめ登録した利用者が、事前に予約した場合にのみ運行します。どなたでもご登録いただけますので、買い物、通院、通勤などのお出かけの際に、是非ご利用ください。

ご利用の流れ

登録
デマンドタクシー利用登録申込書を登録窓口にご提出ください。

▶

予約
利用日の前日午後５時までに余目タクシー㈲にお電話で予約してください。

▶

乗車
当日、予約いただいた時間に合わせて停留所にタクシーがお迎えにあがります。

▶

到着
目的地の停留所で降車してください。

運行日

月曜日～金曜日の **平日運行**
≪注意≫土・日、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日は運行しません。

登録

利用するためには、**事前の登録が必要**です。１度登録すれば、ずっと利用できます。
※三ケ沢狩川線、出川原狩川線を利用するために既に登録している方は、改めて登録する必要はありません。

登録方法
登録窓口に「デマンドタクシー利用登録申込書」を提出してください。
用紙は、各登録窓口に備え付けられています。
≪登録窓口≫庄内町役場(まちづくり係)、立川総合支所(総合支所係)、余目タクシー㈲

予約

利用日の**1週間前から前日の5時までに、余目タクシー㈲に電話をして予約**してください。
通勤等で通年利用する、または特段の理由がある場合は、ご相談ください。

予約はこちら　☎ **0234-43-2411** 余目タクシー㈲

予約方法
① **名前・電話番号** をつたえる　② **日にち・時間** をつたえる
③ **行き先・乗り場** をつたえる

乗車料金

500円／回
（おひとりあたりの料金です）

現金のほか、回数乗車券もご利用いただけます。
500円券×11回分、250円×11回分の回数乗車券綴を各々10回分の料金で庄内町役場、立川総合支所で販売します。

※ゴールドパス(無料)・シルバーパス(半額)は使用できません。

無料・割引制度

半額	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（介助のために同乗する方も半額対象です。） ・小学校の児童
無料	・小学校就学前の始期に達するまでの子ども

時刻表および乗降場所

酒田方面行き	便	余目駅前	きらやか銀行	庄内町役場	松蔵商店前	庄内余目病院	広田	イオン酒田南店	日本海総合病院
	❶	7:00	7:01	7:03	7:04	7:05	7:15	7:18	7:21
	❷	9:10	9:11	9:13	9:14	9:15	9:25	9:28	9:31
	❸	12:30	12:31	12:33	12:34	12:35	12:45	12:48	12:51

余目方面行き	便	日本海総合病院	イオン酒田南店	広田	庄内余目病院	松蔵商店前	庄内町役場	きらやか銀行	余目駅前
	❶	12:00	12:03	12:06	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21
	❷	15:45	15:48	15:51	16:01	16:02	16:03	16:05	16:06
	❸	17:00	17:03	17:06	17:16	17:17	17:18	17:20	17:21

デマンドタクシーの利用例

（例１）余目駅から日本海総合病院へ通院するコース

行き：余目駅前 発 9:10 → デマンドタクシー → 日本海総合病院 着 9:31

帰り：日本海総合病院 発 12:00 → デマンドタクシー → 余目駅前 着 12:21

（例２）町営バスから乗り継いで日本海総合病院へ通院後に徒歩でイオン酒田南店へ行き、買い物をして帰宅するコース

行き：町内各集落 →（町営バス）→ 着 循環 8:50頃 幹線 8:35 庄内町役場 発 9:13 →（デマンドタクシー）→ 日本海総合病院 着 9:31

日本海総合病院 発 →（歩き）→ イオン酒田南店 着



タクシーの時間までイオンでお買い物

帰り：イオン酒田南店 発 15:48 →（デマンドタクシー）→ 着 16:03 庄内町役場 発 循環 16:10頃 幹線 16:27 →（町営バス）→ 町内各集落

デマンドタクシーに関するお問合せ
庄内町企画情報課まちづくり係　TEL 42-0162／FAX 42-0893

路線新設区間図


6.国道７号線
2.2km
7.酒田市道
0.1km
8.酒田市あきほ町 120-1 地内
0.4km
10.酒田市道
0.1km
11.酒田市道
0.3km
12.酒田市道
0.3km
9.酒田市道
0.6km
5.県道 38 号線
4.5km
4.県道 44 号線
1.9km
3.県道 357 号線
1.3km
2.県道 117 号線
0.8km
1.県道 199 号線
0.13km
余目タクシー㈲
営業所及び自動車車庫
砂越
中華そば 華煌(げっこう)
酒田松山線
平田農村環境
改善センター
羽越本線
最上川
酒田IC
北余目
花やラーメン
ラーメン萬人
庄内余目病院
酒茶房 如意～台
359
360
345
7
47
停留所名
① 余目駅前
② きらやか銀行
③ 庄内町役場
④ 松蔵商店前
⑤ 庄内余目病院
⑥ 広田
⑦ イオン酒田南店
⑧ 日本海総合病院
利用規約
プライバシー
フィードバックの送信
1 km

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	庄内町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	20,151
交通不便地域等	20,151

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
20,151	全地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

別　紙

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：　　遊佐町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

１．地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業３－２－１＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年２回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（遊佐町）

〇山形県地域公共交通計画＜施策・事業１－１－１＞＜１－２－１＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し､GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（遊佐町、事業者）
・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（遊佐町）

〇山形県地域公共交通計画の＜施策・事業３－１－１＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（遊佐町）
・地域公共交通計画の＜施策・事業２－１－１＞によって導入される交通系ＩＣカードについて、町民や来訪者への普及啓発（遊佐町）
・本事業対象路線・サービスに対して交通系ＩＣカードの導入の検討（遊佐町、事業者）

〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

２．運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を作成し添付

３．運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

別　紙

山形県地域公共交通計画　大目標　数値目標２の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
　ＲＥＳＡＳの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
・遊佐町目標値（目標年度 R7）
県外 700 人、県内 3,000 人
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標３の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
　市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
・遊佐町の目標値（目標年度 R7）
　市町村総合交付金対象路線・サービス
遊佐町デマンドタクシー　0.7 回／人（直近年度の実績 8,833 人）
〇山形県地域公共交通計画　中目標（３）数値目標４の遊佐町相当分の達成
・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道　　：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス　　：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
　コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
　デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー　　：1 億円　　（直近年度の実績 3,000 千円）
　・遊佐町目標値（目標年度 R7）
　　デマンド交通：14,700 千円（直近年度の実績 17,035 千円）
〇上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
　遊佐町デマンドタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：
　　10,000 人以上（直近年度の実績 8,833 人）
　遊佐町デマンドタクシーの収支率 20.0%以上（直近年度の実績 16.73%）
　遊佐町デマンドタクシーへの町負担額　20,000 千円（直近年度の実績 20,660 千円）
〇事業の効果
　・上記路線を維持することにより、遊佐町全域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のＲＥＳＡＳの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、遊佐町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

　地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る遊佐町デマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額26,300千円のうち､遊佐町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
　また、遊佐町デマンドタクシーへの上記遊佐町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する遊佐町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項
（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

５．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

６．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

７．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

８．車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

〇その他申請に関する事項

９．協議会の開催状況と主な議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和３年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和４年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 3 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

・令和 4 年 1 月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

〇 遊佐町地域公共交通会議

＜令和 3 年度＞

・令和 3 年 4 月 30 日（第 1 回 書面協議）：遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議

・令和 3 年 11 月 8 日（第 2 回 書面協議）：遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議

＜令和 4 年度＞

・令和 4 年 7 月 29 日（第 1 回）：遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議

〇 その他公共交通関連会合・住民説明会等

・特になし

〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

１０．利用者等の意見の反映状況

別　紙

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により遊佐町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 遊佐町では、遊佐町デマンドタクシーの利用補助として回数券の割引キャンペーンを実施している。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202
（所　属）遊佐町役場産業課産業創造係
（氏　名）　主事　堀　一智
（電　話）　0234-72-4522
（e-mail）　0234-72-5896

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	241日	4820回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	241日	4820回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遊佐町	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往　km 復　km	241日	4820回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

別紙（表１添付資料）

遊佐デマンドタクシー

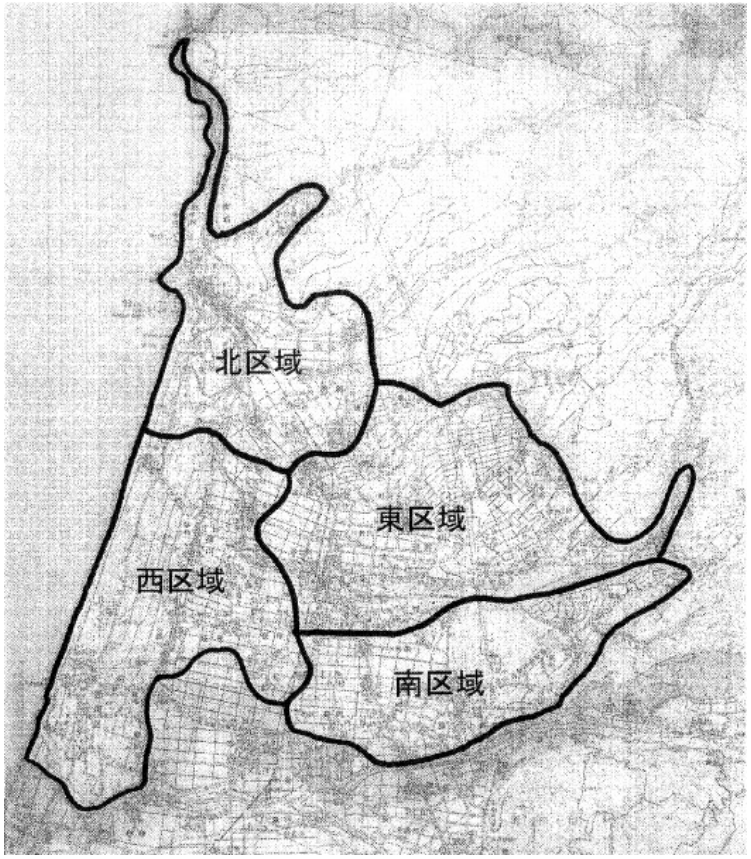
１．運行ダイヤ

便	出発時刻	予約締切
９時便	９：00	前日の 16：30 まで
10 時便	10：00	当日 9：00 まで
11 時便	11：00	当日 10：00 まで
12 時便	12：00	当日 11：00 まで
13 時便	13：00	当日 12：00 まで
14 時便	14：00	当日 13：00 まで
15 時便	15：00	当日 14：00 まで

＊平日の９時～１５時の１時間ごとに一日合計７便運行

遊佐町内であればどこでも乗降可能

２．運行区域



※東区域に位置する遊佐駅で JR 東日本羽越本線と接続

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	遊佐町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	13032
交通不便地域等	13032

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
13032	遊佐町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）